

令和 7 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

= 定 例 会 =

自 令和 7 年 2 月 27 日 (木) 開 会

至 令和 7 年 3 月 25 日 (火) 閉 会

宮 古 島 市 議 会

目 次

◎ 第3回定例会

○招集告示	1
○上程案件処理結果	2
○応招議員名簿	8
○2月27日（議事日程第1号）	9
○会期及び日程	12
会議録署名議員の指名について	17
会期を定めることについて	17
議席の変更について	18
令和7年度施政方針について	18
議案審議	25
○2月28日（議事日程第2号）	31
議案審議	35
○3月3日（議事日程第3号）	65
議案審議	70
○3月10日（議事日程第4号）	93
議案審議	101
○3月17日（議事日程第5号）	109
一般質問	145
我如古 三 雄 君	145
西 里 芳 明 君	155
仲 間 誉 人 君	165
砂 川 和 也 君	176
久 貝 美奈子 君	188
○3月18日（議事日程第6号）	201
一般質問	203
大 城 仁 君	203
狩 俣 勝 成 君	214
長 崎 富 夫 君	227
下 地 信 男 君	239
上 地 堅 司 君	251
○3月19日（議事日程第7号）	263
一般質問	266
上 地 廣 敏 君	266

下 地 茜 君	2 7 6
富 浜 靖 雄 君	2 8 9
下 地 信 広 君	3 0 1
池 城 健 君	3 1 2
○3月21日（議事日程第8号）	3 2 5
一般質問	3 2 8
狩 俣 政 作 君	3 2 8
山 下 誠 君	3 4 1
平 良 和 彦 君	3 5 7
友 利 光 徳 君	3 6 9
○3月24日（議事日程第9号）	3 8 3
一般質問	3 8 6
上 里 樹 君	3 8 6
山 里 雅 彦 君	3 9 8
栗 国 恒 広 君	4 1 2
國 仲 昌 二 君	4 2 5
議案審議	4 3 8
○3月25日（議事日程第10号）	4 4 5
議案審議	4 5 8

宮古島市告示第19号

令和7年第3回宮古島市議会（定例会）を次のとおり招集する。

令和7年2月20日

宮古島市長 嘉 数 登

1 期 日 令和7年2月27日（木）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 1 5 号	令和 6 年度宮古島市一般会計補正予算（第 1 0 号）	市 長	令和 7 年 2 月 27 日	令和 7 年 3 月 10 日	原案可決
議案 第 1 6 号	令和 6 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 1 7 号	令和 6 年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第 5 号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 1 8 号	令和 6 年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 1 9 号	令和 6 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 0 号	令和 6 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 1 号	令和 6 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 2 号	令和 6 年度宮古島市水道事業会計補正予算（第 4 号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 3 号	令和 6 年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第 5 号）	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 4 号	令和 7 年度宮古島市一般会計予算	〃	〃	令和 7 年 3 月 25 日	〃
議案 第 2 5 号	令和 7 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 6 号	令和 7 年度宮古島市港湾事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 7 号	令和 7 年度宮古島市介護保険特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 8 号	令和 7 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第 2 9 号	令和 7 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 0 号	令和 7 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 3 1 号	令和 7 年度宮古島市水道事業会計予算	市 長	令和 7 年 2 月 27 日	令和 7 年 3 月 25 日	原案可決
議案 第 3 2 号	令和 7 年度宮古島市下水道事業会計予算	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 3 号	宮古島市職員の給与に関する条例等の一部改正 について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 4 号	宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部改正 について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 5 号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 等の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 6 号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部 改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 7 号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 8 号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び 旅費に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 3 9 号	宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及 び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 0 号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に基づく個 人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 1 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係条例の整理について	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 2 号	宮古島市税条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 3 号	宮古島市地域包括支援センターが包括的支援事 業を実施するために必要なものに関する基準を 定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 4 号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 5 号	宮古島市トゥリバー海浜公園の設置及び管理に 関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 6 号	宮古島市中小企業振興基本条例の制定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
議案 第 4 7 号	宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止について	市 長	令和 7 年 2 月 27 日	令和 7 年 3 月 25 日	原案可決
議案 第 4 8 号	宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止について	〃	〃	〃	〃
議案 第 4 9 号	宮古島市文化ホール条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 0 号	宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 1 号	宮古島市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 2 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 3 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 4 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 5 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 6 号	伊良部児童館建設工事（建築）請負契約について	〃	〃	令和 7 年 3 月 10 日	〃
議案 第 5 7 号	財産の取得について	〃	〃	令和 7 年 3 月 25 日	〃
議案 第 5 8 号	訴えの提起について	〃	〃	〃	〃
議案 第 5 9 号	訴えの提起について	〃	〃	〃	〃
議案 第 6 0 号	令和 7 年度宮古島市一般会計補正予算(第 1 号)	〃	令和 7 年 3 月 10 日	〃	〃
報告 第 2 号	専決処分の報告について	〃	令和 7 年 2 月 27 日		
諮問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃	令和 7 年 3 月 25 日	適 任
同意案 第 1 号	副市長の選任について	〃	令和 7 年 3 月 24 日	〃	同 意

議案番号	件名	提案者	提出月日	処理月日	結果
同意案 第 2 号	教育長の任命について	市長	令和 7 年 3 月 24 日	令和 7 年 3 月 25 日	不 同 意
請願書 第 3 号	「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書	請 願 者	令和 6 年 12 月 3 日	〃	再 継 続 審 査
陳情書 第 1 号	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情	陳 情 者	令和 7 年 2 月 27 日	〃	継続審査
陳情書 第 2 号	市民と共に「いじめ」「自殺」「児童虐待」「犯罪」等を減らす取り組みについての陳情	〃	〃	〃	審議未了
陳情書 第 3 号	訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見提出の陳情	〃	〃	〃	採 択

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
陳情書 第 4 号	国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情	陳 情 者	令和 7 年 2 月 27 日	令和 7 年 3 月 25 日	採 択
陳情書 第 5 号	宮古広域消防署組合出張所建替工事場所移動に関する要望書	〃	〃	〃	継続審査
意見書案 第 1 号	訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書	文 教 社 会 委 員 会	令和 7 年 3 月 25 日	〃	原案可決
意見書案 第 2 号	国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書	〃	〃	〃	〃
発議 第 1 号	宮古島市議会会議規則の一部改正について	議 会 運 営 委 員 会	〃	〃	〃
発議 第 2 号	宮古島市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
発議 第 3 号	宮古島市議会委員会条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
発議 第 4 号	宮古島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
発議 第 5 号	宮古島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	〃	〃	〃	〃

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
決議案 第 1 号	栗国恒広君に対する議員辞職勧告決議	議 員	令和 7 年 3 月 25 日	令和 7 年 3 月 25 日	原案可決

開会日（令和７年２月２７日）に応招した議員

久	貝	美	奈	子	君	平	良	和	彦	君
下	地			茜	〃	下	地	信	広	〃
砂	川	和		也	〃	我	如	古	三	雄
狩	俣	勝		成	〃	國	仲	昌	二	〃
富	浜	靖		雄	〃	西	里	芳	明	〃
下	地	信		男	〃	長	崎	富	夫	〃
大	城			仁	〃	友	利	光	徳	〃
狩	俣	政		作	〃	上	里		樹	〃
山	下			誠	〃	栗	国	恒	広	〃
池	城			健	〃	上	地	廣	敏	〃
上	地	堅		司	〃	平	良	敏	夫	〃
仲	間	誉		人	〃	山	里	雅	彦	〃

令和 7 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

2 月 27 日 (木) 初 日

(議案上程、説明、聴取)

令和 7 年第 3 回宮古島市議会定例会（3 月）議事日程第 1 号

令和 7 年 2 月 2 7 日（木）午前 1 0 時開会

日程第 1		会議録署名議員の指名について	
〃 第 2		会期を定めることについて	
〃 第 3		議席の変更について	
〃 第 4		令和 7 年度施政方針について	
〃 第 5	議案第 1 5 号	令和 6 年度宮古島市一般会計補正予算（第 1 0 号）	（市長提出）
〃 第 6	〃 第 1 6 号	令和 6 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）	（ 〃 ）
〃 第 7	〃 第 1 7 号	令和 6 年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第 5 号）	（ 〃 ）
〃 第 8	〃 第 1 8 号	令和 6 年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	（ 〃 ）
〃 第 9	〃 第 1 9 号	令和 6 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	（ 〃 ）
〃 第 1 0	〃 第 2 0 号	令和 6 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第 1 号）	（ 〃 ）
〃 第 1 1	〃 第 2 1 号	令和 6 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）	（ 〃 ）
〃 第 1 2	〃 第 2 2 号	令和 6 年度宮古島市水道事業会計補正予算（第 4 号）	（ 〃 ）
〃 第 1 3	〃 第 2 3 号	令和 6 年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第 5 号）	（ 〃 ）
〃 第 1 4	〃 第 2 4 号	令和 7 年度宮古島市一般会計予算	（ 〃 ）
〃 第 1 5	〃 第 2 5 号	令和 7 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 1 6	〃 第 2 6 号	令和 7 年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 1 7	〃 第 2 7 号	令和 7 年度宮古島市介護保険特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 1 8	〃 第 2 8 号	令和 7 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 1 9	〃 第 2 9 号	令和 7 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 2 0	〃 第 3 0 号	令和 7 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 2 1	〃 第 3 1 号	令和 7 年度宮古島市水道事業会計予算	（ 〃 ）
〃 第 2 2	〃 第 3 2 号	令和 7 年度宮古島市下水道事業会計予算	（ 〃 ）
〃 第 2 3	〃 第 3 3 号	宮古島市職員の給与に関する条例等の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 2 4	〃 第 3 4 号	宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 2 5	〃 第 3 5 号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 2 6	〃 第 3 6 号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）

日程第 2 7	議案第 3 7 号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	(市長提出)
〃 第 2 8	〃 第 3 8 号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 2 9	〃 第 3 9 号	宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3 0	〃 第 4 0 号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3 1	〃 第 4 1 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	(〃)
〃 第 3 2	〃 第 4 2 号	宮古島市税条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3 3	〃 第 4 3 号	宮古島市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3 4	〃 第 4 4 号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3 5	〃 第 4 5 号	宮古島市トゥリバー海浜公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 3 6	〃 第 4 6 号	宮古島市中小企業振興基本条例の制定について	(〃)
〃 第 3 7	〃 第 4 7 号	宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止について	(〃)
〃 第 3 8	〃 第 4 8 号	宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止について	(〃)
〃 第 3 9	〃 第 4 9 号	宮古島市文化ホール条例の一部改正について	(〃)
〃 第 4 0	〃 第 5 0 号	宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 4 1	〃 第 5 1 号	宮古島市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について	(〃)
〃 第 4 2	〃 第 5 2 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	(〃)
〃 第 4 3	〃 第 5 3 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	(〃)
〃 第 4 4	〃 第 5 4 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	(〃)
〃 第 4 5	〃 第 5 5 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	(〃)
〃 第 4 6	〃 第 5 6 号	伊良部児童館建設工事（建築）請負契約について	(〃)
〃 第 4 7	〃 第 5 7 号	財産の取得について	(〃)
〃 第 4 8	〃 第 5 8 号	訴えの提起について	(〃)
〃 第 4 9	〃 第 5 9 号	訴えの提起について	(〃)
〃 第 5 0	報告第 2 号	専決処分の報告について	(〃)
〃 第 5 1	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)

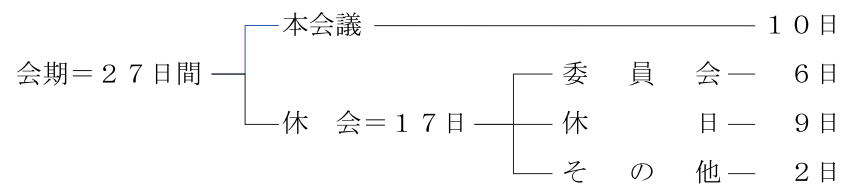
◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）会期日程計画表

令和7年2月27日（木）午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
2月27日	木	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議席の変更 令和7年度施政方針について 議案上程、説明、聴取	開 会
2月28日	金	〃	議案（補正予算・新年度予算）に対する質疑（付託）	
3月 1日	土	休 会		県立高等学校卒業式
3月 2日	日	〃		
3月 3日	月	本会議	議案（条例等）に対する質疑（付託）	
3月 4日	火	休 会	委員会	
3月 5日	水	〃	〃	予算決算委員会
3月 6日	木	〃	〃	〃
3月 7日	金	〃		報告書作成
3月 8日	土	〃		
3月 9日	日	〃		
3月10日	月	本会議	議案第15号～第23号、第56号の採決（委員長報告、質疑、討論、表決）	通 告 締 切
3月11日	火	休 会	委員会	
3月12日	水	〃	〃	
3月13日	木	〃	〃	
3月14日	金	〃		報告書作成
3月15日	土	〃		
3月16日	日	〃		
3月17日	月	本会議	一般質問	
3月18日	火	〃	〃	高校入試合格発表
3月19日	水	〃	〃	
3月20日	木	休 会		春分の日
3月21日	金	本会議	一般質問	
3月22日	土	休 会		
3月23日	日	〃		
3月24日	月	本会議	一般質問	
3月25日	火	〃	委員長報告、質疑、討論、表決	閉 会



令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和7年2月27日（木）

（開会＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午前11時02分）

議長（8番）	平良敏夫君	議員（12番）	我如古三雄君
副議長（22番）	長崎富夫君	（13番）	久貝美奈子君
議員（1番）	大城仁君	（14番）	下地茜君
（2番）	砂川和也君	（15番）	池城健君
（3番）	仲間誉人君	（16番）	山下誠君
（4番）	富浜靖雄君	（17番）	栗国恒広君
（5番）	上地堅司君	（18番）	上地廣敏君
（6番）	狩俣勝成君	（19番）	西里芳明君
（7番）	下地信男君	（20番）	山里雅彦君
（9番）	狩俣政作君	（21番）	國仲昌二君
（10番）	平良和彦君	（23番）	友利光徳君
（11番）	下地信広君	（24番）	上里樹君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	嘉数登君	環境衛生局長	下地睦子君
企画政策部長	久貝順一君	会計管理者	下地美明君
総務部長	與那覇勝重君	水道部長	下地貴之君
福祉部長	守武大君	消防長	上地一史君
市民生活部長	狩俣博幸君	企画調整課長	前原敦君
農林水産部長	石川博幸君	総務課長	豊見山徹君
建設部長	川平陽一君	財政課長	国仲英樹君
観光商工スポーツ部長	砂川朗君	教育長職務代理者	前泊直子君
産業振興局長	下里盛雄君	教育部長	砂川勤君
こども家庭局長	幸地幹夫君	生涯学習部長	天久珠江君

◎令和7年度施政方針手話通訳者

障がい福祉課
会計年度任用職員

時田葉子君

高齢者支援課
課長補佐

豊見山ひろみ君

◎議会事務局職員出席者

事務局
局長
次長

友利毅彦君
仲間清人君

次長補佐
議事係長

与那嶺彰成君
国吉たかよ君

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）諸般の報告書

令和7年2月27日（木）

	12月定例会の閉会后、陳情書5件を受理し、陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会での審査をお願いする。
	宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和6年12月分の例月出納検査結果報告及び令和6年度定期監査結果報告があった。
2月16日	未来創造センターで開催された「令和6年度 宮古島の教育を語る市民大会」に長崎富夫副議長が出席し、挨拶を述べた。
2月19日	会派代表者会議が開催され、会派編成に伴う会派室について及び、常任委員会の所属の変更についての調整を行った。 全員協議会室で開催された「令和6年度宮古島市議会議員研修会」に出席した。 同研修会では、全国市議会議長会企画議事部副部長篠田光洋氏による講演「一般質問について」と題した研修を実施した。 議会運営委員会が開催され、次の一般選挙から施行する議員の定数減に伴う常任委員会委員及び、議会運営委員会委員の定数について協議を行った。 同委員会では、3月定例会における「議席の変更」についてのほか、嘉数登市長から要望のあった「令和7年度施政方針読み上げにおける手話通訳者の帯同について」も諮問され、「手話通訳者の帯同について」は要望のとおり了承することが確認された。
2月20日	那覇市自治会館で開催された「沖縄県離島振興市町村議会議長会第16回定期総会」に出席した。 同総会では、令和7年事業計画及び令和7年度予算について可決された。 那覇市自治会館で開催された「沖縄県離島振興市町村議会議長会研修会」に出席した。 同研修会では、松蔭大学観光メディア文化学部長の古賀学教授による「離島観光の推進について」と題した研修が行われた。 嘉数登市長から、令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付があった。
2月23日	陸上自衛隊宮古島駐屯地で開催された陸上自衛隊宮古島駐屯地創立6周年記念行事に出席した。
2月25日	議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日2月27日から3月25日までの27日間とするのが適当であると決した。 また、「議案第56号、伊良部児童館建設工事（建築）請負契約について」は、3月10日の会議において処理すること、「諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決した。

	同委員会では、次の一般選挙から施行する議員の定数減に伴う常任委員会委員、議会運営委員会委員の定数についても協議され、総務財政委員会 8 人、文教社会委員会 7 人、経済工務委員会 7 人、予算決算委員会 1 2 人、議会運営委員会 8 人とする ことと決したほか、「議席の変更」についても承認された。 議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和 7 年第 3 回宮古島市議会定例会（3 月）提出議案事前説明がされたほか、議会運営委員会の報告を行った。 以上
--	--

◎議長（平良敏夫君）

ただいまから令和7年第3回宮古島市議会定例会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

12月定例会の閉会后、陳情書5件を受理し、陳情文書表のとおり付託したので、所管委員会での審査をお願いいたします。

2月20日、嘉数登市長から、令和7年第3回宮古島市議会定例会の招集告示をした旨の通知とともに、今定例会に付議すべき議案の送付がありました。

2月25日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日2月27日から3月25日までの27日間とするのが適当であると決しました。

また、議案第56号、伊良部児童館建設工事（建築）請負契約については、3月10日の会議において処理すること、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決しました。

そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、下地信男君及び砂川和也君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日2月27日から3月25日までの27日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日2月27日から3月25日までの27日間と決しました。

なお、議事の都合により、3月4日から7日、11日から14日までの計8日間は休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

なお、会議予定につきましては、会期日程計画表のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、日程第3、議席の変更についてを議題とします。

諸般の事情により、会議規則第4条第3項の規定により、議席の変更をしたいと思います。

お諮りします。議席の変更については、本日の議事日程フォルダに配付した議席配置図のとおり、それぞれ変更したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

それでは、ただいま決定した議席にお着き願います。

休憩します。

（休憩＝午前10時03分）

それでは、再開します。

（再開＝午前10時07分）

次に、日程第4、令和7年度施政方針についてを議題とし、嘉数登市長からの説明を求めます。

◎市長（嘉数 登君）

1. はじめに一市政運営の基本的な考え方―

令和7年第3回宮古島市議会の開会にあたり、市政運営についての私の基本的な考え方と主要施策の概要を申し上げ、市民の皆様および議員各位にご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、令和7年1月19日の宮古島市長選において、市民の負託を受け、第6代宮古島市長へ就任いたしました。

「市民が真ん中」を基本姿勢に、公約の着実な推進を図り、宮古島市の輝かしい未来に向けて、全身全霊で取り組んでいく所存です。

なお、これから述べます施政方針は、令和7年度において取り組む施策と、先の市長選において市民の皆様にご約束した公約である「9つの政策」の推進に向けて、所信の一端を併せて申し上げるものであります。

はじめに、直面する重要課題への責任ある対応についてです。

本市では、少子高齢化、住居不足、人手不足など、重要な課題が顕在化・深刻化しており、これらにスピード感と実行力を持って、先送りすることなく、適切に対処していく必要があります。

少子化対策について、子育て環境の整備、各種サービスの充実、経済的な負担の軽減等、様々な取組を推進し、日本一子育てがしやすい島、子育て世代が住み続けたいと思える島に向けて、「子育て応援宣言」を行います。併せて、理念や方向性を示し、子育て世代への支援を推進するための基本的事項を定める「子育て支援条例」を制定します。

新婚世帯への経済的支援として、新居の家賃や引越費用等への支援を行う「ミャーク新婚ライフサポー

ト事業（旧・結婚新生活支援事業）」の補助上限額を引き上げます。

高齢化対策について、地域包括支援センターの機能強化、生活習慣病予防の推進、認知症予防の一環としての遺伝子検査の導入検討など、高齢者が健康で住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、健康づくりと介護予防の一体的な取組を推進します。

人口減少が進行する旧町村地域等での賑わい創出の実現に向けて、地域おこし協力隊等の支援人材の確保へ取り組みます。

世代間交流を促進し、地域全体の活性化を図るため、こども園や児童館など、子どものための施設と高齢者介護施設等が一体となった幼老複合施設「福祉の森構想」の実現に向けて、民間事業者との協働を図ります。

住居不足の緩和・解消に向けて、令和6年度に若者定住対策として県内で初めて導入した、市営住宅の空き部屋活用を継続して実施するとともに、活用可能な戸数の拡充へ取り組んでまいります。また、空き家の所有者等への意向調査を継続的に行い、空き家バンクへの登録を促すことで、有効活用を推進します。

子育て世代の住居不足解消として、低廉な家賃で住宅の供給が可能となるよう、市有地を活用した宅地造成や賃貸集合住宅等の整備に向けて、サウンディング型市場調査により民間企画力を取り込みながら、活用方法を検討します。

多くの業種から声があがっている人手不足への対応として、U I J ターンを推進するとともに、生活の根幹を支える医療・福祉・保育従事者などのエッセンシャルワーカー向けに、定住促進分譲地や賃貸住宅の整備等を検討します。

また、介護人材育成事業や保育士確保対策事業を引き続き実施し、資格取得を支援することで、人材の確保と定着率の向上を図るとともに、新たに介護支援専門員の法定研修受講料等を助成し、就労の継続を支援します。

特に、人手不足が深刻化している介護現場を支援する新たな取組として、介護ロボットの導入に向けて、ニーズの把握や調査を進めてまいります。

外国人労働者が安心して働ける環境をつくるため、外国人労働事業者等への調査を行い、行政・生活情報等の多言語化、相談体制の整備に取り組みます。

2つ目に、市民の「命」と「暮らし」を守るについてです。

市民の命と暮らしを守ることが、市長に課せられた重要な責務であることから、物価高騰への対策、台風等の自然災害への備え、消防力の強化、増加する水需要への対応などについて、対策の強化に取り組む必要があります。

物価高騰への対策として、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、市民ニーズを踏まえた迅速な支援を行います。

台風や地震などの自然災害対応への組織体制強化として、市長判断の補佐役となる危機管理監の設置に向け、調査・検討を進めます。

地域の防災力を高めるため、自主防災組織の新規設立に対して、資機材導入費や活動費への補助を行うとともに、地域の防災活動をリードする人材となる、防災士の資格取得への支援を新たに実施します。

年々増加傾向にある救急事案への対応として、人員・車両等の配置計画を新たに策定します。また、救

助が困難な場所から安全かつ迅速に救出できるよう、都市型救助に対応した資機材の導入を進めます。

増加する水需要へ適切に対応するため、「長期水需給計画」を策定し、新たな水源開発や施設の更新等へ計画的に取り組めます。

3つ目に、農畜水産業の持続的な発展についてです。

島の経済を支える農畜水産業の持続的な発展に向けては、担い手の育成・確保に取り組むとともに、6次産業化・高付加価値化・販路の開拓等により、加工・流通対策を推進し、生産者所得の向上を図る必要があります。

自然災害等によるリスクを軽減し、持続的な農業生産が行えるよう、各種農業保険事業への加入を支援します。併せて、単収の増加した畑作物農家に対しては、共済加入の上乗せ支援を新たに導入し、生産意欲の向上に繋がります。

また、水産業においては、新たに漁業共済加入への支援を行い、経営の安定化を図ります。

農作業における省力化・効率化に資するスマート農業を推進するため、デジタル技術を活用した農業用水管理の遠隔操作や農業機械の自動制御の導入に向け、モデル地区を選定し調査を実施します。

肉用牛分娩監視装置等のICT機械・装置の導入を支援し、分娩時の事故防止および畜産農家の作業負担の軽減を図ります。

水産ブランド品の創出に向けて、収益性が高く安定的な供給ができるカキ養殖の実現可能性調査等を進めるとともに、車エビ養殖事業の早期再開に向けて、パプウィルス耐性エビの導入に対して支援を行います。

旧上野庁舎を活用した「地産地消振興センター」において、商品開発や販路開拓等の伴走支援を行いながら、持続的に事業者の育成を行う仕組みづくりを進めます。

国の「おきなわ農林水産物県外出荷促進事業」を活用して地域特産物の出荷コストに対する負担を軽減し、稼働力の強化と物流ネットワークの構築によって、農畜水産業の振興を図ります。

4つ目に、持続可能な観光振興と市民生活への還元・調和についてです。

リーディング産業である観光産業においては、人手不足や受入体制等に課題を抱えており、持続可能な観光振興へは、将来像を再設計する必要があると考えております。

そのことから、人・食・音楽でもてなすことをコンセプトに、本市が持つポテンシャルを最大限に発揮して、観光の効果を市民生活に還元するため、「観光振興ビジョン」を官民連携で策定し、観光の量から質への転換を図ります。

市民および観光客双方の満足度を向上させるため、持続可能な観光地づくりの環境整備や伝統文化等の再生・高付加価値化への活用財源となる、「観光目的税（宿泊税）」の導入に向けて、観光地域づくり法人や観光関連事業者など関係機関との協議を進めてまいります。

交流人口の拡大によって地域経済の活性化を図るため、MICEの推進に取り組めます。その一環として、姉妹・友好・交流都市と連携し、各地の旬の食材を使用する食の祭典「みやこじまキッチン」を新たに開催します。

宮古空港および下地島空港への国内外新規航空路線の就航に向けてエアポートセールスを強化するとともに、空港ハンドリング体制等における課題解決へ取り組めます。

宮古空港の機能強化、宮古広域公園（仮称）の早期整備に向けて、関係団体と連携し、国や県への要請活動を強化します。

5つ目に、産業の成長と市民所得の向上についてです。

地域経済を牽引するとともに、雇用の受け皿となる中小企業の成長へは、生産性や付加価値の向上、人材投資等の促進を図る各種支援策を講じる必要があります。

中小企業の振興発展に向けた人材の育成・確保やデジタル技術の活用促進のほか、観光振興にも資する、ものづくり産業を強化し、域内経済の好循環により市民所得の向上に繋げるため、中小企業振興基本条例を制定します。

企業の初期投資にかかる負担を軽減し、創業を支援するための「産業振興施設（賃貸工場）」の整備に向けて、調査・検討を進めてまいります。

奨学金返還支援事業により、若者の市内就職の促進を図るとともに、優れた人材の確保や企業の競争力向上に繋げるため、従業員の正規化、ワークライフバランスや健康経営など、働きやすい環境づくりを推進する企業への認証制度について、導入に取り組んでまいります。

6つ目に、未来を創る教育・子どもの貧困対策についてです。

地域社会の発展に向けては、未来を創る子ども達の成長と将来の活躍に繋がる、児童・生徒への教育の充実が必要です。また、子ども達が経済的理由等により教育や進学機会を奪われたり、社会から孤立することがないように、こどもの貧困対策の充実を図る必要があります。

子ども達の学ぶ意欲と学力向上への取り組みとして、漢検・英検・数検等の検定料全額補助を実施するとともに、再チャレンジへの支援として、同一検定の再受検についても新たに補助対象へ追加します。

児童・生徒の学ぶ機会を創出するため、修学旅行費への支援を行います。また、文化・スポーツ活動への積極的な参加を促進するため、島外で開催される各種大会への派遣費について、航空運賃に加えて、新たに宿泊費も補助の対象とします。

物価高騰等による食材費の増額が子ども達の学校給食へ影響しないよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などを活用し、安定的な提供と充実を図ります。また、未利用となっている農産物の積極的な活用等により、地産地消の促進と併せて、給食の質の向上に取り組みます。

こどもの貧困対策の充実を図るため、核となる児童自立支援員の配置とスキルアップに取り組むとともに、子どもたちが家以外でも安心して自分らしく過ごせる、こども食堂等の居場所づくりを民間団体と連携して進めます。

子どもの健康保持と子育て世代の経済的な負担軽減を図るため、通院・入院にかかる医療費無償化の対象を18歳までに引き上げることについて、沖縄県へ制度拡充を求めつつ、市独自での導入に向けても検討を進めます。

学用品や学校給食費などを援助する「就学援助制度」について、必要な児童生徒に支援が届くよう、周知を強化し、制度の活用を推進します。

乳幼児の一時預かり保育について、当日利用枠の拡充を図るなど、受入体制を強化し、利便性の向上を図るとともに、夜間の保育にかかるニーズ調査等を行い、子育て支援の充実に向けて取り組みます。

7つ目に、障がい者福祉の充実についてです。

障がい者福祉の充実に向けては、地域福祉活動のネットワーク化を推進するとともに、経済的な負担軽減や生活支援等、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して日常生活・社会生活を営むことができる対策が必要です。

地域福祉活動のネットワーク化として、相談支援体制の拠点となる「基幹相談支援センター」の機能強化を図るとともに、虐待防止や権利擁護に必要な援助を行う相談支援事業所を現在の4ヶ所から5ヶ所に拡充します。

障がい者の一般住宅への居住をサポートする住宅入居等支援事業を実施するほか、障がい者への民間賃貸住宅の供給を促進するため、住宅要配慮者専用住宅の賃貸人等に対して、家賃の一部補助を実施します。

ろう者が安心して日常生活を過ごせる環境づくりに向けて、意思疎通支援となる通訳アプリの導入について検討を進めます。

補聴器購入補助について、現在、原則として片側分のみが対象となっている国の制度に加えて、市独自の支援として両側分への拡充が行えるよう、調査・検討を進めます。

8つ目に、生活や産業の基盤となる環境保全の強化についてです。

市民の安定的な生活や地域産業の発展には、その基盤となる地下水・自然環境など、本市の限りある資源を守り繋いでいく必要があります。

硝酸性窒素濃度の低減に向けて、化学農薬・化学肥料から有機質肥料への転換を促進し、地下水保全と地力増強を図ります。また、持続可能な地下水保全と産業振興を両立するためには、市民の理解と協力が必要不可欠であることから、市民と協働し共に考える機会となるシンポジウムを開催します。

深刻化する不法投棄ごみ問題については、本市の重要な観光資源である海浜等の自然環境への影響も懸念されることから、監視カメラの設置や市公式LINEを活用した通報等により監視を強化し、不法投棄の抑制を図ります。

施設の処理能力を強化し、新たに運用を開始するし尿処理施設について、将来にわたって安定的に処理できる施設として、維持管理費の縮減を調査・検討してまいります。

懸案となっている産業廃棄物の処理強化に向け、伊良部リサイクルセンターを拠点として、民間資金を活用した官民協働による産業廃棄物等中間処理施設の整備に取り組みます。

9つ目に、新しい時代に対応する行財政改革についてです。

少子高齢化や市民ニーズの多様化など、時代に即した行政需要への確に対応するためには、行政サービスの担い手である職員の育成と効率的な体制の確立が不可欠であると考えております。

人事評価制度の活用方法を見直し、適切な評価に基づいた人事管理を行うことで、職員の士気向上、積極的な若手職員の登用を図ります。

国・県および民間企業への派遣研修を行い、職員の見識と職務遂行能力の向上に努めます。

重要課題である公共施設の有効活用について、スピード感を持って実行するため、「行政経営課」を設置します。また、市が保有する資産の長寿命化、統合・廃止、民間活用などを推進し、自治体経営の効率性を向上させるため、外部委員会を中心とした諮問機関となる「行政経営会議」を新たに設立します。

若者と市長が直接対話する「宮古島市未来戦略会議」を創設し、若者の市政への参加を促進します。

以上が市政運営の基本的な考え方になります。続いて、主要施策について申し上げます。

2. 主要施策

(1) 地下水や豊かな自然環境と共生する島づくり

新たな水源候補地の選定に繋げるため、水道水源保全地域の水理地質構造調査を行います。

生活雑排水対策として、下水道の整備や接続率の向上を含めた下水道事業経営の健全化に取り組みます。併せて、浄化槽設置補助事業の活用促進のため周知を強化します。

与那覇湾の保全に取り組むため、赤土等流出モニタリングを実施し、グリーンベルト整備などによる効果検証や赤土の流入による影響を調査します。

脱炭素社会の構築および生活コストの低減を図るため、電気自動車や関連機器の購入に対して補助を行うとともに、脱炭素先行地域である狩俣地区・下地地区において、太陽光発電設備と蓄電池の導入を推進します。

八重干瀬および周辺地域の国定公園等への指定に向けて、サンゴ等の生物群集や池間湿原を対象として環境調査を実施するとともに、近隣住民や観光事業者などに説明会等を開催し、保全体制の構築に向けた検討を進めます。

(2) 子ども達が笑顔にあふれ活力と郷土愛に満ちる島づくり

未来を担う子ども達が市政への関心を深め、郷土愛を育む機会を創出するため、子ども議会を開催します。

特別な支援を必要とする児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目のない支援を行うため、インクルーシブ教育の推進に取り組みます。

「地域とともにある学校」「学校を核とした地域づくり」を推進するため、保護者や地域住民と一体となって取り組むコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を小中学校に導入します。

心豊かで健やかな子どもを育むため、放課後や週末などに、学校の空き教室等を活用した子ども達の居場所となる「放課後子ども教室」の設置を推進します。

宮古馬の保全と観光資源としての活用を図るため、旧福嶺中学校の運動場に乗馬体験施設を整備します。

島の歴史や伝統等を継承するため、総合博物館の展示資料や企画展の充実を図るとともに、より広く公開するためのデジタル・ミュージアムの構築を進めます。

市民の読書環境・児童生徒の学びの環境を向上させるため、電子図書館サービスの充実を図ります。

(3) 一人ひとりが支え合う幸せと潤いのある島づくり

高齢者の社会参加の機会を増やし、自立した生活を支援するため、シニアカーの購入費用を補助するとともに、加齢性による難聴者への補聴器購入助成事業を実施します。

要支援認定者のケアプラン作成報酬について、法定単価に加えて、市独自で実施する上乘せ報酬を増額し、介護支援体制を強化します。

「こども家庭センター」において、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援を行うとともに、新たに「妊婦のための支援給付」を実施し、身体的・精神的ケアと経済的支援の充実を図ります。

妊産婦への支援として、初回産科受診や妊娠中の健康診査、多胎妊婦の追加健診、出産後の産婦健診など各種健診にかかる費用を助成します。

旧佐良浜小学校運動場跡地に、放課後児童クラブと子育て支援センターの機能を併せ持つ児童館を整備

し、安心して子育てができる環境づくりに取り組みます。

本市以外での治療を余儀なくされている、難病を抱える方や不妊治療を行なっている方への渡航費支援について、経済的負担の更なる軽減のため、対象となる渡航回数の上限を引き上げます。

（４）島の特色を活かした産業と多彩な交流・活力にあふれる島づくり

環境に配慮した農業の推進と地力の増進を図るため、生産農家の有機質肥料の購入に対する支援を拡充します。

さとうきびの新植夏植更新時の支援を拡充し、品質の向上と更なる増産に繋がります。

資材高騰による負担の軽減を図り、園芸作物の生産性向上に繋げるため、ビニールハウスの設置や被覆ビニール等への購入費用に対して補助を行います。

肉用牛に対するワクチン補助の拡充を行い、計画的なワクチン利用を促進することで、感染症による疾病等を抑制し、出荷頭数の増加と商品価値の向上に繋がります。

宮古島漁協の衛生管理型荷捌き施設の整備および伊良部漁協の燃料タンク施設の更新について、国の事業採択に向けて両漁協と連携し取り組みます。

伊良部屋外運動場施設について、幅広い世代が気軽にスポーツ等を楽しめる多目的運動広場を整備します。

再整備を進めている「トゥリバー地区」について、PPP制度を活用した公募型プロポーザル方式により運営事業者の選定を行います。また、「ひらりん公園」については、優先交渉権者と連携し、早期整備に向けて取り組みます。

宮古島ICT交流センターを活用し、企業の一部機能を誘致することで、地元人材の雇用創出に繋がります。

（５）安全・安心で快適な暮らしが持続する島づくり

老朽化に伴い整備を進めている新総合体育館について、旧体育館の解体が完了次第、建設工事に着手します。

歩行者の安全性確保や交通利便性の向上を図るため、通学路の拡幅、歩道の新設、交差点の改良など、市道の整備を推進します。

中心市街地の活性化に繋げるため、市民や観光客の憩いの場として交流イベント等の開催が可能となるよう、根間公園の整備を進めます。

市営住宅について、安全・安心な住居を提供するための建替および改修工事を実施します。

安全な水道水を安定的に供給するため、硬度処理施設の機能強化を行うとともに、送・配水管の漏水防止対策により、有収率の向上に取り組みます。

消防水利施設が不足している地域への新規設置・拡充により、火災発生時の被害軽減を図ります。

防災機能の向上、安全で快適な通行空間の確保等を図るため、中央縦線の無電柱化工事を進めます。

（６）市民との協働により夢と希望に満ちる島づくり

戦後80年を迎えるにあたって、戦争の記録・記憶を次世代につなげるための企画展を開催するとともに、学童疎開が行われた宮崎県小林市において平和移動展を開催し、平和について考え、未来を語り合う機会を創出します。

全ての個人がお互いの個性を認め合いながら共に活躍できる社会の実現に向けて「第5次宮古島市男女共同参画計画（ういずうプラン）」の策定作業を進めます。

市と住民が直接対話できる「地域懇談会」を開催し、地域の要望の実現や課題解決に向けて取り組みます。

地域活動の拠点施設となる公民館等の環境整備の一環として、イス・テーブルおよび音響機器等の備品購入や施設の修繕について支援を行います。

市民ニーズに対応した効果的な行政サービスを提供するため、広報誌・行政チャンネル・LINE等、多様なツールを活用し、わかりやすく行政情報を発信します。

市民の利便性向上を図るため、時間や場所を選ばず申請・届出等が行える、マイナンバーを使用した電子申請機能「ぴったりサービス」の手続を拡充します。

自治体デジタル化の推進に向けて、新たに生成AIを導入し、文書作成支援や企画立案サポート等による業務負荷の軽減や効率化に取り組みます。

3. おわりに

本市は、平成17年10月1日に合併し、今年で市制施行20周年という記念すべき年を迎えます。

この節目の年を市民の皆様とともに盛り上げる1年として、「全国離島交流中学生野球大会（離島甲子園）」や「20周年記念市民フェスティバル」をはじめ、幅広い世代が参加し・楽しめる、各種記念事業を実施してまいります。

また令和7年度は、本市の最上位計画であり、島づくりの指針である「宮古島市総合計画」について、残り期間が2年となる第2次計画に代わる、新たな第3次計画の策定についても取組を進めることとしております。

市政を担う市長として、10年先の将来を見据え「誰もが安全・安心に暮らせる島」「教育機会に恵まれた人づくりの島」「観光と関連産業が好循環を生み出す持続可能な島」の実現に主眼を置き、ここで住み・働き・子育てがしたい、ここを誇りに思う、島を出てもまた戻りたいと市民が実感できる取組を推進していきたいと考えております。

市民から寄せられた期待と信頼に応えるべく、新たな決意と強い使命感をもって、「市民が真ん中の豊かで明るい宮古島市」を目指してまいります。

最後になりますが、市民の皆様、市議会議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げ、私の施政方針といたします。

◎議長（平良敏夫君）

これで施政方針についての説明は終わりました。

次に、日程第5、議案第15号から日程第51、諮問第1号までの計47件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（嘉数 登君）

それでは、令和7年第3回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明を申し上げます。

今回提出しました議案は、予算議案18件、条例議案19件、議決議案8件、報告が1件、諮問1件の合計47件でございます。

それでは、予算議案からご説明申し上げます。議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）。今回の補正は、4億7,260万4,000円の増のほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ479億7,977万7,000円と定めております。

次に、議案第16号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）。今回の補正は、5,243万5,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ74億4,143万8,000円と定めております。

議案第17号、令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第5号）。今回の補正は、1億3,116万3,000円の減のほか、地方債の補正を行い、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億731万6,000円と定めてあります。

次に、議案第18号、令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）。今回の補正は、6,065万1,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ61億1,341万4,000円と定めてあります。

議案第19号、令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。今回の補正は、4,906万4,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,766万7,000円と定めてあります。

議案第20号、令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）。今回の補正は、286万3,000円の減で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,481万2,000円と定めてあります。

議案第21号、令和6年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）。今回の補正は、繰越明許費の設定、地方債の補正となっております。

議案第22号、令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第4号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で38万円の減、資本的収入及び支出で113万6,000円の減のほか、債務負担行為の補正を行っております。

議案第23号、令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第5号）。今回の補正は、収益的収入及び支出で697万2,000円の増、資本的収入及び支出で165万円の増などとなっております。

次に、議案第24号、令和7年度宮古島市一般会計予算。一般会計予算の総額は、419億6,000万円と定めてあります。そのほか、債務負担行為、地方債及び一時借入金限度額等の設定を行っております。

議案第25号、令和7年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算。国民健康保険事業特別会計予算の総額は、74億8,875万5,000円と定めてあります。そのほか、一時借入金限度額等の設定を行っております。

議案第26号、令和7年度宮古島市港湾事業特別会計予算。港湾事業特別会計予算の総額は、6億225万7,000円と定めてあります。そのほか、地方債の設定を行っております。

次に、議案第27号、令和7年度宮古島市介護保険特別会計予算。介護保険特別会計予算の総額は、58億8,993万4,000円と定めてあります。そのほか、債務負担行為の設定を行っております。

議案第28号、令和7年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算。後期高齢者医療特別会計予算の総額は、7億701万6,000円と定めてあります。

議案第29号、令和7年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算。再生可能エネルギー運営事業特別会計予算の総額は、1,550万5,000円と定めてあります。

議案第30号、令和7年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算。土地区画整理事業特別会計予算の総額は、1億3,512万5,000円と定めてあります。そのほか、地方債の設定を行っております。

議案第31号、令和7年度宮古島市水道事業会計予算。水道事業会計予算は、収益的収入及び支出で23億7,823万5,000円（ 部分は29頁に発言訂正あり）、資本的収入で17億1,475万8,000円、資本的支出で24億

1,331万1,000円と定めてあり、不足額につきましては当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたします。そのほか、継続費、債務負担行為、企業債限度額及び一時借入金等の設定を行っております。

議案第32号、令和7年度宮古島市下水道事業会計予算。下水道事業会計予算は、収益的収入で8億577万7,000円、収益的支出で8億36万3,000円、資本的収入で3億390万4,000円、資本的支出で4億1,579万9,000円と定めており、不足額につきましては当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補填をいたします。そのほか、企業債及び一時借入金等の設定を行っております。

次に、条例議案についてご説明申し上げます。議案第33号、宮古島市職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。令和6年人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告に鑑みて、国、県及び他市の状況等を考慮し、宮古島市職員の給与に所要の措置を講ずるには関係条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第34号、宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてでございます。物価高騰や社会情勢の変化に応じて旅費を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第35号、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてでございます。一般職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の公布により生じた条ずれを整理するとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴い、条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第36号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第37号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてでございます。宮古島市特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、議会議員の報酬月額を改めるほか、旅費の規定を改正する宮古島市の一般職の職員との均衡を考慮し、議会議員の旅費を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第38号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。宮古島市特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、特別職の職員で常勤のものの給料月額を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第39号、宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。宮古島市特別職の職員で非常勤のものの費用弁償の額を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第40号、宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてでございます。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律について条項ずれが生じるため、これらの条項を引用している例規の規定において改正するとともに、窓口申請の手続の利便性の向上を図るには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第41号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてでございます。地方自治法の一部を改正する法律の施行により、条ずれが生じ、引用している条例の規定を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第42号、宮古島市税条例の一部改正についてでございます。情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の公布及び施行を規定する関係政令の公布に伴いまして、宮古島市税条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第43号、宮古島市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正についてでございます。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の公布及び施行に伴いまして、条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第44号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正についてでございます。都市計画図の交付業務を適切に行うため、交付手数料を条例において定めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第45号、宮古島市トゥリバー海浜公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。港湾法の一部を改正する法律の施行に伴い、港湾環境整備計画実施者に管理を行わせるには、条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第46号、宮古島市中小企業振興基本条例の制定についてでございます。中小企業基本法に基づき、中小企業の振興に関する施策を推進し、地域社会の持続的な発展と市民生活の向上に寄与することを目的に条例を制定する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止についてでございます。民間において充実した観光メニューが提供されており、本施設の行政目的は役割を終えていること、また本施設を普通財産とし、有効活用するには条例を廃止する必要があるため、本案を提出いたします。

次に、議案第48号、宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止についてでございます。民間において充実した宿泊等のサービスが提供されており、本施設の行政目的は役割を終えていること、また、本施設を普通財産とし、有効活用するには条例を廃止する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第49号、宮古島市文化ホール条例の一部改正についてでございます。附属設備使用料の納付に係る規定を改めるには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第50号、宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。令和6年人事院及び沖縄県人事委員会の給与勧告に鑑みて、国、県及び他市の状況等を考慮し、宮古島市水道事業職員の給与に所要の措置を講ずるには条例を改正する必要があるため、本案を提出いたします。

議案第51号、宮古島市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についてでございます。生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改めるには条例を改正する必要がある

ため、本案を提出いたします。

次に、議決議案についてご説明申し上げます。議案第52号から第55号までの財産の取得の追認議決を求めることについてでございます。宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく議会の議決を経たらず、議会の追認を求めるものでございます。

次に、議案第56号、伊良部児童館建設工事（建築）請負契約についてでございます。伊良部児童館建設工事（建築）の請負契約については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。なお、議案第56号につきましては、先議として取り扱っていただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第57号、財産の取得についてでございます。令和7年度中学校教科書改訂に伴う教師用指導書の購入については、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、これは議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

次に、議案第58号、訴えの提起についてでございます。土地及び建物の明渡し並びに使用料及び使用料相当額の損害賠償請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

次に、議案第59号、訴えの提起についてでございます。不動産の時効取得に基づく所有権移転登記手続請求事件について訴えを提起するには、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を必要とするため、本案を提出いたします。

次に、報告についてご説明申し上げます。報告第2号、専決処分の報告についてでございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告いたします。

最後に、諮問についてご説明申し上げます。諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。人権擁護委員の任期が令和7年6月30日に満了となりますが、引き続き推薦したいので、本案を提出いたします。

以上、ご説明申し上げます。

慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時01分）

再開します。

（再開＝午前11時01分）

◎市長（嘉数 登君）

説明漏れの部分がありましたので、再度説明をさせていただきます。

議案第31号、令和7年度宮古島市水道事業会計予算です。水道事業会計予算は、収益的収入及び支出で本来であれば23億7,823万5,000円と説明すべきところ、誤って23億823万5,000円と発言してしまいました。おわびして訂正をさせていただきます。正しくは23億7,823万5,000円でございます。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

本日の日程はこれで全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

(散会＝午前11時02分)

令和 7 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

2 月 28 日 (金) 2 日目

(議案 (補正予算・新年度予算) に対する質疑 (付託))

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第2号

令和7年2月28日（金）午前10時開議

日程第 1	議案第15号	令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）	（市長提出）
〃 第 2	〃 第16号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	（ 〃 ）
〃 第 3	〃 第17号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第5号）	（ 〃 ）
〃 第 4	〃 第18号	令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）	（ 〃 ）
〃 第 5	〃 第19号	令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	（ 〃 ）
〃 第 6	〃 第20号	令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）	（ 〃 ）
〃 第 7	〃 第21号	令和6年度宮古島市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 8	〃 第22号	令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第4号）	（ 〃 ）
〃 第 9	〃 第23号	令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第5号）	（ 〃 ）
〃 第10	〃 第24号	令和7年度宮古島市一般会計予算	（ 〃 ）
〃 第11	〃 第25号	令和7年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第12	〃 第26号	令和7年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第13	〃 第27号	令和7年度宮古島市介護保険特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第14	〃 第28号	令和7年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第15	〃 第29号	令和7年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第16	〃 第30号	令和7年度宮古島市土地地区画整理事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第17	〃 第31号	令和7年度宮古島市水道事業会計予算	（ 〃 ）
〃 第18	〃 第32号	令和7年度宮古島市下水道事業会計予算	（ 〃 ）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議 案 付 託 表

令和 7 年 2 月 2 8 日（金）第 3 回定例会

委 員 会 名	議案番号	件 名
予算決算委員会	議案第 2 4 号	令和 7 年度宮古島市一般会計予算
総務財政委員会	議案第 1 5 号	令和 6 年度宮古島市一般会計補正予算（第 1 0 号）
	議案第 2 0 号	令和 6 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第 1 号）
	議案第 2 9 号	令和 7 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算
文教社会委員会	議案第 1 6 号	令和 6 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
	議案第 1 8 号	令和 6 年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
	議案第 1 9 号	令和 6 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
	議案第 2 3 号	令和 6 年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第 5 号）
	議案第 2 5 号	令和 7 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算
	議案第 2 7 号	令和 7 年度宮古島市介護保険特別会計予算
	議案第 2 8 号	令和 7 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算
	議案第 3 2 号	令和 7 年度宮古島市下水道事業会計予算
経済工務委員会	議案第 1 7 号	令和 6 年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第 5 号）
	議案第 2 1 号	令和 6 年度宮古島市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
	議案第 2 2 号	令和 6 年度宮古島市水道事業会計補正予算（第 4 号）
	議案第 2 6 号	令和 7 年度宮古島市港湾事業特別会計予算
	議案第 3 0 号	令和 7 年度宮古島市土地地区画整理事業特別会計予算
	議案第 3 1 号	令和 7 年度宮古島市水道事業会計予算

議案第15号 令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）

歳出款項別審査委員会表

令和7年2月28日（金）第3回定例会

委員会名	款	項	頁
文教社会委員会	3. 民生費	1. 社会福祉費	51～53
		2. 児童福祉費	54～55
		3. 生活保護費	56
	4. 衛生費	1. 保健衛生費	57
		2. 清掃費	58
	10. 教育費	1. 教育総務費	69
		2. 小学校費	70
		3. 中学校費	71
		5. 社会教育費	72
経済工務委員会	6. 農林水産業費	1. 農業費	59～60
		3. 水産業費	61
	8. 土木費	1. 土木管理費	63
		2. 道路橋りょう費	64
		3. 都市計画費	65
		4. 住宅費	66
		5. 港湾空港費	67

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和7年2月28日（金）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午後2時52分）

議 長（8 番）	平 良 敏 夫 君	議 員（12番）	我如古 三 雄 君
副 議 長（22 〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （13 〃）	久 貝 美奈子 〃
議 員（1 〃）	大 城 仁 〃	〃 （14 〃）	下 地 茜 〃
〃 （2 〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15 〃）	池 城 健 〃
〃 （3 〃）	仲 間 誉 人 〃	〃 （16 〃）	山 下 誠 〃
〃 （4 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17 〃）	栗 国 恒 広 〃
〃 （5 〃）	上 地 堅 司 〃	〃 （18 〃）	上 地 廣 敏 〃
〃 （6 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （19 〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （7 〃）	下 地 信 男 〃	〃 （20 〃）	山 里 雅 彦 〃
〃 （9 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃 （21 〃）	國 仲 昌 二 〃
〃 （10 〃）	平 良 和 彦 〃	〃 （23 〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （11 〃）	下 地 信 広 〃	〃 （24 〃）	上 里 樹 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	嘉 数 登 君	環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 君
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	会 計 管 理 者	下 地 美 明 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	水 道 部 長	下 地 貴 之 〃
福 祉 部 長	守 武 大 〃	消 防 長	上 地 一 史 〃
市 民 生 活 部 長	狩 俣 博 幸 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	教 育 長 職 務 代 理 者	前 泊 直 子 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
こ だ も 家 庭 局 長	幸 地 幹 夫 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	友 利 毅 彦 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第2号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第15号から日程第18、議案第32号までの計18件を一括議題とし、質疑を行います。議会運営に関する申合せ事項により、3月定例会における一般会計当初予算に対する質疑は本会議では行わないこととなっております。

事務処理上必要のため、議事日程に記載してありますが、日程第10、議案第24号、令和7年度宮古島市一般会計予算に対する質疑は行わないようご留意願います。

それでは、質疑の発言を許します。

◎我如古三雄君

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、9ページの歳入です。繰越明許費の補正でございます。2款の総務費、1項の総務管理費の事業名が宮古島市地産地消振興センター、上野庁舎の内装解体工事755万6,000円の説明と、同じく宮古島市地産地消振興センターの整備事業2億8,601万4,000円の説明、それと新年度、4月以降、この宮古島市地産地消振興センターの職員はどこに配置されるのか。工事が終了するまで上野出張所には職員がいないことになりますが、その説明。

それから、29ページ、12款地方交付税が2億3,443万5,000円の増になっております。まず、主な要因があれば説明ください。

それから、38ページ、19款の寄附金、3目ふるさと納税寄附金が10億8,266万3,000円の補正増となっております。全体の寄附金件数と一番高い、高額納税寄附金はどのようになっているのか説明をお願いします。

あと、歳出もいいですね。56ページ、3款民生費、3項生活保護費、2目の扶助費の生活保護扶助費で1億2,387万3,000円の減となっております。減となったことは大変いいことではありますが、新型コロナウイルスの収束に伴って、受給者が減少したのが減額の主な要因なのか、その辺の説明。それと、当初何件を見込んで最終的にどのぐらいになるというふうに見込まれているのか。

最後に、59ページ、6款農林水産業費、3目の農業振興費の12節委託料のさとうきび優良種苗安定確保事業の436万4,000円の減額補正の計上となっております。当初何戸の農家に委託を予定したけれども、何戸の農家が辞退したということなのか。それと、10アール当たりの委託料。最終的に委託した農家とすると、委託面積はどのようになっているのか。それと、東村の、これは圃場から刈り取って船便で輸送していると思いますけれども、今後ともそのような方法は変わらないものか、以上関連して質疑をいたします。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

補正予算書9ページ、繰越明許費補正の2款総務費の中の事業名、宮古島市地産地消振興センター内装解体工事と宮古島市地産地消振興センター整備事業の補正についてでございますが、理由につきましては、当初宮古島市地産地消振興センターの整備は本年3月に完了予定ということでございましたが、令和6年6月に対象施設の用途変更申請を県へ行った際に当該施設の増設箇所があることが判明しまして、関係資

料の提出を求められておりました。しかし、当該施設の資料が確認できていないということで、新たに建築基準法第12条に基づく報告書の提出が必要となり、増設部分に係る構造の調査等に不測の日数を要し、年度内での事業完了が困難となったことから、植物工場、入居スペースの内装解体工事が着手できなかったということでございます。宮古島市地産地消振興センターの整備事業も同様の内容で繰越しの手续に至った次第でございます。

◎企画政策部長（久貝順一君）

3月定例会の補正予算書、議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の39ページの2目ふるさとまちづくり応援基金繰入金の件で、件数と一番高額な寄附をした金額ということでありました。まず、件数が、これ令和6年4月から12月の期間のものではありませんけれども、1万2,969件となっております。高額寄附者については、寄附の金額につきましては今調べておりますので、後ほど報告をしたいと思っています。

◎総務部長（與那覇勝重君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の29ページでございます。1目地方交付税の増の件でございます。令和6年12月24日付で総務大臣から沖縄県知事を通じて、県内市町村への令和6年度普通交付税の変更決定額が通知され、補正後予算額に合わせた補正予算を計上しているところでございます。増額の要因としまして、まず1つ目に国の補正予算における歳出の追加に伴う地方負担分、2つ目に地方公務員の給与改定を実施する場合に必要な経費の一部の増額分、3つ目に令和7年度及び令和8年度における臨時財政対策債（_____部分は37頁に発言訂正あり）の元利償還金の一部を償還するための基金の積立てに要する経費の財源として交付されているものとなっております。

◎福祉部長（守武 大君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、56ページ、生活保護扶助費の減額についてお答えいたします。

減額の主な理由といたしまして、当初編成時に令和5年度扶助費の傾向から医療扶助費の増加が見込まれること、受給世帯が微増すると想定し、予算を計上したところですが、医療扶助費のほうも当初から大きく下回る傾向があることに加えて、被保護者の死亡等により、想定より世帯数が減少しております。そのことから今回の減額を計上しております。ちなみに、被保護世帯の数になりますが、令和5年度末、令和6年3月末で846世帯、1,033人が、令和6年度、令和7年1月末において808世帯、982人となっており、さらにまだ確定はしていませんが、2月末時点では800世帯を割るという状況になっている状況でございます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の59ページでございます。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の12節委託料のさとうきび優良種苗安定確保事業委託料の436万4,000円の減額の内容でございます。本事業ですけれども、沖縄県の東村にあります国立研究開発法人種苗管理センターで生産される原原種苗を本市の受託農家へ配布し、受託農家で栽培した後に生産農家へ配布し、優良種苗の普及を進めております。今回の補正減につきましては、本市の種苗更新計画において、夏植え用及び春植え用の苗の合計1,850アール、18.5ヘクタールで計画し、予算計上をいたしました。しかしながら、

サトウキビの原原種苗を生産する種苗管理センターにおいて、台風等の自然災害や病害虫の食害による芯枯れの影響により、計画生産量を下回ったことが減額の要因となっております。そのため、令和6年度は1,550アールの配布実績となり、当初計画より300アール分の配布面積が減少したため、今回の補正減となっております。ちなみに、春植え用は31名の農家に委託しております。面積は、510アールとなっております。夏植え用は、46名の農家に委託しております。面積は1,040アールとなっております。合わせて1,550アールとなっております。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

9ページの宮古島市地産地消振興センター内装解体工事に伴う出張所の職員が今後どうなるかというご質問がありました。4月から8月末の間に予定されている工事の間は、他の出張所へ配置する予定で考えております。

◎企画政策部長（久貝順一君）

ふるさと納税の高額の金額についてです。先ほども申し上げたんですけども、4月から12月の期間の中で最高額としまして、個人で1,000万円、これは令和6年12月に受け入れた金額となっております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほど29ページの普通交付税の要因の中で、3つ目の要因としまして、令和7年度及び令和8年度における臨時財政対策債と申し上げるところ、臨時財政特例債と誤って答弁いたしました。正しくは臨時財政対策債ということになります。申し訳ありませんでした。

◎我如古三雄君

質疑を1点落としておりますので、67ページの8款土木費、5項港湾空港費、3目空港管理費、12節の委託料で1億1,469万2,000円減額計上されております。どうして減額になったのか説明ください。

◎建設部長（川平陽一君）

補正予算の67ページの3目空港管理費の中の12節委託料の1億1,469万2,000円の減額です。この減額の理由としましては、当初県との交付額の差額となります。主にこれ、委託費となりますが、空港管理費においては、予算編成時に前年度の実績や見込額を基に概算の要望を行っておりますが、県からの交付内示が3月上旬頃に交付されるため、概算要望額から交付決定された県支出金との差額の減額となります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地 茜君

お願いします。議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、まず歳出、66ページ、8款土木費、4項住宅費、2目住宅建設費の中の公営住宅等整備事業費、工事請負費が3億2,142万7,000円減になっていますので、ここの理由をお聞かせください。

それから、戻って47ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費の中の生活バス路線確保対策事業、こちら476万6,000円減になっています。これの理由。関連して62ページ、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、こちらは生活バス路線学生割引補助金106万円増になっていますので、こちらと同じく理由をお聞かせください。

57ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の中の離島患者等支援事業800万円減にな

っています。こちらもお聞かせください。

65ページ、8款土木費、3項都市計画費、3目公園費、公園管理費委託料が300万円、工事請負費が450万円それぞれ減になっていますので、理由をお聞かせください。

最後が10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、12節の委託料の中で、宮古島市次世代教育ICT整備事業、委託料が474万6,000円減になっていますので、こちらの理由をお聞かせください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の47ページ、生活バス路線確保対策事業の476万6,000円の補正減についてであります。お答えいたします。市民の日常生活に密接な関わりを持つ7路線がありまして、生活バス路線として、増加傾向にある免許返納者や免許を持たない学生等にとって不可欠な交通手段となっております。一方で、生活路線の運行については、高止まりの状態が続く人件費、また燃料費、車体の老朽化、また物価高騰等の理由によりまして、増大する修繕費など、運行に係る経費が収益を大きく上回る状況にあり、市ではこれら7路線の維持、確保に向けて県と協調しながら、運行費の赤字補填と車両購入に係る補助を行っているところです。補正減の理由といたしましては、近年の入域観光客増加に伴いまして、バスの利用者が増えたこと、また運賃収入が伸びたことと、また車両購入費、当初予算額よりも低く抑えられたこと等によりまして、補助金の減額となる見込みであることから、今回476万6,000円の補正減を行ったところであります。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

まず、議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の57ページの離島患者等支援事業の800万円の補正減でございます。これに関しては、今年度も利用者、がん患者家族会、宮古病院地域連携室等と話し合いを行って、渡航回数の上限を難病等は3回から6回へ、不妊治療を8回から10回へ増やし、対応を行いましたが、想定よりも1人当たりの申請回数が少なく、減額となっております。

次に、62ページ、生活バス路線学生割引補助金です。これの補正増は、279万円を当初組みましたが、12月末までに既に226万円ほどの支出が済んでいるため、残額が5万円程度となっております。12月末までの申請額が令和5年度の60%増になっていることから、今後も予想される106万5,000円を補正増としていところでございます。

◎建設部長（川平陽一君）

まずは、補正予算の65ページ、3目公園費の12節委託料と14節工事請負費の減額です。委託料の300万円の減額につきましては、工事清掃管理費業務の入札執行残となります。工事請負費450万円の減についても工事費の入札執行残となります。

次に、66ページ、2目住宅建設費の中で、14節工事請負費3億2,142万7,000円の減額です。この工事請負費につきましては、上原市営住宅の建て替えに伴い、敷地境界の分筆が未登記だったことが判明し、開発行為及び建築確認申請図書等の訂正及び再検討に不測の日数を要し、今年度本体工事が執行できなくなり、全額を減額とします。この工事請負費につきましては、引き続き県と調整を行い、次年度以降、予算確保の上、工事を実施してまいります。

◎教育部長（砂川 勤君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、69ページ、1項教育総務費、2目事務

局費の宮古島市次世代教育 I C T 整備事業の委託料474万6,000円の減についてでございます。この委託料につきましては、令和元年度、電子黒板整備事業を導入いたしましたけども、プロジェクターの入替えとありまして、台数が若干減っております。その変更契約に伴っての保守点検の補正減ということになります。

◎下地 茜君

それぞれ追加でお聞きしたいと思います。66ページの土木費、住宅建設費ですが、上原市営住宅の未登記だったことが判明して、次年度以降予算確保の検討を進めていくということなんですけれども、スケジュール、来年進められるのか、どういう計画をどの程度の進捗で進められるのかというところをお聞きしたいと思います。

それから、生活バス路線確保対策事業に関しては、観光客が増えているということで、赤字が減ったということだと認識していますけれども、大変ありがたいことかなと思っています。同時に、ぜひ利益があった分、島民へのサービスの関係を促して、市としていただきたいなと思っております。

62ページの生活バス路線学生割引補助金の分なんですけれども、当初何名を想定していたのか、実績は何名なのかというあたりをお聞かせください。

それから、57ページ、離島患者等支援事業に関しても同じく当初何名を想定して、実績は何名なのかお聞かせください。

最後に、65ページの土木費ですけれども、この公園管理費、入札執行残ということでした。もう少し詳しくお聞かせいただきたいなと思います。事業が全くできなかったということなのか、それとも何らか別の形でできているのかという点をお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

まず、65ページの公園管理費です。委託料の300万円の減額は、先ほども申しましたが、公園清掃管理委託業務の入札残となります。この公園につきましては、池原公園、荷川取公園、伊良部カントリーパークの清掃を行っておりますが、それぞれ入札を行って入札残となります。工事請負費の450万円の減額ですけれども、これ、荷川取公園橋梁保全工事を発注しまして、この工事の入札残となります。

66ページの住宅建設費の工事請負費の減額です。このスケジュールとしましては、現在実施設計を進めておりますが、これ間もなく実施設計が完了します。工事請負費につきましては、今年度減額を行います。今後県と協議を行い、この工事費につきましては、引き続き検討協議を行っていきます。スケジュール、工事の発注につきましては、県との協議次第となります。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

離島患者等の支援事業の補助金ですけれども、難病患者については6回を上限としておりましたが、令和7年2月末現在で1人当たりの回数が2.97回、6回中、が利用されていると。不妊治療が2月末現在で10回中7.4回ということになっております。中には上限を超えた回数の方もいらっしゃいますので、次年度以降対応してまいりたいと考えております。

バス路線の学生割の見込みと実績については、手元に今ないので、後ほど答弁させていただきます。

◎議長（平良敏夫君）

答弁漏れありますか。

◎下地 茜君

上原市営住宅に関してですけれども、建て替えということですよ。建て替えを進めていて、長寿命化計画の中では、たしか7団地予定しているうちの初めての1件目だと思っていますが、ほかの市営住宅が建て替えを待っている状態になると思うんです。それについては、やはり上原市営住宅をきちんと整備した後でないと動かないのかというところを少しお聞きしたいなと思っています、未登記の土地があったので、遅れているということなんです、ほかの住宅に関しても、もしかしたら同じような状況であれば、予算確保する前にそのような調査を進めていくということも必要なんではないかなと思うんですが、その辺りの認識を最後にお聞かせいただけたらと思います。

それから、あわせて、ごめんなさい。離島患者等支援事業ですけれども、減額になっているということで、予算より、見込みより少し充てた予算が余っているという状況だと思っています。その辺り、次年度どのようにしていくのかというお考えをお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

上原市営住宅の建て替えにつきましては、下地茜議員からもありましたように、長寿命化計画の中で一番古い上原市営住宅から順に建て替えを行っております。上原市営住宅が建て替えが終わり次第、別の市営住宅の建て替えに移りますが、今回上原市営住宅の建て替えにつきましては、先ほども申したとおり、敷地の境界分筆が、これ未登記が発覚しました。これ、全体的に市有地であるんですけども、その中で建物の敷地内の境界の分筆がされておりませんでしたので、この辺が今回発覚しましたので、この分筆を先に行わないと、建築確認申請とか、その他もろもろに影響します。他の市営住宅につきましても、こういった事例はまだ調査しておりませんが、早めに調査して、こういった事例があったときには早めに対応したいと考えております。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

離島患者等の支援事業補助金についての次年度以降の考えということでございます。次年度から市長公約である市民の命、暮らしを守る少子高齢化対策の実現のために、難病患者への助成回数を年6回から8回、それから不妊治療や不育症の方の渡航回数の制限を撤廃し、より安心して治療に専念できるよう支援したいと考えております。

◎久貝美奈子君

私のほうからは5点お願いしたいと思います。

まず、1つ目に、48ページ、14目沖縄振興特別推進費の中の観光地アクセス道路環境美化強化事業の補正減、3,830万2,000円の説明と、その下の観光循環バス自走化実証事業委託料5,300万円の補正減について、3つ目に、緊急優良母牛更新事業補助金の2,300万円の補正減、あと2つです。すみません。49ページ、同じく沖縄振興特別推進費の中の宮古島市ひとり親家庭生活支援事業委託料の357万9,000円の補正減について、最後に、55ページの地域子ども・子育て支援事業費の中の利用者支援事業（こども家庭センター型児童福祉機能）、これは会計年度任用職員の任用分の予算だと思いますが、897万6,000円の減の理由をお聞かせください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、48ページの14目沖縄振興特別推進費の

ところであります。観光循環バス自走化実証事業、これ通称、宮古島ループバス実証と呼んでいますけども、民間事業主体によるバス運行によって、空港、港湾、商業地、主要な観光施設、宿泊施設等を循環し、観光客の移動手段確保を図るとともに、市内の公共交通の利便性向上を目指すものであります。今回の補正の減の理由といたしまして、当初予算計上時点では、今年度も令和５年度と同様のルート及び運行本数での実証を予定しておりましたが、過年度の実証結果を踏まえまして、費用対効果を考慮して、将来の自走化へ向けた採算性の向上を図るため、運行ルートの見直しをしたことから、当初予算時に想定していた業務委託額を比較して実際の契約額が3,679万1,000円の減となりました。また、当初、令和６年７月から令和７年２月までの約８か月間の実証運行を予定しておりましたが、運行に係る国の許可、認可の関係から、予定よりも運行期間が短縮したことに伴いまして、運行開始が２か月後ろ倒しとなったこと、９月からになったということで、運行期間の短縮によりまして1,636万5,000円の事業費の減額となっております。そのため、契約額で生じた、先ほども述べましたが、差額で3,679万1,000円、あと運行期間の短縮に伴って生じた金額1,636万6,000円の合計をした5,315万7,000円の減額補正となっております。

◎農林水産部長（石川博幸君）

議案第15号、令和６年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の48ページ、２款総務費の14目沖縄振興特別推進費の18節、緊急優良母牛更新事業補助金の2,319万2,000円の減額についてでございます。本事業は、母牛の更新を目的として、家畜市場から優良な繁殖雌牛を導入した農家に対して、経費の２分の１、40万円を上限に補助する事業となっております。当初予算では、80頭分、上限40万円としまして、3,200万円を予算化しましたが、交付実績が30頭、880万8,000円にとどまったため、予算残分の2,319万2,000円を今回減額補正を計上しております。交付実績が低くなった要因といたしましては、全国的な子牛競り価格の下落により、牛の購入費が想定より低額となったこと、また生産資材の高騰等の影響を受け、申請農家の一部が今年度の母牛更新を見送ったことから、55頭分の申請遅滞が発生し、予定していました導入頭数に達しなかったことが挙げられます。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

私から２点、お答えをさせていただきます。

まず、１点目、議案第15号、令和６年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、49ページ、総務費の中の説明欄で宮古島市ひとり親家庭生活支援事業委託料のマイナス357万9,000円でございます。この事業は、ひとり親家庭の生活の安定と子供の健全育成を図るため、支援が必要なひとり親の中でも特に自立する意欲のある家庭に対し、地域の中で自立した生活ができるよう、住宅支援のほか、生活支援、就労支援、子育て支援といった様々な側面から専任のコーディネーターによるトータルサポートを１年間支援していく事業です。今回事業費が見込みより減となったための補正減を計上しております。

次に、もう一点、55ページ、地域子ども・子育て支援事業費、利用者支援事業（こども家庭センター型児童福祉機能）897万6,000円の補正減の理由についてでございます。当該補正については、こども家庭センターの児童福祉機能に係る家庭児童相談員及び統括支援員の欠員等に伴う報酬613万6,000円、職員手当等95万6,000円、社会保険料負担金128万7,000円、費用弁償59万7,000円、合計で897万6,000円の不用見込額の減額となっております。当初予算において、家庭児童相談員については定員３名の予算を確保しておりましたが、随時募集を行ってきたものの、年度当初から２名の欠員状態が続いており、報酬等人件費が

不用と見込まれたため、補正減額としております。また、統括支援員については、年度当初から正規職員の配置がありましたので、同様に報酬等人件費が不用と見込まれるため、補正減額としております。

◎建設部長（川平陽一君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の48ページ、14目の沖縄振興特別推進費の中で、観光地アクセス道路環境美化強化事業の中で3,830万2,000円の減額の理由です。沖縄振興特別推進費を活用して、観光地のアクセス道路32路線、延長にして約78キロメートルの道路を環境美化強化事業で行っております。市の一般任用職員8名と年2回の入札で業者に委託しておりますが、補正減が発生しております。今後委託の回数や市の会計年度任用職員を増やし、管理に努めてまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

再質疑をしていきたいと思います。今建設部長が答弁していただいた補正減の理由なんですけれども、これは業者委託と市での作業員の任用の残りということなんです、これは募集をしても業者が見つからなかったということでしょうか。また、職員についても人材が募集しても来なかったという、主なこの理由をお聞かせください。

あと、この宮古島市ひとり親家庭生活支援事業、これすごくいい事業だと思うんですけれども、357万9,000円余っているという、残ということで、前、窓口に話を会派で聞きに行ったときに、やはり今の宮古島の住宅費、家賃の高騰などが理由でなかなかこの事業に使えるようなアパートが探せないというような話を担当の方が言っていたんですけれども、その辺の課題といたしますか、そういったのも教えてください。

あと、利用者支援事業、こども家庭センターのほうで、この家庭児童相談員、とても大事な業務を担う相談員だと思うんですが、3名募集して2名欠員の状態が続いているの補正減ということなんです、結構前から私何度か専門職の不足のことを議会でも取り上げているんですけれども、まだまだやはり何かそういう専門職が探せない現状があるのかなというふうに答弁を聞いて思いました。これについても次年度、3月募集しているところだと思うんですが、見込みがありそうなのか、確保できそうなのかということも教えてください。

あと、緊急優良母牛更新事業なんです、農林水産部長から説明があったとおり、確かに今畜産農家の経営が厳しい中で、新しい牛を、母牛を更新するというのがなかなかできない年度だったのかなと思うんですけれども、一括交付金を使っているんですけれども、こういった事業、結構大きな予算をつけてもらっているんですが、こういった実績が補正減ということで、なかなか伸びない場合、今後こういった予算の確保とかに影響しないかどうか、次年度からの見込みというんですか、それとどういう考えかも教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

観光地のアクセス道路の整備につきましては、年2回、入札を行い、業者を決定して委託をしておりますが、減額が発生した理由の大きな要因としましては、この発注時期が遅れたことが要因となります。次年度からは、発注の時期を早めに行って、入札回数を増やししながら、業者は募集したら、そういった造園業者がどんどん集まってくると思いますので、次年度からは入札を何回か繰り返しながら対応していきたいと考えております。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

まず、宮古島市ひとり親家庭生活支援事業の課題という部分でございます。課題といたしますか、支援件数が少ない理由というところで、それが課題だなというふうに思っているんですが、この事業、家計管理など、生活全般の自立を目的とするため、専任のコーディネーターが関与することから、例えば借金などは隠したい、滞納金額を言いたくないなど、触れてほしくない部分があるようで、相談や問合せはあるものの、支援に至っていないところが課題というふうに捉えております。

もう一点、こども家庭センターの家庭児童相談員についての次年度に向けての確保ということです。現在のところ3人、同じように募集かけているんですが、1人は確保済みなんですけれども、残りの2人については、現在のところまだ応募がないという状況でございます。

◎企画政策部長（久貝順一君）

久貝美奈子議員が先ほど沖縄振興特別推進費の中で、こういうマイナスの予算が出た場合に影響が出てくるのかという話があったと思います。毎年、当初各県と各市町村とで配分額は決定をしてやっております。今年度も6億円余り配分がされているところです。使い切らなくて、要するに予算が余った場合は、他の事業にも充当しながら活用しておりますので、その予算の配分内で活用していくという形になっていきますので、次年度以降の一括交付金の減額に影響するということはないと考えております。

◎議長（平良敏夫君）

久貝美奈子君、何か答弁漏れ。

◎久貝美奈子君

家庭児童相談員の任用について、次年度も同じように確保見込みはあるのかどうかというところ、答弁漏れ、お願いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

先ほども答弁いたしました、次年度に向けて家庭児童相談員は、3人のうち1人は確保できている状況なんです、残りの2人については現在のところ、まだ確保できていない、応募がないという状況でございます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに。ごめんなさい。3回目です。大丈夫です。

◎久貝美奈子君

この宮古島市ひとり親家庭生活支援事業なんです、これ始まってまだ1年目、2年目でしたっけ。すみません。1年目。令和4年度からの事業でしたか、この宮古島市ひとり親家庭生活支援事業。だと思うんですが、いろんな課題が見えていますが、何か前、実績を伺ったところ、一、二名の支援はしているということで、今後この課題を解消して支援していけたらいいなというふうにお願いしたいと思います。

宮古島市でこの住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業というものあるんですけど、これも家賃高騰の理由でなかなか申請する申請者がいないということを伺いまして、同じような居住支援事業を進めていく中で、やはりそういう今の宮古島の家賃高騰がかなり影響しているなというふうに感じています。なので、そういったところの課題も解消に向けて、ぜひ支援につながるような取組をお願いしたいと思います。

◎上地廣敏君

3点ばかりお尋ねをしたいと思います。

まず、議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）ですけれども、この第2表の繰越明許費補正、9ページになります。初めに、学校給食への地産食材提供支援事業が1,122万円、繰越明許費になっておりますが、この具体的な理由、これをお聞かせ願いたい。

それから、次に10ページの不発弾等事前探査事業、このほうも1,400万円余、繰越明許費になっております。これは、基盤整備事業を実施の計画区域内において、事前に事業を着手する前に不発弾の事前探査をすると思っておりますけれども、なぜこれが繰越しになったのか。これが繰越しになるということは、結局事業そのものが繰越しになっていくと、後年度に実施されるというふうなことになりますから、この理由をお願いをいたします。

もう一点は、同じく10ページですが、宮古島海中公園環境整備委託業務682万円、この繰越理由、お願いします。

それと、金額的には小さいんですけれども、27ページのゴルフ場利用税交付金、これが36万6,000円の補正減になっております。これは、恐らく県のほうから配分額の通知があるというふうに認識をしておりますけれども、今年度補正後の金額は5,932万5,000円であります。同じゴルフ場利用税交付金、新年度の当初を見てもみると、逆に66万5,000円増額計上されている。この当初予算の金額についても配分と同じように県のほうから事前通知があつて計上するのか、なぜ令和6年度に36万6,000円が減額されているのに、逆に新年度は66万5,000円増額になっている。そのからくり、いわゆる県のほうからの通知によつての予算計上か、あるいは補正減をしたのか、その辺も含めてお願いをいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

補正予算書の27ページ、ゴルフ場利用税交付金についてでございます。今上地廣敏議員からご指摘のとおり、県からの通知によりまして、今回補正の当初の見込額との差異について、マイナスの36万6,000円を計上しております。令和7年度の質疑が出ましたけど、当初におきましては、県から見込額という通知が来ますので、それに基づいて予算を計上しているところでございますので、令和7年度におきましても県のほうから見込み通知がありますので、それに基づいて計上しているということでございます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の10ページの第2表、繰越明許費補正でございます。まず、不発弾等事前探査事業の1,452万3,000円の繰越理由についてお答えいたします。

今回の繰越しは、砂川第2地区が354万3,000円、大多良原地区が1,098万円の2地区の不発弾探査の繰越しとなっております。砂川第2地区につきましては、地権者からサトウキビ収穫後に探査を行うよう要望があつたため、2月の収穫後に探査を行うこととなり、年度内の完了が困難となったものでございます。続きまして、大多良原地区につきましては、地区全体の測量設計が年末に完了したため、現在工事の発注手続を進めておりますが、併せて探査業務を発注予定となっておりますので、年度内の完了が難しいため、繰越補正予算を計上しております。事業に影響がないように、事業期間におきまして整備を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、海中公園の繰越しについてでございます。宮古島海中公園環境整備委託業務に682万円の繰

越しを計上しております。本業務は、海中公園環境整備専門委員会の設置や、海中公園の建設によりまして失われたサンゴの回復に向けた専門委員会の委託業務となっております。沖縄県とのサンゴの採捕に係る特別採捕申請に係る調整に時間を要した結果、全体の作業工程の見直しが必要となったため、工期の延長が必要となりましたので、今回繰越しを計上しております。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、9ページ、繰越明許費補正の中の事業名、学校給食への地産食材提供支援事業1,122万円の繰越しについてご説明申し上げます。

これ、現在宮古島市地産地消振興センター内で1基、プレハブ冷蔵庫を設置してございますが、これ3台追加で設置をする予定でございましたが、理由といたしましては、先ほどの解体工事と、あと宮古島市地産地消振興センターの整備工事と同様でございまして、宮古島市地産地消振興センターの工事の遅れによって設置ができなかったという理由でございます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎狩俣政作君

1問だけお願いします。議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の48ページをお願いします。2款総務費の13目地域振興費の中の説明で、宮古島市結婚新生活支援事業2,843万5,000円の減についてですけども、これは令和3年12月定例会において、私と富浜靖雄議員が一般質問をして事業が開始しているんですが、毎年度減額補正で寂しい思いをしております。何組想定しているの減額なのか、応募が来ない主な理由が分かれば教えてください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮古島市結婚新生活支援事業についてです。当初、予算積算したときは163世帯を最大数値として算出しておりますが、2月25日時点で、現在29歳以下の世帯が28件、30歳以上39歳以下の世帯が20件、令和5年度から継続補助の世帯が15件となっております。合計70件で現在2,200万円ほどの申請がございまして。昨年度は47件でございましたので、申請件数は増加しております。

◎狩俣政作君

これ、たしか29歳以下が60万円で、39歳以下が30万円だったと思います。1月の新聞報道でこの募集が増えてきているという報道がございました。昨日の市長の施政方針の中にも名称を変えて、ミヤーク新婚ライフサポート事業として、補助上限額を引き上げるとありましたけども、どれぐらい、これまでの29歳以下が60万円、30歳以上39歳以下が30万円だったのがどのように変わるのか、分かれば教えてください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

現在の補助額にプラス20万円を予定して、追加で支給したいという考えでございまして。これは、これからしっかりと新年度に向けて対応してまいりたいと考えております。

◎議長（平良敏夫君）

狩俣政作君、何か新年度に関わっているような話ですけど、注意してください。

◎狩俣政作君

今聞いたことはなかったことにしたほうがいいですか。とてもすごい引上げ率だったんですけど、これ

は29歳以下が現状の60万円からプラス20万円の予定で、30歳以上39歳以下が30万円からプラス20万円の50万円の予定ということだと思いますけども、これ、さっき答弁漏れがあったんですけども、この募集をしているけども、なかなか来ない理由、主な理由が分かればと思っているんですが、なかなか広報とか、周知がされていないのか、それともそういった若い人が結婚していないのか。多分結婚していると思うんです。役所はそれが分かるので。そういった方に対して、すぐこういうのありますよということを提示しているのか、その理由も教えてください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

婚姻届を出しに来る際に窓口でも、もちろんこの補助がありますという周知はしておりますし、前年度からもやっていたんですけども、コンビニ等の商業施設にポスターを掲示したり、申請に必要な書類の簡素化を図ったり、分かりやすいパンフレットのデザインを見直したりして対応しているところでございますので、まだまだ周知が足りないのかなとは思いますが、LINE等も含めて周知できる方法を次年度以降も追加していきたいと考えております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信男君

私も議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の中から、まず57ページ、4款の衛生費の中の2目の予防費の中に予防接種事業費で新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金というのが5,071万4,000円増額になっています。これ、多分ワクチンを打った後に健康被害を被っている方々への給付金だと思いますけども、宮古島市はどういう状況なのかということをまず教えてください。

それから、64ページ、土木費です。無電柱化推進事業というのが、工事請負費が1億5,000万円余減額です。3目道路新設改良費の工事費がかなり減額になっていますけども、その中で特に無電柱化推進事業の減額について教えてください。

66ページ、これ先ほども質疑がありましたけども、2目住宅建設費です。これ、上原市営住宅を改良する際に宮古島市に所有権移転がされていなかったということだと思います。そういうことではないですか。これ、実質的にはもう2億円余り、沖縄県の公共投資交付金で事業するという話になっていますけど、いわゆる補助金がもういただけないんですよね、今年度は。再度県と協議という話ですけども、これって今年度返還して、来年度また予算をつけてくださいという話はかなり難しい話だと思うんですけど、この辺の見通しを、この3点をお願いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

補正予算、57ページの新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金の負担金でございます。これは、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、国の10割負担で市町村を通して給付が行われる予防接種健康被害救済制度となっております。今回の補正は、1人のための給付でございまして、死亡したということがこの新型コロナウイルス予防接種が要因であったということを国が認めたということで、国の通知が令和7年1月10日付で届いたということもあり、今回の補正でございます。この5,071万4,000円というのが死亡一時金、葬祭費、障害年金の合計でございます。

◎建設部長（川平陽一君）

まずは、議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、64ページの中で、3目道路新設改良費の中で無電柱化推進事業の14節工事請負費が1億5,500万1,000円の減額です。この3目道路新設改良費につきましては、全体で工事請負費が2億8,865万6,000円減額になっております。その理由としましては、当初予算で県に要望した額と県からの交付決定額の差額となります。特に無電柱化推進事業は1億5,500万1,000円減額になりますが、これも同じ理由です。県に当初予算で要望しますが、県からの交付決定額の減額に伴って、その差額の減額となります。

次に、66ページ、2目住宅建設費の中で14節工事請負費が3億2,142万7,000円の減額です。先ほども答弁しましたが、上原市営住宅の建て替え工事に伴いまして、敷地の境界の分筆が未登記だったことが判明しました。所有権移転ではなくて、敷地全体の中で現在建っている建物の敷地の境界が、分筆が未登記になっておりましたので、この辺が分筆をしないと、この新しい建て替えの中で建築確認申請等の手続きができないということになりますので、今回は工事費を減額しまして、これ今後県と工事費につきましては協議していきます。県の協議の中でも交付は、これまだ確約されておりましたが、これ協議の中で工事費につきましては確保して、今後の建設につなげたいと考えております。

◎下地信男君

57ページの新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金、これは予防接種を受けて亡くなったという、因果関係が予防接種だということが認められたんですね。私は、気になるのは予防接種を受けるリスク、それから受けないリスク、こういうのがだんだんはっきりしてきていると思うんです、全国的な事例を見ていくと。これを市民にどう知らせていくかというのが大きな課題であると思うんです。特に今回の事案は、もう死亡したということでしょう。これ、大変大きな予防接種が要因で死亡という事案を宮古島市はどう捉えて、市民にどう説明していくか、あるいはこういったリスクというものをどう知らせていくというのは、今後大きな課題になってくると思いますけど、この辺の見解を聞かせてください。

もう一点は、道路橋りょう費の減額というのは、当初予算にしたけれども、国からの内示というか、補助金が減額だったので、それを整理するという話ですね。

66ページの2目住宅建設費、こういう事案というのがもういろんなところで散見されていて、例えば宮古島市サシバリリンクス伊良部の敷地内の登記の問題もあるし、結の橋学園建設のときも多分そうだったと思います、旧佐良浜中学校の敷地。今回の議案第59号の訴えの提起も、これは登記の問題ですね。こういう実態がもう事業の足かせになっているという実態が宮古島市にあると思うので、これ何とか対策しないと、またこういった事例が次々出てきて、国庫の返納とかいうことになってくると、宮古島市、何しているんだという話に、評価になっていくので、その辺の公共施設内にある登記の問題というのを何とか対策を講じる必要があると思います。総務部長、これどう考えているのかお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

公共施設の未登記等の問題でございます。まず、来年度行政経営課というのを新設しまして、その中で学校の遊休学校、休んでいる学校、それとあとは今財政のほうで持っている公共施設等、公民館も含めて、庁舎も含めて、ある程度の集約して今公共施設の利活用を進めていきたいというふうに考えております。今の問題も、しっかりと行政経営課が中心になって、ほかの施設のそういった問題ないのかどうなのかと

いうのを含めて、令和7年度でしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

予防接種、たくさん数あります。十幾つか、ワクチンとか予防接種がありますけれども、市としましては相談窓口の設置、医療機関との連携、これまでやってきましたけれども、さらに強化して予防接種の必要性、副反応、有用性について十分な情報提供をさらに強化する必要があると考えています。市民の皆様が安心して予防接種を受けられる環境を整えていきたいと考えております。

それから、下地茜議員に答弁漏れがありましたので、生活バス路線学生割引補助金の当初の予定は、人数、100名を予定しておりますけれども、実績の想定ですけれども、126名になると見込んでおります。

◎下地信男君

これ、重ねてお願いになりますけれども、予防接種の受けるリスク、受けないリスクというのをやはり明確にする、どこまで明確にできるか分かりませんが、こういう事案が起きたということ、そういうリスクがあるということを、市から発信していく必要があると思います。ちまたでこういう人づてに伝わっていく情報と市が発する情報というのはかなり違ってくるので、正確な情報として市民にも周知していただきたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

2点質疑させていただきます。

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、51ページの3款民生費なんですけれども、1項社会福祉費、1目の社会福祉総務費なんですけれども、節で27節繰出金、未就学児の均等割保険税の国庫負担金と、あと県負担金、それから市がこの歳出で先ほど申し上げた負担金の計上をしていますけれども、この実績について伺いたいと思います。この課題というのは、やはり今長引く不景気の下で物価高騰で苦しむ市民生活、その支出を減らしていく大切な一助となっていると思います。実績でどれぐらいになるのかお答え願います。

次に、67ページ、8款土木費で5項港湾空港費なんですけれども、1目の港湾管理費の中で繰出金がございますけれども、その内容をご説明ください。

◎建設部長（川平陽一君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の67ページの1目港湾管理費の中で、港湾事業特別会計繰出金5,204万3,000円の繰出金です。港湾特別会計における係船料、収入です。当初予算で1億3,860万円を見込んでおりましたが、その後キャンセル等により、令和6年度、クルーズ船の係船料が8,659万6,000円の見込みとなっています。そのため、増額補正として一般会計から繰り出しを行います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

繰出金6万3,000円でございます。未就学児に係る保険税の均等割額を半額免除する措置でございますので、令和6年度、交付申請が367万8,692円となっているため、その分を6万3,000円の補正増としていただいております。

◎上里 樹君

再質疑させていただきます。未就学児の均等割、保険税の軽減の負担金の問題ですけれども、367万8,692円が申請分になっていると。これは、子供の数にしてどの程度になりますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時26分）

再開します。

（再開＝午前11時27分）

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

今確認中でございまして、分かり次第答弁させていただきます。すみません。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山下 誠君

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、66ページの公営住宅等整備事業の件なんですけど、先ほど、下地茜議員と下地信男議員が質疑していますけど、建設部長、これ、その土地の権利関係の確認というのは、事業担当課が一番初めにやることではないかなと思っていて、この未登記の土地が見つかったというの、これいつの段階で見つかったのか、皆さんがこれ調べたのが適切な時期にしっかりこの未登記の土地の有無をちゃんと調べたのかということをまずお答えください。

それと、48ページの緊急優良母牛更新事業、それから肉用牛監視システム導入補助事業、これ60ページ。これ、それぞれ減額補正になっているんですけども、農林水産部長、実績と減額補正の理由をお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の、まず48ページ、2款総務費の14目沖縄振興特別推進費の緊急優良母牛更新事業2,319万2,000円の減額でございます。これ、当初予算で80頭分の上限40万円ということで3,200万円を予算化いたしました。交付実績が30頭、880万8,000円にとどまっております。その分差し引いた予算残分2,319万2,000円の減額補正を今回計上させていただいております。交付実績が低くなった要因といたしましては、牛の競り価格の低迷で母牛を更新しにくい環境になっているということと、あと申請農家が大分辞退をしたということで、今回当初予算の申請見込額に届かなかったということでございます。

続きまして、59ページでございます。6款農林水産業費、4目畜産業費の18節負担金、補助及び交付金の中の肉用牛監視システム導入補助金191万円の減額でございます。本事業は、肉用牛の分娩時死亡事故防止対策及び飼養管理の効率化を図る目的で肉用牛ICT機器装置等を導入する畜産農家に対しまして、導入に必要な費用の50%、上限50万円となっております。を補助する事業となっております。なお、分娩監視装置のみを導入する場合は、上限は20万円となっております。減額の理由でございますが、ICT機器装置等の導入について、導入を希望する農家がありまして予算化しましたが、牛舎の火災がありまして、牛舎が損壊したということで、資金調達が困難ということで、今年度導入を見送ったことによりまして、100万円減額となっております。また、分娩監視装置につきましては、申請相談が数件あったんですけ

ども、資金面の関係で現在4基の導入にとどまっております、今回91万円の減額となっております。

◎建設部長（川平陽一君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の2目住宅建設費の中で14節工事請負費の減額です。未登記がいつ確認されたかとのことですが、これは今現在実施設計を行っております、この実施設計の中でこういった敷地の境界が分筆されていないことが確認されております。本来でしたら、現在の上原市営住宅の建設の段階で分筆はされていると思うんですけども、これが今回の実施設計の中で分筆が未登記だったことが発覚しておりますので、今現在分筆の手続を行っております。

◎山下 誠君

答弁漏れじゃないですか。いつだったかというのを答えていないけど。その未登記の土地の確認の時期は、自分たちは適切だったと思っているかというところの答弁。

◎建設部長（川平陽一君）

これ、今現在上原市営住宅の建て替えに向けて実施設計行っております。その中で実施設計を令和6年度で行っておりますので、未登記が発覚した時期については、やはり実施設計の中でしか確認はできておりませんでした。

◎山下 誠君

いつだったか。

◎建設部長（川平陽一君）

上原市営住宅の建て替えに伴って、これは適正といいますか、今回発覚したので、この手続を行いたいと思います。

◎山下 誠君

建設部長、明確にしてほしいのが、私が言った適切だったら、それはそれでいいわけ。皆さんが事業を進める段階でそれが正しいと、正しい時期に土地関係の確認をしたよと、それだったらいいんだけど、それ明確に答えていないから、言っているんだけど、それをもし皆さん、本来の事業であれば確認すべきときに確認しておったら、このお金は返さなくてよかったんではないかと、この3億2,000万円余りは今年度使えたんではないかという指摘なの。だから、皆さんがやったことは適切だったかというのをもう一回答えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

繰り返しになりますけど、実施設計の中で確認されたので、適切な時期に確認されたと考えております。

◎山下 誠君

そうすると、建設部長、今後いろんな事業があるけども、土地関係の確認というのは、権利関係の確認は全てその実施設計の中で確認をしていくと、これが通常のルートであるという理解でいいんですよね。そう受け止めるけど、それ大丈夫ですね。答弁してください。

◎建設部長（川平陽一君）

今回の建て替えは、長寿命化計画に基づいて上原市営住宅の建て替えをやっておりますので、この分筆が未登記だったということは、これはやはり建て替えの時期、現段階でしか確認できませんでしたので、これは今後上原市営住宅の次の機会の市営住宅の件につきましては調査をしてまいりたいと考えております。

す。

(「休憩お願いします」の声あり)

◎議長(平良敏夫君)

休憩します。

(休憩＝午前11時36分)

再開します。

(再開＝午前11時39分)

◎池城 健君

すみません、1点だけ。議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算(第10号)、56ページの2目扶助費の生活保護扶助費が1億2,387万3,000円減額されているんですけども、その要因を教えてください。

◎福祉部長(守武 大君)

56ページ、3款民生費、3項生活保護、2目扶助費の減額ですけども、先ほども答弁いたしましたが、基本的に対象者が減っているということです。減った主な理由として、亡くなる方が多かったということになります。数字は、もう一回言いましょうか。大丈夫ですか。

◎市民生活部長(狩俣博幸君)

上里樹議員の未就学児均等割、国民健康保険料の答弁が漏れております。対象人数が658名となっております。

◎議長(平良敏夫君)

ほかに質疑はありませんか。

◎栗国恒広君

私からも1つだけ質疑していきたいと思います。議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算(第10号)ですけど、57ページ、4款衛生費の中で、4目母子衛生費で産後ケア事業、この事業が多分令和6年度では1,000万円ぐらいは予算化されていて、今回530万円余り減になっているんですけど、まず事業の実施時期、例えば1月1日から12月31日までという、この中での実施だと思うんですけど、これ何名の方がこの事業を利用したのか。これ、多分宿泊型とか、あと通所型、あとは訪問型という事業だったと思うんです。宿泊に関しては、多分1泊2日で3,000円ぐらい、通所では、これ3時間で2,000円とか、6時間で3,000円、あるいは訪問で1回で1,000円ぐらいの事業の実施だったと思うんです。その利用者の数をお聞かせください。

◎こども家庭局長(幸地幹夫君)

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算(第10号)、57ページ、産後ケア事業の536万8,000円の減についてでございます。産後ケア事業の内容についてですけども、これ出産後1年以内の母子等に対して、心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制として、産婦人科医院等へ業務を委託し、産後ケアを実施しております。事業の種類としましては、栗国恒広議員ご指摘のとおり、宿泊型、通所型、訪問型を実施しております。実績といたしまして、令和4年度利用実績が宿泊が91件、通所が84件、訪問23件の合計198件、令和5年度の利用実績で宿泊型が158件、通所型が65件、

訪問型が14件の合計237件、令和6年度の実績、これは令和7年1月末時点でございます。宿泊型で262件、通所型で90件、訪問型で95件となっております。

◎栗国恒広君

こども家庭局長、やはり1,000万円予算を計上して、半分以上は予算減額という感じで、利用数がだんだん上がっているんですけど、なぜ利用が増えないのかなと、補正で減額する。というのは、これ令和7年度も2,000万円余りつけているんです、今回新年度予算で。市長が言っているように、子育て応援宣言という施政方針でも掲げられて、やはりこれだけ予算組んだ中で、半分ぐらい予算が消化できないと。これ、何が原因なのかなということなんです。どうすればもっとこの事業を活用してもらって、宮古島市が本当に子育て支援に適している、あるいは子育て支援を行政がしっかり支援しているという方向を導き出すために皆さんどうお考えなのか、その辺を踏まえてお答えください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

今回の補正減、536万8,000円の部分なんですけれども、当該補正については、産後ケア事業に係る事業所施設維持費180万円と産後ケアシステムの改修費用356万8,000円の合計536万8,000円の補正減となっております。

◎栗国恒広君

今こども家庭局長の答弁だと、これ、では事業所のこの設備の減であって、これ委託料となっているんです。私、事業の委託だと思うんです、これ。先ほど令和6年度で1,000万円つけたというのは事業料が1,000万円ですよ。委託事業料が1,000万円です。今回この委託料が半分も補正減で上がっているものですから、この委託に関する業務が半分減とされると、やはり利用者が少なくなっているのか。でも、利用者増えているんです、これ先ほどの答弁からすると。その事業の周知、この事業の進め方に課題があるのかなと思って、それで質疑しているんです。今回、今年度予算で2,200万円余り。令和7年度は、これ倍増えているんです。その辺で施政方針の中で子育て応援宣言という感じでも1番目に挙げているんです。しかし、事業実施に当たって、こういった減額が上がってくると、せっかく予算をつけて、こういうふうな支援をしますという中で半分しか出ていないというのは、事業の実施を見直すというか、内容を、言っているように、例えば宿泊型、通所型、訪問型、1泊、それで通所型も4回までとか回数が制限されているんです。訪問も4回までとかです。ですから、今回この質疑は、これだけの予算を措置しながら、何でこれがやはり半額しかできないのか。この事業の内容の見直しについて、どうお考えですかということを聞いているんです。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

今回の補正減については、産後ケア事業の利用者増を見込んでシステムを改修し、業務の効率化、軽減を図るため、356万8,000円予算計上しておりましたけれども、令和7年度に実施される標準化システム改修に当該事業も関連することとなっているものですから、今年度システム改修を行っても令和7年度の標準化システム改修後に再度改修が必要ということになるために、今年度のシステム改修を次年度以降に見送るための補正減となってはいるんです。ただ、啓発に関して、栗国恒広議員ご指摘のとおり、年々利用者件数は増えてきておりますので、ただ産後ケア事業、専門職の人材不足もあるということを聞いておりますので、ただ利用が増えているということで今後もさらに啓発をしていかなければいけないというふう

に考えております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時50分）

再開します。

（再開＝午前11時52分）

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時52分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き、日程第1、議案第15号から日程第18、議案第32号までの計18件について質疑を行います。

質疑があれば発言を許します。

◎友利光徳君

まず、53ページの3款民生費の1項社会福祉費、4目障害者福祉費の1億8,000万円余り増額になった理由と、その下の6目の後期高齢者医療費の3,200万円余増額した理由、それから次は55ページの6目地域子ども・子育て支援事業費、2,300万円余減額になっていますけども、その理由を説明してください。

72ページの4目文化財保護費4,400万円余減額になっているんだけど、その説明をお願いします。

まず、答弁をする方はもったいないなという感じでなくて、丁寧に分かりやすく答弁するように、言葉遊びをしないようによろしくお願いします。

◎福祉部長（守武 大君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、53ページ、3款民生費、4目障害者福祉費の扶助費1億8,023万4,000円の増額についてお答えいたします。

主に右側にあります障害者福祉サービス給付費1億3,643万9,000円と、その下の障害児通所給付費4,379万5,000円になります。障害者福祉サービス給付費につきましては、障害者が利用するサービス、施設もそうですし、通所、あとは訪問、そういうサービスの合計額になっております。障害者のこの福祉サービスの給付と児童通所の給付につきましては、令和6年度に報酬改定がありまして、大幅に算定の単価が上がっているのがまず理由の一つ。それと、障害者、障害児の利用者が増えている。一番増えているのが、障害者の場合は通所のB型事業所。昔でいう授産施設。要は障害を持つ人が通所して、作業して工賃をいただくという通所、このB型事業所が令和6年度に2か所新しく設置されている影響と、あとグループホームです。グループホームも令和6年度に2か所設置してありましたので、その分、給付費が増えています。それと、児童のほうは障害児が通所する事業所、これも令和5年度に2か所、令和6年度に1か所増えています。障害児の場合、特に最近発達障害を持つお子さんが増えてきたのがありまして、認知もされてきている関係で、利用者がかなり昨年度より30名ぐらい増えているという状況になっております。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の53ページでございます。6目の後期高齢者医療費の3,200万円余の増の主な要因ですけれども、2年に1度保険料率の改定に伴い、後期高齢者医療広域連合の予想よりも1人当たりの軽減額が増加したことによるものでございます。市の負担分、4分の1なんですけれども、この部分の2,419万9,000円の補正増が主な要因となっております。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、55ページ、6目の地域子ども・子育て支援事業費のトータルで2,338万8,000円の補正減の説明でございます。この事業、3つの事業の合計となっております。まず、1点目が放課後児童健全育成事業。これは、公設クラブの運営費に係る委託料と民設民営クラブの運営費に係る補助金の減。あと、もう一点が一時預かり事業、幼稚園型に係る事業の補正減となっています。この事業は、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後、または長期休業日等において一時的に保護を受ける者を対象に幼稚園及び認定こども園で実施する一時預かり事業となっております。今回、当初見込み人数より利用実績が減少する見込みのため、補正減となっております。最後に、利用者支援事業についてでございます。当該補正については、こども家庭センターの児童福祉機能に係る家庭児童相談員及び統括支援員の欠員に伴う報酬、職員手当、社会保険料負担金、費用弁償の合計となっております。その不用見込額の減となっております。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、72ページ、4目文化財保護費の4,465万7,000円の補正減についてご説明いたします。主に大きな要因となっております2点を説明いたします。

説明欄の各種開発等に係る発掘調査事業（民間開発）の委託料3,430万1,000円についてですが、この事業は民間事業者の開発に伴い、埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査を目的とした事業でございます。事業所の届出により、記録保存のための発掘調査費用を当初で予算計上していましたが、再度開発方法などを見直すこととなったため、今回その調査に係る費用を減額しております。

次に、各種開発等に係る発掘調査事業（公共事業）687万9,000円の補正減についてです。この事業は、公共工事の開発に伴い、埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査を目的とした事業でございまして、当初2件予定して予算計上していましたが、1件のみでしたので、執行残を減額しております。

◎友利光徳君

福祉部長のほうに再質疑します。これは、まず1つ忘れたので、1つ追加して質疑します。3款の4目の保育所費2億4,300万円余増額されているんだけど、この増の理由を詳しく説明してください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、54ページ、3款民生費、2項児童福祉費の4目保育所費2億4,330万5,000円の補正額についてでございます。これの主な増の要因としましては、子ども・子育て支援法に基づく乳幼児の心身ともに健やかな成長を助成するため、市内の認定こども園に運営費の扶助を行い、乳幼児福祉の向上に図る事業が1点、認定こども園運営費の7,141万2,000円となっています。これは、令和6年度の人事院勧告における国家公務員の給与改定に伴う運営費の公定価格の改定により、予算の増額が見込まれるため、増額補正をしております。

もう一点も同じ理由でございまして、法人保育所運営扶助費1億9,632万6,000円の増額となっております。

こちら令和6年度の人事院勧告における国家公務員の給与改定に伴う運営費公定価格の改定により、予算の増額が見込まれたため、補正増となっております。

◎友利光徳君

53ページの障害者福祉費の1億8,000万円余の主な利用内容、それに伴う人員はどれぐらいなのか。要するに利用している内容と人員、対象者。

もう一つは、72ページの文化財保護費の4,400万円余の減額について、その2か所の場所の説明できないですか。なぜ事業ができなかったとか、もう少し具体的な説明をお願いします。

後期高齢者医療費の、要するに団塊の世代が75歳を迎えることで、その変化があったか、なかっただけでよろしいのです、答弁を求めます。

◎福祉部長（守武 大君）

それでは、障害福祉サービスと障害児通所事業費の中身についてお答えいたします。

まず、利用者なんですが、令和5年度の利用の実人数は753名となっております。それが令和6年度、大体770名ぐらいに増えています。それと、児童のほうは先ほど30名ほど増えたとお話したんですが、令和5年度の実績でいうと218名が244名に増えているということになります。サービス、障害者のほうはいろいろあるんですけど、やはり増えた大きな原因は障害者の通所事業所とグループホーム、これが新たにできている関係で利用者が増えているという状況。それと、障害児は通所事業所だけですので、サービスのほうは市が担当しているのは通所だけなので、通所するお子様がが増えているという状況になります。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

先ほどの後期高齢者医療特別会計の部分ですけれども、団塊の世代の影響はあったかということなんですけれども、団塊の世代は75歳はこれから迎えるということになりますので、徐々にではありますけれども、ただ本格的な年を迎えるとかなりの影響が出るものと見込んでおります。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、72ページ、4目文化財保護費の調査を行わなかった場所ということですが、民間開発に関しましては、友利元島遺跡での記録保存のための発掘調査を予定しておりましたが、そこを行っておりません。

もう一点、公共事業に関しましては、想定で2件、予算計上しておりましたので、場所というよりは2件想定ということです。なので、1件で済んだので、1件分を減額しております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

この議場で初めて質疑をしますので、ひとつよろしくをお願いします。私も、議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）のほうで質疑をしたいと思います。9ページ、第2表、繰越明許費補正のほうで、上から2番目の脱炭素先行地域づくり事業、これ繰越しになっているんですけども、この事業の中身について教えてください。

次に、14ページ、債務負担行為補正の追加とあるんですけども、この14ページの下の方、ガバメイツピット利用ライセンス料と、これはL o G o フォーム利用料ですか、この中身を教えてください。

うふうに思います。

次からは、歳出のほうで質疑していきたいと思います。47ページ、10目財政調整基金費、これが減債基金の積立てが国、県の支出金ということになっているんですけども、これについての説明をお願いします。

あと、48ページ、先ほどから14目沖縄振興特別推進費ということで出ていますけれども、この地方債の減と、あとその他の特定財源の説明をお願いします。

あと、49ページ、15目、これは沖縄離島活性化推進事業費補助金。これは、伊良部・多良間のラジオ中継局の事業ですけれども、庁舎等建設基金のほうからの充当、それから負担金からの充当というふうになっているんですけども、その辺の説明をお願いします。

あと、51ページ、1目社会福祉総務費の中で、右側の丸、上から4番目、価格高騰重点支援給付金事業（令和6年度）、これがマイナスになっているんですけども、この辺の説明をお願いします。

あと、53ページ、5目老人福祉施設費の財源振替がありますけれども、この財源振替の説明もお願いします。

あと、58ページ、これも財源振替です。3目し尿処理費、この説明をお願いします。

70ページも1目学校管理費の財源振替があります。この説明をお願いします。

あと、72ページの4目文化財保護費ですけれども、その他、特定財源のマイナス、これは右でいえば、民間開発のほうに充当することになっているのか、その説明をお願いします。

あと、73ページ、1目公営企業会計負担金、これも財源振替というか、地方債がマイナスになって、一般財源が増えていると、この辺の説明もお願いをします。

これ、特別会計も続けていいんですよね。

◎議長（平良敏夫君）

大丈夫です。

◎國仲昌二君

では、議案第16号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）のほうに移ります。7ページ、繰入金がマイナスになって、それから繰越金プラスになっている。それから、8ページも基金積立金が8,000万円ぐらいあるというふうなのを見て、これ国民健康保険事業特別会計、好転しているという認識でよろしいかどうか伺います。

あと、議案第20号、令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）のほうもお願いします。15ページの1目運営費、省エネ機器等導入補助金がマイナス440万円余りとなっていますけれども、この説明をお願いします。

特別会計の当初予算も大丈夫ですよ。これも同じく、議案第25号、令和7年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算、11ページを見てみますと、繰入金1億円余りマイナスになっていると、県支出金がプラス3億円ぐらいになっているんですけども、これも先ほどと同じように好転しているというふうに認識していいのかどうかを伺います。

◎福祉部長（守武 大君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）のほうです。51ページの1目社会福祉総務費、19節扶助費の中の説明の中の価格高騰重点支援給付金、マイナス6,785万円の説明をいたします。こ

の給付金ですが、令和6年6月3日付で新たに住民税非課税世帯になった世帯、プラス新たに均等割のみが非課税世帯になった方々が対象となる給付金になります。6月の補正と8月の補正において、対象者を2,000世帯、それとこの世帯に係る子供加算5万円、1,000人ということで予算計上したところ、対象者を抽出しまして、実際の対象者が1,693世帯、それと18歳以下の子供が465人ということが確定しております。今年度もう既にこの追加の給付金は終わっています。11月末で支給は終わっていますので、不用額を減額補正したという経緯になっております。

◎企画政策部長（久貝順一君）

質疑が多岐にわたっておりますので、答弁漏れがありましたらご指摘のほうお願いいたします。

まず、9ページ、第2表、繰越明許費補正の2款総務費の上から2番目の脱炭素先行地域づくり事業の中身についてです。脱炭素先行地域というのは、脱炭素グリッドを基にエコアイランド宮古島をさらに進化させるということで、持続可能性とか、そういった活性化を実現するというものがありまして、実は令和5年11月に環境省から脱炭素先行地域の指定を受けました。その中で、地域として狩俣地区と下地地区の2地区を先行地域として選ばれております。主な取組としましては、先行地域全体にPPAによるPV、太陽光発電と蓄電池を普及して、再生可能エネルギー由来の電気で地域内に全電力需要を賄うという仕組みとなっております。さらに、動く蓄電池であるEVの補助とか、あと地域間でのEVを使ったカーシェアとか、そういった部分をやる事業となっております。

続きまして、14ページの債務負担行為補正の下から2番目と最後、ガバメイツピット利用ライセンス料、LOGOフォーム利用料の内容についてお答えをいたします。ガバメイツピットというのは、自治体のDX推進のために活用している重要なツールとなっております。各業務の処理手順を簡単にフローチャートすることができるツールとなっております。業務を手順ごとに分解をして、各手順の所要時間を視覚的に、可視化するということです。把握することで業務の負担がかかっている作業を分析、改善をしまして、業務改革を推進するものとなっております。また、このガバメイツピットを活用して、他の自治体の業務フローも確認することができますので、本市の業務フローと比較して業務見直しの参考にできるところもガバメイツピットを活用する大きなメリットとなっております。

次に、LOGOフォームとは何ですかということです。LOGOフォームとは、各種行政手続や申込みの予約、また住民アンケートなどをスマートフォンなどを使ってオンラインでの申請を可能とするシステムとなっております。本市では、トライアルも含めまして、令和5年12月から活用しておりまして、職員向けの調査物でありますとか、住民向けアンケート、また今年度から職員採用試験の申込みなど様々な用途で業務の効率化、また住民サービスの向上等を目指して活用しているものとなっております。

あと、議案第20号、令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）の15ページの1目運営費の中の再生可能エネルギー事業運営管理費の446万6,000円の補正減についてご説明をいたします。この省エネ機器等導入補助金につきましては、今年度当初、LED照明機器の買換え補助という形で予算を、500万円を計上しておりましたけども、申込みする住民が少なかったということで、既にもう申込期間が終了しているので、残りの446万6,000円を補正減としているところであります。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

宮古島市国民健康保険事業特別会計の補正と新年度の予算から見ると、好転しているのではないかと

うことだったんですけれども、好転はしておらず、毎年のように医療費は伸びておりますので、その要因は高額療養に係る方々、要するに生活習慣病の延長線上にあるがん患者が増えたりしております、その医療費が伸びていることと、あと高額の治療費、新たに医療開発が進んで1人当たりの治療にかかる薬代も毎年高額になっているということも聞いておりますので、今後も好転ではなくて、かなりの財政負担になっていくものと考えております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

質疑が多岐にわたっておりますので、答弁漏れがあったらご指摘いただきたいというふうに思っております。

まず、議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の47ページ、10目財政調整基金費、減債基金積立金651万円の部分でございます。減債基金積立金に関しましては、消防共同指令センター全体更新整備支援補助金で、消防費県補助金でございますが、651万円、これが収入予定でありますので、一旦起債の今年度の償還財源として積立てを行っております。

次に、49ページの15目沖縄離島活性化推進事業費補助金の地方債の減でございますが、伊良部・多良間ラジオ中継局強靱化整備事業につきましては、事業取下げということでございますので、それに伴う減ということになっております。失礼しました。伊良部・多良間ラジオ中継局強靱化整備事業の事業取下げに伴う減が280万円、あとは宮古島市地産地消振興センター整備事業が繰越しとなっておりますので、これがマイナス5,770万円、合計で6,050万円の起債の減となっております。

次に、53ページになります。これ、過疎対策事業債でございますが、沖縄県の配分額の減に伴いまして、起債を1,600万円減をしまして、一般財源のほうに振り替えております。

あと、70ページ、10款教育費の1目学校管理費の地方債、マイナス4,140万円、これに関しましては消防施設の改修事業を予定しておりましたけれども、起債対象事業が減少したことによりまして、4,140万円を一般財源のほうに振り替えている内容でございます。

あと、73ページでございます。13款諸支出金で、1目の公営企業会計負担金の地方債、マイナス4,610万円でございます。当初、緊急自然災害防止対策事業債で起債を組んでおりましたけれども、県の市町村課から雨水対策工事は対象外というふうな通知がございましたので、減額しまして、一般財源のほうに振り替えております。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、72ページの民間開発に伴う発掘調査事業についてです。民間事業者の開発に伴う発掘調査は、全額民間事業者が負担することとなっておりますので、國仲昌二議員おっしゃるように、特定財源の3,554万5,000円の減額補正は民間開発に係るものとなっております。

◎議長（平良敏夫君）

58ページの衛生費は答弁しましたか。ごめんなさい。財源振替で、58ページ。

◎総務部長（與那覇勝重君）

失礼しました。答弁漏れがございました。議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の58ページ、4款衛生費の3目し尿処理費の5,010万円の地方債のマイナスの件でございます。当初、過疎

債充当しておりましたけれども、沖縄県の配分の減に伴いまして、この部分も一般財源化ということで、し尿処理施設整備事業でございます。過疎債から一般財源の振替をしております。

◎國仲昌二君

再質疑をします。議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の9ページの脱炭素先行地域づくり事業ですけど、事業の説明ありましたけれども、繰越しの理由についてもお願いします。

それから、47ページ、減債基金への積立ての中で、消防共同指令センター全体更新整備支援補助金という話がありましたけれども、この補助金を何で減債基金に積み立てるのかということを知っているのか、その説明をお願いします。

それから、48ページも質疑したはずですけど、もう一回質疑しましょう。14目沖縄振興特別推進費、地方債とその他特定財源がありますけど、その説明をお願いします。

あとは、49ページの15目沖縄離島活性化推進事業費補助金、私が質疑したのは地方債の話ではなくて、この事業に庁舎等建設基金と負担金が充当されているんですけど、これはどういうことですかということです。地方債ではなくて、その他特定財源についてですので、よろしくお願いします。

72ページですけど、細かい話になるんですけど、これ民間が全て持つという事業ですけども、右側の説明欄と2,000円ぐらい違いがあるんですけど、これ何か理由があるんですか。これも説明をお願いします。

それから、これは全体的に言えることですけど、地方債をマイナスにして一般財源を増やしているというのが結構見られるので、この辺、後々財政負担にならないかなということが気になりました。

あと、議案第20号、令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）ですけども、その中で15ページの440万円程度の補正減の説明がありましたけれども、申込数が少なかったことによる減額だということで、これは何件の申込みを想定していて何件になったのかという説明をお願いします。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時16分）

再開します。

（再開＝午後2時16分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

まず、議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の9ページの脱炭素先行地域づくり事業の繰越しの理由でございます。本年度この交付金につきましては、環境省のほうから4億7,127万9,000円の交付される予定となっております。うち事務費の1,500万円を差し引いた4億5,627万9,000円が今回の繰越しとなっております。繰越しの理由といたしまして、PPA補助金、EV会計補助金等の利用を予定しておりましたけれども、補助金交付要綱の作成に当たりまして、国の交付要綱との整合性を図るために、国との調整とか、また共同提案者との調整等に時間を要したため、各補助金の交付要綱に策定が遅れていることが理由となっております。

それと、議案第20号、令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）の

15ページの運営費の中のLED照明の補助金の中での当初の予想と実際の実績ということです。当初この事業につきましては、上限3万円をという形での補助金の設定をしております、最大で約167件を予定しておりましたが、実際に交付の申請をした方が25件となっております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時19分）

再開します。

（再開＝午後2時19分）

◎生涯学習部長（天久珠江君）

ご質疑の点に関しては、今手元に資料がございませんので、後ほどお答えしたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時20分）

再開します。

（再開＝午後2時22分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の47ページでございます。10目財政調整基金費、減債基金積立金でございますが、先ほど答弁しましたけれども、消防共同指令センター全体更新整備支援補助金、県補助金でございますが、651万円収入予定となっております、沖縄県消防共同指令センター全体更新整備事業の起債の後年度の償還財源として積み立てるものとなっております。沖縄県消防指令センターは、全体更新整備事業が令和6年度、令和7年度で完了予定でございますので、今後借入れも行っていくということになっておりますので、その償還分に関しましては令和7年度分からスタートいたしますので、追加交付金、令和7年度、令和8年度で取崩しを行っていくという流れでございます。

次に、48ページの14目沖縄振興特別推進費、これに関しましては一括交付金の補助充当率が上がりましたので、このその他の一括交付金、ふるさと納税で充当していた分をマイナスをしているということでございます。

次に、49ページ、15目の沖縄離島活性化推進事業費補助金の財政調整基金を充てられているという部分の説明でございます。

庁舎等建設基金への財源振替に伴う起債の減となっております、県との起債最終協議の締切り時点におきまして、宮古島市地産地消振興センターの県への建築確認が取れていないため、今後の事業の執行状況が未定であることから、起債協議を取りやめまして、財源確保の面から庁舎等建設基金からの繰入金による財源の振替を行っております。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

2,000円の差についてですが、これは当初予算で委託料と使用料に端数が生じておりますので、その分を一般財源で見えております。

◎國仲昌二君

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の48ページですけれども、14目沖縄振興特別推進費、この地方債のマイナスですけれども、歳入のほうで見ると、沖縄振興特別推進事業債というのがマイナス3,090万円あります。ここでは5,090万円になっているというので、これをどういうことになっているかという説明を求めたということです。

それと、あとその他特定財源の7,390万円もマイナスになっているんですけども、これどこから充当しているかというのを説明してください。

それから、同じく49ページの県との調整で起債を取り下げて、庁舎等建設基金から充当したよということですけども、この事業がどういう事業だから、庁舎等建設基金の充当ができるかの説明をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時27分）

再開します。

（再開＝午後2時30分）

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山里雅彦君

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の67ページ、1目港湾管理費で、補正が5,204万3,000円、午前中、上里樹議員から、なぜ一般財源かということでありましたが、建設部長は当初予定していた係船料、クルーズ船の。予定回数減ということで、理由としてありました。少しそこで確認したいんですが、クルーズ船対応でC I Q施設が設置されております。多分十一、二億円ぐらいだったと思いますが、償還計画といいますか、当初の予定では、説明ではその係船料で賄う、返していくということでありました。先ほど國仲昌二議員も地方債、起債の話等ありましたが、この返還計画にこの補正減になったことでどういった影響があるのか、少しその辺説明してもらえますか。お願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

繰出金の5,204万3,000円ですけども、償還計画に影響あるかでございますけども、山里雅彦議員からありましたように、C I Qの関連工事全体で10億5,400万円を要しております。その中で償還計画としましては、令和2年度から令和22年度まで計画を立てておりますが、令和2年度から償還が発生しております。また、令和5年度から元金も合わせて償還しておりますので、その辺も全体計画には今のところ影響はございません。

◎山里雅彦君

令和2年度から返済して、元金合わせて令和22年度までということでありました。やはりこの返済が滞ると、将来世代にかかっていくんです。負担になるんです。そういう意味では、このクルーズ船の船舶への対応といいますか、会社への、クルーズ船会社の対応、これ今後重要になっていくと思うんです。市長、建設部長ではなくて市長、この辺、そういったところは。

（何事か声あり）

◎山里雅彦君

そうそう。クルーズ船会社の対応等はどう考えているかなという点、その辺を。

◎市長（嘉数 登君）

償還計画に変更が生じないかというようなご心配の件だと思いますが、クルーズ船、船会社に対するポートセールスをしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時34分）

再開します。

（再開＝午後 2 時35分）

◎上地堅司君

質疑したいと思います。59ページの 2 目農業総務費で、新規就農者育成総合対策実施事業の内容と新規就農はこの四、五年、どれだけ来ているか、それだけお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

議案第15号、令和 6 年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）の59ページ、6 款農林水産業費、2 目農業総務費の18節負担金、補助及び交付金の新規就農者育成総合対策実施事業補助金1,381万3,000円の減額についてでございます。本事業ですけれども、新規就農者育成総合対策実施事業は、次世代を担う農業者の育成、確保に向けた取組として、令和 4 年度から国において新たに創出した事業でございます。本市でも令和 4 年度から取り組んでございます。本事業は、新規就農者の支援、補助金として主に 2 つの支援内容に分類されております。1 つ目がハード面の支援として、就農に必要なパイプハウスやブルトラ等の農業施設や機械の整備における支援となる経営発展支援事業と、②のソフト面として、経営初期段階の開始資金を交付する経営開始資金の 2 つに分類されます。今回の減額の主な理由といたしましては、経営発展支援事業で 2 人の方が選考外となったことにより、1,100万円の減となっております。経営開始資金につきましては、1 人が選考外となったことにより、150万円の減となっております。また、補助対象者、これ 4 人のうちの 2 人ですけれども、2 人の補助残金分が131万3,000円あり、合計で1,381万3,000円の減額となっております。

新規就農者の推移でございますが、過去 5 年間の推移でよろしいでしょうか。令和元年の新規就農者が 45 人、令和 2 年が74人、令和 3 年が39人、令和 4 年が48人、令和 5 年が60人となっております。

◎上地堅司君

新規就農、徐々に増えているんですけど、これで新規就農の、去年は60人の中でしっかりと農業を受け継いでいるのか、この把握はしていますか。これ分かりますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

新規就農した方がしっかりと営農ができていくかということでございますが、やはりこの辺、新規就農を始めてもなかなか定着しないということも聞かれております。やはり生活的にも厳しいというようなこともあるようでございます。あと、平成20年とか、平成30年ぐらいまでは80人を超える新規就農者がおりましたけれども、やはり年々、就農によって、年によってばらつきが出ているということでございます。

市としまでも担い手育成に向けて、新規就農者の育成に向けて、できるだけ取り組んでいきたいと考えております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

何度も休憩取りまして、誠に申し訳ありません。まず、議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、48ページの2款の総務費、14目沖縄振興特別推進費の地方債のマイナス5,090万円の件でございます。先ほど一括交付金の充当率配分増に伴う減ということで説明しましたが、16ページの地方債の補正で見ますと、沖縄振興特別推進交付金事業は3,090万円の減となっております。これに関しましては、消防ポンプ自動車導入事業が配分により3,090万円、この額で配分増となっておりますので、この分を減額したということと、あとは先ほど企画政策部長からありましたけど、観光循環バス自走化実証事業の事業費減に伴うものが2,000万円ということで、これは過疎ソフトの部分が2,000万円、合計で5,000万円余の減額というふうになっております。

もう一点、庁舎等建設基金を充当する基準ですけれども、まず宮古島市庁舎等建設基金条例の中に、第2条、事業、庁舎等建設事業は次に掲げる事業とするというのがございます。1号が庁舎建設事業、2号にその他市長が必要と認める施設整備事業という項目がございますので、この2号でもって充当しているということでございます。

◎議長（平良敏夫君）

3回終わりですけど。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時43分）

再開します。

（再開＝午後2時50分）

◎企画政策部長（久貝順一君）

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、49ページの15目の沖縄離島活性化推進事業費補助金についてのその他の部分の話かと思っております。庁舎建設費と、説明書のほうにもあるんですけども、伊良部・多良間ラジオ中継局強靱化整備事業を、今年度実施設計を予定していたんですけども、沖縄離島活性化推進事業費補助金の活用が今回採択できなかったというのがあって、30ページのほうに多良間村の負担金の62万6,000円が減となっておりますので、その部分の影響があるのかなと思っております。

（議員の声あり）

◎企画政策部長（久貝順一君）

そうです。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第 1、議案第15号から日程第18、議案第32号までの計18件については、議案付託表のとおり各所管委員会に付託します。

なお、議案第15号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により所管委員会のご審査をお願いします。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後 2 時52分）

令和 7 年

第 3 回宮古島市議会(定例会) 会議録

3 月 3 日 (月) 3 日目

(議案 (条例等) に対する質疑 (付託))

令和 7 年第 3 回宮古島市議会定例会（3 月）議事日程第 3 号

令和 7 年 3 月 3 日（月）午前 1 0 時開議

日程第 1	議案第 3 3 号	宮古島市職員の給与に関する条例等の一部改正について	（市長提出）
〃 第 2	〃 第 3 4 号	宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 3	〃 第 3 5 号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 4	〃 第 3 6 号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 5	〃 第 3 7 号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 6	〃 第 3 8 号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 7	〃 第 3 9 号	宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 8	〃 第 4 0 号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 9	〃 第 4 1 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	（ 〃 ）
〃 第 1 0	〃 第 4 2 号	宮古島市税条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 1 1	〃 第 4 3 号	宮古島市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 1 2	〃 第 4 4 号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 1 3	〃 第 4 5 号	宮古島市トゥリバー海浜公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 1 4	〃 第 4 6 号	宮古島市中小企業振興基本条例の制定について	（ 〃 ）
〃 第 1 5	〃 第 4 7 号	宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止について	（ 〃 ）
〃 第 1 6	〃 第 4 8 号	宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止について	（ 〃 ）
〃 第 1 7	〃 第 4 9 号	宮古島市文化ホール条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 1 8	〃 第 5 0 号	宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 1 9	〃 第 5 1 号	宮古島市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について	（ 〃 ）
〃 第 2 0	〃 第 5 2 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	（ 〃 ）
〃 第 2 1	〃 第 5 3 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	（ 〃 ）

日程第 2 2	議案第 5 4 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	(市長提出)
〃 第 2 3	〃 第 5 5 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	(〃)
〃 第 2 4	〃 第 5 6 号	伊良部児童館建設工事（建築）請負契約について	(〃)
〃 第 2 5	〃 第 5 7 号	財産の取得について	(〃)
〃 第 2 6	〃 第 5 8 号	訴えの提起について	(〃)
〃 第 2 7	〃 第 5 9 号	訴えの提起について	(〃)
〃 第 2 8	報告第 2 号	専決処分の報告について	(〃)
〃 第 2 9	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	(〃)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議 案 付 託 表

令和7年3月3日（月）第3回定例会

委 員 会 名	議案番号	件 名
総務財政委員会	議案第33号	宮古島市職員の給与に関する条例等の一部改正について
	議案第34号	宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
	議案第35号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について
	議案第36号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
	議案第37号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	議案第38号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
	議案第39号	宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第40号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
	議案第41号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
	議案第42号	宮古島市税条例の一部改正について
	議案第46号	宮古島市中小企業振興基本条例の制定について
	議案第47号	宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止について
	議案第48号	宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止について
文教社会委員会	議案第43号	宮古島市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について
	議案第49号	宮古島市文化ホール条例の一部改正について
	議案第52号	財産の取得の追認議決を求めることについて
	議案第53号	財産の取得の追認議決を求めることについて
	議案第54号	財産の取得の追認議決を求めることについて
	議案第55号	財産の取得の追認議決を求めることについて
	議案第56号	伊良部児童館建設工事（建築）請負契約について
	議案第57号	財産の取得について
	議案第59号	訴えの提起について
	議案第44号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について
	議案第45号	宮古島市トゥリバー海浜公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

委 員 会 名	議案番号	件 名
経済工務委員会	議案第 5 0 号	宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
	議案第 5 1 号	宮古島市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について
	議案第 5 8 号	訴えの提起について

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和7年3月3日（月）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午前11時59分）

議 長（8 番）	平 良 敏 夫 君	議 員（12番）	我如古 三 雄 君
副 議 長（22 〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （13 〃）	久 貝 美奈子 〃
議 員（1 〃）	大 城 仁 〃	〃 （14 〃）	下 地 茜 〃
〃 （2 〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15 〃）	池 城 健 〃
〃 （3 〃）	仲 間 誉 人 〃	〃 （16 〃）	山 下 誠 〃
〃 （4 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17 〃）	栗 国 恒 広 〃
〃 （5 〃）	上 地 堅 司 〃	〃 （18 〃）	上 地 廣 敏 〃
〃 （6 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （19 〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （7 〃）	下 地 信 男 〃	〃 （20 〃）	山 里 雅 彦 〃
〃 （9 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃 （21 〃）	國 仲 昌 二 〃
〃 （10 〃）	平 良 和 彦 〃	〃 （23 〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （11 〃）	下 地 信 広 〃	〃 （24 〃）	上 里 樹 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	嘉 数 登 君	環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 君
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	会 計 管 理 者	下 地 美 明 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	水 道 部 長	下 地 貴 之 〃
福 祉 部 長	守 武 大 〃	消 防 長	上 地 一 史 〃
市 民 生 活 部 長	狩 俣 博 幸 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	教 育 長 職 務 代 理 者	前 泊 直 子 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
こ だ も 家 庭 局 長	幸 地 幹 夫 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	友 利 毅 彦 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第3号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第33号から日程第29、諮問第1号までの計29件を一括議題とし、質疑に入ります。

それでは、質疑の発言を許します。

◎仲間誉人君

質疑をしたいと思います。

議案第46号、宮古島市中小企業振興基本条例の制定についてお伺いをいたします。この条例の制定に当たりまして、県内または県外の市町村の条例を参考にしたのかという点が1点。

そして、もう一つ、市内商工会、商工会議所等中小企業との意見交換等があったのか伺います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

宮古島市中小企業振興基本条例の制定についてでございます。まず、この条例の制定につきましては、先行している条例を制定している自治体もございますので、そちらのほうは参考にしたところでございますが、次の質疑と重なる部分がございますが、市としての独自性を出すために、市内の商工会、商工会議所、また商店会等、通り会等と意見交換、策定委員会というものを設置いたしまして、制定に向けて取り組んできたところでございます。

◎仲間誉人君

その策定委員会の中で出た意見等、こういった意見が出たのかお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

細かな質問等についての部分はあれですが、大まかに言えば、やはり宮古島独自の部分として、宮古島の中小企業が100%近い状況でございますので、そういった部分をいかにして振興につなげられるか、また周囲、関係団体との取組をしっかりとやっていくようにできる条例としたいというような意見がございました。

◎仲間誉人君

商工会、商工会議所等の意見を取り入れながら策定をしてきたという理解でよろしいですね。それで、この条例が制定された場合、やはり中小企業、そして商工会、商工会議所等から宮古島市に対して要請、要望等が上がった場合には、本条例に基づいた支援または予算措置が行われるのか、お伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

この条例、議決後には条例内に定められた中小企業振興に関する基本的施策の実施に向けて、中小企業関係者や有識者により組織する中小企業振興会議、これ仮称でございますが、こちらを開催して、市の施策に関する検証及び要望など意見集約を行いまして、次年度以降の予算編成、事業計画に組み入れていくこととなります。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎我如古三雄君

私からも今の議案第46号、宮古島市中小企業振興基本条例の制定について5点ほど伺います。

まず、1点目に、この条例を制定するに至る根拠といいますか、経緯についてであります。

2点目に、この制定に当たっては、国及び県の主導によってこの条例を制定するのか。それと、どうしてこれまで制定されなかったのか。

3点目に、本市において現在中小企業はどの程度存在するのか。

4点目に、条例の制定に伴ってどのような恩恵をもたらすのか。

5点目に、県内においてどのくらいの自治体がこの条例を制定されているのか。

以上、5点についてお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

宮古島市中小企業振興基本条例に関するご質疑でございます。まず、条例制定に至った経緯でございますが、条例制定に当たっては中小企業施策の推進を図るため、市の商工行政において中小企業振興を明確に位置づけるとともに、中小企業等の支援機関及び地域総合経済団体としての中小企業団体等の役割を発揮できるよう、市を含めた関係機関及び団体との協力や支援を明確にしていくこととしております。また、同条例の制定に関しましては、令和5年7月に伊良部商工会からも要請を受けており、制定に向けて令和6年度において関係団体等を交えた策定検討委員会を開催してきたところでございます。

次に、条例制定は国または県の主導によるものかということでございますが、条例制定は国及び県の主導によるものではなく、中小企業振興に関して各関係団体等の責務を明記し、市の商工行政の中において中小企業振興を明確に位置づけて取り組むこととして、制定はそれぞれの自治体に委ねられているものでございます。あわせて、これまで制定されなかった理由ということでございますが、中小企業振興に関する施策においては、個別の事業で振興策を講じてきたということから、条例が制定されてきませんでした。近年において、社会状況の変化により、物価高騰や人手不足、またデジタル化など多様な対策を講じていかなければならない状況となっており、本市においてはほとんどが中小企業という実態から、条例制定によりそれぞれの責務を明確にし、振興に努めていくこととして今回の条例制定に至ったところでございます。

現在宮古島市における中小企業数ということでございますが、宮古島市における企業数が3,040企業ございます。宮古島市の場合は99%、100%に近い状況で中小企業となっておりますので、それに近い数字が中小企業であるというふうに考えております。

条例が制定されることによるどういった恩恵があるかというご質疑でございました。先ほどの仲間誉人議員のお答えでもあったんですが、条例制定することで、条例に定める基本方針に基づく事業の予算化に對しての根拠となり、また振興施策を市からの提案ではなく、現場の企業が求める振興策などについて市に提案することで、より実効性及び有効性が発揮されるものというふうに考えております。

県内での制定の状況でございますが、11市のうち7市が制定されており、詳細を申し上げますと、商工会部分で13市町村、商工会議所所在市で3ということ、10市4町1村の諸団体のほうで制定されているところでございます。

◎我如古三雄君

よく分かりました。本条例が制定されて、所期の目的が達成できますように期待をしております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地 茜君

議案第59号の訴えの提起についてお伺いします。

旧福嶺中学校の跡地の所有権移転が行われていない土地があり、時効取得を求めて裁判に訴えるものということかと思っています。長期間にわたって宮古島市の所有地であるという認識で占有してきたので、登記上は別の方の土地だけれども、所有権が宮古島にあるということで訴えると思うんですけども、まずこの法定相続人が何名いるのか、それと裁判所を通して通知することになると思われますが、もし法定相続人の方から異議申立てがあった場合含めて、今後のスケジュールを教えてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

相続人何名かというご質疑です。まず、相続人と思われる方々の戸籍調査をしたところ、113名が確認できました。その中で、戸籍の内容につきまして家督相続、長男という部分ですね、家督相続などの記載もあることから、最終的には20名程度の相続人になると見込んでおります。

今後のスケジュールです。議会議決をいただきましたら、土地を第三者に譲渡ないし担保提供することをするため、不動産仮処分命令申立てを裁判所へ行う予定です。これは、所有権に関する処分禁止の仮処分となります。仮処分の審理は、書面による方式または当事者の審尋による方式で、そこで債務者の審尋、そして担保提供、仮処分命令の発令という流れになってございます。

◎下地 茜君

福嶺中学校ができた当時、100年くらい前というような話もお話聞いている中でありましたけれども、恐らく学校に使うならと地域の方が提供した土地なんだろうと思うんです。所有権移転がこれまでされなかったことは、もう経緯も今から確認できないので、致し方ないと思うところと、また時効取得に関しても恐らく要件を見ていくと成立するんだろうなというふうに思っていて、この手続が今こういう状況になっていることは仕方ない部分もあるとは思っているんですが、ただ2019年に旧城辺町では、住民の反対の意見も強く残るまま学校統廃合を進めてきたという経緯があります。文部科学省では、統廃合した後の施設の有効活用について、活用については統廃合する前に本来であれば決めておくものであると、そういうような想定で資料も作っているなど思っていますので、本来であれば統廃合する前に、廃校という方針を決める前にこういうこともしっかり調べておく必要があったんじゃないかなと思っています。

質疑として、その所有権移転が必要な土地があると分かったのはいつかというのが1点目。

それから、先日、平良上原市営住宅も同じ課題があったと思っています。本市には似たようなケースが恐らくほかにもあるんじゃないかなと思っていますが、発覚してから対応しているのであれば、事業が後ろ倒しになったり、市民にやはり不利益もあると思いますので、本市としてこういった状況をどのように考えるか、今後もこういう土地が発覚してから都度対応するというような対応になるのかというのを2点目聞かせてください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前10時14分)

再開します。

(再開＝午前10時15分)

◎教育部長（砂川 勤君）

失礼しました。発覚した時期というのがこちらで今ご答弁なかなかできないんですけども、顧問弁護士に相談しましたのが令和5年7月から協議を始めております。内容につきましては、時効取得によることについてです。同年11月ですか、関係資料、戸籍謄本とかですね、その打合せをしながら、令和6年度に相続人の関係図を提出しております。それ以外に必要な書類があるということで、協議を重ねて、電話であったり、直接お会いしたりしながら、今回必要書類が整いましたので、今定例会に提案しているという流れでございます。

◎総務部長（與那覇勝重君）

学校のみならず、先週も平良上原市営住宅の件もございました。下地信男議員からご指摘があったんですけど、次年度、行政経営課というものをスタートさせますので、その中で公共施設の有効活用も図りながらと考えております。その中でしっかりと調査をしていくという部分と、あと各事業部門に各課でしっかり取り組むようにということは庁内で共有して、できるだけ事業に影響ないように、事前に分かるようにしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎下地 茜君

宮古島市のこれまでの行政の進め方を見ると、新しい建物を合併後どんどん造っていく一方で、古い建物そのまま、今物件費が大変大きいというような話もこれまでの議会でありましたけれども、結局新しい建物を造る一方、古い建物も所持しているので、二重にかかっているというようなところもあると思っています。行政経営課をつくって進めていくということなのですが、また同じような新しい建物をどんどん造って、地域の振興というところは放り出したまま、古い建物の利活用はされないままというようなことがないようにぜひ気をつけていただきたいなと、留意していただきたいというのが要望です。

最後の質疑ですけども、現在法定相続人の方20名ほどということでしたが、恐らく通知が裁判所から届くのではないかなと思うんです。当時の所有者の子孫の方々となるとと思いますが、恐らく驚かれる、びっくりされる方もいると思うので、そういった方へのフォロー、例えば事前に1通本市から経緯をお知らせする通知があるとか、フォローがあると違ってくると思うんですけれども、その辺りどういうふうに考えているか、対策あるのかどうかお聞かせください。

◎教育部長（砂川 勤君）

今後議会議決をいただきましたら、不動産仮処分命令申立てを裁判所へ提出し、裁判所が双方に対して債権者面接並びに債務者審尋を行うことになります。今後のスケジュールについては、顧問弁護士と親身になってといいますか、先方も含めて顧問弁護士と相談しながら手続を進めていきたいと、そのように思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎上地廣敏君

2点ほどお願いいたします。

まず、議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止について、もう一方は同じく議案第48号、これも宮古島市民宿キャンプ村の条例の廃止についてになります。今、行政財産として活用されていると、指定管理がされていると思うんですけども、条例を廃止して、普通財産として活用したほうがより効果的な利活用ができるというふうな議案の説明であったと思うんですけども、これ条例を廃止した以後のこの施設の運用について、具体的にもし現時点で説明できるのであれば、説明をお願いしたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止について並びに議案第48号、宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止についての条例廃止後の普通財産とした後の利活用についてでございます。この2つの施設につきましては、近接する地域に建っている施設でございます。周辺地域には、この施設のほかにも宮古島市公共施設等総合管理計画、個別施設計画において売却し、民間での利活用が望ましいという方針となった施設がございます。これらの施設との一体的な利活用についてやはり今後検討していく必要がございますので、これについては引き続き検討してまいります。ただ、今回の廃止後には、利活用の方針が決定するまでの期間は賃貸という形で公募を行って、施設は現状のままで公募したいというふうに考えております。この期間を3年ないし5年ぐらいの期間を見込んでおりまして、若干の投資が必要となる応募者もいらっしゃるかと思いますので、ある程度の期間をもって公募したいというふうに考えております。施設の利用目的については、廃止後も引き続き同様の施設として利用できる方を募集したいというふうに考えておりますので、若干の期間を設けて、賃貸という形でやっていきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

公共施設の管理計画に最終的には基づくということでもありますけれども、当面は条例を廃止して、その後については賃貸でやっていくということですが、指定管理施設など、例えば修繕が5万円以上かかる場合は、5万円までは指定管理者の負担で修繕をする、5万円を超えた部分については市が負担をするというふうなやり方がこれまでの指定管理をしたときの基本協定などに盛り込まれていると思っておりますけれども、今観光商工スポーツ部長の答弁では、3年ないし5年の期間を置いて賃貸でやっていきたいと、その間に今後の利活用について検討を加えるというふうな答弁であったと思っておりますが、この賃貸期間において、これまでの指定管理者制度のように、例えばこの修繕費用などを市が負担する部分が出てくるのかどうか、それとも賃貸で借受けした方が建物に係る一切の修繕費等を負担するのか、その辺の考え方についてお聞きをしたいと思っております。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

賃貸についての考え方でございますが、現況のままで賃貸したいというふうに考えております。これは、応募者がもちろん利用しやすいような形で、資金を投じてやっていただくというふうに考えておりまして、その期間、3年ないし5年という話を先ほどいたしました。その期間に生じた修繕費等についても賃借人のほうで負担していただくというやり方をやって、市のほうで支出等がないような公募の仕方を検討しているところでございます。

◎上地廣敏君

最後に、確認をしたいんですけども、借受けをする人が一切の費用を負担してやるというふうなことでありますけれども、例えばです。この模様替えをする場合、建物そのものは触らないんですけども、中のほう、建物内部のほうの改修について、これはもう賃貸を借り受けた人が、その本人が思うがままに改修をしていいのか、その改修部分について市はどういうふうに考えているのか。借り受けた人が内部を一切取っ払って、自分が思うがままに改修できるのかどうか、その辺についてお聞きをします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

建物の改修等を行った場合の賃貸借期間が終了した後は、基本的には原状回復が賃貸借契約に基づくものかなというふうに考えておりますので、それについては、こういった形で改修等を行っていくのかということについても、協議しながら進めていくことになると思います。ただ、返却していただくときは原状回復というのが基本的なものではございますので、その投資した分を3年ないし5年で回収できるのかという部分での経営的判断が応募者には求められるのかなと思っておりますので、そこは協議してまいりたいというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時27分）

再開します。

（再開＝午前10時29分）

ほかに質疑はありませんか。

◎砂川和也君

議案第45号、宮古島市トゥリバー海浜公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。今まで7月1日がこの海浜公園、海水浴指定のものだったと思うんですが、法律の改正に伴って5月1日からとなっているんですけど、5月1日になった根拠、理由をお伺いしたいです。海開きはもうその前から始まっていますし、4月にはもうトライアスロンとかがありますので、4月1日からでもいいのかなと思ったりするんですが、これを5月1日にしたという根拠、理由を教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

海水浴期間の設定した根拠です。令和6年度において、ビーチ利用の需要を把握することを目的としまして、5月1日からビーチを開設しております。その結果、5月からビーチ利用者が多数いることが確認されておりますので、市民及び観光客の安全、安心に海水浴場を利用できることを、これまでのビーチ開設期間を7月1日から5月1日に変更することとしております。

◎砂川和也君

建設部長、5月1日から人が増えてきているから、5月1日に変えたというデータがあるということですか。4月は、私が感じているのは、4月も結構観光客いらっしゃるんです。なので、4月からでもいいんじゃないかなというふうに思ったんですけども、この4月と5月のデータがあるということであれば、これ何人ぐらいからでは多いとか少ないって決めている基準値はあるんですか。

◎建設部長（川平陽一君）

需要を把握するために調査しました結果、令和6年5月で利用者が3,219名、6月で2,979名、7月で

2,912名、8月で4,116名、9月で2,514名、10月で1,904名となっております。一番多いのは8月になりますが、その次に5月の3,200名程度でございます。4月は調査しておりませんが、4月に関しましては、準備期間としまして、ビーチの整地作業または監視業務の契約締結などの準備を行いますので、4月ではなくて5月からを予定しております。

◎砂川和也君

私が議員になったときから実はこれもっと早めてくれということをずっと言っていて、早まったことはすごくうれしいなと評価、ありがとうございますと思っているんです。ただ、やはり今の話だと4月のデータがないということなので、実は3月も4月も結構いらっしゃいます。なので、本当に利便性を高めて観光客、利用者のことを考えているのであれば、この期間というものももう一度調べていただいて、そのデータ、根拠というのをしっかり出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地信男君

私も何点か質疑させていただきたいと思います。先ほどの上地廣敏議員の質問にかぶるかもしれませんが、議案第47号の宮古島市体験滞在交流施設の条例の廃止、それから議案第48号の宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止について、観光商工スポーツ部長の答弁では廃止した後に3年から5年賃貸でやっていくという話ですけども、なぜこの条例残したままやらないのか。公の施設の条例というのは、もう市民の代表である議会がつくった条例に基づいてやる、市民が納得した形でやるというのが条例ですよ。これは普通財産に変えるというのは、普通財産というのは市長の裁量で運用できる財産です。これなぜ市長が思うがままにできるような方向にやっていくというのが私腑に落ちません。この施設を運営して最長で5年やっていくのであれば、今の条例で十分ではないですか。これ議会が定めた条例を市長裁量でやっていくということが市政の運営として本当に適当かどうかというところに疑問を持ちます。

もう一つは、議案第58号、訴えの提起です。私、これ12月定例会の緊急質問でも質問をしました。質問の要旨は、あのときは多分に一方的に使用料が滞納されているのではないかとという指摘があったので、そうではなくて、行政の役割というのが十分に本当にできたのかということでこれを質問したわけですけども、やはり落ち度があったと市も認めましたね。ただ、今回の議案の提案にも、提案の趣旨というのがありますが、指定管理満了に伴う退去に係る通知や催告等を送付するにも応じず、現在に至っていると。これ少し省略し過ぎです。その間に使用許可というのがあって、むしろそのほうがいろいろ市とこの施設の運営者との間にいろんな意見の行き違いがあっていると、その辺を私は緊急質問では本当に穏便によく話し合いをしてやってほしいという話をしましたが、それ、今回のもう提訴になっていますけど、こういう話し合いはどうなったのか。改めてこういう訴えに至ったいきさつをお答えください。

最初の質問は、2つの条例を廃止する。5年間最長運営していくのであれば、今のままでもいいんじゃないかと、なぜ市長裁量の普通財産に、そういうふうに早急にやっていくのかということに対する見解をお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

まず、議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止について、議案第48号の宮古島市民宿キャン

プ村条例の廃止についてでございますが、両施設とも確かに条例上、指定管理者による管理ができるというふうになっているところでございます。体験滞在交流施設については、これは指定管理者でやっていない、現在遊休施設となっている現状がございまして、施設としてなかなか指定管理者が手を上げる状況にはないのかなというふうに考えております。また、宮古島市民宿キャンプ村条例についても、令和7年度からの指定管理者を募集したところ、条例に定める使用料のほうが現在の社会情勢と、宿泊料とか使用料にそぐわないということで、かなり無理をした経営をしていた、管理をしていたということが委員会の中で話し合われました。それを踏まえて、現在この2つの施設、観光に関するサービスでございますので、現在民間のほうでもそういった事業はかなり多く見られているということから、あえて公共施設として運営していく必要性について疑義が出たところです。あわせて、当該施設は宮古島市公共施設等総合管理計画の中でもう機能廃止、建物売却の方針となっているということですので、現在指定管理者による管理が行われていない状況を踏まえた上で、行政財産を廃止し、普通財産として売却または賃貸による民間での施設の有効活用を図るというふうな判断に至ったところでございます。

◎農林水産部長（石川博幸君）

私からは議案書の94ページ、議案第58号の訴えの提起についてに関することでございます。昨年12月定例会においてもお答えしておりますけれども、施設を使用している相手方に対しまして、施設売却に係る市の方針を繰り返し説明してまいりました。しかしながら、理解を示していただけない状況が続いております。双方代理人を立てていろいろと話し合いを進めていこうというふうに考えていたところでございます。昨年12月定例会での要請決議等を受けまして、今年2月にこの件につきまして顧問弁護士に相談を行いました。今回の相談に対しまして顧問弁護士からは、相手方が市からの使用許可を得ないまま継続して施設を使用することは、無権限での占有または利用となり、現状では行政財産の不法占拠状態となるため、再度改めて明渡し命令等の通知をする必要はなく、即刻土地、建物の明渡し等の請求訴訟を提起しても問題ないと判断する旨の回答を得ております。このことから、代理人を立てた交渉ではなく、訴えを提起することが問題の早期の解決につながると判断いたしまして、今定例会へ議案を提出しております。

◎下地信男君

議案第58号の訴えの提起については、これ聞いていると双方の意見というか、施設を運営していくに当たってのもう考え方が根本から違うと私も感じていますので、いずれ出るところに出ないと解決しないのかなとは思っていますけど、この流れの中で、やはり行政がもっと運営している方々の声を拾えていけば、解決策はあったのかなという気がします。

議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止についてと議案第48号、宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止について、私が伊良部支所に勤務しているときに、なぜこういう観光の収益施設を行政自体が施設を造って運営しているのかという話をしたときに、伊良部島の方から、本当に伊良部島というのは橋が架かっていない離島県の離島の離島で、なかなか民間資本の投入もない、もう行政がこれやらざるを得ないと、これだけ優れた観光地を持っているのに、なかなか経済的にも発展していかないのがとても残念ということで、もう行政が動かざるを得ないということがありました。この場所は、伊良部島の中でも観光地としても優れた場所であるということで、今でもこの地を守っていかなければならないという話があります。市が売却方針を立てたときに、民間の本土資本が本当にあの一带の絵を描いて、開発していくと

いう絵を私見て愕然としました。できたらここは守っていく、市の施設をもう少し維持していきながら、本当に穏やかに開発していくということが必要だと思っています。

今観光商工スポーツ部長が宮古島市民宿キャンプ村は指定管理でやってきました、宮古島市体験工芸村はやっていない。ところが、宮古島市民宿キャンプ村をこれまで指定管理で運営してきた方に聞くと、宿泊された方々の評価が5段階のうち平均4.8だそうです。満点です、ほぼ。本当に施設に泊まって、感動して帰っていかれると。なぜではこういうふうに変なのかというと、もう宿泊料3,000円という料金がオープン当時から変わらないと、もう何遍も市にお願いしているんだけど、3,000円という宿泊料を改善してくれなかったと、この方はもうこれ言っていて、今どき3,000円で宿泊できるような施設はありませんよね。これで運営しなさいというのは無理だけれども、ただこの施設に泊まる方々の評価があまりにも高いので、やってほしいという意見があるから、私はこういう条例改正して料金が変わったら、何とかやりたいという思いをもう本当に言っていました。私は今日の朝も確認しましたが、電話で、そういう思いに変わりはないかと。どうも私は、行政がこういう指定管理をしている人々の市民の声をあまりにも無視し過ぎている。3,000円でやってくれって、今の時代ありますか、そういう宿泊料が。それも評価の一つかもしれませんが、こういう声をなぜ行政が拾ってお互いに歩み寄って話をして改善していかなかったのか、こういう思いがしています。

もう一つは、宮古島市観光協会がサステナブルツーリズムって、持続可能な宮古島市ならではの文化や体験とか、そういうことができる施設が多分これから必要ではないですか、逆に。宮古島市体験工芸村というのも体験滞在交流施設ですよ。この中身をリニューアルすれば、宮古島観光協会が目指している施設の活用につながっていくのではないですか。そういうことを幅広く見てやっていただければよかったなと思いますけども、ただ上地廣敏議員も指摘していますが、今後のこの地が廃止した後に、今度の本土資本で売却という方向で、これまで見たように伊良部島の南岸地域と同じような開発されてしまうと、私は大きな財産を失うことになると思います。

すみません。もう質疑ではなくて意見が長くなりましたけども、普通財産にして市長の裁量でできる方法というのは、すごく危惧されますけど、これについての答弁がされていないので、その点だけ答弁してください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

失礼しました。市長の裁量によって賃貸ができるということでございますが、普通財産でございますので、どういった利用をするのかというような形で我々も利用条件、公募条件等は付してもちろん公募して、今下地信男議員がおっしゃったように、伊良部島の自然を守る、どういった形で事業を提案してくるかというところは大事にして、公用地の活用については、賃貸をするに当たっては慎重に見極めて定めていきたいと思っています。

◎議長（平良敏夫君）

次に質疑がある方は。

◎下地信広君

私も関連して質疑しますが、ページ68から、議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止についてと議案第48号、宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止についてお伺いしたいと思います。

今話が出ている宮古島市体験滞在交流施設と宮古島市民宿キャンプ村でございますが、今実際どのような現状でこういうふうに普通財産に持ってこうとしているのか、今の現状と、あと土地廣敏議員の話の答弁の中にもあったんですが、借りた側の事業内容として、同じような交流事業とかキャンプ村、同じような事業をするのかどうか、それとも借りた側が自由に事業もできる状態なのかどうか、その点をまず伺いしたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

まず、宮古島市体験滞在交流施設でございますが、どのような状況かということでございます。宮古島市体験滞在交流施設は、令和3年度まで指定管理者による管理でございました。それで、令和4年度からの指定管理者の募集をしたところ、要件を満たす応募がなかったということで指定管理者の選定に至らず、令和4年度以降管理が行き届かず、遊休施設となっている状況でございます。現在活用されていない状況でございます。宮古島市民宿キャンプ村に関しましては、令和6年度で指定管理期間が満了となることから、令和7年度以降の指定管理者の公募を行ったところ、1社の応募がございました。これは、その時点で現状運営している事業者でございました。しかしながら、応募者からその当時の条例に定める施設の使用料では運営が厳しいとして、条例に定める使用料の見直しを求められましたが、公募の際に現在の条例で公募していたことから、条例改正を条件とした上での指定管理者候補者としての選定はできませんということで、選定に至っておりません。4月からは、直営で管理のみを行うことになるとと思いますが、宿泊業に関しては一旦中止せざるを得ないのかなというふうに考えておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。そのため、令和7年度以降この施設、市が管理を行うこととなるということですが、今回当該条例で定める使用料が実情に見合わない設定として、使用料改定の条例改正を行い、令和7年度において再公募することも検討したところではございます。しかしながら、先ほどもお答えしたとおり、市内において多くの宿泊施設が整備されていく中で、当該施設の公共施設としての役割、目的は終了しているのではないかという判断から、宮古島市公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づいた機能廃止、建物売却の方針に基づいて、改正ではなく廃止し、普通財産として売却または賃貸による民間での施設の有効活用を図ることとして、今回の条例案を提示しているところでございます。

この賃貸の期間、これは本格的な利活用に入るまでの期間で、施設をそのまま遊休施設として置いておくわけにはいきませんので、それをやはり利用していかないといけないということから、先ほど土地廣敏議員への答弁にもあったように、賃貸をしながら一体的な利活用を図れないかということを検討していくというお答えをしたところでございますが、こういった事業内容に関しては、現在の利用目的、そこに関しては変更は生じさせないということで、この施設を現状のままでうまく使ってやっていただきたいというような事業募集を行っていきたいというふうに考えております。

◎下地信広君

伊良部島の市民も、なかなかこういうのがあるというのを分からない人もいます。ですから、もっと行政のPRとか、この料金にしても、先ほど述べたように3,000円で今泊まるとはなかなかないですね。こういういいところをやはりまた残していてもいいのかなと、料金上げながら。売却にしても賃貸にしても、どっちにしてもやはり伊良部島住民の声をもう一度聞いていただきたいなと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎友利光徳君

私も議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止についてと議案第48号、宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止についての質疑しますけども、これ私見として、指定管理業者を選定するときに非常に問題があったのではないかなと思っております。管理が不十分であったということ、この業者を交代したときに、現場を確認しないで書類だけで業者の変更をしたということです。そういうことがあって、今下地信男議員の質疑に対する答弁を聞くと、手を挙げる方がいないというのは当たり前、手挙げる方いいですよ、あの施設に対して。この管理は十分だったかということと、それと原状回復の範囲、今現場がこれはもう相当荒廃していますので、これがさらに3年から5年後、そのまま置いておくと、荒廃の状態はますますひどくなっていくのではないかなと思っております。この原状回復の範囲についても説明をお願いします。

それと、旧福嶺中学校の議案第59号、訴えの提起についての対象地の627の2が移転をされなかったと。何で一方されるのに、一方はされなかったかと、その理由です。なぜそうされたのか。

不動産鑑定を入れるという話になっていますけども、もしもの話ですよ、土地の評価について70年前の評価額でいくのか、それとも今の評価額でいくのか、その説明をお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止について、議案第48号、宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止についてのご質疑であったんですが、原状回復という部分の話では議案47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止についての宮古島市体験滞在交流施設に関する事かなというふうに理解してお答えいたします。宮古島市体験滞在交流施設は、先ほど下地信広議員のご質疑にもお答えしたんですが、令和3年度までは指定管理者による管理でありました。令和4年度からの指定管理者の募集に対して、要件を満たす応募でなかったということから指定管理者の選定に至っておらず、令和4年度以降市が直営で管理するということになったんですが、管理が行き届かず遊休施設となっており、指定管理者の募集を行っていませんでした。それを踏まえて、施設がかなり荒廃した状況になっているというのは友利光徳議員ご指摘のとおりでございますので、こちらに関しましては、現状のままでこの施設をこれまで条例に基づいた利用ができるかどうかという応募者があれば、公募していきたいというふうに考えておりますので、その部分で施設の回復をしていきたいというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時57分）

再開します。

（再開＝午前10時57分）

◎教育部長（砂川 勤君）

昭和30年10月23日に旧城辺町と売買契約を結んでおります。単価なんですけども、昨年城辺小学校の土地を売買したケースがありまして、その当時の単価が1平方メートル当たり9,440円という結果になってございます。

◎友利光徳君

議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止についてと議案第48号、宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止についてですけども、これは答弁はもらいませんけども、一般質問をしたときに皆さんの答弁というのは、現場を全く知らないで答弁をしているというのがまず第一印象です。やはり現場を見て答弁するのが私は議会と執行部の役割ではないかなということを思って、去年2度ぐらいその現場を確認したんですけども、これは相当の荒廃の状態になっています。なぜ令和3年度までは指定管理者がいたかという、前任者の管理の仕方が良好だったんです、ある程度は。しかし、これを指定管理をさせるときに、令和4年度に何か建設業をやったり、別のことをやった方が指定管理をしたもんだから、手が回らなくて、財産としても認められないような状況になっていったということ、これまず第一です。旧福嶺中学校のことも、一般質問で3回ぐらい質問をしたんですけども、卒業生が跡地等の利用したいということで相談があって、3回か4回ぐらい質問させてもらったんですけども、訴えの提起との直接の関係はないと思うんですけど、これまで跡地等利用をお願いしていた方の話はどうなっていますか。これ答弁できますか、教育部長。

(何事か声あり)

◎議長（平良敏夫君）

議長を通してください。休憩しますか。

休憩します。

(休憩＝午前11時00分)

再開します。

(再開＝午前11時01分)

◎教育部長（砂川 勤君）

失礼しました。以前からお話がありまして、個人有地が重なっているという部分で今保留している状況なんですけども、これが解決次第いま一度相談しまして、ただ優先順位の利活用の順番というのが、公用であつたり、地元が、地域がつくる、それ以外であれば公募という形になりますので、この利活用の優先順位に沿って対応していきたいと思います。その場合は、いま一度計画書なり、収支計算書なり、それを先方とお話ししながら相談していきたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時02分)

再開します。

(再開＝午前11時04分)

◎友利光徳君

観光商工スポーツ部長、私の令和3年度と令和4年度が間違っているんだけど、その前の指定をしていた方の場合はある程度良好だったよね。だから、その後が問題だったんです、その後が。分かりますよね。その時点からおかしくなっているのではないかなというふうに思うわけ。分かります。名前は言えないんだけど。

それと、教育部長にお願いしますけども、福嶺小学校の卒業生が、何とか地域に貢献をしたいという気

持ちは、その頃はやまやまあったんです。しかし、3年ぐらい経過しています、月日がですね。市教育委員会側のミスで今まで長くなっているんです、考え方、先方からした場合。これは、皆さんから出向いてそうなったよというのを説明するのも一つの行政の在り方ではないかなということと、もう一つは、福嶺小学校が今11名かな、生徒が。11名か10名かです。申し上げたいことは、やはりその地域の学校に貢献をするような業者の選定がいいんじゃないかなということを考えているわけです。その辺についての考えを一応説明してください。

◎教育部長（砂川 勤君）

ありがとうございます。卒業生からのお話はやはり3年ほど前から聞いております。それで、こちらから出向いてといいますか、そのほかにも希望する問合せ、事業者が10社ほどあったかと思います。ただ、地域の皆様とお話、活用する場合は説明会を開くなりしていただくことになりますので、その辺りは丁寧にお話をしながら、地域と一緒にやるのか、またやはり先ほど言った優先順位ということもありますので、アポイントメントは取りながら対応していきたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎山里雅彦君

少し確認をさせてください。お願いします。

議案58号、訴えの提起についてであります。先ほど下地信男議員も話されておりました。今回は、土地・建物明渡等請求事件ということですが、やはり行政が地元企業を訴えるとは大きなことだと私は思っているんです。双方の意見が、市側と事業者の意見が食い違っているということでは、もうちょっと何とかならなかったかなというふうに思っております。ここまでなると、双方が代理人を立ててやるのも一つの方法だというふうに思っておりますが、その中で少し施設の利用計画として、売却の方針ということで宮古島市公共施設等総合管理計画の中ですが、その売却については、下地信男議員にはプロポーザルの話をされていましたよね。それは、タイムスケジュール的なものも含めて今回の事件の推移にもよると思いますが、それも含めて、やはり地元企業の育成というのは大事だと思うんです、下地信男議員も言っていたように。県外、島外の企業だけではなくて、もしプロポーザルに手を挙げた地元企業がいるのであれば、こういった形でこの事業を進めていくのか、この辺少し聞かせてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

ていだの郷の売却に係る利活用のスケジュールかと思いますが、につきましては、今回訴えの提起をして、民事訴訟で訴えていくわけですが、この審理を経て判決が出た後、この期間がどれぐらいになるかわからないのですが、その後に売却をして、この施設、二十数年経過しております、老朽化も進んでいる、雨漏り等もあるということで、修繕等も含めまして、施設の有効活用が図られるように公募等をかけていきたいというふうに考えております。

（何事か声あり）

◎農林水産部長（石川博幸君）

地元企業への配慮ということでございますけれども、公募をかける際は、地元につきまして配慮していくこと、やはり地元の方で有効活用していくというようなことができれば一番いいのかなというふうに考え

ております。

◎山里雅彦君

その件について市長も少し。ありますか。

◎市長（嘉数 登君）

先ほどから公共施設に係る条例廃止について、多数の議員から質疑がございました。大事なことは私は、宮古島市は合併前の町村から引き継いだ公共財産、相当数持っております。それが物件費という形で財政を圧迫している形になっておりますので、それを何とか解消していかなければいけないというふうに思っております。私は資産のリストラが必要だという考え方を基本的に持っております。そのために、今宮古島市公共施設等総合管理計画ではトータルの行政コスト計算書ということになっておりますが、施設ごとの行政コスト計算書を作って、費用、便益を出して、さらに市民の意見も取り入れながら、この施設は廃止すべきなのか、利活用が可能なのか、そういったことを進めていきたいというふうに思っております。

今山里雅彦議員からありましたていだの郷については、双方の主張がもう食い違っていて、第三者に委ねなければなかなかその解決の糸口が見えないという状況ですけども、判決が出ましたらその判決に基づいて対応していくこととし、売却可能となった場合においても、やはり地元企業の育成というところは非常に大事だというふうに考えておりますので、地元企業に配慮できるような形で進めていければいいのかなというふうに考えております。

◎山里雅彦君

市長、やはり宮古島はすごく景気がいいんです。地元企業優先ということでの対応がいいのかなというふうに思っております。

もう一つ、議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止について、議案第48号、宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止について、施設を普通財産として有効活用ということではありますが、同じように施設ごとのちゃんとした事業計画を持ってという話はもう大賛成であります。この議案第58号、訴えの提起もされている案件もそうなんですが、施設の使用許可を出して使用料が発生するという話であります。その使用料の根拠もどこにあるのかなというふうな思いがするんですが、この議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止についてと議案第48号、宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止について、もしよければ議案第58号、訴えの提起に関して、これに対するどういった、もし宮古島市体験滞在交流施設、宮古島市民宿キャンプ村を3年から5年契約する、業者に賃貸することになれば、この使用料についての根拠、確認させてください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

賃貸料の話だと思っております。基本的には、普通財産であれば鑑定評価を入れて貸付けの額を出すところでございますが、宮古島市には普通財産貸付条例ございますので、それに基づいた算定方法もございますので、いずれか、あまり高額にならないよう、現在地価がかなり高騰しておりますので、評価によっては、先ほど市長からもございましたが、地元の企業にも配慮するというようなお話もございまして、なかなか高額になった場合、採算性の取れない金額にならないような形でそこは相談していく必要があると思っております。評価に関しては、売却も含めて評価は必要だと思っておりますので、評価に関しては行っていきたいというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時15分）

再開します。

（再開＝午前11時15分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

ていだの郷の使用料の根拠ですけども、今資料を手元に持ち合わせておりませんので、手元に届き次第
お答えいたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎國仲昌二君

議案書49ページですけども、議案第40号、宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号
の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につい
て、その中で提案理由の中に、下から2行目の右のほうですか、利便性の向上を図るには条例を改正する
というふうにありますけども、この利便性の向上というところについての説明をお願いします。

次、52ページです。議案第41号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理につい
て、この一番下、附則のところ、この施行の日を法律に掲げる規定の施行の日から施行するとあります
けども、それ日にちが分かれば教えていただきたいと思います。

あとは、64ページのほうから、宮古島市中小企業振興基本条例の中身について質疑していきたいと思
います。これは第2条の第1項第2号になりますか、その中小企業団体というところで商店街振興会とい
うのがありますけども、第5号のほうでも商店会というのがあります。これ、どういった違いがあるのかと
いうのを教えていただきたいと思います。

それから、宮古島市には中小企業が約3,000程度あるというような先ほどのお話でしたけれども、この大
企業と言われているところは何件ほどあるのでしょうか。そこも教えていただきたいというふうに思いま
す。

あと、商店街というところで集積している地域をいうというふうに定義されているんですけども、それ
は何団体ぐらいあるのかというの、それから商店会もです。うち商店会というのをあまり聞き慣れないん
ですけれども、この商店会というのも市内に何団体あるのかというのを教えていただきたいと思います。

あと、64ページの第3条第1項第3号になるのかな、それと65ページの第5条第2項がかぶっているよ
うに思うんですけども、強調したいから、そういうふうになっているかどうかというのをお聞きしたいと
思います。

あと、65ページの第6条、中小企業の役割というところですけども、県内の先ほど7市という話があり
ましたけれども、私も何か所か、沖縄市とか浦添市とかうるま市とかというところを見たんですけど、市
産品の利活用というのが出てくるんですけども、宮古島市のこの条例にはないので、市産品の利活用とい
うのは例えば検討委員会とかで出てこなかったかどうかというのも教えていただきたい。それとも、どこ
かに指定されて出てくるのかどうかというのも教えていただきたいと思います。

あと、中小企業の役割の第6条の第5項か、市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるというふうになっています。これ、中小企業に対して市に協力するように求めるということは適切なのかどうかというのが、これが団体とかだったら話分かるんですけど、中小企業というのは多分個人企業もあると思うんです。そういったところに市に協力するように努めなさいというふうに、違和感があるんで、県内調べてみたんですけども、中小企業の役割とか責務とかという部分に出てこないんです、この文言は。団体のほうには出てきますけども。だから、その辺が検討委員会で話は出なかったのかというのをお聞きしたいと思います。

あと、68ページと69ページ、議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止について、先ほどから質疑ありますけども、提案理由の中に行政目的は役割を終えたとあります。これについての説明と、あと有効活用するには条例を廃止する必要があると、この有効活用ということについての考え方を教えていただきたいというふうに思います。

あと、72ページです。議案第49号、宮古島市文化ホール条例の一部改正についてで、使用料の納付に係る規定を改めるとあるんですけども、どこがどういうふうに改まるのかというのを教えていただきたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時23分）

再開します。

（再開＝午前11時23分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

議案書の49ページ、議案第40号、宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての利便性の向上の件にお答えいたします。

まず、今回の改正につきましては、母子および父子家庭等医療費助成事業と子ども医療費助成事業の事務について利用できる特定個人情報の範囲の変更となります。事務処理のため庁内保有の特定個人情報を利用する場合、条例に定める必要があり、窓口申請の際、加入している健康保険の資格者情報、被保険者名や記号番号などですが、この内容が分かる書類の提示が必要となりますが、内容が分かる書類を携帯していない場合、庁内連携で国民健康保険の資格者情報を確認することで窓口申請手続を円滑に進めることができるようになり、利便性の向上につながるものというふうに考えております。

議案第41号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、51ページですが、施行の日の質疑がございましたが、今確認しておりますので、確認次第お答えしたいと思います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

議案第49号、宮古島市文化ホール条例の一部改正について、どこをどういうふうに改めるのかということですが、宮古島市文化ホール条例第10条第2項のただし書に「ただし、附属設備使用料は使用後に納付するものとする」と規定されておりますので、そのただし書を削除し、今まで後納だけだったのを前納も可能にしたいということです。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

議案第46号、宮古島市中小企業振興基本条例の制定についてでございます。条文の中身でございまして、多岐にわたっておりますので、答弁漏れがあればご指摘いただきたいと思います。

まず、第2条の定義の部分で、第1項第2号の部分の商店街振興会と商店会があるがということなんです。商店街振興会のほうは商店会と同列の意味でございます。同じく商店街とは何ぞやというところだったと思うんですが、これについては地域ということで、団体ではございませんので、地域を指すということでございます。

第3条の第1項第3号の中の文言と第5条第2項の部分で、これは同じことを言っているんじゃないかというところでございますが、基本方針という形で中小企業の振興に関する施策に関して推進していくというようなことがやはり基本方針の中ではうたわれている中で、その中にあって市は、同様に国、県、市、中小企業、団体、大企業、金融機関及び市民と連携して取り組むという取組の姿勢を申し上げているところでございます。

また、もう一つ、市産品の利活用についてということでございますが、検討委員会において特に意見は出なかったことでございますが、市民の理解及び協力のところである程度市民の理解及び協力ということで、市民は市内で生産され、製造され、または加工される製品等を提供されるサービスの消費に努めていただきたいというような文言を入れているところであります。

あと、大企業がどれだけあるかというご質問だったと思うんですが、大企業に関しましては、宮古島はほぼ中小企業でございますが、中には本土資本とか沖縄本島資本、沖縄本島に本店を置く企業等が、観光、リゾートホテル、また大手建設業者等がございまして、現在正確にどの企業、幾つあるのかということは現在調べておりませんので、申し訳ございません。後ほどお調べしてご報告いたします。

もう一点、議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止についての部分で、施設の行政目的は役割を終えているということについて、役割を終えているとはどういうことかというご質問だったかと思いますが、これについてはやはり公共施設として、先ほど下地信男議員からもありましたように、伊良部島、橋がかかるまでなかなか観光、こういった宿泊施設、また体験する施設がなく、民間の事業者がやってこないということもありまして、行政がやらざるを得ないということであつたんですが、橋がつながって、宮古島島内各地に同様の施設があるということで、公共施設としてそれを行っていくのか、運営していくのかというところで、これは民間の競争力を妨げる、そぐことにつながらないかということもありまして、行政目的としては役割を終えているという判断からの言葉でございます。

また、本施設、有効活用するにはということでございますが、先ほど市長のほうからもあつたように多くの公共施設がございますので、これらをやはりまとめていかなければ、財政運営にかなり厳しい状況があるということで、宮古島市公共施設等総合管理計画策定当時から言われていた課題が残っておりますので、こちらをやはり処分していく、何らかの形で有効活用していくということで、市の財政運営により大きな効果をもたらすものではないかというふうに考えております。

◎総務部長（與那覇勝重君）

議案第41号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についての地方自治法の一部を改正する法律の施行の日というご質問でございました。この法律に関しましては、公布の日が令和6

年6月26日となっております、施行に関しましては令和8年12月26日を越えない日で施行日が定められるというふうになってございます。現在のところ、施行はされていないということでございます。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

失礼しました。答弁漏れがございました。中小企業の役割という部分で、中小企業は市が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとするというところであったんですが、中小企業単体のお話になってきますので、企業としては、市が求めるこういった働き方に関する施策を、従業員の働き方の環境改善とか、そういったものに対してやはり理解を求めて協力していく必要はあるというふうに理解しておりますので、そこは適切であるというふうに考えております。

また、先ほどの市産品の話でございましたが、市の基本的施策の中においても、第4条第2項第7号の中で地域資源の利活用による産業の振興、創出及びものづくりの推進を図ることというふうにございますので、これについても、市産品という表現ではないものの、要するに市の地域資源の利活用は図られていくというふうに考えております。

◎國仲昌二君

ありがとうございます。確認ですけれども、議案第40号、宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての、マイナンバーで対応する範囲が増えたということによろしいですね、では。分かりました。

宮古島市中小企業の振興基本条例、私商店街、何団体というんではなくて、地域ですので、何か所というんですかね、があるのかという。商店会についてもお願いします。

あと、市が実施する施策に協力するよう努めるという部分ですけども、先ほど私、問題ではないかという話をしましたけれども、協力を求めていくということで答弁ありました。これは、中小企業を対象にしているからということかもしれないんですけども、第8条の大企業の役割のところには出てこないんですけども、それはそれでいいんでしょうかということです。あと、今の市の実施する施策に協力するよう努めるということ、県内ほかの市ではその文言は入っていないんです。団体には入っています。中小企業団体とか、そういったところには入っているんですけども、やはり中小企業という単体に向けてそういうことが入っていないので、私はほかの市との整合性を考えてみたんですけども、その辺についてももう一度お願いします。

あと、議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止についてと議案第48号、宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止について、68ページと70ページですけども、有効活用するということで、賃貸もしくは売却というところですけども、この公募して3年から5年の間にいろいろ検討していく、賃貸しながら検討していくということですけども、これ学校の統廃合でもよく指摘されるんですけども、その後の活用方法が何ら定まらないうちに廃止してしまうと、そしてその後に長い間放置してしまうというようなところも指摘される場所です。この条例の廃止については賃貸するということですけども、その辺のまた遅滞なく進めていけるように、この辺の答弁をお願いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

失礼しました。先ほど答弁漏れがあったということで、商店街と商店会の数ということでございますが、

商店街、地域ではございますが、現在この商店街で形成する商店会が3つございまして、いわゆる商店街と呼ばれている部分、どれを定義して、宮古島でその商店街が幾つあるかということになりますと、現在我々のほうでは、この商店会を形成している商店街であり、3つの地域がそれに該当するというふうに考えております、その近辺も含めて。

次に、先ほどの中小企業の振興に関する施策にも協力するという部分ですが、やはり中小企業団体として全体で取り組む、協力をしていくという部分と、やはり企業としても市が、先ほども答弁した部分と重なるかと思うんですが、一つ一つの企業としてそれぞれ市が実施しようとする事業に対して、振興策について協力していただいて、市の全体の施策につながるものというふうに考えておりますので、一つ一つの企業のご協力は大事だというふうに考えております。

大企業のほうにそれが出てこないということでございますので、この条例は中小企業振興に関してどういった取組をするかという中での部分でございます、その中でこの記載は大企業の役割ということですので、中小企業振興に対して大企業がどのような役割を果たすかというような部分ですので、ここについては特に記載をされていないということになります。

それと、議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止について、議案第48号、宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止についての賃貸に向けての取組を遅滞なく進めるという部分でございますが、もちろんこの施設、議案第47号の体験滞在交流施設については現在遊休施設となっている部分もございますので、早急にこれを改善すべく、賃貸に向けてすぐに取り組んでまいりたいと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時40分）

再開します。

（再開＝午前11時40分）

◎國仲昌二君

すみません。質疑です。議案書78ページから議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、財産の取得の追認議決を求めることについての提案がありますがけれども、前回は臨時会で繰越明許費の漏れがあるということであったんですけども、今回もこれ追認ということを出ています。こうした問題が出てきたことについては、やはり対応策ということで全庁的に取り組むと思うんですけども、この対応策について伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

本提案は、宮古島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条におきまして、議会の議決に付さなければならない財産取得または処分は、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の借入れは議会議決となります。不動産もしくは動産、動産のほうで消耗品も動産という扱いですので、それを提案しなければいけないところを、消耗品という取扱いで、通常動産とは備品等という認識があったということで、消耗品は議会に付すべきではないと判断されたということが原因だと思われます。今後は、やはりその類いについても財産という認識を持ちまして、条例に照らし合わせて該当する事案につきましても、議会の議決に付すべきことを部課長会議等においても徹底して伝えていきたいと、そのよ

うに考えております。

(何事か声あり)

◎教育部長（砂川 勤君）

では、改めまして。本案件については、全国のほかの自治体において議決を経ずに購入されていた問題が新聞報道で取り上げられました。本市教育委員会としましても改めて確認したところ、2,000万円以上で契約している4件について議案として上程されていないことが判明しましたので、今回追認議案として提案したところでございます。

◎総務部長（與那覇勝重君）

2月の臨時会でも繰越しの追認がございました。今回も同様に、議員の皆様大変ご迷惑をおかけしておりますけど、また追認議案ということで、職員共々大変反省しているところでございます。2月の追認の件に関しましては、事業執行から支払いして完結するまでの業務フローを作成しまして、全職員に周知をしているところでございます。度重なるこういった追認がございました。今後は職員研修が大事なと思うっておりますので、全庁体制でしっかり研修に取り組みながら、周知もしっかり図っていきたいというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時45分)

再開します。

(再開＝午前11時45分)

ほかに質疑はありませんか。

◎上里 樹君

3点質疑させていただきます。

まず、1点は議案書43ページの議案第37号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてですが、まずこの条例改正に当たって宮古島市特別職報酬等審議会、これが開かれたというんですけども、その宮古島市特別職報酬等審議会はどういう方々で構成しているのか、何人で検討しているのかということを伺います。これは、次のページの45ページ、議案第38号の宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についても同様です。

次に、議案第46号、宮古島市中小企業振興基本条例の制定について、62ページです。これは、私もこの条例制定を提案し、併せて公契約条例も提案してきた経緯があります。それ歓迎しますが、本市の中小企業を重視して、その振興を市として位置づけるというその姿勢、これは大変大事だと思います。そこで伺いますが、条項の中に見直しの規定、これが明記されていないと認識しましたが、要するに定期的な見直し作業が要るかと思うんです。そこら辺についてはどのようになっているのか伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

議案書の43ページの議案第37号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてと45ページの議案第38号の宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。この市議会議員の報酬等、あとは特別職の給与等に関しましては、まず宮

古島市特別職報酬等審議会条例がございます。この中で一括して審査を行っております。委員構成ですが、委員は宮古島市の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要な都度市長が任命するということになっております。委員としましては5名で構成しております。宮古島商工会議所会頭、宮古地区婦人連合会会長、宮古公共職業安定所所長、あとは上野地域づくり協議会会長1名、あと沖縄税理士会宮古支部長1名の5名で審議を行っております。審議は、令和6年10月8日と令和6年10月31日、あとは令和6年11月11日、3回開催して今回の提案となっております。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

議案第46号、宮古島市中小企業振興基本条例の制定についてでございますが、見直しの規定ということでございます。見直しについては特に規定しておりませんが、こういった形で意見を踏まえて何か事業、施策の見直し等があった場合ということが想定されているのかなと思っておりますので、その場合、中小企業振興に関する施策の策定ということで、その他関係者から情報を聴取し、意見を述べる会議を開催することになっておりますので、その会議を設けて、その中での意見を受けて施策には反映していくという流れになると思いますので、特に条例には見直し規定は設けておりません。

◎上里 樹君

議案第37号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてですけども、3回の会議が開かれているということで、その引き上げる理由はどのようになっているのか、ご説明をお願いします。

それから、議案第46号、宮古島市中小企業振興基本条例の制定についての条例の見直し規定、ほかの自治体では4年に1回の見直しとか、定期的な見直しを行う定めがあります。特別にない中で、意見を出し合っていくという中身があるんで、適宜その都度見直していくという理解でよいのか伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市特別職報酬等審議会等の議論の内容ということでございます。まず、宮古島市特別職報酬等審議会では、各委員が市民の立場から慎重かつ率直に議論を行い、報酬等の額についてはおおむね増額方向で見直しを行うべき、または行ってもよいとの意見が多く出されております。一方で、コロナ禍に引き続き、世界的なエネルギー価格の高騰等を起因とした物価上昇により、市内には先行きが不透明な状況に置かれている事業者や、民間賃金の上昇の恩恵を受けていない市民があることも理解する必要があり、これに留意すべきことも確認をされております。これらのことを踏まえまして、報酬等の額につきましては増額で見直し改定を行う方向で審議を進めることで全委員の意見が一致したところでございます。また、特別職の報酬等が約20年間改定されていなかったことを踏まえまして、今後は宮古島市特別職報酬等審議会を定期的で開催し、その職務と職責に見合った報酬額等を検討していく必要があるというふうに確認されております。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

適宜見直しを行うかということでございますが、この中小企業振興に関する基本的施策の実施に向けては、中小企業関係者や有識者により組織する、先ほどお話ししましたが、中小企業振興会議、仮称でございますが、これを毎年開催して、市の施策に対する検証及び要望などの意見集約を行います。それを次年度以降の予算編成及び事業計画に反映させていただくこととなりますので、施策の内容については毎年見

直すといえますか、検討するということになります。

◎上里 樹君

ご答弁いただきましたけども、この議案第37号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、もう一度確認しますが、全会一致だったということですか。それが1つ。

それから、条例改正の議案第46号、宮古島市中小企業振興基本条例の制定についてですけども、ほかの自治体で定めている4年に1度の条例の見直しという場合と、施策の中の内務運用の見直しという場合とはニュアンスが違うと思うんです。ですから、条例規定をやはり定期的に見直していくというのが大切かなって思ったものですから、そのことについては特別に議論はなかったということでしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市特別職報酬等審議会の増額の内容につきましては、全会一致で増額する方向で決定をしております。

◎市長（嘉数 登君）

条例の改正の契機といえますか、そういったことだと思うんですけども、法律、条例は立法事実に基づいてつくられております。その基盤となる社会的な事実であると思っております。当然今回制定をお願いしている宮古島市中小企業振興基本条例についても、その必要性、正当性、そういったものをしっかりと把握しながら、確認しながら、改正が必要になるのであれば改正していくというような考えと思っております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時56分）

再開します。

（再開＝午前11時56分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

先ほど山里雅彦議員に対しまして、宮古島市総合交流ターミナルていだの郷の利用料金についてでございます。これは、設置条例の第8条の関連で、利用料金は年額377万1,400円と定めとなっておりますが、その根拠といたしましては、これ本施設土地造成等に係るものですが、総事業費が4億5,749万円でございました。これを施設の耐用年数47年で割りまして、建物の利用が324万円余となっております。それに防火設備点検等、消防とか特定建設物の定期点検とか、維持管理費用52万円余りを加えまして、年間利用料金377万1,400円を設定しております。

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております29件のうち、日程第1、議案第33号から日程第27、議案第59号までの計27件については、議案付託表のとおり各所管委員会に付託します。

お諮りします。日程第29、諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午前11時59分）

令和 7 年

第 3 回宮古島市議会(定例会) 会議録

3 月 10 日（月） 4 日目

（ 議案第 15 号～第 23 号、第 56 号の採決
委員長報告、質疑、討論、表決 ）

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第4号

令和7年3月10日（月）午前10時開議

日程第 1	議案第60号	令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）	（市長提出）
〃 第 2	〃 第15号	令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）	（委員長報告）
〃 第 3	〃 第16号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	（ 〃 ）
〃 第 4	〃 第17号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第5号）	（ 〃 ）
〃 第 5	〃 第18号	令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）	（ 〃 ）
〃 第 6	〃 第19号	令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	（ 〃 ）
〃 第 7	〃 第20号	令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）	（ 〃 ）
〃 第 8	〃 第21号	令和6年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	（ 〃 ）
〃 第 9	〃 第22号	令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第4号）	（ 〃 ）
〃 第10	〃 第23号	令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第5号）	（ 〃 ）
〃 第11	〃 第56号	伊良部児童館建設工事（建築）請負契約について	（ 〃 ）

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

議 案 付 託 表

令和 7 年 3 月 1 0 日（月）第 3 回定例会

委 員 会 名	議案番号	件 名
総務財政委員会	議案第 6 0 号	令和 7 年度宮古島市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 0 号 令和 7 年度宮古島市一般会計補正予算（第 1 号）

歳出款項別審査委員会表

令和 7 年 3 月 1 0 日（月）第 3 回定例会

委 員 会 名	款	項	頁
文教社会委員会	1 0 . 教 育 費	6 . 保 健 体 育 費	1 5

令和7年3月10日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

総務財政委員会

委員長 下 地 茜

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第15号	令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）	原案可決
議案 第20号	令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）	〃

令和7年3月10日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

文教社会委員会

委員長 池 城 健

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第16号	令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案 第18号	令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）	〃
議案 第19号	令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	〃
議案 第23号	令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第5号）	〃
議案 第56号	伊良部児童館建設工事（建築）請負契約について	〃

令和7年3月10日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

経済工務委員会

委員長 狩 俣 勝 成

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第17号	令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第5号）	原案可決
議案 第21号	令和6年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）	〃
議案 第22号	令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第4号）	〃

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和7年3月10日（月）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午前10時20分）

議 長（8 番）	平 良 敏 夫 君	議 員（12番）	我如古 三 雄 君
副 議 長（22 〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （13 〃）	久 貝 美奈子 〃
議 員（1 〃）	大 城 仁 〃	〃 （14 〃）	下 地 茜 〃
〃 （2 〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15 〃）	池 城 健 〃
〃 （3 〃）	仲 間 誉 人 〃	〃 （16 〃）	山 下 誠 〃
〃 （4 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17 〃）	粟 国 恒 広 〃
〃 （5 〃）	上 地 堅 司 〃	〃 （18 〃）	上 地 廣 敏 〃
〃 （6 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （19 〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （7 〃）	下 地 信 男 〃	〃 （20 〃）	山 里 雅 彦 〃
〃 （9 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃 （21 〃）	國 仲 昌 二 〃
〃 （10 〃）	平 良 和 彦 〃	〃 （23 〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （11 〃）	下 地 信 広 〃	〃 （24 〃）	上 里 樹 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	嘉 数 登 君	環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 君
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	会 計 管 理 者	下 地 美 明 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	水 道 部 長	下 地 貴 之 〃
福 祉 部 長	守 武 大 〃	消 防 長	上 地 一 史 〃
市 民 生 活 部 長	狩 俣 博 幸 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	教 育 長 職 務 代 理 者	前 泊 直 子 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
こ だ も 家 庭 局 長	幸 地 幹 夫 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	友 利 毅 彦 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）諸般の報告書

令和7年3月10日（月）

3月 3日	本会議終了後、議会運営委員会が開催され、2月26日付で、嘉数登市長から申出のあった、令和6年12月定例会の議決議案（議案第96号、鏡原放課後児童クラブ指定管理者の指定について）の訂正の処理方法について諮問したところ、本訂正は正誤表により処理することと決した。 同委員会の決定を受け、議案第96号の訂正については、正誤表を添付の上、同表により処理する旨、全議員へ通知した。
3月 5日	嘉数登市長から、今定例会に付議すべき追加議案、「議案第60号、令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）」の送付があった。
3月 6日	議会運営委員会が開催され、追加議案、「議案第60号、令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）」の取扱いについて諮問したところ、本日の会議において、日程第1により、議案上程、説明、聴取、追加議案に対する質疑、委員会付託を行うこと。委員会審査後、最終本会議において処理することと決した。 予算決算委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による追加議案、「議案第60号、令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）」に対する事前説明がされたほか、議会運営委員会の報告を行った。 以上

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第4号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

3月5日、嘉数登市長から、今定例会に付議すべき追加議案、議案第60号、令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）の送付がありました。3月6日、議会運営委員会が開催され、追加議案の取扱いについて諮問したところ、本日の会議において、日程第1により、議案上程、説明、聴取、追加議案に対する質疑、委員会付託を行うことと決しました。委員会終了後、最終本会議において処理することと決しました。そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第1、議案第60号、令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）を議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（嘉数 登君）

令和7年第3回宮古島市議会定例会に追加提出しました議案は、予算議案1件でございます。

それでは、ご説明申し上げます。議案第60号、令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）、今回の補正は6,186万4,000円の増で、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ420億2,186万4,000円と定めてあります。

以上でございます。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

◎國仲昌二君

今令和7年度宮古島市一般会計予算、審議中であります。このタイミングでこの補正予算を提出しなければならないという理由が分からないんですけれども、教えていただきたいと思います。

◎教育部長（砂川 勤君）

今回の補正でございます。内容としましては、物価高騰に伴う給食費の改定案を1月の宮古島市学校給食運営委員会及び2月の教育委員会、定例会で承認を得ることができました。ただ、その中で既に当初予算編成作業は終了してございます。今回の補正は、全調理場に関する増額だけではなく、もう一点、平良調理場賄い材料を増額する内容も含まれております。議員の皆様へ今定例会で説明、議決をいただいた後に、早めに量、質ともに充実した学校給食を子供たちに提供したいという思いから、議案第60号、令和7

年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）として提案させていただいているところでございます。

◎國仲昌二君

今審議している当初予算成立後にも補正予算というのはできるわけですね。それを審議している最中にどうしても出さないといけない。例えば今6,000万円ですか、6,000万円余の予算が計上されているんですけども、これがなければ新年度の執行は全くできないということになるんでしょうか。私の考えとしては、当初予算成立後に補正予算として計上して議決を得るというのが最も理解しやすいことだと思うんですけども、それがどうしても今のタイミングでというのが今の説明でも理解し難いので。どうしても今提案しなければならないという理由をもう一度お聞かせください。

◎教育部長（砂川 勤君）

当初予算で約3億2,300万円を予算計上してございます。今回の補正は、4月から早めの時期におきまして、先ほど述べました量、質とも充実した学校給食を子供たちに提供したいという思いでございます。6月補正でも対応可能ではあるのではないかとございまして、当初予算では物価高騰による予算が組まれておりません。それであるために、物価高騰に関する補正予算を丁寧に、速やかに補正予算として提案させていただいているところでございます。

◎國仲昌二君

今の答弁で、物価高騰には対応していないという話ですけど、今需用費の賄材料費に6,000万円余の追加ということですけども、当初予算の賄材料費ではそれが賄えない、全く賄えないということなんです。それと、もう一点。歳入のほうで学校職員の給食費が雑入で450万円程度、またこれも計上されています。これ、当初予算で3,900万円、前年度が3,800万円余りで、100万円程度の増になっていたのがいきなり600万円近い増になっているということもありますけれども、この計上の仕方はその実績を見込んでいるのかどうか、この2つ。1つは既決予算というか、当初予算で、今提案している予算では全くこの賄材料費は足りないのか。もう一つは、歳入の計上の仕方についての説明、よろしくお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

当初予算で対応できないかとございまして。先ほど述べましたけども、当初予算は物価高騰分、あるいは平良地域の子供たちの賄い材料費用が組まれておりませんので、補正予算で対応したいという考えでの計上でございます。また、歳入におきましては、学校職員の規定改定分、給食費の値上げ分、月額600円になりますけども、学校職員あるいは給食調理場に勤めている改定増額分の予算で457万3,000円を予算計上してございます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第1、議案第60号、令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）については、議案付託表のとおり総務財政委員会に付託します。

なお、議案第60号の歳出については、歳出款項別審査委員会表により、文教社会委員会のご審査をお願い

いします。

次に、日程第2、議案第15号から日程第11、議案第56号までの計10件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（下地 茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）、原案可決。

議案第20号、令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第16号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第18号、令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）、原案可決。

議案第19号、令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、原案可決。

議案第23号、令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第56号、伊良部児童館建設工事（建築）請負契約について、原案可決。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第17号、令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第5号）、原案可決。

議案第21号、令和6年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第22号、令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算（第4号）、原案可決。

◎議長（平良敏夫君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第2、議案第15号、令和6年度宮古島市一般会計補正予算（第10号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は可決されました。

次に、日程第3、議案第16号、令和6年度宮古島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第16号は可決されました。

次に、日程第4、議案第17号、令和6年度宮古島市港湾事業特別会計補正予算（第5号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は可決されました。

次に、日程第5、議案第18号、令和6年度宮古島市介護保険特別会計補正予算（第4号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は可決されました。

次に、日程第6、議案第19号、令和6年度宮古島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は可決されました。

次に、日程第7、議案第20号、令和6年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、日程第8、議案第21号、令和6年度宮古島市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第21号は可決されました。

次に、日程第9、議案第22号、令和6年度宮古島市水道事業会計補正予算(第4号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第22号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第22号は可決されました。

次に、日程第10、議案第23号、令和6年度宮古島市下水道事業会計補正予算(第5号)に対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第23号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号は可決されました。

次に、日程第11、議案第56号、伊良部児童館建設工事(建築)請負契約についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第56号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第56号は可決されました。

お諮りします。本日議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午前10時20分）

令和 7 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 17 日 (月) 5 日目

(一 般 質 問)

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第5号

令和7年3月17日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和7年3月17日（月）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（延会＝午後4時48分）

議 長（8 番）	平 良 敏 夫 君	議 員（12番）	我如古 三 雄 君
副 議 長（22 〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （13 〃）	久 貝 美奈子 〃
議 員（1 〃）	大 城 仁 〃	〃 （14 〃）	下 地 茜 〃
〃 （2 〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15 〃）	池 城 健 〃
〃 （3 〃）	仲 間 誉 人 〃	〃 （16 〃）	山 下 誠 〃
〃 （4 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17 〃）	栗 国 恒 広 〃
〃 （5 〃）	上 地 堅 司 〃	〃 （18 〃）	上 地 廣 敏 〃
〃 （6 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （19 〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （7 〃）	下 地 信 男 〃	〃 （20 〃）	山 里 雅 彦 〃
〃 （9 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃 （21 〃）	國 仲 昌 二 〃
〃 （10 〃）	平 良 和 彦 〃	〃 （23 〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （11 〃）	下 地 信 広 〃	〃 （24 〃）	上 里 樹 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	嘉 数 登 君	環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 君
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	会 計 管 理 者	下 地 美 明 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	水 道 部 長	下 地 貴 之 〃
福 祉 部 長	守 武 大 〃	消 防 長	上 地 一 史 〃
市 民 生 活 部 長	狩 俣 博 幸 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	教 育 長 職 務 代 理 者	前 泊 直 子 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
こ だ も 家 庭 局 長	幸 地 幹 夫 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	友 利 毅 彦 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

一 般 質 問 通 告 書

発言順位	1	議員番号	12	氏 名	我如古 三 雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 政策実現に向けた取組について ①市民に公約した「市民が真ん中」の政策実現に向けた取組、明るい島づくりについて伺う。 2. 試練と大きな変革のチャンスへの取組について ①行政が他人事のようにスピード感がない現状のままでは、いざ実行するそのときに住民がいなくなるおそれがある。市民が訴えているうちに対策を講じ、危機感を認識することが肝要と考える。本市誕生から20周年、伊良部大橋開通から10周年が経過し、ここ数年で劇的に変化した島社会がこれからどうやってその変化に対応していくのかが問われる。本年、宮古島市は試練の年であると同時に大きな変革のチャンスの年である。環境と経済、地域社会の調和を図りながら、さらなる未来への一步を踏み出すための行政の役割、取組について伺う。 3. 人口減少対策について ①地元の若者が島にとどまる魅力的な住環境の整備、特に高騰化する家賃問題を解決するための取組が急務である。また、公営住宅の建設や家賃補助制度の導入が叫ばれている。人口減少対策に向けた今後の取組について伺う。 4. 宮古空港横断トンネル道整備について ①宮古空港横断トンネル道整備事業に係る事業化検討について ア. 宮古空港周辺においては、今後も人流、物流の増大が予想されることから、交通ネットワークの機能向上のメリットは大きく、市民の利便性向上のため、宮古空港横断トンネル道の早期実現に向けた取組は大変重要であります。整備に向けた調査検討の取組状況、今後の展開について伺う。 5. 平良港総合物流センターについて ①平良港総合物流センターの現況について伺う。 ②物流ストック体制の強化について伺う。 ア. 本市においては、年間入域観光客が100万人を超え食料品の輸送が急激に増加している。さらに自衛隊の駐屯地もできた。人が増えれば、その分食材が必要となる。マンションや宿舍が建		

2. 農業・園芸振興について	築されて人が増えたことで間違いなく輸送される物量は増える。コロナ禍で止まっていた観光客が動き出し観光客の予約が増え、ホテルの食材、飲料関係は先に注文することから、物流が一気に動くことになる。また台風時にスーパーやコンビニでほとんど生鮮食料品がなくなる。物流を途絶えさせないためにも高品質の物流施設を民間と協力して設置する工夫が必要と考える。当局の見解と今後の取組について伺う。 6. 上下水道管の老朽化対策について ①上下水道は住民生活に欠かせないインフラである。問題が起されば直ちに生活に支障が出る。施設や設備の経年劣化は確実に進む。上下水道管の点検を小規模自治体とはいえ、怠るべきではないと考える。先を見据えた計画的な予算の確保や修繕、更新の実施が求められる。本市における老朽化した上下水道管対策について伺う。 7. 市政施行20周年記念市民フェスティバルの開催について ①平成17年10月1日に当時の平良市、城辺町、伊良部町、下地町、上野村が市町村合併してから今年で市政施行20周年を迎える。市民フェスティバルの開催について伺う。 8. 「宮古島市民の日」の制定について ①市民の一体感の醸成、郷土愛意識の醸成に意義がある。今年、市政施行20周年を記念する取組として「宮古島市民の日」を制定すべきと考える。市長の見解を伺う。 9. 宮古管内に今後予定される公共工事について ①宮古管内において、国、県、市、管轄において今後予定される公共工事について伺う。 1. サトウキビ新植夏植えの推進について ①サトウキビの夏植えが5割を割り込み急減対策は喫緊の課題である。作付全面積の半分程度は単収のよい夏植えが望ましいと言われている。新植夏植えの推進に向けた見解、取組について伺う。 2. サトウキビ収穫機の導入計画について ①サトウキビ生産農家の労働力の省力化を図る上でも、ハーベスターによる機械刈りの推進は大変重要である。令和7年度におけるハーベスター導入計画について伺う。 3. 今期のサトウキビ生産見込みについて ①今期のサトウキビ収穫も終盤になってきた。今期は台風等の自然災害の影響もなく、生育旺盛期には降雨に恵まれた。豊作が期待
-----------------------	--

3. 道路行政について	されます。生産見込みについて伺う。 4. 上野野原のトロピカルフルーツパークの再整備について ①再整備に向けた取組状況について伺う。 ②今後の管理運営について伺う。 1. 道路現況と整備について ①市道の路線数、改良、舗装率について伺う。 ②観光客等の増加に伴う交通事故が多発している。特に中央白線が消えた路線や交通標識の整備は急務である。整備に向けた取組について伺う。 ③改良舗装等の陳情要請に対する処理対策の優先順位について伺う。 ④市道豊原1号線、市道新里17号線の整備について ア. 大雨のたびに道路冠水が発生するなど、また路面に凹凸があるため、降雨のたびに水が溜まりやすく、交通に支障を来している。行政の対応の遅さに住民のいら立ちも強い。早期整備に向けた取組について伺う。				
4. 教育振興について	1. スクールロイヤー制度導入の展望について ①学校現場において、いじめ、不登校、体罰、教職員と保護者のトラブルなど、さまざまな問題、課題解決に向けて対応するために、スクールロイヤー制度、いわゆる学校弁護士を導入し、学校教育を楽しく学ぶ、働く、の充実を図る取組が求められます。導入の展望について見解を伺う。 2. 学校体育館照明のLED化の取組について ①学校体育館照明のLEDの取組、今後の計画について伺う。 3. 学校体育館へのエアコン設置について ①文部科学省において、学校体育館の空調整備に際し、新設の際の補助率を手厚くするとの方針が示された。学校体育館においては、授業のみならず部活動や地域における利用なども想定されることを勘案すると、児童生徒をはじめ利用者にとって、快適な環境づくりが必要と考える。国庫補助率の引上げを好機と捉え、エアコン設置を計画的に進めるべきと考える。見解を伺う。				
5. 八重干瀬の国定公園指定について	1. 八重干瀬の国定公園指定について ①八重干瀬の国定公園指定に向けた取組状況、指定の時期、指定された場合の本市に与えるメリットについて伺う。				
発言順位	2	議員番号	19	氏 名	西 里 芳 明
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ

発 言 事 項	要 旨
1. 施政方針について	1. 一人一人が支え合う幸せと潤いのある島づくり ①高齢者福祉の増進と社会参加の交流を広げるとともに、経済的負担を軽減するため、補聴器購入費用の一部を助成するとありますが、これまでの実績をお聞かせください。 ②人口減少の抑制や出生率の向上を図るとともに、新婚世帯を対象とした家賃等支援を拡充するとありますが、家賃等の拡充は何%の拡充になりますか。 2. 島の特色を生かした産業と多彩な交流・活力にあふれる島づくり ①有機質肥料を活用した地力増進や環境に配慮した農業を推進するため、サトウキビや園芸作物に対する有機質肥料の購入に対し現行の30%の支援から40%への支援を拡充するとありますが、可能なのかお聞かせください。 ②サトウキビの安定生産を図るため、生育を阻害するアオドウガネの防除対策として、成虫が出現する時期に誘殺灯を設置し、大量誘殺による防除を行うと言っておりますが、宮古島市全域に何基設置してありますか。 3. 安全・安心で快適な暮らしが持続する島づくり ①宮古島市斎苑の火葬炉について、各炉の年間処理件数を抑えることで長寿命化を図るとともに、修繕で減炉した際にも火葬待ちが起きないように、1炉増設し3炉体制とするとありますが、市の斎苑での年間の火葬数は何件あるのか、また、火葬待ちは大体何件ぐらいあるのかお聞かせください。 ②増加する空き家の利活用に向け、実態調査の結果を基に継続した意向調査を行い、課題となる仏壇問題など解決に向け取り組むしていますが、どのような取組をするのか具体的にお答えください。
2. 市長の政治姿勢について	1. 副市長事案について ①今3月定例会に議案提出すると思っていたのですが、提出されていないのはなぜでしょうか、お伺いします。 2. 教育長事案について ①副市長案件と同じですが、どうでしょうか。
3. 地域行政について	1. 城辺トレーニングセンター解体時期について ①早期実現できるよう検討していきたいとの答弁なのですが、明確な時期をお聞かせください。 2. 城辺学校給食共同調理場について

4. 道路行政について		①築四十数年がたっていると思いますが、老朽化が進み解体時期に来ていると思いますがどうお考えでしょうか。 3. 城辺福里第二市営住宅について ①1号棟2号棟に関しても老朽化が進んでいて、当局の答弁は長寿命化対策をしていきたいと答えているのですが、この1号棟2号棟も老朽化が進んで入居する方がいないと、これも住居対策にはなっていないのではないですか、そのため解体新築工事をしたほうがよろしいのではないのでしょうか。 1. 国道・県道・市道の維持管理について ①街路樹等の車道側部分の街路樹、枝打ちが年1回定期的にすることができないかお聞かせ願います。			
発言順位	3	議員番号	3	氏 名	仲 間 誉 人
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 施政方針について		1. 子育て世代の住居不足について			
		①市有地を活用したサウンディング型市場調査の内容を伺います。			
2. 漁業行政について		2. カキ養殖の実現可能性調査について			
		1. 尖閣諸島周辺海域における現状について			
		①市長の見解を伺います。			
3. 都市計画行政について		1. 佐良浜地区防災集団移転について			
		①進捗状況を伺います。			
		②今後の取組について伺います。			
		2. 佐良浜地区狹隘道路の整備について			
		①これまでの取組を伺います。			
		②今後の取組について伺います。			
4. 道路行政について		1. 佐良浜地区幹線道路の整備について			
		①進捗状況を伺います。			
		②今後の取組について伺います。			
5. 教育行政について		1. 旧伊良部小学校、旧伊良部中学校跡地等利用について			
		①利活用についての現状を伺います。			
		2. 結の橋学園について			
		①特別支援教室にシャワーが設置されておりますが排水設備がありません。対応を伺います。			
6. 公民館について		1. 荷川取公民館について			
		①クーラー設置について伺います。			
		②椅子・テーブル等について公民館利用者から買換えまたは修繕を			

7. 市営住宅について		求める声が上がっています。対応を伺います。 2. 伊良部公民館について ①備品、椅子・テーブル等について公民館利用者から買換えまたは修繕を求める声が上がっています。対応を伺います。 1. 伊良部鯖置市営住宅について ①カーブミラー設置について伺います。			
発言順位	4	議員番号	2	氏 名	砂 川 和 也
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 福祉行政について		1. 一時預かり事業保育所について ①令和6年9月定例会一般質問にて、事業者・利用保護者・保育士等と意見交換会を進めているとの回答を受けた。意見交換会を受け新年度にはどのような施策を行うか伺う。			
2. 廃棄物行政について		2. 認知症サポーター養成講座について ①本市ではどのような取組を行っているか伺う。 3. 本市で学童の待機児童はいますか。			
3. 公営住宅行政について		1. 宮古島内の産業廃棄物の扱いについて ①施政方針に、「伊良部リサイクルセンターを拠点として、民間資金を活用した官民協働による産業廃棄物等中間処理施設の整備に取り組みます。」とある。この施設の内容を伺う。 2. 生ごみバケツ収集運搬業務の今後の取組を伺う。 1. 公営住宅について ①令和6年12月定例会一般質問にて、賃貸住宅で住民票なしの賃貸契約を結んでいる割合の把握調査を行うとの回答があった。調査結果を伺う。 ②公営住宅3年間空き部屋10戸、所得制限なしの実績を伺う。 ③公営住宅法による家賃算出方法について 令和6年度の認定月額192,573円収入区分6の裁量世帯 月額家賃 41,300円 収入－家賃＝151,273円 令和7年度の認定月額241,700円収入区分7 月額家賃 107,400円 収入－家賃＝134,300円 収入が増えたが家賃も上がるため生活費は減少する。この算出方法の詳細を伺う。 ④公共PPPで民間資金を活用し住宅不足問題解消の提案 ア. 子育て世代が住みづらい間取りが多い。 ※ファミリータイプの住戸が少ない			

4. 防災行政について 5. 海浜行政について 6. ふるさと納税行政について 7. 宮古島市奨学金返還支援事業について 8. 総務行政について 9. 生活環境行政について			イ. 建築費の高騰 ※民間（個人・民間会社）では新築が困難 ※元請建築会社が逼迫中、下請会社の請負額も高騰 ウ. 新規募集が少ない ※新築マンション不足 ※中古では、賃借人は入居中の物件から退去してしまうと高い賃料を払わざるを得ない状況のため退去しにくい。そのため空き室（新規募集住戸）が発生しにくい。市の所有の土地を活用し、民間企業主体（金融機関・投資家・地元企業等）でファミリータイプの賃貸アパートの建設の可能性はあるか伺う。 1. 防災士養成講座補助金について伺う。 1. パイナガマビーチの水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例スケジュールについて伺う。 2. 新城海岸管理権限移譲で県との調整について伺う。 1. 企業版ふるさと納税をいただいた企業に対して本市はどのような対応を行っているか伺う。 1. 本市の実績を伺う。 2. 今後の取組目標値を伺う。 1. 市職員の給与制度時間外勤務手当について ①時間外代休がある職員は何人いるか伺う。 ②何時間あるのか確認は都度しているか伺う。 ③最も多い時間外勤務時間を伺う。 ④令和5年度以前の時間外手当について支給予定はあるか伺う。 2. 専門職のリクルートについて ①専門職職員の募集においてどのような工夫を行っているか伺う。 1. 市斎苑の火葬炉が新年度予算で1炉増設とある。火葬待ち増加への対応と思う。伊良部白鳥苑も含めての今後の斎苑の運用について伺う。		
発言順位	5	議員番号	13	氏 名	久 貝 美奈子
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 令和7年度施政方針について ①市長公約「9つの政策」について ア. 子供のための施設と高齢者介護施設等が一体となった幼老複合施設「福祉の森構想」について伺う。		

	イ、子供の貧困対策の充実を図るため配置する児童自立支援員について伺う。 ウ、人事評価制度の活用方法について伺う。 エ、「行政経営課」の業務について伺う。 オ、市長の政策を進めていく上で、民間事業者、団体等との連携が必要だと思いますが、事業者の育成、民間力の強化について、市長の考えを伺う。
2. 福祉行政について	2. 障がい者雇用について ①現在、市で採用している雇用人数を伺う。 1. 医療的ケアの必要な子供たちの支援について ①令和7年度当初予算において、医療的ケア児コーディネーター1名配置の予算が計上されていますが、業務内容について伺う。 2. 若年性認知症支援について ①若年性認知症とは、18歳から65歳未満で発症する認知症のことをいいます。本市においても、本人、ご家族、支援者の皆さんが家族会を立ち上げ活動しています。様々な課題解決のためにも離島である本市において、若年性認知症支援コーディネーターの配置ができないか伺う。 3. 地域共生社会の実現に向けて ①誰もが安心して暮らせる地域をつくるために、地域の支え合いの仕組みづくりが重要だと考えますが、本市においてどのような取組がありますか。 ②行政、社会福祉協議会等と住民ボランティアの協働支援体制づくりについて伺う。
3. 住宅行政について	1. 居住支援協議会の設立について ①本市において、住居不足、家賃高騰など喫緊の課題となっております。さらに、住宅確保要配慮者は複合的な問題を抱えていることもあり、住宅部局と福祉部局、不動産関係団体、居住支援団体等の総合的な支援が必要です。居住支援協議会の設立について伺う。
4. 動物愛護行政について	1. TNR事業における施術場所の協力について ①飼い主のいない猫に対し去勢避妊手術を行い、過剰な繁殖を抑制するTNR事業について、令和6年5月に市長要請がありましたTNRの施術場所について、市として協力できないか伺う。
5. 都市計画行政について	1. 宮古島市景観条例について ①3月定例会において、「宮古島市景観条例及び計画について景観

		形成基準の中の「高さ制限」を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更等を求める決議」が賛成多数で可決されました。その後、市民アンケートが実施されましたが、結果を踏まえ当局の見解を伺う。			
発言順位	6	議員番号	1	氏 名	大 城 仁
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 住宅環境について ①若者の定住促進についての考え方、具体的な手法について伺います。 ②市有地を活用した市内の住居問題解決について伺います。 2. 宮古島市未来戦略会議について ①宮古島市未来戦略会議の実施概要と協議体の構成者、期待する効果について伺います。 3. 公園施設について ①既存の公園の個数と本市においてその数が適正数であるか伺います。 ②今後の改修計画と管理方針を伺います。 ③根間公園の整備計画について伺います。 4. 人材育成について ①市職員の人事評価、若手人材育成についての考え方を伺います。			
2. 都市計画行政について		1. 本市の都市計画について ①宮古島市都市計画マスタープランについて、目的と実績、進捗状況、令和7年度の取組を伺います。 ②宮古島市都市交通マスタープランについて、目的と実績、進捗状況、令和7年度の取組を伺います。 ③市役所周辺まちづくりについて伺います。 ④今後の総合的な都市計画について伺います。			
3. 地域行政について		1. 地域のにぎわい創出について ①平良地区北部、旧町村地域のにぎわい創出について、基本的な考え方、今後の計画について伺います。 ②宮古島市地域賑わい創出事業基本構想について伺います。			
4. 福祉行政について		1. 本市の子育て支援について ①子育て応援宣言について、内容と期待される効果を伺います。 2. ミャーク新婚ライフサポート事業について ①令和6年度の実績と令和7年度の取組、要件について伺います。			

発言順位	7	議員番号	6	氏 名	狩 俣 勝 成
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 令和7年度宮古島市公立幼稚園・認定こども園・認可保育施設入所（園）申込みについて ①入所（園）決定状況について伺う。 ②入所保留となった場合のその後の対応について伺う。 2. こども医療費助成制度について ①助成対象外について伺う。 3. スポーツ振興センター災害給付制度について ①スポーツ振興センター災害給付制度医療費貸付事業ができないか伺う。 4. 宮古島市会計年度任用職員の募集について ①募集方法について伺う。 5. 国の総合的な防衛体制の強化に向けた公共インフラ整備について ①国は「特定利用空港・港湾」に加え、自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上に向け、本取組に「道路」を追加をしているが見解を伺う。 6. 市役所周辺まちづくりについて ①国有地借受人へのアンケート結果について伺う。 ②道路状況から見た課題で「幅員6メートル未満は消防車の相互通行が困難で消防活動困難地域が存在する」としているが、市道富名腰8号線の拡幅について伺う。 7. 宮古島市みなとまちづくり基本計画に基づくウォーターフロント再整備事業について ①進捗状況について伺う。 ②公募手続の違法性について伺う。 8. 防災士資格取得補助事業について ①事業の内容について伺う。		
2. 農畜行政について			1. 農業経営高度化支援事業について ①この事業の内容について伺う。 ②事業実施要綱と要領が、平成30年度に改定され、促進費の交付が受けやすくなっていると思うが、その後の交付状況について伺う。 ③現物給付は可能か伺う。 2. 宮古家畜市場の2月期肉用牛競り価格について ①前月に比べて平均価格が10万円以上高く取引されたが、見解を伺		

			う ②購買者の誘致活動について伺う。		
発言順位	8	議員番号	22	氏 名	長 崎 富 夫
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 令和7年度市長の施政方針について			1. 人事評価制度の活用見直しについて ①人事評価制度を導入していますか。 ②人事評価は、誰がどのような方法で評価しますか。 ③課長級以上の管理職への昇任など、どのような流れで評価し登用していますか。 ④人事評価制度の活用方法を見直すとしている。どのように見直しますか。お伺いします。 2. 環境保全対策事業（与那覇湾の赤土等流出モニタリング調査）について ①与那覇湾の浄化について、これまでの取組の成果をお伺いします。 ア. 赤土等流出モニタリング調査は年に何回行っていますか。与那覇湾全域ですか。 イ. 水質の改善が見られる一部の地点とはどこですか。 ウ. 農地の赤土流出防止について、土木的対策としての沈砂池・排水路は何か所整備されていますか。 エ. 関係部局との協議内容と事業の進捗状況についてお伺いします。 ②グリーンベルトについてお伺いします。 ア. グリーンベルトとして、どの作物を一般的に植え付けていますか。 ③ひらりん公園について ア. 事業の概要についてご説明ください。 イ. 優先交渉権者は誰ですか。これから決めますか。どのように決めますか。お伺いします。 ④産業廃棄物の処理強化対策を示してください。 ⑤産業振興施設（賃貸工場）の内容についてお伺いします。		
2. 市民所得向上について			1. 市民所得向上対策について ①座喜味一幸前市長が取り組んできた市民所得10%向上についてどう評価していますか。 ②今年度末の達成率をどのくらい見込んでいますか。お答えください。		

3. 農畜産業政策について		1. 情報通信環境整備対策事業について ①事業の概要をご説明ください。 2. 営農安定化支援事業について ①令和6年度の実績を示してください。 ②新たな事業の取組についてご説明ください。 3. 畜産農家への支援について ①畜産飼料の高騰や子牛価格の下落に伴う生産農家への支援についてお伺いします。 4. 農振地域の見直しについて			
4. 地下水や豊かな自然環境と共生する島づくりについて		1. 地下水保全対策事業について 2. 地下水モニタリング調査業務について			
5. 電子戦部隊の配備について		1. 電子戦部隊の宮古島市への配備を知ったのはいつですか。 2. 電子戦部隊はどのような役割をするのか。内容についてご説明ください。 3. 電子戦部隊配備について、与党議員には説明し、市民や野党議員に説明しなかったのはなぜですか。 4. 電子戦部隊が配備されたことについて市長のご見解をお伺いします。			
6. 道路行政について		1. 市道松原26号線及びA—56号線について			
7. 本市の機構改革について		1. 産業振興局について			
8. 農地転用違反について		1. 松原地区の農地転用違反について ①違反転用農地について、現在どのような対応をされているのかお伺いします。 ②今後どのように推移していくことが予想されるのかお伺いします。			
発言順位	9	議員番号	7	氏 名	下 地 信 男
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 市政運営の基本姿勢について ①市長は、このたびの市長選挙において、「市民が真ん中」の市政を訴えて当選を果たした。令和7年度の施政方針においても基本姿勢に位置づけて市政運営に当たると述べている。 ア. 「市民が真ん中」という言葉に込められた市長の思いについて伺う。 2. 本市の当面する課題への対応について ①本市の持続的発展と市民福祉の向上のためには当面する課題に的確に対処し、早期の解決を図る必要がある。以下の課題への具体			

	的な対策について当局の見解を伺う。 ア．家賃高騰への対策について伺う。 イ．オーバーツーリズム対策について伺う。 ウ．少子化対策について伺う。 エ．農林水産業の担い手育成について伺う。 3．宮古島市景観条例の見直しについて ①市長は公約において、景色を守りながら、暮らしやすく観光にも優しい島に向けて景観条例の見直しを掲げている。見直しには市民の意見も踏まえる必要がある。 ア．見直しのスケジュールについて伺う。 4．脱炭素先行地域について ①本事業は下地地区、狩俣地区において太陽光発電のためのパネルと蓄電池を設置する費用等の全額を補助する事業で市民から大いに期待されている。そこで以下について伺う。 ア．事業の進捗状況について伺う。 イ．昨年6月定例会で蓄電池のみの導入を希望する場合の対応として、環境省や共同提案事業者と調整すると答弁している。調整の結果を伺う。 5．地域懇談会について ①今年度、旧町村で実施した地域懇談会は、市民から多くの意見や要望が出され、市民の声を聞く場として、継続実施とさらなる充実した取組を期待する。そこで以下について伺う。 ア．市民からの意見や要望にはスピーディーに対応する必要がある。どのように対応するか伺う。 イ．本市の将来を担う若者の意見を聞き、市の施策に生かすことは極めて大切なことと考えるが、当局の見解を伺う。
2．健康・福祉行政について	1．市民の健康づくりについて ①介護を受けたり寝たきりになったりせずに日常生活を送れる期間が健康寿命とされている。そこで以下について伺う。 ア．本市の状況について、全国及び沖縄県との比較で伺う。 イ．市民の健康を守ることこそが地域発展の基礎であり、官民挙げて取り組むべき課題と考える。市長の見解を伺う。
3．教育行政について	1．市立図書館の利用状況について ①令和元年8月に開館した図書館は快適な環境の中、生涯学習の場として多くの市民に親しまれている。以下について伺う。 ア．利用状況（入館者数）の推移について伺う。

4. 防災行政について		イ. 旧町村部への図書館サービスの実施について伺う。			
5. 市有地の利活用について		1. 危機管理監の設置について			
		①令和7年度施政方針において、自然災害対応への組織体制強化として市長の補佐役となる「危機管理監」を設置するとしている。そこで以下について伺う。			
		ア. 危機管理監の担う業務について伺う。			
		イ. 人材確保について伺う。			
		2. 救難ヘリの配備誘致について			
		①災害時における被災者の緊急救助体制を整えるため、航空自衛隊の救難ヘリの配備を求める市民の声がある。本議会においても複数の議員から市長に対し国への要請活動を求める意見が出されている。			
		ア. 救難ヘリの配備誘致について当局の見解を伺う。			
		1. 伊良部島佐和田の浜周辺市有地の利活用について			
		①佐和田の浜は日本の渚百選に選定され、周辺地域は風光明媚で後世に残すべき貴重な自然環境にあり、本市の貴重な財産と考える。			
		ア. 当地域の今後の利活用について当局の見解を伺う。			
発言順位	10	議員番号	5	氏 名	上 地 堅 司
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 教育行政について		1. 選手派遣費について			
		①令和6年度に島外で開催された各種大会へ参加した生徒は、何人いたか伺います。（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）			
		②令和7年度の派遣費補助事業の内容を伺います。			
		③沖縄県は、中学校、高等学校、特別支援学校、離島チーム参加奨励費、中体連、高体連の派遣費の補助をされていますが、内容を伺います。			
		④沖縄県は、令和7年度、離島小学生に対しての遠征費の補助金はあるのか伺います。			
		2. 小学生クラブチームの体育館使用について			
		①使用時間の見直しは、できないか伺います。			
		3. 総合体育館について			
		①新体育館建設の進捗状況を伺います。			
		②スポーツ団体との意見交換はないのか伺います。			
		4. 陸上競技場について			
①陸上競技場のタータントラックがつくれないか伺います。					

2. 施政方針について		1. 住宅について ①市長の子育て世代の住居不足解消としての取組について伺います。			
3. 農林水産行政について		2. 産業廃棄物処理について伺います。 1. 畑かん事業について ①30年前に設置されたスプリンクラーの取替え事業を実施できないか伺います。 2. 野そ防除について伺います。 3. 宮古島の海の問題について伺います。			
発言順位	11	議員番号	18	氏 名	上 地 廣 敏
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 特定利用空港・港湾について ①宮古空港の追加指定について伺う。 ②平良港について指定の可能性があるか伺う。 2. 広域公園整備事業について ①ミナアイ原線の存続について伺う。 3. 県道78号線（西里通り）枝線工事について ①接続率は何戸で何%か伺う。 4. 竹アラ地区圃場整備工事について ①かんがい排水事業の施工時期について伺う。 ②訴訟に対する見解について伺う。 5. 西浜崎海岸の浸食について ①工事の施工期間について伺う。 ②工事の規模について伺う。			
2. 教育行政について		1. 派遣費補助金の交付について ①航空運賃の差額について伺う。 2. 学童疎開の碑の建立について ①現状認識を伺う。			
発言順位	12	議員番号	14	氏 名	下 地 茜
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 令和7年度施政方針について ①農林水産業について ア. 次年度の振興施策について伺う。 イ. 農林水産従事者との懇談会を行ったことはあるか。			

2. 教育行政について	ウ. 農林水産業の振興について、市長の見解を伺う。
3. 福祉行政について	1. 閉園となった幼稚園施設の利活用について ①令和6年度までに本市の幼稚園は、来間、宮島、福嶺、城辺など複数園が閉園となっている。本市は小中学校について閉校学校施設利活用方針を策定し、跡地施設等の有効活用を図ることとしている。閉園となった幼稚園について伺う。 ア. 現在の状況を伺う。 イ. 施設の利活用について本市の考え方を伺う。 ウ. 福嶺幼稚園の状況について伺う。
4. 都市計画行政について	1. 医療的ケア児について ①保育・教育機関への受入れについて ア. 令和6年度において、保育・教育機関へ、本市に受入れ相談のあった医療的ケア児のケースについて、状況を伺う。 イ. 国は、保育・教育機関において医療的ケア児の受入れを可能とする体制の整備を推進しており、体制構築の一環として検討会・協議会の設置や、ガイドライン・医療的ケア実施マニュアル等の作成を挙げている。本市における取組の状況を伺う。 ②本市の体制について ア. 相談があった際の体制について伺う。 イ. 医療的ケア児についての相談体制につき、次年度の取組について伺う。
5. 文化財行政について	1. 宮古島市景観条例について ①昨年12月に実施した「市景観計画に関する意識・意向調査」について ア. 意識調査を受けての景観審議会の見解について伺う。 イ. 景観審議会の見解を受けて、本市の今後の取組について伺う。
6. 国民保護について	1. 宮古馬について ①2月22日、宮古馬の保存・継承について考えるシンポジウムが開催され、本市における宮古馬の位置づけを改めて確認する機会になったと思われる。ついては以下のとおり伺う。 ア. 次年度以降の取組について伺う。 イ. 城辺長間の「宮古馬放牧場」について、実績と次年度の取組について伺う。
6. 国民保護について	1. 特定利用空港・港湾について ①ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第48条では、基本原則として、紛争時において住民と戦闘員とを、また、民用物と軍事目標とを

	常に区別することとしている（軍民分離の原則）。指定施設においては自衛隊が国防として使用することを想定し平素より利用する一方で、本市では国民保護拠点として平良港や宮古空港、下地島空港が指定されている。以下のとおり伺う。 ア．有事の際、国防の任務を遂行する拠点は国際法上の軍事目標とならないか、伺う。 イ．有事の際、国防の任務を遂行する拠点において国民保護措置を行うことは、軍事目標と、保護されるべき文民たる住民とを混在させることにならないか、伺う。 ②特定利用空港・港湾について、内閣官房より「特定重要拠点施設については、その制度や仕組み、具体的な内容について今後ルールづくりを行っていく。指定施設に特殊標章を掲示できるかは、現時点ではお答えできない。施設の内容が固まり、明らかになった上で、特殊標章との関係を判断するのは防衛省と外務省である」との回答があった（令和5年度12月定例会）。本市は平良港の指定について合意を検討しているとする。以下のとおり伺う。 ア．有事の際、特にジュネーヴ諸条約第一追加議定書第48条に照らし合わせ、指定施設に特殊標章を掲示できると考えるか、見解を伺う。 イ．アの見解を受け、本市は、有事の際に指定施設に特殊標章を掲示する運用を行うか、伺う。 ウ．有事における空港や港湾など公共施設の利用をめぐり、市民団体との政府交渉において、国は「必ずしも住民避難が自衛隊の動向などに優先されるとは限らない」と回答したとの報道があった。指定施設においては、有事の際、国防の拠点と国民保護拠点が同一となるが、その際、住民避難はどのように確保されるか、伺う。 ③米軍の施設使用について ア．特定利用空港・港湾について、国は米軍の利用を対象とするものではないと説明があった、2024年4月に指定された石垣港では連続して米海艦船が寄港している。指定施設において、米軍使用を認めず、自衛隊のみの使用に限定することは可能か伺う。 イ．神奈川県知事は指定施設の米軍使用について「滑走路に座り込んでも阻止したい」と答弁したが、本市の首長として、指定施設について、米軍の使用をさせないと確約できるか、もしくは
--	---

7. 選挙管理について		は米軍の使用を容認する考えか。見解を伺う。 2. 国民保護計画について ①島外避難について ア. 国民保護計画において、避難先での受入れは1か月と説明されているが、1か月以上が経過した場合について伺う。 イ. 避難の後、帰島することができた場合、生活や産業の補償はどのように整理されているか、伺う。 1. 適正な選挙活動について ①適正な選挙の実現に向けた本市の対応について ア. 本市においては、のぼり旗の掲示については注意喚起の後、報道を通した注意喚起を行っているところであるが、金銭を対価にした投票行動の依頼への注意喚起について、選挙管理委員会での対策を伺う。 イ. 公職選挙法第199条5項2「後援団体に関する寄附等の禁止」として、「後援団体の総会その他の集会等において選挙区内にある者に対し、饗応接待、記念品等の物品を供与してはならない」、また、第16章罰則第221条（買収及び利害誘導罪）「当選の目的をもって選挙運動者に対し利益、職務の供与、約束、接待、申込みもしくは約束をしたとき」、および第178条（選挙期日後の挨拶行為の制限）「何人も、選挙の期日後において、当選に関し、選挙人に挨拶する目的をもって次に掲げる行為をすることができない。」「新聞紙又は雑誌を利用すること」。これらの事項について、選挙管理委員会はどのように対応したか、また今後の対応を伺う。			
発言順位	13	議員番号	4	氏 名	富 浜 靖 雄
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 生成A I の活用について ①市民サービス向上のため導入について伺う。 ②教育現場での導入について伺う。 2. 宮古空港について ①放置自転車等の取扱いについて伺う。 ②搭乗待合室のトイレ増設について伺う。 3. モリंगाについて ①モリंगाの普及について伺う。 4. 宮古島大使について			

2. 福祉行政について			①大使の役割について伺う。		
			②大使の名称について伺う。		
3. 建設行政について			1. ごみ焼却の余熱利用について		
			①市民プールについて伺う。		
			②大浴場について伺う。		
			1. 市営住宅について		
			①部屋が空いたときの随時募集について		
			ア. 募集の方法について伺う。		
			イ. 部屋が空いてから募集までの期間について伺う。		
			ウ. 実績について伺う。		
			エ. 単身高齢の対応について伺う。		
			2. アスファルトのリサイクル、再利用について		
			①宮古島市における利活用について伺う。		
			②私道路の修繕に利活用できないか伺う。		
4. 環境行政について			1. 西里大通りにについて		
			①下水道接続工事について		
			ア. 接続工事費用補助金について伺う。		
			イ. 工事業者の対応について伺う。		
			②騒音の規制について		
			ア. 騒音の苦情対応について伺う。		
			イ. 宮古島市における規制について伺う。		
			2. ごみ収集業務について		
			①紙類の収集について伺う。		
			②紙類の回収ボックス設置について伺う。		
発言順位	14	議員番号	11	氏 名	下 地 信 広
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 重度障がい者の現物給付について		
			①平成31年8月より重度障害者、障害児医療費助成は自動償還払い方式に移行しておりますが償還払い方式に移行して8年が経過しようとしています。その間全国では自動償還払い方式から医療機関での窓口負担のない現物給付へと移行している市町村も増えてまいりました。そこでお伺いしますが市長はこの現物給付についてどうお考えをお持ちで将来的に移行しようとの思いはあるのか、沖縄県の動向を見て判断するのかお伺いします。		
			2. 施政方針の中のひらりん公園について		

2. 道路行政について	① 昨年の12月定例会においても緊急質問の動議が出された案件でもあります。みなとまちづくり事業内容については理解できますが法人を特定するのにあまりにも急過ぎて募集要項から逸脱して事業者を選定し、市民からの理解が得られない部分があります。トゥリバー海浜公園についてもこれから事業者を公募型プロポーザルにより選定することなのでひらりん公園についても再度公募型プロポーザルで選定できないかお伺いします。 3. 子育て支援条例について ① 日本一子育てがしやすい島、子育て世代が住みたいと思える島に向けての子育て応援宣言は素晴らしいと思います。宮古島市子育て支援条例を制定するとうたっていますがこの条例の特徴をお伺いします。 4. 医療従事者、介護従事者不足の対策について ① 医療現場、介護現場に行くと職員が探せないをよく聞きます。対策についてお伺いします。 5. 宮古島市斎苑の火葬炉増設について ① 高齢化社会を迎えて年々告別式が多くなっています。告別式の数と比例して火葬待ちが増える傾向にあります。長い方は1週間後に火葬した方もいらっしゃいます。当局の見解をお伺いします。 ② 控室の増設はあるのかお伺いします。 ③ 伊良部白鳥苑の現状をお伺いします。 6. 要支援認定者のケアプラン報酬について ① 市独自の上乗せ額について ② ケアプラン委託について 7. 妊婦のための支援給付について ① 初回産科等各種検診の助成率についてお伺いします。 8. 伊良部地区の医療体制について ① 旧徳洲会伊良部島診療所の現状をお伺いします。 9. 伊良部リサイクルセンターを拠点とした産業廃棄物等中間処理施設についてどのような整備を進めるのかお伺いします。 10. 行政経営課について ① 業務内容等事務分掌についてお伺いします。 1. 下地島空港から伊良部大橋に向けた県道の整備について ① 道路の舗装と中央線（白線）工事ができないかお伺いします。 2. 下地島空港入り口から佐和田の浜に通る道と17E N Dへ通る旧道路交差周辺の整備はできないかお伺いします。
--------------------	---

3. 公園整備について			1. 学びの森西側テレビ塔のある遊歩道の清掃について ①市民がもっと利用できるよう看板の設置や周囲の距離等ウォーキングしたくなるような環境整備ができないか伺います。		
発言順位	15	議員番号	15	氏 名	池 城 健
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 教育行政について			1. 学校の指定避難所の運営について ①災害のときの対応について伺います。 ②災害へ備えての必要品の備蓄について伺います。 2. 小中学校体育館の市民の使用について ①市総合体育館の改築に伴い市民のサークル等の活動をどうするのか伺います。 3. 部活動の地域移行について進捗状況を伺います。 4. クルーズ船の寄港に伴い、外国人が無断で学校敷地内へ入ってくることへの対応を伺います。		
2. 第40回全日本トライアスロン宮古島大会について			1. 来年で第40回の開催を迎える「全日本トライアスロン宮古島大会」において、ランの距離を開催当時の42.195キロメートルに戻すことはできないか伺います。		
3. 行政文書への押印の見直しについて			1. 行政文書への押印の見直しについて ①宮古島市の現状を伺います。 ②今後の見込みを伺います。		
4. 市有地の賃貸について			1. シギラビーチ周辺の海岸線一帯がホテルに賃貸されている件について ①契約年月日と期限について伺います。 ②面積、賃貸料について伺います。 2. 地元住民が海岸に入れないという訴えがあるが、現状について伺います。 3. 今後の取組について伺います。		
5. 農地行政について			1. 久松の農地法違反の件について、12月以降の進捗状況を伺います。 2. 今後の対応を伺います。		
6. クルーズ船の受入れについて			1. 令和6年度のクルーズ船乗客の受入れ実績と令和7年度の予測を伺います。 2. 令和7年度のクルーズ船受入れ対応について伺います。		
7. 特別支援学校への給食費の補助について			1. 特別支援学校の幼小中の児童生徒へ給食費の補助はできないか伺います。		
8. 総合的な防衛体制の強化に			1. 市民に直接説明する機会を持たないのか伺います。		

資する取組について					
発言順位	16	議員番号	9	氏 名	狩 俣 政 作
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 教育行政について			1. 体育館の空調設置について ①文部科学省より体育館空調設備整備臨時特例交付金が出ているが本市の見解を伺う。 2. 学校周辺の安全整備事業について ①パイプガード設置、歩道拡幅、カラー横断歩道など今後の取組を伺う。 3. 学校給食について ①今後の学校給食の在り方（メニュー改善、牛乳提供）について伺う。 4. 特別支援学校の修学旅行費について ①新年度の取組を伺う。 5. 夏休みの空き教室とバスの利活用について ①学童へのバス送迎や空き教室を利用して居場所づくりができないか伺う。		
2. 市民生活行政について			1. 様々な患者への支援について ①医者意見書がある患者に渡航費の支援ができないか伺う。 ②リウマチ患者の薬代が高額で困っている市民がいる。支援ができないか伺う。		
3. 道路行政について			1. 主要3路線（城辺線・上野線・下地線）の拡幅について ①現在の片側1車線から片側2車線へ拡幅し、災害時に道路が渋滞しないよう市民の安全安心の構築及び観光への対応ができないか伺う。 ②並行して枝線の整備もできないか伺う。		
4. 環境行政について			1. 業者による蛍光灯の処分について ①本市の現状を伺う。 2. 住民票を持たない方の対応（ごみ収集）について ①現状と今後の対応を伺う。 3. 宮古島SDGs推進プラットフォームについて ①運営事業補助金について伺う。		
発言順位	17	議員番号	16	氏 名	山 下 誠
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		

1. 市長の政治姿勢について	1. 社会インフラについて ①物流・交通基盤について ア. 本市の空港や港湾を、特定利用空港・港湾に指定する動きについて、国や県との協議状況を伺う。 イ. 具体的にどのような支援やインフラ整備を期待しているのか、当局の考えを伺う。 ウ. 市民説明会開催の有無について伺う。 ②ウォーターフロント再整備事業について ア. 当該事業の公募内容について伺う。 イ. 公募の経緯について説明を求める。 ウ. 公募手続の正当性について見解を伺う。 エ. 募集要項に照らした際の選定事業者の適格性について当局の見解を伺う。
2. 消防行政について	1. 組織運営について ①適正人員について ア. 現在の常備職員適正人員について伺う。 イ. 救急出動件数について、合併時から現在に至る1日当たり平均出動件数の推移を伺う。 ウ. 空港消防業務への人員配置について伺う。 エ. 過去3年の消防団員出動人員（延べ）を伺う。 2. 財政運営について ①基準財政需要額について ア. 消防費に関する本市の基準財政需要額を伺う。 イ. 直近3年間の消防費と基準財政需要額の推移を伺う。 ウ. 消防人員の確保や消防車両の更新に関する課題を、基準財政額の視点からどう評価しているか伺う。
3. 農地行政について	1. 農地法及び農振地の整備に関する法律違反について ①農地法違反について ア. 平良松原における農地法違反に関する当局の取組と進捗状況について伺う。 イ. 周辺用地を含めた農地違反転用について伺う。 ②農業振興地域の整備に関する法律違反について ア. 農林水産部の取組と進捗を伺う。
4. 農林水産行政について	1. 基幹作物について ①サトウキビ副産物の糖蜜について ア. 糖蜜運搬の現状を伺う。

5. 漁港管理について			イ. 想定される影響の度合いについて当局見解を伺う。 ウ. 製糖工場及び関係者との協議状況を伺う。 エ. 当局が取れる対応策について伺う。		
6. 教育行政について			1. 池間漁港の周辺整備について ①埋立工事について ア. 埋立工事後の管理責任及び法的整備を求めた令和6年1月の市民要望に対する当局見解を伺う。 イ. 今後の当局方針について伺う。		
7. 観光振興について			1. 学校環境の整備について ①西辺中学校校舎改築事業について ア. 新校舎完成後の校内環境整備について伺う。 イ. 仮校舎撤去後の運動場整備について伺う。 ウ. 新校舎完成後の教室内環境整備について伺う。		
			1. 法定外目的税について ①宿泊税導入について ア. 宮古島市民の課税免除に関する県との協議状況を伺う。 イ. 県が示している離島住民への配慮について、当局の考えを伺う。		
発言順位	18	議員番号	10	氏 名	平 良 和 彦
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. 市長の政治姿勢について			1. 市長は、就任して2か月たって、改めて宮古島市のさらなる発展に向けてどのように考えているのか伺う。 2. 施政方針について ①少子高齢化対策について ア. 子育て応援宣言について伺う。 イ. 子育て支援条例について伺う。 ウ. 福祉の森構想について伺う。 エ. 子育て世代の住居不足解消について伺う。 ②農畜水産業について ア. 担い手の育成・確保について伺う。 イ. スマート農業について伺う。 ウ. おきなわ農林水産物県外出荷促進事業について伺う。 ③環境保全について ア. 産業廃棄物等中間処理施設について伺う。 ④行政改革について		

2. 地域行政について 3. 教育行政について	ア. 行政経営課について伺う。 イ. 行政経営会議について伺う。 ウ. 宮古島市未来戦略会議について伺う。 3. 特定利用空港・港湾について市長の見解を伺う。 1. 城辺地域の各自治会公民館の安全性について伺う。 ①安全性を確認する規定について伺う。 ②安全性の確認調査について伺う。 2. 電子戦部隊搬入反対住民らによる抗議活動について当局の見解を伺う。 1. 宮古島市らしさの学力向上について ①これまでの取組について伺う。 ②学力向上施策の成果について伺う。 ③今後の取組と展開について伺う。				
発言順位	19	議員番号	23	氏 名	友 利 光 徳
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市政運営について		1. 本市の均衡ある発展の観点から、北部地域の現状と課題の認識について ①北部地域の観光振興を図るため、点在する集落を結んだ観光バスの導入は検討できないか伺う。 2. 宮古島市が誕生して20年を迎える今年、その記念事業と、市民の健康増進を図る目的として、かんぼ生命が取り組むラジオ体操について本市で開催し、NHKラジオを通じて全国に放送できないか伺う。 3. 市町村合併以前に、旧城辺町で検討されたシンボルタウン構想事業について、改めて事業計画を検討する考えはないか伺う。 4. 公共施設の活用について ①城辺総合公園内の城辺球場について、平成17年10月の市町村合併以後の予算措置の状況について伺う。 ②未来創造センターの課題について ア. 駐車場の不足における対策について伺う。 イ. 本棟から研修棟までの動線における勾配の対策について伺う。 5. 過去の一般質問で、生活用の井戸の管理について答弁をいただいているが、その後の進捗について伺う。 6. 過去の一般質問における廃村に関する答弁について、その後の市			

6. 地域振興について	質の検査などが行えないか伺う。 1. 浦底港の新設工事に取り組む考えがないか伺う。 2. 新城海岸を活用した新城地区の振興について、課題解決にどのように取り組んでいくか伺う。 3. 吉野海岸を活用した吉野地区の振興について、どのように取り組んでいくか伺う。 4. 保良泉を活用した保良地区の振興についてどのように取り組んでいくか伺う。
7. 道路行政について	1. 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画における交通体系の整備について ①同基本計画に空港、港湾等の広域交通拠点と中心市街地、集落、観光地等を連結する幹線道路と、補完する市町村道の整備を促進する旨の記載があるが、市道野原越1号線等と連結することで、市民や観光客等の利便性向上につながると考えるが、市長の考えを伺う。 ② ①同様に、市道盛加5号線から山中11号線を結ぶことについて、市長の考えを伺う。 2. 浦底漁港の関連道路を市道に変更することはできないか伺う。
8. 宮古空港の管理について	1. 宮古空港内駐車場の駐車料金について ①駐車使用料で最も高額の支払いは幾らか伺う。 ②最も駐車の間が長かった日数は何日か伺う。 2. 宮古空港には勤める職員について ①勤務する職員数について伺う。 ②職員専用の駐車場の確保について伺う。
9. 港湾行政について	1. 宮古島市みなとまちづくり構想について ①事業概要についてご説明ください。 ②市街地のどの地域がその対象区域となっているかを伺う。 ③事業着手から現在までの予算額について伺う。 ④みなとまち宮古再生プロジェクト検討委員会について ア. 委員の人数は何人か伺う。 イ. 現在の委員長と、任期はいつまでか伺う。 ⑤検討委員会における事務決裁の取扱いについて伺う。 ⑥事業における市長の決裁はあったのか伺う。 ⑦同事業と、市長選挙の関係性について伺う。 ⑧宮古島市事務決裁規程第7条の副市長決裁の専決区分のどの項を適用かについて伺う。

			⑨同事業に対する、周辺地区の住民の合意形成は図られているか伺う。 ⑩同事業終了後の原状回復についてどのように考えるか、市の見解を伺う。		
発言順位	20	議員番号	24	氏 名	上 里 樹
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項			要 旨		
1. パイナガマビーチについて			1. 遊歩道と駐車場の落差の解消について ①埋もれていた遊歩道が市民の手で整備されました。その遊歩道と駐車場に落差があり階段を設置してほしいという声が寄せられました。見解を伺います。		
2. 会計年度任用職員について			1. 処遇の改善について ①毎年度の公募による任用について ア. 公募によらない継続雇用にすべきです。見解を伺います。 ②「病休の有給化」2025年4月施行について ア. 4月1日から適用すべきです。見解を伺います。		
3. 国民健康保険税について			1. 国民健康保険税の引下げについて ①均等割課税について ア. 18歳まで子供の均等割を廃止すべきです。見解を伺います。		
4. 教育行政について			1. 就学援助について ①準要保護の就学援助の拡充について ア. 就学援助算定基準を保護基準の1.3倍にすべきです。見解を伺います。 イ. 就学援助支給内容に就学旅行費を対象にすべきです。見解を伺います。 2. 学校給食について ①学校給食の改善について ア. 「量が少ない」、「おいしくない」という声が寄せられました。改善を求めます。		
5. 子供の医療費無償化について			1. 子供の医療費無償化の拡充について ①18歳までの医療費無償化を実施すべきです。見解を伺う。 ②国は新年度から病院窓口で支払いをした自治体に支援をする方針です。窓口無料の本市への影響はどうなりますか。		
6. 陸上自衛隊の施設について			1. 陸上自衛隊宮古島駐屯地の増強について ①電子戦部隊配備について ア. なぜ、説明なしの配備を認めたのですか、説明会開催を求め		

7. 宮古島市新総合体育館について 8. 国民保護計画について 9. 空港・港湾について 10. 敗戦から80年	るべきです。 2. 陸上自衛隊宮古島駐屯地内の御嶽について ①防衛省はなぜ御嶽を買い取ったのですか。 ②御嶽の売買について見解を伺います。 ③御嶽に自由に出入りできるようにすべきと考えます。見解を伺います。 1. 宮古島市新総合体育館について ①これまでの計画では車両100台が駐車可能な地下駐車場を整備して4,500人利用可能な「一時避難所」として活用するというものでした。なぜ駐車スペースを狭め80台しか利用できない「特定臨時避難施設」とするのですか。 ②「特定臨時避難施設」に800人が避難するというのですが、誰が避難するのですか。 1. 避難計画について ①市民への説明会を開催すべきです。見解を伺います。 1. 国の特定利用空港・港湾指定について ①下地島空港・宮古空港・平良港指定が候補に挙がっています。それに対する見解を伺います。 ②国の説明では「これまでの港湾の運用と変わらない」という説明ですが、ならばなぜ指定するのでしょうか。 ③市民への説明会を開催すべきです。見解を伺います。 1. 憲法について ①侵略戦争の痛苦の教訓と反省から二度と戦争はしないと世界に誓った日本国憲法です。憲法の平和主義、戦争放棄について市長の見解を伺います。				
発言順位	21	議員番号	20	氏 名	山 里 雅 彦
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の政治姿勢について		1. 施政方針について ①少子化対策について（取組対策等） ②住居不足の緩和・解消について（取組対策等について） ③子育て世代の住居不足解消について（取組対策等について） ④公共施設の有効活用について（取組対策等について） 2. 国民保護計画について ①有事に備え、全国各地の空港・港を「特定利用空港・港湾」として国が指定し、整備を優先的に進めるとしているが、宮古空港・			

2. 農業振興について 3. 水産業振興について 4. 道路行政について 5. 教育行政について	下地島空港・平良港の「特定利用空港・港湾」の指定について市長の見解を伺う。 ②宮古空港・下地島空港・平良港の特定利用指定に向け、要請等・積極的な働きかけが必要だと思うが、市長の見解について伺う。 3. 財政調整基金について ①令和4年度に改定した長期財政ビジョンでは、令和12年度の財政調整基金の残高は32億6,900万と試算しています。財政調査基金について、市長の見解を伺う。 ②今後の予算編成においても、収支不足が見込まれると思うが、財政調整基金が減少していく中で、今後の収支不足に対し、どのように対策対応等を講じていくのか、市長の見解を伺う。 4. 産業廃棄物処理について ①産業廃棄物等中間処理施設整備計画について 5. 宮古島大学駅伝について ①宮古島を発信（アピール）する大会であり、受入れ環境整備等・支援について 1. 農地整備事業について ①西原第4地区における整備状況について ア. 事業の進捗状況について イ. 新年度事業取組について 1. 池間漁業協同組合の荷さばき施設整備について 2. 宮古島漁業協同組合荷さばき施設整備について 3. シラヒゲウニ・カキ養殖事業について 1. 下地島空港線整備について 1. 西辺中学校校舎改築について ①現在の進捗状況について ②校舎と体育館の連結整備について ③仮校舎撤去後の運動場整備について					
	発言順位	22	議員番号	17	氏 名	栗 国 恒 広
	質問方式	一問一答方式			発言場所	演壇及び質問席
	発 言 事 項		要 旨			
	1. 市長の政治姿勢について		1. 施政方針から、「子育て応援宣言」「子育て支援条例」制定の説明をお伺いします。 2. 重要課題である公共施設の有効活用について、スピード感を持って実行するための「行政経営課」の設置について 3. 産業振興局の今後について			

2. 都市計画事業について 3. 防災行政について 4. 福祉行政について 5. 環境行政について 6. 教育行政について 7. 観光行政について 8. 農林水産行政について	4. 令和7年度予算について ①人件費の4億6,563万3,000円の増について ②物件費の1億4,652万9,000円の増について（ふるさと納税事業委託料） ③増加する物件費の抑制策について 5. 特定利用空港・港湾の指定受入れについて 1. 大原第2地区都市計画事業について 2. 土地区画整理事業に代わる道路整備事業について 3. 現在、宮古空港南側で計画が進められているレンタカー事業所の行政手続の進捗状況について 1. 本市の災害備蓄食について ①米、パン、カップ麺、粉ミルク等の量について 2. 災害物資確保、保管について ①発電機、仮設トイレ、毛布等の保管、確保状況について 3. 平成23年にカママ嶺公園内に建設されていますが、他の地域で備蓄倉庫の建設予定はあるか。 4. 防災危機管理部署への、地域防災マネジャーを取得している退職自衛官の採用について 1. 今年度の保育所の入所者の状況について（待機児童） 2. 産後ケアについて ①宿泊型、通所型、訪問型の利用できる上限回数の見直しについて 3. 保育所の一時預かり事業について ①行政と利用保護者の意見交換会の実施について 1. 「島内ごみゼロの日」広報PR活動予算について 1. 久松幼稚園の使用禁止措置がされている遊具について 2. 児童生徒が防災意識を学ぶ機会の創出について（避難経路、避難指示） 1. クルーズ船入域観光客の受入れ施設の事業について ①令和7年度の寄港回数は何隻を見込んでいるか。 ②陸上交通作業部会とC I Q作業部会の取組についてお伺いします。 1. 現在、狩俣地区で実施されている、サトウキビバカス、トラッシュ置場の整地造成工事について（令和5年度宮古島市農地地力増進及び循環型農地実証事業） ①随意契約での工事の実施か、入札工事での実施か。 ②今年度の圃場への散布実施の予定について
--	---

9. 農業委員会について		2. 水産振興補助事業について ①高野クルマエビ養殖事業再開に向けての取組について 1. 農地区分の見直しについて ①第1種農地が見直された件数は何件か。 ②第2種農地が見直された件数は何件か。			
発言順位	23	議員番号	21	氏 名	國 仲 昌 二
質問方式	一問一答方式			発言場所	質問席のみ
発 言 事 項		要 旨			
1. 市長の基本姿勢について		1. 市長選挙における発言について ①「市民が真ん中」という考え方について伺います。 ②「どこにいるか分からない市長」について伺います。			
2. 宮古の自然、伝統、文化等について		1. 宮古馬について ①宮古馬に対する市長の現状認識について伺います。 ②宮古馬に対する市長の将来の展望について伺います。 2. 宮古方言（ミャークフツ）について ①宮古方言（ミャークフツ）に対する市長の認識について伺います。 ②宮古方言（ミャークフツ）に対する市長の保存・継承に対する市の取組について伺います 3. 地下水保全について ①地下水保全に対する市長の認識について伺います。 ②宮古島地下水研究会から提出された請願について伺います。			
3. 農業行政について		1. 地産地消の取組について ①市の地産地消の取組について伺います。 ②学校給食の地産地消について伺います。 2. ハーベスターについて ①運用に対する市の関わりについて伺います。			
4. 子育て世代等への政策について		1. 住居問題について ①高騰する家賃問題についての市長の認識及び課題解決に向けての市としての取組をお伺いします。 2. 子供・子育て施策について ①子供たちを取り巻く学校教育環境について伺います。 ②子供の貧困問題について伺います。 ③子育て環境充実の取組について伺います。			
5. 環境行政について		1. し尿等処理施設について ①旧施設と新施設の違いについて ア. 脱水機の設置について伺います。			

6. 南西諸島の軍備強化について	イ. 希釈倍率について伺います。 ウ. 1日当たりの処理量（キロリットル）について伺います。 エ. 夏場で新、旧施設を使用することについて伺います。 ②令和5年3月24日付文書「下水汚泥資源の肥料利用に向けた活動推進について」について ア. 通知を受けた市の取組について伺います。 イ. し尿処理の新施設は通知の内容を反映しているのか伺います。 ③委員会で答弁した「専門的な知識を有する職員がいない」「中身まで全部精査し切れたか……なかなか厳しい状況」についての認識を伺います。 2. 産業廃棄物中間処理施設について ①進捗状況について伺います。 ②処理品目について伺います。 3. 来間島における不法投棄等について ①防止策として来間大橋に防犯カメラ設置を要望したい。 4. 犬、猫の保護等について ①市の取組について伺います。 1. 特定利用空港・港湾の指定について ①空港・港湾を整備する予算について伺います。 ②市民への説明について伺います。 2. 市民の島外避難について ①沖縄本島は屋内退避だが、離島は島外避難とする理由について伺います。 ②政府が計画する避難は強制的なものなのか伺います。
-------------------------	---

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第5号のとおりであります。

ただいまから日程第1、一般質問に入りますが、通告外の質問にわたらないよう、議事進行にご協力願います。また、質問方式及び質問場所については、一般質問通告書により事前に通告した方式及び場所を遵守するようお願いします。

なお、今定例会において一般質問を通告した議員全員が一問一答方式で通告しております。議会運営に関する申合せ事項により、一問一答方式の1人持ち時間は質問時間、答弁時間、移動時間を含めて60分以内、質問回数の制限は設けないこととなっております。

それでは、通告順に従いまして、順次質問の発言を許します。

◎我如古三雄君

自由民主党、我如古三雄でございます。一般質問に入る前に所見を述べます。

ご承知のとおり、今年は21世紀に入って四半世紀であります。また、来間大橋開通から30周年で、宮古島市誕生から20周年、そして伊良部大橋開通から10周年となる節目の年であります。このように、ここ数年で劇的に変化した島の社会を、これからどうやってその変化に対応していくかが問われております。その指針を示すのがニューリーダーとなられました嘉数登市長であり、また市民の代表であります我々24名の議員にも大きな責任が課されております。このように、行政当局と議会が車の両輪のごとく、市民本位の政治とさらなる市民福祉向上に邁進しなければならないと思う次第であります。

それでは、通告に従いまして一般質問に入ります。当局におかれましては、市民に分かりやすい説明、答弁を求めます。

まず、市長の政治姿勢についてであります。政策実現に向けた取組についてであります。市民に公約した市民が真ん中の政策実現に向けた取組、明るい島づくりについて伺います。

◎市長（嘉数 登君）

それでは、ご質問にお答えいたします。

私は、令和7年1月19日の宮古島市長選挙におきまして、様々な分野での政策推進を行うための9つの政策を公約として掲げ、市民の負託を受けました。市民から寄せられた期待と信頼に応えるべく、この政策の実現に向けて、スピード感と実行力を持って取り組んでまいります。その中でも、特に直面する重要課題となっている少子化、住居不足、人手不足については、先送りすることなく、適切に対処する必要があると考えております。

まず、少子化対策として、日本一子育てしやすい島を目指して子育て応援宣言を行うとともに、子育て環境の整備、各種サービスの充実、経済的負担の軽減など、子育て世代への支援策を推進するため、子育て応援条例を制定いたします。

次に、住居不足の緩和解消に向けて、若者の定住促進となる市営住宅の空き部屋活用の拡充や空き家の有効活用に取り組んでまいります。また、子育て世代の住宅住居不足への対応として、市有地を活用した

宅地造成や賃貸集合住宅等の整備に向けて調査検討を進めてまいります。

人手不足への対応に向けて、U I J ターンを推進するとともに、生活の根幹を支えるエッセンシャルワーカーに向け、定住促進分譲地や賃貸住宅の整備等を検討してまいります。

これらの直面する課題への対応をはじめとして、市民生活の安定、自然環境の保全、教育福祉の充実、さらには農畜水産業、観光業、商工業の振興、行財政の改革など、各種政策の着実な推進を図り、私が目指す市民が真ん中の豊かで明るい島づくりに向けて邁進してまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

次に移ります。試練と大きな変革のチャンスへの取組についてであります。

行政が他人事のようにスピード感がない現状では、いざ実行するときに住民がいなくなるおそれがあります。市民が訴えているうちに対策を講じ、危機感を認識することが肝要と考えます。本市誕生から20周年、また来間、池間、伊良部の大橋開通など、質問の冒頭でも申し上げたように、ここ数年で劇的に変化した島の社会がこれからどうやって変化に対応していくのか問われております。本年、宮古島市は試練の年であると同時に大きな変革のチャンスの年でもあります。環境と経済、地域社会の調和を図りながら、さらなる未来への一步を踏み出すための行政の役割、取組について伺います。

◎市長（嘉数 登君）

本市は、私が9つの政策に掲げたように、少子高齢化や住居不足への対応、農畜水産業や商工業などの稼ぐ力の強化、観光振興と市民生活の調和など、多くの課題を有しております。これらの課題解消へ適切な施策を講じるとともにスピード感を持って実行するには、職員の資質向上や組織体制の強化、民間事業者のノウハウや技術を生かした官民連携の推進等が必要であると考えております。

そのためにも、従来の手法にとらわれない企画力や判断力を育成するなど、職員の職務遂行能力の向上を図るとともに、効率的な行政運営を進めるための部署としまして行政経営課を新たに設置するなど、組織体制の強化に取り組んでまいります。

また、市が保有する資産の長寿命化、統合、廃止、民間活用などを推進するためにも、外部委員を中心とした行政経営会議を設立するなど、経営視点に立った公共施設の有効活用を図るとともに、若者と市長が直接対話する未来戦略会議を創設し、若者の視点、意見を行政運営に反映するなど、官民連携の推進により自治体経営の効率化を向上させていきたいと考えております。

これらの取組を推進することで、行政と民間がそれぞれの役割を担い、有する力を発揮する仕組みを構築し、豊かで明るい宮古島市の創出を市長の責務として進めてまいりたいと考えております。

◎我如古三雄君

次に、人口減少対策について伺います。

地元の若者が島にとどまる魅力的な住環境の整備、特に高騰化する家賃問題を解決するための取組が急務であります。また、公営住宅の建設や家賃補助制度の導入が叫ばれておりますが、人口減少対策に向けた今後の取組について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

若者定住対策について、今年度実施いたしました市営住宅の地域対応活用について、次年度も継続して実施するとともに、さらなる要件緩和を検討していきます。また、住宅確保要配慮者専用住宅の賃貸人に

対しても家賃の一部補助を実施いたします。

住宅問題については、まず現在あるストックを活用して、今年度実施しております空き家等実態調査の結果を基に所有者への継続した意向調査を行い、空き家バンク登録など利活用へつなげていけるよう対策を進めてまいります。また、民間賃貸住宅の供給不足や建設費高騰などの問題についても、島内の様々な業種の事業者と意見交換を行い、課題解消に向けて取り組んでまいります。

◎我如古三雄君

アパート、マンションの空きがない。家賃は1DKで10万円、非常に高い。家族向け物件は不足しております。これだけ建設ラッシュであるけれども、目につくのは観光客向けのホテルか、進出企業の従業員や建設作業員を想定したワンルームであります。企業が社員寮のために法人契約で借り上げている例が多く見られます。それが部屋不足、家賃高騰に拍車をかけているというふうに思われます。

次に、宮古空港横断トンネル道整備についてであります。私は、この問題についてはもう8回ぐらい質問をしております。令和6年度において宮古空港横断トンネル整備事業に係る事業化検討というふうなことでありますが、この宮古空港周辺においては、今後も人流、物流の増大が予想されます。交通ネットワークの機能向上のメリットは大きく、市民の利便性向上のため、宮古空港横断トンネル道の早期実現に向けた取組は大変重要であると考えます。今年度、つまり令和6年度において836万円の予算を計上して、整備に向けた調査検討の取組状況はどのようなになっているのか、また今後の展開について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古空港横断トンネル道につきましては、官民が一体となり発足した整備促進期成会による知事への要請以降、沖縄振興拡大会議や美ざ島美しや市町村会といった会議の場において繰り返し要望を行っておりますが、県は技術的な問題や費用対効果など解決すべき課題が多いことから、今後の検討課題と考えているとの措置に終始しており、これまで進展が見られない状況になっております。

このような状況から、今年度におきましては、宮古空港下道路事業化検討調査業務として、当該路線整備の条件整理、概略断面計画並びに概算事業費の算出や、道路網や市民利用状況などへの影響検証などを行っております。今回の調査により、良好な結果が得られたことから、今後は県に対し、より具体性を持って要望、要請を行っていきたいと考えております。

◎我如古三雄君

現在宮古島市が進めている宮古空港横断トンネル道のルート案を2点に絞っていると思いますが、計画上のルート、第1ルート、第2ルートは、どのようなルート案になっていますか。

◎建設部長（川平陽一君）

線形につきましては、市役所前にある市道中央縦線と県道平良新里線、シュレーダー通りをつなぐルートを線形1、宮古空港によって分断された県道平良新里線、消防署前と同じく新里線、シュレーダー通りを通る路線をつなぐルートを線形2として想定し、それぞれ比較検討を行っております。当該路線の整備に関し、様々な条件設定の上、比較検討をしたところ、県道平良新里線を結ぶ線形、ルート2の場合は、トンネルの坑口への進入区間が消防署を越えた位置まで到達してしまい、消防署とトンネル道相互の行き来が困難となることで、消防活動への影響が懸念される結果となりました。このことから、市役所前の市道中央縦線と県道平良新里線、シュレーダー通りをつなぐ線形1を採用することとして、当該路線により

概略断面計画、概算事業費の算出などを行っております。

◎我如古三雄君

この第1ルート案、第2ルート案、第1ルート案で今後進めるというふうなことでありますが、この第1ルート案の延長、それと県との調整はどのぐらいまで進んでいるのか。

◎建設部長（川平陽一君）

ルート1の延長です。これは、市役所道路の中央縦線から県道平良新里線シュレーダー通りを結ぶ道路です。延長としまして約1,140メートルとなります。ちなみにルート2の場合は延長としまして1,232メートルとなります。

県との調整につきましては、空港横断トンネルに関しましては、再三にわたり県に対して要望、要請を行っておりますが、県の当事者の意識が低く、今回の調査業務を実施するに当たり、特段の調査事項がなかったことから、これまでも特段調整は行っておりません。

◎市長（嘉数 登君）

補足して答弁させていただきたいと思います。

県との調整状況はどうなっているかというご質問でありますけれども、今回調査いたしまして、どのルートが適切なのか、さらには事業費としてどれぐらいかかるかということがある程度見えてまいりましたので、これからの県との調整は、これまでの要請から一歩踏み込んで、具体性を持って調整をしていきたいというふうに思っております。少なくとも港から空港に向かう路線、トンネルは、宮古の経済振興には非常に重要な路線だというふうに認識しておりますので、しっかりと県のほうにも要望していきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

市長もこれまで長年県のほうに、在任中は、宮古島市から要請のある宮古空港横断トンネル道については、毎年のようにこの問題については熟慮しているというふうに思っております。言いたいのは、どんな難題と言われようと、市当局の熱意が大変重要であります。これまでも不可能と言われた懸案事項を数多く実現してまいりました。例を申し上げますと、東京直行便、池間大橋、伊良部大橋などであります。当局の熱意で県を動かし、働きかけを行い、糸口を見いだして、市民の利便性向上にしっかり取り組んでほしいと思います。

次に、平良港総合物流センターについてであります。現況について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

現在、平良港総合物流センターの利用状況としまして、宮古港運、平良港運が荷さばき場として使用し、運用を行っております。また、物流センターは事務所も兼用しておりますので、八汐港運の事務所が入居しております。

◎我如古三雄君

次に、物流ストック体制の強化についてであります。本市においては、年間入域観光客が100万人を超え、食料品の輸送が急激に増加しております。さらに、自衛隊の駐屯地もできております。人が増えれば、その分食材が必要となります。マンションや宿舎が建築されて、人が増えたことで、間違いなく輸送される物量は増えます。コロナ禍で止まっていた観光客が動き出し、観光客の予約が増え、ホテルの食材、飲料

関係は先に注文することになるから、物流が一気に動くことになります。また、台風時にスーパーやコンビニなどでほとんど生鮮食料が品薄になる現状において、物流を途絶えさせることのないようにするためにも、高品質の物流施設を民間と協力して設置する工夫が必要と考えます。増加する物流環境に、ストック体制強化に向けて、琉球海運さんや南西海運さんといった民間との一歩踏み込んだ関係構築はできないか、市長の見解、今後の取組について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

現在港湾会社から提出されている取扱貨物量の統計調査において、取扱貨物量は、微増ではあるものの、横ばいとなっているため、新たな施設の整備は現在のところ考えておりません。しかしながら、我如古三雄議員ご指摘のように、入域観光客、マンションや宿舍等の建設も増加してきていることから、今後平良港の取扱貨物量が増加に転じた時期において新たな施設整備を検討してまいります。

◎我如古三雄君

先ほど申し上げました民間２社は、行政と協力して、チャンスがあれば施設を設置したいと申しております。ぜひ市長、前向きにこの民間さんとの関係構築に取り組んでほしいと思います。

次に、上下水道管の老朽化対策についてであります。今年１月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故でトラック運転手が巻き添えになった。以上を踏まえて伺います。

上下水道は、住民生活に欠かせないインフラであります。問題が起きれば、直ちに生活に支障が出ます。また、施設や設備の経年劣化は確実に進み、上下水道管の点検を、小規模自治体とはいえ、怠るべきではないと考えます。先を見据えた計画的な予算の確保、修繕、更新の実施が求められますが、本市における老朽化した上下水道対策はどのようなになっているのか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

環境衛生局からは下水道管についてお答えいたします。

本市の下水道管老朽化に関する対策としましては、令和５年度に宮古島市公共下水道ストックマネジメント基本計画を策定しております。その内容は、日常生活や社会活動に重大な影響を及ぼす事故発生や機能停止を未然に防止し、計画的な点検調査及び修繕改築を行うことにより、効率的かつ持続的な下水道機能の確保とライフサイクルコストの低減を図ることを目的としております。

下水道管の耐用年数は約50年と言われておりまして、本市において一番古い下水道管は平成９年に設置した箇所で、28年経過しております。毎年実施している下水道マンホールの目視調査及び下水道管のカメラ調査を継続し、下水道利用者が安心快適に公共下水道を利用できるよう努めているところです。今後は、ストックマネジメント基本計画に基づきまして、宮古島市浄化センター、荷川取中継ポンプ場、市内下水道管の維持管理を図ってまいります。

◎水道部長（下地貴之君）

本市の水道施設における管路の総延長は約520キロメートル、その法定耐用年数は40年であります。耐震化率としては、平成22年から耐震管への改良を進め、令和５年までの14年間で約42億円をかけて、約58キロメートルを耐震管へと改良してまいりました。しかしながら、耐震化率はなかなか向上せず、約11％程度にとどまっている状況であります。

老朽化、耐震化の改良は全国的にも急務であり、経年劣化による事故や漏水が発生しております。本市

としても、これまでの改良計画を耐震管路更新計画調査業務として今年度発注済みであります。また、伊良部大橋添架管については、毎年伊良部大橋水道管メンテナンス業務委託において支持金具や継ぎ手部の調査を行っております。今後においても新たな見直しを行い、耐震化率の向上に取り組みながら、一日でも早く災害に強い水道施設を目指していきたいと考えております。

◎我如古三雄君

次に、ちょっと順番を入れ替えます。7番、8番を後に回します。9番、次に宮古管内に今後予定される公共工事についてであります。宮古管内において、国、県、市それぞれの管轄において今後予定される公共工事について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古管内における、国、県、市の管轄において今後予定される工事についてお答えいたします。

まず、農林水産部所管の予定される工事についてでございます。農政課において、令和7年度に市単独工事として西浜崎海岸整備工事を予定しております。農村整備課においては、令和7年度に農業農村整備事業関連の公共工事の発注計画としまして、国が1地区、県が20地区、市が11区となっております。内訳でございますが、国の宮古伊良部農業水利事業所において発注する工事として、保良地下ダム建設工事、保良送水路工事を予定しているとのことでございます。

県については、圃場整備工事及び畑地かんがい施設工事として現在実施中の17地区及び令和7年度で新規地区として3地区を予定しているとのことでございます。市においては、農業基盤整備促進事業、農業競争力、強化農地整備事業の10地区で圃場整備工事、畑地かんがい施設工事、農地耕作条件改善事業にて1地区を予定しております。

水産課に関しまして、令和7年度は補助事業、保良漁港泊地しゅんせつ工事、市単独事業で2件、島尻漁港航路標識はしご設置工事と狩俣漁港船揚場堆積土砂撤去工事を予定しております。令和8年度、9年度の補助事業は2件、市単独工事で3件程度となるものと見込んでおります。県管理漁港の工事につきましては、今後3年間で4地区、荷川取漁港、佐良浜漁港、池間漁港、博愛漁港で、主に改修工事を予定しているとのことでございました。

◎建設部長（川平陽一君）

建設部の所管としましてお答えします。

県の住宅関連事業としまして、県営平良南団地建て替え工事が令和7年度から令和10年度の事業期間で、2期工事と3期工事を合わせた事業費が29億2,000万円を予定しております。また、県営平良北団地建て替え工事は令和7年度から令和11年度の事業期間で、2期工事と3期工事を合わせた事業費が30億5,000万円を予定しております。

市の住宅関連事業としましては、上原市営住宅下水道整備工事と城辺福里第二市営住宅外壁等改修工事設計業務など約2億円の事業費を計画しております。伊良部屋外運動場多目的運動広場整備工事につきましては、令和7年度事業費として約3億700万円（_____部分は151頁に発言訂正あり）を計画しております。また、宮古島市総合体育館整備工事につきましては、令和7年度から令和9年度までの事業期間で予定しており、事業費に関しましては、現在実施しております実施設計の中で検討しております。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

環境衛生局所管の工事についてお答えいたします。

環境衛生局の下水道課で計画する公共工事につきましては、地域再生計画で令和8年度までの計画となっております。令和7年度は工事5件、総事業費で約1億5,000万円程度でございます。設計委託業務が1件。令和8年度は、工事3件、約5億円を予定しております。そのほか設計委託業務を4件計画しております。

◎水道部長（下地貴之君）

水道部所管の工事でありますけれども、現在令和7年度までの期間において、硬度低減化施設更新事業、それと野原・友利配水池築造工事を行っております。そのほか伊良部浄水場の再稼働や加治道東水源の開発などを予定しております。

◎教育部長（砂川 勤君）

教育委員会教育部におきましては、学校施設整備事業長期計画を定めております。令和7年度から令和9年度までの3年間の計画としまして、令和7年度は継続事業として西辺中学校校舎改築工事、新規事業といたしまして、伊良部島小中学校プール設置工事、上野小学校及び城東中学校の屋内運動場改修工事をそれぞれ2か年事業として予定しております。また、令和8年度以降は、鏡原小学校屋内運動場改築工事、上野小学校校舎改築工事を予定しております。

◎消防長（上地一史君）

消防本部関連の公共工事として、消防上野出張所の建て替え工事がございます。現在確認申請作業を行っており、令和7年度中において工事の着工を予定しております。

◎建設部長（川平陽一君）

先ほど伊良部屋外運動場整備工事の事業費につきまして3億7,000万円と申しましたが、正確には3億700万円です。訂正しておわびします。

◎我如古三雄君

公共工事がここ数年で減少しております。本市の経済は、公共工事に支えられていると言っても過言ではありません。本市において約300社の事業所が存在しております。その従業者数は2,000名を超えて、その家族を含めると8,000名余になります。このように、公共工事の減少は本市経済の死活問題となることから、公共工事の増加導入による本市のさらなる振興発展を期待するものであります。

次に、農業、園芸振興についてであります。サトウキビ新植夏植えの推進についてであります。サトウキビの夏植えが5割を割り込み、急減対策は喫緊の課題であります。作付面積の半分程度は反収のよい夏植えが望ましいと言われますが、新植夏植えの推進に向けた当局の見解、取組について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

サトウキビ新植夏植えの推進についてお答えいたします。

本市の作付の割合なんですけれども、農家の高齢化に伴いまして、夏植えが26.6%、株出しが65.8%と、非常に株出しが高くなってきております。本市の基幹作物であるサトウキビのさらなる生産拡大については、10アール当たりの反収の増加を図る必要があると考えております。関係機関で構成する増産プロジェクト会議においても、3回目、4回目以降の低反収の株出し栽培を夏植え栽培に切り替える必要性が挙げられているところです。

さらなる生産量の拡大に向けて、令和7年度において現在実施しております新植夏植え促進事業の10アール当たり3,500円の支援を2倍となります7,000円に支援額を拡充し、低反収の株出しから夏植え栽培へ切替えを促進したいと考えております。本事業につきましては、植付け機械の全茎式プランター、ビレットプランターを利用した委託作業の支援となっております。

◎我如古三雄君

植付け機の現在主流となっている全茎式に加えて、今後ビレットプランターを普及推進すべきと考えますが、農林水産部長。

◎農林水産部長（石川博幸君）

本市には、まず全茎式のプランターが40台、そしてビレットプランターが7台ということで、ビレットプランターのほうが少なくなっております。夏植えを拡大するためには、やはり需要の高いビレットプランターの導入を引き続き推進する必要があるというふうに考えております。令和6年度で1台導入予定となっております。そのほか5事業者でさとうきび安定生産確立対策事業を活用し、ビレットプランターの導入要望がありますので、国の補助制度を活用しながら導入促進を図っていきたいというふうに考えております。

◎我如古三雄君

次に、サトウキビ収穫機の導入計画についてであります。サトウキビ生産農家の労働力の省力化を図る上でも、ハーベスターの機械刈りの推進は大変重要であると考えます。令和7年度におけるハーベスター導入計画について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

ハーベスター導入計画でございます。本市におけるハーベスターの稼働台数は、小型ハーベスターが129台、中型ハーベスターが11台で、全体で140台となっております。地区別で、平良地区が43台、上野地区が14台、下地地区が20台、城辺地区で44台、伊良部地区で19台となっております。

令和7年度の導入計画としましては、国の補助事業を活用し、導入を進めることにしており、農林水産省の公募に申請を行っております。現在申請している国の事業は2種類あります。その一つがさとうきび生産性向上緊急支援事業、もう一つが甘味資源作物等支援事業となっております。さとうきび生産性向上支援事業については、去る3月5日に沖縄総合事務局より採択審査結果の通知が届いており、西原東部地区の小型ハーベスター1台が採択を受けております。

◎我如古三雄君

次に、今期のサトウキビ生産の見込みについてであります。今期のサトウキビ収穫も終盤になってまいりました。今期は、台風等の自然災害の影響もなく、特に生育旺盛期には降雨に恵まれ、豊作が期待されます。生産見込みは最終的にどのように見込まれるのか伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今期のサトウキビ生産見込みについてでございます。現在、各製糖工場におきまして、2024—2025年産の製糖操業が進められております。昨年11月に実施しました生産予測調査においては、市全体で33万3,354トンの見込みとなっておりました。その後、各製糖工場において調査が行われておりますが、現段階の生産見込量は約35万5,000トンとなっております。11月の見込み調査に比べまして、約2万1,000トンの

増となっております。また、昨年度の生産量の29万529トンの実績と比べましても、約6万4,000トンの増産見込みとなっていることから、今期は豊作の年として大きな期待を寄せているところでございます。

◎我如古三雄君

豊作が見込まれます。大変結構なことであります。

次に、道路現況、整備についてであります。市道の路線数、改良率、舗装率について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市が管理する市道の路線数は全体で1,557路線で、改良率は57.8%、舗装率は77.8%となっております。また、市道の延長は約972キロメートルで、県内市町村道路の中でも最も長い延長となっております。

◎我如古三雄君

次に、観光客等の増加に伴う交通事故が多発しておりますが、特に中央白線が消えた路線、あるいは交通標識の整備は急務であります。整備に向けた取組について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

コロナ禍が明け、観光客が増加し、事故が増えていることも宮古島警察署に確認しております。市としても、道路管理者で設置できる警戒標識を設置して注意喚起していきたいと考えております。

また、区画線の整備につきましては、令和7年度予算で約8,000万円を予算計上しておりますので、通学路の優先整備につきましては、教育委員会と連携しながら令和7年度に整備を検討してまいります。

◎我如古三雄君

次に、市道豊原1号線、市道新里17号線の整備についてであります。この件についても、もう何回も質問しておりますが、なかなか整備しておりません。大雨のたびに道路冠水が発生するなど、また路面に凹凸があるために、降雨のたびに水がたまりやすく、交通に支障を来しております。一昨日の大雨でもかなりの車が通れないぐらいの状況であります。この行政の対応の遅さに、住民のいら立ちもかなり強いものがあります。早期整備に向けた取組はどのようになっているのか。

◎建設部長（川平陽一君）

豊原1号線の冠水対策については、排水路の設置や浸透ますの引込みなど対策を行ってきましたが、道路の冠水箇所が低地になっており、我如古三雄議員ご指摘のとおり、改善がされていない現状でございます。今後補助事業を活用し、抜本的な対策を実施したいと考えております。また、新里17号線の対策につきましては、冠水対策を行いました。改善がまだされていないため、再度対策を検討してまいります。

◎我如古三雄君

それからすると、両路線とも整備はいつ頃というふうに見込まれますか。

◎建設部長（川平陽一君）

整備の時期につきましては、今後補助事業の活用に向けて冠水の原因を調査する必要がありますので、その調査をした後、概略設計を実施し、県へ新規採択に向けて今後取り組みます。これまでも対策はしておりますが、道路の浸透池の整備拡張工事も予定しておりましたが、地権者との交渉が難航しておりますので、これも引き続き対策を検討していきます。

◎我如古三雄君

早めの整備をお願いしたいと思います。

次に、教育振興についてであります。スクールロイヤー制度導入について伺います。学校現場においては、いじめ、不登校、体罰、教職員と保護者のトラブルなど、様々な問題、課題解決に向けて対応するために、スクールロイヤー制度、いわゆる学校弁護士を導入し、学校教育を楽しく学ぶ、働くの充実を図る取組が求められますが、導入の展望について当局の見解を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校現場の様々な問題に適切に対応するためには、法的専門知識を有する弁護士による支援は必要であると認識しております。現在本市では、市の顧問弁護士に相談できる体制となっておりますけれども、今後は学校問題に精通した弁護士の配置等が求められてくることも想定されます。教育委員会といたしましては、学校現場のニーズ調査の実施や、県内で導入している市もございますが、それらの自治体の取組等を参考にしながら、導入も含めた、児童生徒、教職員が安心して学校生活を送れる環境づくりに努めてまいります。

◎我如古三雄君

他の自治体の導入状況について、県内11市の取組状況はどのようになっているのか。

◎教育部長（砂川 勤君）

県内11市の導入状況でございます。昨年9月現在でお答えいたします。導入済みが那覇市、浦添市、豊見城市、石垣市、次年度導入予定が宜野湾市、糸満市、南城市、本市を含め4市は未定となっております。取組状況につきましては、要綱等は確認しておりますけど、実際弁護士に相談があったという、それは確認できておりません。

◎我如古三雄君

11市のうち、既に4市が導入済みで、新たに新年度で3市が導入予定、残り4市が未定の状況ということですが、多くの自治体が導入することになります。導入に向けての課題はどのような点があるのか。

◎教育部長（砂川 勤君）

課題といたしまして、弁護士の人材確保、沖縄弁護士会を通じて協力をいただくということになるかと思います。そのときの報酬等に関する財源確保、あとは雇用形態、学校現場との連携体制などが考えられるところでございます。

◎我如古三雄君

次に、学校体育館照明のLED化の取組についてであります。取組、今後の計画について伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

LED化単独での整備計画は現在ございません。宮古島市学校施設長寿命化計画を基に、体育館予防改修事業に合わせて進めていく予定でございます。予防改修内容といたしましては、屋根、壁、床の改修に合わせて照明のLED化も実施してまいります。

◎我如古三雄君

次に、学校体育館へのエアコン設置についてであります。先般文部科学省において、学校体育館の空調設備に対し、新設の際の補助率を手厚くするとの方針が示されました。学校体育館においては、授業のみならず、部活動や地域における利用なども想定されることを勘案すると、児童生徒をはじめ利用者にとっ

て快適な環境づくりが必要と考えます。国庫補助率の引上げを好機と捉えて、エアコン設置を計画的に進めるべきと考えますが、見解を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

現在学校施設の体育館における空調整備計画はございません。我如古三雄議員ご質問の国庫補助、空調設備整備臨時特例交付金については、文部科学省からの通知により把握してございます。当該交付金の活用に当たっては、空調整備対象校の選定、災害避難時を想定していることから、停電時の動力をいかに確保するか、設置後の空調使用方針、維持管理の費用について検討すべき課題が多くあり、また学校施設の改修計画との兼ね合いもあることから、まずは他市町村の先進事例を参考に教育委員会として課題の整理を行うことが必要であると考えております。今後防災あるいは予算担当部とも調整しながら検討してまいりたいと思います。

◎我如古三雄君

通告しました全般について、時間が厳しくなつてまいりました。質問できない件については次回にしたいと思っております。

最後になりましたが、今年度で退職されます下里盛雄産業振興局長をはじめ合計24名の皆様方には、長年にわたり市民の公僕として本市発展に日夜尽力していただきましたことに心から敬意と感謝を申し上げます。本当にお疲れさまでした。どうか迎える第二の人生を謳歌していただきたいと思います。

今後とも本市発展にご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、我如古三雄の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで我如古三雄君の質問は終了しました。

◎西里芳明君

令和7年3月定例会につき、通告に従いまして一般質問を行ってまいりたいと思います。

まずは、施政方針について。「一人ひとりが支え合う幸せと潤いのある島づくり」の項目について、高齢者福祉の増進と社会参加の交流を広げるとともに、経済的負担を軽減するため、補聴器購入費用の一部を助成するとありますが、これまでの実績、何年間施行して、何件の補助申請があったのか、教えてください。

◎福祉部長（守武 大君）

高齢者支援課で行っている宮古島市加齢性難聴者補聴器購入費助成事業について説明いたします。

この事業は、加齢による聴力低下のため補聴器の使用が必要と認められる高齢者に対し、補聴器の購入に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減するとともに、高齢者の福祉の増進を図ることを目的に昨年10月より開始している事業となります。1人当たり2万5,000円を上限額として、3月10日現在、6件の申請及び交付決定の実績となっております。

◎西里芳明君

この補聴器の補助、昨年10月から一人頭2万5,000円ということなんですけど、あまりにも少ない6件という件数を見てびっくりしているんですけど、施政方針には、両耳に補助をするんだと、検討していくんだというふうなことが書かれていたんです。それにしてもあまりにも少ないから、補助率が小さいのか、

それとも補聴器は要らないという人が多いのか。耳の悪い方はいっぱいいると思うんです。その辺も含めて答えてください。

◎福祉部長（守武 大君）

昨年の10月に始まった事業でありますので、まだ周知がされていないということはあると思います。ただ、施政方針のほうにも示しておりますように、障がい福祉課のほうの補聴器助成については、今原則片耳だけなんですけど、これを両耳のほうに拡充するというのを今検討して、新年度から対応できるように検討している最中でありまして、両耳必要な方となると、どうしても身体障害者手帳の対象になる可能性もかなり高いですので、障がい福祉課のほうに相談に来ていただいて、まだ細かいことまでは決まっていますが、両耳で助成ができるように対応したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

◎西里芳明君

両耳補助となった場合、2万5,000円が普通に倍額して5万円の補助となる可能性はありますか。

◎福祉部長（守武 大君）

現在予定しておりますのは、聴覚障害の方に対する補助金の両耳の助成という形になります。聴覚障害にもいろいろレベルがありまして、そのレベルによって対象の補聴器の上限額というのが決まっておりますので、例えば高度難聴者の上限額につきましてはポケット型で4万4,000円になっておりますので、両耳となった場合、その増額の助成については市が単費で負担していくという形になると思います。

◎西里芳明君

この補聴器、ピンからキリまでありますよね。高いので50万円台というのもあって、老人の皆さん方にとっても買えるような金額ではないというのも分かるよね。10万円とか、そういったものは性能が悪いのだと。できれば、補助を出すわけだから、1割程度は出してほしいなという思いがありますので、どうぞ努力をしてやっていってください。

次に参ります。人口減少の抑制や出生率の向上を図るとともに、新婚世帯を対象とした家賃等支援を拡充するとありますが、拡充率は何%になるか教えてください。

◎市長（嘉数 登君）

令和4年度から実施している結婚新生活支援事業は、令和7年度より名称をミャーク新婚ライフサポート事業に改め、継続して実施する予定としております。拡充内容につきましては、夫婦ともに29歳以下の世帯の補助上限額を60万円から80万円に、30歳以上39歳未満の世帯の補助上限額を30万円から50万円に引き上げます。この拡充により、さらなる制度の利用促進を図り、利用者の満足度向上や将来的な若者定住、さらには生活の向上、出生率向上への寄与につながっていければというふうに考えております。同事業の対象者としまして、婚姻時期や婚姻時の年齢、所得要件を満たしていること、また補助の対象として、対象期間内の家賃、引っ越し費用、リフォーム費用、住宅取得費用等が対象となっております。

◎西里芳明君

この29歳以下が60万円から80万円、39歳以下が30万円から50万円、とてもありがたい制度だと思いますけど、新婚生活を始めました。どこか片方に入ってしまうわけです、新しく借りるのではなくて。旦那さんがいた家に入るのか、奥さんがいた家に入るのか、そういったことで申請しに行って、これはもう借りているから該当しないんだということを言われたという方がいて、そんなことあり得るのかと。新婚生活

ですから、どこに入居しようが、そういったことはやってしかるべきだと思うんですが、どうでしょうか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

今のご質問の趣旨は、両方とも29歳以下の夫婦、両方とも30歳以上39歳未満の世帯が補助対象となりますので、どこに住んでいるかではなく、先ほども市長が答弁したとおり、引っ越し費用、リフォーム費用、それから家賃、住居取得の費用等が対象となっておりますので、そういう対象外ということは聞いたことがございません。

◎西里芳明君

対象外にはならないというんですけど、実際申請しに行って断られている方がいるんです。来庁していただいて、私の知っている方ですが、申請しに行ったんだけど、できないと言われたと。では、ぜひともよろしくお願いします。

次に、「島の特色を活かした産業と多彩な交流・活力にあふれる島づくり」の中の有機質肥料を活用した地力増進や環境に配慮した農業を推進するため、サトウキビや園芸作物に対する有機質肥料の購入に対し、現行の30%の支援から40%へ支援を拡充するとあるのですが、これは有機質肥料というよりも、可能なかをお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

有機質肥料の活用推進については、国のみどりの食料システム戦略にて化学肥料使用量の30%低減を目指す姿が掲げられております。本市は、生活及び産業の基盤となる水が地下水により支えられていることから、令和7年度において有機質肥料の購入支援に係る補助率を30%から40%に拡充し、多くの生産農家に有機質肥料の活用を促し、地力増進や環境に配慮した農業を推進したいと考えております。予算については、令和7年度で総額約4,258万円を当初予算に計上して実施してまいりたいと考えております。

◎西里芳明君

地下水を守る観点からということとはよく分かるんです。しかし、有機質肥料にだけ補助をしていたら、除草剤など、今回の補助はセンコル水和剤しか除草剤は入っていませんよね。これ24-Dアミン塩なんかも相当高い。地下水に配慮しながらも、除草剤がないとなかなかサトウキビは成功しないんです。草を取り除かないと、サトウキビに幾ら肥料をあげても、草が肥料を食ってどんどん繁茂していくわけですから、市としてはぜひとも除草剤に対する補助もしていただきたい。その辺はどうお考えか、よろしくお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島市を含め、沖縄県は亜熱帯性気候の島でございますので、雑草の伸びるスピードが全然違うということも把握しております。しかしながら、国のほうでも2050年までに農薬を低減していくという方針が示されておりますし、宮古島市のほうでも少しずつでも農薬を低減していくということで、従来の30%の補助から25%と、5%引き下げましたが、農薬の補助は実施していく予定でございます。その代わり有機質肥料の補助を引き上げて地力増進を図っていききたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

地下水、命の水を守るということで、それは大変なことだと思う。それはもちろんやっていかないといけない。しかし、農家の皆さんが、レート剤は駄目だよとか、除草剤もそんなのじゃ駄目よとか言われた

ら、手でむしって間に合うと思いますか。大変だよ。100メートル圃場整備して、100メートルの畝を1往復するだけでも午前中ないですから、そうやっているうちに最後まで引いていくと、最初引いたところがまた繁茂していると。そういう状況ですから、農業をやっている皆さんに聞けばすぐ分かると思います。草との戦いだと、農業は。虫もそうです。そういうことを農家の立場になって考えてやっていかないといけないと思うから、ぜひともこれについても取り組んでいっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、サトウキビの安定生産を図るため、生育を阻害するアオドウガネの防除対策として、成虫が出現する時期に誘殺灯を設置し、大量誘殺による防除を行うと言っておりますが、宮古島市全域においてこの誘殺灯が何基設置されているのか、またこれから増設するのかをお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

サトウキビの生育を阻害するアオドウガネの防除対策として、成虫が出現する5月から7月に誘殺灯1,800基を設置し、対応誘殺による防除を行っております。誘殺灯の設置台数については、平成30年に策定した宮古島市誘殺灯機能アップ計画に基づいております。同計画ではこれまでの設置台数によるアオドウガネの捕獲データを踏まえながら、十分な捕獲が可能となる1,800基を設置することとしております。誘殺灯の設置により、アオドウガネの交尾、産卵前の成虫を大量誘殺することで畑の産卵を防ぎ、株元の幼虫密度を下げる効果があり、サトウキビ生産農家の安定生産につながっているものと考えております。毎年度基盤やスイッチの取替え等の修繕が生じておりますが、同計画に掲げます1,800基をしっかりと稼働できるよう今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

1,800基、宮古全域ですね。それ以上の増設はないと。1,800基で足りているよというお話でしょうか。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

誘殺灯を1,800基設置いたしまして、毎年度の推移でございますが、やはり年によって推移が違ってまいります。現在のところ1,800基で、令和6年度の実績で1,322万匹の捕獲となっております。令和5年度よりも約18万匹の捕獲増となっておりますので、1,800基で今満たしているものというふうに考えております。

◎西里芳明君

1,800基で十分だと。稼働しているというふうな話ですが、やはりもっともっと取り組んで、アオドウガネを減らしていくよう努力をしていっていただきたいと思います。

次に、「安全・安心で快適な暮らしが持続する島づくり」について。宮古島市斎苑の火葬炉について、各炉の年間処理件数を抑えることで長寿命化を図るとともに、修繕で減炉した際にも火葬待ちが起きないように、1炉増設し、3炉体制とするとありますが、市の斎苑の年間の火葬件数は何件であるのか、また火葬待ちは年間どれぐらいなのか、教えてください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

市斎苑における12歳以上の年間火葬件数は、令和5年度で744件でございました。令和6年度3月13日時点では757件となります。なお、1か月の最大件数は96件となっております。その上で、市内葬儀社にお

ける待機日数が、最大日数が4日、年間5件程度の状況にあると報告を受けております。市斎苑の火葬件数は、月当たりおおむね120件が可能となっておりますが、一時的に亡くなる方が集中する場合や遺族の要望で火葬日を限定するなどの要因で火葬待機があることも確認をしております。ただし、あくまでも一時的な現象であり、慢性的に火葬待ちの状態が起きている状況にはないと考えております。

◎西里芳明君

年間に5件しか火葬待ちがないと。最大で4日間というんですけど、経済的負担もかかってくるわけよね、火葬待機の場合になると。私が一番びっくりしたのは、令和5年744件、令和6年757件、これだけの方が亡くなっているということなんです。そういったことから、年々増えるであろうから、3基に増築する。故障した場合にも対応できるようにやっていくんですよということだろうと思うんですが、新しく葬斎場を建設した際に3基体制で始めておけば、そういうことはなかったと思うんです。ぜひとも考えてやっていってもらわないと困ると思う。火葬待機をするときに、家で置く方はそうでもないんですけど、葬祭場でお通夜をしたり何をしたりして3日も4日もかかる。遺族の方も相当体に負担が来るし、金銭的にもかかってくるわけですから、やはりどうしても増やしてやっていていただきたいと思いますので、環境衛生局長、頑張ってください。

次に参ります。増加する空き家の利活用に向け、実態調査の結果を基に継続した意向調査を行い、課題となっている仏壇問題など解決に向け、取り組みますとしていますが、どのような取組をするのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

空き家の利活用に向けた取組については、令和6年度に実施しております空き家等実態調査の結果を基に、次年度、空き家リユースサポート事業といたしまして、所有者への継続した意向調査を行い、利活用に向けた取組を進めてまいります。

◎西里芳明君

私は、空き家を修繕してリフォームして、人に貸すのか売なのかの検討だと思うわけよ。仏壇問題が一番解決しないとならん問題だね。市街地に住んでいるとか、那覇に住んでいる、東京に住んでいる方々が仏壇を持っていないことから、こういうことになっているわけ。跡継ぎ、要するに家督を継いだ方がそうやって実家に置いておけば安心安全だと、自分もいずれ宮古に帰ってこようと思っているかもしれない。そういった仏壇の後片づけみたいなこと、それをどういった検討するかと聞いているわけであって、その辺を答えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

現在空き家等実態調査を行っておりまして、その結果としまして、全体の空き家として813件が現在のところ報告されております。その中で、西里芳明議員からご指摘の仏壇問題の解消についてですが、課題となる仏壇問題については、意向調査の中で、対象物件の抽出、管理者の有無や相続問題など、各課題に対し対応を構築し、課題解決に向けて今後取り組んでまいります。

◎西里芳明君

今現在813件の空き家があるということですよ。全部が全部そういうふうになるとは思わないんですけど、市の職員が対象として、その方々と面談をしてやっていくまでに相当の期間がかかると思うんです。

その辺を何とか乗り越えていかないと、この仏壇問題は解決しません。仏壇を持っていきましょう、リフォーム費用を助成してくださいと。助成しましたら改築しますよと。そういうふうな流れで持っていかなないと、1か所にどこか施設を造って仏壇を集合しましょうよと言ったって、自分の父母の命日にそんなところへ行ったら手を合わせて、坊主を頼んで焼香やると思いませんか。そんなことやっていたらちが明かんから、やはり家督を継いだ方と綿密に話をしながら進めていかなきゃいけないと思うんですが、どうでしょうか。

◎市長（嘉数 登君）

空き家の活用ですけれども、宮古島市における住居不足ということの解決の一助になるというふうに考えておりまして、先ほど建設部長のほうから813戸の空き家があるということがございました。この813戸全てがリフォームして活用できるかという、そうではないと思いますけれども、かなり相当数の既存ストックがあるということは間違いございません。ただ、この既存ストックを活用する上で、やはり仏壇の問題ですとか、貸手と借手、誰がマッチングするかという問題、そういった問題が出てまいります。そのマッチングの部分は、スピード感という点においては、やはり民間のほうが優れているというふうに思っておりますので、この空き家の活用に当たっては、仏壇の問題については行政を主体として解決していかないといけない。マッチングについては、民間企業、団体でも結構です。そういった団体を活用できないかということで、スピード感を持って解決できるように進めていきたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

空き家対策については、やはり地域の発展にも関わってくる。均衡ある市の発展ということを皆さんうたい文句にしてやるんだけど、田舎に人がいなくなる、空き家が出る、空き家が出たらまた過疎になる、それが連鎖的になっているわけ。だから、ぜひとも市長がおっしゃるとおりスピーディーに対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、市長の政治姿勢についてでございます。副市長事案についてですけど、今年3月定例会に議案を提出すると思っていたのですが、提出されていないのはなぜでしょうかということなんですけど、宮古テレビやら各新聞社は名前まで挙げて、3月定例会で追加議案で出しますよみたいな話をしていたんですけど、これどうなりましたか、市長。

◎市長（嘉数 登君）

ご懸念の副市長人事でございますけれども、現在手続を進めておりまして、調整がつき次第、今定例会で追加提案という形でご議論をお願いしたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

教育長もそうですね。今定例会に追加議案として提出されますか。

◎市長（嘉数 登君）

教育長につきましても、副市長と同様に今定例会に追加提案させていただきまして、ご議論いただきたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

いい人事をしていただければなと思っております。新聞を見ても、一日一日の日程がずらっと新聞に載っている。本当に1人で忙しいだろうなと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。

次に、地域行政について。城辺トレーニングセンター解体時期については、これで4度目です。3年間使っていませんと去年は言っていて、もう今年で4年間になるんです。この城辺地域のトレーニングセンター解体、早期実現に向けて検討して対応してまいりたいと、この議会で明確な答えを出してもらえませんか、生涯学習部長。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

城辺トレーニングセンターについては、現在財産処分に向けて県との調整を進めており、県から指示された資料や情報の収集、取りまとめを行っているところです。令和7年度中には、財産処分手続を完了させ、速やかに解体に着手したいと思います。

◎西里芳明君

県と情報を収集してやりたいというんだけど、これ明確な答えというのは出ないよね。もう4年もスポーツ施設というのが城辺にないわけ。健康増進のためと言って造ったトレーニングセンターです。他の地域にはみんな体育館あるのに、何で城辺だけ4年も放置して、これから県と情報を収集しながらやっていると。もう明らかに城辺は捨てられているみたいなことになるんです。陸上競技場を見てごらん。除草剤かけたりして頑張るんだけど、2か月後にはまた同じように生えている。各地域を親身になってやってほしいと思うので、もう一度答弁をよろしくお願いします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

先ほどの繰り返しになりますが、現在県から指示された資料や情報の収集、取りまとめを行っているところですので、令和7年度中には財産処分の手続を完了させ、解体に着手したいと思います。

◎西里芳明君

令和7年度には財産処分を行うということによろしいですか。市長、これ令和7年度に財産処分して、令和8年度には造ってもらいましょう。ぜひよろしくお願いします。

◎市長（嘉数 登君）

現在ちょっと時間はかかっておりますけど、教育委員会で進めております作業、財産処分のことですが、不要になったから市で勝手に処分していいということではなくて、補助金の返還とか、そういったことが生じないようにという形で県の教育庁のほうと十分に調整をさせていただいて、確認をして進めてきているというふうに思っております。令和7年度中に解体という計画もございますので、その後は、この地域はトレーニングセンターだけではなくて、いろんな用途が考えられると思っております。この間の議会でも、西里芳明議員の質問に対して私としても住環境の整備という観点からもしっかり考えていきたいということを答弁させていただいておりますので、その辺も含めて検討していきたいというふうに思っております。いずれにしても、西里芳明議員がご指摘の点は、当該地域の住環境の整備を総合的、一体的に、かつスピード感を持って取り組むべきというふうに思っておりますので、各部各課をしっかり取りまとめて進めていきたいというふうに考えております。

◎西里芳明君

できるだけ早めに解決してほしいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

2番目に、城辺学校給食共同調理場について、築四十数年がたっていると思いますが、老朽化が進み、解体時期に来ていると思いますが、どうお考えでしょうか。私の質問は、もうみんな解体になってしまっ

ているんだけど、城辺地域の古ぼけた建物はみんな取り潰していただきたいなという思いがしますので、よろしくお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

城辺学校給食共同調理場は、昭和58年3月に竣工しまして、築42年が経過しております。建物や厨房機器、調理器具をはじめとする設備は必要に応じて修繕更新し、衛生的に調理を行っているものの、建物の老朽化が進んでおり、施設更新の必要性が高まっております。今後、本市の学校給食の現状、提供の在り方について、基本的な考え方、前提条件等の整理を含め、整備に向け、取り組んでまいります。

◎西里芳明君

この学校給食共同調理場というのは、取り壊してから造るんじゃなくて、造ってから取り壊さないと駄目だね。施設がないと学校給食できないわけだから。検討して建て替え工事を進めてまいりたいというんですけど、何でもかんでも城辺地域は古いものばかりで、城東中学校が合併してできたんだけど、プール建設もできないと。旧城辺中学校のプール解体はやりました、なぜ城東中学校にプールができないのかということなんかも踏まえて、47年がたっているというのに、その対策をこれまでやってこなかったというのは、私はいかがなものかと思います。今年の何月からでも始めますよとかという答えをもらいたいんだけど、どうなのでしょう。

◎教育部長（砂川 勤君）

城辺学校給食共同調理場につきましては、平成30年度に建物耐力度調査を実施しております。4,500点以上という基準があるんですけども、結果としまして6,500点程度だったと思いますので、基準を満たしているという結果になっております。あわせて、令和2年度におきましては調理場の統廃合に関する基本計画内部検討委員会も開かれております。それについては、各調理場の現状と課題を整理する必要があるということでありましたので、今後もその内部検討委員会を含め、速やかに整備に向けて取り組んでいきたいと思っております。

◎西里芳明君

よろしくお願いします。

次に、城辺福里第二市営住宅について、福里第二市営住宅1号棟、2号棟に関しても老朽化が進んで、当局の答弁は、建物の長寿命化対策をしていきたいと考えていると答えているのですが、この1号棟、2号棟も老朽化が進んで、入居する人がいないぐらい、本当に。2号棟に関しては、側面が崖になっているわけです。その側面を取り除かないことには、3号棟も一緒ですけど、この崖ののり面のすぐ横に建物があるものだから、じめじめ、じめじめして、クリーニングをお願いしてもカビが生えてきて、あした、あさってつけようかなと思ったらカビが生えているんだと。そこを何とかしてほしいということで、もうそんな状況ではどうしようもないから、住む人がいない。だから、建設部長、予算決算委員会で福里第二市営住宅の1号棟、2号棟は今年度建て替えますよみたいな話をしていたんだけど、その辺をお答え願えません。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市公営住宅等長寿命化計画では、建て替え基準として、新耐震設計基準により、昭和56年以前に建設された市営住宅と、躯体への塩分混入の可能性のある昭和58年以前の市営住宅として設定されてお

ます。城辺福里第二市営住宅の1号棟に関しましては、昭和59年に建設され、2号棟は昭和60年に建設されていることから、優先的な改善に位置づけております。令和7年度で城辺福里第二市営住宅の修繕事業に着手してまいります。

◎西里芳明君

建設部長、現場に行ったことがありますか。城辺福里第二市営住宅の1号棟、見る影もないです。昭和60年に造ったから、昭和59年に造ったからといって、そのまま放置しても入居する人がいない。人が住んでいないでしょう、あそこ。住んでいないよね。いても1人ぐらいか。そういうことを踏まえて、修繕事業をするからとか、長寿命化をするために頑張りますとか言われても、家があつてないようなものです。これではたまったものじゃないと。市長、この地域行政については、城辺トレーニングセンターから城辺学校給食共同調理場、市営住宅、それは一帯の地域にあるんです。そこを拠点としたにぎわいのまちづくりを城辺地域の拠点としてやってもらえないだろうか、市長、お答え願えませんか。

◎市長（嘉数 登君）

城辺トレーニングセンター、学校給食共同調理場、それから福里第二市営住宅等が存する地区ですけれども、城辺庁舎や城辺世代間交流複合施設、旧城辺町役場跡地を含めまして、宮古島市都市計画マスタープランにおいて地域拠点エリアと位置づけ、集落の中心地として、コミュニティ機能の充実等により、安心して暮らせる環境整備を促進していくこととしております。市としましては、公民館や児童館など現在活用されている施設はもとより、公共施設の跡地や未利用施設についても地域の振興には有効かつ必要な資源であると考えております。

そのことから、これらの施設等を有効活用が可能な既存ストックとして捉え、現在進めております地域にぎわい創出事業における住民主体の取組を行う場としての活用を進めるとともに、トレーニングセンターや学校給食共同調理場等の老朽化した施設についても、解体や移転があつた際の跡地について、地域の活性化につながる利活用を民間活力等の導入も含めて検討してまいります。あわせて、市営住宅についてですけれども、活用できる施設については、長寿命化等を進めながら、地域の定住環境の整備確保に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

先ほども答弁させていただきましたけれども、いずれにいたしましても西里芳明議員ご指摘の点は、当該地域の住環境整備を総合的、一体的に進めてはどうか、かつスピード感を持って取り組むべきではないかということだと思っておりますので、抱えております課題を整理しまして、一日も早くそういった住環境の整備に取り組むように頑張ってまいります。

◎西里芳明君

さっきもおっしゃったんですけど、空き家対策とかトレーニングセンター、福里第二市営住宅、学校給食共同調理場、いろんなところがあつて、城辺地域は限界集落が24集落のうち10集落ぐらい。もう恐ろしい。空き家だらけなんです。七又なんてもう50人切っているんじゃない、部落の人間。福里や福北、新城、保良なんかもそうなんですけど、ほとんど空き家だらけ。ぜひとも民間企業も導入しながら、協力しながら、城辺地域の活性化に向けてぜひとも取り組んでいただきたい。頑張ってください。よろしくお願いします。

次に、道路行政について、国道、県道、市道の維持管理について、街路樹等の車道側部分の枝打ちを年

1 回定期的にすることができないかということをお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市の市道については、街路樹のある主要道路については年 1 回定期的に剪定をしております。その他の路線については、通行に支障がある場所、または要望等がある場所については順次剪定作業を行っております。

◎西里芳明君

市道についてだけではなくて、国道、県道も。一周道路、城辺線、上野線、下地線、伊良部線、これ大型車両が交互通行できない状態になっている。要するに白線内までみんな街路樹がはみ出している。道路の下草刈りじゃないんだよ。下草刈りは年 3 回ぐらいやっているんじゃない。トライアスロン前とか正月前とかやっているんだけど、結局観光立市である我が宮古島市は、観光バスが道路の真ん中、白線をはみ出て運転している。そこにレンタカーが来て急ブレーキを踏む。大型のサトウキビ運搬車両が通るときも一方は止まっている。サイドミラーを破損したり、そのまま通行すると物損事故につながる。こういったものをやはり年 1 回定期的にやって、事故が起きないように、白線をはみ出さないように、これ定期的に何月何日からやりますよということをやれば何とか対応できると思うわけ。県の土木事務所にも確認してください。そうしないと、いつまでもこんな状態で、もう観光バスの運転手は泣いている。恐ろしいから、こんな道路運転できない。何とかしてください。お答えください。

◎建設部長（川平陽一君）

県道と国道を管理している県に確認しました。管理者からの回答は、通行上危険がある箇所を中心に剪定作業を行っており、今年度は平良新里線、市場通り、国道390号線、長山港佐良浜港線、その他 4 路線について剪定作業を実施したところです。街路樹の剪定につきましては、優先度、予算の状況を踏まえ、作業を計画してまいりますという回答を得ております。

◎西里芳明君

建設部長、上野線は狭いと。城辺線より相当狭いよね。だから、あの辺も怖い。伊良部線は、特に歩道もなければ、街路樹がなくても、繁茂した木が車にぶつかったり、乗用車などもその草や木にぶつかって破損したり、そういうことがないように、きれいな宮古島ですねと観光客からも言われるように、市民の安心安全をぜひともよろしくお願いしたいと思います。頑張ってください。

これで私の一般質問を終わりますが……

◎議長（平良敏夫君）

西里芳明議員、ちょっと待ってもらえますか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

先ほど私のほうで答弁しましたミャーク新婚ライフサポート事業についてなんですけれども、肝心なことを申し上げておりませんでした。結婚時期の年齢の制限はお話しさせていただいたんですけれども、所得制限があるということを申し上げ忘れておりました。500万円以下ということでございますので、それに対象外になったかもしれないということでございます。

◎西里芳明君

これで私の一般質問を終わりますが、我如古三雄議員の力を借りて、24人の方が退職されるとは知り

ませんでしたので、皆さん、ぜひとも体に気をつけて、退職なさってからも市のために一生懸命頑張っていてほしいなと思いますので、よろしくお願いします。お疲れさまでした。ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

これで西里芳明君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前11時54分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎仲間誉人君

当局の皆さん、こんにちは。本日初日3番目、議員番号3番、仲間誉人でございます。通告に従いまして、質問を始めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず初めに、施政方針について、子育て世代の住居不足について、①、市有地を活用したサウンディング型市場調査の内容を伺います。

◎市長（嘉数 登君）

本市では、昨年の8月から10月にかけて旧町村部において地域懇談会を開催しております。その中で、各地域の要望といたしまして、旧町村部における若者の定住促進が多く挙げられておりました。その要望を受けまして、現在本市では、旧町村部の市有地を有効活用し、賃貸集合住宅等を整備し、子育て世帯等に比較的安価で提供することを検討しております。その取組の一環としまして、事業を実施するための初期段階で、民間事業者との対話を通じて、民間のノウハウや資源、活力を最大限に取り入れて運用するため、サウンディング型市場調査、官民協働に関する民間提案の情報収集調査を実施しております。

この調査の目的は、効果的な施策の提案、利用可能な補助事業の活用、子育て世帯向け住居条件の整備について実現可能性を探るところにございます。具体的には、昨年12月より市のホームページで要項を公表し、提案募集を実施しております。この調査は今月末までの実施予定で、5月頃に結果を取りまとめ、その概要を公表することとしております。調査を実施し、検討結果を事業化することにより、子育て世代の住居問題の課題解決の一端を担い、より多くの若者が安心して暮らせる環境づくりを目指してまいりたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

地域懇談会からの提案、そして民間企業の提案を図りながら補助金の活用等も含めて検討していくということでもありますけれども、資料のほうを見たんですけれども、上野地区で1か所、そして伊良部地区2か所、城辺1か所、計4か所ということではありますけれども、この調査を行うに当たって、まず該地域、自治会等に対して事前に説明の場所を設けたのか、説明を行ったのかという点をお聞かせください。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

このサウンディング型市場調査に関して地域住民への説明をということですが、市としては、あ

くまでも一つの可能性として、若者定住住宅の候補地として調査を進めている段階でございます。これは、市有地の有効利用の一環であり、若者や子育て世代が安心して定住できるための住宅の提供を見据えたものでございます。当然このような施設利用については、地域住民の皆様との十分な意見交換が不可欠と考えております。民間からの具体的な提案があった場合、そのメリットやデメリットについてももしっかり情報を共有し、周辺地域住民の皆様との対話を通じて、共に跡地の最適な利用方法を描いていきたいと考えております。こうした取組を通じて、住民の皆様の生活の質の向上に貢献できるよう努力してまいります。

◎仲間誉人君

事前に地域に説明するというのは、やはり配慮があつてしかるべきであると私は考えております。事前に何をいつどこでどのように進めるのか、そういうのが分からない状態で新聞報道等が先行してしまう、そうすると地域は不安になってしまいます。そして、不信感が生まれてくると私は考えております。なので、しっかりと説明はされたほうがいいと私は思っております。

その上でそして、伊良部字長浜の196番地については、旧伊良部町の役場、そして市町村合併後は伊良部支所でありました。庁舎解体後、2022年7月26日に伊良部地区の区長会から、有効活用、公園等の整備、地域住民が集える場所として整備を求める内容で要請が出されております。今回のサウンディング調査の内容にその点の考慮は入っているのか、お伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

伊良部自治会会長会等からの旧伊良部庁舎跡地の有効活用に関する要請書は、令和4年7月26日、仲間誉人議員おっしゃるとおり、秘書広報課へ提出され、財政課にて受領を行っております。要請内容としまして、市民の憩いの場、集いの場、心のよりどころとしての公園整備の要請となっております。現在市の喫緊の課題であります住居不足等の解消を目的としまして、民間事業者から広く意見や提案を求め、対話を通じて市場性を検討するサウンディング、また市場調査を進めているところでございます。4月から新設されます行政経営課では、トータル的な施設の維持管理コストの改善に加え、利用者の利便性の向上についても検討していくことから、公園整備の必要性も含め検討していきたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

地域のサウンディング調査を行うに当たっては、地域がうまくいくのかいかないのか、そしてにぎわいを創出すると、子育て世代の住居問題の解消に向けていくわけでありますので、地域自治会ともしっかりと協議しながら、意見を取り入れながら、民間企業、そして何よりもその事業を行うに当たって地域をもっと大事にしていきたいというふうに私は考えておりますので、ぜひとも地域のためになる事業であることに期待をしたいと思っております。

次の質問に移ります。次に、施政方針の2番目、カキ養殖についてでございます。養殖事業の実現可能性調査について伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

カキ養殖の実現可能性調査についてお答えいたします。本市における養殖業は、海洋資源が減少する中においては、今後の水産業の振興発展に必要不可欠と考えております。養殖業への支援についても、その必要性を認識しているところでございます。本市でモズク養殖に取り組む若い漁業者からの要請があり、カキ等の新たな養殖事業の実現可能性調査を実施したいと考えております。令和7年度では、漁業者や関

係機関との協議を行うほか、民間の専門事業者からアドバイスを受けながら、周辺海域での育成環境に係る海洋や気候といったデータ収集を行い、どの海域でのカキ養殖が可能性があるかということの調査を行う予定にしております。予算については、補正対応をしていきたいというふうに考えております。

◎仲間営人君

若い漁業者から要請等があった経緯があり、この事業調査をするということでもあります。その調査を行うに当たって、宮古地域においてはモズクやシャコ貝、クルマエビなど、周辺海域に漁業権が設定されていると思いますが、カキ養殖における漁業権はどのようなになっているのか伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

カキ養殖についても、特区、第1種区画漁業の漁業権が必要になると。漁業権の期間は、5年の期間ということになります。取得まである程度の申請と期間を要するというので、最短でも令和8年9月頃、取得の見込みとなっております。

◎仲間営人君

漁業権の取得まで申請等を含め5年、そして令和8年になるという答弁でありますけど、5年かかるとなると、結構期間も空きますし、今取り組みたいという思いが衰退して冷めてしまうのではないかという懸念もあるんですが、5年かかる中で、市としてどういった取組、そして支援ができるのか伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

先ほど漁業権の取得について申し上げましたけれども、5年かかるのではなくて、この漁業権は5年の期間です。認可期間です。漁業権は5年有効ですということで、その漁業権の取得について取り組んでいきたいということでございます。漁業権の取得にもある程度時間を要するんですけども、それとあわせて令和7年度は、宮古島のどの海域がカキ養殖に適しているのかというような調査を行っていききたいと思います。あわせて、海業センターのほうで試験的にカキを導入いたしまして、バケット式という方式で取り組んでいきたいというふうに、試験を実施していきたいというふうに考えているところです。

◎仲間営人君

カキ養殖については、2024年10月に市議会の経済工務委員会のほうで広島県の広島市水産振興センターを視察してきました。そして、その際に説明等、お話を聞く中で感じたのが、水産振興センターの役割が重要であるというふうに感じました。カキを育てていく過程の中で、6月から9月のホタテガイの殻にカキの幼生を付着させる採苗の時期が重要であり、繁忙期となるため、養殖に関する指導や漁場の環境調査のほか、この時期においては海況調査を毎日行っていると。そして、カキの養殖業者に、朝9時でしたか、メールで提供、そして情報の発信を行っているというお話をされておりました。なので、養殖に関する指導、そして漁場の環境調査、海況調査を行う中においては、水温、そして塩分濃度、透明度やプランクトンの数値、やはり専門の調査機器や漁具等が必要になってくるというふうに思っております。今回の市で行う調査の中で、海域、そして海況調査の費用負担等はどのようなになっているか、お聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、この海域調査に関する費用負担ですけど、まだ見積り徴取に至っておりませんので、正式な金額は分かりかねるところでございます。ただ、北中城村に今年（_____部分は168頁に発言訂正あり）視察に行っていました。そこでスマート牡蠣養殖実証事業というのを村が支援してやっております、生育記

録データの管理を行う管理養殖の実現とか、そういったものを行っておりますので、これを宮古島でもやっていきたいと。そういう記録、正式なデータに基づいた漁業を振興していきたいというふうに考えているところです。

(何事か声あり)

◎農林水産部長（石川博幸君）

訂正します。北中城村について、昨年と申しましたが、今年1月です。

◎仲間誉人君

これからの可能性調査に期待するところではありますけれども、具体的なスケジュール、取組、展開等はどのように考えているのか、具体的なスケジュール等あればお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

具体的なスケジュールは今現在未定ですけれども、6月定例会に補正予算を計上したいというふうに考えております。それから調査業者と契約を結びながら、1年かけて周辺海域の調査を行った後で、併せて海業センターでカキの養殖実験をやりたいというふうに思っております。

◎仲間誉人君

6月定例会に補正予算を計上するというところであります。すぐにでも取り組んでいただいて可能性を探っていただきたいというふうに思っておりますが、市長の見解を伺います。

◎市長（嘉数 登君）

宮古島市では、宮古島市水産振興基本計画におきまして、複合型養殖業の推進並びに養殖業に対して積極的な事業推進を図ることとしております。カキ養殖の実施に向けては、生育記録等のデータ管理を行う管理型養殖の実現など戦略的な事業展開へつなげていきたいと考えており、漁業者、それから関係機関と連携しながら取組を進めてまいりたいというふうに思っております。さらに、現在宮古島市の観光が活況を呈している中、新たな食の提供など、他産業との連携は地元事業者の稼ぐ力の強化にもつながるものというふうに考えておきまして、新たな業種といいますか、チャレンジというのは本当に求められている事業であるというふうに考えております。

◎仲間誉人君

水産振興基本計画の中にもあると思いますが、もうかる漁業の推進を図っていくという意味では、このカキの取組というのは非常に興味もありますし、実現に向けて取り組んでいただきたい。そして、その取組に期待をしていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。漁業行政について、1、尖閣諸島周辺海域における現状について市長の見解を伺います。

◎市長（嘉数 登君）

沖縄県では、漁業者の漁業権益を確保するため、平成25年以降、漁業関係団体と共に日中・日台漁業協定の見直し等に関する要請を行っていることを承知しており、市としましては引き続き県の動向を注視していきたいと考えております。

出漁する場合は、宮古島海上保安部、それから国、これは水産庁、沖縄総合事務局、それから沖縄県へ届出を行った上で操業を行っているとのことですので、尖閣諸島周辺海域において操業する場合には、海

上保安庁により安全確保されているものと考えております。市としましては、情報共有を行うことにより、尖閣諸島周辺海域での漁業の実態を把握していきたいと考えております。

また、尖閣諸島周辺海域での操業について3漁業協同組合に聞き取りを行ったところ、池間漁業協同組合では安全のため操業停止をお願いしており、宮古島漁業協同組合、それから伊良部漁業協同組合については、複数の船舶が尖閣諸島周辺海域で操業を年1回程度行ったことがあるとのことを聞いております。

◎仲間誉人君

この件については、私はこれまでも議会、一般質問等で質問をしてきておりますけれども、我が国の領土、領域であるにもかかわらず、中国の公船が領海侵犯を毎日のように行っている現状について、漁業者の漁場の確保、そして漁業の安心安全を守る意味でも、これからも質問し続けていきたいと思っておりますので、ぜひ市長の取組には、石垣市と一緒に、連携を取って取り組んでいただきたいというふうに思っておりますが、石垣市のほうでは海洋調査を行っております。宮古島市のほうにおいても、宮古地区の漁師の漁場、そして海洋保護の観点から海洋調査を行う必要があるのではないかというふうに考えますが、市長はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。

◎市長（嘉数 登君）

石垣市が行っている調査は、石垣市海洋基本計画に基づき、これは石垣市の行政区域である尖閣諸島周辺海域の維持、保全管理及び利活用を図ることを目的として業務が実施されているものと認識しております。宮古島市としての調査実施については、現時点では考えておりませんが、必要であれば石垣市の調査結果報告書の活用を働きかけてまいりたいというふうに思っております。

なお、市としましては、漁業者から要望があるカキの複合経営の調査検討の支援に投資することにより担い手の育成や新規漁業者の確保にもつながるものと考えておりますので、先ほどの質問でも答弁させていただきましたけれども、こういった新しい業者の開発といいますか、養殖についても事業実施に取り組んで、実施に向け取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

海洋調査については、現時点では考えていないということではありますが、海洋資源を守る、そして漁師の新しい可能性を探るという点においても必要なというふうに思っております。そして、この海洋調査に行く際には、石垣市のほうでは、海洋調査船、そして漁船等と一緒に、船団を組んで行っているというふうに思っております。海上保安庁が周りを囲みながら安全な航行ができているというふうに思っております。そして、尖閣諸島周辺の海域に行く際、やはり日帰りでの漁は厳しいという点があります。なので、沖縄県議会のほうにおいても質問がありましたけれども、尖閣諸島周辺海域に安心安全、船舶の停泊のための係留ブイの設置を求める声が石垣市からありました。そして、宮古島漁業協同組合、伊良部漁業協同組合、池間漁業協同組合からもそういった声が上がっております。その点について市長の見解を伺います。

◎市長（嘉数 登君）

石垣市議会と竹富町議会より宮古島市の3漁業協同組合に対して尖閣諸島周辺海域の係留ブイ設置に対する同意を求める文書が送付されていることは、市としても承知しております。去る2月27日に沖縄県議会での答弁もあったとおり、係留ブイの設置は、不測の事態が生じるおそれがあるとする一方で、同海域

で安全操業ができるよう、漁業関係者と連携しながら国に要望したいというような答弁もございます。市としましては、地元3漁業協同組合の意向を確認しつつ、沖縄県の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

◎仲間菅人君

ぜひ石垣市とも連携を取りながら、情報の共有を含め、取り組んでいただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次に、都市計画行政です。順番を変えます。先に2番目の佐良浜地区狹隘道路の整備について、①、進捗状況を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

令和7年2月25日に開催しました第2回狹隘道路の拡幅に向けた勉強会では、佐良浜地区に偏在する道路の幅が4メートル未満の狹隘道路に面する住宅にお住まいの方に対して呼びかけを行い、令和6年11月13日に開催した第1回勉強会で説明した狹隘道路整備促進事業の対象や整備手法のおさらい、またアンケート結果や勉強会で出た疑問点について国、県に聞き取りを行った内容を共有し、令和7年度以降の事業の流れについて説明を行ったところでございます。今回の勉強会において、アンケートに記入いただき、建て替えの予定、築年数、勉強会の理解度、事業の活用について確認を行っております。

◎仲間菅人君

これまでの説明会等の取組を踏まえた上で、今後の取組について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

今回参加者から意見が多かったのは、佐良浜地区の幹線道路計画との兼ね合いでございました。建物への補償がないことによる懸念、自宅を訪問し、直接事業内容を説明してほしいという意見がございましたので、今後住民の意見を聞きながら検討してまいります。

◎仲間菅人君

今後も補償問題等が出てくるとは思いますが、しっかりと地域、そして市民と話をさせていただいて、課題解決に向けて取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次の質問に移ります。次に、道路行政について、1、佐良浜地区幹線道路の整備について、①、進捗状況を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

佐良浜地区幹線道路の整備については、現在事業採択に向けて必要な概略設計を令和6年7月29日に契約締結し、同年12月18日に住民説明会を開催し、道路の線形や構造などについて説明を行い、概略設計を令和7年2月28日に完了しております。

◎仲間菅人君

概略設計を行い、説明会の開催、そして設計、構造の説明を行ったということですが、その説明会の中で意見等は上がりましたか。あれば伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

概略設計の説明会には、100名程度の関係者に文書を通知して説明会を開催しておりますが、住民からの意見はほとんどございませんでした。

◎仲間営人君

住民からの意見はなかったということでもありますけど、幹線道路の整備、そして狭隘道路の整備、そして防災集団移転等、地域の方にとってはこの3つがごっちゃになって理解できないというところもあるかなというふうに思っております。勘違いしたり、行き違いがあったりというところもあるかなと思いますので、しっかりと説明をしていただきたいというふうに思っております。

次に、②、今後の取組について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

佐良浜地区幹線道路の整備につきましては、今後概略設計を基に令和7年度から用地調査を行い、地元の合意形成が整い次第、事業採択に向けて県と調整を図ってまいります。

◎仲間営人君

設計を基に地元との合意形成を図るということでもありますけど、説明会の中で話があった、100%の同意がなければ事業を進められないということをお話されていたと思いますけれども、取り組んでいくに当たって、ぜひとも100%取っていただきたいんですが、建設部長の意気込みを下さい。

◎建設部長（川平陽一君）

佐良浜地区の幹線道路につきましては、現道を拡幅する部分もあるし、住宅を突き抜けていく部分もございますので、これにつきましては、令和7年度から用地交渉を行い、地元の合意形成、同意を伺いますので、この件について、例えば同意が100%でなければ採択できない部分もありますので、この辺も含めて今後の用地交渉を進めてまいります。

◎仲間営人君

事業が早めに進むように、100%の合意を取るために、しっかりと連携も取りながら、地域に対しての説明等もしっかりと行っていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次に、5番目、教育行政について、1、旧伊良部小学校、旧伊良部中学校跡地等利用について、①、利活用について現状を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

旧伊良部小学校及び中学校用地については、学校敷地内に個人名義等の土地が存在しております。課題解決に向け、ほかの閉校学校同様、相続人特定について調査を行い、同時に過去の文献や学校の沿革等の確認を行っているところでございます。

◎仲間営人君

個人名義の土地がある、そして現状においては何も決まっていないということですよね。それを踏まえて再質問しますが、閉校学校施設利用という決まりがありますよね。令和3年6月に活用方針が定められているというふうに思いますが、この規定の内容、ハードルが高いとか、そういった考え、規定を修正、緩めていくといった考えはあったのかなかったのか伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

今のご質問ですと、まず跡地等利用についての取決め条件というのがございます。閉校学校の利活用を建物、土地で実施する際には、事業計画書、あるいは資金計画書、会社定款などの関係書類を提出していただいて、閉校学校施設利活用事業者選定委員会においてプレゼンテーションを行い、判断していきたい

と思います。ちなみに利活用の優先順位の考え方としましては、まず公共的施設としての利活用、次に市と民間事業者等での共同による利活用、地域等全体での利活用、あとは公募による民間事業者等での利活用を図るということになっております。最終的に建物の利活用が見込まれず、老朽化が進んだ場合は、解体するという方針を持っております。

◎仲間誉人君

この施設の利用に当たっては、公共施設、そして市と民間、次に地域、そしてその次が公募で、後に利活用が図られなければ解体するという答弁でありますけど、この旧伊良部中学校の利用については、伊良部商工会の青年部が地域のにぎわい創出事業の中で場所を使いたいという提案があります。企画調整課のほうで調整しているというふうに思いますが、その意見交換等、状況等が説明できれば伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

旧伊良部中学校跡地等の利活用についてお答えいたします。

伊良部地区でのにぎわい創出事業の基本計画策定においては、地域づくり協議会と伊良部商工会青年部等へのヒアリングを行って、ワークショップを開催して、にぎわいの取組を地域の皆さんと一緒に検討する等、意見の交換と集約を行ってまいりました。伊良部地区での主な意見としては、旧伊良部中学校について多くの意見をいただくとともに、地域の若い世代からも利活用への強い要望があったことから、同施設をにぎわいの創出拠点とする計画に取りまとめを進めておりまして、今月末開催の検討委員会において最終的に決定する予定となっております。

旧伊良部中学校におけるにぎわい創出の取組については、計画策定後においても、施設活用へ向けた各種手続、また地域が主体となって取組を推進するための支援も必要なことから、今後とも地域との意見交換会を継続しつつ、連携して取組を進めていきたいというふうに考えております。

◎仲間誉人君

学校施設の利活用を図りながらにぎわいを創出していくという取組であるというふうに理解をしますが、今後の展開として、にぎわい創出の質問になってしまいますけれども、方向性、事業主体等は市が行っていくのか、それとも商工会青年部が行っていくのか、その点で明確な答弁があれば伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

にぎわい創出事業については、基本的には既存ストックの活用ということなんですけれども、活動の実施主体としましては、地域の皆さんが主体となって動く。そういう中で、いろいろなその支援する部分については、手続等とか、そういった部分の中での取組に関しては、また引き続き市としても支援をしていくという形になっていくかと思っております。

◎仲間誉人君

地域主体の取組、そして市として支援をしていく、取り組んでいくということでありまして、この件に関しては、利活用も含めて、伊良部商工会の青年部のほうでは、この計画を進めるに当たって宮古島市長へ要望、要請に伺いたいという話をされております。要請等に伺った場合、市としてしっかりと対応していただきたいと思うんですが、市長の見解を伺います。

◎市長（嘉数 登君）

にぎわい創出拠点の形成に向けては、地域と行政が連携して取り組むことが重要であることから、地域

住民の皆様の意見、要望等には丁寧に対応する必要があるというふうに考えております。今後伊良部地区から本事業の推進、連携等に関して要請がございましたら、要望を可能な限り受け止め、反映していきたいというふうに考えております。

◎仲間営人君

しっかりと協議調整を行っていただいて、この活用が進めば地域のにぎわいの創出にもなります。そして、閉校学校の利活用も推進をしていくというふうに思っておりますので、しっかりと対応をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。戻りまして、都市計画行政についての1、佐良浜地区防災集団移転についてでございます。①、進捗状況を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

令和7年2月21日に開催されました第2回防災集団移転促進事業に関する勉強会では、本事業の対象である佐良浜地区内の災害危険区域にお住まいの住民に対し呼びかけを行っております。この勉強会では、令和6年10月16日に開催された第1回勉強会での説明のおさらいや、アンケート結果や勉強会で出た疑問点について国、県に聞き取りを行った内容を共有し、令和7年度以降の事業の流れについても説明を行っております。今回の勉強会においては、参加者にアンケートを記入していただき、お住まいの形態、築年数、勉強会の理解度、事業への参加意向、移転の希望時期などについて確認を行っております。

◎仲間営人君

この説明を行う中で、確認等、説明を行っているというふうに思いますけれども、移転先は決まっているのか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

移転先につきましては、安全、利便性を踏まえ、検討することになりますが、現時点では具体的な移転場所は確定しておりません。

◎仲間営人君

安全、そして利便性を確保する、そしてまだ場所については確定していないということでもありますけれども、この防災集団移転の移転場所については地域からの声があるんです。旧佐良浜小学校の敷地は移転先としてどうかというふうな声があります。旧佐良浜小学校というのは、地域の学校であります。そして、多いときで児童数1,000名を超えていた。学校の校歌の中にも「集う一千健児らの」という歌詞もありました。それが児童数の減少から統合に向かった。統合の際に地域は大きく揺れておりました。私はそのとき小学校のPTA会長をしておりました。そして、いろんな意見がある中で、やはり意見をぶつけてくるのはPTA会長なんです。なので、地域のことは地域で話をする、そして地域のために使われるべきであると私は考えております。

そういった経緯があった中で、現在幼稚園の応募人数が5人に満たない、そして閉園という状況で、学校統合については、私は今でも責任を感じているところであります。さらに、現在では2人に1人が高齢者という地域の実情、地域自体が存続の危機にあると言っても過言でない。そういった現状にあります。なので、地域のために利用されるべき場所であると私は思っております。防災集団移転の移転先、そして佐良浜地区の幹線道路整備、道路整備に係る立ち退き等が起こってくると思いますが、その立ち退きに当

たっても、立ち退き後の移転先が見つからないという状況が必ず出てきます。そういう中で、この立ち退きと移転が地域の外になってしまえば、地域の過疎化、そして衰退を進めるだけなので、地域の活性化にはつながりません。地域自体を潰すことになります。しっかりと考えていただきたいというふうに思います。なので、この小学校の跡地、そこについては、住宅用地を整備する、そしてそれに合わせて公園の整備、地域の皆さんが集える集会所の整備をすとか、整備後は自治会に管理を任せる、そしてその管理を行うことで自治会が活動を活性化していく、地域の活動が活性化をする、そういった場所になるべきだと私は考えております。佐良浜地区の中の民間の企業で、そういった考えを持っている企業があります。そして、自治会とも今ちょっと話合いを持っている現状があります。なので、地域の中心となる、伝統ある学校があった、そして地域に愛されてきた、その場所が地域の思いをないがしろにしてはいけません。地域のことは地域で考え、そして地域軽視が当局にあってはならないと私は考えているところであります。なので、地域による地域のための活用をしなければならないと私は思っております。市長の見解を伺います。

◎市長（嘉数 登君）

地域のための地域住民による活用というところが基本であるというふうなことは、仲間菅人議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。一方で、地域でどういった議論を進めていくかというのも非常に大事だと思っております、いわゆる公共施設の後利用をするに当たっては、総論賛成、各論反対という問題が絶対起こってまいります。そういった意見をうまく、100%賛成であれば問題ないんですけども、その中において、少なくとも反対意見があるようなところについてどう地域として取りまとめていくかというところについては、やはり地域が主体としつつも、行政がお手伝いできる部分もあるかと思っておりますので、そこはしっかりと連携していきたいというふうに考えております。

◎仲間菅人君

しっかりと地域のためになる事業にしていきたいというふうに思っております。

それを踏まえて、②、今後の取組について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

令和7年度の取組内容につきましては、事業を実施するための事業計画書を作成するため、情報の整理が主な業務となります。また、住宅団地の規模や候補地の策定、概算事業費など、引き続き住民説明会を開催し、国や県とも協議を重ねてまいります。

◎仲間菅人君

しっかりと取り組んでいきたいというふうに思います。

時間がなくなってきたので、急ぎで質問したいと思います。次に、教育行政、2番目の結の橋学園について、①、特別支援教室にシャワーが設置されておりますが、排水設備がありません。対応を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

仲間菅人議員ご指摘の現状につきましては、結の橋学園からお話があり、教育委員会としても把握しております。排水設備がない理由といたしまして、水を流さない乾式トイレであることです。ご指摘のシャワーは水浴び用ではなくて、あくまで軽い水拭き清掃の際に使用する水道という認識でございます。再度学校側と使用について協議を行ってまいりたいと考えております。

◎仲間菅人君

学校側、現場の職員、そして教員としっかりと調整協議をしていただいて対応していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

次に、公民館について、1、荷川取公民館について、①、市民、利用者からクーラーの設置を求める声があります。設置について伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

クーラーの設置についてお答えいたします。

荷川取公民館は、令和3年3月に策定された宮古島市個別施設計画において、機能判定は廃止、建物判定は譲渡と位置づけられております。現在荷川取公民館の運用は継続しておりますが、施設の劣化状況、利用状況並びに市全体の保有資産の統廃合などの進捗も踏まえながら、荷川取公民館の廃止、譲渡の検討を進めたいと考えておりますので、固定設備となるクーラーの設置予定はございません。

◎仲間菅人君

ございませんという答弁でありますけど、機能は廃止の方向、そして譲渡の検討をしているので、ございませんという答弁でありますけど、この荷川取公民館については、宮古島市の高齢者支援課からの委託事業、介護予防普及啓発事業として公民館を荷川取地区は使用していました。70歳以上を対象としたいきいき教室に19名が登録、月に4回の実施、そして最大76名の利用、またほかに社会福祉協議会等の活動の利用もあります。汗だくになって介護予防の活動をしてきたとか、本来なら荷川取公民館を使いたいのだけれども、クーラーがないので、平良福祉センターに移ったということも伺っております。廃止、そして譲渡に向かっていくのであれば、クーラーを設置してからの譲渡、そういった考えはないのか伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

仲間菅人議員がおっしゃるように、以前細竹公民館を市が補修した上で自治会に譲渡した例がございますので、その点も含め、荷川取自治会と意見交換をしながら対応していきたいと思います。

◎仲間菅人君

しっかりと対応していただきたいというふうに思っております。

次に、②、椅子、テーブル等について、公民館利用者から買換えまたは修繕を求める声が上がっております。対応を伺います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

テーブルについては、仮に荷川取公民館が廃止となっても、別の施設で引き続き使用することが可能であるため、利用状況に即した必要数を確認した上で修繕や新規購入を検討したいと思います。

◎仲間菅人君

次に、伊良部公民館について、これも備品、椅子、テーブル等について、公民館の利用者から買換えまたは修繕を求める声が上がっています。これについては、今日で3回目の質問です。いい答弁があると期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

伊良部公民館の備品については、令和7年度当初予算において購入のための予算を計上しております。あわせて、今年度の既決予算の範囲内で対応可能な台数については、現在購入に向けた準備を進めている

ところです。

◎仲間誉人君

今日はゆっくり眠れそうです。これまでも質問はしてきましたけれども、初めの答弁ではやりますと、そしてその次は予算の確保に向けてしっかりと取り組みますという答弁だったので、今回も質問させていただきました。予算を確保し、準備していくという答弁が聞けてよかったです。ありがとうございます。

次の質問に移ります。次に、伊良部鯖置市営住宅について、①、カーブミラー設置伺い場所については、市営住宅に隣接する道路が伊良部島一周道路となっており、車の往来も多く、直線道路のため、スピードを出す車が多く見られます。駐車場への出入りの際、見通しが悪く大変危険です。カーブミラーの設置について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

議員ご指摘の伊良部鯖置市営住宅敷地から市道への出入口ですが、隣接するブロック塀が死角となり、見通しが悪くなっております。ご質問のカーブミラー設置につきましては、現在指定管理者にて事業者から見積りを徴取するなど、設置に向けて進めております。

◎仲間誉人君

この件については、何度か担当課のほうへお話をさせていただいていたのですが、なかなか回答がなかったもので、今回質問させていただきました。危険除去のために、早急に設置をお願いしたいと思います。

これで質問は終わりになりますけれども、旧町村部でのにぎわいの創出、そして防犯等々の課題もあります。地域の意見を聞いて、話を持ち帰って役所内で議論するというよりも、地域に権限と財源を持たせたほうが地域のため、そして課題の解決に向けては近道なのではないかなというふうに私は考えておりますので、ぜひとも検討していただきたいというふうに思っております。

時間となりましたので、3月定例会の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで仲間誉人君の質問は終了しました。

◎砂川和也君

議員番号2番、新宮古創成会の砂川でございます。新市長になりまして初めての一般質問、よろしくお願いいたします。私も襟を正していろんな議論をさせていただきたいと思いますので、当局の皆様は、これY o u T u b eやテレビで見ていると思いますので、スピーディーで分かりやすい答弁のほうをお願いいたします。早速質問に入ります。よろしくお願いいたします。

福祉行政について、1、一時預かり事業保育所についてです。①、令和6年9月定例会一般質問にて、事業者、利用保護者、保育士等と意見交換を進めるとの回答を受けました。意見交換を受け、新年度にはどのような施策を行うか伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

事業者との意見交換会で話のあった利用年齢区分の設定、利用料金の見直しについて、事業者からの提案を基に検討を行い、新年度より事業実施要綱を見直すこととなっております。新たに利用年齢区分の設定などを行い、県内他市と同水準の利用料金を設定することで、事業の安定化に向けた一助になるものであると考えております。新年度においては、事業者及び利用保護者と3者で意見交換会を実施、これは5

月中を予定しております。本事業のよりよい在り方について前向きな話し合いを行っていただければと考えております。

◎砂川和也君

どの程度改善したのか、料金の改定をしたと思うんですが、その料金改定の値段の幅を教えてください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

令和6年度まで利用年齢の区分は設定がございませんでした。これを7年度からは2歳未満児と2歳以上児というふうに分けてございます。利用料金につきましては、令和6年度までは4時間以内が600円、1日利用で1,200円という料金設定がされておりましたところ、令和7年度から、2歳未満児については4時間以内の利用で1,100円、1日利用で1,900円、2歳以上児では4時間以内の利用で800円、1日利用で1,600円というふうに改定を行っております。

◎砂川和也君

利用者の利用料金を今回改定したということで、事業者のほうに何うと、事業の赤字になっている部分は、今500万円ぐらいの赤字があるらしいんですが、これをやることで半分ぐらいは圧縮されるだろうということをおっしゃっておりました。ただ、まだ赤字の状態が続いております。この施設は、他市とか全国では、保育園とかやっているところが一時預かりもやるということが多いらしいんですが、宮古島市はそうではなくて、一時預かりを専門でやっているという事業者でございます。

昨年の9月にも言ったんですが、キャンセル待ちがすごく多く出ておまして、保護者の皆様から必要とされている施設でございます。ただ、こういう頑張っている事業者が赤字ということです。今回市が改定したことによって、これは利用者に負担が行ったという形になっていると私は思います。市長が施政方針でも挙げているように、子育て支援条例、子育てを中心にやっていくということをおっしゃっているんですが、これは逆に言うと子育て世帯に負担をかけているんじゃないかなという改正にもなるかなと思います。これは国の事業を基に行っている補助事業でございますが、ここで市が何らか事業に手助けをしてあげるとのこと、もしこの事業が撤退したら宮古島市の一時預かりはほぼなくなります。一応保育園がやっているという体はありますが、本当に少数ですよ。私は、頑張っている事業者さんはもうかるべきだと思っておりますので、市として何かこの事業者さんに、保護者から求められている、この事業者を助けるということになるんですか、何か策はないかということをお伺いしたいと思います。

◎市長（嘉数 登君）

砂川和也議員ご指摘のとおり、私は施政方針の中で子育て支援条例ということでうたっておりまして、一丁目一番地で進めていきたいというふうに考えております。令和7年度の料金見直し後の動向、それから事業者、利用保護者との意見交換会での意見を踏まえながら、現実的にどういう支援が必要なのか、どういった支援ができるのかといったことについてしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

今はまず改定してスタートするということでありますので、いきなり何かというのはないと思うんですが、5月にまた意見交換会を行うという話ですので、ぜひ働いている保護者の皆さん、事業所をしっかりと守っていく、むしろこの事業をもっともっと広げていけるようなバックアップをしていただきたいと思います。

ますので、今後もこの質問については取り上げていきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、認知症サポーター養成講座について。先日若年性アルツハイマーの講話がありまして、参加させていただきました。大変貴重なお話を聞かせていただいて、自分的にも若干苦手な意識があった分野だったんですが、話を聞いて、すごく大切なことだなと思いました。この認知症サポーター養成講座というのがあるというチラシが入っておいりましたので、なかなか市民の皆さんは私も含め分からなかったもので、これすごくいい取組だと思いますので、ぜひこの場でアピールしていただいて、私ども議員ももし何かお手伝いできることあれば、私本人も受けたいと思いますので、この取組についてお伺いします。

◎福祉部長（守武 大君）

認知症サポーター養成講座についてお答えいたします。

本市では、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、講師となるキャラバンメイトの下、可能な範囲で手助けをする認知症サポーターを養成しております。養成講座は、出前講座という形で、市内の小中学校、高校、放課後児童クラブ、地域の集いの場、企業、介護事業所、行政機関など様々な場所で開催し、令和5年度は開催が14回で、参加者241人、令和6年度は11月末現在で開催が7回、参加人数141人となっております。平成18年度から開始しております、累計ですと、開催が181回、参加人数が3,931人となっております。

◎砂川和也君

もっともっと増やしていきたいなと思います。いつ自分の身に起こるか分からない、自分の周りの家族にも起こるか分からない、この病というのは、本当に他人事ではないなと思いました。例えば我々10人ぐらい集まって、こういうのを受けたいよと申請書を出せば、講師の方が来て、説明していただいて、サポーター認定というのをしていただくという形で、普通に行っているということですよね。分かりました。結構いい取組だと思いますので、もっともっと広げていきましょう。お願いします。

次に、3番、本市で学童の待機児童はいますか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

本市の学童の待機児童についてでございます。本市の放課後児童クラブ、いわゆる学童の待機児童については、令和5年5月1日時点の調査において60人、令和6年5月1日時点での調査において78人、最新の令和7年3月1日時点の調査において暫定83人の待機児童が発生している状況となっております。待機児童対策としましては、令和6年度においては、民設民営クラブ1か所の新設などにより利用定員を50人拡大しております。また、令和7年度においては、既存クラブの定員増により48人、下地放課後児童クラブの新設により40人、合計88人の定員増を見込んでおります。

これまで低学年の利用が主でしたが、近年は高学年での在籍児童も増えているため、実態把握に努め、利用を希望する児童の受入れができるよう、引き続き利用定員の拡大に向けた検討を行い、待機児童の解消に向けて取り組んでいきたいと考えております。

◎砂川和也君

一応当局としても把握はしていると。83名ぐらいいると。この人数を増やして行って、解消するという策は立てているよというふうに受け取りました。この試みが令和7年度どのようになるかということもチェックしていきたいと思いますので、しっかり対応のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、廃棄物行政について伺います。宮古島の産業廃棄物の扱いについて。施政方針に、伊良部リサイクルセンターを拠点として、民間資金を活用した官民協働による産業廃棄物等中間処理施設の整備に取り組ましますとあります。この施設の内容を伺います。

◎市長（嘉数 登君）

本市において昨年2月に市内産業廃棄物処理事業者が許可取消しとなっており、市内の産業廃棄物処理に苦慮する状況を受け、県外の事業者から建設混合廃棄物等の中間処理施設を整備する計画の提案がございました。その際、伊良部リサイクルセンター跡地に計画したい旨の相談を受け、当該事業者は県外で環境保全関連の事業を幅広く展開し、産業廃棄物関係にも精通していることから、市のごみ問題に大きく貢献できると考え、協議を進めてまいりました。

伊良部リサイクルセンターについては、沖縄県を經由し、環境省へ同施設の一般廃棄物リサイクル施設に係る財産処分の手続申請を行い、こちらは令和7年1月24日付で承認をされております。処理品目の内容といたしましては、建設混合廃棄物の8品目、廃プラスチック類、木、紙、繊維、ゴム、金属、ガラス等、瓦礫類のくずなどを受入れし、選別や圧縮梱包を行った後、海上輸送で県外に運び出し、処理する計画となっております。現時点において今年9月頃から供用開始予定と聞いております。

◎砂川和也君

以前から一般質問でこの産業廃棄物のことは取り上げさせていただいておりまして、市がどういう方針をお持ちなのかということが決まれば教えてくださいと聞いていたんですが、これを聞いて、市は伊良部のリサイクルセンター跡地に、大手の産業廃棄物を扱っているところですか、1月に許可が出たというふうなことを伺いました。9月から操業開始という話ですので、現在多分二十数種類の産業廃棄物が処理できない。そのうちの8品目とおっしゃいましたかね。この8品目が宮古でもできるようになるよという話だと思います。官民協働とありますので、今まで事業者たちが、どうなるんだろう、どうなるんだろう、自分たちで投資してやるのかどうかというのもあったと思うんですが、こういう官民協働でやるよという一つの方針みたいなものが出たことによって、それぞれの事業者たちがビジネスチャンスと捉えるのか、建設業とかで出ているごみの問題、特に蛍光灯とかも学校とかでも捨てられないと問題になっているようでもありますので、この事業はすごく気にしている方がいますので、どんどん、どんどんプレスリリースして、何かあったら進捗を流していただいて、ごみの問題というのは市民の方は今すごく敏感になっていますので、一応こういうことである程度ごみが処理できるよというのであれば、もうちょっと情報を流していただければと思いますので、その都度情報を流してください。お願いします。

次に、2番です。予算決算委員会でも聞いたんですが、生ごみバケツ収集運搬業務の今後の取組です。なぜこれを取り上げたかということ、昔よりバケツを見なくなった気がして、バケツがよくあったんですけど、なくなっていて、それでも運搬車は回っているので、運搬業務の維持費は変わっていないけど、出す人が減っているんだったら、この業務って費用対効果どうなんですかみたいな話も聞いたんですが、今後どうしていくのかなというのを改めて議会でお聞きしたいと思いますので、お願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

生ごみ分別収集業務につきましては、平成21年から生ごみ分別収集・堆肥化モデル事業として取り組んでおります。当時市の一般廃棄物の約80%は燃やせるごみで、そのうち30%から40%を生ごみが占めてい

たことから、焼却ごみの資源化を図り、環境負荷を軽減、焼却施設の負担軽減、最終処分場の延命化などを目的に分別収集を広く呼びかけたところです。

生ごみの収集量は年々減少傾向にございまして、搬入量が令和3年度113トン、令和4年度107トン、令和5年度101トンと減少傾向にございます。そのため、収集運搬等の費用対効果も含め、廃棄物減量等推進審議会を開催し、事業の継続について協議を行っていく考えです。今般食品ロス削減についてもメディアなどで取り沙汰されている状況や、市が取り組むエコアイランド宮古島推進計画、コンポスト事業を踏まえ、市民の意見を聴取し、審議会に諮っていきたいと考えております。

◎砂川和也君

私と同じような考えだったので、審議会で話をしますということなので、審議会の意見を参考にということか、聞いてからまた判断しますということなので、その審議会の意見を待つことにしたほうがいいでしょうかね。分かりました。

次に、公営住宅行政について伺います。ここでちょっとボリュームやろうかなと思って前のほうは急いできたんですけど、公営住宅について質問いたします。①、令和6年12月定例会の一般質問にて、賃貸住宅で住民票なしの賃貸契約を結んでいる割合の把握調査を行っていただくという回答がありました。その調査結果を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

12月定例会の一般質問でご質問がありました民間賃貸住宅における住民票のない世帯について調査結果を報告いたします。今回税務課の課税データと市民課の世帯情報を突合しました。税務課のデータ9,212戸に対し、6,270世帯が一致しております。この9,212戸に対し、おきぎん経済研究所調査資料の宮古島市の民間賃貸住宅の稼働率99%で算出すると9,119戸となり、9,119戸に対し6,270世帯と世帯登録率68.76%、未登録2,849戸に対し、割合として約31%の住戸に入居されている方が未登録と推定されます。また、並行して平均床面積を調査した結果、年々縮小傾向にあり、現在は一人暮らし向けの1K、1DKが多くなっているものと見られております。

◎砂川和也君

31%が登録がないということですよ。約3分の1、これ正直私が思っていたより数字がでかいです。3割弱の方が住民票の登録なしで集合住宅のほうには暮らしているというデータが出たということなので、結構この31%ってすごいなと。分かりました。

2番に行きます。公営住宅3年間、空き部屋10戸、所得制限なしの募集をしていた実績を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

本市では、住宅不足や家賃高騰など住宅問題に直面する若者に対し、定住促進として市営住宅を目的外使用で10戸提供しております。今年度開始し、2月末現在の実績としましては、10戸中8戸の入居となっております。本事業は、次年度以降も継続予定であり、引き続き募集を行ってまいります。

◎砂川和也君

10戸中8戸が埋まっておりますということで、この入居している世帯の構成というのが分かりましたら教えてください。

◎建設部長（川平陽一君）

入居している8世帯につきましては、世帯主の年代としましては、20代が3世帯、30代が5世帯、世帯の構成としましては、夫婦、子供世帯が1世帯、母子、父子家庭が3世帯、夫婦のみ世帯が2世帯、単身世帯が2世帯となっております。

◎砂川和也君

単身世帯も2世帯入っているということですね。本来この10戸はどちらかというと家族が住むというのが目的とされていて、単身世帯も入っていて、あと10戸中8戸は入っているけど、2つは余っているということなので、これだとなかなか今の住居不足の解決策にはならないなと。一助にはなっているんですが、ちょっとこれだけでは弱いということが判明したのかなと思います。もし分かればですが、この世帯の方々って、移住者が中心なのか、地元の方が中心なのかというのは分かりますか。

(何事か声あり)

◎砂川和也君

分からないと。分かりました。今回いろいろ議論させていただきたいと思って提案しています。

次に、3番に行きます。公営住宅法による家賃算出方法です。令和6年度の認定月額19万2,573円の収入区分6の裁量世帯、この裁量世帯というのは小学生がいる世帯です。この方は、月額家賃が4万1,300円でした。収入から家賃を引くと、15万1,273円が手元に残る。可処分所得になる。ただ、令和7年度はちょっと頑張って給料が上がりました。給料が上がって、多分子供が小学生ではなくなってしまったのかな。それで裁量世帯ではなくなりました。そうすると、月額家賃が一気に10万7,400円になりました。収入から家賃を引くと13万4,300円なんです。給料が上がったんだけど、使える可処分所得は減ったということが起こっております。これは、公営住宅法の家賃算出方法だと思いますが、算出方法に間違いがないかどうかということをお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

公営住宅は、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸または転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としているものとされており、入居におきましても収入基準が設けられております。市営住宅法では、市営住宅に引き続き3年以上入居して、かつ政令で定める基準を超える収入を有する者を収入超過者としており、収入超過者の家賃につきましては、政令で定めるところにより、収入区分において割増率が加算されております。今回の対象者におきましては、収入増により裁量世帯から外れ、収入超過になったことにより、割増率が加算されたことで家賃が上がったものと思われる。

◎砂川和也君

これ算出方法があって、宮古島市が正直意地悪とかをしているわけじゃなくて、公営住宅法の下でやるとこのような状況が起こってしまうんです。なので、市営住宅を造るからといって今住居がない人たちが救われるということではないということが起こっているということなんです。市営住宅を造れば若者とかの定住世帯ができるのかというと、市営住宅を造っても低所得者しか住めないの、実はその受皿には市営住宅はならないということが一部これで発覚したのかなと思います。私も市営住宅があれば救えると思っていた部分があったので、その認識は間違いだったなということが分かりました。

次の質問なんですが、公共PPPという国土交通省の補助メニューがあります。民間資金を活用した住

宅不足問題解消の提案をさせていただきたいと思います。現在、子育て世代が住みづらい間取りが多い。ファミリータイプの住宅が少ない。建築費が高騰しています。なので、個人や民間会社ではなかなか困難であります。あと、新規募集が少ない。そもそも引っ越したくても、高いところに引っ越さないといけなくなるので、子供が大きくなって狭くなったんだけど、引っ越せるところがない。ということは、ずっと人が出ないので、新陳代謝が宮古島市の住戸に起きていないということがあると思います。その中で、先ほど仲間誉人議員からサウンディング型市場調査の話があったんですが、市が持っている土地を活用して、3LDKのファミリー向け物件を中心に100戸ぐらい造れないかなという考えを持ちました。市が持っている土地を貸します、民間の企業に。私はこの話を金融機関の支店長とかに話しに行きました、地方銀行の。こういうことができないかという話をすると、市が中心になってやるんだっただけかもしれないという言葉いただきました。今定例会で中小企業振興基本条例というのできることで、市がやろうとすることに金融機関とか企業は努力義務というのできたということで、なおさらこの条例ができていいなと思ったんですけども、例えば平良上原市営住宅の横とかにすごくでっかい土地があります。旧中央公民館のほうとかにも結構いい土地があります。その土地を民間に貸せます。金融機関、地方銀行とか沖縄振興開発金融公庫とか、あと投資家、地元企業等が投資、ファンドみたいな形になるかどうか分からないんですが、資金を調達します。この資金で工事をを行います。そのときに公共PPPで国から最大2分の1補助が出るという形があると思うので、それを建てることによって家賃が軽減できる。これに投資した企業たちは何がメリットかという、今この企業たちも人手不足で、自分たちも人を呼びたい。事業を拡大したいんだけど、住むところがない。自分たちでそれを建てるのも大変なので、この人たちを優先して、まず50戸ぐらい、半分ぐらいは分けてあげる。そうすると、福利厚生という形で企業はできるので、そこで利回り等ということで返せるという話もあるのかなと思っております。残りの50戸は民間に貸して、子育て中心の世帯に借りていただくという形にします。先ほど31%の方が未登録という話がありました。この方々がいつまで宮古島にいますかという話になってきたときに、この方々がいなくなってきたときにこの建物が民業圧迫になってしまう可能性がある。空き室が増えてきて、そこが人気になっちゃうと。そうすると、今度は市がその建物を20年後ぐらいに買ってしまえばいいんじゃないかと思うんです。市が購入をする。購入すると、そこは市営住宅になるんです。市営住宅になると、先ほどの給与とか所得の制限がかかってくるので、今度はそこに低所得者層が移ってくるという形になる。このようなスキームをいろいろ考えて、不動産屋とか友達とかいろんな話を聞いて、私もサウンディングしてきました。

私が今言っていることに対してハードルは多々あると思います。ただ、やってみる、相談してみる価値はあるのではないかなと思っていて、また平良上原市営住宅のところは土地の場所がすごくいいなと思っていて、あそこに造ると、西辺とか狩俣とか、東小、北小とか、子供たちがどこでも行けるような形になると、また地域ににぎわいができるし、その建物の1階にスーパーとか入れて、病院とか入れちゃって、そうすると平良上原市営住宅の方も利用するし、そこにまた一つのにぎわいとかができるのかなという考えもあります。この提案させていただいているのは簡単ではないと思うんですが、ぜひこのプロジェクトみたいなものを一回やってみる価値があるんじゃないかなと思うんですが、市長、どうお思いでしょうか。

◎市長（嘉数 登君）

宮古島市の住宅不足に対するご提案、大変ありがとうございます。まず、現状を申し上げますと、公営

住宅、これは市営住宅で1,426戸ございます。それから、県営住宅が1,008戸で、合計で2,500戸ぐらい。これは、県内41市町村の中で、人口規模からしますと相当数の公営住宅を持っているということで、市のほうで公営住宅をもっと造りましょうという話にはなかなかならないのかなというふうに思っておりますし、また時間もかかるとも思っています。そのため、我々は市有地を活用して今サウンディングをやっておりますけれども、そのサウンディングの意図というのは、公共で整備するというよりも、民間に資金も技術も含めて整備していただきたいというところと、我々がお手伝いできるところは、市有地を事業用借地権で可能な限り無償に近い形で貸すことによって家賃を低廉な水準に抑えていただきましょうということを考えておりますので、今砂川和也議員からご提案の公共PPPも含めまして、国のほうから2分の1の補助制度もございますし、別の省庁でいきますと、沖縄関係で言うと10分の8というところも全く可能性ゼロではありませんので、どの補助事業を活用したほうが地元にも有利で、なおかつ家賃を低廉に抑えることができるかということと、あとやはり圧倒的な供給不足ですので、スピード感というのも意識しながらやっていきたいと思っておりますので、引き続きまた有益な情報提供があればご提案いただきたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

今言ってしまうとやはり多分ならないと思います。ただ、この事業がもううまくいったら、オール宮古島の企業でやるということも大事なと思っておりますので、いろいろ金融機関とも相談させていただいて、悪い話じゃないね、結構面白いんじゃないかという話もありましたので、ぜひオール宮古島の力でやって、これがうまくいくと、もしかすると他の団体がまねしに来るぐらいのアイデアかなと思っておりますので、ぜひ検討いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、防災行政についてです。防災士養成講座補助金について伺います。先日防災セミナーに参加させていただきました。以前から私と狩俣勝成議員が結構防災士の資格取得の要望をしております、宮古島で開催できないかという話をしていたんですが、7万円を上限に交通費とか宿泊費とかも含めてやるということなので、すごくいい補助事業だなと思って、お礼を言いたくて取り上げております。もうちょっとこの資格の補助事業について詳しくご説明いただければと思いますので、お願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

防災士養成講座補助金についてお答えいたします。防災士資格取得時にかかる費用に対する補助を目的とし、防災の基本的な知見を兼ね備えた担い手を育成し、地域防災力の向上を図ることを目的としている事業になります。補助内容につきましては、講座受講料、教本代、受験料、認定登録料に加えまして、沖縄本島へ渡航する際の航空賃や宿泊費を支援いたします。砂川和也議員からもございましたが、上限として7万円を支給する予算を計上してございます。補助が認められる要件とし、資格を取得し、積極的に地域の防災活動に関わる意思がある者としておりますので、資格取得後に申請を受け付ける流れというふうになります。

◎砂川和也君

ぜひこの補助事業を活用して防災士を増やしていただきたいと思います。またおいしい実績とかも聞いていくことになると思いますので、いい補助事業だと思いますので、ぜひ一緒に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、海浜行政についてに移らせていただきます。パイナガマビーチの水上オートバイ等の安心安全な利用促進に関する条例のスケジュールについて伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

その前に、先ほどの入居世帯構成の中で島外からの移住者はいるかのお答えです。調査したところ、世帯主の本籍は、島内出身者が3世帯、島外出身者が5世帯となっております。

続きまして、パイナガマビーチの水上オートバイ等の安全な利用についての条例スケジュールについてです。パイナガマビーチにおける水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例に基づく事故防止重点区域を令和7年2月12日に告示し、5月1日から施行となっております。砂川和也議員ご質問の今後のスケジュールにつきましては、4月上旬に利用者向けの説明会を開催し、条例適用の周知を図るとともに、ビーチの適正利用について意見交換を行う予定となっております。

◎砂川和也君

結構パイナガマビーチも以前から苦情とかクレームが多かったと思いますので、5月1日からやるということで、安心安全に海浜を泳いでいる方々ということで、ただこれは一部規制ということで、ジェットスキーとか動力を使うものに関してのルール決めに今後行っていくと思うんですが、多分それは4月の頭に開催して、パブリックコメントみたいな形でいろいろ取ってまとめていくと思うんですが、あそこはジェットスキーの愛好者の方もいまして、業者ではなくて個人でやられているという方もいますので、その辺の意見もしっかり聞いていただいて、いい条例を施行していただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

続きまして、新城の海岸管理権限移譲で県との調整を行っているということで新聞にも載ってまして、今市と県はどういうふうになっているのかなということを伺いたいと思います。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

新城海岸の権限移譲についてでございます。新城海岸の管理権限移譲につきましては、昨年6月28日、沖縄県と宮古島市、これは観光商工課、みどり推進課、財政課の3課において、新城海岸の適正な管理に向けて話し合いを実施しております。市は、同海岸において小屋やテントを設置している事業者に対しての撤去の指導を沖縄県へ求めたところでございますが、沖縄県からは、県の条例施行規則では、小屋、テントなど、その他レジャー用品は工作物による占用には該当しないため、海岸保全施設に支障を及ぼさず、一般公衆の利用を阻害することがない営業行為については規制できないとの回答がございました。

市としましては、沖縄県が無許可事業者に対し立ち退きを求め、本年10月までの期間において無許可事業者が営業していないことを県と市双方が確認した上で、県から同海岸の管理を移管し、市海岸管理条例で管理するという意向は伝えてありますので、完全に無許可事業者が撤退していることを条件とした上で移管に関する協議を行ってまいります。

◎砂川和也君

10月1日の時点で新城海岸にそういう違法業者と言われるようなものが一切いないというのを確認できたら、市と県はこの移譲について話しましょうねという理解でよろしいですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

10月1日時点のみではなくて、次年度、令和7年度の夏シーズン、繁忙期にその海浜で事業者が営業し

ていないということが10月末までの期間で確認できたということですので、その時点のみを指しているわけではございません。

◎砂川和也君

この海岸の確認、今日いるかな、いないかなみたいな確認は、県も市も行うということなんですよ。観光商工課も毎日行って、もうカメラつけたほうがいいかぐらいの話でやるということですね。これ通告に出していないんですけど、ほかに4つぐらい今もう受けているじゃないですか。中之島、前浜、砂山、吉野、この4つの海岸についても改めて検討したほうがいいんじゃないですか。すみません。通告してなかったんで、次通告します。よろしくお願いします。新城海岸もすごく人気スポットで、緊急車両が入ってこれないぐらい渋滞になっちゃうということがすごく問題というのもあるので、ぜひしっかり解決に向けて県と調整していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ふるさと納税行政について伺います。企業版ふるさと納税をいただいた企業に対して本市はどのような対応を行っているか伺います。なぜこういう質問をしたかといいますと、静岡県藤枝市、宮古島市と友好都市ですよ。この藤枝市は、企業版ふるさと納税をいただいた企業に対して、金額を問わず感謝祭を開いて、毎年1回、市長が来て、こうした企業たちと懇親会、感謝祭みたいなものを開いているんです。そういうのを見ると、宮古島市もそういうのをやらないといけないんじゃないかなと単純に思いましたので、今どのようなことを行っているかということをお教えください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

企業版ふるさと納税の企業に対しての市の対応ということでお答えいたします。

現在企業版ふるさと納税で寄附をいただいた企業への対応としましては、寄附に対して感謝の意を表す取組としまして、市長が直接寄附企業と面会をしまして、本市への寄附に対してのお礼を直接申し上げる場を設けております。市長が寄附企業と直接面会することで、新聞、テレビ等で取り上げていただく機会が創出されるとともに、会社の概要や、本市へどのような思いで寄附を行ったか等メディアで発信され、企業のPRにつながっているものと感じております。また、寄附を充当した事業の執行においても、企業版ふるさと納税を活用して事業が実施されることについて周知広報に努めているところです。

企業版ふるさと納税は、今年度末までとされておりましたが、制度期限が延長となりまして、令和9年度までの時限的な扱いとなっておりますので、今後は市長等のトップセールスによりまして企業への寄附PRを行うなど、限りある期限の中において、寄附の増加とそれを原資とした本市の課題解消が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

◎砂川和也君

市長との面談だけで終わっているというのはちょっと寂しいなと思っていますし、宮古島が選ばれるという理由、どこにアドバンテージがあるんだと、宮古島にしたからよかったと思うようなことはやっても全然損はないと思うんです。なので、今やっている対応で十分だろうとなると今後ふるさと納税は伸びないなと思いました。市長、どうでしょうか、その辺は。

◎市長（嘉数 登君）

他の自治体の取組等を見ていると、このままでうちの企業版ふるさと納税が増えていくかというと、非常に厳しい状況にあると思っています。せっかく令和9年度まで延長していただいた制度ですので、積

極的に活用するという意味から、私自身も営業マン、実際に民間企業の営業マンのように動けるかどうか分かりませんが、積極的に動いて、宮古島市の課題解決の一助になるように動いていきたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

ぜひ市長のトップセールスで、1位を目指すぐらい頑張っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと時間があれなので、8番の総務行政についてに行きます。市職員の給与制度時間外勤務手当について、これは去年、いつの定例会か忘れたんですが、前里光健前議員が質問しておりまして、時間外の対価は令和6年度は払うよみたいなことを当時副市長だったときに嘉数登市長がお答えになったと思うのを基に質問させていただきますが、今宮古島市の時間外代休がある職員は何人いますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

現時点で時間外代休がある職員は392名おります。

◎砂川和也君

何時間あるのかという確認は都度、その部課でちゃんと管理職がしているのかということを伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

時間外代休につきましては、各課で管理を適切にしておりますので、特に総務課に報告は求めておりませんが、代休の時間になりますが、24万2,228時間、累計でございます。

◎砂川和也君

一番多い人って何時間ぐらいですか。一番多く時間外勤務を累積されている方はどれぐらいでしょうか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時20分）

再開します。

（再開＝午後3時20分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

時間外代休が最も多い職員は5,892時間となります。

◎砂川和也君

5,800時間となると、代休で取ろうとしたら、今7.75時間ですか、勤務時間って。8で割ったとしても3年ぐらい休むんじゃないですか。多分これは、課長とか係長、ここにいる皆さんがその対象者にほぼもしくはかすとなっているかもしれません。市制になって20周年なので、多分20年前に20代、30代だった方々がずっと累計してたまっている数字ということだと思います。とんでもない数字だなと思って今びっくりしているんですけど、これ現実的に代休取れないですね、この方が休むと業務に支障が出たりとかすると思うので。令和6年度分の時間外手当は支給しますという話がありました。それは総額お幾らぐらいになりますか、見込みで。

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和6年度支給している分もございしますが、時間としてはトータル7万9,500時間、金額にしますと約1

億5,000万円程度と見込んでおります。

◎砂川和也君

額がすごく大きいので、この時間外、24万時間とかを払ってくださいという、財政的にもかなり問題があるなという認識をしました。ただ、次の専門職のリクルートとか前の奨学金とかにも関わってくるんですけど、こういうことを解消していかないと、いい人材が来なくなる可能性もありますし、正職員の定着率、離職率にもつながってきているのかなという考えもあります。ここは正直、ある意味で政治判断になるのかなと思いますので、市長、どういうふうに関この数字を見てお考えですか。

◎市長（嘉数 登君）

賃金は労働の対価として支給されるべきものであるということは、砂川和也議員もそうですし、私も同じような認識に立っております。それを前提として、時間外勤務であれば、事前に時間外勤務命令というものがなされて勤務の実態があるというふうに理解しております。今回議論になっている時間外代休については、少なくとも私はその制度の趣旨に沿った運用がなされているのかなというところについて疑問を持っております。そもそも時間外代休ですけれども、時間外勤務手当の支給割合の特例に代わる措置として、代休時間を指定することで休息の機会を与えることで公務能率の維持を図ることが制度の趣旨にあらうかと思っております。安易に例えば予算がないからとか、予算を確保するのが大変だからということで代休ということではなくて、しっかりとその年度の実績も踏まえて、必要となる時間外勤務手当については予算化し、なおかつ代休が必要だという職員も中に入るかと思っておりますので、うまく代休と組み合わせるやっていくことが必要かなと思っております。今問題となっている点については調査も含めて適切に対処していく必要があるというふうに考えております。

◎砂川和也君

すごく答えにくかったと思うんですが、多分これを聞いて職員はモチベーションが上がったんじゃないでしょうか。いわゆる支給予定があることも考えて検討していくというふうに私は考えたんですけど、今時間外勤務でもちゃんと課長等に申請を出して命令という形になっていると思うんです。この時間外勤務は難しいと思うんです。新人とベテランで同じ仕事をやっても、新人は3時間かかるのがベテランが1時間で終わるとかあるので、一概にこの時間外勤務というのも。ただ、若い頃というのは、勉強するために残業するというのもある意味必要で、自分のスキルアップに経験というのはすごく必要だと思うので、この辺を今後マネジメントする課長、部長さんたちが難しくなるというか、しっかりやらなきゃいけなくなってきたなという形になっていると思います。ただ、この一番多い5,800時間の方とかというのは、このまま定年してしまうとただ働きしてしまったというような印象になってしまうかもしれませんし、今後入ってくる職員の皆さんにも払っていくという姿勢は市としてやるべきかなと思いますので、ぜひ予算化を。額がすごいので、単純に私も予算化しなさいと強気で言えないぐらいの金額だと思いますが、少しずつでもどこかの落としどころを政治判断でつけて予算化していただければなと思います。

次に、専門職のリクルートについてです。専門職の職員が全国的に不足しています。宮古島市でも、消防、教育の場面、技術職というのはすごくリクルートが難しいと思います。どのような工夫を行っているかとか、行っていないと思うので、行ってくださいと言いたいんです。例えば宮古島に来たらダイビングの免許取れますよとか、車の免許も取れますよとか、専門職が来て、福祉のほうとかで3年間働いて

くれたらダイビング免許取れますとか、いわゆるそういう何かインセンティブみたいのも与えないと人が来ない時代になっているのではないかなと思うんです。この奨学金返還事業も、これ県がやっている事業に市が上乗せしてやっている事業だと思うんですが、こういうのをもし役所の職員にも充てられるのであれば、今全国で人手不足、人材不足、専門職の奪い合いが起こっていると思いますので、リクルートもただ出して募集しましたでは来ないです。何をするかというと、すごく給与を上げるか何かインセンティブを与えないと来ないのではないかと思います。そう思って質問しました。何かこれに答えられることあればお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

砂川和也議員ご指摘のとおり、全国的に公務員に志願する方は今減少傾向にございます。特に専門職の確保につきましては、どこの自治体も苦慮しているところで、本市においても、専門職の募集を行っても応募がないなど、他の自治体と同様、厳しい状況であります。職員確保における対策としましては、採用試験における受験資格の年齢上限引上げや地元の高等学校へ試験実施の案内を行っております。今後は県内の大学や専門学校へも出向いて、職員の募集についても案内をしていきたいというふうに考えております。議員ご指摘の特典につきましては、今のところそういったことは考えていないところでありますけれども、本市の職員として働くことに興味を持つような志願者もいると思いますので、ほかの自治体とかそういう事例がないか、そこは検討していきたいというふうに考えております。

◎砂川和也君

ほかの自治体ではなくて、宮古島市が先にやっちゃいましょう。そうすると、ほかの自治体がまねします。本当にそういうことも考えないと特に専門職は集まらないと思いますので、笑い事ではなくて、そういうことをやると来るということがもしあれば、やってみる価値はあると思いますので、そういう発想も今後やっていく時代に行政も入ってきているのかなというふうに思っておりますので、新市長になりましたので、どんどんよくなることを期待しておりますので、ぜひ今回取り上げた一般質問を善処していただきたいと思います。今回これにて砂川和也の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで砂川和也君の質問は終了しました。

しばらく休憩し、15時45分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後 3 時30分）

再開します。

（再開＝午後 3 時45分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎久貝美奈子君

13番、久貝美奈子です。よろしくお願いします。市民ネット結、久貝美奈子です。

本定例会において、市長の施政方針の際に手話通訳がありました。私も少し手話を学んだことがあります。まだまだなんですけれども、こうして視覚障害のある方が政治や社会の動きをより理解しやすくな

る一歩だと思っております。情報のバリアをなくし、誰もが平等に参加できる環境を整えていくことはとても重要だと感じました。市民の皆様にとっても、手話に興味を持っていただき、さらに手話通訳者の育成につながればと思っております。これからも、少しずつでもいろんな場面で手話を取り入れていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、通告に従いまして質問いたします。ちょっと順番を変えていきます。市長の政治姿勢について、1、令和7年度施政方針についてなんですが、ウの人事評価制度の活用方法について伺うからお願いいたします。どのような制度からどのような制度に変えていくのか伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

人事評価制度についてお答えいたします。現在本市の人事評価制度は、能力評価と業績評価の2つの評価制度で構成されております。職員の業務遂行能力や成果を適切に評価し、その結果を基にしたフィードバックを行うことで、職員自身に気づきを与え、モチベーションを高めることを目的として実施しております。しかしながら、現在の評価制度では、評価結果を給与や賞与等へ反映するための評価手法や運用方法が確立していないため、人事評価制度運用の見直しが必要だと考えております。人事評価制度は、組織全体の活性化や職員の士気向上につながる重要なツールであるため、今後も効果的に活用できるよう見直しを行っていききたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

給与という言葉が出てきましたが、この新しく行われる評価制度の中では評価を給与に反映するというのでしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

人事評価制度の給与反映につきましては、職員の意欲と能力を最大限に発揮できる環境を整えるために非常に重要な取組であると認識しているところでございます。現在の評価制度では、給与や賞与等へ反映することを想定しておりません。自己評価がベースとなっているため、今後は職員一人一人の業務遂行能力や成果を適切に評価して、その結果を給与や賞与等へ反映する仕組みを構築していきたいと考えております。その際には、各労働組合とも丁寧に意見交換を行った上で見直しを行っていききたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

私も以前市役所の職員をしていた頃に労働組合の女性部長を務めていたこともありまして、この評価制度に関しては本当に慎重に考えて取り組んでいかなければならないところかなというふうに思っております。例えばこの評価制度、職員の給与や賞与等へ反映させるというようなこともありましたが、今回から行う評価制度に少し疑問があるところがありまして、評価制度の公平性、透明性の確保、それは評価者の主観が入りやすく、恣意的な評価が行われないかというところとか、あと業務内容の違いが役所の中ではあると思います。現場職員、事務職員、専門職、様々な異なる職種間で適切な評価ができるのだろうかというところと、あとこの評価制度によって、精神的負担、メンタルヘルスへの影響が生まれないか、過度な競争の発生が起こってしまい、職員間の対立を生むリスクはないだろうか、そういったところです。あとは、評価者の育成、評価をする側が果たして本当に適切な評価をするスキルを持っているのかどうか、そういったところも少し疑問になっているんですけれども、その辺についてはどうでしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

もちろん今ご指摘のことにしましては、簡単に評価制度ができるというふうには考えておりません。最低でも二、三年はかかるのかなと思っております。その中で、当然しっかりと両組合と、どういう方法がいいのか、中身に関しても、今おっしゃっていただいた職員の精神的負担の部分も並行して、組合としっかりそこら辺は丁寧に協議をしながら導入に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

先ほどの質問で砂川和也議員からありましたように、今、職員の人数がかなり減っています。そして、残業も先ほどの数字を聞いてちょっと驚いたんですけれども、いろんな事業が増えていくのになかなか職員の数が増えないという現状もありますので、こういった人事評価制度については、しっかりと評価制度の透明性、適切なフィードバックの実施、また評価者の研修強化など、しっかりと労働組合のほうとも話をしながら合意形成を取るようお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、エの質問に入ります。行政経営課の業務について伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

行政経営課の業務についてお答えいたします。

新年度より新設されます行政経営課の主な業務内容としましては、普通財産となっております遊休施設、閉園となっております幼稚園、閉校学校等の利活用、売却、譲渡、貸付け、解体など有効活用の企画及び推進に関する業務を行ってまいります。また、各部局が所管しております公共施設等については、施設方針の進捗、維持コスト、利用状況などを聴取するとともに、市長の諮問機関になります行政経営会議を設立しまして、施設別行政コスト計算書等に基づき、施設の長寿命化、統合、廃止、民間活用などの資産リストラの推進に向けた審議をしていただき、答申内容を踏まえた取組を行ってまいります。

◎久貝美奈子君

こういった課によって、今使われていない施設、また土地などが有効活用されることを願っております。よろしくお願いします。

次に、市長の政策を進めていく上で、民間事業者、団体等との連携が必要だと思いますが、事業者の育成、民間力の強化について、市長の考えを伺います。

◎市長（嘉数 登君）

公約として掲げている政策を実現するためには、事業者や各団体との連携は極めて重要であり、加えて施策のプレーヤーとなる事業者の育成強化も取り組んでいかなければならないテーマだというふうに考えております。そのためにも、生産力や競争力の向上、自立支援、成長促進など、様々な形で事業者の育成強化に取り組んでいく方針でございます。これに向けては、本定例会に上程しております宮古島市中小企業振興基本条例の施行後に、中小企業者及びその関係団体から成る、これはまだ仮称ですけども、中小企業振興会議を開催いたしまして、条例内の基本的施策に基づく中小企業振興施策の内容検討を行った上で市へ提言をいただき、その後の施策に反映させていきたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

先ほどの質問から続くんですけども、空いている施設の活用とかですけど、そういったものも民間事業者の方でこれからいろんな事業をしたいという方が結構相談に来られる。私のところにも来るんですけ

れども、そういったときにやはり場所の相談が多いんです。マリンターミナルの空いているところを使いたいとか、結構空いている施設、下地庁舎に関しましても、まだ2階のほう为空いているようなんだけど使えないとか、そういった新しく何か起業したいという、福祉関係もありますけども、そういったところでぜひ民間事業者への協力もしていただいて、これから役所、行政は仕組みづくりで、民間のほうはプレーヤーとして協力していくことがこれからの時代は必要かなと思いますので、ぜひ行政のほうも民間事業者のほうにはこの施設の活用などももう少しやりやすく相談に乗ってあげてほしいなというふうに思います。よろしくお願いします。

続きまして、障害者雇用について伺います。現在市で採用している雇用人数を伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

障害者雇用についてお答えいたします。

現在市で採用している障害者の雇用人数は、市長部局12名、教育委員会7名、水道事業1名となっております。

◎久貝美奈子君

これは、職員も会計年度任用職員も合わせての数になるのでしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

職員と会計年度任用職員の合計の人数でございます。

◎久貝美奈子君

会計年度任用職員は、1年で更新といいますか、契約が切れると思いますが、最近相談がありまして、ある公共施設、市ではないんですけども、働いている聾の重度障害の方がいるんですけども、その方が雇用期間が決まっているということで、今回継続ができなかったということで仕事を探し始めているんです。なので、会計年度任用職員の採用枠を本市において増やしていただいたんですけども、このような会計年度任用職員の決まりというんですか、それがあるのは分かるんですが、障害者雇用に関してはもう少し何か優遇といいますか、そういった1年を超えてというような、そういった措置は取れないかどうか、伺いたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

雇用期間のご質問でございます。

会計年度任用職につきましては、任用期間は地方公務員法で会計年度の範囲内とされております。期間について優遇することは今のところできませんが、再度の任用は可能となっておりますので、今後とも引き続き障害者雇用のための予算を確保していくとともに、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携して積極的に取り組んでまいります。

◎久貝美奈子君

仕事のマッチングをするまでに結構時間がかかると思うんです、障害者雇用というのは。せっかく会計年度任用職員として宮古島市で働くことができて、慣れてくる頃にまた履歴書を出してというのも結構大変だと思うんです。なので、ぜひ障害者雇用に関してはもう少し期間を延ばすような取組ができないかというところでお願いしたいと思います。国の制度なので、難しいと思うんですけども、再度の任用があるということなので、その辺も考慮して、せっかく仕事がマッチングできたので、本人の希望があればで

きるだけ継続をしていただきたいなというふうに考えております。よろしくお願いします。

続きまして、福祉行政について伺います。1、医療的ケアの必要な子供たちの支援について伺います。令和7年度当初予算において医療的ケア児コーディネーター1名の配置の予算が計上されています。業務内容について伺います。

◎福祉部長（守武 大君）

医療的ケア児コーディネーターの業務は、医療的ケア児及びその家族からの相談に応じ、出生後、病院から退院時における支援、福祉サービスの利用に関する支援、保育及び教育に関する支援、労働に関する支援など、医療的ケアが必要な子供のライフステージに合わせて必要な情報の提供、助言を行うことや、医療的ケア児を支援する関係機関への協力やサポートを行うことが主な業務となっております。

◎久貝美奈子君

1名の採用ということで、これは沖縄県の医療的ケア児支援センターの方々と意見交換をした際に、せっかく県のほうに医療的ケア児支援センターができて、いろんな市町村と連携する事業を計画しておりますので、ぜひこの医療的ケア児コーディネーターの方には、しっかりと県と連携を取って、離島の課題などの解消に向けて頑張っていただきたいなというふうに思っております。前回も言ったんですけども、ライフステージ、お子さんの保育園、幼稚園、小学校、中学校という、ライフステージに合わせた支援を事前に準備するというような取組を県のほうが市町村と連携してやっていきたいということを話されていまして、ぜひその辺もしっかりと教育委員会とかとも連携を取って、横のつながりをこのコーディネーターさんにしっかり取っていただいて、そういった子供たちが離島でもほかの子供たちと同じように生活できるような支援を考えていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

続きまして、若年性認知症支援について伺います。若年性認知症とは、18歳から65歳未満で発症する認知症のことをいいます。本市においても、本人、ご家族、支援者の皆さんが家族会を立ち上げ、活動しております。様々な課題解決のために、離島である本市において若年性認知症支援コーディネーターの配置ができないか伺います。

◎福祉部長（守武 大君）

若年性認知症支援コーディネーターは、都道府県に設置が位置づけられており、沖縄県では2名が配置されております。主に地域包括支援センターをはじめとする関係機関の連携ネットワークの支援や個別支援における助言、専門職向け及び企業向け研修会、市民向け講演会などの開催を行っております。現在のところ市に若年性認知症に特化した専門職は配置されておきませんが、県のコーディネーターの専門性やこれまでのノウハウを活用し、就労支援や家族支援などの横の連携を密にし、若年性認知症に関する理解の促進や支援体制の構築に向け、取組を進めてまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

1月25日に沖縄本島のほうで全国若年認知症フォーラムがありまして、そこに参加してきたんですけども、先ほど砂川和也議員からもあったんですが、宮古でも当事者の方が来て講演会を行いました。前から結構私は若年性認知症の課題については議会でも取り上げているんですけども、県に今2名の若年性認知症支援コーディネーターの配置があります。ただ、離島である宮古島市においても専門的な相談窓口が必要ではないかと感じております。若年性認知症は、鬱病やストレスと誤診されることが多くて診断が

遅れまして、また働き盛りの年齢ということもありまして、仕事と経済的な問題、また社会的孤立、また家族の負担など、様々な課題があります。それで、若年性認知症の専門的な知識を持った相談員の配置ができないかどうかというところでお聞きしたんですけれども、これは市独自の例えば配置というのは難しいんじゃないでしょうか。

◎福祉部長（守武 大君）

久貝美奈子議員おっしゃるように、若年性認知症に関しては、早期の発見というのが一番大切なポイントになります。発見が遅れば、働いているところでのトラブル等によって仕事を辞めざるを得ない状況になったりして、家族が行き詰まってしまうという状況になりますので、早期発見のための支援のための相談員の育成というのが一番のポイントかなと思っていますところです。そこら辺は、今現在いる既存の相談員や包括支援センター並びに障害の窓口も含めて勉強しまして、いち早く相談に乗れる体制をつくっていききたいなと思っていますところです。

◎久貝美奈子君

次の質問に行きます。地域共生社会の実現に向けて、誰もが安心して暮らせる地域をつくるために地域の支え合いの仕組みづくりが重要だと考えますが、本市においてどのような取組があるか伺います。

◎福祉部長（守武 大君）

地域共生社会とは、制度、分野ごとの関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源（_____部分は193頁に発言訂正あり）が世代の分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指します。様々な地域課題に対し、自助、互助、共助、公助の役割を持つ各主体が連携し、地域課題へ対応することを視点とし、第3次宮古島市地域福祉計画が策定され、この計画において地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを基本目標に掲げ、社会福祉協議会に設置しているコミュニティーソーシャルワーカーを中心に小地域ネットワークの構築に取り組んでいます。住民一人一人が相互に支え合うことのできるネットワークが構築されることで、地域が抱える課題や福祉ニーズ等の把握、住民間の課題に対する意識共有が図られ、地域における支え合いの体制づくり、すなわち自助、互助の連携が期待されます。

◎久貝美奈子君

社会福祉協議会に在籍していますコミュニティーソーシャルワーカーさんの話もよく聞きますが、2番に行きますが、民間の住民ボランティアとの協働体制づくりというのが今後必要になってくるのかなというふうに感じております。予算委員会とか文教社会委員会の中でも、やはり高齢者の方がかなり増加しているということで、それなのに介護事業所が減っているとか人材不足というふうな話も聞いていますので、今後宮古島市においても社会福祉協議会とか行政とさらに住民ボランティアでの何か共同支援体制をつくっていくことがすごく大事なのかなというふうに思いますが、その辺の取組というのはどうでしょうか。

◎福祉部長（守武 大君）

お答えする前に先ほどの答弁の訂正をしたいと思います。地域共生社会の実現に向けてという答弁で、地域共生社会は、制度、分野ごとの関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源と申しましたが、人と資源に訂正いたしますので、よろしくお願いいたします。申し訳ございませんでした。人と資源が世代の分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に

つくっていく社会を目指しますということです。

次の社会福祉協議会、ボランティアとの共同支援体制づくりについてお答えします。まず、社会福祉協議会におきましては、市の多くの事業を受託して地域を把握しておりますので、社会福祉協議会の支援体制の強化は本市としても重要だと捉え、次年度の予算について、社会福祉協議会の運営補助費として1,062万4,000円を増額し、7,535万8,000円、さらに地域福祉計画推進事業の委託料として496万1,000円を増額し、2,498万2,000円の予算を計上しているところです。社会福祉協議会とは引き続き協力体制の下、地域づくりのために頑張っていきたいと思っております。

ボランティアの支援体制についてですが、ボランティア活動への支援として、社会福祉協議会において既存のボランティア団体への活動支援や新たにボランティア活動を行いたい市民への相談支援を行っております。また、ボランティアの育成として、中高生から一般の市民を対象とした養成講座や、小学生や中高生を対象としたサマーボランティア研修、ハンディキャップ体験学習等を開催し、市民が福祉を身近に感じるきっかけとなるよう取り組んでおります。

また、防災面においても、地域の共同支援体制の要として社会福祉協議会の役割は重要であると考えており、災害が発生した場合の災害ボランティアセンターの設置をはじめ、被災者への早期支援と安定したボランティア活動支援が行えるよう体制づくりに努めてまいります。

◎久貝美奈子君

先ほどの認知症の支援についてもそうなんですけれども、行政と民間といいますか、住民も一緒になって、自分事としてこれからは考えていかなければならない時代になっているなというふうに感じております。ぜひそういった協働で支援できる体制づくりを構築していただきたいと思います。また、そういった制度、社会福祉協議会のほうでいろんな育成の講座なども行っているということです。市民の皆様にも周知していただければと思います。よろしくお願いします。

次に、居住支援協議会の設立について伺います。本市において、住居不足、家賃高騰など喫緊の課題となっております。今定例会でもたくさんの議員からこの住居問題は取り上げられておりますが、さらに私からは住居確保要配慮者について少し質問をしていきたいと思います。この住居確保要配慮者の方々は複合的な問題を抱えております。高齢者、障害のある方、ひとり親の方、外国人、いろいろおりますが、その方々の住居問題の支援については、住宅部局と福祉部局、さらに不動産関係の団体、居住支援団体等の総合的な支援が必要だと考えます。この居住支援協議会の設立について伺います。まず、市もいろんな支援策を挙げて進めていると思うんですけれども、市民の皆様にも分かりやすく、この居住支援協議会というのがどういったものなのか説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

まず、概要について説明を行います。住宅確保要配慮者支援協議会とは、住宅確保要配慮者、低額所得者、被害者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭、その他の住宅の確保に特に配慮を要する者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係事業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施するものとなっております。

次に、住宅支援協議会の設置につきましては、協議会設立に向けた行政と不動産関係団体や居住支援団

体が連携した地域における総合的、包括的な居住支援体制の整備が必要と考えており、関係団体とも連携し、協議会の早期設置に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

この住宅確保要配慮者への支援をするということなのですが、1月31日に沖縄市で行われた沖縄県居住支援シンポジウムというところに参加してきましたんですけども、その中で高齢者の方の居住、民間アパートに入りたいのに入れないという相談が多くなっているということをお聞きしました。私のほうにも70代の女性の方2名から相談がありまして、今住んでいる一戸建ての借りているおうちを出ていかなくちゃいけないんですけども、なかなかアパートが探せないということで、すごく困っている様子でした。そういった相談場所といいますか、居住支援協議会ではそういった相談を受け付けているんですけども、宮古島市においてそういう要配慮者の皆さんがこういった住居に係る相談をする際にはどちらのほうに行けばいいのか、教えていただけますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時19分）

再開します。

（再開＝午後4時19分）

◎福祉部長（守武 大君）

住宅の確保ということですけども、まず福祉部局においては、障害者、高齢者、生活困窮者、それぞれ相談窓口がございますので、関係する窓口でまずは相談いただいて、さらにちょっと複雑に絡まることがございますので、生活困窮だけではなくて、親子の問題や夫婦の問題、それぞれ必要な関係部署で支援会議を行いまして、それぞれ対応してまいりたいと思いますので、まずは関係していると思う相談の窓口まで来ていただければいいのかなと思っております。

◎久貝美奈子君

福祉分野での相談もできるということなんですけれども、今宮古島市において民間アパートとかの稼働率が95%を超えているというふうに伺っております。本市で進めております住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業も、窓口のほうに行って聞きましたら、なかなか民間住宅を管理しているところから申請がないということで、もう既にいっぱいなので、そういう要配慮者の方を入れるというあれがないんですよね。せっかくこういった要配慮者のための支援なんですけども、うまく使われていないのかなということを受けまして、民間の不動産会社と福祉、住宅部門、そういったところの話合い、まずは現状の課題をお互いに理解するというような、そういった意見交換の場を持つことがすごく重要かなと思うんですけども、市において福祉分野、民間の不動産業を営んでいる方とか、そういった意見交換の場を持ったことはこれまであるのでしょうか、伺います。

◎福祉部長（守武 大君）

障がい福祉課のほうで地域自立支援協議会というものを開催しておりまして、その中で居住支援部会という部会がありますので、障害者に対しては、その部会で民間事業者も含めて関係者が集まって、ハローワークや福祉団体を含めて集まって協議するという仕組みにはなっているところです。

◎久貝美奈子君

居住支援といいましても、こういった要配慮者の方の支援には様々な分野の協働が必要だと思います。県のほうでは、この居住支援協議会を立ち上げるために伴走支援という事業が始まっております。これについて宮古島市のほうではどうでしょうか。今後この居住支援協議会を立ち上げていく予定はあるのか。こういった県の伴走支援という制度などを利用して、その協議会設立に向けて動いていく予定があるのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 4 時24分）

再開します。

（再開＝午後 4 時24分）

◎建設部長（川平陽一君）

先ほどの答弁になりますが、居住支援協議会の設置につきましては、協議会設立に向けて、行政と不動産関係団体や居住支援団体が連携し、地域の総合的、包括的な居住支援体制の整備が必要と考えており、関係団体とも連携し、協議会の早期設置に向けて今後取り組んでまいります。

◎久貝美奈子君

沖縄県のほうも伴走支援プロジェクトというのを立ち上げて、各市町村のほうでこの協議会立ち上げに向けて動いているというところなので、ぜひそういったのも利用して進めていただきたいと思います。なぜこういった居住支援の質問をするかといいますと、住宅確保要配慮者への居住支援というものは、入居支援、住居を確保して終わりということではないと思うんです。住居を確保して、家を探してあげたから終わりではなくて、プラス入居後の生活支援が必要な方が本当に多いんです。入った後の生活支援も必要になってきます。なので、どうしても福祉とかも協力してやっていかないといけないのかなと思います。さらに、一体的に提供することで居住支援が地域づくりにもつながっていくと思いますので、誰もが住みやすい宮古島をつくるためには、こういった横のつながりがどんどん必要になってくると思います。12月定例会でも重層的支援事業の話をしたんですが、どんどん縦割りから横、環境と福祉とか住宅と福祉、福祉はいろいろ関わってくると思うんですが、本当に人材が足りない中、大変な時代になってきていると思うんですけれども、ぜひ住民も巻き込んで、地域でどういうことができるか、先ほどの社会福祉協議会の協力も得ながらみんなで自分事として考えていかなければいけないのかなというふうに感じております。協議会設立に向けてもまた検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、TNR事業における施術場所の協力について伺います。飼い主のいない猫に対し去勢避妊手術を行い、過剰な繁殖を抑制するTNR事業について、令和6年5月に市長要請がありました。次年度TNRの施術予算がついているということで、本当にありがとうございます。ただ、TNRの施術場所についても要請したんですけれども、市として協力ができないか伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

TNR事業は、いわゆる飼い主のいない猫を捕獲、避妊去勢、元の場所へ戻すを行うことで、飼い主のいない猫の繁殖を抑制する事業です。これらについて、本市ではこれまでTNRにおける避妊去勢手術実

施の費用をさくらねこ基金が負担するさくらねこチケットの行政窓口として、TNR事業へ関わりを持って取り組んできたところです。久貝美奈子議員のおっしゃいます宮古島市における動物愛護行政の拡充を求める要請を令和6年5月（_____部分は200頁に発言訂正あり）に受けまして、これまでTNR事業のさらなる推進に向けて、自治会向けアンケート、市内動物病院への状況聞き取り、また宮古保健所やボランティア団体との意見交換を行ってまいりました。これらのことを踏まえ、本市におけるTNR推進において、地域住民の理解、協力が特に重要であるという観点の下、新たに制定した要綱を基に、市内の動物病院において飼い主のいない猫の避妊去勢手術を行う体制を次年度から整えてまいります。

（何事か声あり）

◎環境衛生局長（下地睦子君）

失礼しました。令和7年の間違いでございます。申し訳ありません。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時30分）

再開します。

（再開＝午後4時30分）

◎環境衛生局長（下地睦子君）

市としましては、飼い主のいない猫の避妊去勢手術について補助を拡充したことから、市内動物病院における手術負担の軽減がなされると考えておりまして、場所もその市内の動物病院で行っていただけるものと考えております。また、自治会の理解や協力の下で、地域の公共施設、いわゆる自治会が管理しております公民館等を活用することについては可能かと考えております。

◎久貝美奈子君

一斉TNRといって、自治会の会長から依頼があつて、最近では伊良部で行われたんですけど、松原自治会とか池間のほうでも行われました。その際は、確かに自治会の持っている公民館などを利用してやっているんですけども、毎週火曜日に行っているTNRの施術があるんですけども、それが、分かると思うんですが、古くなった救急車の中で、それを動物病院としまして、今は保護猫団体の施設の駐車場のほうに止めて、そこで行っているんです。確保してきた猫を一時保護する場所に困ってしまつて、軒下のほうに置いて、それで間に合うということなんですけれども、実はそこがもう来年にはその場所でないといけないということで、駐車スペースがあればどこでもできるというふうに聞いてしまつて、ぜひ宮古島の空いている施設の、本当に駐車場で構わないんですが、そういったスペースを少し借りることはできないかと。例えば公式にちゃんとその駐車場を使わせてくださいというような申請をすれば検討していただけるのか、方法を探しておりまして、ぜひ市のほうにも、施術場所といいますか、室内というよりも、この駐車場とか保護した猫を置くような軒下があれば足りるということなんですけれども、たくさん施設が空いていると思うんですが、そういったところで構わないんですが、協力できないでしょうか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

市が管理する公共施設、確かに多くございますけれども、所管する担当課がございますので、その担当課と協議を行って可能性を検討してまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

最近では新聞のほうでもこのTNR事業が取り上げられておりまして、本来なら市民の皆さんへ犬、猫のちゃんとした飼い方をみんなで啓発していかなければならないというところなんです、今いる猫たちをこれ以上増やさない、無駄な命をつくらない、殺処分ゼロを達成していくというためにも、ボランティアの皆さんが自分たちの資金で頑張って活動していますので、資金に関しては市のほうも予算をつけていただいております。できる協力のほうを、本当にできることで構いませんので、ぜひよろしくをお願いいたします。

あと、宮古島市景観条例について伺います。3月定例会において、宮古島市景観条例及び計画について景観形成基準の中の高さ制限を撤廃もしくは大幅緩和をした計画変更届を求める決議が賛成多数で可決されました。去年の3月定例会です。その後、市民アンケートが実施されましたが、その結果を踏まえ、当局の見解を伺います。

◎市長（嘉数 登君）

ご質問にありました市民アンケートにつきましては、景観計画の見直しの必要性等を検証するための基礎資料の作成を行うことを目的としておりまして、市民、観光関連事業者、それから観光客、高校生を対象に実施しております。調査の結果としましては、まず景観計画の景観を守るための取組は、どの調査対象においても95%以上が必要であると回答されており、これらの取組の必要性が認識されております。次に、建物の高さの制限の必要性につきましては、現在より強化または維持するのがよいとの回答が大半を占めておりますが、緩和の声並びに局所的な緩和エリアの設定を受け入れる声も一定数ございました。こうした調査結果を踏まえて、市としましては、次年度以降、現在の景観計画をよりきめ細かく分かりやすく設定するための検討を行いながら、例えばシンポジウムの開催などによって市民の関心と理解を得るための取組を並行して行っていきたいというふうに考えております。

◎久貝美奈子君

アンケートの結果を受けまして、結構高校生とか若い方と、また年配の方と意見が分かれているような結果を見ました。シンポジウムなどを開催していくということで丁寧な対応をお願いしたいと思います。

ちょっと戻ります。市長の政治姿勢について、ちょっと戻りたいと思います。市長公約9つの政策について、子供のための施設と高齢者介護施設等が一体となった幼老複合施設、福祉の森構想について伺います。

◎市長（嘉数 登君）

近年高齢者と子供の世代間交流の機会が失われつつある中、地域の活性化を図り、地域福祉の向上が課題となっております。福祉の森構想は、地域活性化と持続可能な地域づくりを目指す取組で、高齢者と子供たちが共に活動できる環境を整備し、障害者支援も含めた包括的な地域振興を目的としております。具体的には、旧佐良浜小学校の敷地内に児童館やこども園などの子供のための施設と介護施設や障害児通所施設などの施設を一体化して整備することで、地域の子供からお年寄りまで全ての世代が共に過ごし、交流できる場の提供を目指しております。現在は、児童館の建設及び認定こども園の設置に向けて進めているところであり、今後は介護施設や障害児通所施設などの設置に当たり、課題の把握及びその課題解決について庁内で調整を図りながら、設置事業者と連携協力して対応してまいりたいと考えております。

◎久貝美奈子君

ぜひ子供たちのため、高齢者のためにも、どの世代も住みやすいような宮古島市を今後もつくっていただきたいと思います。先ほど城辺のトレーニングセンターの話もありましたが、高齢の方でも利用できるようなトレーニング施設といいですか、そういったものがあれば、外に出るきっかけにもなるかなと思いますので、子供たちの遊ぶ場所も少ないというふうに結構私の周りからは聞こえておりますので、子供たちの遊ぶ場所とか、高齢者が通う場所とか、そういったところをこの福祉の森構想でぜひつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、子供の貧困対策の拡充を図るために配置する児童自立支援員について伺います。この児童自立支援員というのは、どのような役割をするのか教えてください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

子どもの貧困対策児童自立支援員は、本市における子供の貧困対策の支援の充実を図ることを目的として平成28年度から配置しております。児童自立支援員の業務は、子供の貧困に関する各地域の現状を把握し、学校、学習支援施設、居場所づくりを行うNPO等の関係機関との情報共有、子供や家庭に必要な支援につなげるための調整、居場所の担い手を確保するなど、新たな子供の居場所づくりの準備などを行っております。児童自立支援員の配置要件は、市要綱で社会福祉士及び社会福祉主事任用資格を有する者などとしております。貧困対策の充実を図るためには、児童自立支援員のスキルアップに取り組むとともに、沖縄県等が実施する研修の受講や他自治体の好事例取組の調査研究を実施いたします。また、学校や教育委員会、福祉関係機関との連携強化を深めるとともに、新たな居場所づくりや既存の居場所の機能強化を図るため、民間団体とも連携しながら子供の居場所づくりに取り組んでまいります。

◎久貝美奈子君

平成28年から配置ということで、今回新しく配置されるというわけではないということですね。これは子供の貧困対策事業の中の位置づけといいですか、そういったアウトリーチとか、主にどういった。例えば自宅訪問とか、そういった感じでしょうか。市役所の中で勤務している方ですか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

子どもの貧困対策児童自立支援員は、こども家庭局内の家庭保健課に配置されております。

◎久貝美奈子君

こういった相談員、支援員というのは、市民の皆様にとって大事な役割を果たすと思いますので、行政と市民をつなぐこの相談員、支援員、専門職の確保については本当に足りないというように聞いていますので、次年度からそういった採用に向けて、先ほど砂川和也議員からもありましたけど、前から結構専門員が足りないというふうに言われていますので、ぜひしっかりと確保して、一番市民に近い専門職を育てていただきたいと思います。

そしてまた、そういった方が会計年度任用職員で結構配置されていると思うんですけども、この専門職の会計年度任用職員についても、ぜひ何か職員に、年度途中から職員にするとか、そういった採用試験などの実施とか、専門職の資格を持って入っているのに、会計年度任用職員で1年で任用期限が切れてしまうというのもモチベーションが低下してしまうと思いますので、そういった資格を持っている専門職については、先ほどの障害者雇用もそうですけど、1年ではなくて、何年か継続できるような、そういった

仕組みも必要かなというふうに考えます。よろしくお願いします。どうでしょうか。できますか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

現在児童自立支援員は定員3名となっているんですが、1人欠員となっております。ただ、令和7年4月からは3名の配置が見込めることになっておりますので、会計年度任用職員の継続という部分に関しましては、先ほど総務部長がお答えしたとおり、法律で定めがあるので、再度の任用ということで対応できればというふうに思っております。

◎久貝美奈子君

この会計年度任用職員というのは、国の制度だというのは重々分かっているんですけども、現場にいる市町村、自治体がしっかりと国のほうに、こういった現状があると。どこの自治体も今人材不足ということですね。会計年度任用職員も足りない、職員も足りないということで、そういった声、ぜひ国のほうにもこの地方の声というのを届けていただいて、そういう法律改正とか規則の改正とかができないものかなというふうに考えるんですけども、そういったことはどうでしょうか。市長、何か訴えたりはできないんでしょうか、国のほうに。

◎市長（嘉数 登君）

特に公務部門における定員管理というのは非常に厳格にされておりまして、この間相当数減ってきていると思っております。特に行政需要が複雑化、多様化する中においては、専門職をどうやって確保するかというのは非常に困難になってきておりますので、そこにどういう職を充てるのか、例えば会計年度任用職員についても、さっき継続と言いましたが、継続ではなくて、再度の任用ということになりますので、それを通して例えば最大3年間とかというふうに再度任用してやっていくということもありますし、久貝美奈子議員がおっしゃったのは、そもそも地方公務員の定数管理についてどうかという観点だと思っておりますので、そこは他の自治体ともいろいろと相談しながら、訴えるべきところについては国のほうに要望等をしていきたいというふうに考えております。

◎議長（平良敏夫君）

環境衛生局長より答弁の訂正があります。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

申し訳ございません。先ほど宮古島市における動物愛護行政の拡充を求める要請を令和5年5月に受けたと誤って答弁をしてしまいましたが、令和6年5月の誤りでございます。おわびして訂正いたします。

◎議長（平良敏夫君）

これで久貝美奈子君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後4時48分）

令和 7 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 18 日 (火) 6 日目

(一 般 質 問)

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第6号

令和7年3月18日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和7年3月18日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（延会＝午後4時43分）

議 長（8 番）	平 良 敏 夫 君	議 員（12番）	我如古 三 雄 君
副 議 長（22 〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （13 〃）	久 貝 美奈子 〃
議 員（1 〃）	大 城 仁 〃	〃 （14 〃）	下 地 茜 〃
〃 （2 〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15 〃）	池 城 健 〃
〃 （3 〃）	仲 間 誉 人 〃	〃 （16 〃）	山 下 誠 〃
〃 （4 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17 〃）	粟 国 恒 広 〃
〃 （5 〃）	上 地 堅 司 〃	〃 （18 〃）	上 地 廣 敏 〃
〃 （6 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （19 〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （7 〃）	下 地 信 男 〃	〃 （20 〃）	山 里 雅 彦 〃
〃 （9 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃 （21 〃）	國 仲 昌 二 〃
〃 （10 〃）	平 良 和 彦 〃	〃 （23 〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （11 〃）	下 地 信 広 〃	〃 （24 〃）	上 里 樹 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	嘉 数 登 君	会 計 管 理 者	下 地 美 明 君
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	水 道 部 長	下 地 貴 之 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	消 防 長	上 地 一 史 〃
福 祉 部 長	守 武 大 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
市 民 生 活 部 長	狩 俣 博 幸 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 長 職 務 代 理 者	前 泊 直 子 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
こ だ も 家 庭 局 長	幸 地 幹 夫 〃	農 業 委 員 会 会 長	長 濱 国 博 〃
環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 地 明 弘 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	友 利 毅 彦 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は23名で、定足数に達しております。

本日の日程は、議事日程第6号のとおりであります。

この際、日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、大城仁君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎大城 仁君

一般質問2日目、トップバッター務めさせていただきます。議員番号1番、大城仁でございます。初めての一般質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。

質問の前に、私は1月の市議会議員補欠選挙で5つの政策を掲げて当選させていただきました。本定例会では、そのうち大きく2つ、若者が活躍できる島づくり、そして安心して産み育てられる島づくりについて、私の私見を交えながら当局のお考えについて伺いたいと思います。そして、選挙期間中は市内各地を回らせていただきましたが、その中でよく耳にしたのは地域から子供の声が聞こえなくなったというお話です。本定例会では、地域活力、地域再生を念頭に置いた本市全体のまちづくりについても当局の考えを伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行ってまいります。1番、市長の政治姿勢について、まずは住宅環境について伺います。市長は、選挙期間中から若者の定住促進に取り組まれるとおっしゃってありました。昨日の答弁と重複する内容もあるかと思いますが、若者の定住促進についての考え方、具体的な手法について伺います。

◎市長（嘉数 登君）

市では若者の定住に向けて住居不足の緩和、解消に取り組んでおります。具体的には、令和6年度に県内で初めて導入した市営住宅の空き部屋活用を継続するとともに、さらなる要件緩和を検討し、活用可能な戸数の拡充を目指して取り組んでまいります。また、空き家の所有者等への意向調査を継続的に行い、空き家バンクへの登録を促進し、有効活用を推進してまいります。それから、子育て世代の住居不足解消に向けては、低廉な家賃で住宅を提供できるよう、市有地を活用した宅地造成や賃貸集合住宅の整備を進めてまいります。その際、サウンディング型市場調査を実施し、民間の企画力も取り入れながら、最適な活用方法を検討してまいります。さらに、生活の根幹を支える医療、福祉、保育従事者などエッセンシャルワーカーに向けては、定住促進分譲地や賃貸住宅の整備等も検討してまいります。こうした様々な取組を通じて、若者が安心して住み続けられる住環境づくりを進めてまいります。

◎大城 仁君

空き家の有効活用については、実態調査、意向調査を実施されているということですが、昨日の答弁では現在の本市における空き家の戸数が813件ということでしたが、可能であれば地域別の戸数は教えていただけますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前10時04分)

再開します。

(再開＝午前10時05分)

◎建設部長（川平陽一君）

今年度空き家実態調査において居住の実態のない可能性の高い空き家としまして、推定でございますが、伊良部地域で178件、上野地域で37件、城辺地域で232件、下地域で63件、平良地域で303件、合計で813件となっております。

◎大城 仁君

今回実施する意向調査の結果を受けて、住居不足解消のための有効活用に賛同してくれた持ち主に対して、家主に対して、次のステップとして市がどのように支援することで空き家バンクへの登録促進、住居不足の解消につながるとお考えでしょうか。例えばリフォームに係る費用の支援なのか、昨日もございました仏壇の問題を解消していくのか、はたまた借手への支援なのか、現在どのような戦略を持っているかお聞かせください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前10時07分)

再開します。

(再開＝午前10時07分)

◎市長（嘉数 登君）

先ほど800件余りの空き家があるということで、これをいかに有効活用していくかということが次なるテーマになるかというふうに思っております。当然その空き家は800件余りありますけども、この意向調査を踏まえて、利活用可能なところについては、まず解決すべきは仏壇の問題をどうするかということと、今大城仁議員ご指摘のリフォームの需要があった場合どうするかという問題があるかというふうに思っております。まず、仏壇の問題については、やはり行政が主体的に取り組んでいかなければいけない問題だというふうに考えておまして、そこについては市として関与して、解決できるように取り組んでまいりたいと。これ先行事例もございますので、取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、例えば民間にお願いしている部分は、借りたい人、貸したい人のマッチングの部分、それはどうしてもスピード感が求められますので、その部分は民間にお願いしたいという部分と、それからリフォーム事業については各種の補助事業等で活用できる部分もございますので、それから融資という部分もございますので、それを例えば民間事業者からその持ち主に情報提供なりをして、スムーズに空き家の提供ができるような環境を整えてまいりたいというふうに考えております。

◎大城 仁君

やはり人の出入りのなくなった建物は老朽化も早いと思いますので、引き続きスピード感を持って対応をお願いいたします。

続いて、住宅環境について②番、市有地を活用した市内の住宅問題解決について伺います。先ほどの答

弁の中でサウンディング型市場調査というお話がございました。市では、市有地を活用した宅地造成、賃貸集合住宅等の整備に向けてというところで、今市有地4か所について実施されていると思いますが、市民への提供開始はいつ頃になりそうでしょうか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

サウンディング型市場調査のスケジュールについてお答えいたします。調査結果を踏まえ、事業が可能だと判断されれば、次の段階として整備方針の策定、公募、選定、協定締結、施設整備へと進むスケジュールを想定しております。ただし、企業提案の内容や関連する補助金の申請の進捗が影響するため、現時点では具体的な日程を示すことは難しい状況です。柔軟に対応しながら進めてまいります。

◎大城 仁君

今答弁にございましたとおり、調査後にも様々なプロセスを経て提供が開始されることと思います。今のお話ですと、企業提案もあったり、補助金のタイミングもあるので、いつ頃という判断が難しいということですが、やはりこの旧町村地域の少子化、そして人口減少というのは喫緊の課題であるということとはもうほかの市議の皆様もおっしゃっております。やはり市としていつ頃までという整備期限を設けることで市民への提供開始までの期間短縮につながるかと思いますが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

現在市有地4つの候補地を想定してサウンディング型市場調査を行っております。ほかの市有地でもできないかということで、さらなる候補地を抽出して、見つければ検討してまいりたいということになっておりまして、企業側の提案に合わせた事業の内容となっておりますので、あくまでも事業化できるかどうかの可能性の調査でございまして、民間からの提案をヒアリングするという段階でございます。事業化するにはその受託は公募を前提としておりますので、企業からの提案を参考に整備方針、公募要件等を整理して、様々な業者が幅広く参加できるよう制度設計を考えてまいりますので、なかなか具体的な日程が申し上げられません。

◎市長（嘉数 登君）

今回サウンディング型市場調査、公募という形で進めておりますけれども、やはり民間企業の参入にはある一定のインセンティブというものがなければ、なかなか民間企業というのは提案しづらいかなというふうに思っております。今回その市有地をターゲットといいますか、対象地としてサウンディング型市場調査やっているのは、可能な限り低廉な家賃でというところが私はインセンティブになろうかなと思っておりますので、それに向けて、市有地についても可能な限り低廉な賃料でお貸しできないかということについても検討してまいりたいというふうに思っておりますし、この住居不足対策というのは喫緊の課題でありますので、スピード感を持って対応してまいりたいというふうに考えております。

◎大城 仁君

先ほど答弁にもありましたように、4か所以外にもほかの市有地についての活用も検討されているということで、何年もかけて、これからサウンディング型市場調査の後もたくさんプロセスあると思いますので、4か所のみとなると社会的インパクトに欠けると思いますので、昨日の砂川和也議員からの提案も踏まえつつ、ほかの市有地の有効活用も引き続きご検討いただきたいと思います。

続いて、2番、宮古島市未来戦略会議について、令和7年度の施政方針にもございました若者と市長が直接対話する宮古島市未来戦略会議の実施概要と協議体の構成者、期待する効果について伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

宮古島市未来戦略会議についてお答えをいたします。

少子高齢化の進行や住宅不足など、市民生活を取り巻く環境の変化に伴いまして市民ニーズは多様化、複雑化しておりますが、豊かで明るい宮古島市を目指していくには、本市の将来を担う若者の市政参加を促進することが重要だと考えております。そのことから、市長と若者が直接対話をし、本市が有する課題に対する意見交換や共有、また解消に向けた方策の検討等を行う場となる宮古島市未来戦略会議を新たに創設したいと考えております。

構成員につきましては、現在検討しているところですが、一般公募の形態ではなく、各分野において活躍している方に関する庁内各部署からの意見聴取や、また市内の経済団体等、宮古島商工会議所、宮古青年会議所、宮古島観光協会等の関係機関からの推薦を踏まえまして最終的な決定を行う予定をしております。会議を通して若者の視点や意見等から出る先進的な事例や、また柔軟な考え方を行政運営に取り入れ、生かしていきたいと考えております。

◎大城 仁君

本当に若者のシビックプライドの醸成につながる非常によい取組であると思っております。様々な協議会のスタイルあると思いますが、その場で出た意見がどういうふうに市政に反映されていくのか、何につながるのかというこの実感を得られるような協議会にぜひしていただきたいと思っております。例えば本市の最上位計画である今後策定予定の第3次宮古島市総合計画にそこで出た意見を取り入れていく、もしくはその総合計画の策定のメンバーになるなど、意見を吸い上げたその後、市政にどう反映されるかということも、一緒に考えていただきたいと思っております。

すみません。施政方針の中の若者の中には恐らくこれからを担う中高生も対象になってくるのかなと思いますが、その中高生の意見の発掘については、どのようにお考えでしょうか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

中高生の意見につきましては、去年から実施をしています子ども議会等もあります。今年度も子ども議会を開催する予定をしております。

また、大城仁議員がおっしゃったとおり、令和7年度から第3次宮古島市総合計画の策定の準備に入ります。その中で様々な意見等、特に中高生も含めて意見を吸い上げながら、総合計画の中の施策のほうに反映できるものがあれば、それは反映していきたいと考えております。

◎大城 仁君

中高生もそうです。繰り返しになりますが、非常によい取組であると思っておりますので、実施方法、内容についてを早めに決めていただきまして、数か月内の開催を期待しております。

続いて、3番、公園施設について伺います。既存の公園の個数と本市においてその数が適正であるか伺います。こちら前回の12月定例会にて上地廣敏議員が同様の内容にて質問されております。都市公園は24か所、農村公園54か所との答弁がございましたが、こちら譲渡等検討後、その数に変わりはないでしょうか。また、本市においてその数が適正であるとお考えか伺います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、農林水産部所管の公園についてお答えいたします。

農政課所管の公園が4か所となっております。これは、インギーマリンガーデンなどです。水産課所管の公園が9か所、高野漁港公園など、あと8か所となっております。農村整備課所管の公園は、地盛農村公園をはじめ、地元自治会が管理する公園も含めて51か所となっております。農林水産部で所管している公園の合計は64か所となっており、そのうち維持管理委託を行っている公園は27か所となっております。

◎建設部長（川平陽一君）

建設部が管理している都市公園は、平良地域で10か所、城辺地域が3か所、下地地域が6か所、上野地域が3か所、伊良部地域が2か所、合計で24か所となっております。沖縄県広域緑地計画では、住民1人当たりの都市公園面積が20平方メートル以上を確保することを目指していると明記されておりまして、本市の現状としましては全体の供用面積が130.4ヘクタールで、1人当たりの都市公園面積が23.71平方メートルとなっており、目標の水準は達成していると考えております。

◎大城 仁君

それでは、②番、今後の都市公園、農村公園の改修計画と管理方針について伺います。よろしくお願います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まず、今後の改修計画の管理方針の前に、先ほど公園の数が適正であるかというご質問への答弁が漏れておりましたので、お答えいたします。

農林水産部所管の公園、全体で64か所となっております。公園数が適正であるかという点につきましては、利用頻度が極端に少ないということで管理が行き届かない公園も多数ございます。そういうことから、施設を整理する必要があるというふうには考えております。

今後の改修計画と管理方針についてでございますけれども、農林水産部の管理公園の改修計画は現在のところございませんが、修繕が必要な箇所があれば適宜対応していくというふうにしております。今後の管理におきましては、先ほども申し上げましたが、管理が行き届いていない、極端に利用が少ない公園が多数存在します。定期的な除草作業とか必要に応じた樹木の剪定等を行い、適正な管理に努めるとともに、管理が行き届かない公園については自治会等への譲渡も含めて施設を整理していく必要があるというふうに考えております。

◎建設部長（川平陽一君）

都市公園の改修計画と管理方法については、盛加越公園、カママ嶺公園、城辺総合公園、東平安名崎公園、下地公園、大嶽城址公園、荷川取公園の7公園につきましては、公園施設長寿命化長寿命化計画に基づき、補助事業である沖縄振興公共投資交付金、公園事業の公園施設の改修、改築を実施しております。補助対象外の公園につきましては、市の単独予算で修繕を実施しております。

◎大城 仁君

先ほど農村公園について自治会への譲渡というお話もございました。やはり農村公園については小規模の公園も多く、土地区画整理事業の関係なのか広く分散しているような印象を受けます。予算、そして施設管理の選択と集中によって、集約して大きく充実した公園を設けるほうが市の負担軽減や市民の満足度

向上につながると思いますので、引き続き公園の整理ぜひお願いいたします。

続きまして、根間公園の整備計画について伺います。根間公園の整備に向けたスケジュールを教えてくださいたいと思います。よろしくお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

根間公園の整備につきましては、今年度用地買収が完了しており、令和7年度の公園整備に向けて、西里大通り商店街振興組合を含む中心市街地活性化協議会と意見交換をしているところであります。今後のスケジュールとしましては、6月頃に入札を行い、7月から8月には工事着工する予定で、供用開始は来年の1月頃を予定しております。

◎大城 仁君

根間公園は、中心市街地の本当にど真ん中に位置する公園で、その重要性は当局の皆様もご存じかと思いますが、整備方法によっては夜間、特に夏場、飲酒客のたまり場になってしまうのではないかという懸念も地域住民からはございます。管理人の常駐も視野に入れなければならないと思いますが、なかなか市の管理だけでは管理人の常駐というのは難しいと思います。令和6年12月定例会にて上地廣敏議員への答弁で、公園、都市公園に関しては包括的に民間に委託するような旨の発言もございました。根間公園のこういった民間への管理委託というのは検討されておりますか。

◎建設部長（川平陽一君）

根間公園の整備予定ですけど、来年の1月に供用開始を行います。その後、協議をしまして、今後包括的民間委託にするか検討してまいります。

◎大城 仁君

ぜひ指定管理と民間の力も活用して、中心市街地において重要な根間公園の役割を最大限に発揮できるよう努めていただきたいと思います。また、1月供用開始で、その後となると、またスケジュールが遅れてしまうのかなと思いますので、こちらの指定管理も併せて視野に入れながら検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、順番では人材育成についてとなっておりますが、少しここは飛ばしたいと思います。後ほど時間があれば質問させていただきます。

続いて、2番の都市計画行政について、昨日城辺トレーニングセンターの跡地についても答弁でございました。宮古島市の都市計画マスタープラン、様々なまちづくり計画、都市計画は、この上位計画である宮古島市都市計画マスタープランに基づいて計画、実施されているものと認識しております。令和4年に改定され、目標年次を令和12年度として本市全体のまちづくりを行っていることと思いますが、このマスタープランについて目的と実績、進捗状況、あるいは令和7年度の取組について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

都市計画マスタープランは、宮古島市の将来都市像の明示や宮古島市が定める都市計画の方針を示すことを目的に定めております。その中で都市整備の方針が定められておりますが、土地の利用に関する方針として整備すべきエリアと保全すべきエリアを明確にし、都市と自然の調和した土地利用を目指しております。また、市全域を対象として、今後のまちづくりの指針を示している全体構想に対し、地域の特性や地域が抱える課題に応じて、より具体的かつ詳細なまちづくりの方向性を明らかにすることとして地域別

構想を定めております。

なお、将来像実現に向けて、重点推進プロジェクトとして、1つ目に市役所を核とした新しいまちづくりの推進、2つ目に伊良部地域のまちづくりの推進、3つ目に用途地域の拡大による計画的な土地利用の誘導、4つ目に景観計画に基づく美ぎ島・宮古の魅力向上の4つの取組について早期実現を目指して、住民との意見交換を行いながら積極的に取り組んでおります。令和7年度においては、これらの取組をさらに推進するために、市役所周辺まちづくり基本計画策定業務と防災集団移転促進等活用検討業務、宮古島市景観計画等改定業務について予算化し、早期実現に向けて取り組んでまいります。

◎大城 仁君

この都市計画マスタープラン、私も恥ずかしながら議員になって初めてじっくりと読みましたが、しっかりと先ほどおっしゃられたように整備すべきエリア、保全すべきエリア、ゾーニングが行われております。おおむね策定されたゾーニングに従って各計画が進められているように思えますが、一部地域別構想において海岸線沿いをグリーンベルト、それから自然環境保全ゾーンとする方針図ございますが、実際にはこのゾーンに宿泊施設が乱立しているような状況もございます。この辺りマスタープランとの整合性については、ぜひ当局でもしっかりとご確認をいただきたいと思います。

続きまして、同様に本市の交通体系整備の上位計画である宮古島市都市交通マスタープランについて、目的と実績、進捗状況、令和7年度の取組を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

都市交通マスタープランは、都市計画マスタープラン及び地域公共交通計画と整合、連携を図り、本市の交通体系整備に関する基本的な方針を定めております。その中で、本市マスタープランでは都市交通の観点から、幹線道路ネットワーク及び公共交通ネットワークの在り方を示し、まちづくりとの整合性に留意しながら、住民と観光客にも、環境にも優しい交通体系を構築し、持続可能な島づくりを目指しております。令和7年度以降の取組としましては、交通の円滑化及び交通安全の確保を推進し、市街地の骨格軸における交通機能の強化など、関係部署、関係機関と協議、連携を図りながら取り組んでまいります。

◎大城 仁君

こちらの都市交通マスタープランの基本方針では、市役所と平良北部旧町村地域を結ぶ路線バス、それから各町村地域の旧庁舎を中心とした地域内公共交通のイメージ図がございます。こちらも同様に目標年次令和12年度とありますが、今後の路線バスの提携強化と地域内公共交通の整備状況について、令和7年度の取組について伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

今後の路線バスの継続の話かと思っております。免許返納した高齢者とか学生などが自らで運転することができない、いわゆる交通弱者にとってバスをはじめとした公共交通は、重要な移動手段となっております。高齢化が進行している社会状況を踏まえ、今後も維持確保に向けて取り組む必要があると考えております。一方で市民の約70%が日常生活における移動手段として自家用車を利用する傾向にあり、現在の本市における市民のバスの利用者は少ない状況にあります。その理由といたしまして、利用したい時間に運行していないとかバス停が遠く、歩くのが厳しい、あとはバスに乗り慣れていないため乗ることにちゅうちょするといった意見が聞こえております。そのことから、市では従来の路線バスと比べて短い

間隔で停留所が設置でき、利用したい時間に予約が可能となるデマンド型乗合交通の実証運行を令和5年度から系統3番の友利線で行っております。友利線でのデマンド交通は、令和5年から始めておりますけれども、令和5年度で月平均63件の利用実績はありましたけれども、令和6年度は月平均118件へと増加しており、実証の経過によって認知度が向上して、利用の促進が図られております。そういうこともありまして、次年度も実証運行をしていくんですけども、ほかの路線にもそういった形で参入できないかとか、そういった部分の中で継続をして進めていくというところと、やはりこの路線バスに関しては維持確保というのは今後も将来的に必要なことであると思っていますので、その維持保全について継続して取り組んでいきたいと考えております。

◎大城 仁君

デマンド交通に関しまして利用が促進されているということで、安心いたしました。おっしゃっているように交通弱者に向けての環境整備、それから過度な自家用車、自動車利用を見直すことで環境負荷の軽減にもつながると思いますし、また観光客の二次交通の整備にもつながると思いますので、ぜひ引き続きバス利用を推進していただきたいと考えております。また、旧郡部への定住が進まない要因の一つとして、ガソリン価格の高騰という意見も市民からいただいています。旧町村地域の定住促進のためにも、ぜひ利便性の高い公共交通を整備することで生活コストの削減、地域再生につながると思いますので、引き続き注力していただきたいと思います。

それでは、3番の市役所周辺まちづくりについて伺います。先ほどマスタープランの重点推進プロジェクトとしてございました市役所を核とした新しいまちづくりに沿ったこのまちづくり計画であると思います。施政方針の中では、行政経営課を新設して既存公共施設のスリム化を図ろうとしているように見える一方で、市役所周辺にまた新たにこの施設の建設を含めた広域のまちづくり計画を進められております。また、先ほど農村公園の話、都市公園の話もございました。この市役所周辺にまた新たな公園を造るという計画もあります。恐らく市民のためを思っている計画であると思いますが、多額の投資を行う上で市民にどのようなメリットがあるとお考えでしょうか。よろしくお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

市役所周辺地区は、都市計画マスタープランにおいて新市街地ゾーンに位置づけられ、市民の交通拠点として市民の意見や要望を生かした新たなまちづくりの取組を重ね、令和5年7月には市役所周辺まちづくり基本構想を策定しております。市役所周辺は、消防本部や沖縄県合同庁舎などの公共施設が集積する市民交流の場として新たな拠点の形成をするとともに、中心市街地や海、空の玄関口である平良港、宮古空港との連携を強化し、都市拠点としての一体感を高めてまいります。市民のメリットとしましては、平良港から中心市街地、宮古空港を結ぶ市街地骨格連携軸となる道路整備やバス等の公共交通の利便性の向上を図ることによる移動の円滑化のメリット、状況に応じた面整備や狭隘道路の改善、公園広場など都市基盤整備を行うことによる快適な住民環境となるメリット、行政、文化、教育、子育て支援の場となる市民交流拠点、シビックセンターの整備による多世代が集まるにぎわいの創出など、メリットがあると考えております。

◎大城 仁君

公共施設が集積することでの市民メリット、交通も含めた利便性の向上ということで、しっかりと市民

メリットがあるということで理解いたしました。昨日、旧伊良部庁舎跡地、それから城辺トレーニングセンターへの質問もあったように、この考え方、まちづくりを地域に持っていく、この投資を旧町村地域に行うことはできないでしょうか。見解を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

令和4年度からこれまで市民と意見交換会、検討委員会を開催、国有地検討協議会、アンケート調査の実施などを経て令和5年7月に基本構想を策定し、市役所周辺地区の住環境の改善の手法や検討、公有地利活用の方向性の検討を行っております。今後は、令和7年度から基本計画や設計等の検討を進めていくこととともに、適宜市民意見交換や国有地検討委員会、各検討委員会を開催し、情報共有や条件整備を進め、計画の早期具体化を目指していきたいと考えております。

◎企画政策部長（久貝順一君）

先ほど質問の中で旧郡部への展開ができないかというお話がありました。次の質問とつながるところがあると思うんですけども、旧郡部また平良北部も含めまして宮古島市地域賑わい創出事業というのを今基本計画の策定に向けて取り組んでいます。概要としましては、宮古島市地域賑わい創出事業につきましては旧町村等の地域、平良北部、城辺、下地、上野、伊良部の地域資源や魅力を生かした活性化に向けて、地域ごとのにぎわい拠点の創出及び当該拠点において実施する取組等を取りまとめるものとなっております。

基本計画につきましては、基本構想で設定をしました交流しやすい場所であること、また地域の資源や既存ストックを生かしたものであること、また官民が連携した取組であること、旧町村地域全体に効果が波及する取組であること、定住しやすい環境づくりにつながることの5つの基本方針の考えの下、基本計画の策定に取り組んでいるところでありまして、その中で各地域において地域の幅広い世代等から意見収集を行いまして、各地域でヒアリングやワークショップ等を実施しておりまして、今月末に検討委員会の中で基本計画の策定をすることとなっております。その中で、地域が主体となることが基本ではあるんですけども、やはりいろんな部分の中で行政としても支援するところは支援しながら取り組んでいて、この旧町村地域の活性化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

◎大城 仁君

まちづくり全体として、市民からの意見によると本市全体のまちづくりの方向性が分からず、乱開発が行われているのではないかという不安感も抱いております。まちづくりにおける市民と行政の役割を踏まえた上で、市民の理解を深めるためにもぜひ今後の総合的な都市計画についてのお考えを伺います。

◎市長（嘉数 登君）

市が有しているゾーニングの考え方を含めてお答えいたします。

本市では、離島地域ならではの人と自然が共生した美しい風土が育まれておりまして、これらを次の世代に継承すべく、整備すべきエリアと保全すべきエリアを明確化するとともに、自然的空間が充実した都市的土地利用と自然的土地利用の調和した土地利用を目指しております。

まず、市街地ゾーンですけども、既存の社会資本の蓄積を生かした土地の有効利用を図り、市街地における生活環境や活力の維持向上に努めてまいります。次に、土地利用展開ゾーンですけども、農地などの自然的土地利用との調和を視野に入れつつ、都市的土地利用を補完する空間として市街地周辺一帯を位

置づけ、無秩序な市街化を抑制して、良好な都市環境づくりを推進してまいります。次に、農地集落ゾーンですけれども、こちらは農業生産機能、生活機能及び自然環境が調和した利用が求められておりますが、ご承知のとおり、過疎化、高齢化の進行やこれらに伴う農業活動の停滞などにより農地、集落地での地域活力が全般的に低下しております。そのため、集落の中心地でのコミュニティ機能の充実や農業振興の促進により、定住環境の確保に努めてまいりたいと考えております。次に、自然環境保全ゾーンですけれども、こちらは公園等の位置づけによる自然環境の保全活用や防風林等の整備、市民による植栽活動の促進などを図るとともに、自然資源を活用した交流促進による地域活性化を推進してまいりたいと考えております。最後に、観光交流ゾーンですけれども、こちらでは周辺の自然環境や自然景観との調和、共生を図りながら、雇用の方や地域との交流の場として観光交流の活動を促進してまいりたいというふうに思っております。

以上のゾーニングの考え方の下、本市のまちづくりの推進に当たっては、行政のみではなく、そこに住む市民や経済活動を行う事業者の協働の下に成り立つものであると考えております。市民がこれまで以上にまちづくりに関心を持っていただき、理解を深め、積極的に参加することが必要であるというふうに考えております。行政は、具体的なまちづくり事業の主体としての役割に加えまして、これまで以上にまちづくりに関する情報提供、担い手の育成、今後設立する未来戦略会議や地域懇談会など、市民参画の機会の提供によって市民が主体となったまちづくりの支援に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎大城 仁君

ぜひ市民参画を図るためにも今ございました情報提供と、あと担い手の育成、ぜひ進めていただけたらと思います。

続いて、3番の地域行政について、地域のにぎわい創出について伺います。先ほど冒頭でも少し触れましたが、人口減少、旧町村部の人口減少は喫緊の課題でございます。各地域それぞれの色を持った地域があるからこそ、宮古島市全体が市として魅力的な市になると考えております。やはり地域活力は必須です。その上で平良北部地区、旧町村地域のにぎわい創出について当局の基本的な考え方、今後の計画について伺います。先ほど基本構想についてのお話もあったかと思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

先ほどの答弁と重なる部分があると思いますが、ご了承願いたいと思います。

旧郡部、北部も含めて人口データのお話もありましたので、人口のデータから先にお話をしたいと思っております。本市の人口の推移を国勢調査の結果で見ますと、市町村合併時である平成17年の5万3,500人に対しまして、直近の調査結果であります令和2年の国勢調査においては5万3,000人と現状維持の状況となっております。しかしながら、人口の分布の状況を見ますと、平良地域の市街地周辺に増加が大きく、城辺、下地、上野、伊良部、平良地域の北部地区を合算した旧町村地域等の人口は、平成17年度2万2,000人から令和2年は約1万8,000人と、4,000人ほど減少しております。人口の減少は、地域の行事の継続とか担い手の確保等の課題につながっているものと考えております。また、一方で旧町村地域等におきましては、本市の観光資源である風光明媚な自然環境、また受け継がれている伝統文化、芸能、また特産となる農水産物の資源を有しておりまして、各地域の魅力になっているものと捉えております。

そういうことで地域賑わい創出事業につきましては、先ほどの答弁とダブりますけれども、これらの魅力

的な資源を生かしながら、地域が主体となって取り組むことで地域の活性化につなげることを目的として実施しております。これまでの取組としましては、令和5年度に事業全体の方向性を示す基本構想を策定し、令和6年度はその基本構想をベースとした各地区におけるにぎわい拠点施設等を定める基本計画の策定を進めております。今後とも地域との意見交換等を継続しながら、各地域の取組への支援を検討しながら、連携してにぎわい創出の取組を進めていきたいと考えております。

◎大城 仁君

今②番の宮古島市地域賑わい創出事業基本構想についても触れていただいたと思いますので、こちらのほうは割愛させていただきます。あくまで主体は地域であって、市はそのサポートをするというような認識かと思います。地域にぎわい創出拠点は、恐らく次なる課題として出てきた計画に対してこの大きなプロジェクトを地域の誰が担うのか、そのプレーヤー探しになってくるかだと思いますので、先ほど市長から担い手育成の話もありましたが、その拠点整備と併せて、その後を見据えながら、地域に寄り添った支援を引き続きお願いしたいと思います。

地域のにぎわい創出拠点の質問は以上となりますが、先ほど答弁いただいた若者の定住促進の話、住宅不足、それから公園の整備等々、それぞれ課題に合わせて今後整備が必要になるかと思いますが、この地域のにぎわい創出拠点を中心とした暮らしのまちづくりを各地域でぜひ展開していただきたいと思います。学校統廃合に関する意見もよく耳にしますが、各地、地域にぎわい拠点、そして子育て環境と交通インフラ、同時に整備していくことで地域再生の包括的な課題解決につながるかと思いますので、ぜひ今後一緒に取り組んでいただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続いて、4番、福祉行政について伺います。本市の子育て支援について、宮古島市の少子化対策について令和7年度施政方針の中で子育て応援宣言を行い、子育て支援条例を制定するとおっしゃっていましたが、この子育て応援宣言について内容と期待される効果を伺います。

◎市長（嘉数 登君）

近年深刻化している少子化や子供の貧困など、子育てにまつわる社会的課題を克服していくためには、行政のみではなく家庭や地域、それから事業者等が総力を挙げ、一体となって取り組んでいく必要があると考えております。そのため、まずは子育て応援宣言により、全市民が一丸となって日本一子育てのしやすい島を目指すことを明言することで、行政はもちろんのこと各主体がより一層子育て支援について考え、それぞれの担う役割を認識し、行動する機運の醸成が図られることを期待しております。さらに、各主体が取り組む子育て支援の具体的な内容については、今後制定を予定している子育て支援条例において子ども・子育て会議等の場で議論を深めながら位置づけを行っていききたいと考えております。

◎大城 仁君

今後の制定される子育て支援条例の中で、またそこから具体的に支援策を練っていくというような考え方でよろしいでしょうか。

続きまして、2番のミャーク新婚ライフサポート事業について、こちら昨年の実績と令和7年度の取組、要件について伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

令和4年度から実施している結婚新生活支援事業は、令和7年度より名称をミャーク新婚ライフサポー

ト事業に改め、継続して実施する予定でございます。同事業の対象者として、婚姻時期や婚姻時の年齢、所得要件を満たしていること、また補助の対象として対象期間内の家賃、引っ越し費用、リフォーム費用、住宅取得費用等が対象となります。令和6年度の実績としましては、2月28日現在で申請件数79件、交付予定額は2,611万3,000円となっております。

令和7年度の同事業では、夫婦ともに29歳以下の世帯への補助上限を60万円から80万円に、30歳以上39歳未満の世帯の補助上限額を30万円から50万円に引き上げます。この拡充により、さらなる制度の利用促進を図り、利用者の満足度の向上や将来的な若者定住、生活の向上、出生率の向上への寄与につなげていければと考えております。

◎大城 仁君

令和6年度の補正予算では減額となっております。窓口では案内をされている旨の答弁もあったかと思いますが、こちらは、最大の見込み件数に対して該当する方が想定より少なかったということで認識しておりますが、やはり一方で少し使い勝手が悪いのではないかという市民の意見もございます。かかる費用が家賃と引っ越し、リフォーム、それから住宅取得ということなんですけれども、リフォームや引っ越し費用も補助対象となっているんですけども、申請期間を見てみると補助対象期間と対象となる婚姻の期間が同じ年になっておりまして、一般的にカップルが同居を始める年と籍を入れる年が同じということはまれなのかなと思いますし、あと合計所得500万円以下という制限がございますが、そういった夫婦が住宅を取得しようというのはなかなか現実的ではないのかなと思いますが、この辺り要件の見直しについては検討されておりますか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

要件緩和についてですが、国による地域少子化重点対策推進交付金を活用した事業でございます。所得制限が当初400万円未満から500万円未満に引き上げられました。拡充されてきた経緯がございます。今後国民所得の向上や少子化対策の強化が求められる中で、さらなる制度の拡充が期待できることも考えられます。国への要請については、所得要件の緩和を行った場合の事業効果や本市の財政状況などを総合的に考慮し、検討してまいりたいと考えております。

◎大城 仁君

今答弁でもございましたように国の補助金を活用しての事業というところで、所得制限があるということなんですけれども、前向きな国への要件緩和を求めるといような答弁をいただきまして、ありがとうございます。私も29歳以下の独身の男性としてはすごく期待している事業でございますので、引き続き推進していただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

時間にもなりましたので、私からの一般質問は以上となります。引き続き当局の皆様と一緒に、よい宮古島市をつくり上げていけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

これで大城仁君の質問は終了しました。

◎狩俣勝成君

議員番号6番、新宮古創成会、狩俣勝成です。どうぞよろしくお願いいたします。質問に入る前に、少し所

見を述べたいと思います。3月に入りまして、各学校で卒業式が行われております。県立高校の卒業式から始まって、中学校、今小学校へと移ってきております。そして、今日はまた県立高校の合格発表がございます。4月になると入学式、そして4月20日には宮古島市の一大イベントであります第39回全日本トライアスロン宮古島大会がございます。そのトライアスロン大会と卒業式に関わった事例を少し述べたいと思います。

先日、城東中学校の卒業式に富山県から大居さんという方がチューリップを卒業生一人一人に贈呈をしました。そのいきさつを私も知らなかったんですけども、いろいろ聞いてみるとその大居さんが全日本トライアスロンの第3回大会に参加したときに、ランに入って10キロ地点でけいれんを起こしてうずくまっていた。それを私の後輩であります砂川中学校の女子生徒5名が駆けつけて、この大会運営の介護班に引き渡して、そこでマッサージを受けてレースに復帰して、保良を折り返して、また中休に戻ってくると、そこにはまたその中学生5人組が待っていてくれたと。それを励みにして何とか無事に完走できた。それをお礼しようということで、砂川中学校の卒業生全員に富山県のすばらしいチューリップを贈り続けた。18年間ですか、贈り続けたと言っています。その中で、今回本人がじきじきに来て城東中学校の生徒に贈呈をしました。その夕方、大居さんを囲む会ということで、私も呼ばれて行きました。そしたら、そこに何とその当時の中学生だった方が宮古島にいまして、その人のご対面してお話をしていただいた、本当に感動的なエピソードでございました。今でも本当につながりがあって、この女子生徒、何とトライアスロンに興味を持ち、一緒に大居さんと宮古島のトライアスロン大会でレースに臨んだという感動のまた本当に感動の味わいをしてきました。ということで、この宮古島のトライアスロンというのは本当にすごい人間関係だったり、そういった感動であったり、与えてくれる大会でございますので、どうか職員の皆さん、携わる職員の皆さん、本当に誇りに思っただけで頑張っていたきたいと思います。そしてまた、多くのボランティアの皆さん、そして私たち市議会議員も全日本トライアスロン宮古島大会を盛り上げるために頑張っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。順番を変えて進めていきたいと思います。まず、2番の農畜行政についてでございます。1番、農業経営高度化支援事業についてでございます。この質問は、私12月定例会でも質問させていただきましたけども、今定例会、経済工務委員会だったり、予算決算委員会でも質疑がございました。そしてまた、昨日私の懇談会の席でもこの事業の話になりました。皆さんなかなかこの事業を、いい事業なんですけども、周知していなくて、なかなか知れ渡っていないというのが現状でございます。ですので、農林水産部長、分かりやすく説明をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農業経営高度化支援事業の内容についてでございます。この事業ですけれども、平成24年度以降に採択されました県営水利施設整備事業とセットになっております。農用地の集積を推進するために、圃場整備事業と同時に採択されるソフト事業となっております。事業の内容といたしましては、事業完了後5年以内に地区内の集積率が55%以上に達した場合は、圃場整備事業の農家負担分、事業費の1%に相当します。その1%が国から交付金として農家に交付される事業となっております。

◎狩俣勝成君

平成24年から始まった事業でございますけども、これ平成30年に改定されて、担い手の定義というのが

変わりましたね。今までは認定農業者ではないと駄目だったんですけども、これがこの地区内で1町歩程度の畑を所有して耕作している人、そしてまた1町歩程度の畑を借りて耕作している人、そしてハーベスターでサトウキビ収穫作業を行っている人がいれば、みんなで55%以上に達すれば補助金がもらえるという事業だと思います。今、②番に行きますけども、平成30年度に改定され、促進費の交付が受けやすくなっていると思いますが、その後の平成30年以降の交付状況についてお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

平成30年以降の促進費の交付状況です。令和5年度までに交付された地区は10地区となっております。内訳は、桃原地区が約2,900万円、大浦西地区が約700万円、七又地区が約740万円、西東地区が約1,700万円、西西地区が約2,500万円、村越地区が約2,600万円、松原南地区が約1,800万円、西原第3地区が約2,020万円、加治道地区が約1,500万円、西新生地区が約2,600万円となっております。令和6年度において促進費を交付する地区は、イリノソコ地区が約1,800万円、長中地区が約3,600万円、福地地区が約3,400万円の3地区となっております。

◎狩俣勝成君

これ例えば申請した地区と、また交付決定した地区、ほとんどが交付されたのかどうか、何%ぐらいというのが分かればお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時10分）

再開します。

（再開＝午前11時10分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

100%交付されているということでございます。

◎狩俣勝成君

本当にこの事業は採択率も高く、ほとんど申請すればもらえる。要するに農家が納めた負担金が戻ってくる、5年以内に集積すれば戻ってくるという事業なんです。この負担金が戻ってくるという事業自体を知らない農家の皆さんがいて、なかなか同意してくれない地区があって、恐らく県営の事業だけなんですけども、県営は多分規模が大きな事業なんです。それがだからもし農家の皆さんが同意してくれない、反対する方が多くいけば面積が小さくなって、団体営に移っていくという話かなと思っていますけども、ですからこの事業をどんどん周知していけば、この農家の負担もなくなる、そして集積もできていく、圃場整備もできていく、本当にいい事業だと思います。

そしてまた、もう一点、今負担金を徴収するのも市の職員がやっていますね。そしてまた、滞納している農家からの徴収もまたやっています。そしてまた、この促進費が一回市に入ってくる事業なんです。そしたら、これを振り分けて、また各農家に分配する、これ大きな費用がかかっているわけです、経費が。この経費を軽減するために、3番に行きますけども、現物給付は可能かということなんですけども、これ12月定例会で農林水産部長は関係課と調整を行った上で、できれば実施したいという答弁をしております。今後これ可能かどうかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

12月定例会において農家から負担金を徴収しない代わりに促進費を市の収入として受け入れる方法について、負担金徴収業務の軽減と負担金未納額の減少につながるものとして実施を検討していきたいというふうに答弁したところでございます。一旦市が立て替えて農家に交付するというような形を取れないかということで、担当課と財政課等と検討するというふうにしたところでございます。ただ、本事業、地区内の集積率が55%以上に達した場合に交付されるという条件があるため、その条件に達しない中で徴収しないことについて引き続き検討をしていく必要があると考えております。しかしながら、農家の負担を軽減して早期の事業効果の発現をさせていくためには、従来の圃場整備事業開始初年度から負担金を徴収するのではなく、事業開始3年後から段階的に徴収することや事業完了後、作付開始から徴収するなど、農家負担金の徴収方法や時期について検討していきたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

農林水産部長、徴収方法を変更するという検討に入るということなんですけども、これ開始後3年後とか5年後、今おっしゃったのはもう実現するのはいかがでしょうかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

まだ検討段階で、話を進めているところでございますので、未定ではございます。

◎狩俣勝成君

先ほど交付決定率も100%という話を聞いていますので、ぜひ前向きに検討して、そういった負担のないような、職員にも負担がない、農家にも負担がないような流れで持っていければと思っております。

次に、宮古家畜市場の2月期の肉用牛競り価格について、①ですけども、前月に比べて平均価格が10万円以上高く取引されたが、見解をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古家畜市場2月期の肉用牛競りで子牛の平均価格は、前月より9万9,000円上昇し、約53万円となりました。昨年の3月以来11か月ぶりの50万円台に回復したというところでございます。

子牛価格が回復した主な要因としましては、飼養管理が行き届き、増体のよい子牛が多く上場されたことが挙げられます。上場された子牛のうち、1日当たりの増体重量を示すDGが目安の1.0以上の子牛が前月に比べて10%増加しております。その要因の一つとして、本市が今年度実施しました畜産飼料高騰対策事業及び和牛子牛価格安定緊急対策事業の事業効果が現れたものと考えております。また、新規購買者が参入したことにより市場の競争が起き、価格が引き上げられたのも考えられます。これらの要因により競り価格が上昇したものと考えております。

◎狩俣勝成君

私も毎月のように競りには行っています。2月の牛を見ると体重が乗っているように思えました。私もこの増体に関して気になって、いつも見ております。日齢、例えば生後300日の牛ですと、1日1キロですので、300キロ以上あればいいという感じ、前月まではなかなか日齢に対して体重が乗らない牛がかなり多くいるように思えました。2月は、ほとんどの牛がもうそれに近い牛だったかなと思っております。それも私も今農林水産部長がおっしゃった令和6年8月臨時会で宮古島市独自で宮古島市畜産飼料高騰対策事業、そしてまた宮古島市和牛子牛価格安定緊急対策事業が結果で現れてきたのかなというのもあります。

そこで、あしたも競りがございますけども、競り価格が安定するまで、またはこの飼料高騰が収まるまでの間この支援を続けられないかお伺いしたいんですけど、これ市長にお願いしようかな。市長、お願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

飼料高騰、和牛価格の安定補助事業の来年度の事業継続についてでございますけども、飼料高騰対策事業につきましては、令和４年度と令和５年度につきましては地方創生臨時交付金を活用して実施しております。令和６年度は、一般財源により４,３３７万円を補正して実施しました。そして、和牛子牛価格安定対策事業は、市単独事業として４,９００万円を補正して、令和６年１月分から１２月分までの１年間を事業期間として実施しております。両事業とも市の一般財源を充当して実施しておりますので、財源確保に課題はありますが、継続的な支援について今後の競り価格の動向や国や県の支援策の動向を見た上で判断していきたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

あしたの競り価格が非常に楽しみですので、最低でも先月並みの価格で上場できればなと思っております。

もう一つの原因として、新しい購買者が来ていたという話も少し聞いております。②に行きますけども、購買者の誘致活動についてなんですけども、現在どのような誘致活動を行っているかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

購買者誘致についてでございます。宮古家畜市場における購買者誘致につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響がありまして令和２年度から行われておりませんでした。昨年の１月に九州の佐賀県、熊本県、宮崎県、鹿児島県の肉用牛の競り購買者訪問を再開しております。今年度は行われておりませんが、次年度以降の購買者誘致についてＪＡおきなわ宮古地区本部に確認したところ、まだ決定していないということでございました。

◎狩俣勝成君

今年度まだ行っていないということなんですけども、私が聞いた範囲ではやはりお礼を込めて、今まで来てくださっている購買者の方々にお礼を込めて行っているという話を聞いております。そこで、そういったお礼も大事だと、継続してくれるような要請も必要だと思いますけども、今回の２月の競りみたいに新しい今まで来たことない購買者が来たことによって、競争意識が高くなって値段が上がったのも原因かなと思っていますので、そこで新たな購買者の誘致開拓というか、誘致活動はできないのかお伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前１１時２２分）

再開します。

（再開＝午前１１時２３分）

◎市長（嘉数 登君）

この間、競り価格の低迷ということで、大変畜産農家の方ご苦勞があったかというふうに思っております。市のほうでも単独予算を組んでいろいろやっておりますけども、今狩俣勝成議員ご指摘のＪＡが

一緒に行かないかということがございましたら、トップセールスの意味も含めて私もぜひ、私か、あるいは市の幹部のほうで同行して誘致していきたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

本当に12月定例会でも聞きましたように、宮古島の競りは購買者の数が少ないという批判も起きていますので、ぜひトップセールスで新たな購買者の誘致もお願いしたいと思います。

戻りまして、市長の政治姿勢についてでございます。1番、令和7年度宮古島市公立幼稚園、認定こども園、認可保育施設の入所、入園申込みについて、入園決定状況について伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

令和7年度宮古島市公立幼稚園、認定こども園、認可保育施設入所申込みについてお答えいたします。

公立幼稚園については、学校教育課からの聞き取りによる数字となりますが、申込者数が152名、内定者数は150名、保留人数はゼロとなっております。認可保育施設の申込者数は515名、現時点、これは3月14日時点での数字でございます、での内定者数は451名、保留となっている人数は20名となっております。

◎狩俣勝成君

認可保育所が保留が20名ということなんですけども、ゼロ歳児の受付と決定の状況って分かりましたらお願いしたいと思います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

保留児童の内訳としてお答えさせていただきます。

ゼロ歳児が3名、1歳児で10名、2歳児で1名、3歳児で5名、4歳児で1名、5歳児ゼロの合計20名となっております。

◎狩俣勝成君

今現在で20名の保留がいるということなんですけども、2番、入所保留となった場合のその後の対応について伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

入所保留となった場合のその後の対応についてですが、保留となった児童については、入所できるよう保護者と連絡調整を行い、3月14日付で入所内定通知を発送しております。市内認可保育施設受入れ可能枠667名に対し内定者が451名となっており、216名の受入れ可能枠がありますので、保留となっている20名についても3月14日以降も引き続き保護者と連絡調整を行っていきます。それでも入所に至らず、令和7年4月入所が保留となった児童については、5月以降の入所について調整を継続して行っています。

◎狩俣勝成君

こども家庭局長、では216名のまだ入所可能な枠が残っているということで、現在20名保留なので、調整がうまくいけば入れるような感じですね。ということは、待機児童とか保育士不足にはなっていないという認識でよろしいでしょうか。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

入所保留となった児童は待機児童となるかということに対してお答えさせていただきます。

待機児童とはということで、入所保留となった児童は待機児童となるかということですが、待機児童調査要領に示す待機児童とは、ほかに利用可能な保育所等があるが、特定の保育所等を希望し、待機してい

る場合は待機児童から除くこととなっており、特定の保育所等を希望している場合は待機児童に該当いたしません。このようにほかに利用可能な保育所などがあるが、特定の保育所等を希望し、待機となっている潜在的な待機児童となる主な理由としては、自宅や職場に近く、送迎がしやすい範囲であることや保育、教育方針として特定の園にこだわっている場合などが挙げられます。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時29分）

再開します。

（再開＝午前11時29分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

聞き取りで保育園に預けられないことも少子化の要因の一つと考えるかということについてお答えをさせていただきます。

保育園に預けられないことが少子化の要因の一つとなるのではとのご質問でございますが、保育施設に預けられないことの理由としては、保育士が確保できずに定員を下回って受け入れている施設もあることから、保育士の正規雇用を図る事業や年休、休憩を取得しやすくなるための事業などの保育士確保対策事業や保育士資格取得を目指す者に対しての試験対策講座などを継続して実施し、各施設が保育士を確保し、定員を下回ることなく児童の受入れができるよう支援をしております。また、特定の施設を希望し、保留となっている保護者に対しても丁寧に利用可能な施設の案内や相談、フォローを行いながら、保育施設に預けられずに入所保留となる児童の解消に努めてまいりたいと思います。

◎狩俣勝成君

私のところには、仕事に復帰したい、あるいは仕事に就きたいけど、まだ決まらなくて不安だとおっしゃっている方が何名かいます。市長は、施政方針で子育て環境の整備、日本一子育てしやすい島、子育て世帯が住み続けたいと思える島づくりを目指すとおっしゃっていますが、この状況をどう思いますか、市長。

◎市長（嘉数 登君）

定員の状況からすると、待機は生じていない、発生していないのかなというふうにも読み取れますけども、今言った狩俣勝成議員の質問の趣旨は保育士等が不足して、定員の枠で取れていないのではないかなというところも関わってくるのかなというふうに思っていて、我々としては定員枠いっぱいちゃんと受入れができるように保育士の育成確保というところも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

ぜひ入所が決まるまでは丁寧な相談を受けてあげてほしいなと思います。

次に、少し飛ばして、5番の国の総合的な防衛体制の強化に向けた公共インフラ整備についてでございます。①、特定利用空港、港湾に加え、自衛隊の駐屯地等のアクセス向上に向け、本取組に道路を追加するとしていますけれども、これ私1か月ぐらい前の新聞ですか、報道で見て知りました。そしてまた、先日

行われた議員への説明の際に配付された資料にも基本的な考え方について明記がございました。私は、これが市長が指定受入れの判断材料の一つにはなるのではないかという思いがありまして、これに対して見解をお伺いします。

◎市長（嘉数 登君）

国は、特定利用空港、港湾に加えまして、今般道路を追加するとしたところでございますが、基本的な考え方として円滑な自衛隊の人員、物資輸送等に資するよう特定利用空港、港湾と自衛隊の駐屯地等とのアクセスの向上が目的であるとしております。具体的な整備対象の道路や内容については、まだ説明を受けておりませんが、市としましては本取組で未整備道路の整備が可能であれば活用してまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

それができれば本当にいいのかなと思ってしまして、先日の我如古三雄議員の宮古空港のトンネルや西里芳明議員の県道上野線拡幅についても、平良港から千代田の駐屯地に向けての道路整備に関してもこれが国の予算でできるのではないかなという期待を少し持っていますので、ぜひ国との交渉をしてみて、進めていけたらと思います。

次、6番、市役所周辺まちづくりについて、先日アンケート調査の結果の報告があったと聞いております。国有地借受人へのアンケート結果についてお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

市役所周辺地区のまちづくりの検討をする上で、今後の土地利用に対し、現在市役所周辺の国有地で営農されている25名を対象に、令和6年1月に営農意向等についてアンケート調査を行いました。その結果21名の方から回答をいただき、回答率は84%となります。このうち市役所周辺地区まちづくり事業を検討していることや内容について知っているという回答の方は20%、市のまちづくり事業に賛同し、現在の場所での営農をやめてもよいという回答の方が36%、市役所周辺地区のまちづくりが進むとよいと回答した方が56%となっております。

◎狩俣勝成君

今国有地を借りて農業を営んでいる方たちがいると思います。その中で、今答えがあったように前向きに農業をやめてもいいというか、提供してもいいという感じの、36%ですか、ございました。そういった結果を踏まえて、今後の取組といいますか、あったらお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

狩俣勝成議員からありましたように、現在の場所で営農をやめてもよいという方が36%おりまして、また50%を超える方はまちづくりが進むとよいという回答の方がおりましたので、この地権者の皆さんと協議しながら、この事業につきましては今後進めていきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

次、2番目に行きますけども、新聞で道路状況から見た課題ということで、幅員6メートル未満は消防車の相互通行が困難で、消防活動困難地域が存在するとなっております。市道富名腰8号線、警察署の裏の通り、あそこの拡幅についてお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

富名腰8号線は、道路が狭く、交通に支障があるということは認識しておりますが、道路事業での本路線の整備計画は現在のところございません。本市が管理する道路延長は、他市町村に比べ非常に長く、多くの整備要望があります。現在道路整備を実施している路線が8路線、今後整備を計画している路線が6路線、この路線につきましては1路線の整備期間が平均して5年から7年を要する状況でございます。富名腰8号線の整備につきましては、計画路線などの進捗状況を踏まえ、今後検討していきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

ここは、消防車どころか乗用車も擦れ違うことできない住宅街になっていて、また今分譲住宅とかアパートも建設され、道路ぎりぎりまで住宅を建築している状況なんです。ですから、そういった市役所周辺まちづくりの事業の一環として都市計画区域に編入したり、やはり皆さん通行に不便していますので、そういった検討をぜひお願いします。

次に行きます。7番、宮古島市みなとまちづくり基本計画に基づくウォーターフロント再整備事業についてでございます。スケジュールについてお伺いしたいんですけども、募集要項の23ページにスケジュールが載っています。募集要項等の公表、現地見学会の実施、あと第1回、第2回の募集要項に関する質問の受付、回答で、応募書類の受付、事業提案に関するプレゼンテーション、貸付等予定者の決定、覚書書の締結、港湾環境整備計画の認定申請、計画の認定など、事業用定期借地権の設定に関する契約の締結、事業着手とございますけども、これのどの部分まで今進んでいるのかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

事業の進捗につきましては、事業者と覚書締結まで完了しております。今後の予定としましては、港湾環境整備計画に基づき、国土交通大臣の同意を得て計画を認定します。その後、宮古島市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条に基づく議会議決を得て、事業者と契約締結を行います。

◎狩俣勝成君

この件に関しては、建設新聞で見てびっくりして、市民のほうからも連絡がありまして、12月定例会で緊急質問の動議を提出させていただきました。そして、その中で質疑をした理由として、もう少し本当に立ち止まって考えてくれないかということでありました。今月定例会で上がってきていないのも多分何かそういう相談したり、そういったのを調べたり、法的に問題はないかとか、そういったのをやったのかなと思っております。本当にこれに対しては評価します。ですけど、この貸付予定者は、スケジュールの中の現地見学会には参加したのか、していないのかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

現地の視察については、現在のところ確認しておりません。

◎狩俣勝成君

確認はしていないということでございます。

そしたら、今度第1回、第2回と募集要項等に関する質問の受付、回答をしております。それに対しての質問はなかったのかどうかお伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時43分)

再開します。

(再開＝午前11時43分)

◎建設部長（川平陽一君）

第1回、第2回とも質問はございませんでした。

◎狩俣勝成君

恐らく見学もしていない、募集要項に対する質問もしていないということでございますけども、確かにこの貸付予定者となった会社を調べてみますと、役員の皆さんはみなとまち宮古再生プロジェクトの委員のメンバーとなっております。恐らく中身は全て知り尽くしていて、そういった現地見学もできていない。しかし、募集要項には申込期限内に法人、法人会社と載っています。それに対しての、普通だったらその期限内に法人設立できていないと参加できないのか、そういった質問をするべきだったかなと思っております。それもされていない。

次に行きますけども、2番の公募手続の違法性について、募集要項の19ページの参加資格要件の欄に提案施設を整備及び管理運営することができる企画力、資力、社会的信用度、技術的能力、運営能力等を有する単独の法人または複数の法人となっております。この申込時点で法人格を備えていないこの会社の申込みを受け付けたのは、私も違法性はないのかと思っていますけども、これに関してお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

ひらりん公園の港湾環境整備計画認定に係る公募手続については、違法性はないという認識でございましたが、12月定例会で追加質問を受けた後に市の顧問弁護士に確認したところ、今回選定された事業者は申請時に法人格を取得していなかったが、定款作成等を経て登記申請中の会社は設立中の会社と呼ばれ、実体として実在するものであると回答を得ております。この設立中の会社によって申込みがされ、その後10月31日の資格審査実施までに法人格を備えていたのであれば、設立中の会社の行為がそのまま完成後の会社に承継されることにより、応募の参加資格要件は具備していると解してよいと判断されており、手続に違法性はないとの回答をいただいております。

◎狩俣勝成君

この事業は、公募期間が6か月ぐらいあったんです。だから、急に何か慌てて応募者がいないからつくったようにしか思えないです。ですから、今審査日までに登記が終われば大丈夫だという、応募要項の中にそういうのが見当たらないです、逃げ道というか。それは要するに条件付ということなんですけども、この条件付というのはどこを見て判断していけばいいのか、分かればお願いします。

(何事か声あり)

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時47分)

再開します。

(再開＝午前11時48分)

◎建設部長（川平陽一君）

募集要項22項には、審査を行うに当たり必要と認める場合は、書類等の差し替え及び追加を求めることがありますと記載されており、審査に必要なものとして受理しております。

◎狩俣勝成君

建設部長、これ大変苦しい逃れ方かなと思っています。応募書類の提出の欄に詳細は様式集を参照してくださいとございます。その中に参加表明書がございます。これの下の方に、米印に応募法人または応募グループの代表法人は以下の書類を添付すること、登記事項証明書または登記簿謄本と載っています。ですから、これ普通は申込みの時点に登記簿謄本は出さなくちゃいけない。今言っているこの追加というのは、この審査に必要なものの追加かなと思っているんです。これは最初の時点で出さないといけない。そして、注意点の中に、上記の提出期限を過ぎて到着、持参したものについては受け付けません。郵送の場合は、配達証明書、書留郵便とし、上記の期限内の必着とします。消印有効ではありませんので、ご注意くださいとなっております。ですから、この今言った登記簿謄本は、恐らくこれは審査の書類というのは、追加書類というのはいろいろこれ以外の、普通当たり前に出す以外の書類かなと思っているんです。登記簿謄本は当たり前に出さないといけないと私は理解しております。ですから、今ずっと聞いてきたんですけども、この募集要項に沿ってやらなかった。これって何か違法性はないのかどうかお伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時51分）

再開します。

（再開＝午前11時52分）

◎建設部長（川平陽一君）

募集要項には、1次審査において参加要件を満たしていることを確認すると記載されており、今回の手続には問題ないと考えております。

◎狩俣勝成君

建設部長、そしたらもう何でもありになってしまいますね。ほかの事業でも。しかも、これすばらしい募集要項です。逃げ道もない。普通でしたら市長裁量によりますとか、ただし書があったりとか、これはもう本当に真面目な、きれいな募集要項なんです。ですから、私が言いたいのは、市長、これ決定したのが前政権のときでございます。ですから、私は一回これ白紙に戻して、募集要項をもう一度見直して、再度公募してもいいのかなと思っていますけど、市長のお考えをお伺いします。

◎市長（嘉数 登君）

募集要項等にとっとして選定手続がなされ、なおかつ顧問弁護士とも相談をしておりますので、リーガルチェックもしておりますので、私としては改めてということは考えておりません。先ほど建設部長のほうからも答弁ありましたように、募集要項には1次審査において参加資格要件を満たしていることを確認するということもございますので、リーガルチェックの結果、それから募集要項にも沿っているものだというふうには考えております。以後こういう皆さんの疑問というか、疑念を抱かないように事務手続はしっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

私がここで発言しているのは、市民の声が反映されていますので、ぜひ慎重になって、こういったのが起きないようにやっていければいいかなと思っております。

戻りまして、2番のこども医療費助成制度についてでございます。①、助成対象外についてお伺いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

こども医療費助成事業では、宮古島市こども医療費助成に関する条例により助成の対象外を1、生活保護を受けている場合、2、重度心身障害者児医療費助成の助成を受けることができる場合、3、法令等の規定により国または地方公共団体の負担において医療費の全額の支給を受けることができる場合などを助成の対象としないと規定されております。そのため、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の給付金を受けることができる場合は、こども医療費助成事業では助成の対象とならないこととなります。

◎狩俣勝成君

言っているのは、多分学校の管理下でけがや疾病した場合に、各学校で加入している共済保険、スポーツ共済などを利用するようという趣旨だと思いますけども、これスポーツ共済加入は任意ですよ。ですから、任意ですので、加入していない生徒はいるかどうか分からないんですけども、そういったものがこども医療費助成制度を使うか、スポーツ共済を使うか、選択することはできないのかどうかお伺いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

学校、保育園などでけがをした場合、こども医療費助成ではなく、先ほど申し上げたとおり、日本スポーツ振興センターの災害共済給付金が支払われることになります。

◎狩俣勝成君

確かにスポーツ共済は非常にいい制度でございまして、窓口で支払った金額、要するに医療費の3割負担を支払って、4割が手元に戻ってくる。大変いい制度でございます。しかしながら、申請してから約二、三か月かかるということでございます。少なくともそういうスポーツ共済を使うのか、こども医療費制度を使うのかって、そういう選択が欲しいという方が何名かいますので、そういうことだけは少し認識してほしいなと思っています。

次に行きます。3番、スポーツ振興センター災害給付制度についてでございます。先ほど言ったようにスポーツ振興センター災害給付制度医療費貸付事業ができないかお伺いします。これは、医療費の支払いが困難な者に対して一時的に経済的負担を軽減するためにも必要だと考えますけども、貸付制度はできないかお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

制度内容としましては、ご存じかと思いますが、改めて日本スポーツ振興センター災害共済給付制度とは学校管理下における児童生徒等負傷、疾病、障害または死亡の災害に対して災害共済給付、医療費あるいは障害見舞金または死亡見舞金の支給を行うものでございます。医療保険各法に基づく療養に要する費用の額が5,000円以上のものについて医療費を支給しております。その際、保険外診療分、紹介状のな

い大病院の初診時の自己負担分、あとは差額ベッド代、交通費等は給付対象になりません。

狩俣勝成議員ご質問の窓口での支払いが困難な方への支援ということでございます。確かにレセプト関係もありますので、若干時間を要しております。その支援ということでございます。医療費貸付事業につきましては、実施しているほかの自治体も参考にしながら、次年度において方向性を定めていきたいと考えております。

◎狩俣勝成君

先ほど言いましたけども、そういった窓口、ある程度高額医療費制度が適用するようながをされて、宮古島でできないから沖縄本島に行ってくれということで行って、通っている生徒もいますので、そういった費用がかさむことでありますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

次に、宮古島市会計年度任用職員の募集についてでございます。①、募集方法についてお伺いします。応募受付から選考までの流れについてお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

会計年度任用職員の募集についてお答えをいたします。

会計年度任用職員の募集につきましては、各任命権者、市長部局、消防、水道、教育委員会、各行政委員会ごとに募集を行っております。全ての求人情報をハローワークにて公開しているところでございます。応募者は、ハローワークで紹介状を受け取り、任用申込書と一緒に各任命権者宛てに提出する流れとなっております。その後、書類選考を行った後、主に新規の方や希望が重複している場合に面接を行い、適切な人員を任用しております。

◎狩俣勝成君

今は市長部局とか消防、水道とかありましたけども、これ各課を希望することはできますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

一部各課を希望することができます。希望する方が重複している場合に、その中でまた選考するという流れとなります。

◎狩俣勝成君

今までも会計年度任用職員として頑張ってこられて、仕事も覚えてきて、自信もつき、再度また同じ課で働きたいという方も今いらっしゃるんですけども、ちなみに沖縄市では会計年度任用職員の募集受付には希望する担当課へ直接申し込むことになっておりますけども、宮古島市は直接担当課への受付はできないかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

会計年度任用職員の選考に関しましては、応募者が希望する部署の課長等の意見も参考にしながら選考を進めているところでございます。各課で直接応募を受け付けるとなると、一部の部署に応募が偏る可能性もあり、応募がない部署が生じるといった懸念もございます。応募者が希望する部署に任用できない場合、市として必要な人材を確保するために他の部署での配置を検討する必要があるとございます。そのため、現行どおり各任命権者ごとに一括して受付するほうが効率的であるというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

各課、部署によってこういった事務的な仕事も違ってくると思いますので、そこで仕事も慣れて、本当

に同じ人に専門的な知識を持っているのであればさせたほうが仕事もスムーズに進むのではないかと思います。そういう質問をしましたので、今後そういった検討もしていただきたいと思います。

最後に、防災士資格取得事業ですけども、先日の砂川和也議員の答弁にもありましたけども、私のほうは宮古島市で上限7万円で補助するんですけども、人数が限られてくると思うんです。私は、この宮古島市で開催ができないか。いろんな分野の方に私は取ってほしいと思うんです。災害はいつ起こるか分からない。昼間かもしれないし、夜中かもしれない。そして、夜中に起きることを想定した場合、宿泊施設の方とか介護施設、そういった方も取っていたほうがいいだろうし、昼間でしたら職場、最近では職場防災とかいう話もありますので、ぜひこの宮古島で開催できないか伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

防災士養成講座の宮古島市開催についてお答えをいたします。

防災士養成講座の本市開催につきましては、沖縄県で養成講座を実施しております団体に今確認をしているところでございます。資格取得状況や市民のニーズなどを参考にしながら判断してまいりたいと考えております。

ちなみに、これまでに確認できている本市での開催条件として、最低50名の受講者の確保や市消防職員による救急講習講座の開催、他の講師の旅費負担、会場の確保、受講料の徴収、運営補助などがあるとのことでございます。募集開始時期や実施時期など、関係機関の他業務との兼ね合い等の調整も必要になってくることが想定されますので、しっかりと確認しながら取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣勝成君

これで私の3月定例会一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで狩俣勝成君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時06分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎長崎富夫君

一般質問を行います。当局の分かりやすいご答弁をお願いいたします。

令和7年度の施政方針に対し、何点かご質問いたします。まず、人事評価制度の見直しについて伺います。総務省の人事評価実施要綱、運用の手引からいたしますと、人事評価制度は職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び上げた業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及び高い能力を持った公務員の育成を行うとともに、能力実績に基づく人事管理を行うことにより組織全体の士気を促し、公務能力の向上につなげ、最終的には住民サービスの向上の土台をつくるということを目的と

しております。

そこでお伺いしますが、①につきましては久貝美奈子議員のご答弁で確認できましたので、これは割愛します。

②の人事評価は誰がどのように評価するのかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

人事評価につきましては、能力評価と業績評価の2つの評価制度で構成しており、能力評価は全職員を対象とし、業績評価は係長級以上を対象としております。能力評価につきましては、まず職員が4月から10月までの自身の業務遂行状況を振り返り、11月に自己評価を行い、次にその職員の上司が2次評価、さらにその上司が3次評価を行います。その後2月に職員と上司が面談を行い、評価結果をフィードバックしております。

業績評価につきましては、5月に業務の目標設定を行い、その業務に対する難易度を設定をいたします。10月に上司との中間面談を行い、進捗状況を確認し、評価を行っております。その後2月に上司との面談を行い、どの程度目標を達成できたかを確認し、最終の評価をしております。

◎長崎富夫君

課長級を含めた管理職への昇任など、どのような流れで評価し、登用しているのかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

課長級以上の管理職の昇任につきましては、人事評価も参考にしますが、その人の人物像や職務遂行能力、経験年数や業務実績、リーダーシップ能力などを総合的に評価し、登用しているところでございます。

◎長崎富夫君

市長は、施政方針で人事評価制度の活用方法の見直しをすることに言及しております。この制度は、最終的には先ほど申し上げましたように住民サービス向上の土台をつくるのが目的ということで、人事評価制度をどう見直すのかお伺いします。

◎市長（嘉数 登君）

人事評価の目的については、長崎富夫議員おっしゃるとおりであると私も理解しております。その上で人事評価の見直しにつきましては、本市独自の評価制度を策定するというものではございません。地方公務員法及び総務省が示す実施要領に基づきまして、全体的な人事管理の基礎として活用していくとともに、給料、賞与への反映や昇任など、これは職務遂行に当たり能力を発揮し、業績を上げた、いわゆる頑張っている職員が高く評価されるよう仕組みづくりを行い、職員の士気向上を図っていきたいというふうに考えております。

市長就任直後の1月下旬に各労働組合との直接意見交換する機会がございまして、交渉の席に私行きました。その中で、人事評価制度の見直しについて今後協議していきたいとの考え方を提案したところでございます。今後各労働組合とも積極的かつ丁寧に意見交換を重ねた上で人事評価制度の見直しを行い、職員一人一人が能力を最大限発揮できる環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

◎長崎富夫君

3月15日に報道あった人事異動名簿に関して市役所OBから早速電話がありました。今度の内示で調整官や係長から課長への抜てき人事があるんじゃないかという電話です。そのことについて、これまでの人

事は係長、課長補佐、課長との流れで行われてきたと理解しております。今回の人事、市長が進めようとしている人事評価制度の見直しと関連があるのかどうか、市長の見解をお伺いします。

◎市長（嘉数 登君）

人事評価は、人事管理の基礎として活用するということが地方公務員法にもうたわれております。今回の人事異動に当たっては、やはり組織の新陳代謝というところを私は重点的に考えてまいりました。もちろんその新陳代謝だけではなくて、組織の総合的な力をどう発揮していくかということで、適材適所ということを念頭に置きながら人事を行った次第でございます。

◎長崎富夫君

確かに人事権は市長にあることは承知しておりますが、これまでの人事の流れからいたしまして、私としてもちょっと違和感があることを申し上げて、次の質問に移ります。

環境保全対策、与那覇湾の保全についてお伺いします。去年の記録的な大雨で、与那覇湾一帯、赤土の流出で茶色に染まりました。その日、私は与那覇湾周辺を下地のサニツ浜の辺りまで見て回りましたが、久松、松原の通称、フカエバと言われる辺り川満漁港辺りまでの海域が最もひどい状況でありました。その赤土対策についてお伺いします。市長施政方針で与那覇湾の保全に取り組むための赤土対策として施策を述べておられます。与那覇湾の赤土対策につきましては、毎年度施政方針で保全対策は述べられていますが、同じような内容でなかなか進展が見られません。当局は、赤土等モニタリング調査の報告によると一部の地域で水質や底質の若干の改善は見られるが、大幅な改善が見られない。影響が大きいと思われる区域にはグリーンベルト等の設置や沈砂池、排水路を整備し、汚濁物質の低減を図るため様々な観点から改善に向けて関係部局と調整を図っているというふうにお答えしております。その後の定例会でも与那覇湾の周辺整備等の効果が十分に発揮されるのは、与那覇湾の水質、底質の改善がなされ、多様な生物が豊富に生息していた環境に回復することが不可欠であると強調されております。まさにそのとおりでありまして、そこで与那覇湾の浄化についてこれまでの取組についてお伺いします。その赤土のモニタリング調査、年に何回やっているのか、調査箇所は与那覇湾全域を対象としたのかお答えください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

与那覇湾の赤土等流出モニタリング調査では、与那覇湾の環境改善に係る調査を実施していくもので、土本的対策等の効果検証及び与那覇湾へ流入する河川、水路等の影響把握を目的として実施しております。令和6年度においては、海域の水質、底質の調査を夏期、これは7月です、あと冬期、1月の2回実施しまして、河川水路の水質調査を夏期、7月の1回調査しているところです。調査地点は、海域調査として久松漁港付近、そこから川満漁港付近までの2地点、湾奥の沖縄製糖付近、下地庁舎裏付近、西浜崎付近までの計6か所で与那覇湾の全域をカバーするように設定しております。また、河川水路調査は、与那覇湾へ流入する川満ウプカー、崎田川、下地庁舎裏の水路の3か所で調査を実施しております。

◎長崎富夫君

一部の地点で水質の改善が見られるということですが、この地点はどの地点なのか。現状はどうですか。お聞かせください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

赤土等流出モニタリング調査結果において、海域の水質について川満漁港付近及び湾奥の沖縄製糖付近

の調査地点において、全窒素量や赤土の堆積状況など若干の改善傾向が見られていると報告を受けております。

◎長崎富夫君

農地の赤土の対策につきましては、畑の勾配の修正、あるいは排水路、沈砂池整備等の土木対策等、畑の周囲にグリーンベルト等を植える等の営農対策の2とおりがあると言われております。与那覇湾周辺の土木的対策として、沈砂池、排水路の整備などの事業は何か所でされていますか。お答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

大雨等により赤土流出が多い与那覇湾周辺については、崎田排水路や集落排水路等があり、農地からの雨水を排水路に排出する際には沈砂池を設置し、濁水をろ過した上で排水路へ排出しております。近年整備した地区においては、竹アラ地区に5か所、上地中部地区に3か所の沈砂池を設置しております。

◎長崎富夫君

④につきましては飛ばします。申し訳ないです。

次に、与那覇湾環境保全対策としてのグリーンベルト等の整備について伺います。農地における営農的赤土等流出防止策として、畑の周りにグリーンベルトを植えることによって赤土等の混ざった土がろ過され、流出を防止する効果があると言われております。方法としては、農作物を植えない時期の畑地にクロタラリアやヒマワリなどの緑肥を植える。サトウキビの株出し栽培等も効果的であると言われております。そして、グリーンベルトとしての植栽に適している植物にはリュウノヒゲ、ゲットウ、ヤブラン、などが適していると言われており、沖縄県でもこのことを推奨しているようであります。伺いますが、本市でグリーンベルトの対策としてどの植物を植え付けているか、どこの地区で実施しているか、その効果についてもお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在市が行っている圃場整備事業は6地区ございます。まず、城辺では後前竹地区、大牧南地区、砂川第2地区、仲原西地区、下地で竹アラ地区、伊良部で火山地区、この6地区ですけども、その6地区全てでグリーンベルトとしてはリュウノヒゲを植え付けております。リュウノヒゲの効果としまして、濁水の浄化、土壌の流出防止等がございます。このリュウノヒゲを使用している理由ですけども、沖縄県が推奨するグリーンベルトに適した植物ということで、先ほど長崎富夫議員もおっしゃられたリュウノヒゲ以外にもゲットウやヤブラン等がございます。ほかにもキキョウランやベチバー、ハイビスカス等も推奨植物として挙げられております。

◎長崎富夫君

分かりました。

次に、ウォーターフロント再整備事業について伺います。いわゆるひらりん公園について伺います。施政方針でひらりん公園については優先交渉権者と連携し、早期整備に取り組もうとしております。事業の概要について伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市みなとまちづくり基本計画に基づくウォーターフロント再整備事業は、港湾法第51条の3の規定に基づき、港湾環境整備計画制度を活用して、港湾緑地であるひらりん公園を事業者へ貸付けを行いま

す。土地の貸付けを受けた事業者は、自己の資金で市民及び観光客が利用可能な商業施設を設置して、その収益をもって緑地の維持管理を行うものです。市は、賃料収入が入ることに加え、緑地の維持管理費が削減されます。また、本緑地は、現状芝生広場のみの空間ですが、民間活用を導入し、にぎわい空間の創出が可能となります。

◎長崎富夫君

この優先交渉権者とは誰のことですか。そして、その優先交渉権者はどのように決められますか。お答えください。

◎建設部長（川平陽一君）

優先交渉権者は、株式会社うみそらみどりとまちです。令和6年11月に実施した公募型プロポーザル審査の結果、選定されております。

◎長崎富夫君

昨年の12月定例会で緊急質問、そして先ほど狩俣勝成議員からもありました。この選定企業である株式会社うみそらみどりとまちの代表取締役は、宮古島商工会議所の会頭で間違いないですか。もう一つ、副会頭は、同企業の監査役で、ウォーターフロント再整備事業検討委員会のメンバーですか。

◎議長（平良敏夫君）

長崎富夫議員、一問一答をお願いします。一問一答で。

◎建設部長（川平陽一君）

長崎富夫議員が述べた構成に間違いありません。

◎長崎富夫君

では、副会頭は同企業の監査役で、ウォーターフロント再整備事業検討委員会のメンバーですか。お答えください。

◎建設部長（川平陽一君）

長崎富夫議員がおっしゃったとおりでございます。

◎長崎富夫君

その検討委員会の委員に会頭、副会頭は役職名で入っていますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時51分）

再開します。

（再開＝午後1時51分）

◎建設部長（川平陽一君）

役職名では入っておりません。

◎長崎富夫君

少なくとも会頭は、株式会社うみそらみどりとまちの代表者であるということであれば、宮古島商工会議所には市から700万円もの補助金が新年度も予算提案されています。本市と利害関係にあると思われる団体への会頭が代表取締役となっている企業が優先交渉権者となっていることは、これはまさに検討委員会

の名を借りた私物化と言われても仕方がないと思います。道義的にいかなものか、ご見解をお伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 1 時53分）

再開します。

（再開＝午後 1 時53分）

◎建設部長（川平陽一君）

この件につきましては、市の顧問弁護士にも相談した結果、本公募手続には違法性のないものと回答を受けております。

◎長崎富夫君

法的には違法性もない、道義的にも問題ないということであれば、この件につきましては引き続き別のまた定例会なりで質問させていただきたいと思っております。もうちょっとこの件調べてみたいと思っています。

産業廃棄物の処理対策についてお伺いしますが、この質問に関しては昨日砂川和也議員ですか、ご説明ありましたので、お答えは要りませんが、大浦の産業廃棄物処理場を閉鎖してから施設園芸農家や葉たばこ耕作農家など廃ビニールなどの処理に大変困っております。産業廃棄物処理場の建設が待ったなしの状況であろうと思います。早急な整備をお願い申し上げます。

次に、産業振興施設についてお伺いします。産業振興施設、賃貸工場の整備に向けて調査検討を進めるとありますが、その事業内容をお伺いします。

◎産業振興局長（下里盛雄君）

まず、賃貸工場はどのようなものかについてご説明申し上げます。

本工場は、企業の初期投資負担の軽減を図ることで早期の創業、起業が可能となるよう起業支援型の産業施設として整備を行うものでございます。加えて、企業や産業の誘致も検討しながら物づくり産業の振興及び産業間の連携により、さらなる地域経済循環の加速化に向け、新たな創業と協業の施設として賃貸機能を主とした産業振興施設の構想に取り組むものでございます。

令和7年度の取組といたしましては、関連する過去の調査結果や統計情報の統合分析を行うとともに、市内事業者のニーズや課題、保有している技術のほか、物づくりや食品製造業の市場ポテンシャルに関する追加的な調査を実施いたします。また、先行して同様の取組を実施している先進地などへの視察を含む情報収集や調査の実施と並行して施設の規模や場所の選定及び財源の検討などを総括的に取り組み、産業振興施設の構想方策の取組を進めていくとしております。

◎長崎富夫君

市民所得向上対策についてお伺いします。

市民の所得10%向上については、座喜味一幸前市長が選挙公約として重点的に取り組んできた事業であります。嘉数登市長も当時の副市長として、その所得10%向上の取組を先頭になって担ってきたものと理解しております。座喜味一幸前市長は、経済団体や民間事業者、各行政機関が一堂に会して現状の課題を

共有し、議論する市民所得向上懇話会を立ち上げ、官民連携の下、取組が進められていることは他の市町村などと比較しても極めて斬新で、まさにこれまでに例のなかった取組であり、大きな成果だと思っておりますと当時の嘉数副市長の手腕を高く評価しておりました。そこで、座喜味一幸前市政が進めてきた市民所得10%向上について、嘉数登市長はどう評価しているかお伺いします。

◎市長（嘉数 登君）

市民の所得向上の取組については、外需で稼ぐ、内需で稼ぐ成長への投資、分配の促進という稼ぐ力の強化を基本的な考え方としつつ、様々な分野が連携して取り組むことが重要であることから、庁内に所得向上推進本部を設置いたしまして、全庁体制で分野横断的な取組を展開してまいりました。また、行政だけではなく、民間意見も踏まえた取組を推進する必要があるとの考え方から、市内経済団体、民間事業者、関係行政機関等が参画する市民所得向上懇話会を立ち上げ、官民連携により市全体での取組につながったことは評価できるものであると考えております。

市民の所得向上を図る指標の一つとして、市町村税の課税状況から見る所得データがありますが、基準年度である令和2年度の226万1,000円に対し、把握可能な最新年度である令和6年度、これは令和5年度の課税状況ですけれども、その数値では243万6,000円と17万5,000円の増加、率にして7.7%の伸びとなっているデータを見ましても分野を横断した取組、官民連携による取組は有意義であったというふうに捉えております。

◎長崎富夫君

嘉数登市長は、当時市民所得向上を把握する数値として、市町村税の課税状況から見る所得から1人当たりの所得を算出し、県が発表する市町村民所得や県民所得を補完指標としており、単純に比較はできないが、市が保有する課税状況から見る所得データを基にした市民1人当たりの年間所得は、2023年度は243万6,000円、3年前の2020年度の226万1,000円と比べて17万5,000円増加し、上昇率は7.7%であると私の質問に明確に示されました。そこで、今年度末の達成見込みをお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

所得向上についての今年度の達成率の見込みについてであります。指標の一つとして用いております市町村税の課税状況から見る所得データにつきましては、令和5年度の課税状況を把握した令和6年7月の数値が最新のものとなっております。令和6年度の数値が示されるのが令和7年7月頃となるため、現時点ではお示しすることができません。そのため現時点での指標の実績としましては、令和6年7月の数字であります243万6,000円となります。

◎長崎富夫君

次に、農畜産業政策についてお伺いいたします。

情報通信環境整備対策事業、これ新たな事業かと思いますが、この説明をお願いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

情報通信環境整備対策事業の概要についてご説明いたします。

本市の農業は、高齢化、後継者不足に直面しており、地域の農業の維持、活性化が課題となっております。また、農業用水施設の老朽化により、機器類、パイプラインの破損が多く発生している状況にあります。このような状況を改善するため、本事業により無線基地局等を設置し、GPSによる農業機械の自動

制御を導入し、労働力不足の改善、農作業の効率化、省略化を図り、また農業用水に水压を遠隔操作で測定する機器を設置し、農業施設の維持管理費の抑制を図りたいと考えております。本事業につきましては、国の情報通信環境整備事業として実施するもので、令和7年度、令和8年度は現地調査、基本設計等を予定しており、調査費については国からの100%補助となっております。

◎長崎富夫君

これはモデル事業で新規に取り組むということですので、農家の皆さんにしっかり説明して周知を図っていただきたいと思います。

次に、営農安定化支援事業についてお伺いします。この事業は、保険事業への農家負担分の一部を支援するということで、令和6年度に始まった事業であります。令和6年度の実績があればお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和6年度から自然災害等のリスク低減と生産農家が安心して農業経営ができるよう沖縄県農業共済組合が実施する園芸施設共済収入保険、サトウキビ共済の各種保険加入者に対して、農家負担分の一部を補助する営農安定化支援事業に取り組んでおります。令和6年度の実績といたしまして、園芸施設共済加入でございます。有資格者、これは406戸に対しまして加入者が237戸、加入率で58%となっております。収入保険加入事業ですけども、加入につきましては536戸の有資格者に対して加入者が135戸、加入率は25%となっております。サトウキビ共済加入補助金、これは令和6年度から新たに実施しておりますが、4,171戸の有資格者に対しまして加入者が1,686戸、加入率が36%となっております。

◎長崎富夫君

この事業は、継続事業で令和7年度についても継続していくという事業であります。新たな取組として営農安定化に向けた取組を行うということですが、その取組についても簡単にご説明いただけますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

営農安定化支援事業の新たな取組でございますけども、本市の基幹作物のサトウキビ共済について、令和6年度から農家掛金の一部を支援しているところでございますが、令和7年度からは令和6年度の農家掛金の10%から20%に引き上げるとともに、反収が本市の平均反収より上回る農家を対象に補助率の上乗せ約10%を計画しております。詳細については、農業共済組合と調整をしているところでございます。

◎長崎富夫君

次に、畜産飼料の高騰や子牛価格の下落に伴う生産農家への支援についてお伺いします。

2月期の肉用牛競りで子牛平均価格が平均58万円となり、実に11か月ぶりの50万円台となったわけですが、これからも子牛の価格が上昇し、安定することを期待するところであります。その先については未知数であるということですが、仮にまた50万円を割るような状況になった場合、国、県のあらゆる制度を活用し、本市の補正予算などでの対応なども含めてしっかりと支援をお願いしたいと思っておりますが、この辺お答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

畜産農家への支援でございます。先ほども午前中に狩俣勝成議員にも申し上げましたが、宮古家畜市場で先月の肉用牛の競り価格が11か月ぶりに50万円台となります約53万円を記録しております。依然と

して飼料価格高騰の影響は大きく、予断を許さない状況となっておりますが、国のほうにおきまして令和7年度から優良和子牛生産推進緊急支援事業に加えまして、和子牛生産地基盤強化緊急特別対策を実施しまして、1頭当たり離島生産者に対して5万円を上乗せすることとしております。この事業ですけれども、これまで優良和子牛生産推進緊急支援事業といたしまして、九州ブロック、各ブロックにおきましてある一定程度の競り価格を下回った場合、奨励金という形で補填されていたものですが、令和7年度から新たに緊急特別対策といたしまして、離島に関しましてはプラス5万円という上乗せを実施することになっております。こういった国の取組等を注視しまして、国、県で支援できない分につきましては、そういうふうな競り価格が上がらない状況になってきた場合には改めて補正予算での対応を検討していきたいというふうに考えております。

(栗国恒広君、退席)

◎長崎富夫君

申し訳ありません。順番変えます。電子戦部隊配備についてお伺いします。

2月26日、宮古島市にも陸上自衛隊電子戦部隊が配備されました。これまで沖縄県では、陸上自衛隊那覇駐屯地と知念分屯基地、与那国駐屯地に配備されているようですが、石垣島にも配備予定と言っております。宮古島への配備をしたのはいつなのかお答えください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

電子戦部隊の宮古島駐屯地への配備につきましては、令和5年8月の末に令和6年度の防衛省概算要求を公表しているということで、令和6年度中に配備する計画であるとの説明を受けております。本年2月6日にも陸上自衛隊宮古島駐屯地の担当者より本市へ電子戦部隊の装置搬入に伴う隊員30名と車両15台は2月24日に博多港を出港しまして、同2月26日に平良港に入港するとの説明を受けたところです。

◎長崎富夫君

2月4日の沖縄タイムスで「電子戦部隊強化進む宮古・石垣配備と那覇増強計画」の見出しで報道されております。少なくともこの時点ではもう知っていたと思うんですが、電子戦部隊とはどのような役割をする部隊ですか。簡単にお答えください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

電子戦部隊の役割についてです。電子戦部隊の役割につきましては、防衛省は次のように説明をしております。電子戦部隊の役割としましては、大きく分けて3つあるということです。1つ目は、相手のレーダーや通信機器が発する電磁波を妨害し、無力化するための電子攻撃、2つ目が相手からの電子攻撃を受けた場合の相手攻撃の低減化や無力化をする電子防護、3つ目が相手の使用するレーダーや通信機器、電子攻撃用の装備品の電磁波に関する情報の収集等を行う電子戦支援との説明を受けているところです。

◎長崎富夫君

いずれにしても、多くの市民が知らないままの配備であります。電子戦部隊とは何なのか、どういう能力があり、配備によって宮古島市にどのような影響があるのか、住民から極めて説明が不十分で、この対応、賛成するにしても反対するにしても理由が分からないと、説明不十分だという批判があります。2月28日、私たち野党市議は、市長に対し、電子戦部隊配備について市民説明会を開催するよう防衛省に求めることを要請いたしました。与党市議には説明したといいますが、市民や野党市議に説明しないのはなぜ

か、市長の見解をお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

電子戦部隊の配備に関しましては、先ほども申し上げましたけども、令和5年8月末に公表された防衛省の令和6年度概算要求を受けて、本市市議会においても複数の議員が一般質問を行っているところです。今回の電子戦部隊の装置や車両の搬入、隊員の配置について野党市議に対する説明が行われなかったことにつきましては、野党市議の皆様の申入れ時に市長より配慮が足りなかった旨を申し上げているところでございます。

◎長崎富夫君

この件、特定利用空港、港湾についてもそうなんですが、市長は議会と意見交換を図りながら最終的な判断をしたいと。また、住民の代表である議員と意見交換することで、住民に対しても情報提供していることになると話しておりますが、市長、確かに議員は住民から負託を受けた代表であるかもしれませんが、全てを市民から委託されているわけではありません。市長は、議会でしっかりと議論することが大事だ、その内容を踏まえて判断したいと言っております。しかし、議会で議論もなしに、去る10日の市議に対する説明、あれはなんですか。あれでは意見交換ではないです。唐突に、しかも一般質問締切り30分前に一方的に同意する考えを示しただけであって、これは意図的に一般質問30分前に説明したということと思われるかもしれませんが、あれは議論とは言えません。市民にも説明会もしないとの方針、市民が真ん中を基本姿勢とする市長の発言とは思えません。これでは市民が外に追いやられ、国と自分と与党市議が真ん中ではないですか。このような重要なことは、市民にしっかり説明し、市民の不安を取り除き、安心、安全を確保するのが市長の責務であると思います。結果的には電子戦部隊が配備されたことに対し、市長の見解をお伺いします。

◎市長（嘉数 登君）

電子戦部隊が配備されたことについての見解についてお答えいたします。

電子戦部隊については、防衛省の説明を受け、その必要性について理解しているところでございます。一方、新たな部隊配備など基地機能の強化については不安を感じる住民もいることから、防衛省は丁寧な説明を行う必要があると考えており、その都度その旨伝えているところでございます。市としましても、今後も必要な情報提供に努めていく所存でございます。その上で電子戦部隊の宮古島駐屯地への配備については、年々厳しさと複雑化を増す南西諸島の安全保障環境の中、市民の安全確保に必要な部隊と装備であるというふうに考えております。

◎長崎富夫君

市長、今後もやはり市民にはしっかりとこういう大事なことについては説明して、市民の不安、これを取り除いていただきたいことをお願いしたいと思っております。

松原地区の農地転用違反についてお伺いします。この件につきましては、私は正直あまり触れたくない事案ですが、逆に私は地元であるがゆえにいろんな皆様方から問合せがあり、現状を確認する意味で質問させていただきますが、議長、休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

質問続けてください。

◎長崎富夫君

では、質問いたします。

昨年の3月定例会で農業委員会会長は、その農地については、原状回復の勧告書を発出していることから、一貫して同地における資材重機ヤードとしての農地の利用は、農地法上、各種法令に違反しているとの認識に変わりありません。また、当事者が特例で認めてほしいと主張していることに対しては、本市で事例がなく、県にも確認いたしました。農地法上、農振農用地での資材ヤードは許可権者が誰であっても運用で認められるものではない。事業者がいかなる主張をしても許可することはできない。ですから、このような事例は沖縄県にもないとの回答であったということでもあります。その後9月定例会で同僚の山下誠議員に農業委員会会長は、今回の大規模な事案は全国的にも例がなく、農地行政の根幹を揺るがし、到底許容できるものでない、あらゆる選択肢を排除せず、法に基づき対処していきますと明確にご答弁されております。お伺いしますが、現在の状況と今後どのように対応していくのかもあれば併せてお願いいたします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

質問にお答えいたします。

違反転用農地における直近の対応としましては、令和6年8月21日付文書において栗国氏に対し、また同年9月19日付文書で広栄開発及び栗国氏の親族に対し、それぞれ9月27日までを期限として弁明書の提出を求める内容の文書を送付しております。これに対し、栗国氏本人からのみ9月26日付で弁明書の提出があり、農業委員会が求める原状回復については応じられないとの弁明内容でありました。このことから、今後の対応について市の顧問弁護士と年明け1月に協議をしておりますが、内容については踏み込んだものであるため、この場での答弁は差し控えていただきたいと思います。また、今後の流れとしましては、沖縄県や市農林水産部と連携を密に取りながら、法に基づき訴訟の提起及び行政代執行へ向けて粛々と作業を進めていくこととなります。

◎長崎富夫君

再質問をさせていただきます。

新たに農地転用が違法状態の重機ヤードに接続する道路も違法転用状態であることが最近のマスコミで報道されました。農業委員会会長は、いつまでも放置するとほかに示しがつかない、農地法はないがしろにされる、今後も強制執行も視野に入れながら粛々と対応していくと話しております。市民からよく聞かれることが一般市民には厳しいが、議員には特例や特権があるのですかと、ありますかということ。でなければやったもの勝ちですかと、これは特に建設業に関わる方々から聞かれます。先ほどマスコミであるように、農業委員会会長がお話されているように、いつまでも放置することはほかに示しがつかない。早急に解決していただくことをお願いいたします。このことについて、農業委員会会長、短くでいいですから、お答えいただけますか。あと、市長にも見解をお願いします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

松原の違反転用が発覚してから10年目になりますが、これまで当委員会は法令に基づき、当事者に対して指導、是正措置の勧告などを順次行っておりました。しかしながら、今日に至るまで農地の違反転用の解消には至っていないことから、先ほども答弁させていただきましたが、今後は訴訟の提起、行政代執行

に向けて進んでいくことになります。

◎市長（嘉数 登君）

この問題については、長引かせることは適當ではないというふうに考えておりまして、法に定められた手続にのっとって進めていくべきものであるというふうに考えております。

◎長崎富夫君

農業委員会及び当局でしっかりとこの問題本当に早めに解決していただきたいことをお願い申し上げます。

次に、産業振興局についてお伺いいたします。令和3年4月に座喜味一幸前市長の目玉政策として新たに産業振興局を設置し、産業振興に取り組んできました。これまでに旧上野庁舎を拠点に六次産業化による地産地消の推進、地元の食材を使った学校給食、地元の野菜を一時保管する大型冷蔵庫の設置など、大きな成果を上げてきていると思っております。産業振興局を廃止するとお聞きしておりますが、産業振興局としての役割は終わったということですか。ご説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

産業振興局につきましては、部として位置づけておりましたが、令和7年度から課として位置づける組織改編を行っているところでございます。産業振興局は、令和3年4月に企画政策部の部内局として設置され、市民の所得向上に向けた六次産業化を推進してまいりました。当初は速やかに事務の執行を図るため体制を早急に確立する必要があったことから局を立ち上げ、取り組んでまいりました。現在は増員され、業務体制も安定していること、また組織のスリム化を図る観点からも今回の組織改編を行っております。

◎長崎富夫君

4年前、本市の地産地消における自給率、これについて定例会で質問をいたしました、たしか3割程度が地産地消における自給率であるとお答えしたと記憶しております。現在の自給率何割ぐらいですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時28分）

再開します。

（再開＝午後2時28分）

◎産業振興局長（下里盛雄君）

産業振興局の中では、自給率というのも全体的なものでございますので、重点的に取り組んでいる学校給食を中心に食材の利用率の向上ということでございましたので、ちなみに実績といたしましては令和2年度の11.1%から令和5年度の23.5%ということで、その数字が食材の利用率の実績ということでございます。

◎長崎富夫君

ちょっと時間がありますので、あと1点だけ、地下水についてお伺いしたいと思っております、モニタリング調査を含めて。水道部に聞きたいと思っておりますが、宮古島市地下水研究会から「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書が私も所属する経済工務委員会で継続審査になっております。研究会は、宮古島市の地下水の危機的状況を指摘しているわけでありますが、しかし宮古島市水道部の地

下水モニタリング調査説明では研究会の調査と乖離があるように思われ、経済工務委員会でもその取扱いに苦慮しております。宮古島市地下水研究会の指摘に対する宮古島市の見解、これを。

◎水道部長（下地貴之君）

地下水研究会の要請書、請願書を含め、見解の相違が大分ありますけれども、水道部としましてはまずは現在行っております地下水モニタリング調査を実施して、今後の推移を見守っていきたいというふうに考えております。数値が悪化するような状況があれば、研究会が求める浄水施設についても検討していきたいと考えております。

◎長崎富夫君

残した質問については、申し訳ないが、次回あたりでまたやらせていただきたいと思いますと考えております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで長崎富夫君の質問は終了しました。

◎下地信男君

議員番号7番になりました。1つ下がりました。下地信男でございます。よろしくお願いします。嘉数登市長と相對するのは初めての議会ですので、しっかりやらなくちゃいけないと思いつつ、緊張しておりますけれども、新人議員の大城仁議員に負けないように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

まず、通告に従いまして質問させていただくわけですが、市長の政治姿勢についてまずはお伺いします。市長は、このたびの選挙におきましては市民が真ん中という姿勢を訴えて当選を果たしました。新年度、令和7年度の施政方針においても基本姿勢にこの市民が真ん中という言葉織り込んでおります。市民が真ん中ということをも市民は、私たち議員もどういうイメージで捉えればいいのかということをもその言葉の中の思いを市長にお答えいただきたいと思います。

◎市長（嘉数 登君）

市政運営に当たる私の思いといたしましては、宮古島市はただの観光地ではなく、市民の思いが集まっている島、あらゆる世代が幸せを感じながら暮らし、皆に希望が持てる島とするために、全身全霊で働いていきたいというふうに考えております。全ては市民のためにという思いで、信頼、情熱、行動力を持って政策を推進していくこと、これが市民が真ん中という言葉に込められている意図でございます。市民のため、市民が暮らすこの島の未来のため、市民が真ん中を市政運営の基本姿勢として位置づけ、掲げた公約の着実な推進を図り、私の思いはここに込められておりますけれども、ここで住み、働き、子育てがしたい、ここを誇りに思う、島を出てもまた戻ってきたい、戻りたいと市民が実感できる島づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

◎下地信男君

市長の熱い思いを伺いましたが、行政というのは誰のためにやっているかという原点に返ると、やはり市民の幸せのためにやっているというのは当然のことですが、なかなかこれが実現、実行できない、形にならないという部分がありましたけれども、改めてこの市民が真ん中という言葉をしつかりと胸に受けて、私も頑張っていきたいと思っております。

次の家賃高騰の対策について、これまでの議員も少子化対策の一環として聞いているんですかね、住居不足の中で。ただ、当局との議論を聞いていると、家賃高騰の問題と少子化対策というのは、表裏一体の問題であるというか、連動しているような感じになっていて、家賃高騰の対策として、市長は市営住宅の空き家を活用するだとか、宅地造成をして賃貸集合住宅を民間と一緒に力を合わせてやっていきたいという話をされておりますけども、これはまさにそのものが少子化対策になっていくというふうに思うんです。家賃高騰の対策の中で答弁された宅地造成、賃貸集合住宅、要するに市有地を民間に提供して、民間が自らの資金で建てて、安価な住宅を提供していくということですよ、賃貸、貸し付けていくと。これはすばらしいアイデアだなと思います。これは、市長ははっきり明らかに供給不足だという話をされておりましたけど、供給不足で需要と供給のバランスが崩れているのであれば、もちろん民間が参入してきて、これを是正する中で自らの収益も上げていくというのが出てきそうなんですけど、宮古島の場合には民間の動きが鈍いというんですか、そういう動きが、積極的にこの供給をしていこうという姿がなかなか見えない。

そこで、業者の皆さん方に話を聞いたんです。1つは、宮古島バブルと言われて、いつまでこういう構造、要するに供給不足が続くか分からないという状況があるということと、やりたいけど、やはり土地がないという話をしていました。土地と融資が受けられるかという現実的な問題があるという話をされておりました。市が土地を貸すのであれば、多分に金融機関も融資してくれるであろうと。ただ、そのときには土地を担保に取るというのがこれまでの取決めというか、あるんですよという話があったんです。そういうときにこういった条件というのが、要するに金融機関から民間が借りるときに市の土地を使って宅地を造成してきたときにこういった問題があるということもやはり考えていく必要があるのかなと思います。私は、この事業というのはとても有益で、供給が増えることによって家賃が下がる呼び水になっていくと思いますし、また少子化対策にもなっていくと思うので、この対策はぜひいろいろ民間の活力、民間の力も借りながらやっていただきたいなと思います。

次の質問です。次、2番目のオーバーツーリズム対策というのがあります。これは、急激に観光客が増えて、市民にも影響を与えているということなんですけども、施政方針の中では観光振興ビジョンを策定して、その下にある観光振興基本計画を見直していくという話をされておりますけども、この第2次宮古島市観光振興基本計画に年間200万人を目指すというのがありますよね。私は見直すべきだと思います。この辺の市長の見解をお伺いします。

(栗国恒広君、着席)

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

オーバーツーリズム対策ということで、観光振興ビジョンへの取組についてでございます。本市の観光リゾート産業のポテンシャルを最大限に発揮し、市民生活に還元するため、自然環境を誘引に人、食と音楽でもてなすことをコンセプトとした観光振興ビジョンを策定し、観光の量から質への転換を図っていくことを市長公約に掲げているところでございます。ビジョン策定に当たっては、観光に係るシンポジウムを開催し、市民及び観光客双方の満足度向上を生み出す持続可能な観光地づくりのための環境整備、伝統文化等の再生、高付加価値化を盛り込むということで策定を進めていきたいというふうに考えております。このビジョン策定後は、第3次宮古島市観光振興基本計画のほうを策定して、観光地域づくり法人

や観光関連事業者等と連携して計画に基づいた取組を推進してまいりたいというふうに考えております。

◎下地信男君

現観光振興基本計画の目標数が200万人です。今年度も、令和6年度も100万人を超える見込みだということ、100万人を超えているんですかね。先月までで102万人でしたか。100万人ではもうパンク寸前というか、西里通りを見れば本当に異様な光景というんですかね、観光客が来てほしいと思っていた時代から一転、本当に観光客であふれている島があまりにも急激な変化に受入れ態勢が追いついていかないという現状があります。

それと、市が目指す量より質というところがやはりこの辺がどの程度を目指すかというところが大きなみそになってくると思うんですけども、200万人を目指すのと100万人目指すのと何が違うかなと、素朴な疑問ですけど、これはもう政策的に200万人を目指すというなら、民間がそれを市が目指すんだったらそれに応じて投資をするということだと思うんですけど、やはり量より質の観光を目指すのであればもう落ち着いた形で、本当に宮古島の将来の観光を見据えて見直しをしていただきたいなというところなんです。

次の少子化対策、これ新聞に最近出ていましたけども、出生数がもう横ばいという話ですけども、昨年は384名が生まれておりますけれども、5年前の2020年からすると133名の減ということになって、この対策もなかなか難しいというところで、国の地方創生臨時交付金というのが平成23年度から始まっていると思うんですけども、10年近く国の交付金を受けて、人口減少あるいは少子高齢化対策ということに事業をやってきたんですけど、実態はこうですと。何も効果がないという話になってしまうんですけども、この10年間で振り返って反省しつつ、本当に有効なこの出生数を増やす手だてをしないと、なかなか厳しい状況にあるのではないかなと思います。市長、いろんな問題抱えますけども、この辺も、家賃の高騰の問題も、物価の高騰の問題も本当に今喫緊の課題ですので、これも真摯に取り組んでいただきたいと思います。

次に、農林水産業の担い手育成、これは新規就農事業ではなくて、現実的にサトウキビ収穫のハーベスターの補助員がもういない。葉たばこの収穫作業を手伝いする人もいない。本土からアルバイト生たちを招いて、ようやくつないでいるという状況で、人手不足はもう産業発展の阻害要因という言葉がありますが、まさにそのような農業というものがもう今後見通せないような状況になっているのではないかなと思うんです。その辺の市の考えをお聞かせいただきたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

人手不足、担い手不足への対応でございます。おっしゃるとおり、農林水産業におきまして人手不足というのは深刻な状況でございます。農業分野でございますが、60代が70%を占める、10代、20代で2%もいないという状況が今現実にあります。そういうことにおきまして現在行っている対策としまして、令和5年度に行われた法改正を受けまして、食料生産の基礎であります農地の確保、保全を目的とした地域計画を作成しています。この地域計画は、地域の協議に基づき農地ごとの将来の耕作者を位置づけて、将来も農地として使用していくことを目的とした計画となっております。本市といたしましては、人材が不足している現状を踏まえ、農業の効率化や機械化を図っていき、営農しやすい環境を整えるとともに、稼ぐ力の強化に取り組むことで担い手となる人材を取り入れたいと考えております。

畜産業におきましては、競り価格に大きく左右され、価格低迷により収入面が不安定な状況となっております。そのため、市においては農家の個々のデータに基づき経営分析を行い、市場評価の高い牛を飼養

できる経営感覚に優れた担い手を育成することで競り価格上昇に寄与し、畜産業に対する魅力を高めていきたいと思っております。

水産業についてはよろしいでしょうか。水産業についても……いいですか。

◎下地信男君

そういった担い手というんですかね、一緒に作業してくれる方々がいないと、もう高齢化が進んでということが、今農林水産部長がおっしゃる市は計画をつくるんだけど、各振興計画同じで、これが今の実態に合っているのかどうかと。日本という国は、これまで遭遇したことのないような困難な時代に今立ち向かわざるを得ないという状況の中で、何事も従来どおりというのは通用しないと思うんです。誰もやったことのないことをやっていかないと対応できないということだと思うんです。今、市長、全国的にこの問題は、みんな自治体は頭を悩ませているところだと思うんですけど、やはりこういった自治体の小さな市町村の抱える問題は、もう国の問題だというふうになってきているんです。その辺を市町村がこの現場の問題をどう吸い上げて、県や国に働きかけて制度を改正していくかと。この局面をどう乗り越えていくかというのは、これはもう国民の大きな課題なんだと思うんです、大きなことを言うんですけど。抜本的な制度改正というのもやはりこれは自治体が今後考えていかなくちゃいけない問題だと思います。自分たちの自治体だけを守っていればいいという世界ではなくなっているんじゃないかと。農業の話は、相談を受けてもなかなかアイデアありません、私も。もういないのはしょうがないねと。ただ言った人たちがそうだねと言って、少しは気が楽になったよぐらいの世界です。やはり行政に対するその期待感というのはあると思うので、ぜひこの問題についても対応をお願いします。

次の宮古島市景観条例の見直しについて。これは、市長が今回のこの景観審議会からの答申を受けた際に、新聞の報道ではシンポジウムの開催に言及されています。これ見直しを進めてきたという前提の中でこのシンポジウムの開催という話が出てきたと思うんですけど、このシンポジウムというのは何を目的に実施するのか、まずはお願いいたします。

◎市長（嘉数 登君）

シンポジウムの開催についてですけども、現況の景観計画の見直しの検討に当たりまして、市民や事業者の意向を把握することが重要であるとの考え方から、今年度アンケート調査を実施しまして、この結果から今後の方向性は確認できましたが、細かな部分までは把握し切れていないという現状がございます。良好な景観の近くに住んでいる方が持っているその景観の恩恵を受ける利益は非常に重要なものであると考えておりますので、次年度以降の景観計画の検討に当たってはシンポジウムの開催のみならず、地域住民の意見を聞く機会の創出に努めてまいりたいというふうに考えておりまして、かなりいい回答が返ってきたのかなとは思っておりますけども、あるいは市民が多くの方々が反応を示しているというか、関心を示していたのかというと、必ずしもそうでない部分があるかというふうに思っております、この景観計画については見直しも含めてやはり自分事といいますか、考える機会を創出する必要があるというふうに思っておりますので、そういった手順を踏んで、広く市民にも知ってもらった上で必要な作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

◎下地信男君

見直しも含めて検討していくと。景観計画ガイドラインに10年間の景観まちづくりによって高さ規制を

緩和しても影響の少ない地域、あるいは高さ制限を強化する地域がもう明確になってきたということがあって、やはりこれは見直しをしていく必要があるというふうに思うんです。ほとんどのホテルというのは海岸線に今建っているような状況だと思います。海や海岸線を生かすというのが宮古島の観光の魅力だと思うので。ただ、時代が変わってもこの宮古島らしさを維持しながら発展しなければいけないということは、もうみんなが認めているところだと思います。ただ、一方でこういう意見もあるんです。自然空間と調和したいいわゆる観光リゾート施設、新たに造ったそういう施設であっても、やはり宮古島市が求めている新たな景観として、これはまた有用なんだよという考えがあります。ですから、一概に高さが高いから駄目だとかいう話ではなくて、本当に自然景観とマッチしているというのはある意味また宮古島の誇れる景観にもなり得るという、そういう意見もあるので、その辺も踏まえてやっていく必要があるのかなと思います。見直しのスケジュールについては、今後どのような感じで進めていきますか。

◎建設部長（川平陽一君）

令和6年度のアンケート調査の結果から、今後の大きな方向性は確認できました。令和7年度は、シンポジウムの開催や地域住民の意見を聞く機会の創出などにより、市民の意識醸成とさらなる意向の把握を行うとともに、現在計画における課題や検討条件、検討の方向性を整理してまいります。令和8年度は、前年度の市民意向等を踏まえ、ゾーニングや景観基準の検討、パブリックコメントなどを実施し、景観計画並びにガイドラインを改定していくというスケジュールを想定しております。

◎下地信男君

先ほども申し上げましたが、景観を守るというのは自然を守る、あるがままの姿が尊重されそうな気がしますけれども、先ほど申し上げましたように観光リゾート地域においてはまた自然空間と調和したという、この建物自体がまた景観をよくしていくということも多々あるわけで、そういうことも市民に理解をしつかりとさせて、十分な議論をしながら進めていただきたいと思います。

ちょっと飛ばして、救難ヘリのほうを先にさせていただきたいと思います。救難ヘリの配備誘致についてですけれども、この件については今議会でも複数の議員が取り上げて、航空自衛隊の救難ヘリ、これがあると、自然災害があるときに、あるいは遭難者の救助、それから病気や事故で沖縄本島などに急患を搬送する際に地元に救難ヘリが常駐していると大変大きなメリットがあるんじゃないかという話をしつつ、市長に対して国に対して働きかけるような質問をしてきているところです。また、実際に令和2年には前市長名で防衛大臣にも要望書が出ておりますし、議会でも意見書が可決されて、防衛大臣のほうにも行っているところです。ただ、最終的にそういう1つの隊をつくるということになるというふうに聞いていますので、それは地元のトップのまた投資が必要だということもありました。そこで、お伺いしますけれども、この救難ヘリの配備誘致、これまでの経緯も踏まえて市長はどのように考えているのかお聞かせください。

◎市長（嘉数 登君）

航空自衛隊救難隊は、急患空輸や山岳及び海上における遭難者の搜索など、その高い能力と使命感で災害派遣でも活躍しており、本市への配備についてはこれまで市長名や市議会においても防衛大臣への要請を行ってきていることは承知しております。市長名では令和2年12月22日、防衛大臣に対して行っておりますし、それから令和3年3月には市議会より同じく防衛大臣のほうにも要請がされております。自衛隊

の配備体制については、近隣諸国など諸外国における社会情勢や国内における配備のバランスなど、様々な観点から防衛省において適切に判断されるものというふうに考えておりますけども、私自身この救難ヘリについて実際に意見交換したことはございませんので、率直にどうなのかというところについては防衛省のほうとも機会があれば意見交換してみたいというふうには考えております。

◎下地信男君

国のほうと、防衛省のほうと意見交換してみたいということですけども、質問が逆になってしまいましたけど、急患搬送、これまでの実績をお聞かせいただきたいんですけど、こういう自衛隊なり、市町村からの要請を受けて県知事が自衛隊にお願いして、ヘリで沖縄本島に運ぶという実績を少し確認したいんですけど、これ何件ぐらいあったか分かりますか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

陸上自衛隊ヘリによる急患搬送件数は、沖縄県離島振興協議会に確認したところ、令和元年度31件、令和2年度34件、令和3年度30件、令和4年度31件、令和5年度44件となっております。直近の5年間の合計は170件で、年平均34件、月平均だと2.8件となっております。

◎下地信男君

令和元年からの5年間で170件あったということで、宮古島に常駐するメリットとして、宮古島で何かあった場合に、救難ヘリに乗せて沖縄本島の病院まで行くのに1時間半かかる。ところが、沖縄本島から来てもらうとなると、これの倍以上かかってしまうということがあって、救える命も救えなかったという事例があったと聞いています。救難ヘリというのが簡単に誘致できるとは私も思いませんが、市長、これ誘致されると宮古島の方々の安心、安全、命を救うということにもつながっていくと私は思っていますので、市長、ぜひこの件については真剣に、残念ながらこれまでの政権はなかなかここを踏み込んでくれなかったという部分がありますけど、嘉数登市長にはこの辺ぜひ踏み込んだ対応をお願いしたいと思います。

では、戻りまして脱炭素の先行地域ですけども、令和6年度の繰越しが4億5,000万円余ありますね。令和7年度当初予算で8億3,000万円余があって、合計で13億円の事業費になってしまいました。この事業の施行は大丈夫かという心配というか、疑問が出てきますので、まずはこの質問にお答えください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

脱炭素先行地域づくり事業の件でお答えをいたします。

今定例会の質疑等でも話をしまして、今年度予定の民間住宅100件、あと民間事業者施設1件、公共施設が11件という形でやっておりました。そのうちの進捗としては、5件の民間住宅への太陽光の設置となっております。執行率でいいますと3%という形になっております。令和7年度につきましては、民間住宅で365件、民間事業者施設で95件で公共施設で2件という形になりまして、合わせますと民間住宅でいいますと460件となっております。

ご質問のこの2年間の事業を1年間で実施することは大丈夫なのかということです。現在今年度の分に関しましては、令和7年度の9月までに事業完了を目標としております。あわせて、令和7年度の事業についても同時に募集も行いながら、あとはPPA事業者との工程調整も行いながら、着実な事業の実施を図っていきたいと考えておまして、現在の調整の中では事業実施は可能というふうに考えております。

◎下地信男君

企画政策部長、P P A事業者というんですか、P P A。

(「A」の声あり)

◎下地信男君

P P A。この事業の中にP P A事業者の育成というのも事業の目的があったと思います。1者だけでなかなかこの太陽光パネルの設置も難しい部分があって、これをP P A事業者を育成するというのも一つの目的だったと思うんです。現状はどんな感じですか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

P P A事業の登録事業者につきましては、今年度新たに1者入りまして2者でP P A登録事業者として登録をされております。今後はまた新たなP P A事業者の創出を図りながら事業を遂行していこうと考えておりまして、今年度1月末にP P A事業参入に興味を持つ地元事業者を対象にプレ講座というのを実施しております。その中で、3者のうち、そのうちの1者がまたP P A事業に参入を検討したいという回答もありますので、次年度以降このプレ講座で得た課題等を踏まえながら、次回開催に向けて共同提案者と協働しながらカリキュラムの組立てを行っていきたいと考えておりまして、次年度もP P A事業者の登録を一者でも増やしていった、事業の進捗に進めていきたいと考えております。

◎下地信男君

P P A事業者が増えると、スムーズに事業を執行できるというふうに思います。

次の質問です。昨年の6月定例会で蓄電池のみを導入する、導入を希望する場合、いわゆる太陽光パネルと蓄電池というのは今セットですよ。100%補助、補助というか、無償で設置できるということで、6月定例会に蓄電池のみが欲しいと、既にもう太陽光パネルは設置されているよという話があって、蓄電池のみをぜひ導入を検討くださいと言ったことに対して、環境省や共同提案事業者と調整を図りますと企画政策部長は答弁されております。この調整の結果をお答えください。

◎企画政策部長（久貝順一君）

蓄電池の導入について、共同提案者を含めまして事業を実施するP P A事業者を確認を行いました。P P A事業では、長時間にわたり設備の管理、資産管理を行うことが必要ということで、太陽光発電設備、パネルとパワーコンディショナーと蓄電池はセットでの導入が基本となっているということです。しかしながら、脱炭素先行地域づくり事業を活用した蓄電池設置メニューの検討を行ったところ、蓄電池のみの設置については実施できないとのことで、そのため環境省のほうとは調整を行っておりません。P P A事業者との話の中で設置が実施できない理由としまして、既設の太陽光発電設備がある状態で蓄電池のみを新規で設置する場合、既設の太陽光発電設備の発電状況、また経年劣化による機器の故障リスクの担保、また適切な施工方法の選択等が困難であること等の対応が複雑化するというので、蓄電池のみの設置は困難であるというふうに回答を得ているところであります。

◎下地信男君

蓄電池のみを提供するというのがいわゆるこの設置事業者にメリットがないということですか。これはストレートに言ってはいけないことですか。そういうこともあると私は思っていますので、難しいということですね。はい、分かりました。

次の質問です。地域懇談会について。嘉数登市長が副市長のときに、地域の声を聞くということで旧町

村を回って、足を運んで地域の声を聞いた。これが地域懇談会ということですが、早速この新年度の予算に地域懇談会要望事業費というのを新設して3,093万8,000円、これは本当に高く評価したいと思います。市民がこれまで要望してきた防犯灯でしたか、それから道路の白線の問題であるとか、本当に生活に密着する声が懇談会では多く出たと思います。私も下地地域で参加しましたが、こういうことがスピーディーに対応できている、これは本当に大きく評価したいと思います。

私が聞きたいのはほかにもたくさんありました。今回予算に計上されていない部分、例えば自治会の運営費の問題であるとか、子育て、人材育成の問題とかいろいろありましたけども、その辺については今後どのような対応をされるのかお聞かせください。

◎市長（嘉数 登君）

今年度実施した地域懇談会におきましては、市民の皆様から多くの意見や要望をいただきました。この懇談会ですが、市民の声を直接お聞きする貴重な場であり、今後も継続して実施し、さらに充実した取組を行っていくことが重要であると認識しております。市民からの意見や要望には迅速に対応する必要があります。まず、地域懇談会の中で多く出された要望については、これは令和6年度中に既存の予算枠で対応可能なものについては、各課において優先順位を検討し、幾つかの要望は年度内に実現をしております。さらに、新たに予算を必要とする取組に関しましても、令和7年度には下地信男議員おっしゃったように地域懇談会要望事業費として予算額を確保し、地域住民の期待に応えられるよう取り組んでまいります。

下地信男議員からありました要望たくさんございました。すぐできることと時間を要することありますので、まずは各地域で共通するすぐ取り組めることについて令和7年度で地域懇談会要望事業ということで計上させていただいておりますので、この懇談会は単発で行うものではなくて、今後も継続してやっていきますので、時間のかかる、あるいは事業費が大きいものについては、地域からの意見、あるいは地域の知恵というんですか、そういったものも拝借しながら、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎下地信男君

この地域懇談会というのは、本当に有意義なものだと私は思っています。といいますのは、こういう行政が近くに来て聞かないと行政に対する文句ばかり言うんですけど、こういう聞く場を設けると、では私たちにできるのは何かというふうに変わってくるんです。今、下地地域の婦人会もこういう懇談会での成果を踏まえて、自分たちはでは何ができるかというふうに変わってきています。やはりこういう啓発という意味にもなるんです。自分たちで地域をつくっていくということに、行政ばかりにお願いではなくて、自分たちでできるのは何か、自分たちでもやるかみたいな雰囲気が出ているというのがこの地域懇談会のとても意義のあることだと思います。ぜひ継続してください。

次の将来を担う若者の意見を聞くと、その聞いた成果を市の政策に生かすことは大事だと思いますけども、当局の見解を、これは施政方針にも出ていますが、お答えください。

◎市長（嘉数 登君）

下地信男議員ご指摘のとおり、若者の定住、それからUターンに関するニーズや課題を正確に把握することは、有効な施策の策定に不可欠であると考えております。そのため、10代から40代の生産年齢人口を

対象にアンケートを実施し、宮古島市で定住するための必要な条件や不足している点を把握し、それに基づいた施策を立案することが重要であるというふうに考えております。去る1月5日に開催されました二十歳を祝う会におきましては、全参加者、これは450人ほどおりましたが、この参加者に宮古島市の定住やイメージに関するアンケートを配付いたしました。QRコードを活用し、スマートフォンから簡単に回答できる形としましたが、残念なことに回答数が十分に集まっておりません。今後いかにしてアンケートに対する関心を高め、より多くの回答を得るかが課題となっております。また、的確なアンケート手法、ターゲット等やアンケート内容の見直しも検討しており、全庁横断的に協力して継続的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎下地信男君

若者の意見を聞く、とても大事なことだし、提案です。二十歳を過ぎた学生が里帰りしてきているときに、私も冗談で将来は宮古島に帰ってこいよって言ったら、嫌ですとはっきり。何でと言ったら、魅力がないという話をしていました。この子供と同級生の皆さん方で、スポーツで関わった子供たちに同じような質問をすると、みんな同じなんです。市長、二十歳の方の、二十歳のお祝いのときのって言っていましたけど、私は島を出て大学生、二十歳から23、4ぐらいの、就職していてもいいです。こういう本土に住んでいる人たちが本土を見て、その目で宮古島を見ると、やはり何が違うのかなというのがあると思うんです。そしたら、はっきりと宮古島市のイメージが浮かび上がってくると思います。島外から何が不足しているというのが、私、高校を卒業して大学に行っている子供たちが向こうで就職をして、まだ学生でもいいです。この人たちの意見というのは、本当に第三者目線で宮古島市はずばりと指摘してくれるような気がするんです。このメリットが1つと、本土にいる人と宮古島を常につないでおくということが大事かなと思うので、ぜひアンケートをするのであれば、宮古島に住んでいる方はもちろん当然のことながら、こういう宮古島を離れた若い人たちにもぜひやっていただきたいと思います。この提案いかがでしょうか。市長、お願いします。

◎市長（嘉数 登君）

私自身も高校を卒業して出ていった人間ですので、今下地信男議員のご指摘を受けて、私自身なぜ帰ってきたのかなと改めて考える次第ですけれども、やはり若い人が島に帰ってくるという動機づけは、島にその魅力があるかないかということであろうと思っておりまして、都会にある魅力、ないもの、それから宮古島市にあるもの、ないもの、単に都会にあるもののないものねだりをするだけではなくて、宮古島市にしかないもの、自分の人生にとってかけがえのないものはどうかといったようなところを動機づけといいますか、意識づけできるような、気づきを与えられるような、そういった趣旨を盛り込んだアンケート等々を取りまして、全員とは言いませんが、多くの方が島に帰ってきてもらえるような、そういった島を目指していきたいというふうに考えております。

◎下地信男君

ぜひ検討してください。

次に、健康・福祉行政です。健康寿命をということの質問ですけれども、介護を受けたり、寝たきりになったりせずに日常生活を送れる期間を健康寿命という。本市の状況について全国及び沖縄県との比較についてどのような状況にあるのかお答えをお願いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

本市の健康寿命の状況についてでございます。健康寿命を延ばすことは、個々の生活の質を向上させるだけではなく、社会全体の活力を高めることにつながり、本市においても地域の福祉や医療政策において重要なテーマとなっております。令和2年、2020年時点の健康寿命は、男性で全国80.12歳、沖縄県は79.33歳、宮古島市は77.06歳、県内の41市町村の中で35位でございます。女性では、全国84.48歳、沖縄県は84.30歳、宮古島市は83.49歳、県内の26位となっており、残念ながら男女とも全国及び沖縄県と比較しても低い状況となっております。

◎下地信男君

沖縄県は、かつて健康の島ということで、長寿の島か、そういう位置づけだったのがもうどんどん、どんどん下がって、沖縄県は男性は45位、女性は46位というところまで、もうびりに近いですね。その中でも宮古島もまた後ろのほうにあるということで、やはり市民の健康を守っていくことが地域の発展の基礎であると思います。このことはもうよく言われて、何とかせにやいかんということがああるけど、この言葉を受け止める人がいないと言ったらおかしいですけど、これ官民挙げて取り組むべき課題かなと思っています。何が問題だと考えるかと市長への質問をしたいと思いますけど、市長、いいですか。問題はどこにあるかということをごぜひお聞かせください。

◎市長（嘉数 登君）

医学的な知見は有しておりませんので、本当に一般的な話しかできませんけれども、かつて沖縄県は本当に長寿県と言われておりました。やはり食生活、それから生活のスタイルというものが大きく起因していたのかなというふうに思っております。一方で現代の我々の生活というのは、やはり食生活も大分欧米化してきておりますし、過食というんですか、そういった部分も健康に与える影響は非常に大きいと思っておりますし、それから運動する習慣、体を動かす機会がなかなか、車社会になりまして機会が少なくなりましたので、そういった運動の機会が減少していることも要因の一つになっているものというふうに思っております。私が考える一番の要因は、沖縄県の置かれている状況、それから宮古島市の置かれている状況、自分の置かれている状況にしっかりと見詰めて、何を改善していかなければいけないかというようなことを本当に意識しているんだろうか、これは私も含めてですけども、そこに一番の原因があるんじゃないかなというふうに考えております。

◎下地信男君

前期高齢者の要介護認定率というのが沖縄健康21世紀ビジョンだったか、はっきりしませんけれども、前期高齢者は65歳から74歳ですよ、前期高齢者というのは。要介護認定率3から5、3から5というのはもう介護なしには生活できないよという悪い状況です。その認定率が全国では1.35%、沖縄県は2.11%、全国の倍なんです。寝たきりで生活できないというのもこれに含まれています。こういう状況にあって、健康寿命というのにつながっていきますけども、これ何とかしないと、宮古島の人間は70歳を過ぎたら寝たきりになるのかということになってしまっって、この深刻な問題、特に沖縄県で問題なのはアルコールの問題だと言っているんです。うちの議員もウオーキングしたからアルコールを幾ら飲んでもいいよという人がいますけども、これはもう違うということ書いていました、下地信広議員。本当に私個人的に去年の7月からノンアルで付き合っているんですけど、酔わないで酔っぱらった人の姿見るのは大変です。こう

なるのかというふうな客観的な目で見ると、自分もそうだったのかと思ってしまって反省するんですけど、このアルコールの飲み方を何とか変えるような、こうなるとまた後ろから矢が突き刺さっているような気がしますけど、やはり自分たちが今、市長がおっしゃるとおり、自分たちは何をすべきか、何をしなければならないかということを考えていかなくちやいけないのではないかなと思っています。最近、沖縄県は全国1位になるぞという声も聞かなくなりました。これではいけないと思うので、やはり私も実感しています、健康が一番大事だということは。そのために、では何をすべきかということですが、またお互いみんなで考えていければと思います。

次、市立図書館の利用状況についてですか。令和元年に開館した宮古島市未来創造センターの中の図書館、快適な環境の中で最近は多くの方が勉強しているというか、学習していますけども、利用状況、入館者数の推移について少しお聞かせください。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

移転前の市立図書館の年間入館者数は6万4,000人から6万8,000人程度でしたが、宮古島市未来創造センター、新館に移転した令和元年度は14万2,461人となり、移転前の2倍以上に増加しました。しかし、翌年度からは新型コロナウイルス感染症防止対策による休館が続いたため、令和2年度は9万1,441人、令和3年度は7万9,895人と減少しました。その後、令和4年度は14万9,669人、令和5年度は17万5,633人、令和6年度は2月末時点で既に前年度の年間入館者数を上回る17万8,432人となっております。

◎下地信男君

図書館が新しくなって、利用者も増えているということですね。できたら利用者カードみたいなものの発行実態聞きたかったんですけど、移動図書館というのやっていますよね。これは各学校にやっているかと思いきや、聞いてみるとひらりん公園とか市街地の中でも人の集まる場所に出向いて、図書を持ち出して貸し出している話がありました。このサービスが旧町村部にも欲しいなという思いがしています。城辺地区には、宝塚医療大学の図書館的位置づけでありますよね。上野地域、下地地域、伊良部地域にそういう図書館がない。今はもう本屋も軒並み廃止をしてなくなっています。もう図書館しかないです。旧町村部のほうにも何とか来てほしいという声があるんですけども、これについての市の考えをお聞かせください。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

旧町村部への図書館サービスについてお答えします。

まず、図書を積んだバスが定期的に巡回し、図書の貸出しをする移動図書館を実施しております。35か所のステーションのうち旧町村部が13か所となっており、小中学校のほか城辺地区の世代間交流施設、上野地区、伊良部地区の児童館を巡回しております。次に、図書館職員が施設へ出向き、団体貸出しの図書を届けるみーやの本棚という事業も行っております。市内全体で9か所、そのうち旧町村部へは社会福祉協議会城辺支所やこころ保育園、下地公民館、来間自治会の4か所で実施しております。そのほか利用登録がある方は、直接市立図書館へ足を運ぶことなく、パソコンやタブレット、スマートフォンなどで利用できる電子図書館サービスもスタートしております。電子図書館は、音声読み上げ機能や文字を大きく表示できる機能を備え、60代以上の方の利用も順調に増加しております。移動図書館やみーやの本棚をご希望でしたら、事前に団体の登録カードを作ってください、それで図書の要望をしていただく流れになります。

すので、図書館にご相談いただければと思います。

◎下地信男君

全国で長野県は、広域電子図書館というのをやっていて、唯一県の広域電子図書館です。県と市町村を結んでやっていて、県内の全てどこでもできるという話があって、この離島を抱える沖縄県ではまさにそのシステムを導入すべきではないかなと思っているところです。またこれはおいおい勉強しながらやっていきたいと思います。生涯学習部長、ありがとうございました。

次に、防災行政、危機管理監の設置について、施政方針で設置するという話がありました。危機管理監に伴う業務というのはどういうものなのか教えてください。

◎市長（嘉数 登君）

政府の地震調査委員会が発表しました近い将来高い確率で発生し、甚大な被害をもたらすとされている南海トラフ地震や本市へ毎年襲来する台風に加えて、南西諸島を取り巻く安全保障環境を鑑みまして、各種災害発生時では対策本部運営や首長判断の補佐、それから関係機関との調整等を担い、平時においては発災時における実働の実効性を確保、向上する取組、例えば防災訓練や、本市は自主防災組織の組織率がまだまだの状況もございますので、地域における防災教育などを主要な業務として実施していただきたいというふうに考えております。防災業務は非常に多岐にわたりますので、可能な限り幅広く取り組んでいただけたらというふうに考えております。

◎下地信男君

そういう職種を担うというか、できる人材というのは、どういうふうに確保していくのかお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

人材確保についてお答えをいたします。

危機管理監の登用につきましては、今のところ外部からの登用を考えております。人材の確保に向けましては、特定の職種に限らず、あらゆる観点から考慮してまいりたいというふうに考えております。

◎下地信男君

次の質問です、時間ありませんから。市有地の利活用について1点だけ。この佐和田の浜周辺の土地というのはもう売却、いろんな施設がありますけど、売却方針が今回も2件出ています。公共施設管理計画の個別施設計画に示された建物の判定が売却というのがありますよね。これここではっきりさせておきたいんですけど、売却というのは建物のみなのか、それとも土地を含んでいるのかということはこの間の総務財政委員会ではっきりしたことがなかったので、市の方針としてこれはどういうことなのかということをお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

個別施設計画へ土地も含めた売却を行うとの明記はございませんが、下地信男議員今ご指摘ございました土地も含めた売却との認識で計画の策定を行っております。

◎下地信男君

土地を含めた売却ということだと理解いたしました。今回の議案で、訴えの提起、宮古島市総合交流ターミナルを運営するがじゅまる観光株式会社が提訴されておりますけど、議案が出ていますね。私は、この問題に関わっていると、どうも市と、それから23か年間の指定管理運営してきた方とお互い尊重し合う

というんですかね、お互いを尊重し合うというものが何か弱いような気がしています。尊重というのは、お互い敬意を持つとか思いやりがあるということが前提になっているんで、これは他の施設にもやはりお互いが尊敬、あるいは尊重し合って運営していこうということがないと……

◎議長（平良敏夫君）

時間です。縮めてください。

◎下地信男君

こういうトラブルが次から次に出てくると思うので、その辺はぜひ他の施設についても指定管理を特にしているところは、市の職員も積極的な関わりの中でそういう気持ちを深めていただくようお願いして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地信男君の質問は終了しました。

しばらく休憩して、15時45分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後 3 時33分）

再開します。

（再開＝午後 3 時45分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎上地堅司君

2 日目最後の質問をしたいと思います。議員番号 5 番、宮古進政会、上地堅司、通告に沿って質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

最初に、教育行政について、1、選手派遣費について、①、令和 6 年度は、島外で開催された各種大会へ参加された生徒は何人いたか伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

令和 7 年 2 月末時点でのデータでお答えいたします。

小学校、県内派遣51件、延べ383人、県外派遣 4 件、延べ13人、合わせて小学校で55件の延べ人数396人となっております。中学校は、県内派遣124件、延べ1,035人、県外派遣 6 件、延べ25人、合わせて130件の延べ1,060人となっております。県立学校は、県内派遣141件、延べ1,082人、県外派遣21件の延べ71人、合わせて162件の延べ人数が1,153人となっております。この中で特別支援学校の小中学校は県立学校に含まれてございます。

◎上地堅司君

これは、令和 5 年度よりどれぐらい増えているか分かりますか。大まかでいいですので、よろしくお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時47分）

再開します。

(再開＝午後 3 時48分)

◎教育部長（砂川 勤君）

大変申し訳ございません。今前年度の資料を持っておりませんので、後ほどお答えしたいと思います。

◎上地堅司君

それから、派遣費にかかった補助金等もまた調べて後でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

続いて、②、令和 7 年度の派遣費補助事業の内容お伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

令和 7 年度は、現在実施しております航空運賃の補助に加えて、宿泊費も補助することといたしました。航空運賃は県内10分の 9、または上限 1 万円、県外で10分の 7 となっております。新たに追加いたします宿泊費については、1 派遣当たり 1 人上限5,000円となっております。

◎上地堅司君

今回から宿泊も 1 人5,000円、これは 1 回だけですか。お伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

上地堅司議員おっしゃるとおり、1 派遣当たり何泊しても5,000円となります。

◎上地堅司君

これは、何泊しても一律5,000円と、1 日5,000円ではなくて、1 日 1 日5,000円出る。1 泊……

(何事か声あり)

◎上地堅司君

5,000円しか出ない。分かりました。

それから、この派遣費、航空運賃は上限 1 万円ということで、これも同じ考えですか。選手派遣の。

◎議長（平良敏夫君）

質問ですか。

◎上地堅司君

今宿泊費が5,000円で、航空運賃が 1 万円。

(何事か声あり)

◎上地堅司君

そしたら、もう一度お願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

失礼しました。航空運賃は県内10分の 9、上限 1 万円となります。県外が10分の 7 となります。

(議員の声あり)

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時51分)

再開します。

(再開＝午後 3 時52分)

◎上地堅司君

私が聞きたいのは、この派遣費が1回のみか、2回、3回と同じように派遣費が出るか、それを答えてもらいたいです。よろしくお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

1 派遣に対して上限5,000円、その都度何回でも対象となります。

◎上地堅司君

令和6年度は多分1回だけかなと思っていますけども、令和7年度からは行くたびに派遣費をあげるといことで、本当に子供たちは助かります。親の負担も減って、ますます文武両道、宮古島の子供たちは沖縄県並びに全国大会行ってもすばらしい活躍をしますと思いますので、これはぜひ続けてくれたらありがたいと思います。

続いて、沖縄県は、中学校、高等学校、特別支援学校、離島チーム参加奨励費、中体連、高体連派遣費の補助をされていますが、内容をお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

沖縄県に確認しましたところ、沖縄県中学校体育連盟、沖縄県高等学校体育連盟に奨励費を含めて交付し、そこから奨励金の支給をお願いしているとのことです。そこで、各学校から沖縄県中学校体育連盟、沖縄県高等学校体育連盟に申請を行い、学校へ奨励金の交付を行っているとのことです。沖縄県中学校文化連盟、沖縄県高等学校文化連盟も同様の方法とのことです。特別支援学校につきましては、特別支援教育就学奨励費として予算化されており、この中から参加旅費として支給を行っているということです。

詳細につきましては、県または県立学校にお問合せいただきたいと、そのように思います。

◎上地堅司君

続いて、沖縄県は令和7年度、離島小学生に対しての遠征費の補助金をこれも今年度から補助金を考えているという文書をもらっていますので、今年度からこれは補助金は県のほう出ますか。お伺いします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

沖縄県文化観光スポーツ部スポーツ振興課に問い合わせましたところ、令和7年4月からスポーツ少年団交流大会に参加する離島の小学生を対象とした旅費補助を予定しているとのことです。ただし、具体的な補助金額や要件、実施方法等については調整中とのことです。

◎上地堅司君

この補助金の申請案内があれば、ぜひとも早めに小学生クラブチームですか、に伝えてもらえたらありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、小学生クラブチームの体育館使用について、①、使用時間の見直しはできないかお伺いします。私は議員になって、ずっとこの時間の見直しを言っているんですけど、去年も何回かやっているんですけど、なかなか見直しがありません。今回令和7年度4月からの状況をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

本市教育委員会は、小学生のスポーツ少年団の活動や中学生の部活動の枠を超えてスポーツ活動等に高

い興味、関心を持つ小中学生が主体的にスポーツクラブ等へ加入し、競技力向上、自己実現を目指す活動に取り組んでいることを確認してございます。スポーツクラブ等の活動場所としまして、暫定的ではありますが、市内小学校中学校体育施設の活用も方策であると考えており、各小学校中学校長にも弾力的な運用を文書にて依頼しております。一方でスポーツ少年団や部活動との時間調整、活動時間が遅過ぎるのではないかという様々な声もございます。引き続き、学校施設の管理者である学校長と意見交換しながら検討してまいりたいと思います。

ちなみに、昨年11月にアンケートを実施しております。対象が小学校教職員、スポーツ少年団等の運動活動、文化活動に取り組む児童の保護者、結果としまして宮古島市スポーツ少年団等の在り方に関する方針に記載されています活動終了時間は適正だと思えますかという項目を設定してございまして、適正だと思うのが57%、適正ではないというのが17.2%、分からないが25.8%という結果でございましたので、先ほど述べましたとおり、学校施設の管理者である学校長と意見交換しながら検討してまいりたいと思います。

◎上地堅司君

スポーツ少年団のこれ小学生、メンバーを集めてですか。いわゆるクラブチームは、教えているのは社会教育、学校教育、部活が学校教育、その区別をしっかりと伝えないと、なかなかこれは理解できないと思います。これ皆さんも多分学校教育とは何ぞや、社会教育とは何ぞや、それを理解していないメンバーが半分いると思います。学校教育というのは、学校の時間で教育するのが学校教育、それ以外の教育は社会教育となっています。その中で、クラブチームは社会教育になります。社会教育というのは、学校終わってからそういったいろんなスポーツクラブや塾だの何だのは社会教育になります。その面、教育部長、それ理解していますか。お伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

まず、部活動は学習指導要領に示す教育活動の一環であるということ、あとはクラブチームについては日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導の下に、国や県のガイドライン及び宮古島中学校部活動の在り方に関する方針を遵守し、活動していると認識してございます。

◎上地堅司君

クラブチームは、部活動を拠点にしてはやっていないんです。あくまでも社会教育、分かりますか。これは学校教育ではないです。だから、一応先月自分は豊見城市の生涯学習振興課に行って、豊見城市の在り方を聞いてきました。豊見城市教育委員会はしっかりと学校教育、社会教育分けて、6時までしっかり学校教育、6時から8時まででは社会教育として、そこにクラブチームをしっかりと置いて練習もさせたり、使わせています、体育館を。そして、8時以降は一般、そういうふうに社会教育と学校教育をしっかりと分けて考えないと、クラブチームはほとんど一般の人がボランティアで宮古島は教えています。監督しています。その中で宮古島の現状を見ても、公務員が5時15分、大体一般が5時半から6時に仕事終わります。その中で、スポーツ少年団の指導、6時までしか今の冬は現状は指導ができません。それを踏まえ、クラブと部活の違い、それを明確に分けたら、しっかりと時間はつくれると思うんです。やはりこの時間をしっかり教育委員会が学校側に伝えれば、学校長もしっかりとその時間は社会教育に使いましょう、そこまでは学校教育、しっかりと分けてその活動もできると思うんです。子供たちはしっかりと、クラブチームは

しっかり学校教育を受けた後のクラブチームの活動ですので、学校は関係ありません。そこで問題が起きたのは、このクラブチームで解決しないといけません。現状は、それを分からない大人がクラブチームでいろいろ問題起きたときにすぐ教育委員会に来て、いろいろ今問題が起きています。そうではなくて、クラブチームはその組織というのがあって、組織でいろいろ解決しながら、監督が駄目だったら永久追放なり、それで処分するんです。そのことをもう少し考えて、教育部長、答弁お願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

すみません。ご質問が体育館の使用についてだったものですから、使用についての時間の取り方ということでしたけど、今のお話、学校長ともいろいろ体育館の使用の時間帯、それも含めて再度話し合わせていただきたいと思います。

◎上地堅司君

教育部長、早急に話し合って、この4月からはちゃんと決めて動いてください。そうしないと、みんなが戸惑って、クラブチームの練習もおろそかになって、子供たちも一生懸命頑張りたいんですけど、ただ、今の現状は6時まで、学校が5時ぐらいかな、それでやって、保護者が行って、保護者がいないと練習もできない状態です、はっきり言って。監督、コーチはもう5時半から6時に行って、その時間だと何もできない。これが現状。ここは学校教育、クラブというのは社会教育です。塾も社会教育。塾は、9時、10時まで勉強しています。スポーツは駄目なんですか。これも一緒と思うんです。だから、やはり子供たちの頑張りをしっかりと受け止めて、しっかりとやることによって子供たちも成長し、またこれからクラブチームで活動しながらいろいろ社会勉強もしていくし、そういった中で大人の決めた、6時までにはこれ大人が決めた時間ですよ。子供のための時間ではないですよ。遅いなり、これ大人が決めているんです。やりたければ一生懸命子供はやります。やはり今からは子供目線に物事を考えながら時間帯もしっかりと、そしてこのクラブチームがしっかり責任持って、しっかりルールを守っていくことによって、子供たちもしっかり成長していくと思っています。ぜひとも4月から早急に校長を集めて、その時間をしっかりと決めて、まずはやってみる。駄目ではない。やることによって結果は出ると思います。そして、結果でよしあしが分かって、そこを解決していけばいいんです。やらないのに6時までと決めたり、時間が遅いからとか決めたり、そういった大人のわがままですよ、これは。そしたら、大人がクラブチームが遅いからって、クラブチームやめさせればいいんです。はっきり言って自分が思うところに連れて行って、6時までするクラブチーム連れていけばいい。それぐらい本当に考えないと、今一生懸命頑張っているクラブチームは、これ以上子供も頑張らないんです。しっかりと子供たちのことを考えて、これも時間とかいろんなのは考えてほしいと思いますので、市長、よろしくお願いします。

次行きます。続いて、3、総合体育館について、①、新体育館建設の進捗状況をお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

総合体育館は、現在解体工事を行っており、10月中旬に解体工事を終える予定となっております。また、実施設計業務も並行して進めており、これも10月に業務を完了する予定となっております。解体工事及び実施設計業務が完了した後、次年度中には本体工事に着手する予定となっております。

◎上地堅司君

これは、予算は今年度中につけて今年度中に着工するんですか。お伺いします。この解体終わってすぐ

に。

◎建設部長（川平陽一君）

今現在解体工事を行っておりますので、これは10月中には解体が完了します。解体が完了した後に本体工事に入りますけども、本体工事の予算は、本体工事は令和7年度から令和9年度まで予定しておりますので、債務負担行為を設定して事業を進めてまいります。

◎上地堅司君

設計をしながら、いい体育館造っていきましょう。

続いて、体育館造るに当たり、各スポーツ団体との意見交換がなかなか行われないという声が聞こえています。これから各団体を呼んで、意見を聞く予定はありますか。お伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

基本計画策定の際に市スポーツ協会や各スポーツ団体の方を委員とする複合型スポーツ振興・人材育成拠点施設基本設計策定委託業務検討委員会を開催し、コートやサイズや数、体育館の規模を決定しております。また、基本計画を基に基本設計を行っており、現在進めている実施設計は基本構想、基本計画及び基本設計の各内容を踏襲した計画となっております。各種スポーツコートは、国体の基準を満たす規模となっておりますが、各種スポーツ団体からのコートやロッカールーム、トイレ等の配慮などに関して意見交換の場を設けてほしいという声があることは承知しております。実際に使用する側の意見を取り入れて、大会等運営はもちろんのこと通常の使用でも快適に使用できる施設となるよう、来月中にはスポーツ協会及び各種団体の方々と意見交換の場を設けたいと考えております。

◎上地堅司君

ぜひとも各団体の意見を聞いて、やはりこの体育館建設は宮古島で一大イベントと思います。本当に日本一の体育館を造ってほしいなど。沖縄一、沖縄ではなくて日本一の、やはり沖縄アリーナみたいな世界から呼べる体育館、本当に何でも使える体育館、その小さな島だけではなくて、世界を見据えての体育館を造ってほしいと思いますので、どうかよろしくお願いします。この件、市長、どうお考えですか。市長の考えをお願いします。

◎市長（嘉数 登君）

何十年に1回かの一大プロジェクトでありますので、将来の使用等を見据えて、上地堅司議員の意見も参考にしつつ、しっかりと取り組んでまいります。

◎上地堅司君

悔いのない世界一の体育館を造りましょう。よろしくお願いします。

続いて、陸上競技場について。陸上競技場は、今タータントラックがあるのは宮古島市陸上競技場だけです。ほかの宮古島の市民からもう一つ造ってほしいとの意見が出ています。その件、今宮古島は注目されている中で、野球でも陸上でもいろんな合宿が多くなっています。この面、陸上競技がタータントラック1か所というのは物足りないなど周りの市民からの意見が多く聞こえています。ぜひとも上野、下地、城辺にいい陸上競技場がありますので、もう一か所のタータントラックが整備された陸上競技場ができれば、もっともっと幅広いスポーツに対しての子供たちも取り組んでいけるといいますので、どうかもう一つタータントラックの整備、他の陸上競技場でできないかお伺いします。

◎観光商エスポーツ部長（砂川 朗君）

タータントラックが整備された陸上競技場がもう一つ造れないかというご質問でございます。本市には、タータントラックの整備された第3種公認の宮古島市陸上競技場のほか、伊良部カントリーパーク、城辺陸上競技場、上野陸上競技場、下地陸上競技場と市町村合併前の旧町村ごとに公認されていない陸上競技場がございます。旧町村部の陸上競技場は、いずれも供用開始より30年から40年が経過し、施設が老朽化しております。市内各地に点在する類似施設の維持管理は大きな財政負担となっており、宮古島市にとって適正な規模での施設の維持や更新を行う必要があるとしております。その中において陸上競技場のタータントラックへの改修については、全国的な人口減少、少子高齢化に伴う人口構造や今後の利用需要の変化が予想されることもあり、また宮古島市公共施設等総合管理計画個別施設計画において廃止となっていることから、現在予定しておりません。

◎上地堅司君

予定ないということですけど、私としては上野出身ですので、上野陸上競技場に造ってほしいな。なぜかというと、上野陸上競技場は、9レーンで造れるんです。今それから8レーンに直してあるんですけど、今は9レーンだそうです。ほかはできないけど、上野では9レーンできると思いますので、少しでも前向きに考えてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、住宅についてですけど、砂川和也議員も大城仁議員も下地信男議員もこれに関してはいろいろ質問がありました。サウンディング型市場調査を行って調整するということですけど、市長、現状は本当に子育て世代の若者が住むところがない。私も12月定例会で質問したんですけど、市営住宅に入りたいけど、今物価高騰で、いろいろ頑張って子育てのためにやってきたんですけど、入居しようとしたら、あなたの収入では市営住宅に入れません。そして、今現状は民間でも平均8万円から10万円、そして一番大事なのが、今いっぱい声が聞こえているのが市営住宅の家賃が上がっているということで、3名子供いる世帯で、今3月で4万円払っているところが8万円になっていると。そして、もう一人の人は、4万円から9万円に上がっていると。この現状を見て、民間も8万円から10万円、市営住宅も8万円から10万円、これは聞いたんですけど、やはり収入によって家賃は上がるということで、これは分かります。ですけど、今若者が住めない状態、若者がもっと宮古島に来て、若者の住める宮古島をつくりたいという市長の考えもあります。市長、現状では本当に若者は宮古島から離れます。今市営住宅の空き数が多くなっています、上野でも。私もこの市長選挙で市営住宅、上野地域を回っていたんですけど、結構今市営住宅の空きが多く見えているんです。何か特例で、そういったところに入れば収入も入るし、プラスになると思うんです。収入が多いから入れないとか、やはり今の若い人なんかは両方頑張って子育てして、少子化問題にも、やはり家賃がこういった8万円、10万円、そして今市営住宅にいる人が8万円から10万円に上がって、どうするかと悩んでいる世帯が多くなっている。この現状というのは変えられないですか。話を聞いたら、やはり収入によって家賃は違うということで、市営住宅のほうも、それ分かります。ですけど、この状況をほったらかしていたら、宮古島から若者はいなくなると思います。いろいろこういったふうにサウンディング型市場調査とか、いろんな空き家対策とかやっている間に、市営住宅の空き家をすぐ開放して、ある程度の家賃で若者、また30代、4代でもいい、そこに入れることによって市の財政もよくなっていくし、そこで若者がまた1人、2人と子供をつくって増やしたり、少子化対策にもなって、ますます増えると思

います。今の状況だったら、あと5年、10年、ますます少子化拡大します。それを何か特別に思い切ったことをしないと、その問題は解決しないと思うんです。市長、考えがあれば、ぜひお願いします。

◎市長（嘉数 登君）

住宅不足問題については、家賃の高騰も含めて様々な多岐にわたる課題があるかと思っております。今上地堅司議員ご指摘のまず公営住宅に関して言えば、法律に基づいて造られた住宅ですので、これを特例でということとはなかなか厳しい。収入区分に応じて家賃も上がるというところについてはご理解いただきたいというふうに思っております。その特例として、昨年から地域対応活用ということでまだまだ戸数は少ないです、10戸しかありませんけども、利活用されていない空き家を所得制限なし、それを若者に利用していただくということで供給させていただいて、今現在8戸に入居はしているという状況がございます。そのさらなる規制緩和というんですか、要件緩和を求めて、県や国のほうとも交渉していきたいというふうに考えております。

ただ、公営住宅の供給だけでは今の住宅不足問題というのは解消しないということは明らかです。なので、今現在実施している空き家の調査を踏まえて、どう借手と貸手のマッチングを図っていくかという問題と、市有地の活用についても検討しているのは、やはり公営住宅ですと家賃の問題というのはもう基準がありますからどうしようもない。では、民間に造ってもらったらといったら、民間のほうも非常に高いという状況がございますので、市有地を本当に無償に近いような形で提供することによって、建築資材が高騰化している中においても何とか家賃を抑えた形で民間のほうにおいて賃貸住宅を供給していただけないか。要するに行政の力だけではどうしようもない部分がありますので、民間の力も借りながら総合的に進めていかなければいけないのかなというふうに思っております。

上地堅司議員ご指摘のとおり、民間の家賃相場、物すごく高騰しております。これ少々厳しい言い方させていただきますと、この家賃の高騰が始まったのは、伊良部大橋が開通して、大型ホテルが建ち出して経済が好循環を迎えました。それに伴いまして県外から建設労働者、それからいろんな人が入ってくるようになって、アパートの需要が一気に増えたわけです。一気に増えることで供給が全く間に合っていないくて、それで家賃がどんどんと供給不足で上がっているという状況は、これは今に始まった話ではなくて、もう10年前から発生している話でして、これをいち早く手をつけておくべきであったのかなということではございますけども、今宮古島市が本当にやらなければいけないのは、人口は変わっておりません。維持できております。ただ、年齢構成を見ていきますと、上地堅司議員ご指摘のとおり、若い世代がやはり住めなくなっている。出ていってしまっているという深刻な問題を抱えていると思っておりますので、この住宅不足対策については、行政はもちろんいろんな手を尽くしてまいりますし、民間の力も借りながら官民連携でしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎上地堅司君

ぜひとも速やかな対応をお願いしたいと思います。本当に今の状況では若者が住めません、はっきり言って。やはり住める環境をつくることで若者がもっともっと宮古島に魅力あって帰ってきたい宮古島にしていくことが人口も増えたり、少子化対策にもなると思いますので、ぜひとも早めの対策をお願いします。

続いて、産業廃棄物処理についてですが、これも多くの議員が質問していますので、私は割愛したいと思います。

続いて、農林水産行政について、畑かん事業について、整備事業されてから30年が過ぎ、スプリンクラーがほとんど機能していない畑が多く見られています。特に砂川地区とか上野地域の高田地区とか、そういったところが30年前のスプリンクラーは本当に台座がぼろぼろになって、もう機能していないのが本当に見えて、畑の皆さんも困っている状況です。ですので、スプリンクラーの取替え工事ができないか、お伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

30年前に設置されたスプリンクラーの取替え工事の件でございます。昭和62年頃ですか、国営かんがいが始まりまして、水なし農業からの脱却が図られていったということでございます。それからもう30年経過しまして、老朽化した給水栓及びスプリンクラーの取替えが必要な時期を迎えているということで、現在城辺友利地区と下地内原地区において県に調査費を要求しております。令和8年度に調査を実施する予定となっております。合併前の旧市町村で整備された給水栓及びスプリンクラーは、ほとんどがもう耐用年数を経過しているということでもありまして、老朽化によりまして農作業に支障が出ているという声が農家から多く寄せられております。市としても耐用年数が古い地区から優先的に畑かん施設の再整備に取り組んでいきたいというふうに考えているところです。

◎上地堅司君

ぜひとも早めの対策をお願いしたいと思います。スプリンクラーの台座は、私もずっと作ってきました、会社で。だから、今塩ビパイプに台座のパイプはなっているんですけど、10年前は鉄パイプのどぶ漬けでした。あれも相当もう腐食して漏れているということで、本当に早めの対策をしないとまさに二重三重の予算が重なるかなと思っていますので、ぜひとも県と協力して、早めの対策をお願いします。

続いて、野そ防除についてですけど、これまでも取り上げていましたが、ヘリコプター、ドローンの散歩はやらないということで、地上防除で行うということでした。ですが、農業に関わっている方は本当に年寄りが多いです、サトウキビ、いろいろ。その中で、個人で散布するというのはなかなか難しいなと私としては思っています。その中で、やはり地域にはサトウキビ団体やカボチャ団体、マンゴー団体、自治会、そういった団体がいます。そこに依頼をして少しでも予算を組んで依頼をすることで、自治会なり、団体なり、そのほうが早めに散布できるかなと、現状では。個人での散布というのはなかなかやらないです。ですから、団体を指定しながら、各地区にそれを市からお願いしてやることはできますか。お伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

野そ防除についてでございます。野そ対策につきましては、農家より申請のあった圃場面積に応じまして、10アール当たり1袋の殺そ剤を無料配付し、生産農家自ら地上防除を実施しております。伊良部地区においては、製糖工場を中心に原料員、トラック組合員等の関係者が連携し、殺そ剤を圃場に散布しているということでございます。令和6年度においても10月25日、26日の両日、関係機関がグループを組んで、農家からの要望や被害の多い地区を中心に殺そ剤の散布を行っているという取組をやっているということでございます。

◎上地堅司君

これやっているということですよ。ですから、私としては、市が委託みたいな感じで、各自治会にそ

ういったサトウキビ対策団体等に薬剤もお願いしてまくことによって、少しでも野そ防除ができるかなと。今現在カボチャ農家、伊良部島では、サトウキビ農家、マンゴー農家、宮古島でもマンゴー農家とかサトウキビ、相当被害が出ているそうです。現状を踏まえたら、本当にそれぐらい市が指示して、お願いして各団体で散布するのが、1人ではできないけど、みんなでやればすぐできると思いますので、この1か所だけではなくて、その自治会に任せて、今年度はこの地区ってやれば、少しでも野その問題は解決するかなと思いますので、そのことも検討しながら、令和7年度はぜひとも各団体に配付しながら、みんなでそういった駆除をしようということと呼びかけながらやっていくことも一理あるかなと思いますので、よろしくお願いします。

続いて、最後になりますけど、宮古島の海の問題について伺います。私が議員になって、ずっとこの浜下り問題ですか、海の問題は訴えています。なかなかこの問題解決しない現状でいます。私も昔から家が海に近いので、おじいに連れられ海に行って魚取ったり、貝を取ったり、タコを取ったり、またはアーサ取ったり、それが日常の子供の現状でした。そしたら、大人になったら漁業権など、身近に海で遊んで貝を取ったり、それが今できなくなっている現状です。本当に宮古島はそれでいいのでしょうか。いつも思うんです。漁業の権利があって、自然を守るというのは、これはありなんだけど、やはり私が調べても島の権利というものがあるって、島の権利、島に住んでいる人はやはり海近くで、食べたいときには釣りして魚取ったり、潜って魚を取ったり、アーサの時期にはアーサ取ったり、そういったのが1年のサイクルで、本当に楽しみがありながら、来月は、今月ですか、サニツも待っています。サニツに行ったら、みんな会社挙げて海に行って貝を取ったり、みんなで取ってきたのを会社で食べて、みんなで職員の和を広めながら楽しい時間を過ごしてきました。それが今現状できません。そして、子供たちが海に行くのを見たことがありません、最近。遊んでいるのを、宮古島の子供たちが。海で遊んでいるのは観光客だけです。やはり海の楽しさ、海の怖さ、これを教えるのも私たちの役目ではないかと思っています。その件で聞きたいと思います。今のこの海の問題、現状はどうなっているかお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時34分）

再開します。

（再開＝午後4時34分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島の海の現状ですけども、昔は確かにサニツ、浜下りのときには海に行って、いろいろシナとか取ったり、そういうものをやってきたと思いますが、やはり海洋資源の減少に伴って、そういうふうには漁業権、そういう縛りがきつくなってきたかなというふうに認識しております。この件につきまして宮古島漁業協同組合にも確認しておりますけども、商業的な目的でなく、地域の伝統行事の際においても島民がアーサの採取とかできない状況について、これまでも漁業権があるからということで答弁を行ってきておりますけども、この件を宮古島漁業協同組合に確認しましたところ、サニツ前後は宮古島の伝統行事との観

点から、アーサの採取については自家消費分であればこれを、宮古島漁業協同組合が海上保安庁にパトロールを依頼していたんですけども、それについてはパトロールの対象としないというふうに回答を得ております。

◎上地堅司君

サニツ前後といったら、もう2月、1月でいいですか。このアーサが取れる時期は、2月から3月なんです。それでよろしいですね。分かりました。

(何事か声あり)

◎上地堅司君

市民は喜んでいますが、本当に。今指導があつて、各共同漁業権の27地区においても12区は設定から外しており、またこれから令和6年9月26日現在で8地区、合計20地区はアーサを設定から外すということになっています。宮古島もやはりそういったふうに、各沖縄は外すようになっていますので、それも踏まえてぜひともちゃんと伝えてもらえれば、この時期しかありません、アーサは。みんなの楽しみです。だけど、多分ここにいる人はアーサの取り方分かりますか。分からないのですよ。多分分からないですよ。私も分からない。私も母ちゃんが取ってくるから食べるんだけど、それをいつも楽しみにしています。だけど、一緒に取りながら、洗って干してというの、結構時間がかかるんです。私も去年、今年見たんですけど、年々取る人が減ってきています。年寄りも減ってきています。3年前に10名ぐらいいたのが今年は3名ぐらい、自分が見たのは。もうこんなに減って、やはりアーサを取っているのは、多分もう70代の老人が多いと思います。若い50代、40代は、多分見たことないです、私も。そういった昔からアーサの採取やるの教えるのもやはりやっていかないと、これからもこれが養殖のアーサだねと、天然のアーサもここには取れるよと、そういったのが伝わっていかないとというのがもう本当に自分はショックで、だから漁業権も大事ですけど、それを継承して、次の孫まで伝えるのも大事なかと。漁業権持っている皆さん、それをぜひ子供たちまで伝えてほしいなと思っていますので、よろしくお願いします。

時間も余っていますので、少し意見を述べたいのです。その件で、今漁業権問題で準組合員に宮古島漁業協同組合から通達が行っているそうで、宮古島漁業協同組合に魚を出さなければ漁業権を剥奪するという通知が来て、それを申し出るんだったら何か文書持ってきたさいという通知が今月中にきているようで、話を聞いたら何か浜下り料も1万2,000円毎月払いながら、その前も払っていたみたいで……

(何事か声あり)

◎上地堅司君

年間払っているようで、何で漁業権を田舎の人らが取ってしっかりとそういったルールを守りながらやっていることもやはり地域の行事とかいろんなもので海に行つて魚を取らないといけない行事がありまして、そこでしっかりと漁業権を取得しながら、地元の海を守りながら、しっかりとそういった関連で漁業権を取り、また資源を守りながら今やっている中で、宮古島漁業協同組合に魚を納めないから、それを剥奪するという通知が来ているという話が私の前に来ています。宮古島漁業協同組合もやはり出して収入ある程度それをもらわないと運営できないと分かるんですけど、ある程度のはどういうふうにやっていくか、やはり浜下り料1年幾ら取っている中で、前話を聞いたんですけど、県から指導があつたような話がして一時止まっていたみたいです。やはりそういったふうに宮古島漁業協同組合はある程度の準組合員に対して

の緩和は大切なと思っています。しかし、海を守るためには、そこだけではなくて、地域にいる人がしっかりとそのルールを守っているからこそ海の資源も守れるし、密漁も食い止められると思います。そこでしっかりと話をするのも大事なかと。ただ納めないから、あんたなんかはもう漁業権を剥奪するよと、そういった一方的なことはおかしいのではないかと自分はと思っています。ぜひともそれに関わる組合員は宮古島の海をちゃんと守るためにみんなで協力することが宮古島の海を守っていくと思いますので、どうかよろしくお願いします。

時間も余っていますが、3月定例会、上地堅司、一般質問、これで終わりたいと思います。ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

上地堅司君、ちょっと待ってください。

◎教育部長（砂川 勤君）

選手派遣の前年度との比較ということでございました。トータルで申し上げますと、令和6年度2月末で3,858人、令和5年度が4,587人、人数にしてマイナスの729名になります。金額で申し上げますと、令和6年度4,464万5,000円、令和5年度が4,431万6,000円、32万9,000円の増となります。人数の減、729名の開きがありますけれども、これから3月分が4月14日締切りの受付になっておりますので、若干増えると思います。

◎議長（平良敏夫君）

これで上地堅司君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後4時43分）

令和 7 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 19 日 (水) 7 日目

(一 般 質 問)

令和 7 年第 3 回宮古島市議会定例会（3 月）議事日程第 7 号

令和 7 年 3 月 1 9 日（水）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和7年3月19日（水）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（延会＝午後4時40分）

議 長（8 番）	平 良 敏 夫 君	議 員（12番）	我如古 三 雄 君
副 議 長（22 〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （13 〃）	久 貝 美奈子 〃
議 員（1 〃）	大 城 仁 〃	〃 （14 〃）	下 地 茜 〃
〃 （2 〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15 〃）	池 城 健 〃
〃 （3 〃）	仲 間 誉 人 〃	〃 （16 〃）	山 下 誠 〃
〃 （4 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17 〃）	栗 国 恒 広 〃
〃 （5 〃）	上 地 堅 司 〃	〃 （18 〃）	上 地 廣 敏 〃
〃 （6 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （19 〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （7 〃）	下 地 信 男 〃	〃 （20 〃）	山 里 雅 彦 〃
〃 （9 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃 （21 〃）	國 仲 昌 二 〃
〃 （10 〃）	平 良 和 彦 〃	〃 （23 〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （11 〃）	下 地 信 広 〃	〃 （24 〃）	上 里 樹 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	嘉 数 登 君	水 道 部 長	下 地 貴 之 君
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	消 防 長	上 地 一 史 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
福 祉 部 長	守 武 大 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
市 民 生 活 部 長	狩 俣 博 幸 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	教 育 長 職 務 代 理 者	前 泊 直 子 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	農 業 委 員 会 会 長	長 濱 国 博 〃
こ だ も 家 庭 局 長	幸 地 幹 夫 〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 地 明 弘 〃
環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 〃	選 挙 管 理 委 員 会 長	仲 間 正 人 〃
会 計 管 理 者	下 地 美 明 〃	選 挙 管 理 委 員 会 長	狩 俣 智 紀 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	友 利 毅 彦 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

令和 7 年第 3 回宮古島市議会定例会（3 月）諸般の報告書

令和 7 年 3 月 1 9 日（水）

3 月 1 8 日	嘉数登市長から、今定例会に付議すべき追加議案、「同意案第 1 号、副市長の選任について」及び、「同意案第 2 号、教育長の任命について」の送付があった。 なお、追加議案の提案は 3 月 2 4 日となっている。 以上
-----------	---

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第7号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

3月18日、嘉数登市長から、今定例会に付議すべき追加議案、同意案第1号、副市長の選任について及び同意案第2号、教育長の任命についての送付がありました。

なお、追加議案の提案は3月24日となっております。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

これより日程第1、一般質問について、昨日に引き続き質問を行います。

本日は、上地廣敏君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上地廣敏君

通告に従いまして一般質問を行います。

当局の皆さんの市民に対して分かりやすい簡潔なご答弁を求めたいと思います。

まず初めに、市長の政治姿勢についてでありますけれども、特定利用空港、港湾の件についてであります。通告では宮古空港の追加指定について伺いたいということでもありますけれども、さきの県議会の中で県議会与党議員が少し難色を示しているというふうな記事が県紙のほうに掲載されておりました。管理者は当然沖縄県でありますから、宮古空港の件については沖縄県に全ての権限があると考えております。ただ、この宮古空港については、市民の間からも機能拡充をしてくれというふうな強い要望が出されているさなかです。国において特定利用空港として指定をして、そして宮古空港の機能拡充を図っていこうというふうな国のもくろみもあると思っておりますけれども、これについて県が明確な態度をまだ示していない。ただ、難色を示しているというふうなことはマスコミ報道等で分かりますけれども、この件についてまず市長はどういうふうな見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

◎市長（嘉数 登君）

まず、宮古空港の現状について申し上げますと、当空港には平行誘導路が設置されていないことに加えまして、駐機場が5か所と少ないため、離発着便が重なる時間帯は航空機に乘客を乗せたまま長時間待機することもありまして、市民や観光客の利便性や満足度に影響を及ぼすとともに、離発着便の数を制限しなければならない状況にございます。加えまして、発着便数や旅客数の増加に併せて輸送貨物量も大幅に増加していることから、現在の貨物取扱施設での保管スペースが不足する状況が生じており、入出荷作業に支障を来しているという状況もございます。

このように増え続ける旅客数や輸送貨物に対応するため、平行誘導路の設置、駐機スポットの増設及び貨物取扱施設の拡張など、宮古空港の機能強化へ向けて取り組んでいただく必要があるというふうに考えております。特にコロナ禍からの観光需要の回復、中でも本土直行便のロードファクターを見ますと、ほぼ満杯に近いような状況で飛んできているということもありまして、機材の大型化と空港運用の円滑化のため、平行誘導路とエプロン等の整備は急務であるというふうに考えております。本圏域のさらなる経済発展や例えば災害時等の物資輸送の確保の観点等も踏まえまして、宮古空港の機能強化を県に対して要望していきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

この特定利用空港、港湾については、2024年の発表でありますけれども、全国で5つの空港、そして11の港湾が指定をされているというふうなことであります。宮古空港と新石垣空港、そして中城湾港を追加指定したいというふうなことで、県のほうには通知が国のほうから届いているというふうに認識をしております。加えて、国においては、与那国空港、そして下地島空港、久米島空港、そのほかに与那国島の新しい港湾整備をやってくれというふうに、与那国のほうから国のほうに対して防衛省に対して要望が出されているというふうなことで、国においてはこれも候補地として考えていこうというふうな今さなかにあるというふうに認識しておりますけれども、では平良港についてはどうかということでもあります。

さきに、嘉数登市長は平良港についてはぜひ指定をお願いしたいというふうな旨の記者発表をやっておりますし、私としても指定を受けることによって物流の、あるいは全ての圏域におけるそういったインフラ整備が可能になる。加えて、国の財政支援が受けられる。今進められている事業については、当然国と管理者である宮古島市が応分の負担をしながら整備を進めていきますけれども、特定港湾に指定されるということになれば幾らかの国の財政支援があるというふうなことで、重ねて手厚いというか、機能強化が図られていくというふうなことでは、圏域の市民に対して非常に有利なことにつながっていくというふうに考えております。この平良港の指定について、マスコミ報道では市長は受け入れる方針であるというふうなことはもう再三再四報道されておりますけれども、議会の場で正式にいま一度表明していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

◎市長（嘉数 登君）

特定利用空港、港湾の指定につきましては、令和5年9月29日に初めて国のほうから本市に説明がありまして、これまで計5回の説明会がございました。この間、本市としましては制度の不明な点について照会を行うなど情報収集に努めるとともに、指定を受けるに当たっては本取組の大原則である民生利用が主であること、施設整備に当たり新たな費用負担が生じないこと、それから米軍使用に関すること、平良港における訓練計画に関することなど、本市が抱く懸念点について国に確認を取りながら、その判断については慎重に進めてまいりました。

去る3月3日の第5回説明会におきましては、平良港の利用につきましては民生利用が主であること、施設整備に当たり新たな費用負担が発生しないこと、本取組は関係省庁と港湾管理者との間で設けられるものであり、米軍が本取組に参加することはないこと、それから平良港の訓練での使用が年数回程度であり、民生利用に支障は及ぼさないことなどが確認されたことに加え、先行して指定を受けた自治体への照会においても同様なことが確認されたため、3月10日に全員協議会におきましてその旨お伝えし、3月14日

の記者会発表におきましても本市の考え方について広く市民の皆様へ情報発信したところでございます。

今後の手続きにつきましては、内閣府、海上保安庁、防衛省、それから宮古島市で確認文書の取り交わしを行う予定となっており、指定を受け入れたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

平良港については、指定を受ける方向で国に対して申し述べていくということであります。ぜひ宮古空港についても、権限はないというふうに思っておりますけれども、私は沖縄県が国に対して特定利用空港としての指定を受けることによって、今宮古島市が県に再三要望している機能強化事業、こういったことについてもスピーディーに進めることができるというふうに私は思っております。したがって、市長におかれては宮古島市の代表でありますから、ぜひ県に対しても特定利用空港としての指定を受けるように要請を続けていただきたいというふうに考えております。そのことについて市長の見解を伺いたと思います。

◎市長（嘉数 登君）

県管理空港の機能拡張、機能強化については、昨年も県に対して、これは宮古島市、石垣市、竹富町、それから与那国町で要請をいたしました。特に宮古島市としましては経済振興という観点から要望したところでございますけれども、本県域のさらなる経済振興や、それから災害時の物資輸送の確保の観点等も踏まえ、宮古空港の機能強化という観点からも県にはぜひとも賢明な判断をしていただきたいということに考えておりますので、ぜひともその点を踏まえて関係自治体とも協力して要請していきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

ぜひ特定利用空港、港湾指定を受けることによって、この2つの港湾、空港とも人流、物流の拠点でありますので、ぜひ指定が受けられますように、市長におかれては県、国に対してさらなる要請を続けてほしいというふうにお願いをいたします。

次に、広域公園整備事業についてであります。この広域公園整備事業については、令和2年度から事業を開始されていると思っております。今年で5か年が経過をしている。ただ、目に見える形で事業が進捗しているというふうには全く見えません。せんだって下地康教県議が一般質問で県議会のほうで質問をされておりました。この質問内容によりますと、4年間でこれまで、令和6年までだと思いますけれども、13億5,000万円が予算ベースで消化されているというふうに県のほうは答弁をいたしております。

私もこの県営広域公園については何回もこの場で一般質問をしておりますけれども、そのたびに答弁内容が少しずつ変わってきている。当初は令和2年から令和15年までの14年間の事業実施期間というふうなこと、それから総事業費も74億円程度というふうに公表されておりました。

しかしながら、せんだっての下地康教県議の一般質問の中で、事業期間は令和2年から令和20年まで、19年間に延びている。5年間事業期間が延長されている。そして、当該事業費も当初の74億円から大体2.27倍、168億円まで事業費も伸びているというふうなことで、非常に事業の進捗もそうですけれども、この事業期間が19年もかかるというふうなことでは私今70歳ちょっと過ぎておりますけれども、あと15年、生きているか死んでいるか分からない。宮古広域公園の完成を見ないであの世に逝くかも分らん。それだけ事業期間が長い。したがって、県に対してはぜひスピーディーに、もっと事業期間を短縮して、県民

が、市民が待ち望んでいる広域公園の実現にぜひとも尽力していただきたい。これは、強く市長は要請すべきだというふうに思っております。

その中で、質問でありますけれども、通告は広域公園整備事業の中で、実はミナアイ原線の廃道、ミナアイ原線、これを廃道にするというふうなことが計画として内々に上がっているようであります。このミナアイ原線というのは1,162メートルあります。いわゆる東急リゾートホテルの東側の道路、仲ネク線でありますけれども、仲ネク線から来間大橋までの区間、これ1,162メートル。中間に前浜港に通じる来間線という道路がありますけれども、来間線を挟んで両端、来間線から来間大橋までの区間が740メートル。東急リゾートまでの区間が422メートル。地元の要望としては、来間線、いわゆる前浜港に通じる来間線から来間大橋までの区間の740メートルについては、これは昔からミナアイの集落の方々が平素から利活用している非常に貴重な生活道路の一部と言ってもいいと思いますけれども、そういうふうに地域の方々が親しんで活用してきた道路であります。

そのことについてなぜそこを廃道にするのか、具体的な説明もないままに5か年が経過をしようとしている。いまだに詳しい説明はありません。4年前に県のほうがこの事業計画についての公聴会を開きました。私も与那覇集落のコミュニティセンターで公聴会に参加し公述人として意見のある方は申し出て下さいというふうなことがありましたので、このミナアイ原線の廃道について絶対駄目だというふうな反対意見を述べる機会がありました。しかし、その機会はありませんでしたが、そのときに県は職員四、五名参加しておりましたけれども、ただ聞くだけ。回答については後日回答いたしますということでありましたが、公述人に対して詳しい回答もなければ、マスコミの報道もまだされておられません。このことについて、宮古島市においても、これ市道の廃道あるいは新設についても議会の議決が必要だと思いますけれども、廃道について県のほうから打診があったのかどうか、どういうふうに宮古島市の意見を聞いているのか、そのことについて市の見解を伺いたいと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

ミナアイ原線の市道廃止につきましては、宮古広域公園計画の中で打診はありましたが、市道廃止については議会承認が必要であるため、地元への十分な周知、理解を得られることが条件であることを伝えております。また、地元住民から、前浜港から来間大橋までの約700メートル区間を残してほしいという意見がございます。このことについて県に確認しております。事業主体である県によりますと、宮古広域公園区域内の市道ミナアイ原線は、計画の公園施設と海を分断する位置にあり、海と連携した公園利用や安全性の観点から、当該市道を存続させることは困難ですが、今後地元の方々の意見を踏まえ、公園利用や安全性を考慮した上で、どのような対応が可能か検討したいとの回答を得ております。

◎上地廣敏君

今の建設部長の答弁は、前回と何ら変わっておりません。前回もそのような、答弁同じだと思うんですが、同じような答弁をされた。これは、議事録を読めば一目瞭然。県は、昨年3月定例会で私と同じような質問をしまして、同じように答弁をいただきました。それから一步も一ミリも進んでいません、県の考え方は。では、宮古島市は、前浜港に通ずる来間線から来間大橋、ミナアイ原線までの区間、この区間を市の現在の考えとして残すべきか、廃道にしてもいいか。最終的には二者択一になると思うんですが、市の実際のところの考えはどうでしょう、それをお答え願いたい。

◎建設部長（川平陽一君）

市道の廃止につきましては議会の承認が必要であるため、やはり地元住民への十分な周知、理解を得ることができませんと廃止の手続は困難であると思います。このことについては、県とも調整しながら今後検討してまいります。

◎上地廣敏君

建設部長、この市道廃止について議会の議決が必要だということは、市民も全部知っている。ですから、議員が廃道にしてもいいよと、私は関係ありませんから、このミナアイ原線については一度もこれまで通ったこともないし、どこにあるか分かりませんから、廃道にしてもいいですと議会が手を挙げた場合、皆さん方は、ああ、そうですか、議会は廃道にしてもいいというふうに言っているのです、どうぞ廃道にしてください。市の意見として出すんですかと、それを聞きたいということです。廃道にしていけないというふうに市が思っているのであれば、その議案を議会に提案をしなければいいんですよ。最終的な決断は市に求められるわけですから、議会が判断することといっても、提案をしなければいいんですよ、廃道にしなければ。もう一度答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

この前浜港から来間港までの約700メートル区間については、やはり地元の意見を踏まえて、このことについては最終的に市で判断していきたいと考えております。

◎上地廣敏君

この道路については、これは何もこの道路の件だけが懸案事項ということではありません。この道路について、県が県営公園として事業採択するには50ヘクタール以上の面積が必要であります。このミナアイ原線は、幅員10メートルぐらい、片側歩道、これが1,160メートルある。この面積を取り込まないと50.2ヘクタールの面積、いわゆる広域公園としての面積を確保することができない。だから、道路を廃道にして面積に加えますよと。私は、それは県がそういうふうにもくろんでいるのか、あるいは市が内々にオーケーして、道路も入れて面積を確保してくれというふうに言ったのか、それ定かではないんですけれども、勘ぐればそういうふうな勘ぐり方もできるわけです。道路を廃道にしなければ、面積が四十何ヘクタールになる。それでは広域公園の条件に満たない、だからというふうなことになる。と。

これについては、この道路の廃道問題については皆愛集落の方々は非常に神経をとがらせている。これがもし廃道になるとなれば、墓地の集団移転も反対をする。まだ県のほうは墓地の集団移転のほうも全く候補地も示していない。ただ移転をしてくれ、そういった言い分だけ。そういったことでは、これ事業期間19年と5年間延長していますけれども、これはあと5年延長してもできない、実現できないような幻の公園になる可能性が非常に大きい。ですから、市長におかれては、そういった部分、そういった内包する問題をいち早く県のほうと協議をして、一日も早く、19年と言わずに一日も早く広域公園の実現を図っていただきたいと思っておりますし、市長のこの広域公園に対する思いをぜひ、あれば聞かせていただきたいと思います。

◎市長（嘉数 登君）

たしか県内で圏域で県営の公園がないのは宮古圏域であるということで、長年にわたって早期整備ということで要望してきたというふうに理解しております。宮古島市としては、県営公園としての整備を求め

る立場ではございますけれども、地元における今上地廣敏議員ご指摘のもろもろの課題、ミナアイ原線の問題、墓地移転の問題等々、宮古島市のほうから働きかけないと事業が前に進まないという状況もあろうかというふうに思っておりますので、個々の課題についても宮古島市から提案をし、あるいはその課題解決のために働きかけを強めていきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

では、次に進みたいと思います。今度は県道78号線、いわゆる通称西里大通りの枝線工事、これ去年の7月ですか、完成をしております。これは、枝線工事といいましても、これ下水道の工事ではありますが、当初令和6年7月に供用開始されておりますけれども、この7月の時点では接続をしている、下水道管に接続をしているというふうな世帯がゼロであります。これは、当初この事業を始めたのは西里大通りの通り会、そういった方々からの強い要望があり、そしてまた観光客が増大してくると、宮古島市に増加して相当数入ってきているというふうなことで、非常に西里大通りについては悪臭が強いというふうないろんな文句なども出ておりました。

そういったことから、通り会としても観光客に楽しく通りを歩きながら、散策しながら宮古島市を楽しんでいただきたい、観光していただきたいというふうな思いから、この枝線工事に踏み切ったと思っております。総事業費が1億3,000万円ぐらい、接続対象戸数が40戸であります。令和6年7月に完了してはいますが、完了時の接続した、要請したにもかかわらず接続をしたというのはゼロであります。半年以上、9か月ぐらい経過しておりますけれども、現在の状況について伺いをいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

今上地廣敏議員がおっしゃったとおり、県道78号線、通称西里通りの枝線工事により接続できる戸数は40戸となります。令和7年2月末時点において、西里通り沿線の建物所有者からの申請はまだございません。よって、接続件数はゼロ件、接続率はゼロ%ということになります。

◎上地廣敏君

今環境衛生局長から答弁があったと。昨年の7月に供用開始され、しかも地元商店街からの要請、要望によって工事を施工したにもかかわらず、要望した皆さんが下水道管に接続をしない。この件については、事業費も1億3,000万円かかっていますから、大変な問題だと思っております。そこで、宮古島市としてこれそのまま放置しておくのか、あるいは何らかの対策をしたいというふうに考えているのか、その辺についてご見解を伺いたい。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

令和6年11月21日に下水道排水設備指定店事業者、38者おりますが、に呼びかけまして事業説明会を実施したところです。参加した事業者は26者となっております。説明会では、本年度から開始した公共下水道接続事業補助金、排水設備の設置を要する者への資金融資あっせん及び利子補給補助金について説明を行いました。加えて、市民より接続の相談があった際は、積極的な工事実施をお願いしたところです。下水道への接続促進に向けては、通り会からも接続を呼びかけていただくとともに、市としましても通り会の店舗、下水道排水設備指定店事業者等に対し、補助事業のご案内や事業者説明会も含め、引き続き接続に向け、働きかけてまいりたいと考えております。

◎上地廣敏君

この枝線接続について最後1点だけ伺いをいたします。まず、事業竣工して、もう7月で1年になります。その間、接続率が今の状況でゼロ%、誰も接続をしない。1億3,000万円、国から全額ではないんですけれども、1億3,000万円の事業費をかけて工事したにもかかわらず接続しない。これ補助金の返還はあるのか、あり得ないのか。ある、ないを答えていただきたい。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

補助金の返還はございません。今後も接続を呼びかけてまいるとともに、市といたしましてもあらゆる可能性、接続補助金に関する可能性なども含め検討し、実施してまいりたいと考えております。

◎上地廣敏君

次に進めたいと思います。これまで議会のたびに問題になっております竹アラ地区の圃場整備工事についてであります。今月31日でいよいよ1工区のほうも工事完了というふうに思っておりますけれども、しかし現在もまだ本当にあと10日ぐらいで工事が完了するのか疑問な部分がありますけれども、今度は基盤が整備されてきた。それでは、かんがい排水事業はいつから工期が始まるのかお伺いをいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

かんがい排水事業の施行時期についてお答えいたします。

かんがい排水事業につきましては、令和6年度で実施設計を行っております。今月で設計が完了する予定となっております。工事の施工時期につきましては、沖縄県より令和7年度予算の内示を受けた後に、6月には幹線工事の契約を予定しております。幹線工事の進捗に合わせ、末端工事においても各工区それぞれ随時発注いたしまして、夏植え時期の利用開始に間に合わせるように令和8年6月には完了予定としております。

◎上地廣敏君

これは、1工区、2工区、同時にかんがい排水事業の施行はするのか。3工区は、まだ手がつけられておりません。現在もです。まず、そのことについて1工区、2工区同時にかんがい排水事業を進めるのか、そのことについてお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

1工区、2工区とも同時並行して進めていく予定でございます。

◎上地廣敏君

もう一点、向こうは受益農家2名が訴訟を起こしております。昨年の9月27日に第1回目の口頭弁論が始まり、先月も4回目の公判が開かれたと思っておりますけれども、この訴訟に対する4回終わった時点での宮古島市の考え方、農家と和解に向けた話し合いをする考えがあるのか、それとも裁判であくまでも決着をつけようと思っているのか、市の考え方をお聞きしたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前10時39分）

再開します。

（再開＝午前10時39分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

訴訟についてですけれども、宮古島市を被告として那覇地方裁判所平良支部へ損害賠償請求が提訴されております。宮古島市としましては、この裁判を通して解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

◎上地廣敏君

確認をいたします。市としては、あくまでも損害賠償請求訴訟については最後まで裁判で争うというふうな答弁だと思っておりますけれども、それでよろしいですか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

今後の事業展開や地域農業推進に大きな影響を及ぼす可能性がありますので、訴訟にて解決していきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

竹アラ地区については、宮古島市民ほとんどの、農家全部と言ってもいいと思っておりますけど、非常に関心を持って行方を注目しているというふうに思う。また、事業に参加した農家の皆さんは、5年以上にわたって全く収益がない。一円もない。そういった中で今裁判で争っていますけれども、市長の考えを伺いたいと思いますが、受益農家に対して宮古島市として大変申し訳ないと、5か年も収益が上がらない農家は非常に厳しい経営状況をされている。そういった中で、裁判で決着つけますからとか、のうのうと本当に言えるのかどうか。市長のこの受益農家に対する気持ちをお聞きしたいと思います。

◎市長（嘉数 登君）

事業をする中で、長年といいますか、数年にわたり営農ができないという状況になってしまったことについては、大変申し訳なく思っております。それから、土地改良事業により訴訟が起こされたことについて、今後の事業展開、それから地域農業の推進に大きな影響を及ぼす可能性がありまして、市としてもこれは深刻に受け止めております。今後とも地元農家と連携を強化し、持続可能な土地利用と農業振興を実現するため、あらゆる努力をしていきたいというふうに考えております。

◎上地廣敏君

では、次に移りたいと思います。西浜崎海岸、これも下地ですけれども、西浜崎海岸の浸食についてお伺いをいたします。時間も迫っておりますから、簡潔に答弁はお願いいたします。工期、応急工事は昨年終わっておりますけれども、本格的な工事を新年度から入ると思っておりますけれども、工期についてです。お伺いをいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

西浜崎海岸の工期についてでございます。現在沖縄県とこの工事箇所の保安林解除に向けて、今現在手続を進めております。その保安林工事作業許可申請に当たりますけれども、工事作業許可が6月から7月頃に下りる予定となっております。そういうことで、9月頃までには工事に着手する予定となっております。

◎上地廣敏君

向こうは、昨年も作業許可を取って応急工事はやっております。これを解除申請を出すという、それが6月、今3月ですから、あと3か月もかかると、昨年から実施している工事がです。なぜ保安林解除申請、あるいは工事作業許可を取るというのに3か月も4か月も期間がかかるんですか。皆さんは、保安林工事許可申請を出して、はい、出しました。県から通知が来るのを待っているのか。許可が仮に下りるとして

も、工事が9月頃から始めるというのは、ちょうど台風の襲来と重なってしまうんです。そうすると、さらに浸食被害が広がっていく。できれば、県のほうにお願いをして、担当を連れてきて現場を確認するなり、あるいは去年仮工事を一月の作業許可を取ったように、急ぎしなければならない台風の襲来の前に工事を始めたいというふうな事情を説明して、現場確認をさせるというふうな努力をぜひやっていただきたい。

これは、五、六年前から浸食始まっております。遊歩道が決壊を始めるときも私一般質問でやりましたが、全く手をつけてこなかった。過去五、六年です。そのために、今もういよいよ遊歩道は全部崩落してしまって、そうすると工事費用も最初のうちにやっておけば1,000万円以内で止まったかも分かりません。今は億以上のお金がかかります。10倍以上。私は、行政のこれまでの怠慢だと言っても仕方ないと思っています。ぜひこの工事は県に掛け合って、台風の襲来前に工事を始めて、できれば6、7月頃までには工事を完了するような取組をやっていただきたい。そのことについて答弁をお願いします。簡潔にお願いします。頑張りますか、頑張れないか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在保安林解除に向けまして沖縄県農林水産振興センターと書類の内容の確認、修正等を行っております。まだ事業の作業行為の許可申請が下りておりませんので、下りた後に速やかに工事に着工できるように取り組んでまいりたいと思います。

◎上地廣敏君

これ以上は言いたくないんですけども、ぜひ。これは、職員任せではもうらちが明かない。これ5年前、五、六年前から決壊し始めて浸食されて、それを工事したいから、しかし保安林があるから解除申請をしてください。半年も許可を下ろさない。県に対しても苦言を言うべきだと思います。ぜひ市長が直接出向いて、出先機関と話をしてもらち明きませんから、本庁と直接話合いをして、急ぎしなければならない。これは、国土保全の面からも非常に重要な工事です。ぜひ市長が先頭に立って取り組んでいただきたい。強くお願いをしておきたいと思います。

次に進みます。派遣費補助についてであります。これ教育委員会の管轄だと思いますけれども、せっかく、スカイマークみらいサポートプロジェクトというふうな記事が地元の新聞で掲載されておりました。スカイマークは、下地島空港から那覇向けの離発着ありますけれども、往復航空券で1万480円で購入できる。市が取り組んでいる派遣費補助、9割、上限が1万円ということでもありますけれども、この9割をしますと宮古島市から9,432円の助成が受けられる。したがって、スポーツ大会あるいは文化活動などで那覇へ出向く児童生徒については、個人負担が1,048円で済むということです。しかし、宮古空港から行きますと、宮古空港からは往復で1万6,980円、これに発券手数料が660円かかりまして1万7,640円、これ安いときですよ。9割としたら1万円超えますから、上限の1万円を差し引いても個人負担が7,640円発生をする。したがって、下地島空港から行く児童生徒と宮古空港を利用する生徒では6,592円も個人負担が違うというふうなことに計算上はなるわけです。したがって、この問題を教育委員会はどういうふうに捉えているのか、まず見解をお聞きしたいと思います。

◎教育部長（砂川 勤君）

選手派遣費補助事業におきましては、利用する航空会社につきましては保護者や団体関係者が旅行社を

それぞれ選択することができまして、各社の団体割引などを活用したケースも多数ございます。その際には、航空会社の領収書の添付をお願いしております。今回発表されましたスカイマークみらいサポートプログラムは、保護者のみならず、ご家族も対象となることから、関係者の経済的負担を軽減する上でとてもありがたいプランとなっております。また、下地島空港、那覇空港間が対象になりまして、選手派遣に限らず、島内開催のトライアスロンやイベントで島外からいらっしゃる方々も利用できるプランとも伺っております。ほかの宮古空港を発着する航空会社と今後意見交換しながら、お話ししてまいりたいと思います。

◎上地廣敏君

ぜひこの問題はJTAと、宮古島市もJTA株主ですから、JTAのほうとも、あるいはANAのほう、全日空のほうともぜひ市長が先頭になって協議をしていただきたい。空港が違うから、航空会社違いますから当然運賃違っていいと思いますけれども、しかし児童生徒の派遣、児童生徒の個人負担が離発着する空港によって負担が変わるというふうなのはあってはならないというふうに私は思います。

これ昨日教育委員会から資料もらいましたが、年間に、今年の2月末です。これは沖縄本島までですけれども、実に3,689名の児童生徒が沖縄本島のほうへスポーツあるいは文化の部分で派遣をされている。そうすると、単純に個人負担の6,592円を掛けますと2,400万円余の個人負担がいわゆるJTAとANAのほうに入っていくということで、それから市の負担額も200万円余り負担増になる。ですから、合わせますと約2,600万円ぐらいのおおよその金額がスカイマークを全部利用すると。ゼロのものがJTA、ANAを利用すると約二千五、六百万円も余計な負担が発生するということになりますから、そのことも踏まえて市長にはぜひトップの交渉をお願いしたいというふうに思います。ぜひよろしく願いいたします。

最後に、学童疎開の碑の件であります。今台湾有事が盛んにマスコミ等でも報じられております。特定利用空港、港湾も時として台湾有事とひっくるめて、だから特定利用空港、港湾の整備を急いである必要があるというふうなことを話す識者の方々もいらっしゃいます。私は、学童疎開の碑、昭和20年、今から80年前でありますけれども、宮古島の児童生徒、小学4年生ぐらいから小学6年生ぐらいの児童生徒80名余りが九州の宮崎県を中心に、宮崎県の小林市を中心に宮古島の児童生徒が疎開をした。それは事実であります。実際に疎開をした方々、今92歳ぐらい、昭和8年あるいは昭和6年から昭和8年、10年ぐらいの間、90歳前後、上のほう、当時学年5、6年生、94歳、95歳ぐらいになっている方々がいらっしゃいます。この件についても、ぜひ戦争の悲惨さを後世に伝えるためにも学童疎開の碑を建立していただきたいというふうなことは再三再四申し上げてきましたけれども、全く日の目を見ておりません。

残念なのは、同じように学童疎開した沖縄本島の浦添市あるいは南風原町、豊見城市、那覇市も含めて他の市町村は、疎開先に出向いて、疎開の際は大変お世話になりました。ありがとうございました。浦添市に至っては、市長を先頭に疎開先の学校で記念碑も建立しているんです。そういったことがなぜ宮古島市にはできないのか。台湾有事になると宮古島市から、1週間前ぐらいの新聞記事でありましたけれども、宮崎市が1万2,000人の避難民を受け入れるというふうな発表があって、これは国に報告がされていると。もしそれ以上の避難民が来た場合は、隣接する市町村にもお願いしたい。当然小林市も入ってくると思うんです。しかし、宮古島市は、80年前にお世話になった小林市の皆様方にもお礼の一言も言っていない。そのことについてどういうふうに考えているのかお尋ねをいたします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

学童疎開の碑についてお答えします。

教育委員会としましては、学童疎開の碑の建立について市長部局と調整した上で、碑の建立に限らず、別の形でも学童疎開について広く周知していきたいと考えております。今年度は、博物館において学童疎開をテーマとした平和展を開催しました。また、小学生、中学生への出前授業等でも、学童疎開に関する調査研究の成果とともに伝えることで子供たちがより深く学童疎開について理解できるよう努めております。次世代を担う子供たちにこの歴史をしっかりと伝えてまいりたいと思います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

学童疎開の件についてお答えをいたします。

市としましては、終戦80周年の節目の機会に小林市へお礼を伝える必要があると考えております。今年度、市制20周年記念移動平和展「戦争と子どもたち～学童疎開～」というタイトルで宮崎県小林市で実施する計画をしております。内容につきましては、当時の宮古島の子供たちがお世話になった小林市において学童疎開の様子やパネル展の展示により紹介しまして、戦争が決して他人事ではないことを感じてもらい、平和とは何かを考える機会とするとともに、市長もしくは教育長が小林市に出向いて皆様に対しての感謝の気持ちを伝えたいと考えております。

◎上地廣敏君

時間もありませんけれども、ぜひ恒久平和を希求する意味でも、あるいは戦争の悲惨さを後世に伝えるためにも、ぜひ学童疎開の碑の建立をお願いしたい。昨年の3月定例会で、当時の大城裕子教育長はこういうふうに答弁をしております。平和教育のためにも、あらゆる機会を創出することは重要である。学童疎開の碑の建立も平和教育の推進する意味でその一助となる。疎開をした実情を明らかにするためにもぜひ、カママ嶺公園の一角でもいいですし、あるいはこの庁舎の一角でもいいです。この学童疎開の碑の建立に向けて取り組んでいただきたいと、これ強く要望いたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで上地廣敏君の質問は終了しました。

◎下地 茜君

議員番号14番、市民ネット結、下地茜です。寒い日が続いております。暑さも寒さも彼岸までと言われますが、あしたは春分の日です。暖かな日が訪れるのも間もなくなことですので、くれぐれも皆様お体に気をつけてお過ごしなさればと思います。

では、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。まず、閉園となった幼稚園施設の利活用について伺います。本年度までに本市の幼稚園については複数園が閉園となっています。小中学校については閉校学校施設利活用方針で進めているところですが、幼稚園施設ではどうなのかお聞きしたいと思います。まず、現在の状況をお聞かせください。

◎教育部長（砂川 勤君）

旧来間幼稚園、旧福嶺幼稚園、旧城辺幼稚園については、閉園後利活用はございません。また、旧宮島幼稚園につきましては、閉園後地元事業者が介護事業所、デイサービスを運営している状況です。

◎下地 茜君

幼稚園も長らく地域と共にあった施設で、地域としては有効活用されてほしいという思い、それから地域のありように大きな影響を与えないように丁寧な進め方をしてほしいという思いなど様々にあると思います。幼稚園施設については利活用方針どのように考えているのかお聞かせください。

◎教育部長（砂川 勤君）

現在閉園した幼稚園につきましては利活用に関する取決めはございませんが、今後閉校学校施設個別計画書に加えて業務を進めていきたいと考えております。

◎下地 茜君

閉校学校施設利活用方針に準じるような形での対応を検討されていくようなお話でしたが、既に旧福嶺幼稚園については地域からの相談もあるかと思います。これに関してどのように対応されるのか、お考えをお聞かせください。

◎教育部長（砂川 勤君）

先ほどお答えした部分ですけれども、旧福嶺幼稚園につきましては閉園後、現在に至るまで利活用はございません。利活用についての問合せについては、既にございます。内容につきましては、新聞報道でもございますように、地域主体となって魅力ある学校づくりとして、モリングプロジェクトを計画されているようでございます。市有財産の財産処分の問題等もございますけれども、今後も引き続き相談に応じてまいりたいと思います。

◎下地 茜君

福嶺地域の場合は、保護者と地域と学校と取組の話し合いも何度も続けているところです。地域が主体となって学校を支えるというところでは、宮古島市の進めるコミュニティ・スクール構想とも合致してくるものと思います。ぜひ引き続き話ができる体制づくりをお願いしたいと思います。ほかの学校も、来間と城辺も利活用を待っているところかなと思いますので、ぜひ整備を進めていただければなと思います。

続いて、医療的ケア児の保育、それから教育機関での受入れについて伺います。今年度、保育所、それからこども園、また小学校、中学校、幼稚園に入りたいという相談があったケース、本市でどの程度把握されているかをお伺いいたします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

令和6年度の保育施設入所希望で受入れについて相談のあった医療的ケア児のケースについてお答えいたします。令和6年度中に受入れ相談のあったケースは、2件となっております。受入れについては、新規入所申込時に提出の健康診断書で医師の診断が集団保育に適さないとの診断結果だったため、受入れには至っておりません。

◎教育部長（砂川 勤君）

教育委員会では1件の相談がございました。現在受入れに向けて準備を進めているところでございます。

◎下地 茜君

小学校との調整かなと思いますが、ぜひしっかり進めていただきたいと思います。それから、保育所、こども園に関しては2件あったということで、2件とも健康診断書を提出して、適さないという判断だっ

たのか。また、この適さないと判断したのは主治医なのか学校、市側なのかという点を確認させてください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

まず、健康診断書、新規申込時の提出の健康診断書によります。それは、医師の判断ということになっております。

◎下地 茜君

国は厚生労働省、それから文部科学省、それぞれに医療的ケアの必要な子供や児童について支援を設けていまして、看護師などの配置、またその際には検討会や協議会の設置、ガイドライン、マニュアルの策定をしましょうということになっています。医療的ケア児支援法においては、地方自治体が支援に係る施策の実施を行うことは責務とされていることから鑑みても、市町村ができることからやっていくことは大切なことだと思います。既に相談者がいるとなればなおさらなんですが、そこで保育所、こども園、また幼稚園、小中学校においてその辺りの取組がどうなっているかお聞かせください。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

保育施設における検討会、協議会の設置やガイドライン等についての本市の取組については、検討会、協議会との名称では設置してはおりませんが、本市では入所を希望する児童で医療的ケア児を含め支援が必要と思われる児童に対し、医師や学識経験者、保育所の職員、関係する市職員等で構成された委員による宮古島市障害児等保育審査会を設置し、その審査会において集団保育が可能かどうかの適否及び児童にとって最もよいと思われる支援の在り方、必要性についてを審議し、入所調整を行っております。

◎教育部長（砂川 勤君）

教育委員会の取組についてご説明いたします。

教育委員会においては、医療的ケア児の支援に向け、宮古島市医療的ケア児支援事業実施要綱及び宮古島市医療的ケア運営委員会設置要綱を制定してございます。また、小学校及び中学校における医療ケア実施に関するガイドラインを作成し、小学校と確認しながら、医療的ケア児が安全で学校生活が送れるよう体制を整えてございます。今後の取組としまして、令和7年4月1日に医療的ケア看護師委託業者との契約が締結次第、医療的实施マニュアル、緊急時対応について学校、保護者、看護師、教育委員会で共有を図り、進めていけるよう現在取り組んでいるところでございます。

◎下地 茜君

相談があつて、そのときにいろいろ整備をしていくというような状況もあるのかなと思っています。また、その次の年に同じような相談があつたときにきちんと対応ができるようにぜひ、ガイドラインもつくられているということでした。取り組んでいただきたいなと思っています。

保護者の方から一例相談があつたのは、健康診断書を出したら、結局集団保育になじまないという、適さないということで断られてしまったというようなケースがありました。少し他市のケースを見ると、集団保育が可能かどうか、まず主治医が判断する。そして、その上で保育所に受入れ態勢が整っているかどうかというところを見ていくんですけれども、この保護者の方の話を聞く限りでは、主治医が特に集団保育に適さないと判断したわけではなく、市のほうに提出された後に市のほうで判断したのかなというところも、もちろん自治体が判断するので間違いはないんですけれども、他市の例ではもう少し、主治

医のほうで診断を下せば、次は保育所に受入れ態勢があるかというところを確認していくという流れになっているので、その辺りの整備、少し宮古島市ももしかしたら考えられたほうがいいんじゃないかなというところを今のお話で思っています。

両方の体制しっかり整えていただきたいというふうに思っていることと、ここまでは福祉部、それから教育委員会の質問でしたが、医療的ケア児の相談というのは部局をまたぐことが多いわけです。そこで、県の医療的ケア児支援センターでは病院と連携をして、出産後から切れ目のない支援が受けられるよう、病院から情報を受け取って各機関へ提供できるような体制づくりを始めています。ところが、市町村の側で情報を受け取っても、各所につなげる体制が整ってなければ切れ目のない支援というのはできないわけです。そこで、まず本市では医療的ケア児について各種相談があった際にどのように対応されることになっているかお伺いします。

◎福祉部長（守武 大君）

現状の医療的ケア児の相談体制については、通常の相談と同様に障がい福祉課に地区別に配置された相談員が受付し、関係部局と連携し、必要な支援を行っております。今年度より、新たに医療的ケアが必要となった児童については県内医療機関から情報提供が行われるようになりましたので、関係部局における情報共有を迅速、適切に実施する体制の構築に取り組んでいるところです。

◎下地 茜君

取組があるということで、今福祉行政について②のアを聞きました。少し重なってしまうかもしれないんですけども、この相談体制、次年度構築していくということでした。ここについてもう少し具体的な、例えばスケジュールであったり、配置人数であったり、お聞きできればと思います。

◎福祉部長（守武 大君）

次年度より新たに専門性の高い医療的ケア児コーディネーターが配置され、相談の窓口となりますので、さらなる医療的ケア児及びその家族に対する支援体制の強化が見込まれます。引き続き、沖縄県や関係部局と連携を密にして対応してまいります。

◎下地 茜君

ぜひしっかり進めていただきたいと思います。例えばお母さんたち、お父さんたち、子供を保育園にまづ預ける。そうすると、次は幼稚園だったり小学校に個別にやはり都度都度相談をしている。そのたびに、制度がまだ体制が整っていないとそのたびに壁にぶつかって、この制度を整えるようお願いをしていく、そういうような状況があるのが今宮古島の現状かなと思っています。保護者の皆さん、やはり子供たちが地域で生きていけるようにすごく努力をしていますので、ぜひ行政の側も社会的対資源をつないで切れ目のない支援ができるようしっかり努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、少し質問を入れ替えてしまったんですが、市長の政治姿勢についてに改めて質問したいと思います。令和7年度施政方針において特に農林水産業についてお聞きしたいと思います。どのような施策を考えているかお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

次年度の施策についてでございます。本市の基幹作物であるサトウキビの生産振興を図るため、製糖工場の副産物、バガス、糖蜜を利用した堆肥の製造事業について、狩俣地区で令和6年度から取組を行って

いるところでございます。令和6年で施設の整備を完了し、令和7年度より散布作業を進めるため、現在自治会との組織構築を進めているところでございます。おおむね令和6年度までに必要となる整備を行っておりますので、令和7年度で進めていくということで、また他地区への展開につきまして資源リサイクルセンター等の既存の堆肥製造施設も含めて検討をしていきたいというふうに考えております。

そして、有機質肥料の活用推進を図るために、令和7年度当初予算において従来の補助率を30%から40%に拡充を行っております。畜産課におきましては、緊急優良母牛更新事業や優良繁殖雌牛奨励事業、家畜伝染性疾病的の発生予防対策事業、肉用牛監視システム等の事業を実施いたします。特に家畜伝染性疾病的の発生予防対策事業については、新規事業として肉用牛の肺炎予防、下痢予防、異常産予防ワクチンに10分の9以内の補助を行うことによりまして接種頭数を増やし、集団免疫の獲得を目指しているところでございます。病気によります死亡頭数や病気発症数の低減を図り、出荷頭数の増加と健康な牛の出荷により、農家の所得向上につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

水産業についてはよろしいですか。

◎下地 茜君

もし水産業にもあればお聞きしたいなと思うのと、それから少し主要施策を見て、ないのかな、なくなったのかなと思ったのがこの地力増進の循環型農業実証事業、これはではまた、予算書にはないけれども、次年度はやっていく予定はあるということですねというのは確認なんですけれども、まずでは一問一答なので、すみません、水産業のものがあればお聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

水産業につきましては、各種水産振興事業に対しまして令和6年度より約1,400万円増となる2,266万円の予算を計上しております。内訳といたしまして、モズク養殖の品質向上を目的としました網の購入支援事業を継続するほか、新たにクルマエビ養殖事業の早期再開に向けて飼料購入費などの支援事業を実施するなど、水産養殖振興事業に990万円の予算措置をしております。また、新規事業といたしまして、漁業共済加入への支援を行う漁業共済加入事業を実施し、そのほかカツオの餌確保に係る支援事業や伝統漁法支援事業を継続して実施してまいります。

◎下地 茜君

一問一答なので、もう一つお聞きしたいのが宮古島市肉まつりなんですけれども、これも2年間実施して好評なイベントだったと思っています。令和7年度、こうした畜産業を盛り上げるイベントは予定されていないのでしょうか。可能な範囲でお聞きできればと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島市肉まつり、地元の農畜産物の魅力を発信して消費拡大と地産地消推進を図ることを目的に令和5年度、令和6年度に開催して、好評を博してまいりました。令和7年度におきましては、市制施行20周年記念事業として、地元産の牛肉や豚肉が抽せんで受け取れるみゃーくぬ肉ふあいみーる事業というふうに名称を変えまして実施していきたいというふうに考えております。

◎下地 茜君

宮古島市肉まつりという単独で前回は項目があったかなと思いますが、今回20周年の中に入れ込んでやっていくということですので、ぜひまた盛り上げていただきたいと思います。主要施策見ていくと、

この一覧の中で見ると新規は2つ、スマート農業と家畜伝染病の予防対策、特に家畜伝染病の予防対策については以前からデータに基づいて準備されていたと思うので、ぜひ取組期待したいと思いますが、もう少し全体的に施策に厚みがあってもよかったのかなと思っています。嘉数登市長、これまで地域懇談会などをしげく開催されてきたと思います。農畜水産業生産者との意見交換会、懇談会等をする機会があったのでしょうか、お聞かせください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農業や畜産業、水産業従事者というふうに限定した市主体の懇談会は実施しておりませんが、肉用牛農家については全戸を対象とした事業説明会を毎年4月に実施しております。その説明会の中で意見交換も併せて行っております。農畜産業従事者との懇談会は、趣旨がちよっと異なるんですけども、各地区サトウキビ生産組合総代会や宮古和牛改良組合総代会など各支部の総会に毎年参加して、その中で意見交換を図っております。また、水産関係につきましても、水産事業者との懇談会の実績はありませんが、これまでも漁業者及び漁業協同組合との意見交換を行いながら、各種補助事業の検討を実施をしております。今後とも漁業者のニーズについて漁業協同組合や関係機関とも連携しながら対応について検討を進めてまいります。

◎下地 茜君

事務レベルでの意見交換は交わしているということかなと思います。施策見ると、商工関係華やかに新規事業が並んでいます。産業振興局が産業振興課となった理由を市長はコスト面を理由に挙げておられました。財政合理化の考えで市の事業を見るときに、他の産業も広く理解がないとよい市政にはならないでしょうから、ぜひ意見交換の機会などに努めて、どういう思いで市民がこの島に暮らしているか知っていただきたいと思います。本市の農畜水産業の振興について市長としてどうビジョンを持っているのか、ぜひご自身の言葉でお答えください。

◎市長（嘉数 登君）

先ほどの農林水産部長の答弁と重なる部分もあるかと思いますが、島の経済を支えてきている農畜水産業の持続的な発展は、観光との連携による本市の経済振興のみならず、市民が暮らし続けられる産業構造と、その産業構造の確保という観点からも大変重要であるというふうに考えております。その上で本市の基幹作物であるサトウキビのさらなる増産を図るため、令和7年度においては新植夏植え促進事業の拡充に加えまして、有機質肥料の活用を促進する観点から、有機質肥料の購入支援の拡充を行ってまいります。また、台風等の自然災害に対するリスクを軽減し、持続的な農業生産を図るための農業保険加入に対する農家支援の拡充も図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、畜産関係ですけども、これは家畜伝染疾病の発生予防に力を入れることとしておりまして、年間約500頭が病気で死亡している肉用牛について、これは病気による死亡や発症頭数の減少、さらに出荷頭数の増加や商品価値向上につなげていきたいと考えております。この畜産業については、直近の課題として子牛競り価格の低迷、飼料価格の高騰等により、母牛頭数を減らし、経営規模の縮小が懸念されております。一方で2月の競り価格を見ていきますと、平均で50万円を超したんですかね、上昇しているということと、今月も今日実は競り市が開かれておりまして、先ほどの報告ではいい方向で競りが進んでいるという報告もありました。母牛更新事業や繁殖奨励事業を活用しまして、増頭や更新を推進することで畜産振

興を進めていきたいというふうに考えております。

さらに、水産関係ですけれども、水産業の持続的な発展、稼ぐ力の強化に向けて担い手の育成確保が大変重要であるというふうに考えております。当該水産業においては、育てる漁業を推進するため、クルマエビ養殖事業の早期再開、それからモズク養殖の強化に加えまして、カキ養殖の実証というところにも取り組んでまいりたいと思っております。新たな水産ブランドの創出による漁業所得の向上、稼ぐ力の強化を図っていききたいと考えております。

いずれにしても、農業、畜産、水産業にしましても担い手の確保というところが今後大きなテーマになってくるかというふうに思っておりますので、この担い手の育成確保にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎下地 茜君

いろいろ項目を挙げていただきました。好循環をどうやればつくり出せるのかというところのビジョンがまたこの先の議会等で聞けたらいいのかなと思っております。近いところの声をやはり聞いて、何事も政策等つくっていきやすいと思いますので、ぜひ市民の声、生産者の声を聞く機会もつくっていただけたらと思います。

では、続いて都市計画行政についてですが、昨年末、市景観計画に関する意識・意向調査を実施されています。調査されてどうだったか、景観審議会に諮問されていると思いますので、審議会としての意見どういうものだったか、お伺いできればと思います。

◎建設部長（川平陽一君）

アンケート調査につきましては、令和6年12月から令和7年1月にかけて実施をしております。その後、景観審議会に対しアンケートの結果の報告並びに今後の方向性について諮問し、2月26日付で答申をいただいております。答申の内容につきましては、アンケートの全体像より、景観計画や景観を守るための取組の必要が認識されている。高さ制限については、現在の基準を強化する、または維持するとの回答が大半を占めているが、緩和の声など一定数があることに留意する必要がある。今回の調査結果は、今後さらなる分析、洞察する必要がある。現在の計画をより細かく分かりやすく設定するための検討を行いながら、シンポジウムの開催など市民のより深い理解を得るための取組を並行して行っていく必要があるという内容となっております。

◎下地 茜君

では、景観審議会の意見を受けて、本市今後の対応をどのようにされていかれるかお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

景観計画の見直し検討に当たり、市民や事業者の意向を把握することが重要であり、その考え方から、今年度アンケート調査を実施し、この結果から今後の大きな方向性が確認できましたが、細かな部分までは把握し切れていないものと考えております。良好な景観の近くに住んでいる方が持っているその景観の恩恵を受ける利益は非常に重要なものであると考えておりますので、次年度以降の景観計画の検討に当たっては、シンポジウムの開催のみならず、地域住民の意見を聞く機会の創出に努めてまいります。

◎下地 茜君

アンケート結果、また市民の声を聞く機会を通して印象として残るのは、開発と観光に係る課題につい

ていかなり様々に市民の不安、懸念があって、例えば海岸線の景観だけではなくて、緑地面積が減っていくことであったり、水需要の問題、海岸線の崖崩れが起きている箇所での建設が実際に進んでいたり、海岸がリゾート地化して漁ができないとか、御嶽近辺が開発されていることの懸念、またホテルが増えることで従業員宿舎に借り上げられて市内の物件が高騰するなど、逆に若い世代からはスポーツ施設ができてほしいなど、遊ぶ施設ができてほしいなどです。なかなか景観条例のくくりでは困難ですが、こうした様々な思いが観光に対する漠然とした不安にもなっていると思うので、先ほど建設部長も市民の意見を聞く機会をつくっていくということだったんですが、シンポジウムもちろんやっていただいて、ワークショップ等も開きながら、景観条例でできること、またそれ以外の課題の酌み上げと整理も今後していく必要があるんじゃないかなと思っていますので、ぜひ取組をお願いいたします。

続いて、宮古馬についてお聞きします。先月、宮古馬の保存・継承について考えるシンポジウムも行われておりました。私が宮古島に帰郷して、七、八年前です。その時期に宮古馬のことを知ったんですが、当時はまだ地域の農家の方々が市から預かって飼育をするというのが主だった頃でした。飼育状況についてインターネットで問題になって注目を集めて、全国放送の朝の番組で取り上げられたりもしたこともあったと思うんですが、また以前宮古島市の認識は宮古馬は天然記念物だけれども、扱いは家畜であるとして農林水産部の管轄だった時期もあったと思います。今文化財として教育委員会での管轄になっているという経緯があると思っていますが、在来馬、文化財としてどう保全し、活用していくのかというのは今後宮古島市がしっかりビジョンを持って取り組まなければならない課題と思っていますが、その中での今回のシンポジウムだったと思います。宮古馬の在り方について改めて方向性を確認するものになったかなと思います。今後宮古馬についてどのようにやっていく本市の考えなのか、次年度以降の取組をまずお聞かせください。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

2月22日に開催しました宮古馬シンポジウムでは、パネリストから宮古馬の保存や利活用の取組等について報告があり、参加者からは馬の交配計画に関する質問、イベントや観光、学習活動でのさらなる利活用等についての意見が寄せられました。シンポジウムでの意見を踏まえて次年度以降の取組についてお答えいたします。

まず、交配計画の実施については、馬の血縁関係に注意しつつ、年二、三頭の出生を図り、徐々に宮古馬の頭数を増やし、遺伝的、世代構成的に安定した宮古馬の飼育管理を行ってまいります。今後の利活用については、令和7年度から宮古馬ステップアップ事業に取り組んでまいります。この事業では、乗馬体験や引き馬などの実施に向けた馬の調教を行うとともに、馬の取扱いができる人材の育成に力を入れてまいります。さらに、その活用場として旧福嶺中学校運動場の施設整備にも取り組んでまいります。

◎下地 茜君

観光活用となると人材育成も重要になってくると思いますので、ぜひその辺りも力を入れていただいて、期待したいと思います。

続いて、城辺長間の宮古馬放牧場について、実績と次年度の予定についてお聞かせください。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

城辺長間の宮古馬放牧場では、宮古馬スタートアップ事業として令和5年9月より1日4組の予約制で

実施しており、ガイド担当職員が宮古馬の歴史や特徴について解説を行いながら、餌やり体験を提供しております。令和5年度は9月からの7か月間で362組1,107人の方にご利用いただき、令和6年度は2月までの11か月間で673組1,936人の方にご利用いただきました。

次年度以降の取組についてですが、次年度からは旧福嶺中学校の運動場を利用したステップアップ事業に移行するため、城辺長間の放牧場でこれまで行ってきた見学案内の規模をやや縮小し、宮古馬の本格的な利活用に向けた馬の調教と人材育成に力を入れてまいります。令和9年度からは、宮古馬の利活用事業を旧福嶺中学校に移しますが、城辺長間の宮古馬放牧場は引き続き宮古馬の保存、繁殖の場として維持、整備を進めていく予定です。

◎下地 茜君

1月末だったかと思います。JRAの方も放牧場の視察に来られたと聞いていまして、ぜひ立ち合いたいと思っていたんですが、行けずじまいだったんですけれども、視察されてどんな意見があったのか、もしお答えできればお聞きしたいと思います。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

宮古馬の保存にご協力いただいている日本中央競馬会、JRAの方などから城辺長間の宮古馬放牧場にシェルターがあったほうが好ましいとの意見をいただいております。

◎下地 茜君

委員会でも友利光徳議員の質疑にもありましたけれども、馬たちのためには少々今つらい環境なんではないかなと思うんですという意見も以前から寄せられています。シェルターというと雨よけ、日よけのようなものかと思いますが、こうした提言をどう生かしていくのか、お考えはありますでしょうか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

令和3年4月から宮古馬の飼養を開始しておりますが、台風に伴う宮古馬の体調不良などは確認されておられません。また、毎年宮古馬の健康状態について馬を専門とする獣医に診ていただいておりますが、現段階で宮古馬の健康状態は良好であることを確認しております。そのため、宮古馬の健康管理上、シェルター設置の優先度は高くないと考えております。今後は、宮古馬の繁殖や馴致、調教、利活用などの状況に応じて施設の整備については検討していきたいと考えております。

◎下地 茜君

ヤギも雨にぬれば衰弱してしまうんです。宮古馬は多少の雨はいいかな、大丈夫、雨にぬれるの好きだと思うんですけれども、台風などのときにはやはりこの場所特に強い潮風も吹くでしょうから、専門家のシェルター置いたほうがいいんじゃないかというような意見もあったということです。ぜひハード面、旧福嶺中学校のほうの整備もあると思いますので、いろいろ予算の順序もあるかなと思いますけれども、城辺長間についても整備進めていく中で、この建屋を造るのであれば300万円くらいの予算かなと思っているんですけれども、ぜひこの整備の中にそういったことも入れていただいて、よい環境にしていけたらなというふうに思っています。

続いては、では次の項目に行きたいと思います。国民保護についてです。特定利用空港、港湾についての質問となりますが、①、ジュネーヴ諸条約では軍民分離を原則としています。ジュネーヴ諸条約第一追加議定書第48条、基本原則には、紛争時において住民と戦闘員、民用物と軍事目標とを常に区別することと

いうふうに書いてあります。アの質問です。有事の際、国防の任務を遂行する拠点は国際法上の軍事目標とならないか伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

ジュネーヴ諸条約追加議定書に明記されております軍民分離の原則につきましては、民間人と軍人や民
用物と軍事目標を区別し、敵対行為の影響からの住民の保護を詳細に明記した国際人道上の基本原則であ
るというふうに解釈しておりますが、軍事目標になるかどうかにつきましては、国も国会におきましてそ
の時点における状況等で判断する必要があると答弁していることから、市としましても一概にお答えでき
るものではないものというふうに認識をしております。

◎下地 茜君

有事になってから判断するということなのかなと思っています、その回答では。遅くないのかなと思
います。有事になるまで、自衛隊が使う民間空港が軍事目標かどうか判断されない。もし軍事目標と判断さ
れたらどうなるのかというのが次の質問です。有事になって、そのときに、今回平良港ですので、平良港
が自衛隊が使用する、既にそういう港湾になっているので、実は軍事目標であるとなれば、そこで避難な
どを行えば軍事行為と国民保護措置が混在することになります。ここでジュネーヴ諸条約の住民と戦闘員、
民用物と軍事目標とを常に区別することという原則に反するわけです。混在するのではないかということ、
見解をお聞きしたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

ジュネーヴ諸条約及び追加議定書が適用されるのは国と国との間に起こる武力紛争が発生した場合にな
り、その当事者が守らなければならない事項となりますので、当事者となる国が責任を持って適切な対応
をしていくべきものと考えており、市といたしましても引き続き国、県、関係機関と連携し、対応してま
いりたいというふうに考えております。

◎下地 茜君

おっしゃるように国がいろいろ進めてくる。国防についてもそうですが、国民保護についても市だけで
は難しい。国とも連携していかないと判断についても難しい部分があるというのは分かるんですが、特に
島内の避難に関してはやはり宮古島市が主体になるわけです。そして、宮古島市民をどうやって守るのか
というところは、国が示さないから分からないのではなく、もっとそこ明確にしていける必要があるん
ではないかと思っております。特にこの指定をする、今回特定利用空港、港湾指定をするというような話
になっておりますので、ここが不明瞭のまま指定をしていいのかという思いがあります。まず、自衛隊が
利用する民間港湾、軍事目標とされる可能性が高いです。

参議院の外交防衛委員会でも議論をされている箇所を少しご紹介したいと思います。これイスラエルの
ガザに対しての攻撃をしているさなかの議論ですけれども、防衛副大臣がこのジュネーヴ諸条約を説明し
た後、国民民主党の質問、ということは軍事作戦に利用された民間施設は法的には軍事目標とみなされる
という解釈でいいんですね。副大臣、基本的にそのとおりだと思いますというふうに回答しています。

また、国際人権NGO団体のヒューマン・ライツ・ウォッチは、ロシア、ウクライナの紛争に際して国
際人道法に関する見解を発表していますが、その一文、民間の空港、橋、道路は民用物であるが、軍事目
的に使用されていたり軍事目標がそれら施設に設けられていたりする場合には攻撃される軍事目標とな

る。むしろ軍事目標にならない理由がないです。けれども、政府としてそうは言えないので、今は有事でないから、有事になってからでないと判断しないと見解を保留にしています。有事になって、自衛隊の使用する民間空港は実は軍事目標であると判断されたとき、ジュネーヴ諸条約、この軍民分離の原則により、国際法上、自衛隊が既に使用している民間空港や港湾は国民保護ができなくなる可能性がある。

そこで、次の質問ですが、令和5年12月の一般質問で自衛隊が使用する民間空港に国民保護措置を行う場所であることを示す特殊標章を掲示できるか。つまり国民保護を行えるかということです。この質問に対して、内閣官房の回答として紹介されました。今ルールを整備しているので、お答えできないという回答でした。あれから2年たっていますが、お答えできない点解消されたんでしょうか、お伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

有事の際の質問に対しましては、一概にお答えできるものではないというふうに認識しておりますが、文民保護が行われる場所におきましては特殊標章を掲示していくものというふうに考えております。

国の見解が変わったかということですが、見解が変わったというふうな情報はございません。

◎下地 茜君

今回特定利用港湾に平良港を指定、合意書を交わすというような話になっています。ということは、有事の際に特殊標章を掲示できるかどうか分からない状態に置かれるにもかかわらず、その解消されない疑問点があるにもかかわらず、合意をしてしまうということなんでしょうか、お聞かせください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時52分）

再開します。

（再開＝午前11時53分）

◎建設部長（川平陽一君）

特定利用空港、港湾指定の目的は、国からの説明もありますように平時における空港、港湾の利用を対象としたもので、さらなる利用の円滑化を図ることを目的としているものと認識しております。

◎下地 茜君

建設部長のお答えの趣旨は有事ではなく平時の利用であるということをおっしゃっているのかなと思いますが、配られている資料を読んでもそうではないんです。宮古島市が質問をしたことに対して、国は特定利用空港、港湾に係る取組は国家安全保障戦略に基づきと書いていますね国家安全保障戦略というのは、防衛省の安保3文書です。その中に規定されているわけです。どういう内容が規定されているかというと、例えばスタンド・オフ防衛ミサイル、長射程のミサイルを防衛省として持つよとか、そういった中で機動展開能力としてこういうふうに書いてあります。自衛隊の輸送力を強化しつつ、民間の輸送力を活用、平素から空港、港湾施設の利用拡大というふうに書いています。

それから、今回配られた公共インフラ整備、全く同じような資料がこれは内閣官房から令和5年度に出ています。これ比べてみて、すごくよく似ているんですけども、消された、消えている文言があるんです。少し読んでみると、どういう文言が消えているか。民生利用とのデュアルユースを前提として、デュアルユースというのは、民間でも使う、軍事でも使うということです。今ジュネーヴ諸条約、軍民分離で

すよという話をしましたが、軍民混在、軍民両用の状態で使うというようなことを書いてあるんですが、これが令和6年度には消えている。そして、今回の中にあるこの項目からも消えている文言があります。円滑な利用に関する枠組みを設けることにより、有事のみならず平時においても円滑な利用を確保する。もともと安保3文書の枠組みで有事のどういうふうにも民間空港を、あるいは港湾を利用するかという想定の中で位置づけられたところから、この特定利用空港、港湾の構想が始まっています。有事のときには別の法律の枠組みがあるので、これは平時のものだけであるというような説明ですけれども、大枠ではないんです。なので、有事のことは考えなくてよいというのは、これ逆に市民に対しての大変不誠実な説明だと私は思っています。

この指定に関して特殊標章の表示をできるかどうかは、結局宮古島市は把握しないまま受入れをしたということ、受入れをするということでしょうか。もう一度、確認させてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

繰り返しの答弁となり申し訳ございませんが、有事の際の質問に対しましては一概にお答えできるものではないというふうに認識しておりますが、文民保護が行われる場所におきましては特殊標章を掲示していくものというふうに考えております。

◎下地 茜君

宮古島市としては、この特定利用港湾を受け入れるけれども、有事のときにこれがどういう運用に実際になるかというのは確認していないということですのでよろしいですかね、問題ないですか、それで。

そして、その上で、有事の際には宮古島市としては自衛隊が使う空港、港湾、今回港湾ですね、港湾であつても特殊標章を掲示する方針であるということでしょうか。この点もう一度確認させてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

先ほどの答弁のとおり、文民保護が行われる場所においては特殊標章を掲示していくものだというふうに考えておりますが、その運用方法につきましてはまだ議論されておられませんので、引き続き国、県、関係課と連携し、適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

◎下地 茜君

では、分からない部分があるにもかかわらず今回特定利用空港、港湾の合意を受け入れたということでしょうか。もう一度ここ確認させていただいてよろしいですか。

◎市長（嘉数 登君）

今回の特定利用空港、港湾に係る取組ですけれども、これは平素における空港、港湾の利用調整を円滑に行うとするものであるという説明です。簡潔にすれば、本取組が対象としているのは武力攻撃事態はおろか、武力攻撃予測事態にも至っていない段階、そもそも我が国に対する武力攻撃、それ自体が生起していない段階のものであるというふうに伺っております。

なお、武力攻撃事態のような有事においては、従来より別の制度、これは武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律に基づいて利用調整が行われるというふうに聞いております。

◎下地 茜君

先ほどもお話しさせていただきました。有事の想定というのはもう既に大枠であるんです。その中で特定利用空港、港湾という枠においては、単に平時のみのものであるけれども、大枠ではもう位置づけられ

ている。それを、上位の枠組みでは位置づけられているのに下位の枠組みでは入っていないので、有事という想定ではないので、説明しないというのは、どこに寄り添った市長なのかなという、国がそういうふうに説明しないような、説明しないでもいいような制度の整備をしてきた。そして、それをそのまま市長が話していく。市民は、制度の話が聞きたいんではないです。最終的に私たちどうなるのか、この有事のときに特定利用空港、港湾、特殊標章を表示できるのかということに答えられない。ところが、市長は制度の話をするばかりで、有事につながっていく整備であるということは政府資料からも明らかであるのに、その議論を議会にもしない。本当に市民のための政治をする市長なのかという思いです。

次の質問も同じですが、国が当然想定している米軍の利用についてですけれども、これに関しては市長、ご自分の選挙期間中、公約の説明等の中で米軍については自粛すべきと考えるというふうにお話しされていました。今回特定利用空港、港湾指定される方針で検討しているということですが、説明会の中では日米地域協定5条で来るんだというような話でした。日米地域協定で来るにしろ何にしろ、市民にとっては同じですので、米軍が日米合同訓練で宮古島に来るというのは同じですので、それについて市長として自粛を要請していくか、制度は何であっても自粛を要請していくかという点お聞かせください。

◎市長（嘉数 登君）

特定利用港湾の枠組みにそもそも米軍は含まれておりません。米軍の施設使用につきましては、日米地位協定に基づき施設の使用申請がなされるものでありまして、したがって特定利用港湾の指定に当たり、米軍に平良港の使用制限をかけることは、これは日米地位協定上、制度上不可能であると考えております。ただし、そのことをもって米軍の使用を容認するといったことはございません。私は、選挙期間中も米軍の使用については自粛を求めるというようなことは申し上げてきました。聞いていただき、ありがとうございました。平良港は、人流、物流を支える重要な港湾でありまして、これ民間港であります。米軍の使用によって民間船舶に影響があってはならないと考えておりますので、緊急時以外においては使用を控えるべきだと。つまり自粛を求めているというふうに考えております。

◎下地 茜君

石垣港は、もう既に日米合同訓練、米軍の艦艇の入港がもう過去3回、例年のようにされています。似たようなことがあったときに市長は自粛を求めるということですね、もう一度確認させてください。

◎市長（嘉数 登君）

緊急時以外は自粛を求めているという立場です。

◎下地 茜君

残りは6月にやりたいと思います。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地茜君の質問は終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時04分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎富浜靖雄君

議員番号5番から4番に変更になりました。公明党の富浜靖雄です。いつも一般質問最後のほうになると時間が本当になくなってしまって早口になってしまうので、最初に一言申し上げたいなと思っております。3月は、人事異動の時期でもあります。退職される先輩の皆様方、本当にお疲れさまでした。再任用される方、また新しい部署に移る方は、今後また宮古島の発展のために一緒に頑張っていければと思います。

それでは、通告に従い、一般質問を行います。よろしく願いいたします。初めに、市長の政治姿勢について。生成A Iの活用について伺います。現在行政や企業でも生成A Iの活用が進んでおります。嘉数市長の施政方針でも、自治体デジタル化の推進に向け、新たに生成A Iを導入し、文書作成支援や計画立案サポート等による業務負担の軽減や効率化に取り組ましますと述べております。そこで、伺います。市当局でも市民サービス向上のための導入について何か検討しているのかお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

生成A Iについてのご質問にお答えをいたします。

生成A Iは、学習済みの大規模データから入力した内容に応じて新しいコンテンツやデータを自動的につくり出す人工知能のことです。実際業務では、文書作成や企画立案のたたき台作成などに活用できる可能性が期待されております。全国の自治体でも導入が進んでおります。本市におきましても、令和7年2月、先月からなんですけども、職員がチャットツールとして使用しておりますロゴチャット内でチャットGPTを使用できるロゴA Iアシスタントという生成A Iサービスのトライアル利用を開始しております。本格導入に向けましては、令和7年度当初予算に計上させていただいておりますので、生成A Iを活用した市民サービスの向上や職員の業務負担軽減を図っていきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

トライアル利用をやっている真っ最中だということなんですけど、これ導入するという何かスケジュール的なものはあるのかというのを教えてもらっていいですか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

先ほども答弁したように、トライアルという形で2月から実施をしております。新年度予算のほうにも計上しておりますので、予算が可決され次第A Iの導入については速やかに導入を図っていきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

新年度予算もありますし、速やかにということなので、トライアル利用の成果が使ってみていいんじゃないかというふうになるかなと思いますが、生成A Iなんですけど、埼玉県の戸田市では総合案内サービスというので生成A Iを使っています。これ何がいいかといいますと、チャット方式なんですけど、24時間対応可能なので、思いついたら、市民が思いついたときにすぐ打ち込めば、すぐ答えが返ってくる。生成A Iなので、その積み重ね、いろんな人がこういう質問して、的確な、私たちがすぐ思いつかないようなものに対応していただけるというふうになります。

沖縄県でも那覇市とかでは多言語化、多言語対応も可能なものを取り入れていると。宮古島観光協会も今空港にＡＩを使った案内を使っているんで、ぜひこれは進めていただいて、これから新しい技術なんですけど、本当に職員の方々も分からない部分が多いと思います。私もそんなに詳しくはないんですけど、ただ使っていきながら、もし市民のサービス向上になるのであればぜひ導入を進めていただきたいと思います。

続いての質問ですけど、文部科学省においても昨年12月26日付で初等中等教育段階における生成ＡＩの利活用に関するガイドラインというのが公表されております。教育現場での導入について当局で何かお考えがあるのか伺いたします。

◎教育部長（砂川 勤君）

教育現場の生成ＡＩの導入状況について、宮古島市立小学校、中学校の教職員向けに情報処理、分析及び文書作成のアシスタントツールとして令和６年12月４日に対話型文章生成ＡＩであるグーグル社のジェミニを導入してございます。また、翌週12月11日には、学校現場での利活用に向けて教職員向けに操作研修会を実施しております。

児童生徒につきましては、現時点で生成ＡＩの導入はしておりません。その理由として、セキュリティやモラル、あるいは著作権に関する懸念が挙げられます。今後他自治体の事例を踏まえながら、慎重に検討を進めてまいりたいと思います。

◎富浜靖雄君

学校現場、先生方がまず使い出していると。先ほど教育部長からもありましたように、セキュリティ面でまだ不安があるところがあるというのもそのガイドラインにも載っていたので、進めていくのはもう本当にやっていかなきゃいけないものだと思います。先生方が使うことによって生徒に教えられるようになる。生徒が使えるようになるとき、子供たちがこれを利用してどういうふうな学習をしていくかというところを先生方がまず先に、熟知してではないですけども、やっていただくというのは本当にいい流れというんですか、いい取組の流れではないかなと今思っております。

ぜひ、この生成ＡＩなんですけど、世間ではこれを使って何か論文を丸写しするとか、何かそういうふうな悪いイメージのほうが行先しているんですけど、私の感じでは、論文出てくるんですね、生成ＡＩに打ち込めば出てくるんですけど、それを利用して違うアイデア、違う方向性、生成ＡＩが出してくる違う角度を考えられるというんですかね、そういうふうな生徒、子供が学習できれば、また宮古島市にも違う人材というんですかね、新しい人材というか、育っていくのではないかなという期待をしております。

では、次に行きます。宮古空港について伺いたします。２月８日の新聞報道で、放置自動車廃棄物認定委員会が７日に市役所で開催され、放置自動車を廃棄物と認定したと報道がありました。これに伴い、宮古空港にある放置自動車も廃棄物として撤去可能というふうになっていましたが、私の質問は放置されている自動車ではなくて、自転車、オートバイがあります。いつも私は空港に行くたびに見ています。見て、いつこれどうなるんだろうなと思っていたんですけど、そのときに自動車は廃棄物で撤去できますよってあるんですけど、この自転車、オートバイどうなるんだろうなというのが自分の中でありまして、自転車やオートバイはどのように取り扱うのか伺いたします。

◎建設部長（川平陽一君）

現在宮古空港一般駐車場内において長期にわたり自転車等が17台放置されている状況でございます。これらの自転車等は、警察に盗難手配の有無の確認の手続を行いながら関係機関と調整を行っており、撤去に向けて早急に対処していきたいと考えております。

◎富浜靖雄君

早急に対応していただくということなんですけど、これは本当に宮古島の玄関口である宮古空港へ降りて、駐車場に渡らずに道路でタクシーに乗ってホテルとかに向かわれたらあまり見えないんですけど、もう、市民が利用する駐車場なんですけど、そこに中庭というんですかね、あそこは。中庭の部分になるんですかね。葉っぱとかも結構落ちていて、清掃しているのかどうかも分からない。これ同僚議員の皆さんも幾度となく質問しているんですけど、自分が毎回出張や宮古空港を使うたびに何かきれいになっている様子が全く見れないので、どうなっているんだろうかなというのがいつも気がかりでした。

これはある市民の方から言われたので、本当に確かにそうだなというふうに思ったんですけど、速やかにはと言っているんですけど、これももう相当長いんです。自分が気づいたというか、もう何年も前からあの状態です。最初は駐車場のところにオートバイなので、ぽっと置かれていた。駐輪場にぽっと置かれていたものが一応何か片方に寄せられて、積み上げられているような状態なんです。なので、これ見た目が相当よろしくないの、速やかにはとおっしゃっているんですけど、どうしたら早くできるかというのを私はずっと思っているんです。速やかといっても、いつまでというのが分からないので、いつまでにこういうふうにするって言えますかね。すみません、答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

富浜靖雄議員の指摘にありますように、自転車等の放置は以前からあります。このことについては、関係機関ともこれまでも協議してまいりましたが、今後もそういった関係機関、県、市、警察と連携を図りながら対処してまいります。

◎富浜靖雄君

せっかく自動車はもう撤去できるような状態まで持っていつているので、これは本当に速やかに早急に、いつまでとは確かに言えないかなとは思いますが、やっていただければなと思います。本当に見栄え悪いです。私はいつも思いながら、本当に観光地なのかなと思うぐらい見栄えが悪いので、ぜひきれいにしていいただければなと思います。

続いての質問に移ります。市民から宮古空港の搭乗待合室のトイレの前に行列ができていて、ぎりぎりで用を足すことができたんですけど、その方は。搭乗待合室に入ってしまうと、もし用を足したいなと思っても外にも出ることができない、できづらい。できるんですけど、できづらい。なので、トイレの増設できないかという相談がありました。観光客も今増加しておりますので、確かに時間帯によっては混んでいる状況を自分も見たことありますので、起こり得ることだなと思っているので、当局の見解のほうをよろしく願いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

観光客の増加に伴い、宮古空港の搭乗待合室のトイレが不足している状況は承知しておりますが、現在の施設では増設できる場所がない現状でございます。今後は、宮古空港ターミナル株式会社と情報を共有しながら問題解決に向けて関係機関に働きかけていきたいと思っております。

◎富浜靖雄君

関係機関と調整していただいて、ぜひとも増やしてもらえればと思います。あそこ奥側のほうには広げられる余地があるような気がするんですけど、それができるかどうかは調整しないと分からないと思うんですけど、これが増加してきて、もう大変になった状態でやるのか、それとも何か違う対策、そういう方がいらっしゃったら一回出すっていいですか、すぐ外に出して、2階には近くにトイレはあるので。ただ、待合室というのは入ってしまうと出にくいというところがあるんです。そこなんです。そこが私は本当に大変だなと思っているので、そこを本当に協議していただいて、なるべく早く、増設なのか、やり方を何か違う方向があるのかというのをやっていただければいいかなと思いますんで、ぜひともよろしくお願いいたします。

次に行きます。スーパーフードと呼ばれているモリンガについて質問します。今月1日、モリンガの森プロジェクト協会の代表理事の矢部剛議員と応援団の皆さんと一緒に市長の表敬訪問に同席しました。狩俣政作議員も一緒でした。意見交換もさせていただいたんですけど、約4年間かけて一步一步少しずつ、モリンガの普及と利活用を進めているこのプロジェクトなんですけど、食育とか環境問題とか、新たな産業という形でも期待されると私は思っております。そこで、モリンガの普及について当局の見解をお伺いいたします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

モリンガの普及について、企画政策部として環境問題、環境関係のほうについてお答えいたします。

モリンガが持つ特徴としましては、食品としては多くの栄養素を含むほか、CO₂の吸収が杉の10倍以上の吸収能力があると、高いと言われていることは承知をしております。本市は、いつまでも住み続けられる豊かな島、エコアイランド宮古島の下、脱炭素社会や資源循環の形成などを目指しております。また、その推進には、エコアイランド宮古島の推進に関する条例にうたっており、宮古島に関わる全ての人々が一体となり努力する必要があると、市民、民間等の皆様の主体的な行動が不可欠と考えております。そのため、民間主導でモリンガの普及に取り組んでいることについては、市が目指す脱炭素社会の推進や緑化率の向上等にもつながるため、市としましてもエコアイランドに寄与する取組には大変心強く感じております。今後も継続的な取組により得られる成果を大いに期待をしているところです。

◎農林水産部長（石川博幸君）

モリンガの普及についてお答えいたします。

モリンガの農産物としての普及については、食料や食材として消費者からニーズが高まっていくことが鍵になっていくものと考えております。モリンガは、カルシウムやビタミンB1、食物繊維など各種の栄養素の高いスーパーフードであることが紹介されており、葉や枝を用いたみそ汁やサラダ、パンケーキ、パスタなど食材として多く幅広く利用されております。現在宮古島においてもモリンガを利用した宮古そばやケーキ、ふりかけなど産業化がスタートしているところです。

こうしたことから、モリンガの周知が進み、利用が拡大していくことにより収益性が見込まれれば栽培も広がっていくのではないかとというふうに考えております。

◎教育部長（砂川 勤君）

教育現場では、狩俣小学校、福嶺小学校で子供たちにモリンガの植樹体験を経験していただきました。

あとは、校外活動でモリンガ栽培をしている農園も見学をしております。今後、モリンガの成長を見守りながら、地球温暖化問題、健康、食育、宮古島の課題解決に向けた展開が期待されます。教育委員会としましては、引き続き各学校の魅力ある取組を応援していきたいと思います。

◎富浜靖雄君

脱炭素、本当に杉の10倍以上の二酸化炭素の吸収力がありますというの也被われております。先ほどもありましたように栄養価も高いので、食育、狩俣小学校と福嶺小学校に植林、何かそういうのでやっていただいたのもあって、教育機関の中であつたんですけど、はなぞのこどもえん、そこの中でふりかけとして使われているそうなんです。そのとき、そこでもやはり植林をして植えているらしいんですけど、実際食べたことのある方いらっしゃると思うんですけど、ちょっと苦みがあります。苦みがあるので、子供は若干苦手なのかなと思ったら、育てている園長から言わせると、植えて、伸びてきて葉っぱが出て、葉っぱ直接食べれるんですけど、それを子供がおいしいと食べると。どうということかという、自分が育てたというんですかね、見ているんですよ、成長している姿を。成長している姿を見ているので、これあなたが毎日水をやっているモリンガだよって言ったら、苦いかもしれないけど、おいしいと言って食べるとこのを見て、その園長は、そういえばモリンガの栄養価は高いので、ふりかけを結構お子さんは好んで食べるらしいです。なので、ふりかけ作れませんかと行って、できたのがこのふりかけです。

ただ、栽培量が宮古島で多くないので、これを本当にどうやって普及してどうやって広げていくかというのがキーかなと思います。農林水産部長がおっしゃったように商業ベースにするまでいくにはもうちょっと時間がかかると思うので、これは本当に民間で少しずつやっではいくんですけど、できれば行政にも協力していただいて、普及も悪いことでは私はないと思っているので、ぜひ普及にご協力のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、次に行きます。宮古島大使について伺います。令和4年9月定例会の一般質問において、宮古島大使に関する質問と提案をさせていただきました。今回の質問は、現在大使がどのような活動をしているのか、宮古島大使の役割について伺います。

◎市長（嘉数 登君）

宮古島大使の活動は、1つには宮古島市の自然、歴史、文化、スポーツをはじめ、観光、特産品等の魅力のPR、2つ目として宮古島市のイメージアップにつながる活動、それから3つ目として宮古島市の実施する各種イベント、PR行事への協力というふうになっておりますが、富浜靖雄議員ご指摘のとおり活動の報告義務等はなく、活動の有無によって認定を取り消すこともできません。任期は5年間で、任期満了の時点で市から継続するか否かについて本人の意向を確認をしているという状況でございます。

◎富浜靖雄君

私も要綱を見させていただいたんですけど、確かにこういうふうに宮古島をPRしてください、盛り上げてくださいというのはありました。ただ、本当にこれをどうしているかという義務もありませんし、役所の側からこうしてくださいというのもしません。

なので、続いての質問なんですけど、この大使の名称について伺いたいところがあります。現在要綱上は宮古島大使とだけの名称です。なので、この大使という存在の有効化を図るために、宮古島市観光大使とか宮古島市環境大使、宮古島市音楽大使、宮古島市スポーツ大使みたいな名称をつけて、その分野

で特化した活動をしていただくと。そうすれば宮古島市にすごく貢献できるんじゃないかなという提案です。これご見解のほうよろしくをお願いします。

◎市長（嘉数 登君）

宮古島大使ですけども、自然、歴史、文化、スポーツなど多岐にわたる分野で活動を行っていただくことになっておりますが、観光大使というイメージが強いというふうに私も感じております。富浜靖雄議員からご提案いただいた観光大使、それから環境大使ですか、スポーツ大使、あるいは文化大使などのカテゴリー分けすることで各分野でのPRを強化できると考えておりますので、市としても前向きに検討してまいりたいと思っておりますし、富浜靖雄議員の質問は私の心を見透かしたような質問でしたので、私も同じような考えを持っておりましたので、早急に進めてまいりたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

この質問は、宮古島市のためにいろいろ頑張っているよという個人や団体の方と話すことがありまして、宮古島大使というのは宮古島市から認証を受けることでPRしてくださいという形になっています。それを、先ほど提案したように特化して、これは個人とか団体です。有名な方とか、そういうことではないです。そういうふうにしていただければ、さらなる個人や団体の方、宮古島を好きな個人や団体、広めたいと思っている個人や団体の人が幅広く活動していただけるようになって、宮古島の発展に資するということが期待されるかなと思っております。できればこの活動内容を、こういうふうな活動していますよというのを市のほうにフィードバックというか、こういうことをしていますとお知らせいただいて、市のほうはこれを市民に、この大使はこういうことしていますよというのをPRしてもらえればということ。市民もこの大使はこういうので頑張っているんだなというふうに分かるんじゃないかなと思って、こういう大使という名前だけを認証するだけではなくて、宮古島のためになるような取組というのをどうかなというふうに自分も思っていますので、それについての見解もお聞かせください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

今ご質問のございました活動実績の報告についてでございます。市長が先ほど答弁したように各分野でのPR強化をするというような部分で我々のほうも進めてまいりたいと思っておりますので、この活動把握、活動報告のほうについても大使のほうとヒアリングしながら方針を固めてまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

ぜひよろしくお願いします。利用できるものと言ったらおかしいんですけど、せっかくの大使という名前なので、利用しない手はないんじゃないかなと思いますので、ぜひとも進めていただければと思います。

次に、福祉行政についてお伺いいたします。発言事項に福祉行政というふうに通告したのは、公共の福祉として市民の健康増進につながるんじゃないかなという思いで福祉行政という形にしています。以前より同僚議員のほうから質問がありますが、他の自治体ではごみ焼却の熱利用をした市民プールというのが存在します。市民プールを検討しているのであれば、ごみ焼却の熱利用ができないかということをお伺いいたします。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

ごみ焼却の余熱利用ができないかということについてです。市民プールの整備に関しては、今年度実現

可能性調査を実施しているところです。本調査では、市民スポーツ団体等を対象としたアンケート結果を基に、市民プールに求められる機能や規模などを明らかにした上で検討モデルを策定し、整備コストや維持管理に係る収支について比較検討を行っているところです。検討モデルでは、ごみ焼却の余熱利用を前提とした設備に関しては想定しておりません。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

ごみ焼却の余熱利用を活用した市民プールについてということでございまして、ごみ焼却施設の建設計画に携わった委託事業者に確認したところ、市民プールの仕様にもよりますが、冬期の温度管理、運営体制の検討が優先事項となるということでございます。焼却施設の附帯整備として建設するには当初設計より組み込んで容量を決めておく必要があるため、後づけとすることは困難な状況であることを確認しております。また、施設計画時に隣接の宮古厚生園への温水供給案もございましたが、利用条件、供給期間や休炉時の対応等、もろもろ検討した結果、断念をしております。

◎富浜靖雄君

技術的にはできるんだけど、いろいろ検討すると難しいんじゃないかと。確かにそうなのかなと思うんですけど、私はプールという形でやったんですけど、ごみを燃やして熱が出るのであれば、そういう技術があるのであれば使えばいいかなと思ったんです。それが難しいということで、これはしょうがないかなと思います。

この質問とちょっとかぶるんですけど、プールはできませんと。次の質問なんですけど、大浴場について伺うというのがあるんですけど、これも余熱利用ができたというふうな形です。これは、昨年12月に新聞投稿した方からのお話を伺ったところ、これ平良和彦議員から紹介を受けてお話しさせていただきました。新聞投稿の内容は、町なかの公園計画を聞いて、これ根間公園のことだと思いますけど、そこに若者だけではなくて高齢者の居場所づくりをしてほしいと、大きな銭湯を造ってもらえたらありがたいみたいな投稿でした。それで、私もその話をしている中で、公園の計画なんで、銭湯を造るのはちょっと難しいと思いますよと話をしました。それで、そのときに市民プールを造るというのを検討しているなと思ったので、それであれば市民プールにも熱利用できなければ、今度は大浴場といいますか、どこに造るかとか、もしプールを造るのであればプールの施設内に入れるのかとか、体育館はもう設計が終わっているので、体育館の近く。焼却炉の近くに大浴場みたいなのを造って、キャンプに来た野球選手とか、マラソン選手とか、何かいろいろキャンプに来ていますんで、その人たちが利用できるような施設にするとか、何かそういうのにもこの余熱利用ができないかなというのをちょっと思ったので、当局の見解をお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

大浴場につきましても、これはごみ焼却炉の余熱利用という意味では先ほどの市民プールと同様、焼却施設の附帯整備として建設するには当初設計より組み込んで容量を決めておく必要があるため、困難な状況ということになります。

◎富浜靖雄君

やはり当初から計画していろいろ考えないとなかなか難しいかなと思います。ただ、その話をされた方の意図としては、高齢者の居場所をつくってほしいというのが意図だなと思っているので、銭湯というの

が昔平良にも何件かあって、そこにいろいろ市民の方が集まって使っていて、その風景を思い出して、高齢者の憩いの場としてできないかというのがその方のイメージだと思うんですけど、そういう高齢者の憩いの場としての施設、余熱利用ができなかったとしても、何かそういうのを造ることできないかなというのを今少し思っております。市長に、もしできれば、市民の憩いの場的な場所というんですかね、そういうお考えないか、よろしくお願いします。

◎市長（嘉数 登君）

市民プールについては、私が副市長として在職していたときも何度か質問として上がっております。現在閉鎖中でありますけども、某民間企業が改修作業を進めておりまして、2月の進捗状況ということで連絡受けました。現在施設の基本設計はほぼ完了してしまっていて、建築確認に向け、最終調整を行っているということと、あと再開の時期についてはまだ明確には言えませんが、絶対に再開するというのを報告を受けております。

当然市民を対象として、市民の中には年配の方もいらっしゃるかと思っておりますので、例えば市のほうとして協力できるとしましたら、そういった高齢者の健康づくりというところでは、施設のあっせんですとか紹介といったような部分では協力できるのかなと思っております。官と民が協力してそういう市民の健康づくりにも資するような使い方ができればなというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

ぜひよろしくお願いします。病院に行くくらいなら、そういう市民プールに行って運動しようよというふうな高齢者が増えれば、本当に宮古島市のメタボ率の低減とかにもつながるのではないかなと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いします。

では、次の質問に行きます。建設行政について。市営住宅について、空き家の随時募集について昨年末より新しいルールで募集していると思いますが、募集の方法についてお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

随時募集につきましては、今年度より常時募集へ変更し、募集を行っております。募集方法については、空き家待ち募集において募集が少ないなどの理由により空き家がある市営住宅を対象に募集を行っており、申込順で受付となっております。

◎富浜靖雄君

これはある方が言っていたんですけど、空き家が出たらすぐ募集しますよということでもいいと思うんですけど、ただその方川満の市営住宅に住んでいて、自分の目の前の家空いているよと、ずっと空いているけどって言われたんです。これ募集しているのかどうか、募集すればすぐ来るようなものではないと思うんですけど、人気といいますか、市営住宅によっては空いているけど、募集しているけど、来ないという、募集しているけど、入居したいという人がいないということなんですか。

◎建設部長（川平陽一君）

市営住宅の空き家待ち募集につきましては、令和6年7月1日から令和6年7月12日まで募集を行いましたけども、その期間内に応募ありませんでしたので、現在は空いている状況です。

◎富浜靖雄君

次の質問に行きます。部屋が空きました。募集しましたという、空きました、募集するというまでの期

間というのはどれぐらいあるかというのが分かれば教えてもらえますか。

◎建設部長（川平陽一君）

常時募集について、空き家待ち募集で申込みがない市営住宅が対象となりますので、空き家待ちの募集での事務処理が終了した後、募集となります。例年7月に空き家待ち募集を行っておりますので、その入居手続等が終了する9月頃から常時募集となります。

◎富浜靖雄君

今の答弁なんですけど、ちょっと確認させてください。9月からという、今聞こえたんですけど、ということは空き家が出ますよと、すぐ空いたから募集しますではなくて、9月まで待っている状態なんですか。ちょっとここが分からなかったんですけど、9月から募集というのはどういうことなんですか。

◎建設部長（川平陽一君）

常時募集につきましては、空き家待ち募集で申込みがない市営住宅が対象となりますので、空き家待ち募集での事務処理等が終了した後、募集となります。例年7月に空き家待ち募集を行っておりますので、その入居手続等が終了する9月頃から常時募集を行います。

◎富浜靖雄君

分かりました。7月頃に空き家があったら、空き家待ちで普通の今までどおりの抽せんやりますけど、それ以降に、終わりました。空いています。そうすれば募集して、すぐ入るんだったらすぐ募集してやるという感じですね。そのときは、募集するので、応募すればオーケー、入れますよという状況でよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

では、この常時募集、空いたらすぐ入れますよというような状況で、これの実績とかがあれば、抽せんとかではないですよ、ぱっと入れるような状況の実績があればよろしくお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

今年度の常時募集の実績につきましては現在5件が入居済みで、15件が入居予定となっております。

◎富浜靖雄君

実績も5件と、15件が入居の予定と、決まっているというのは使われているなというふうな感じがあります。さっきの川満市営住宅のほうは応募がなかったという形で理解しました。

これで、次の質問なんですけど、単身高齢者というので随時募集と常時募集、随時募集のときには条件があつて抽せんになる、入りたいところがあつたら抽せんになると思うんですけど、この常時募集、空きしました。応募がなかったです。そういうところに単身高齢者が入りたいと言え、すぐ入れていただけるという形ということでよろしいですか。

◎建設部長（川平陽一君）

市営住宅の申込みについては、60歳以上については単身で申込みも可能となっております。

◎富浜靖雄君

市営住宅はもともと住宅、世帯、子育て世代だとか、確かにそっちがメインというのはもう前から分かっているんです。私が単身世帯と言っているのは、本当に独り暮らしのお一人で、大家から出ていけというか、そこまではないと思うんですけども、出ていってくださいと、本当に自分のアパートはもうやばいと、古くなって建て替えしないといけない、もしくは潰さないといけない。なので、出てくださいと

言って、出ていったときに、そのときそのアパートも家賃が安いんですよ、安いので住めていたんですけど、そこを追いつけられて、どこか行こうとしたときにないんですよ、今の状況だと。そういうところはゼロではないんですけど、あると必ず人が住んでいるし、なかなか出ていかない。でも、もう出ていけと言われて人はいき場がない。それを聞いたときに、福祉、前も言ったんですけど、健康なんですよ、その人普通に働けるんです。働けるので、障害者でもないし、体が悪いわけでもないし、非課税世帯でもない。なので、ちゃんとした、普通に働いて、健康で仕事もできるんだけど、住むところから出ていってこれと言われていて。

若者の定住のこともいいんですよ、あれはぜひやっていただきたいし、取り組んでいただければいいんですけど、この単身世帯の人が苦しいというか、ぱっと入るところはできないので、ここをちょっと考えていただければと思うんですけど、市長のできれば見解をお聞かせ願います。

◎市長（嘉数 登君）

高齢者であって住宅にお困りの方をどうするかということだと思っております。私もそういった事例何件か聞いておりますので、もちろん市のほうとしては市営住宅の活用というところが中心になってくるかと思うんですけども、今回令和7年度当初予算に宮古島市住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業、賃借人に対して補助金を交付することによって家賃の補助、家賃を低廉化させようという取組もありますので、市として取れる対策というものはしっかりと福祉的な面からも取っていきたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

前の定例会でも、国のほうもこういう世帯というか、こういう単身者の対応をしようとして取り組んでいるので、それをぜひ注視していただいて利活用できればと思います。先ほどおっしゃった家賃補助、これは本当に高齢者に限ってですけど、その国の支援の中にあつたのが、アパートを経営しているというか、アパートの持ち主、大家というんですかね、持ち主が結局高齢者の入居をあまりよく思っていないと。何でかという、後々が大変になるというようなので敬遠がちであるから、そこを行政が入ってしっかりフォローするというのを国も考えているので、ぜひそこを見ていただいて、補助も出るというふうになっていますので、単身の家賃補助もしながら、そういう大家に対して、貸す側の人に対しても働きかけをしていただければいいかなと思いますので、これはぜひともよろしくお願いいたします。

次に行きます。アスファルトのリサイクル再利用についてです。宮古島市における利活用について当局は把握しているのかお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市での里道や交通量の少ない一部の市道において、再生アスファルトを使用して施工しております。また、舗装施工業者に問い合わせ確認したところ、民間では主に駐車場などの整備に使用しているとのことを回答いただいております。

◎富浜靖雄君

これもリサイクルという面ではいいかなと思うので、ほとんど90%以上がアスファルトの利活用はされているよと。これは国というか、インターネットの情報なんですけど、リサイクルは進んでいるなと自分は思っているんですけど、次の質問なんですけど、私道、市道でもない、県道、国道でもない。本当に普

通の一般の人が使っている。地域住民の誰かの土地なんだけど、利用させてもらっていますよというところ。そこにアスファルトのリサイクル、本当にぼこぼこしているところがあって、私も相談を受けて一回進めていたことがあったんですけど、そのときにアスファルトの再生、アスファルトを使ってやれたらいいねというので、これはいいことですねって言って話をしていたんですけど、地権者が抵当に入れてしまって、手がつけられないような状況になっちゃったので、できなくなったんですけど、ただそれとは違う段階で、本当に個人のところなんです。だけど、周りの人が使っている。周りの人たちが生活道路として使っている。ここにアスファルト、再生アスファルト、修繕でいいと思うんですけど、そういうのを利用できないかということをお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

富浜靖雄議員からもありましたように、私道は市道でもない、県道でもない道路で、個人が所有している道路、私道でございます。土地の所有者が管理している私道については、市が補助、助成する私道整備補助助成事業において、申請者が再生アスファルトを使用して整備することについては問題はないと考えております。

◎富浜靖雄君

前の補助もそうなんですけど、結局終わった後に、市でも補助があって、修繕終わった後に先に言ってくればそれが補助出るかどうかというのは分かるので、難しいですよ、これ。市の管理でもないの、本当に個人の土地に対して市が何かできるかどうか。ただ、私にお話があった人は、高齢者がいるので、こんながたがた道でなくてきれいにしてあげたいという、ただ良心的な気持ちからそういうふうな動きで相談があったんですけど、私もどうにかできないかなと思って頑張ったんですけど、できなかったのがあったので、何かここら辺は後でいろいろ考えていただければなと思いますので、ぜひとも検討よろしくお願いいたします。

次に行きます。西里大通りについて、下水道接続工事についてお伺いいたします。上地廣敏議員もご心配いただいておりますけど、この質問は通り会の方からの相談です。接続工事を知り合いの業者をお願いしたそうです。お願いしたんですが、今は忙しいと、手が回らない。できるようになったら連絡しますというふうにその方に言って、まだ連絡がないということで、連絡ないんですけど、この業者はその方がよく前から知っていて、ここを使いたいと、使いたいんだけど、忙しいから工事ができません。これ年度またいでしまいそうなんですけど、補助金というのはなくなっちゃうんですかというのを言われたので、確認しますということでこの質問になっております。今後のこの接続工事の補助金、費用補助金についてどうなるのかお伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

公共下水道への接続補助としましては、1つ目に公共下水道接続促進補助金、2つ目に排水設備の設置に要する者への資金融資あっせん及び利子補給補助金の2つがございます。1つ目の公共下水道接続事業補助金は、合併処理浄化槽及び単独浄化槽、またはくみ取り式便所を設置する建物に対し、公共下水道へ接続する場合において条件に応じて5万円から10万円の補助金を交付するものとしております。2つ目の排水設備の設置に要する者への資金融資あっせん及び利子保証補給補助金については、市内の5つの金融機関が30万円を上限として排水設備工事に係る融資の資金貸付けを行い、またその利息について市が負担

するという事業内容となっております。当該事業につきましては、継続して令和7年度当初予算にも上程しているところでございます。

◎富浜靖雄君

継続でやっていくと、補助金も継続ということで、ありがたいなと思います。これ西里通りだけではなく、ほかの全体的な話にもなってくると思うんですけど、今は本当にできないというふうに断られている。自分も何件か聞いたら、やはり接続工事を、西里通りの方ですけど、接続工事をしたいんだけど、今は断るけど、待ってくれと言われていているという方が多いです。これは、単純にその方がその業者にやらせたいからなんです。業者の一覧をもらって、接続できますよというふうなのはもらっています。でも、ここにやらせたいというのがあるので、やれない、今はできませんと言われちゃっているの、待っているような今状態なんです。この業者の方もやってあげたいけど、できないような状態ではないかなと思います。

この補助なんですけど、色つけてというか、できたら補助率をどうにか上げていただいて接続もつしやすいうな、市民がこれぐらいだったらやろうかなというようにできないかお伺いいたします。

◎市長（嘉数 登君）

接続補助金のかさ上げについてのご質問だというふうに理解しておりまして、公共下水道接続促進事業については、令和6年度より県からの補助金を活用し、これは補助率2分の1補助で実施しておりまして、補助金額については県内市町村と同水準となっております。しかしながら、昨今の建築資材、それから人件費等の高騰を受け、下水道への更新工事に係る費用も以前に比べ増加していることは承知しております。それから、午前中にもありましたように、下水道整備しているんですけども、接続がなかなか進んでいないという状況もございますので、市としましては浄化槽等の更新費用の負担等も考慮しまして、令和7年度7月より補助金額の引上げを行ってまいりたいというふうに考えております。

◎富浜靖雄君

補助率上げていただけるのであれば、私も西里大通り商店街振興組合へ接続しましょうとアピールしますので、接続、これ通り会だけではないです。宮古全体でそういうふうなのが延びて、下水道の接続、昔からよく言われていました。下水道利用が少ないと言われたので、これをぜひ宮古全体でアップしていければいいなと思いますので、ありがとうございます。

続いて、この接続工事について、今この工事を行う業者にどのような対応をしているのかというところをお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

西里通りの下水道整備につきましては、これまで西里大通り商店街振興会より、平成21年、平成24年、平成28年、令和2年10月に要請書、陳情書として下水道工事に早期着手するよう強く要望をいただいております、これらを受け、令和5年10月に工事に着手し、令和6年7月に供用開始したところでございます。

下水道への接続促進に向けては、通り会のほうからも接続を呼びかけていただくとともに、市としましても通り会の店舗、下水道排水設備指定店事業者等に対し、補助事業のご案内や事業者説明も含め、引き続き接続に向け、働きかけてまいりたいと考えております。ちなみに、令和6年11月21日には説明会を実施して、積極的な工事实施をお願いしたところです。

◎富浜靖雄君

補助率もアップするので、この業者にもアピールしていただいて、分からない人たちもいらっしゃるので、それを市民の方に言っていただければと思います。

次の騒音問題の規制については、割愛させていただきます。これは、西里通りのほうからの苦情というか、騒音の問題があったんですけど、これは県の条例とかいろいろあるので、これはまた次の機会にしたいと思います。

最後のほうへ行きます。ごみ収集の業務についての紙類の収集は可燃ごみを減らす取組として分かっていますが、これはラジオのほうでも、FMみやこですけど、よくCMで流れています。今この紙類の収集についてどうなっているのか伺いいたします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

可燃ごみの現状について、家庭ごみの搬入量は令和4年度、約9,973トン、令和5年度、約9,538トン、令和6年度、令和7年2月末現在でございますけれども、約8,699トンと僅かながら減少傾向にございます。紙類について、令和3年度に約6割の搬入がございましたが、紙類分別を周知し、呼びかけを行っております。現状においては、令和4年度は56.2%、令和5年度には55.9%と少しずつ紙ごみの占める割合は減ってきております。紙類の収集につきましては、市が発行しております家庭ごみの分け方、出し方のチラシに新聞紙、チラシ、段ボールなどは種類別に分けて紙ひもで縛って出すよう周知しております。

市としましては、ごみの減量化に向けて取組を推進し、呼びかけを行っており、市民の皆様においては年々意識が高まっていると考えております。今後も引き続き分別収集にご理解とご協力をいただけるよう周知してまいります。

◎富浜靖雄君

回収ボックスを設置したらどうかという提案なんですけど、これについてよろしくお願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

紙類の分別につきましては、お菓子箱や包装紙などは雑紙であるため、紙類の収集日にまとめて出すよう、広報誌を通じて周知を行っているところです。それを進めるためにも、まずは職員を対象に庁舎内で回収ボックスを設置し、紙類の分別等を積極的に推進してまいりたいと考えております。

◎富浜靖雄君

ボックスがあると分かりやすいかなと思って、PRにもなるといいますので、ぜひよろしくお願いします。

聞き取りのときに教育現場でもいろいろ取組をしているというのがあったんですけど、これ次に聞きたいと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

これで富浜靖雄の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで富浜靖雄君の質問は終了しました。

◎下地信広君

11番、新宮古創成会の下地信広でございます。昨日の合格祝いで少々疲れておりますが、合格した皆様には夢と希望を持って高校生活をエンジョイしていただきたいと思います。

まず市長、第6代宮古島市長就任おめでとうございます。初めての施政方針の演説でも手話を交えて、非常によかったと思いますし、またスピーチの仕方も手話通訳士に配慮した、非常に間の取り方もよかったなと思っております。今視覚障害者のアプリとか聴覚障害者のアプリとか、いろんなコミュニケーションのアプリが出ておりますので、たくさんの体にハンディを持った方々とのコミュニケーションの輪が広がればなと思っております。昨日の一般質問で下地信男議員が何か健康長寿と酒の話をしていましたが、あまりよく聞き取れなかったんです。やはり酒は、楽しく飲めば百薬の長と言われております。誰が言ったかって、私が言っているんです。ですから、酒を飲むときには楽しく飲んでいただきたいと思います。

それでは、一般質問に早速入っていきたいと思いますので、よろしくお伺いしたいと思います。まず、1番目、市長の政治姿勢についてです。重度障害者の現物給付についてお伺いいたします。平成31年8月より重度障害者、障害児医療助成は自動償還払い方式に移行しておりますが、これ今償還払いと書いてあるのは、これは「自動」を入れてください、償還払いといったら、病院に行って領収書を持ってきて、役所で手続きしないといけませんので、今はそうではなくて自動償還払いになっていますので、訂正して、自動償還払い方式に移行するというふうに訂正をお願いします。

この自動償還払いに移行して8年が経過しようとしています。その間、全国では自動償還払い方式から医療機関での窓口負担のない現物給付へと移行している市町村も増えてまいりました。そこで、お伺いしますが、市長はこの現物給付についてどうお考えなのか。将来的には移行しようとの思いはあるのか、それとも沖縄県の動向を見て判断するのか、お伺いしたいと思います。

◎市長（嘉数 登君）

重度心身障害者、障害児医療費助成制度につきましては、平成31年8月より自動償還払い方式を導入したことにより市の市窓口での申請が不要となりまして、受給者本人やご家族の手続等の負担軽減が図られております。現物給付制度は、医療費の負担を軽減する有効な手段である一方で、沖縄県からの補助が受けられないということ、それから国民健康保険財政調整交付金の減額措置など、その実施に伴う財政負担も生じてまいります。本市では、現物給付制度による患者へのメリットを考慮し、沖縄振興拡大会議において現物給付方式も補助対象とするよう要望を提出しております。

下地信広議員ご指摘の全国的にもその現物給付制度の導入に向けた動きが進んでおりまして、市としましてもこうした動向等を踏まえまして、県に補助対象の拡充を強く要望していきたいということと、私個人的にも将来的には現物給付方式への移行が必要であるというふうな認識はっております。

◎下地信広君

この8年間、市長2人替わりしましたが、やはり福祉大学を出ている嘉数登市長でないとなかなかこれできないかなと思っていますので、ひとつよろしくお願いします。

そこで、宮崎県は市町村会のほうが要請してできたという話を聞いておりますし、また埼玉県はほとんどの市町村がやっております。それで、市町村会で嘉数登市長が中心となって要請する、その考えはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

◎市長（嘉数 登君）

まず、各市町村の受け止めというものを確認させていただきたいなと思っておりまして、自動償還払いが可能になったということも、それはいろんな方々の努力の成果として自動償還払いになったかと思って

おります。ただ、自動償還払いであっても一旦は現金が必要になるというような負担が生じてまいりますので、それに比べて現物給付というのはそういったものがなくなる。それに伴って、いわゆる受診控えというんですか、そういったものも懸念されなくなるというようなことも言われておりますので、各市町村の考え方、意向等を確認しながら、可能であれば41市町村で県のほうにも要請してまいりたいというふうに考えております。

◎下地信広君

よろしくお願いします。

次に移ります。2番目のひらりん公園についてお伺いいたします。これは、昨年の12月定例会において緊急動議が出された案件でもあります。みなとまちづくりの事業内容については理解できますが、法人を選定するのにあまりにも急過ぎて募集要項から逸脱していると思います。それで、なかなか市民からの理解が得られない部分があるので、もう一度再募集かけてプロポーザルできないかという質問ですが、昨日の答弁では、違法性がないということで再度募集はしないということであります。ですので、答弁は要りませんけど、そもそもこの事業者の選定に疑念が生じているというのは、まずは1つ目に公募手続の正当性にあるのではないかと考えております。受付期間が9月27日までだったのに、10月31日までに法人格を取得してくださいと事業者に配慮している。そういった点と、あと事業の選定を受けた会社の役員が商工会議所の関係者が多いことと市長選のタイミングと重なったことが要因かなと考えておりますが、提出書類が不備であれば、この募集要項の受付期間を変更して再度募集しなかったのか、なぜ急ぐ必要があったのか、答弁をお願いしたいなと思います。なぜ急いだのか。

◎建設部長（川平陽一君）

令和6年12月定例会で追加質問を受けた後に市の顧問弁護士に相談した結果、本市の本公募手続には違法性はないという回答を得ております。また、この募集におきましては6か月という長期にわたり公募を実施し、市のホームページ、市の広報誌、地元新聞紙への掲載、全国情報誌への記事の掲載、国土交通省PPP案件の紹介ホームページへの掲載、国土交通省主催の意見交換会などで全国的に情報を発信するなど行っておりました。誰でも参加可能な環境で行われた公募でありますので、今回の事業選定については適切な時期に適切に行ったと考えております。

◎下地信広君

あくまでも違法性はないということですが、ではこの選定委員会による審査結果がありますけど、7名の委員が点数をつけております。1人の委員の点数が非常に多い点がありまして、あとは非常に皆ばらけているんです。この要因は、設立したばかりの会社だから、多分評価のしようがなかったのかなと思いますが、その見解をお伺いします、評価の。

◎建設部長（川平陽一君）

この審査の評価につきましては、審査副委員長と委員の皆さんで全体で評価を行いましたけども、提案を受けた業者の皆さんからのプレゼンテーションを聞いて、個人的に点数をつけております。この合計が半分、50点以上であれば評価となりますので、このことで選定されております。

◎下地信広君

確かに平均60点出ているので、問題はないんですけど、中には点数がばらついているので、非常に苦

慮したのではないかなと思っております。

では次に、12月の緊急動議の際に、建設部長のほうですよ、この募集要項は誰の責任で進めているのかという、これは狩俣勝成議員の質問だったんですけど、その問いに港湾課と答えているんですよ、答弁している。これは、建設部長が、今の嘉数登市長は委員長だったんだけど、辞めていますので、建設部長のほうが進めたということで、市長に配慮して何か自分の責任みたいな感じで言っているんだけど、これ課の責任ではなくて、私は市長の責任だと、最高責任者は市長だと思うんですけど、いかがでしょうか。今でもそう思っていますか、どうですか。

◎建設部長（川平陽一君）

誰の責任で進めてきたかという質問ですけども、この件につきましては、参加資格審査においては、事務局である港湾課において、私は建設部の部長なので港湾課の、建設部の中で事務局である港湾課の責任で進めておりました。

◎下地信広君

全ての責任がその課でやったはおかしいと思うんで、私は課の責任は、最高責任者は市長だと思うんですけど、いかがでしょうか。市長。

◎市長（嘉数 登君）

組織を預かっている者は市長、私でございますので、市政が刷新されたとはいっても、それは継続されるものであるというふうに考えております。

◎下地信広君

次に、市長にお伺いしますけど、この商工会議所を中心とする会社の設立について把握していたのかどうかお伺いしたいと思います。

◎市長（嘉数 登君）

把握はしておりませんでした。

◎下地信広君

それでは次に、この土地、Cエリア、1町歩余り、相当広大な土地なんですけど、この土地の貸付金額は、幾らぐらいですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時45分）

再開します。

（再開＝午後2時45分）

◎下地信広君

それでは、ひらりん公園事業が不調に終わった場合というか、何かあった場合には宮古島市として補償とか損害賠償は発生しないのかどうか。つまり補助金は宮古島市関係ないよね。だけど、相手側の事業者が借入れして事業するではないですか、いろんな施設を造る。それが焦げついた場合、借金とかいろんな部分で補償とか、宮古島市はどう関わる、そういった部分も知りたいなと。

◎建設部長（川平陽一君）

これは、市の負担はございません。例えば今予定しております株式会社うみそらみどりとまちが今予定していますけども、この業者ができなくても市の持ち出しはございません。

◎下地信広君

ということは、全て事業者側の責任でやるということでしょうか。

◎建設部長（川平陽一君）

全て事業者側の責任でございます。

◎下地信広君

先ほど述べたように、こういった疑念というのはやはりこの要綱どおり、このプロセスどおりやれば問題はなかったと思うんだけど、ちょっとその配慮のやり過ぎかなと思っていますので、ぜひとも今後こういった疑念が生じないように、要綱どおりに進めていってほしいと思います。

次に移ります。次、3番目、子育て支援条例についてお伺いいたします。日本一子育てがしやすい島、子育て世代が住みたい、住み続けたいと思える島に向けての子育て応援宣言は素晴らしいと思います。宮古島市子育て支援条例を制定するとうたっていますが、この条例の特徴をお伺いしたいと思います。

◎市長（嘉数 登君）

子育てに希望と喜びを感じ、宮古島市に住み続けたいと思えるような安心して子供を産み育てることができる環境づくりに向け、さらなる支援に取り組む必要があるとの思いがありまして、その取組を条例で裏づけることで様々な施策を体系的に実行していけるものであるというふうに考えております。

次年度において制定を予定している子育て支援条例の中で子育て支援についての基本理念を定めまして、市の責務や市民、地域、学校等の役割など、子育て支援を総合的に推進していくための基本的な事項を明らかにするとすることにより、安心して子供を産み育てることができる環境を整え、条例の中で取り組むべき施策の執行を裏づけまして、必要な施策を体系的に強力に推し進めていくことで、日本一子育てしやすい島の実現を図ってまいりたいというふうに考えております。

◎下地信広君

ぜひとも子供を産みたいという条例を制定していただきたいなと思っております。

次に、4番目に医療従事者、介護従事者の不足の対策についてお伺いしたいと思います。今医療現場、介護現場をのぞいてみます、非常に職員が探せないと聞きます。その対策についてお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（守武 大君）

まず、福祉部のほうから介護従事者についてお答えいたします。

介護従事者の人手不足については全国的に深刻さを増している状況で、本市においても喫緊の課題であると認識しております。その対応といたしまして、今年度より実施している介護人材確保対策事業における初任者研修や実務者研修を引き続き実施するとともに、新たに同研修を受講した人材のフォローアップとなる講座も予定しております。介護職の資格取得を支援し、現職の離職を防ぐため、育成から定着まで一貫して取り組んでまいります。

また、次年度よりがんばる介護職員応援事業を新設し、介護支援専門員等の法定研修に係る受講料などの費用を助成することで経済的な負担を軽減し、就労継続に向けた支援を実施いたします。

さらに、介護職員の業務負担の軽減を図るため、介護ロボットの導入に係る現場のニーズや課題の調査と導入促進に向けたシンポジウムの開催を検討しております。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

私のほうからは医療従事者についてお答えいたします。

医療現場につきましては、令和7年3月7日に宮古島市と宮古病院の意見交換を行いました。宮古島の医療を守るため、相互理解と協力体制の確立に向け、現状を確認したところでございます。住居の確保に関する問題、家賃高騰の問題で医療従事者が宮古島市への配属を望まないなどの現状を確認したところでございます。住居の確保に関する問題につきましては、多職種にわたるため、沖縄県、各関係部署と定期的に情報を共有しながら市ができることを検討してまいりたいと考えております。

◎下地信広君

介護ロボットのことも今話が出ましたが、介護ロボットの場合にはもちろん介護やる人は非常に助かるんですが、ただ、介護現場というのは、施設もそうなんですけど、法定賃金基準というのがありますよね運営基準の中で。そういう中では介護ロボットは難しいのかなと思うんだけど、やはりその資格を持っている人をまず育てないとなかなか難しいのかなと思っていますので、人材バンクみたいのがつくれないかどうか。いかがですか、そういった。つまりこの施設、この事業所がこういった人材を求めているんだよという、そういったネットワークとかは考えていないのかどうか。

◎福祉部長（守武 大君）

介護人材いろいろあるんですが、特に今深刻になっているのがケアマネジャーの不足ということで、これについては新年度ケアマネジャーの皆様に対する事業やシンポジウム的なイベント等を検討しておりますので、現場の方々と意見交換をしながら、そういう人材をどういうふうに増やしていくか、また以前やっていた方をどうやって掘り起こしていくか、また高校生など新しい人材をどう増やしていくかというも含めて検討していきたいなと思っています。

◎下地信広君

医療について再度質問しますが、地域完結型医療について意見をお聞かせください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後2時55分）

再開します。

（再開＝午後2時56分）

◎下地信広君

5番目の宮古島市斎苑の火葬炉増設についてお伺いいたします。

これは昨日も何名かの議員が聞いておりましたが、高齢化社会を迎えて年々告別式が多くなっております。告別式の数と比例して火葬待ちが増える傾向にあります。長い方は1週間後に火葬したと聞いていますが、当局の見解をお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

市斎苑及び白鳥苑における12歳以上の火葬件数は、令和3年度645件、令和4年度752件、令和5年度

780件、令和6年度3月19日時点ですけれども、773件となっております。下地信広議員のご指摘のとおり、火葬件数は増加傾向にあると捉えております。

火葬待ちについての市の見解としましては、市斎苑の火葬件数は月当たりおおむね120件が可能となっておりますが、一時的に亡くなる方が集中する場合や遺族の要望で火葬日を限定するなどの要因で火葬待機があることも確認しております。ただし、昨日も申し上げましたが、あくまでも一時的な現象であり、慢性的に火葬待ちの状態が起きている状況にはないと考えております。

◎下地信広君

今年度の予算で100万円でしたっけ、計上されていましたよね。ちょっと少ないんですけど、完成までに、あと1つの火葬炉が造成するまでにどれぐらいの期間かかるのか伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

市斎苑の火葬炉増設スケジュールと予算でございます。100万円の予算をお願いしているのは令和7年度でございます。令和7年度で工事を発注いたしまして、資材の準備費用として100万円、部品は受注生産となりますので、契約後にしか生産を行わないということになっております。令和8年度8,557万円、これは増炉工事の完成後に支払いを予定をしております。運用開始といたしましては、令和9年度を見込んでいます。

◎下地信広君

それでは、令和9年度が供用開始ということでありまして、この控室の増設、今は多分2人分ぐらいしかないのかなと思っているんですけど、増設はあるのかどうか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

市斎苑においては、焼骨が終えるまでの時間にご遺族にお待ちいただけるよう、待合ホールと待合室が整備されております。下地信広議員のご質問である控室の増設につきましては、市斎苑の火葬炉を増設するに当たり、待合ホールのソファやテーブルの配置、レイアウト変更といった対応を検討していく必要があると考えております。待合ホールのキャパシティとしましては、待合ホール30席、待合室、現在は2室、洋室が28席、畳間が12席というような状況でございます。

◎下地信広君

次に、伊良部白鳥苑、なかなか使用しているのを見たことがないんですけど、その現状をお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

伊良部白鳥苑の火葬件数は、12歳以上の火葬件数が令和3年度4件、令和4年度10件、令和5年度36件、令和6年度、現時点で2件という状況になっております。

白鳥苑の運用に関しましては、これまでも何度か議会で答弁させていただいておりますとおり、施設の供用開始から40年以上が経過しておりまして、建物の老朽化が進んでおりますが、大規模な修繕は行わず、使用可能な範囲での修繕にとどめ、利用していくという考えです。

◎下地信広君

次に移りたいと思います。まず6番目、要支援認定者のケアプランの報酬についてお伺いいたします。

市独自の上乘せ額を5,000円と定めてありますが、非常にありがたいことで、今この介護プラン料という

のは大体法律で決めたのが4,420円です。その中で、それではやっていけないということで上乗せしていると思いますが、この上乗せ額5,000円についてどういうふうなので5,000円を設定したのか、事業所からの要望があったのかどうかお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（守武 大君）

地域包括支援センターが担当する要支援1、2の認定者に対するケアプラン作成については、センターの業務負担軽減のため、地域の居宅介護支援事業所に委託できることとされています。本市では、地域の事業所への委託促進を図ることを目的に、ケアプランの作成に係る報酬に対し、昨年度から2,000円の上乗せを実施しておりますが、次年度から上乗せ額を5,000円に拡充して実施する予定となっています。

上乗せ額の5,000円の根拠につきましては、要支援の認定者のケアプラン作成に係る報酬単価が下地信広議員おっしゃるとおり4,420円となっておりまして、要介護1、2の1万860円に比べ大幅に低くなっておりますので、要介護1、2の単価水準に近づける目的で上乗せ額を5,000円としたところです。特に地域包括支援センターからの値上げをしてほしいとか、そういう依頼ではありません。あくまでも市が低過ぎるだろうという判断で決めた額となっております。

◎下地信広君

非常にいいことだと思っております。では、その上乗せした額5,000円の予算の捻出、どこから出ているのかどうかお伺いしたいと思います。

◎福祉部長（守武 大君）

一般会計の単費での対応となります。

◎下地信広君

次に、ではケアプラン委託について、本来なら要支援1、2は地域包括支援センターがつくるはずなんですが、多分忙しくてほかのところにも委託しているということなんですが、どれぐらいの件数を委託しているのか、ほかの事業所に。お伺いしたいと思います。

◎福祉部長（守武 大君）

本市の要支援認定者の人数は、令和6年11月末時点で要支援1が237人、要支援2が294人、合計で、531人となっております。そのうち、ケアプラン作成数は、市が設置する包括支援センター2か所で220件、委託している居宅介護事業者20か所では148件、合計で368件となっております。

◎下地信広君

要介護に陥らないためにも大事な私はプランだと思うんで、しっかりやっていただきたいと思っております。

次、7番目です。妊婦のための支援給付についてお伺いします。初回産科等各種健診の助成率とありましたけど、ご答弁をお願いしたいと思います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

本市では、妊婦の健康の保持増進並びに母子感染の防止を図り、健やかな子の出生に寄与することを目的とした妊婦健診の実施、産婦の身体的な機能の回復、産後鬱の予防や乳児への虐待防止等を図るための産婦健診など、妊産婦に対して必要な各種検査、健診を助成しております。健診に係る費用は保険適用外となり、自己負担となることから、市では初回産科受診助成1回、妊婦定期健診助成14回、多胎妊婦追加

健診助成5回、産婦健診助成2回に対する助成を行っております。

また、初回産科受診については、国からの補助が非課税世帯のみを対象としておりますが、本市においては妊婦の早期受診と早期支援につなげるため、課税世帯を含む全妊婦を対象としております。今後も安心して妊娠、出産、子育てができる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

◎下地信広君

妊婦の認定後に5万円支給していますよね、認定後に。妊婦として認定するというのは、これは母子健康手帳を獲得したときで判断しているのか、それとも支給日についていつ支給しているのか、妊婦認定後の支給は。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時09分）

再開します。

（再開＝午後3時10分）

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

議員ご指摘の給付については妊婦のための支援給付というものでございまして、妊婦等の経済的支援を目的に、妊婦認定後に5万円、出産後、胎児1人当たり5万円を支給する事業となっております。そのタイミングといいますか、それについてはそれぞれ妊婦認定後2か月以内、出産後2か月以内というふうになっております。

◎下地信広君

次に、8番目の伊良部地区の医療体制についてお伺いしますが、旧徳洲会伊良部診療所の現状をお伺いしたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

旧徳洲会伊良部島診療所の現状についてでございます。新聞等でも報道がありましたが、徳洲会伊良部島診療所跡地の不動産売買契約が医療法人徳洲会と医療法人アカシア会の下地晃理事長の間で令和7年2月20日に正式に交わされております。下地晃理事長に進捗状況を確認したところ、令和7年7月の開業を目指して県への診療所開設許可申請、建物の改修工事及び環境整備、スタッフ等の確保及び研修などを進めていく予定と伺っております。

◎下地信広君

医師不足は、地域の医療だけではなくて、やはり介護事業者にも与える影響が大きいんです。介護事業所は、プランをつくるときに医師の意見書添付が必要ですので、どうしても遠くに行ったり、また別のお医者さんをお願いしないといけないし、また薬をもらうのに今までは徳洲会で取っていたのができなくなって大変だと、タクシー代が大変だと言っておりますので、そういった意味でも住み慣れた地域で医療が受けられる生活が維持できるように、前にも言ったように地域完結型の医療が必要だと思うので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。とっております。

次、9番目、伊良部のリサイクルセンターを拠点とした産業廃棄物等中間処理施設についてどのような整備を進めるのかお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

伊良部リサイクルセンターにて処理を行う産業廃棄物の品目につきましては、建設混合廃棄物の8品目、廃プラスチック類、木、紙、繊維、ゴム、金属、ガラス陶磁器、瓦礫類のくず等を受入れし、選別や圧縮梱包を行った後、海上輸送で県外に運び出す処理計画になっております。現在、これは民間事業者ですけれども、今年9月頃から供用開始予定ということ聞いております。

◎下地信広君

今年の9月から供用開始予定、これまで話していた産業廃棄物というか、農薬の箱だったり肥料の袋だったり、こういったのは今どうなっているのか。これ農林水産部にまたがるのか、肥料は。

◎議長（平良敏夫君）

質問してもらえれば担当部局が。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

これは、施設園芸農家や葉たばこ耕作農家などの廃ビニールや廃プラスチックの受入れは可能となるかということによろしいですか。これに関しましては、実情を踏まえ、受入れできるよう検討を進めているとのことでございます。

◎下地信広君

ぜひとも受入れ態勢をお願いしたいなと思っております。

次、10番目、行政経営課についてお伺いいたします。この業務内容と事務分掌についてお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

行政経営課の業務内容と事務分掌についてお答えいたします。

まず最初に、業務内容をお答えいたします。新年度より新設されます行政経営課の主な業務内容としては、普通財産となっております遊休施設、閉園となっております幼稚園、閉校学校等の利活用、売却、譲渡、貸付け、解体など、有効活用の企画及び推進に関する業務を行ってまいります。また、各部局が所管しております公共施設等について、施設方針の進捗、維持コスト、利用状況などを調査するとともに、市長の諮問機関となります行政経営会議を設立しまして、施設別行政コスト計算書等に基づき、施設の長寿命化、統合、廃止、民間活用などの資産リストラの推進に向けた審議をしていただき、答申内容を踏まえた取組を行ってまいります。

主な事務分掌としまして、1つ目に普通財産である遊休施設の有効活用の企画及び推進に関すること、2つ目に普通財産である公共施設等跡地の有効活用の企画及び推進に関すること、3つ目に閉校学校等の有効活用に関すること、4つ目に閉校学校等の有効活用に係る用地取得の調査及び調整に関すること、5つ目に閉校学校等の有効活用に係る法的手続業務に関すること、6つ目に公共施設等総合管理計画に関すること、7つ目に公共施設等のマネジメントに関すること、8つ目に公共施設等の対策方針に係る指導及び助言に関すること、9つ目に行政経営会議に関することが主な業務内容となっております。

◎下地信広君

それでは、たくさんの業務内容がありましたけど、どれぐらいの人数でやっていくのか、何名ぐらい予定しているのかどうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

行政経営課の組織体制と職員数についてお答えいたします。

新設されます行政経営課は、総務部内に設置しまして、係は設けず、正職員を4名、会計年度任用職員を1名配置いたします。そのほかに公共施設管理監として1名を採用して、合計6名体制で業務を行ってまいります。

◎下地信広君

市長もスピード感を持って実行していきたいとおっしゃっておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

次、道路行政についてお伺いいたします。下地島空港から伊良部大橋に向けた県道の整備について、道路の舗装と中央線、白線工事ができないかお伺いいたします。

◎建設部長（川平陽一君）

下地信広議員ご指摘の路線は、県道平良下地島空港線で、未整備の区間については宮古島市で維持管理を行っている状況でございます。現在のところ本市において街灯の設置はございませんが、舗装等に関しましては現状の舗装のひび割れなどの劣化が見られることから、令和7年度でサシバの里から乗瀬橋までの区間を舗装改修と区画線の設置を予定しております。

◎下地信広君

ぜひ進めてもらいたいと思います。それで、聞き取りでも言ったんですけど、下地島空港から乗瀬橋まで非常に真っ暗で、サシバの里のレストランに行くのも真っ暗で非常に分かりにくい。ですので、街灯も県とも調整し、県道と市道が交ざっているところがあるので、調整しながらやっていただきたいことと、一般質問を出した後に市民からの要望があって、下地島空港に行く交通標識、これが少なくて分からない、迷子になっていると、そういった部分があるので、ぜひとも、昨日だったかな、誰かの質問で予算があると言っていましたので、ぜひその看板、案内板、こっちからも下地島まで何キロだと、右に行ったり左行ったり、そういう案内板を増やしていただきたいという市民からの要望がありました。特に城辺地域から来たときに分かりにくいと言っていましたので、ぜひ予算の範囲内でお願いしたいと思っております。

次です。2番目の下地島空港入り口から佐和田の浜に通る道と17E N Dに通る旧道路の交差点、この整備はできないかどうかお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

ご指摘の箇所は、市道伊良部111号線と市道伊良部149号線が交差している部分です。本路線の交差点部の整備につきましては、現時点では計画はございませんが、既設の道路の状況等は把握しておりますので、交差点の改良の必要性については認識しておりますので、整備に向けて今後検討してまいります。

◎下地信広君

検討するということではありますが、今観光客も向こうを通るのが多いし、また佐和田の部落の皆さんも17E N D行けないから、向こうを通るのが多いので、ぜひともきれいに整備していただきたいなと思っております。ありがとうございました。

次、最後になります。学びの森西側のテレビ塔のある遊歩道の清掃について、市民がもっと利用できるよう、看板の設置や周囲の距離等、ウォーキングしたくなるような環境整備ができないかどうかお伺いしたいと思います。

◎農林水産部長（石川博幸君）

学びの森ウオーキングコースは、日中でも木々が日差しを遮って快適にウオーキングすることができることから、多くの市民が利用しております。看板の設置状況につきましては、東側、東小学校付近にはウオーキングコース等が記載された看板が設置されておりますが、下地信広議員ご指摘の西側のクリーンセンター付近については現在設置されておられません。今後市民の皆様がもっと利用しやすくなるよう、西側にも同じく看板を設置するとともに、コース内の定期的な点検と樹木の剪定を実施し、市民の利用頻度が高まるようにしていきたいというふうに考えております。

◎下地信広君

健康維持、病気にならないためにはやはりこういうスポーツ、軽スポーツが一番大事だと思っておりますので、国民健康保険料が安くなるように一生懸命予防に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

これで終わりますけど、何かありますか。

◎建設部長（川平陽一君）

先ほどのひらりん公園の質問の中で本事業による収入は幾らかということがありましたので、確認しました。賃料収入が年間で500万円、緑地維持管理費の削減額が年間で約200万円を見込んでおります。これは、1平方メートル当たり1日で1円、面積が1万3,000平方メートルとなっております。

◎下地信広君

これで私の一般質問を終わります。

◎議長（平良敏夫君）

これで下地信広君の質問は終了しました。

しばらく休憩して、15時45分から再開します。休憩します。

（休憩＝午後3時27分）

再開します。

（再開＝午後3時45分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎池城 健君

議員番号15番、新政会、池城健です。通告書に従って質問させていただきます。長時間で当局の皆様の顔にもお疲れの様子が見えますが、最後ですので、丁寧に分かりやすい答弁をよろしくお願いします。

まず最初に、教育行政について。今宮古島市において池間小中学校以外の全小中学校の体育館は、指定避難所として指定されています。指定避難所とは、避難した住民等が一定期間の避難生活を行う施設のことですが、学校の指定避難所の運営について、1、災害のときの対応について伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

昨年4月3日の津波警報の対応から、多くのご指摘をいただいているところでございます。災害時の対応マニュアル作成に向けて調査研究を進めてきました。また、昨年12月の校長会主催第2回宮古島市教育課題協議会において、学校における避難所運営マニュアル作成に向けてと市内小中学校長と教育委員会との緊急連絡体制の構築に向けてを提案し、学校の声を聞きながら修正等を進めているところでございます。

ただ、時間を要しておりますけども、引き続き校長会と連携を取りながら、学校に合ったマニュアルづくりに努めていきたいと思います。

◎池城 健君

平成23年の東日本大震災や平成28年の熊本地震などの経験から、文部科学省は避難所となる学校施設の防災機能強化等に向けた取組を推進するとしています。それで、文部科学省は令和2年3月に避難所となる学校施設の防災機能に関する事例集を出していますが、その中で避難所に指定されている学校、全国で3万349校、そのうち避難所に指定されている学校のうち、学校施設の利用計画を策定している学校数は1万5,571校、51.3%、また避難所に指定されている学校数3万349校のうち、生命確保期に必要となる各防災機能を保有する学校の割合、例えば備蓄倉庫に関する防災機能を保有する学校は78.1%、飲料水に関する防災機能を保有する学校は73.7%、非常用発電等に関する防災機能を保有する学校60.9%となっています。それでは、宮古島市の小中学校、この指定されている小中学校の災害に備えての備蓄や防災機能はどのようなふうになっていますか、教えてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

先ほどの答弁にもありました校長会主催の宮古島市教育課題協議会においても意見交換を行いました。校長会からは、子供たちがいることから、水などの備蓄は必要ではないかという提案でございます。教育委員会としましても、水、それとあとはレトルト食品などの非常食の備蓄について購入できた際には、学校での保管場所の確保、あと管理について協力をお願いしたところでございます。今後予算確保を含めて調整を引き続きしてまいりたいと思います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

学校のほうの備蓄についてでございます。市の考え方としまして、まず市が災害時に備えて備蓄している備蓄品は、地震による家屋倒壊や津波による家屋流出等により、学校の体育館などで避難生活を余儀なくされる方のための備蓄となります。各学校への備蓄については、地区ごとの必要備蓄数や種類の想定が困難であることや管理面を考慮し、現時点では考えておりませんが、今教育部長から答弁がございました。教育委員会と情報交換、情報共有して、そこら辺はしっかり話し合っていきたいというふうに考えております。

◎池城 健君

私三十数年、宮古島市の学校で勤務していたんですけど、この指定災害についての話は一切職員室で出たことないんです。だから、管理職も職員も指定されているねぐらいでしかやっていないんですよ。これいざとなったときに全然機能しないと思うんですけど、教育部長、管理職等や教員への防災についての研修は実施していますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時51分）

再開します。

（再開＝午後3時52分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

防災危機管理の部署としての考えを答弁させていただきます。

これまで市が実施しました避難所開設運営訓練につきましては、佐良浜地区での土砂災害避難訓練時や令和元年にトゥリバー地区で開催された県総合防災訓練の中での実績があり、学校の体育館を利用した訓練につきましては令和3年に下地地区で予定しておりましたが、新型コロナの影響により規模を縮小し、教員駐車場を仮設避難所として実施をしているところでございます。

また、図上ではありますが、HUG訓練なども実施しており、教育関係者にも参加していただいております。さらに、池間地区、川満地区、上野地区の自主防災組織でも自主的に避難訓練や炊き出し訓練を実施しているところでございます。

◎池城 健君

そういうふうに指定されているからには、これは文部科学省も言っているんですが、これまでの起こった災害でも、やはり学校は職員が一番最初にやっているんですね、対応は。ですので、職員に対する、管理職に対する研修も大切なと思いますので、教育部長、ぜひ現場としっかりと相談しながら、本当に実際に使える避難所になるように、本当に指定避難所に指定してから何年たつか私も分からないんですけども、私が定年するまでもこういうことに対して教育委員会から何か通達が私自身全然記憶にないんです。ですから、そういうことも含めて、しっかり使えるような形での対応をよろしくお願いします。

続いて、総合体育館が改築工事により使用できなくなっています。建設部長の答弁では令和10年3月に完成予定とのことですが、市内小中学校体育館の市民の使用について、新総合体育館の改築に伴い、市民のサークル等の活動をどうするのか伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

一般のスポーツ団体やサークル等が市内小中学校の体育館を借用する際は、施設を管理する学校長と借用代表者が使用目的や使用上の管理方法等について面談を行い、施設使用上の留意点や条件などを確認した後、学校長が使用を許可する手順となっております。一般の利用は、平日おおむね20時から22時、休日はおおむね19時をめぐり使用を許可していることを確認しております。

また、総合体育館の建て替え工事に伴い、サークル活動等の場所がそのほかの公共施設に限定されることから、サークル活動に取り組む団体から施設使用申請があった際には使用許可について弾力的及びまた足並みそろえた対応を学校長と意見交換しながら取り組んでまいります。

◎池城 健君

実は、使いたいという皆さんから学校長によって体育館の運用に違いがあるという指摘があるんです。それで、校長によっては学校の体育館の使用については教育委員会として統一した見解を作成して出したほうがいいのではないかという意見もあるんですけど、いかがですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

昨年、先ほど述べました弾力的な対応の協力依頼ということで文書を発送したところです。その後に今おっしゃるように足並みをそろえられないかということがございましたので、それについて今後意見交換しながら取り組んでいきたいと、そのように考えております。

◎池城 健君

今総合体育館も使えなくなっていて、やはりサークル活動の皆さんもぜひ使いたいという話も聞いています

ので、ぜひ早めに対応を取っていただいて、校長会とも連携取りながら対応をよろしくお願いします。市民のためになるような運用の仕方になればいいかなと思っていますので、よろしくお願いします。

次行きます。文部科学省では、部活動の地域との連携、協働について令和5年から令和7年までを改革推進期間と位置づけ、休日の部活動について合同部活動や部活動指導員の配置により地域と連携することや学校外の多様な地域団体が主体となる地域クラブ活動へ移行することについて、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すよう各自治体に求めています。そこで、宮古島市の部活動の地域移行についての進捗状況を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

部活動の地域移行につきましては、本市教育委員会では宮古島市立中学校部活動地域移行に関する検討委員会の設置や宮古島市立中学校部活動の在り方に関する方針の策定、部活動指導員配置の検討、外部指導者の積極的な活用促進に取り組んでいるところでございます。また、今年度は、毎月第1土曜日または日曜日に外部指導者や保護者会等で部活動の指導や管理、引率を行い、教員は原則指導や管理、引率は行わない地域部活動の日を実施してまいりました。

部活動の地域移行の取組については、中学校長より、従来の部活動の運営スタイル継続を望む従来型方式での実施、合同で活動する活動拠点校方式での実施を望む声もあることから、実情に合った取組について検討委員会の意見や学校と連携しながら進めてまいりたいと思います。

◎池城 健君

教育部長、これ現実問題、今宮古島市の中学校のうち、そういうふうに移行できているところはあるんですか。休日に地域の方とか外部指導者に移行しているところはあるんですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

どちらということは知りませんが、ございます。

◎池城 健君

教職員の働き方改革で活動の改革も言われています。かなり宮古島市、私も都会の地域と比べて非常に外部指導員の確保も難しいし、かなりこれをすぐに全部外部移行というのは難しいかなと思いますが、しっかりと取り組んでいただいて、教職員の休日の確保をぜひお願いしたいと思います。

それと、小学校には部活動はないんですが、クラブとしてミニバスケットボール、バレーボール、金管バンド等が今頑張っているんです。ところが、小学校のほうで学校職員がこの指導からどんどん外れていくという形になっていて、特に金管バンドは教職員の手から離れて、今各学校非常に、指導者がいないということで部員が減ってきているんです。楽器はあるのに生徒がいない。しっかりした指導者がおれば子供たちも楽しくやっていくと思うので、市として早めにこういったガイドラインを、小学校も含めて外部移行にするときにどういうふうにしたらみんなが文化活動、スポーツ活動を楽しめるよというような形をつくらないと、全部潰れてしまうんじゃないかなという危機感を私は思っています。ぜひその辺も含めてよろしくお願いします。

続いて、クルーズ船が入港した際、その乗客が勝手に学校敷地内に入ってきて、注意をしても無視して写真を撮ったり、中を歩いたりしているという話を聞きました。クルーズ船の寄港に伴い外国人が無断で学校敷地内へ入ってくることへの対応を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

クルーズ船の寄港に伴い、外国人が無断で学校敷地内へ入っていることについて、2校のケースがあったことを確認しております。本市教育委員会としましては、関係部局と連携し、クルーズ旅行代理店を通して、市内学校施設へ無断で立ち入ることがないように注意喚起の呼びかけを依頼するとともに、各学校にも注意喚起情報を共有しております。なお、一部学校においては、無断進入禁止を表記した看板を設置し、対策を講じているとのことでございます。

◎池城 健君

そうなんです。後で私また別でクルーズ船のことを取り上げますが、旅行代理店とか、今教育部長がおっしゃったようにしっかりと連絡調整をして、この方たちにこういうことはまずいよということを伝えるのはとっても大事なと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

続いて、第40回全日本トライアスロン宮古島大会についてですが、コロナ禍の影響で中止していた全日本トライアスロン宮古島大会が2023年、第37回大会で再開して以来、ランの距離が30キロメートルと当初の距離を短くして実施しています。

そこで、お伺いしますが、来年第40回の記念の開催を迎えますが、この全日本トライアスロン宮古島大会において、第40回大会においてランの距離を開催当時の42.195キロメートルに戻すことはできないかお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

トライアスロンのラン競技の延長についてでございます。1985年から開催されております全日本トライアスロン宮古島大会のラン競技は、第1回大会からコロナ禍前の第35回大会までは42.195キロの距離で行われてきました。コロナ収束後、2023年の第37回大会は、コロナの感染症区分がインフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当とされていたことから、感染症予防の観点からランの距離を短縮し、30キロでの開催となりました。

前回大会、第38回大会はランを35キロまで延長したところでございますが、近年の大型商業施設建設による市民の生活路線の変化や観光客の増加に伴うレンタカーの増加により交通事情は激変しており、交通規制の距離と時間の延長を行うことは市民生活への影響も大きく、交通誘導等に当たるボランティアスタッフ不足及び負担増など安全面が懸念され、延長については慎重にならざるを得ない状況であります。しかしながら、来年2026年開催の大会では第40回の記念大会となることもございますので、全日本トライアスロン宮古島大会の魅力が十分に発揮できるよう、交通事情を鑑みながら、安全、安心な大会運営ができることを前提とした距離やコースの見直しについて選手や運営スタッフなど多方面からのご意見を伺った上で、42.195キロメートルへの変更に向けて実行委員会総会の中で検討してまいります。

◎池城 健君

観光商工スポーツ部長、これは実は宮古島トライアスロンクラブ、会員が数十数名いるらしいんですけども、この会員の皆さんがぜひ記念大会では距離を戻してほしいという強い要望がありまして、この42.195キロの計測は結構大変だと、だからそんな細かくしなくても42キロとか40キロでもいいので、距離を延ばしてこの記念大会を盛り上げていただきたいという強い要望があります。ぜひご検討のほどよろしくお願いします。

続いて、行政文書への押印の見直しについて。内閣府は、令和2年12月に地方公共団体が押印の見直しを実施する際の参考として地方公共団体における押印見直しのマニュアルを作成しています。その中で、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントは国と地方が二人三脚で取組を進めることによって大きな効果を発揮するが、特に住民に身近で多くの手続の窓口となる地方公共団体が果たす役割は大きいとしてきています。そして、国として行政手続1万4,992手続のうち1万4,909手続、99.4%が押印廃止の決定、また廃止の方向で検討しているそうです。そこで、宮古島市の現状を伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

本市では令和3年1月に新庁舎へ移転を機に、窓口での市民負担の軽減、事務手続の簡素化を目的としまして宮古島市届出書等の押印省略に関する規則を制定し、施行しております。押印省略の状況につきましては、現時点で住民票等の交付申請等の108手続におきまして押印省略を実施しているところでございます。また、追加して公共施設の利用申請等についても押印省略できるように調整を図っているところでございます。

ちなみに、多い部署で申しますと市民課が住民票等で35、税務課が所得証明等で30、あとは国民健康保険課が15、児童家庭課が11となっております。そのほか、納税課、健康増進課、高齢者支援課、障がい福祉課のほうのこの8課で現在は取り組んでいるところでございます。

◎池城 健君

総務部長、私もこの質問する際、宮古島市のホームページで確認しました。108。ところが、那覇市を調べると令和4年12月時点で2,759件のうち62%に当たる1,208件、これが廃止になっているんです。また、石垣市でも432件、宮古島市の約4倍。それで、何が違うのかと調べたら、宮古島市は今総務部長がおっしゃったような8課だけ、ところが石垣市は水道や建築なども含めて400余りなんです。宮古島市の対応している課が非常に少ない。それで、今後の見込みを伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

池城健議員から那覇市、石垣市の状況もございました。沖縄県では令和3年度より押印見直しを実施し、ほとんどの手続におきまして押印手続が廃止されているということは承知をしているところでございます。本市としましては、現状として補助金等の請求関係につきまして現在押印を求めている部署が多々ございます。しかしながら、これらについても押印省略が可能か今検討しているところでございます。次年度、令和7年度中に方針を固めまして、早ければ令和7年度中に押印省略が可能な部分を増やしていければというふうに考えているところでございます。

◎池城 健君

実は、この件については建築関係者から相談がありまして、近年宮古島市内に島外の方が建物を建築する例が増えていると。そこで、いろんな申請等役所に行くと押印があるので、その書類を一々他の都道府県に送って、本社のあるね、また本人たちに。そして送ってもらって、これにやり取りに日にちを費やして仕事が先に進まないと、業務に支障を来しているということがあるんです。それで、私も調べたけれども、建築関係はゼロということで、宮古島の業者の皆さんも非常に困っていると思いますので、今総務部長がおっしゃったようにぜひぜひ早めに対応を取っていただいて、もう国でも90%以上押印廃止しているわけですから、宮古島市もそれ可能だと思しますので、その辺の対応をよろしくお願いします。

続いて市有地の賃貸についてお伺いします。シギラビーチ周辺の海岸線一帯が賃貸されていると聞いてますが、1、この契約年月と期限について伺います。

(栗国恒広君、退席)

◎総務部長（與那覇勝重君）

ご指摘の市有地は、合併前の上野村時代となる平成13年10月1日付で南西楽園リゾート株式会社と賃貸借契約を締結し、貸付期間の終期は令和8年3月末までの25年間となっております。

◎池城 健君

では、その貸し付けている面積と賃貸料についてお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

貸付面積は合計で13万5,963平方メートル、賃貸料は年額333万9,075円となります。

◎池城 健君

13万平方メートル以上の面積が333万円ほどで借りられているということです。

では、次行きます。地元住民が海岸に入れないという訴えがあると聞いています。現状について伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

池城健議員ご指摘の場所につきましては、ビーチの西側の出入口となります。南西楽園側の施設工事に伴いまして車両の出入りがあることから、安全性を考慮しまして令和5年10月より封鎖しておりますが、地元自治会が行事等で使用したい場合は事前に連絡を入れることで制限を解除できるよう覚書を交わしているところでございます。

◎池城 健君

総務部長、海岸に入れる権利は宮古島市民はみんなあるんですよ、地元自治会だけではなくて。では、ほかの地元自治会以外の方が入ろうとしたらどうなるんですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

工事中でありますので、今のところは安全性を考慮してということで事前連絡するというところでございますけど、そこら辺も含めて地元だけではなくて全ての市民が入るようにこちらとしても配慮していきたいというふうに考えております。

◎池城 健君

それと、もう一点、工事中であり安全のためにということですが、この工事はいつ頃終わる予定ですか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

南西楽園リゾートに確認したところ、令和7年7月完了見込みということをお伺いしておりますので、工事完了後は速やかに封鎖を解除するよう、南西楽園側と今協議をしているところでございます。

◎池城 健君

先ほどの答弁で令和8年3月ということは、来年の3月にこの25年の契約は切れるわけですがけれども、それ以降もそのままこの契約のまま継続するのか、新たに更新するのか、それとも契約を打ち切るのか、今後の方針についてお伺いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

契約の更新するのか、破棄するのかということでございますけども、現在の契約書の第3条に、期間を延長しようとするときは当該期間満了の日から3か月前までにその旨を記載した書面を提出とございますので、今年の12月頃までそういった書類が提出された際にはしっかり精査をして対応したいというふうに考えております。

◎池城 健君

ですから、総務部長、この継続するにしてもそのまま継続するのではなくて、しっかりと契約書を見直して、特に今宮古島市は地価も高騰しています。いろんな意味で経済的にも25年前とは全然違うんです。そういうことも含めて検討することはありますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

池城健議員ご指摘のとおり、賃料に関しても契約内容につきましても当然精査をしていくことになりませんが、それと併せて市民のビーチ利用に不利益とならないような、しっかりとそこら辺も契約内容を精査してまいりたいというふうに考えております。

◎池城 健君

この答弁を聞いて安心しました。ぜひ地元の住民が気軽に海岸に出入りできないような状況とならないよう、また新たな建物建築など市がしっかりと把握できるよう、企業のための更新ではなくて市民のための契約更新をぜひお願いしたいと思います。ちょうどあと1年あります。準備期間は十分あると思いますので、ぜひぜひよろしくお願いします。

次行きます。農地行政について行います。昨日、長崎富夫議員も質問していましたが、もう一度お伺いします。この農地違反転用の件について12月以降の進捗状況をもう一度お願いします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

昨日も長崎富夫議員に対してお答えいたしました。12月以降の進捗につきましては、年明け1月に市の顧問弁護士と今後の対応について調整を行っております。この顧問弁護士との調整を行うまでに双方の日程に折り合いがつかなかったことから、昨年9月の弁明書の提出から期間を要してしまいましたが、今後はスピード感を持って粛々と取り組んでまいります。

◎池城 健君

農業委員会会長、この弁明書の内容をもう一度確認したいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時20分）

再開します。

（再開＝午後4時20分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

栗国氏本人からのみの9月26日付で弁明書の提出があり、農業委員会が求める原状回復については応じられないとの弁明内容でありました。

◎池城 健君

法律違反を犯していて、原状回復応じられないということは、これ一般市民からしたらとてもではない

けど、許せる話ではないですということも私の耳には入ってきています。そこで、昨日長崎富夫議員の質問に農業委員会会長は訴訟と行政代執行に向けて取り組んでいくということを答弁しましたが、これは両方とも行っていくということですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後４時21分）

再開します。

（再開＝午後４時22分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

それについては、弁護士と調整中であります。

◎池城 健君

農業委員会会長、今この件に関しては宮古島市内の農家の皆さん、そして業者の皆さん、非常に高い関心を持って今この動向を見守っています。ぜひ市民の皆さんが納得のいく解決ができるようご努力をお願いします。よろしくお願いします。

続いて、クルーズ船の受入れについてお伺いします。令和６年度のクルーズ船乗客の受入れ実績と令和７年度の予測を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

令和６年度クルーズ船乗客の受入れ実績は、２月末現在で52回となっており、乗客数は13万4,724人となっております。今年度３月には６回の寄港を見込んでおります。令和７年度のクルーズ船については、２月末現在で117回の予約が入っております。

◎池城 健君

令和６年度の２倍以上のクルーズ船の可能性があると、令和７年度ということですが、令和６年度クルーズ船受入体制強化事業委託料が3,024万8,000円計上されているんですけども、令和７年度の予算にはそれが計上されていません。観光商工スポーツ部長は、予算決算委員会で業者などが対応するから大丈夫と答弁していますが、これだけ２倍にも増えるのに本当に大丈夫なのでしょうか。実は、先日クルーズ船受入れ業務を担当している方と話をしました。その中で、宮古島クルーズ船受入れ業務上半期の課題まとめというものをいただきました。それによると、クルーズ船の課題としてまず二次交通の不足、タクシーも2,000名を超えたらタクシーは全然対応できない。また、タクシーの電子マネー対応ができていないので、それでトラブルがある。ほかに、クルーズ船の乗客のマナーの問題、トイレの使い方とか、ごみのポイ捨て、喫煙マナー、またインフラ問題としてクルーズ船の乗客増加に対応するだけのトイレもない。また、緊急時の関係機関との連携等ができていない等々を指摘をされています。それで、この令和７年度のクルーズ船受入れの対応についてお伺いします。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

令和７年度クルーズ船受入れ対応についてでございます。令和２年に完成いたしました平良港旅客受入れ施設でのクルーズ船受入れ業務をコロナ禍を経て令和５年度から２年間実施してまいりました。大型船が寄港して2,000名以上が下船する際におきましては、クルーズ船受入れ施設において混雑する状況は見ら

れますが、そこで対応に関して混乱が生じているということは今のところございません。

受入れに際しては、乗客の多くが旅行代理店のツアーによるバス及びタクシーを利用した島内観光や買物等の行程となっております。受入れ業務の委託内容は、観光案内所での島内の観光パンフレットの提示及び配布など、ツアーに入らない乗客に対しての観光案内の通訳配置となっております。しかしながら、入港するクルーズ船の多くは乗客のほとんどがツアーが組まれている乗客の場合がございます。旅行代理店のツアーガイドがC I Qを出た後の乗客をツアーバスまで誘導しているということになっております。この場合、案内所の業務はほとんど必要ない状況になります。

ツアー客のバスやタクシーへの動線につきましては、宮古島観光協会など現場での対応を行ってきた関係者によって、2年間この受入れ業務を実施する中で確立されたものと認識しているところです。観光案内所においては、観光パンフレットのみを手に取り、そのまま市街地へと向かう乗客が多く、通訳を現在最大6人体制で配置している中で事業の効率化を図っていく必要があると考えております。

以上のことを踏まえまして、令和7年度の観光案内所への通訳の配置を最少人数とし、同施設内へのサインエージの設置や観光案内パンフレットを案内所内に常備し、自由に取っていただくという体制に変更いたします。

担当課としましては、平良港近辺のみならず市全体のインバウンド対策としまして、先ほど池城健議員からもご指摘がございましたが、そういった対策にその分の原資を観光インフラ等の整備に向けていきたいというふうに考えております。この体制を変更したことで課題が生じるようであれば、関係機関と解決に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。

◎池城 健君

観光商工スポーツ部長、今この観光客受入れ業務、観光案内が市はという話をしているんですけど、私3回ほどクルーズ船来るときにそこを見に行きました。六、七名かな、職員が観光案内する方、英語や中国語に対応して、それ以外にもこの皆さんがタクシー乗り場やバス乗り場で非常に危ない渡り方をしたり、それで一番の問題はトイレ、トイレに何十名と並んで、しかもその使い方が大変だと。彼たちは、本来の業務である観光案内以外にそういうトイレの清掃も含めて、交通整理も含めてやってやっと向こう回っているなと感じているんです。その要員がいなくなると非常に混乱を来すのではないかなと私行ってみて思ったんですけど、いかがですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

観光ツアーで島内を巡るクルーズ船乗客につきましてはのバス、タクシー等へのご案内は、ツアー会社のほうでやっていただくというのが本来の筋でございますので、そちらのほうに手伝いをしていたという場面であったと思います。今後は、ツアー会社に対して、そういった動線のほうはちゃんとできていますので、そこのほうを通して案内していただくようにツアー会社との協議を重ねて、ツアー会社のほうに申し入れていきたいというふうに考えております。

トイレのほうに関しましては、トイレの場所はもう分かっておりますので、そこのほうに案内はスムーズにできるような体制整えますが、どうしても人数が多い状況ではございますので、そちらについてはやはり並んで待っていただくということは必要になるかなと思いますので、そこら辺はご理解をしていただきたいと思います。

◎池城 健君

これかなり私混乱が生じるのではないかなと4月から思っています。本当に少ないトイレに非常に並んでいて、その使い方も汚くて、なかなかこれの維持管理が大変だという話も聞いていますので、ぜひ現場をしっかりと確認をお願いします。

それで、昨日の下地信男議員からもオーバーツーリズムの質問がありました。私もそれを今少し心配しているんです。先ほどお伺いしたら、令和7年度でもう2倍のクルーズ船が来る。本当にこれを今でさえ受入れ対応する人がいても非常に混乱を来しているのに、令和7年度これをなくして大丈夫かなと。これ例えばイタリアのベネチアにおいては、クルーズ船をもう規制をしていると。西表島でも一日に入る入島者の上限設定していると。これ宮古島市でもそろそろ検討する時期になっているのではないのかなという思いがしています。

それと、観光商工スポーツ部長、このクルーズ船の受入れに伴う使用料をトイレ清掃とかごみ処理の原資にしたいというお話ししているんですけど、これ今宿泊税も検討しているんですけど、クルーズ船の入島する皆さんからも入島税を取って、逆にそういうお金を原資にしてトイレの設置、それとかごみ処理等の費用に活用するということも考えられると思うんですけど、いかがですか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

現在沖縄県、また宮古島市が検討して導入を進めようとしている宿泊税につきましては、宿泊を伴わないクルーズ船については対象外となりますので、こういった形で宮古島市の観光に寄与できるような財源捻出ができるかというところにつきましては今後の課題になろうかと思っておりますので、そこについては関係機関と他自治体の状況も踏まえて検討していく必要があると思っております。

◎池城 健君

今年度で13万人余のクルーズ船の乗客が入っている。来年度はその2倍、26万余り。1人100円取っても非常な大きな原資になるのではないのかなと思います。ぜひ検討をお願いします。

続いて、特別支援学校への給食費の補助について。今宮古特別支援学校には幼稚園に5人、小学校42人、中学校18人、計65人が在籍しているそうです。毎月給食費、大体6,000円から7,000円ほど1人支払っていると聞いていますが、この特別支援学校の幼小中の児童生徒への給食費の補助はできないか伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

宮古特別支援学校の児童生徒への給食費の補助についてでございます。基本的には学校の設置者、給食提供を行う沖縄県において完全無償化に早急に取り組むことが望ましいと考えております。沖縄県は令和7年度、沖縄県公立学校給食無償化支援事業を実施することとし、中学生のいる世帯に対して給食費の2分の1の補助をすることとなっており、沖縄県において特別支援学校の中学生に対しても同じく給食費の2分の1の支援があると考えております。

特別支援学校の児童生徒の給食費について、市立小中学校の児童生徒の給食費無償化を図り、実質負担なしで実施している同様に市の補助で支援できないかということでございます。給食費の補助金を本市が支出する場合に新たな補助事業創設が必要になること、交付対象の有無についての判断も関係機関、関係部署との十分な確認、連携を要することから、今後所管する沖縄県とも給食費無償化支援についての考えなども含め意見交換をし、早めに判断してまいりたいと思います。

◎池城 健君

そうなんです。宮古特別支援学校は県立ですので、本来県が考えるべきことではあるんですが、教育部長、宮古島市内の公立の幼稚園、児童生徒の給食費はもう全額無料になっています。同じ宮古島市内の子供なのに、県立宮古特別支援学校に行っているだけでこれができないというのは不公平感があるなと感じるんです。ですから、ぜひ同じ宮古島市内の子供として一緒に育てようという気持ちでしっかりと準備をしていただきたいなと思うんです。市長、このことについてお考えを伺います。

(栗国恒広君、着席)

◎市長（嘉数 登君）

池城健議員おっしゃっているように、同じ市民でありながら県立か市立かの違いによって受けるサービスが違うということについては、不平等があるのかなというふうに思っております。市で実施することについては、県とも十分なすり合わせといいますか、整合性も取っていく必要があるかと思っておりますので、その可否も含めて県のほうとしっかりと意見交換やっていきたいというふうに考えております。

◎池城 健君

市長、ぜひ、65名の在籍になっていますが、この子たちも同じ宮古島市の市民ですので、子供たちですので、ぜひ一緒に扱っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

次に行きます。特定利用空港、港湾指定について市民に直接説明する機会を持たないのか伺います。

◎市長（嘉数 登君）

池城健議員ご指摘の市民説明会の開催につきましては、去る3月10日の議員説明会において、市が受けてきた説明の経緯、先行して指定された自治体の状況並びに現時点での考え方など、市民の代表である議員の皆様にお伝えしたところでございます。また、3月14日の記者発表におきましても本市の考え方について広く市民の皆様へ情報発信されておりますので、特定利用港湾の指定を受けるに当たっては市としての説明はなされているものと考えております。

◎池城 健君

昨日、長崎富夫議員も述べていましたが、議員は市民から全てを負託されているわけではありません。市長が市民としっかりと向き合い、市民に説明すべきだと思います。市長は令和7年度施政方針で、市民が真ん中を基本姿勢に、公約の着実な推進を図り、宮古島市の輝かしい未来に向けて全身全霊で取り組んでいく所存ですと述べています。このような重要事項について市民に直接説明し、市民の意見を聞く機会を持つべきだと思いますが、いかがですか。

◎市長（嘉数 登君）

繰り返しの答弁になりますけれども、3月10日には議員説明会が開かれたということと3月14日の記者発表においても本市の考え方について広く市民の皆様へ情報発信されていると思っておりますので、特定利用港湾の指定を受けるに当たっては市としての説明はなされているものと考えております。

池城健議員ご指摘の市長は市民が真ん中ということでこの間ずっと選挙もやってきた、基本姿勢としていっているのではないかということがございます。もちろん今回特定利用空港、港湾の港湾の部分について私としては市として受入れの考え方であります。今後必要に応じてまた市民への説明会、そういった機会を設けることについては検討してまいりたいというふうに考えております。

◎池城 健君

市長、選挙で勝って、これから4年間宮古島市を背負っていくわけですが、ぜひ市民の小さな声に寄り添って、しっかりと市民の声を聞いていただける、そういった姿勢をこれからもお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

以上をもちまして今期の私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで池城健君の質問は終了しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後4時40分）

令和 7 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 21 日 (金) 8 日目

(一 般 質 問)

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第8号

令和7年3月21日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和7年3月21日（金）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（延会＝午後4時00分）

議 長（8 番）	平 良 敏 夫 君	議 員（12番）	我如古 三 雄 君
副 議 長（22 〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （13 〃）	久 貝 美奈子 〃
議 員（1 〃）	大 城 仁 〃	〃 （14 〃）	下 地 茜 〃
〃 （2 〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15 〃）	池 城 健 〃
〃 （3 〃）	仲 間 誉 人 〃	〃 （16 〃）	山 下 誠 〃
〃 （4 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17 〃）	栗 国 恒 広 〃
〃 （5 〃）	上 地 堅 司 〃	〃 （18 〃）	上 地 廣 敏 〃
〃 （6 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （19 〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （7 〃）	下 地 信 男 〃	〃 （20 〃）	山 里 雅 彦 〃
〃 （9 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃 （21 〃）	國 仲 昌 二 〃
〃 （10 〃）	平 良 和 彦 〃	〃 （23 〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （11 〃）	下 地 信 広 〃	〃 （24 〃）	上 里 樹 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	嘉 数 登 君	会 計 管 理 者	下 地 美 明 君
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	水 道 部 長	下 地 貴 之 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	消 防 長	上 地 一 史 〃
福 祉 部 長	守 武 大 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
市 民 生 活 部 長	狩 俣 博 幸 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教育長職務代理者	前 泊 直 子 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
こ だ も 家 庭 局 長	幸 地 幹 夫 〃	農 業 委 員 会 会 長	長 濱 国 博 〃
環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 地 明 弘 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	友 利 毅 彦 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

令和 7 年第 3 回宮古島市議会定例会（3 月）諸般の報告書

令和 7 年 3 月 2 1 日（金）

	宮古島市監査委員の渡真利健次委員、我如古三雄委員の両名から令和 7 年 1 月分の例月出納検査結果があった。
3 月 2 1 日	本日、開議前に、議会運営委員会が開催され、追加議案、「同意案第 1 号、副市長の選任について」及び、「同意案第 2 号、教育長の任命について」の取扱いについて諮問したところ、3 月 2 4 日の一般質問終了後、日程第 2 において「同意案第 1 号」、日程第 3 において、「同意案第 2 号」の議案上程、説明、聴取、追加議案に対する質疑を行うこと。 また、委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決した。 同委員会では「同意案第 1 号」は砂川朗観光商工スポーツ部長の一身上に関する事件であり、同部長から「同意案第 1 号」の審議の際は退席したい旨の申出があることから、これを認めることと決した。 そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。 以上

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第8号のとおりであります。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により、諸般の報告をいたします。

本日、会議前に議会運営委員会が開催され、追加議案、同意案第1号、副市長の選任について及び同意案第2号、教育長の任命についての取扱いについて諮問したところ、3月24日の一般質問終了後、日程第2において同意案第1号、日程第3において同意案第2号の議案上程、説明、聴取、議案に対する質疑を行うこと、また委員会付託を省略し、最終本会議において処理することと決しました。そのほかにつきましては、報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（平良敏夫君）

この際、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は、狩俣政作君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎狩俣政作君

新しい市長を迎えての一般質問、いささか興奮しておりますので、よろしくお願いします。

早速質問に入ります。教育行政です。体育館の空調設置についてですけれども、文部科学省より体育館空調設備整備臨時特例交付金が出ている現状ですが、先日の我如古三雄議員の質問に教育部長のほうから、文部科学省からの通知は来ておりますが、設置に関しては今は検討しておりませんと答弁がございましたが、それでよろしいですか。

◎教育部長（砂川 勤君）

令和6年12月27日付で文部科学省から通知により把握しているところでございます。先日も述べましたとおり、当該交付金活用に当たっては空調整備対象校の選定、災害避難等を想定していることから、停電時の動力をいかに確保するか、設置後の空調使用方針、維持管理の費用について等検討するべき課題が多くあり、また学校施設の改修計画との兼ね合いもあることから、まずは関係部署との協議、他市町村の先進事例を参考に教育委員会として課題を整理する必要があります。今後防災や予算担当部とも連携しながら調整してまいりたいと思います。

◎狩俣政作君

私もこの事業内容を読ませてもらいましたが、とてもすばらしい内容です。対象校は、小学校、中学校、義務教育校、特別支援学校、屋内運動場、体育館、武道場です。算定割合が2分の1、国が半分、市が半分で、この算定の範囲が下限額400万円、上限額が7,000万円です。期間は令和6年から令和15年ま

で、要件として避難所に指定されている学校であることなので、池間小中学校を除く全ての学校が要件に入ります。何より、宮古島市の負担分2分の1の100%を地方債に活用できると、この地方債の充当としては防災・減災・国土強靱対策事業債が使えるので、元利償還金の交付税措置を50%考慮すれば実質宮古島市の負担分は25%になるんです。1,000万円だとしたら250万円でできるということです。設置後の光熱費に関しても、令和7年度より国が補助する方針を決めております。

沖縄県においても13億円の予算が計上されておりますけども、2月末、申請ゼロ件です。一方で、山形県長井市は、昨年7校の小中学校の体育館に空調を設置しました。総事業費5億8,000万円、1つの市でこれぐらいの規模のやっております。東京日野市も4校で2億3,000万円を使っております。沖縄県はゼロでした。しかし、3月14日付の沖縄タイムスに南城市の馬天小学校で県内初、交付金で空調設置申請を表明しております。これは、公明党の銘苅哲次議員が2月定例会で一般質問して、当局がこれは絶対必要だと判断をし、今後は市内小中学校全域に広げたいと述べております。これ沖縄の配分13億円がなくなれば終わることなので、早めに取り組んでいただきたい。できれば郡部の安全、安心のためにもぜひとも優先的にまず城辺地域、下地などで取り組んでいってほしいと思いますけども、いかがでしょうか。

◎市長（嘉数 登君）

狩俣政作議員おっしゃるように、まずは優先して城辺地域の小学校、上野小学校、下地小学校に設置できるということですが、当該交付金、災害時に避難所となる学校施設の対災害の向上のための交付金でありまして、補助率2分の1、上限7,000万円となっております。

それから、沖縄県での活用がなかなか進んでないという状況も承知しております。活用に当たっては、先ほど教育部長が述べましたとおり、幾つか課題がございます。郡部の避難場所の拠点となる学校施設に1つずつは必要ではないかとの議員の質問のご示唆というふうに理解しております。学校施設の改修計画との兼ね合いもあることから、実施するとした場合、どの学校から優先的に実施するのか、それから国にどのようなタイミングで要請するかということも含めまして検討してまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

ぜひとも早めの申請をお願いしたいと思います。また、災害時避難所にも使われるんですけども、これふだんの学校の夏場の授業にもとてもいいのかなと思いますし、いろんなイベントでもまた集客というか、地域が活性する起爆剤になると思いますので、ぜひとも早めの申請をよろしくお願いします。

また私と富浜靖雄議員、また平良和彦議員、上地堅司議員も議会終わったら文部科学省のほうに行って、勉強会を兼ねながらいろんな要望してまいりますので、よろしくお願いします。

次に行きます。2番です。学校周辺の安全整備事業についてですけども、①、パイプガード設置、歩道の拡幅から横断歩道などの今後の取組ですけども、今回市長の施政方針の中に通学路の拡幅、歩道の新設、交差点の改良、市道の整備を推進しますとありました。これまで何度か私も一般質問をしておりました。信号機のない交差点に安全を考慮してのカラー横断歩道を設置してくださいと。その際、これ12月定例会にも質問したんですけども、建設部長のほうから新年度予算で配置しますという話がありました。これどうなっているのかなと思うんですけど、また市内の小学校、中学校のほうに6年ぐらい前に危険な場所があるので、このほうにお願いしますと言って、結局されないまま交通事故が起きて、子供がひかれました。

その後にパイプガードは設置してありますけども、早めに事故が起きる前にやってほしいということで、今東小学校にもありません、パイプガードは。危険なので、その意味で今後の取組をお伺いします。

◎建設部長（川平陽一君）

学校周辺の安全対策につきましては、令和3年度に学校周辺の合同点検を実施しております。この合同点検は、教育委員会が主体となって、宮古島警察署、道路建設課など学校周辺の道路を点検し、交通安全施設の修繕や新設の必要な箇所を確認し、最終的には教育委員会がまとめた修繕要請に基づき、各道路管理者において交通安全施設の設置や修繕を行っております。代表的な事例としましては、上野小学校横の宮国国道線の横断防止柵の修繕や南小学校付近のカーブミラーの設置などを実施しております。

東小学校につきましては、要請箇所に含まれていなかったため、横断防止柵の設置に至らなかったと思われます。しかしながら、現場を確認したところ、横断防止柵の必要性があると認識しておりますので、東小学校の周辺の道路の横断防止柵については令和7年度中に設置できるように検討してまいります。

また、各小中学校のカラー横断歩道につきましても、教育委員会と調整を行い、設置に向けていきたいと考えております。通学路の整備につきましては、現在盛加越2号線と地盛3号線など、ほかの市道の整備と併せて整備を進めております。

◎狩俣政作君

令和7年度中に設置するというので、本当に感謝申し上げます。

次の質問に行きます。3番です。学校給食についてです。今後の学校給食の在り方について伺います。メニューの改善、牛乳提供です。これまで何度か文教社会委員会で学校給食を試食する機会がありました。委託している市内の学校と直営の郡部の学校の給食、また今回2月21日に南小学校にて、みゃーく食材の日として地元食材を活用した給食をいただきました。宮古島産の豚肉、ジャガイモ、ニンジン、キャベツ、タマネギを使用した宮古カレー、また宮古島産のマグロを使ったマグロフライ、大根、パパイヤ、キュウリが入ったずみサラダ、そしてヨーグルト風味のアロエが入ったアロエゼリーでしたかね。

私が担当したのが1年2組で、とても元気なお子さんがいっぱいいたんです。カレー、スプーンで来たんですけど、私らのときはスプーンの先がとんがったのがあったんですけど、普通のスプーンだったんです。マグロカツが思いのほか硬くて、お皿にぽんとあったんですけど、スプーンで全然切れなくて、大人の私が切れないので、どうしているのかなって周り見たら、お皿からするするするって、あうっと食べる子もいれば、手でつかんで、前歯がない子が多かったんですよ。こうやって横でかじっている、両手で持ちながらの子がいたんです。ぜひその辺も考慮していただいて、もう少し柔らかく揚げてほしいなと思ったんですけども、そのときはJAの職員が2人いて、私と南小学校のPTA会長と教育委員もいました。そこに前泊直子教育長職務代理者もいたんですけども、ぜひとも、なかなかない機会なんで、感想も聞きながら演壇に来てほしいんですけど、よろしくお願いします。食べた感想をお願いします。

◎教育長職務代理者（前泊直子君）

狩俣政作議員と一緒にみゃーく食材の日に参加をいたしました。みゃーく島カレー、ずみサラダと献立面も非常に工夫されていると感じました。私は6年2組に割り当てられまして、作り方とか味つけ、好みは人それぞれですので、あえて触れませんが、長く学校現場に勤めていた者としてしましては、あの給食が今年度は275円で提供されていること、給食に携わる方々への感謝、命をいただくことへの感謝、宮古の食材

を多く取り入れたすばらしい取組がなされていることをうれしく思いながら、周りの子供たちの食べっぷりに引き込まれて完食しました。

成長期の6年生なので、お代わりをする子も非常に多くて、新聞にも掲載されておりましたが、カレーが一番おいしい、宮古の食材だけで作られているカレーが愛情たっぷりでおいしい、もっとたくさん食べたい、ちょっと量が足りないと言う子もありました。というような感想で、6年生はほとんどの子供たちが完食でした。

私は、実は7月10日にもみゃーく食材の日で母校の下地小学校に参加をしましたが、そのときは3年生でした。牛乳を飲まない子、給食を残す子が非常に多くて、大変気になったので、教育委員会の定例会でも報告をしましたけれども、声をかけることで、少し食べてごらん、一口でも食べてごらんというような、この声をかけることで好き嫌いは改善されていくということをやはり学級担任として長く経験してきましたので、先生方にお話をしましたところ、無理に食べさせないでほしいという声も今はたくさんあって、指導が非常に厳しくなっているという話もありました。成長に伴い、好き嫌いは改善され、食べる量も増えていきます。おいしい、おいしくないだけでなく、給食の教育的な意義、あるいは食育について理解を深めて、共有して取り組んでいくことが必要だなと感じました。給食はおいしくいただきました。

◎狩俣政作君

思いのほかたくさん話していただいて、ありがとうございます。そうなんですよ、牛乳を飲まない子がとても多かったです。私のクラスも半分ぐらい回収されていて、また多分これは傾向なのかなと思うんですけど、食べる前にアナウンスがあって、校内放送が鳴って、今日出ているアロエヨーグルトゼリーには乳製品が入っております。ご注意くださいというアナウンスがあったんです。その瞬間に何名かの生徒がそのゼリーを持って、前にぼんと置くんですよ。食べれないのか食べないか分かんないけど、何かすごいなと思っていたんですけど、それはそれとして。

いろいろ質問をしました、子供たちに。どんなおかずが好きですかという質問と、給食で何が好きですかということと、給食で何が出てほしいですかという質問しました。どんなおかずが好きですかと言うと、本当わあっと来て、おすし、ステーキ、ラーメン、おでんがばあっと出るんです。タコライス、焼肉とか。好きな給食何ですかって言ったら、カレー、御飯、ゼリー、シチュー。あれって、それでは食べたい給食何ですかと言ったら、ほとんどがカレーをいっぱい食べたいという話をしておりました。多分給食で出るメニューで決まっているので、そう言っているのかなって。中にはタコライス、カツカレーも出ているんですけど、これ委託されている平良学校給食共同調理場にはないんですけど、郡部のほうにはあるんです。カレーうどんもあるし、焼きそばもあるし、タコライスもあるんです。それを多分知っているんですよ。子供たちって共有しているから、子供同士で。なので、いいなという話をずっと聞いてきて、私2年前からその話をしているんです。

なので、今学校給食のカレーは月に1回しかありません。私1年生に月曜日カレー出たらうれしいって言ったら、うれしいって。日曜日楽しかったのに、あした学校だなと思ったときに、次カレーっていったらうれしいよねという話もして、それを2年前も話をしました。毎週月曜日カレーでもいいんじゃないかなと思って、ポークカレー、チキンカレー、カツカレーでも何でもいいし、今回のみたいな宮古のいっぱい野菜とか入ったカレーもいいですし、どうですかと思うんですけど、今、月1回のカレーが月2回、3

回にあっていいと思うんですけど、教育部長、どうですかね。

◎教育部長（砂川 勤君）

カレーの給食提供の回数を増やしてほしいとの意見は、これまでも何度かいただいております。給食の献立につきましては、給食を通して生産者や調理員に感謝し、バランスよく食べることの重要性、栄養に関する基礎的な知識などを子供たちに学んでもらうことに重きを置いております。学校給食の目的には、適切な栄養の摂取による健康の保持、増進を図ること、望ましい食習慣を養うこと、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化について理解を深めることなどがあります。各学校給食共同調理場配属の学校栄養職員は、目的の実現及び食育教材となるようにいろんな工夫をし、多様な食材を組み合わせ、栄養のバランスの取れた献立を日々考えて給食を提供しております。子供たちの大半が大好きなカレーについては、各家庭において食する機会も多いかと思いますが、子供たちからのメニューのリクエストをいただきながら、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

◎狩俣政作君

教育部長、本当そのとおりですよ。職員の皆さんは、栄養管理をしっかりといただいております。ただ、やはりそれで食べなければあまり意味ないんです。栄養にすごくいいですよって出されても、残すのが多ければ、やはり成長期でもありますし、食育に関しても食べられるような、例えば野菜がいっぱい入ったカレーは食べますよね。そういった部分で工夫していただいて、今後とも取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いします。

あと1点です。牛乳がととも残っております。あの牛乳どこに行くんだろうって考えると寂しくなりますね。多分かなりの量余っていると思うんですよ、学校には。であれば、週5回提供される牛乳を週に3回にいただいて、これも話しました、子供たちに。例えば週1回はオレンジジュースとか、もちろん100%ですよ。リンゴジュースとか、元気の子って言ったら、きゃあって言っていました。飲みたいって。昔はあったんですよ、コーヒ牛乳も年に1回ぐらい。そういう何かスペシャルな日があってもいいのかなと思うので、それに関してはいかがですか、教育部長。

◎教育部長（砂川 勤君）

牛乳提供についてでございます。牛乳につきましては、子供たちの発育に欠くことのできない良質のたんぱく質、カルシウムの供給源として、学校給食摂取基準に定める必要な栄養量を摂取するために現在毎食提供することを基本としてございます。

現在学校からの連絡により牛乳提供を停止しているのは、小学校児童6人、中学校生徒1人でございます。牛乳を飲まない子供たちがどの程度いるのか、どのような理由なのか、アンケートなどで調査把握するとともに、課題等を整理し、どう対応していくのが適切か、今後学校給食共同調理場運営委員会でも検討していきたいと考えております。

◎狩俣政作君

思いのほか、今停止している児童生徒はかなりおります。私のいたクラスであっても15以上ありましたから。私もPTAの時期には結構もらっていましたが、たまにどうぞって。そういうのを、確かに栄養はある。健康なんだけども、飲まなかったら意味がないんです。なので、いろいろ工夫していただいて、ぜひともそれに代わるような、またたまにはオレンジ、リンゴ、元気の子、よろしくお願いします。

今回追加議案として賄材料費が6,186万円予算計上されております。これは、聞くと平良学校給食共同調理場のほうへのメニュー改善の予算だと聞いておりますけども、確かに郡部と直営のところと委託ではメニューがちょっと違うという話があります。なるべく委託しているところにもう少し幅のある量というか、ものがあればと思うんですけども、どういうふうに改善されるのかお伺いします。

◎市長（嘉数 登君）

学校給食の提供においては、子供たちの成長に支障がないよう、質と量を確保し、安全で安心した給食の提供を維持することを第一に考え、食育を大切にしたい給食の提供に努めております。近年物価高騰等の影響が続いておりますが、こうした中でも児童生徒たちに必要な栄養と食事の量について影響しないように、給食費を小中学校とも現行より月額で600円、これは日額にしますと33円増額の改定を行いまして、令和7年4月から施行することと併せまして、平良学校給食共同調理場と他の調理場におけるおかずやデザートなどの副食材費に係る賄材料費の平準化を図るため、令和7年度宮古島市一般会計補正予算、これ第1号ですけども、賄材料費6,186万4,000円を計上させていただきました。内訳としましては、給食費改定、これ物価高騰分ですけども、それに伴う増額分として3,776万5,000円、それから狩俣政作議員からのご指摘もありました平良学校給食共同調理場と他の調理場における副食材費の平準化に伴うため、2,409万9,000円の増額、合わせて6,184万6,000円の計上となっております。

補正予算議決をいただいた後の平良調理場におけるメニューの改善につきましては、献立にもよりまうけれども、例えばデザート等の回数増や島内産食材の利用増加なども工夫してまいりたいと考えております。今後とも子供たちの意見も聞きながら、必要な予算措置を図って安心、安全でおいしい給食を提供してまいりたいと考えております。

学校の給食については、私もいろんな、特にお母さん方から意見をいただいておりますが、一番意見が多かったです。狩俣政作議員からご指摘のありました地区によって内容が異なっている。特に平良地区についてはボリューム、質ともにちょっと劣っているというようなことがございましたので、子供たちの健やかな成長という観点から今回補正予算を計上させていただいておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

◎狩俣政作君

市長が就任してからすぐ、2日、3日後ですか、平良学校給食共同調理場に行って視察をしているのを拝見しました。本当に子供たちの楽しみって給食なんです。いろんな意味で、勉強ができる子、できない子関係なく、食べ物ってすごくうれしくて、私らは議員になって、お昼の御飯とっても楽しみです。なので、差がないようなメニューをぜひとも市長、よろしくお願いします。

次に行きます。4番です。特別支援学校の修学旅行費ですけども、本年度から宮古島市は小中学校全ての修学旅行費が全額無償になっております。しかしながら、特別支援学校に関しては一貫校という位置づけで、高度へき地除外になっていて、国からの補助もなく、また県立学校ということで市の管轄でないため、なかなか自己負担が多いと。また、医療的ケア児がいる家庭に関しては、親が対応するので、2倍の料金を払っているということになっております。新年度は旅行がないと、多分二、三年に1回しかないんですけど、修学旅行は。について今後の取組をお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

今年度におきまして、市立小中学校の修学旅行の補助対象経費で県の補助の上限を超えた部分について一般財源にて補助いたしました。人数で申し上げますと、小学校が11人、8万9,000円、中学校が17人の合計75万6,000円補助してございます。令和7年度についてでございますが、特別支援学校に問い合わせたところ、修学旅行を実施しない旨を伺っております。また、令和8年度以降については、令和7年度中に連携を取りながら予算確保を進めていきたいと考えております。

◎狩俣政作君

教育部長、ぜひともよろしくお願いします。今定例会終了後、文部科学省に行って、この件で高度へき地除外から一貫校を除くように要請をしてみたいです。一貫校とはいえ、私らは離島の離島ですよ、宮古島市。その要綱があるだけで国の補助がもらえないというのはとても寂しい思いしますし、同じ宮古島市の子供ですから、それは要請してみたいです。

昨日、池城健議員からもありました。この給食費のこともありましたけども、みゃーく食材の日として宮古島の食材を提供している。しかし、特別支援学校にはございませんよね。その辺も考えていただいて、同じように特別支援学校にも同じ食材を使っていたら、前聞くとマンゴーが配られた日に特別支援学校はマンゴーゼリーだったと聞きました。違いますよね。その辺も今後ともご配慮をよろしくお願いします。

次に行きます。5番です。夏休みの空き教室とバスの利活用です。これ、すみません、文言訂正をお願いします。学童へのバス送迎や空き教室を利用して居場所づくりができないかと、これ2つの質問があります。

まずは、夏休み宝塚医療大学附属図書館へ子供たちのバス送迎できないかという質問をします。これは、夏休みに宝塚医療大学附属図書館を利用するお子さんが少ないということで保護者に聞いたところ、送迎ができないと。なかなか広い地域ですよ、送迎ができませんというので、ここで例えば城東中学校のバスを利用して、朝9時に出発して、西城小学校で迎えて、宝塚医療大学附属図書館に降ろす。福嶺小学校に行ったら迎えて、宝塚医療大学附属図書館に降ろす。帰る。次10時にそれをまた行こう。10時のときに帰りたい子は乗れますよね。帰れるコースになります。最後は11時半に迎えに行くとか、午前中の運転手の確保は大変だと思いますけども、これでできないのかなって。宝塚医療大学附属図書館を利用したい子がいるけども、親御さんが連れていけないから行けないという子はいるそうです。そういった意味では、やはりもっと活用してほしいなと、バスも図書館も。その件に関して教育部長の見解をお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

バスの送迎について、宮古島市スクールバスの運行及び管理等に関する規則において、学校統廃合により小学校または中学校に遠距離通学する児童または生徒の登下校のため、スクールバスを運行することとしております。また、スクールバスについては、沖縄県並びに文部科学省のへき地児童生徒援助費等補助金を活用してございます。そのため、スクールバスを利用したバス送迎についてはちょっと難しいかと考えております。

◎狩俣政作君

では、何か手はないかなと考えたときに、レンタカーでもいいんですよ、誰か持っていれば。そんな何十人は要らないので、10名乗れる普通のバンタイプの車があればいいのかなって思うし、それに対して保

護者が誰かやってくれているんだったら、それで雇用したらいいのかなって、喫緊の問題でないと思うんですけども、その辺のまた柔軟な対応を今後ともよろしく願いいたします。

次に行きますけども、夏休みに学童が満杯になって、そのときに近くの学校の空き教室を利用したいんですけどもという話がありました。この件についても見解をお伺いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

夏休み期間中の近隣校の空き教室の利用について、施設管理者である学校長の判断となります。ただ、子供の安全管理、施設管理、職員の負担といった課題もありますので、今後学校長と意見交換を交わしてみたいと思います。

◎狩俣政作君

ぜひ必要なときにすぐ対応できるように体制をつくっておいてください。よろしくお願いします。

次に行きます。市民生活行政です。1番、様々な患者への支援についてです。①、医者意見書がある患者に渡航費の支援ができないか。まず、市民生活部長にお伺いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

医者意見書がある患者に渡航費の支援ができないかというご質問でございます。現在市では、がん、指定難病、小児慢性の疾患を抱えている方々で、なおかつ本市で治療が困難な場合、担当医からの意見書の提出をもって渡航費の支援を行っております。狩俣政作議員ご指摘の様々な患者への支援については、こういった疾患が本市で治療できないのか、沖縄県立宮古病院と協議し、市民の経済的な負担の軽減に努めていきたいと考えております。

◎狩俣政作君

難病患者、この渡航支援事業に該当しない方がおられて、宮古病院で診察をして、結局医者のほうから、専門医がいせんのでということで意見書をもらう。しかし、それが難病ではないということでその要綱から外れてしまうんですけども、難病患者支援事業の要綱には医者意見書を要するという部分もございます。離島がゆえに宮古島で医療ができないというのは、あつてはならないことだと私は思っているのです。それができないのであれば、何かしら支援をしてあげないとその方たちはかわいそうだなって思うので、たしかその要綱の中にも市長裁量の部分があると思います。確かに全ての方が意見書持ってこられたら困るので、その辺の宮古病院と担当医と市と協議をしていただいて、市長裁量でできることがあれば、その渡航費の支援できないかお伺いします。

◎市長（嘉数 登君）

難病等渡航費助成事業につきましては、県補助金を活用しておりますが、交付額に上限がございます。予算全体の43.7%を市が負担している状況でございます。対象疾患の拡大については、そのため十分な検討、協議というのが必要になるのかなというふうに考えております。

沖縄県は、第8次沖縄県医療計画におきまして、地域医療構想における医療提供体制の施策として、適切な地域完結型医療提供体制の構築を挙げております。これは、住み慣れた地域で提供されることが望ましい医療機能について、本市で治療が可能な疾患、本市で治療が困難な疾患を沖縄県立宮古病院と具体的に協議を図り、市民の経済負担の軽減に努めていきたいというふうに考えております。

ちなみに、県立宮古病院ですとか石垣のほうとも担当課のほうでいろいろ意見交換やっておりますけど

も、対象を広げると患者がもっと大きい病院、要は島外に出てしまうんじゃないかといったような懸念点もあるということなので、この地域完結型医療提供体制の構築ということの兼ね合いもありますので、ここは十分な検討、協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

◎狩俣政作君

よろしくお願いします。

次の質問に参ります。リウマチ患者の薬代が高いということで困っている市民がいて、相談を受けたんですけども、調べたところ月3万円、これは非課税世帯だから高額医療制度を申請して3万5,400円かな、を支払っているんですけども、どうにか支援できないかというという話なんですけども、これを言ったら、リウマチだけではないよという話になると思います。

先ほど市長がおっしゃっていた地域の医療の崩壊につながるような、病院を替えていくと宮古病院もなかなか経営が厳しくなるというお話があるんですけども、今回ふと思ったのは、臨時交付金の使い方として、これまで水道料が免除になったりとか、結構な額を使っております。昨年末、事業者支援型消費喚起応援事業として1億7,600万円ほどを使って予算計上しました。20%還元、1月まで使い切れなかったので、2月も30%還元した経緯があります。

聞くのは、高齢者の方々がこの仕組みが分かりづらい。要するに携帯にauペイをやってやるものがないという方が何十件、私行ってやりました。やってあげても、なかなか自分たちでそれを持ってスーパーに行けない。どぎまぎしてしまうんだって。一人のおばあちゃんについていってやったら、簡単だねと言うけども、これはあなたがいるからできるんだよって、次はできないというわけです。

いろんな不満があった中でふと思ったんですけど、でしたら高齢者の方々、非課税者として、クーポン券を作っていたら、これを病院で使えるクーポン券、例えば限定するんです。そしたら、今まで払っていなかった薬代も払うかもしれないし、医療控えがなくなるのかなとも思うし、それでまた地域の病院がある程度潤えばいいのかなと思うんですけど、病院で使えるクーポンはできないのか、見解伺いします。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

その前に、高額医療制度について説明させていただいてもよろしいですか。長くなりそうで、すみません。国民皆保険制度では、医療費が人々の生活を圧迫することがないように、医療費の個人負担額が自己負担限度額を超えた場合、その超えた分を保険給付費等を支給いたします。狩俣政作議員ご指摘のリウマチ患者の薬代やほかの疾病に係るお薬代金も医療費が高額になった場合はこの高額医療制度の適用を受けるものです。この高額医療制度は、全ての医療費を賄う制度ではございませんので、受診した個人も一定額の医療費を負担していただいております。したがって、特定の疾病等を理由とする制度を超えての支援については、本市が独自で行うことは考えておりません。

なお、狩俣政作議員が相談を受けている方については、具体的な状況を把握する必要もあると考えています。他の制度も利用できないか、他部署とも調整を図ることも考えられるため、一度ご相談に来ていただければなと思っております。

◎企画政策部長（久貝順一君）

狩俣政作議員のほうから先ほど交付金の活用についてのお話があったと思います。交付金の活用につき

ましては、今後その事例等も含めて、他市町村の事例も含めて検討してみたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎狩俣政作君

確かに非課税世帯でも3万5,400円払うんです。結局この方、一人ではないんですけども、厳しいと、がゆえに薬も控えているとか、よくないんですよ、余計悪化するし。病院に行かない人もいって聞くので、もちろんこれは制度なんだろうがないんですけど、今企画政策部長が答弁したとおりに、何かそういうクーポンあれば病院に行けるなというような前向きな気持ちになれるような、本当にそういったことをやってほしいと、ぜひともよろしくお願いします。

次に行きます。道路行政です。主要3路線、城辺線、上野線、下地線の拡幅についてですけども、現在の片側1車線から片側2車線へ拡幅し、災害時に道路が渋滞しないよう、市民の安全、安心の構築及び観光への対応ができないか。これふだんからの市民の利便性です。最近渋滞することもあるし、災害時のみの話ではございません。この主要路線が大きくなることによって、何かあったときも渋滞しないだろうし、スムーズに運行できる。去年の4月の津波警報のときに、あそこは狭い道なんですけど、すごい渋滞をしたという部分では、何かあった場合に郡部から市内に移動する、その逆もあると思います。そのときに大きな路線が片側1車線だったらかなり怖いなという部分もあるので、その辺の拡幅に関して、もちろんあそこは県道と国道なので、県や国に対してその要請をできないかなという考えでございます。見解をお聞きます。

◎建設部長（川平陽一君）

主要の3路線、城辺線、上野線、下地線の拡幅について、道路管理者である沖縄県土木事務所に確認したところ、拡幅の予定がございませんと回答をいただいております。また、市の考えとしましては、国道及び県道は沖縄県が管理している道路であり、適切な道路構造での供用がなされていることと考えております。

◎狩俣政作君

災害時も想定しながら、宮古の言わば新しくできる新体育館、そこがシェルター機能を擁したとなるのであれば、そこに来る人たちはどうやって来るのかなと考えたときに、間違いなく道路は動線がしっかりしていないと危険なことになるのかなと思っております。それを国土交通省も含めて、防衛省とか、いろんな関連の予算をいただきながら、やはり市長を先頭にして国に出向いて予算の折衝をぜひともよろしくお願いします。

次に行きます。並行して枝線の整備もお願いします。それでいいです。

次です。環境行政です。業者による蛍光灯の処分についてですけども、この質問は2027年に蛍光灯の製造及び輸出入が禁止されることに伴って、現在の蛍光灯の設備というか、機器からLEDに交換される中で業者の蛍光灯処分の量が増えるのではないかなと思うんですけども、一般市民に関しては決まった日に捨てられる、無料で。ただ、業者は違うようなんです。この業者の処分費用についてどうなっていますか、お伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

事業者が排出する蛍光灯につきましては、産業廃棄物に該当するため、産業廃棄物を所管しております

宮古保健所に処理の現状を確認いたしました。宮古保健所からの回答といたしましては、使用済蛍光灯を産業廃棄物の収集運搬許可事業者が回収いたしまして、港運会社で保管し、2か月から3か月程度に1度、島外の事業者へ排出するルートがあるとのことで、蛍光灯廃棄の問合せがあった事業者に対し、その方法を案内しているということでした。

運搬、処理費用等の補助につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項で、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとありますので、現在補助を行う予定はございません。

◎狩俣政作君

環境衛生局長、ちなみにこの処分費用、1本当たり幾らと分かりますか、もし分かれば。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

産業廃棄物、民間事業者の取引については、取引価格は市のほうで正確な価格は把握はしておりません。家庭ごみに関しましての蛍光灯につきましては、これは単年度で市のほうで契約をしております、令和5年度、1キロ当たり250円、令和6年度は1キロ当たり259円で契約を行っているところです。

◎狩俣政作君

そうなんですよね。2年ぐらい前にこの話は質問したんですけど、学校の蛍光灯がとても捨てられないのでということで職員が持ち帰っていると、持ち帰って一般ごみに出しているということがあったので、質問させていただいて、それから市が対応しているんですけども、1本当たり250円、大体1本で200円という話をしています。これをやっていられないと業者が言っていて、蛍光灯1本200円以上かけて捨てるんだったら、これ割って埋めたほうがいいんじゃないのという話も出ていたんです。そうなってしまったらもう遅いので、ある程度規制をかけるとか、補助金を出すとか、県のほうにお伺いしてやってもいいのかなと思いますので、今後ともこの辺はしっかりとよろしくお願いいたします。

次の質問です。2番です。住民票を持たない方のごみ収集についてですけども、これも前回質問したんですけど、宮古島は5万3,000から5万5,000の人口がいるんですが、ごみの量が多いというのを本当に思います。6年ぐらい前に沖縄県内の浦添市、糸満市、那覇市、名護市、宜野湾市、いろいろ回ってごみの収集状況を確認したんですけど、浦添市と宮古島市で大体人口が倍ぐらい違うんですけど、ごみの量は一緒なんです。向こうは、家庭ごみが週に2日しか回収されない。宮古は週3回収しているという部分では、多分分別がちゃんとできていないのかなという部分もあるんですけど、そこに伴ってまた見えない人口が1万人以上いるという話もあります。それは、多分島外から来る現場の方とか、いろいろ仕事に来ていると思うんですけど、それでその業者が丸々マンションを1棟建てて、そこに全ての従業員というか、方を住ませている。そこのごみを取らざるを得ないということは、市民の人たちは税金払って、それでごみを収集しているのに、これは違うんじゃないのという件で話をしたことがあります。今後このようなことに対してどういったことを考えられる、どう取り組むのかということをお教えてください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

一般廃棄物の区別についてですけども、まず宮古島市クリーンセンターに搬入されるごみにつきましては、家庭ごみと事業系の一般廃棄物の2つがございます。家庭ごみは、日常生活で発生するものであり、市が委託を行っている家庭ごみ収集委託業者が収集をしております。事業系の一般廃棄物は、事業活動に

伴って発生する廃棄物のうち、一般廃棄物に該当するものであり、こちらについては事業系の許可業者が収集しております。

ご質問にございました寮の居住者が排出する一般廃棄物については、事業活動に伴うものではございませんので、日常生活で発生する廃棄物と考え、家庭ごみに該当いたします。家庭ごみの処理につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2で市町村の責務で収集運搬、処分を行うと定められておりますので、住民票を持たない方が居住している寮であっても本市の家庭ごみ収集委託業者によってごみの収集を行っているという状況です。家庭ごみの収集につきましては、共同住宅や寮なども含め日常生活から出ますので、当然家庭ごみ、市町村が適正に処理するものとされておりますので、住民票の所在に関係なく収集しなければならないものです。

家庭ごみの可燃ごみや粗大ごみにつきましては、有料ごみ袋や粗大ごみ処理券で処分費用の一部を賄っておりまして、家庭ごみを出される方全てにおいてご負担をいただいているところです。もちろんこれは、住民票が本市にない方にもごみ袋は購入をしていただいておりますので、一部はご負担をいただいていると考えております。また、資源ごみにつきましては、資源化するものとして売払いなどしておりますので、それも含め、処理費用に充てているところです。現状においては、過度に不公平な状況であるとは言えないと思っております。

◎狩俣政作君

確かに有料ごみ袋を買っていただいていますけども、ただごみはやはり多い。それを燃やしている工場がフル稼働している部分では、平等性に欠けるのかなと私は思うんです。もちろん有料ごみ袋は買っているんですけど、その辺で燃料はいっぱい使っているよねって思うんです。環境衛生局長がそう言うのであればいいと思います。

ただ、許可と分けている部分ではいいんですけど、ただ適正なごみの分別とか、それを促すこともしていただければいいと思います。

次に行きます。3番の宮古島SDGs推進プラットフォームについてですけども、運営事業補助金についてです。このSDGsプラットフォーム運営事業の補助金ですけども、当初予算、当初に入っております。補助金1,600万円ぐらいだったかな。これ何ですかと質疑したところ、法人化をしたんですという話をされておりました。法人化した理由を伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

SDGsプラットフォームの法人化した理由についてです。法人設立に至った背景としまして、環境省の地域循環共生圏事業というのがありまして、その事業に応募しました。その中で、環境省、また民間企業の支援を受けながら、エコアイランド宮古島の実現に向けた市民ニーズや課題の抽出などを行っております。結果、エコアイランド宮古島の実現に向けては、地域課題解決のための新たなネットワークを構築できる官民連携組織が本市には必要と判断をしまして、その後令和3年度までに環境省の地域循環共生圏事業の支援を受けながら、専門家と協働で組織化の必要性、また組織の方針、事業アイデア等について協議をしてまいりました。

また、法人設立の方針決定後は、令和4年度から企業版ふるさと納税を通じた東京都内の金融系のコンサルタント会社からの支援や、また委託事業を通じて具体的な事業計画づくり、体制構築を行い、法人設立

に至ったところであります。官民による地域持続性を目的とした法人設立は県内でも初となる事例でありますので、他地域のモデルとなるよう期待をしているところです。

◎狩俣政作君

今企画政策部長がおっしゃっていたエコアイランド宮古島の課題解決のためという話がテーマだと思うんですけど、このエコアイランド宮古島推進の課題解決って、課題ってまず何ですか、お伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

この地域循環共生圏事業を通して、市民からの様々な意見等を聞き取りをやったところです。その中で、地域ごとにおいて明確な課題とかが集まってきたというのがありまして、それを伴走支援しながら進めていく事業となっております。地域の課題が多様化をしまして先が読めない中で、行政が持つ各分野の情報や施策化ができるという立場、また市民、事業者等から広く意見を収集できる立場として、民間が持つスピード感、また柔軟性、スキル、人材を生かした対応が必要と考えております。

これまでも官民連携の取組は多様な分野で行ってきておりますけども、今回法人を設立しまして、そこで官民が連携できる仕組みをつくることでエコアイランド宮古島の実現に向けて、課題解決のために官民連携組織として本法人を設立をしたところであります。

◎狩俣政作君

企画政策部長、私が常々思うのは、このエコアイランド推進課がやっていることが、今回はSDGｓ推進プラットフォームをテーマに挙げているんだけど、内容は全部エコなんです。エコなのか、SDGｓなのか、脱炭素なのか、何か分からない。しっかりとした目的、テーマが不明瞭だなという部分があって、今回もこの法人化に対しての設立補助金、委託でよかったんではないのかな、だったらと思うんですけど、これを委託料ではなくて補助金にした理由は何ですか、お伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

委託料ではなく、なぜ補助金にしたのかというものがありませんでした。本法人の事業としましては、市民起点の活動に対しまして官民連携で支援をし、迅速な事業遂行が重要であるということから、法人の主体性を高めるために業務委託ではなく補助金という形で運営をすることとしております。

◎狩俣政作君

SDGｓの推奨のために大きなお金を使うというのが私の中ではそぐわないというか、違和感がとてもあるんです。変な話、違う事業ではなかなか100万円も出ないとかの中で、こういう法人化に対しては補助金で何千万円がばんと出ていく。そもそもSDGｓとかエコって、それぞれの個人個人の意識改革でできていくことなのかなと私は思っていたので、とても違和感があります。また、今回法人化したところに市の職員が出向されるということを聞いて、誰なのかなと思って見たら、とても優秀な方が、何年か分かんないけど、出ていくという部分では人材育成という観点からももったいないと思うんですけど、その辺に関して企画政策部長のご意見をお伺いします。

◎企画政策部長（久貝順一君）

職員の派遣についてのことだと思います。派遣職員としまして市の職員を派遣するわけなんですけども、事務局長として行政との連携の役割を担うこととしております。具体的には、庁内関係部署とのつなぎ役となり、協議の場の設定とか情報収集や発信、これは行政の補助金制度や条例等の情報提供、また民間団

体の活動や市民、地域課題を行政に届けるという役割を持っております。その他、庁内連携の窓口として、事務局長が適宜担当部署と調整の上、必要に応じて協議、検討を行う場を設定します。

◎狩俣政作君

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで狩俣政作君の質問は終了しました。

◎山下 誠君

それでは、早速始めたいと思いますが、市長をはじめ当局の皆さん、少し喉の調子が悪いので、聞きづらい点があったら、遠慮なく聞き返してください。よろしくお願いします。

それでは、まずは市長の政治姿勢について伺います。②のほうからいきたいと思います。ウォーターフロント再整備事業について、これ狩俣勝成議員、それから下地信広議員も質問されていましたが、ちょっと納得いかない部分も何点かありますので、重ねて質問させていただきます。

まず、応募書類の申請受付日、念のため確認ですが、9月25日で間違いないですか。

◎建設部長（川平陽一君）

間違いありません。

◎山下 誠君

建設部長、受付された当初の事業者と今回選定された事業者、審査において選定された事業者は同一の社名ですか。ご確認をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

同一の社名でございます。

◎山下 誠君

念のため伺いますが、代表者も同じですか。

◎建設部長（川平陽一君）

代表者も同じでございます。

◎山下 誠君

建設部長、応募様式集というのが応募要項の欄に付随してあって、別添資料として、その中に参加表明書ってありますよね、これ狩俣勝成議員も質問されていましたが、添付資料として登記簿謄本を添付するよう記されていますけれども、まずこれ参加表明書の中にアスタリスクとして、応募法人または応募グループの代表法人は、以下の書類を添付することにおいて登記簿謄本が含まれていることは間違いないですか。

◎建設部長（川平陽一君）

間違いありません。

◎山下 誠君

では、9月25日に受け付けた段階で登記簿謄本は添付されていたか否か、もう一度確認のため伺います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時06分)

再開します。

(再開＝午前11時06分)

◎建設部長（川平陽一君）

添付されておりました。

(議員の声あり)

◎建設部長（川平陽一君）

1次審査の中では、一応確認しております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時06分)

再開します。

(再開＝午前11時07分)

◎建設部長（川平陽一君）

9月25日の段階では添付されておりませんでした。

◎山下 誠君

これ狩俣勝成議員への答弁の中で、注意書き、注意点、この応募書類の受付における注意点で、審査等を行うに当たり必要と認める場合は書類等の差し替え及び追加を求めることがあるという記載があって、皆さんこれをすごく正当性のよりどころとしているようなんだけど、これ必要と認める場合、必要と認める場合に登記簿謄本は入らないよ、これ。

何でかという、この参加表明書の中に登記簿謄本は添付しなさいと書いてあるわけ。ということは、これは9月27日、締切りの27日まで出さなきゃいけない。これ誰が読んでもそう読み取れるわけ。だけど、皆さんは1次審査、それのときまでにしなさいよというのは、それは変な理屈、そのロジックは到底成り立たないわけ。だから、狩俣勝成議員はそこを強く聞いていると思うんだよね。だから、さっき言った審査を行うに必要と認める場合、書類等の差し替え及び追加を求めることがあるには該当しないと私は考えるんだけど、建設部長、あなたのお考えはいかがですか。

◎建設部長（川平陽一君）

該当すると思います。

◎山下 誠君

差し替えとか追加という言葉を取ると、今建設部長が言っているのは該当するとはとても思えないわけ。というのは、さっきも言ったけど、参加表明書、この中にしっかりとうたわれているでしょう。登記簿謄本出しなさいよとうたわれていますよね、さっきも確認したけど。それは、9月27日まで出しなさいということが前提なんです。狩俣勝成議員も言っていたように、要はこれただし書があって、例えばよくあるのが市長が認める場合、この限りではないとかって、そういう文言が入ったりするんだ。私は、それがあっていた、この募集要項の中には。ところが、今回はそれ私が見る限り見つけられない。

狩俣勝成議員もそんな条件があるのかと聞いていたけども、その条件が見当たらない。いわゆる抜け道というのかな、抜け穴というのかな、そういうところがないのよ、この募集要項を見る限り。だから、前提として登記簿謄本は必ずこの9月27日までに提出しなきゃいけないと解釈するけど、この説明聞いてもまだ建設部長は追加で差し替えて登記簿謄本認められるとお考えですか。

◎建設部長（川平陽一君）

9月27日の段階では登記簿謄本は提出されておりましたが、この件については適切な事務処理だと考えております。

◎山下 誠君

大変苦しい答弁だなと思うんだけど、それをよりどころにしている以上しょうがないと思うんだけど、その参加表明書の中にはこうも記されているわけ。これ参加事業者が市長に対して提出するものだけど、募集要項等に規定した事項を遵守することを誓約しますってあるんだ。募集要項に規定された事項を遵守することを誓約しますと、つまりそれはやはり登記簿謄本もしっかり出さなきゃいけない、このことも誓約としてここであっているわけ。それでもなお登記簿謄本は9月27日までに必要ないという見解でよろしいですか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時11分）

再開します。

（再開＝午前11時11分）

◎建設部長（川平陽一君）

これは、市の顧問弁護士から、募集要項とは平等な募集を実施するために必要な事項を定めるものであり、本件の場合は申込時点で必ず法人格を有するものと厳格に限定する合理的な理由はなく、今回の手続には問題ないということです。

◎山下 誠君

建設部長、私が聞いているのはそうではなくて、見解として当局の考え方として、この募集要項に照らせば登記簿謄本は9月27日の段階で当然あるものという前提に立っていませんかという質問なの。この募集要項を見る限り、9月27日まで提出しなさいと書いている。そういう理解は皆さんにあるんですかという確認、あるかないかお答えください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時13分）

再開します。

（再開＝午前11時13分）

◎建設部長（川平陽一君）

募集要項には、1次審査において参加資格要件を満たしていることを確認すると記載されており、今回の手続については問題ないと考えております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時13分）

再開します。

（再開＝午前11時14分）

◎市長（嘉数 登君）

申請の時点において登記簿謄本が添付されているのを当然としているのではないかというご趣旨の質問かと思うんですけども、一方で募集要項を読むと1次審査において参加資格要件を満たしていることを確認するというふうに書いてありますので、これは最終的な書面審査というか、形式審査という時点は私は1次審査だというふうに理解しております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時15分）

再開します。

（再開＝午前11時15分）

◎市長（嘉数 登君）

要項のつくりにおいて両方とも取れるような記載になっていたのかなという部分は私も思いますけれども、少なくとも募集要項には1次審査において参加資格要件を満たしていることを確認すると言っておりますので、我々が行う形式審査という点においては1次審査の時点で形式審査が行われるというふうに理解しております。

◎山下 誠君

そしたらお伺いしたいんですけども、同様の案件がもし起きた場合、市長、建設部長もそうなんだけど、同様の案件が起きた場合に登記簿謄本がもしなくても、これはこういう募集要項に照らせばその審査までにあればいいと、だからもし登記簿謄本がなくても受け付けますよって普通やりますか、今後も。どうですか。

◎市長（嘉数 登君）

このような募集要項に基づいて事務手続をしていくということになるのであれば、今山下誠議員がおっしゃったように1次審査、形式審査の時点で最終的な確認を行っていくということになろうかと思っております。

それから、顧問弁護士との相談の中においても、設立中の法人というような解釈も成り立つかというふうに思っておりますので、こういう解釈も成り立つのかなというふうに考えております。

◎山下 誠君

そうすると、今回参加表明書に記されたいわゆる添付書類の中に登記簿謄本が記載されているということとは、誤解を招いたという理解でよろしいですかね。

◎市長（嘉数 登君）

質問が多数出ている状況の中ではやはりいろんな解釈が成り立ったんだろうというふうに受け止めてお

ります。

◎山下 誠君

そしたら、続きまして別の観点からなんですけども、これは総務部長が詳しいから、もしよければ総務部長に答えていただきたいんですが、受付期間終了後の応募を認める場合、これはもうさっき言った参加表明書、登記簿謄本がないということを前提にお伺いします。この募集要項に照らせば、私の視点からはこれは今回なかなか難しい受け付け方だなと思っていて、これは行政手続法に問題はないか、第1条、行政運営の公平性と透明性をうたっていますよね、これについて問題はないか、総務部長、もし答弁できるならお願いできますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時18分）

再開します。

（再開＝午前11時19分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

公平性、平等性のお話がありました。お話を伺ったところ、その申込時点で法人手続が途中であるというふうなことでありますので、それは適正に行われたというふうに考えております。

◎山下 誠君

総務部長、そうすると今回の募集に関してはいわゆる透明性、公平性は確保されていたという理解でいいですか。もう一度答弁お願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今回の手続に関しましても弁護士のほうにも確認しておりますので、そのとおり公平性が保たれているというふうに考えております。

◎山下 誠君

どうしてこういうことを聞くかという、総務部長、あなたも当然ご存じだと思うんだけど、これ2022年2月に3月定例会で大変話題になったんです。城辺世代間交流施設の指定管理者をめぐる申請受付のときに、当時ははっきり覚えていないんですけど、1回目の申請に来た事業者が7分遅れたと、窓口が混雑していたから、提出できずに待っていた。椅子に座って待っていた。そして提出したら、時間が超過しているから駄目ですと、この方はじかれたんですよ。覚えていますよね。そのときは、これ何でそうしたかという、募集要項に従ってやっているからです。そういうことを考えると、今回の手続はその当時と比べて真逆のことを言っているのではない。遅れているけども、添付書類がそろっていないけども、受け入れますよと。やはりおかしいよね。そこら辺の整合性、当局が取っている整合性、ちょっとおかしいよねということを確認したかったわけ。それでもなお透明性、公平性は確保されているんでしょうか、お答えください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時21分）

再開します。

(再開＝午前11時21分)

◎建設部長（川平陽一君）

今回の応募者は1社であることから、現に会社の登記申請中であること、また募集要項には1次審査において参加資格要件を満たしていることを確認すると記載されていることから、申請を受け付けております。

◎山下 誠君

もう堂々巡りになってきましたけども、今回私自身は募集要項にのっとっていないというふうに捉えています。これは、字面を読む限りそう捉えています。今回添付書類がそろっていないにもかかわらず、今回この事業者を受付を、そろっていないけど、9月25日に受け付けよう判断したのは最終的に誰が判断されたんですか。前回12月の緊急質問のときに、これも狩俣勝成議員が質問しているんだけど、そのときに建設部長は港湾課の責任において可否は判断したというふうな答弁されているんだけど、港湾課が、一港湾課が添付書類もそろっていないのにオーケーと判断したんですか。あなたは知らなかった。

◎建設部長（川平陽一君）

参加資格要件の審査については、事務局である港湾課がこれは受付をしております。その中で、もちろん建設部の所管でありますので、建設部長にも報告はありました。

◎山下 誠君

報告というと、受け付けたよと報告だったのか、これは添付書類がそろっていないけど、受け付けてもよいかという判断を仰いだのか、どちらですか。

◎建設部長（川平陽一君）

事務局から報告ありましたので、これは最終的に建設部長が確認をしております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時24分)

再開します。

(再開＝午前11時24分)

◎建設部長（川平陽一君）

担当課のほうで受け付けて、担当課のほうで決めた後に報告がございました。

◎山下 誠君

これは、港湾課が独自で決めて、そういう添付書類がそろっていないけど、港湾課が受け付けたということで理解します。

今回どう読んでも、この募集要項ですよ、どう読んでもやはりこれは募集要項にのっとった受付とは私自身は考えられません。これは、狩俣勝成議員もそうだと思いますけれども、こうやって議員何人かがこの質問をしているということで、やはりおかしいって思うから質問しているんです。最初皆さんに、緊急質問のあったときだったかな、緊急質問あったとき、建設部長は法的なチェックはそのコンサルタント会社の法務担当者にやらせたって言っていましたけど、そのときに緊急質問があったからといって、今回またリーガルチェックを顧問弁護士入れているよね。これは、やはり自分たちもこれはおかしいなと思うか

らやっていると思うんだ。これおかしいかもしれないと、だからリーガルチェックを入れようということをやっているんです。

だから、今後こういうことがないために、これは市長のほうがいいのかな、こういう変にある意味恣意的な判断が下ってしまうのではないかと疑われないように、今後こういうことがないように何か新たなルールを設けていく考えはあるかどうか、まずお答え願えますか。

◎市長（嘉数 登君）

まず、要項において両方とも取れるような記載があったといいますか、記述があったというところが一番大きいのかなというふうに思っておりますので、そこは誤解のないような要項をしっかりとつくっていくということが大事かなというふうに思っております。

それから、市が顧問弁護士に相談するケースは、我々職員としても執行部としてもある程度の確信は持っていたとしても、それは別の第三者的な視点からリーガルチェックを入れようということでございますので、そもそも我々が疑念を持っているものを市の顧問弁護士というよりも、ある程度確信を持っていつも、やはり第三者の目を通してそれを立証していく、確認をしていくという作業ですので、その点をご理解いただきたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

次に行きます。①に戻ります。社会インフラ整備についてですけども、これ質問の中にある国や県との協議状況については、これはもうほかの議員の説明でありましたので、要りません。

イなんですけど、市長、これ具体的に今回特定利用港湾に指定されることに伴う具体的なインフラ整備でどんなことを想定されているのかをお聞かせください。

◎建設部長（川平陽一君）

特定利用空港・港湾となった場合の整備計画でございますが、まず制度の基本的な考え方としましては、民生利用を主としつつ、自衛隊、海上保安庁による円滑な利用に資するよう、港湾の岸壁整備や航路の整備などに加え、既存の事業の促進を図り、港湾の利便性の確保や機能強化を図ることとされております。その上で、山下誠議員ご質問の具体的にどのようなインフラ整備を期待しているかということですが、現在平良港港湾計画の改定作業中でありますので、その中で新たな整備計画は位置づけられることとなっております。また、制度の趣旨としまして既存事業の促進もうたわれておりますので、現在実施中の整備事業の促進にも期待しているところでございます。

（栗国恒広君、退席）

◎山下 誠君

市長、この件に関して宮古島市独自で何か具体的に要求とか条件とか、国に提出したことは何かありますか。

◎市長（嘉数 登君）

公共インフラの特に港湾に関して、具体的にこれが必要だということをこれまでの意見交換の中において申し上げたことはございませんけども、ただ5回の意見交換をやる中において、やはり民生利用というのが主になりますので、そこはしっかり確認をしてきたという部分と、例えば海上保安庁等の利用が増えるということも想定されましたので、できれば民間利用の部分と、例えば海上保安庁が利用するエリアが

分けることができるかといったような意見交換をさせていただきました。

ただ、平良港というのは地方港湾ですので、宮古島市が港湾計画の改定というところの部分は立ち上げていけないといけませんので、先ほど建設部長が申し上げたように、これから平良港をどういうふうに整備していくかというところについては協議し、その都度また国のほうにも整備を求める部分、それから整備促進を求める部分については意見交換していきたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

それは、どんどん意見交換をしてください。よろしくお願いします。

ウのほうなんですけど、市民説明会開催の有無について伺う。市長、安全保障とえばいいのかな、これに関わる考え方に関しては私は、あなたとあまり相違はないと思うんだけど、ただこの市民説明会の開催に係る動き方に関しては少し疑義がある、疑義があるではない。宮古テレビで、私見ていたんだけど、私は宮古テレビ必ず録画をして見るから、繰り返し見れるわけ。そして、あなたこう言っているんです。国からの情報提供や意見交換の内容を議会、市民に提供し、島全体で判断することが前提と言っているわけ。はっきり言っていますよね。これは、これによると島全体で議論の前提に立っていたかな、今回の件は、説明は十分だったのかなという点に関しては、これは私は足りないと思う。

どんなに反対されてもあなたはどんどん出て行って、自分の主張はこうなんだからと、それはやはり説明すべきだと思うんです。それ今回できなかったこと、何でかな。お答えください。

◎市長（嘉数 登君）

山下誠議員ご指摘の市民全体でというところ、島全体でというところについては、いろんな受け止め方があろうかというふうに思っております。今回私が全員協議会で説明し、その後記者会見を開いて、そのことをもって指定に向けて、指定の容認ですね、向けて動いているということについては、私はある程度市民には説明はできているのかなというふうには思っております。

ただ、これについては様々な観点からご指摘もございますので、これから各種施策、事業の実施、それから受入れについてはその都度説明会の開催の必要性については検討していきたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

市長、説明会、それは様々な考え方を持っている方がいらっしゃいますので、市長が掲げる方針に対して、それはノーだという人もそれは多々いますよ、やはり。ただ、市長は、今回市長選挙においてあなたは選ばれているわけですから、あなたがこの島のリーダーであるわけですから、そこは市民説明会なりなんなり開いて、そこで自分の考えをしっかりと主張されて、それで納得を得る作業をこれからも大事に丁寧にさせていただきたいなと思いますので、そこはよろしくお願いします。

続いていきます。休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

山下誠議員、そのまま続けてください。

◎山下 誠君

農地法に関して伺います。まず、農林水産部長、これ長崎富夫議員、池城健議員のときは答えられていなかったと思うんで、農業振興地域の整備に関する法律違反について、農林水産部の取組、これにつ

いてまずお伺いしますが、12月9日までに原状回復を求める勧告を行ったという趣旨の答弁が9月定例会でありましたよね、その後どうなっているかお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

昨年の5月21日に沖縄県へ違反事案として報告しております。そして、昨年9月に沖縄県知事が発出した原状回復を求める勧告について対して、12月9日を期限とした原状回復ですけれども、この期間を経ても措置が講じられておりません。

そのため、県は処分または命令をする方針で今年3月4日付で通知書を送付しております。なお、通知を受けた日の3週間以内に弁明書及び当該主張に係る証拠書類を提出することになっております。提出期限につきましては、法人については3月27日の午後5時まで、個人については3月28日午後5時までとしております。今朝県に確認したところ、まだ提出されていないということでした。今後は、その弁明内容を確認して処分もしくは命令に進むということになるということです。

◎山下 誠君

それでは、肅々と進めてください。よろしくお願いします。

農地法関連でいきます。農業委員会会長、皆さんが弁明を求めているところ、原状回復には応じられないという答弁だったようですけれども、この理由について、原状回復に応じられない理由について何かその弁明書の中には付記されていたか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時36分）

再開します。

（再開＝午前11時36分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

今手持ちにないので、後ほど答弁したいと思います。よろしいですか。

◎山下 誠君

農業委員会会長、その次の質問なんだけど、周辺用地を含めた農地転用違反について伺いますとありますけれども、これにわかになた信じ難い報道がぼつぼつと出ているんですけど、これ宮古毎日新聞です。宮古毎日新聞に載っていたんだけど、違反転用されたヤードに続く道路のところでも違反転用が見つかったということが書かれていますけれども、まずこれ事実かどうか、お願いします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

この件については、先日の新聞報道にもありますように、松原地区の農地違反転用場所である重機ヤードに隣接する4筆の農地の一部が大型車両の進入路及び駐車スペースとして栗国恒広議員が無許可工事を行ったことが要因となり、違反転用状態となっております。該当する農地のうち、地権者の一人が栗国恒広議員に対し、代理人を通じて原状回復をするよう複数回にわたり求めたが、回復の意思がないことから、自ら農地の原状回復に向けた作業を自費で進めているということでありました。

また、ほか3筆の地権者から聞き取りを行いました、ある方はみんなで使用する道路として整備するとの内容だったことから、市議会議員である栗国恒広議員を信用し、道路整備に応じたという内容の回答

がありましたので、違反の事実について説明を行ったところ、農地に復元したいとの意向でありました。
また、その当時の詳細な経緯については、現在地権者に対し確認を行っているところであります。

◎山下 誠君

農業委員会会長、今の答弁によると道路のアスファルト舗装をしたのは栗国恒広議員がやったということですか。確認をお願いします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

そのとおりであります。

◎山下 誠君

農業委員会会長、この新しい違反転用について栗国恒広議員と農業委員会として何らかの話し合いはしたことがありますか。もし話し合いされたんだったら、その内容をお伺いします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

その件に関してはありません。

◎山下 誠君

これはどうなるか分かんないんだけど、ある人から土地を借りて、その土地に道路舗装したということだよ。そうすると、この違反転用しているのは栗国恒広議員ではなくて、結果的にはその持ち主が違反転用しているということになるんですよね。一応お願いします。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

地権者である皆さんの違反転用になります。

◎山下 誠君

地権者の方々も違反転用されていることはみんな把握していたのかどうかは分からないけれども、この件その地権者の方々と皆さんお話をされていますよね。これ違反転用されているということは皆さんが、4人か、農家は、その4人の方々に通知するまで彼らは知らなかったんですか、お答えください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時42分）

再開します。

（再開＝午前11時42分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

当委員会は、4名の地権者に対し、事実確認を行いました。が、地権者自身が故意に違反をしたわけではなく、また栗国恒広議員が違反転用状態で使用していた事実を把握しておりませんでした。そのことから、当委員会は現時点で地権者に対し、農地法に基づく文書による指導等は行わない方針ですが、違反転用状態が解消されたわけではないため、4名の地権者に対し、復元に向けた話し合いを進めているところであります。

◎山下 誠君

今後の動きについてお伺いします。農業委員会会長、前回池城健議員の質問の際に、今後は訴訟の提起及び行政代執行の両にらみで方針を立てていくということですがけれども、行政代執行する場合なんですか

ども、行政代執行というのはこれは沖縄県がやるのか、宮古島市がやるのか、今どういう考え方を持っているかお答えください。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

農地法に関しては、宮古島市になります。

◎山下 誠君

農業委員会会長、その場合の費用負担ですが、これは行政代執行である以上はまずは宮古島市がお金を出してやらなきゃいけないと思うんですけども、大体どれぐらいが見積もられているのか、もし試算があるのであればお答えください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午前11時45分）

再開します。

（再開＝午前11時45分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

現時点での準備の内容については、明らかにすることで今後の作業に影響が出ることが予想されるため、内容の公表については控えさせていただきます。

◎山下 誠君

最後に、もし行政代執行を行う場合は、その金額にもよると思うんですが、議決事案になるということですね。分かりました。

そうしますと、次ですけど、今回の場合なんですけど、罰則についてお伺いしたいと思います。農業委員会分かりますのでお伺いしますが、今回例えば個人の場合、許可を取らずに転用した場合の罰則は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人になると1億円ということになっていますよね。本当に恐ろしい罪になっているんですけども、これ罰則の対象者なんですけど、例えばヤードに関しては、そこに物を運んでいる事業者、ここが違反転用だと分かっているのにもかかわらずそこに物を運んだりしている事業者、そういった方々もこれ対象になるというふうに農林水産省の中ではうたわれているんですけども、もしもあのヤードに別の事業者が物を運び込んだり、資材を運搬したり、そういうことをしているとこの方々も罰則の対象になるという理解でよろしいですか。

◎農業委員会会長（長濱国博君）

そのとおりであります。

◎山下 誠君

農業委員会会長、現時点での確認でいいんですけども、向こうの今ずっと話題になっている事業者、ヤードをやっている事業者、それから栗国恒広議員、それから今言ったそこに運搬、資材を運んでいる業者、そういった方々、栗国恒広議員と別の事業者以外にそこに運び込んでいる事業者、罰則の対象になり得るような事業者はいるかどうか、今把握できていますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時48分)

再開します。

(再開＝午前11時48分)

◎農業委員会会長（長濱国博君）

現時点では把握しておりません。

◎山下 誠君

議長、時間大丈夫ですか。休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時48分)

再開します。

(再開＝午前11時49分)

◎農業委員会会長（長濱国博君）

弁明書の内容ですけれども、原状回復義務ができない点についての一定の事情が存在し、一方で宮古島市が伊良部島の土地の廃止確認を担当する主体であり、廃止確認の手續が遅れておきながら、一方で当該事情をしんしゃくせずに原状回復を命じた宮古島市が原告らに対して命令を行うことは、農地法第51条の関係者の利益を衡量するという点からしても宮古島市の裁量権の乱用であり、違法であると考えます。したがって、今回の原状回復を求めることは違法であると考えますので、私は原状回復に応じることはできません。なお、私は本件土地の原状回復について救済を求めるため、那覇地方裁判所に訴え提起いたしましたので、その旨申し添えますということで回答が来ております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午前11時51分)

(栗国恒広君、着席)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午前11時51分)

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

(休憩＝午前11時51分)

再開します。

(再開＝午後1時30分)

午前に引き続き山下誠君の質問を続行します。

◎山下 誠君

消防行政についてお伺いします。2の2、財政運営についてからお伺いしますが、基準財政需要額についてお伺いします。消防費に関する本市の基準財政需要額をお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和6年度算定の基準財政需要額は、消防の基準財政需要額は8億8,878万8,000円となっております。

◎山下 誠君

それでは、総務部長、直近3年間の消防費、実際の消防費の支出額と基準財政需要額、それぞれお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和3年度から令和5年度の当初予算における消防費と基準財政需要額についてお答えをいたします。

令和3年度、当初予算額が8億4,400万8,000円、基準財政需要額が8億7,743万円。令和4年度、当初予算額が8億3,587万7,000円、基準財政需要額が8億6,253万5,000円。令和5年度です。当初予算額が9億410万2,000円、基準財政需要額が8億7,372万4,000円となっております。

◎山下 誠君

そうすると、令和3年度と令和4年とが実際の消防費の支出が基準財政需要額を下回っているということなんだけども、この要因お伺いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時32分）

再開します。

（再開＝午後1時34分）

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和3年度、令和4年度の基準財政額を予算額が下回っていることについてお答えをいたします。

令和3年度当初予算におきましては、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車6,616万4,000円を含む予算措置となっておりますが、基準財政需要額が消防予算のほうで3,334万2,000円下回っております。令和4年度の当初予算におきましては、高規格救急自動車4,322万7,000円を含む予算措置となっておりますが、結果としまして基準財政需要額を2,665万8,000円下回っております。

予算額につきましては、消防行政において各年度で必要な予算を措置しております。基準財政需要額はあくまで総務省が算定する標準的な経費となっているため、差額要因について分析することは難しいというふうに考えております。

◎山下 誠君

あくまで参考ということなんだけども、一応総務省もそれなりの基準を持って財政需要額を出していると思うんです。もし実際の消防費の支出額と基準財政需要額が違ってくるとなると、その場合に消防体制の適正規模であったりとかとの関係性、消防体制をしっかりと維持できるのか、人員、もちろん機材の更新、そういったものも含めてしっかりと体制に即しているのか、基準財政需要額が合っているのかどうか、この辺の分析は宮古島市のほうでされたことがありますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

山下誠議員ご指摘の消防人員の不足による課題があるということは承知しているところでございます。

令和6年度におきましては、まず当初予算においては県消防指令センター更新業務費用など臨時的な予算

措置が必要となり、基準財政需要額を大きく上回る予算措置となっておりますが、繰り返しになりますが、基準財政需要額は団体が標準的な水準における行政を行うために必要となる一般財源額を示したものでございますので、引き続き基準財政需要額を下回らない予算編成に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎山下 誠君

なるべく基準財政需要分下回らないように、むしろ市独自でももっと独自財源で補うぐらいして消防体制の健全化を図っていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

そして、①に戻りますけれども、消防長、現在の常備職員適正人員についてお伺いします。

◎消防長（上地一史君）

条例定数は93名、現在の職員数は平成22年に示された定員適正化計画に基づいた82名に1名の増となる83名となっております。

◎山下 誠君

救急出動件数について、合併時から現在に至る1日当たりの平均救急出動件数、これをお答えください。

◎消防長（上地一史君）

平成17年中の救急出動件数は2,291件で、搬送人員が2,160人、1日当たりの平均出動件数は約6.3件です。令和6年中の出動件数は4,456件で、搬送人員が4,058人、1日当たりの平均出動件数は約12.2件と合併時と比較すると1日当たりの平均出動件数は約2倍に増加しております。年によってばらつきがありますが、出動件数は年平均114件ずつ増えております。今後も救急要請の需要は増加するものと思います。

◎山下 誠君

消防長、これ救急出動件数に限ってだけでも、合併時からすると2倍ですね。ところが、その人員に関しては適正人員計画によって減っている。この差をどう見るかなんですけど、業務量は増えているのに人員は減っているという現状を今消防長としてはどうお考えですか。

◎消防長（上地一史君）

現職員数が適正かどうかについては、消防本部としては出張所の配置体制や長期研修に係る慢性的な欠員等により、これまでも職員増について調整を加えてきたところですが、消防本部として根拠を持った数字を出す必要があることから、令和7年度に適正な消防職員数や車両配置等を算出するため、消防力の適正配置等事業を行っている民間業者へ委託を行い、現時点における消防力の適正な配置と調査を行い、今後の適正な職員数を示すための指標の一つと活用することとなっております。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後1時40分）

再開します。

（再開＝午後1時41分）

◎山下 誠君

早めに出してください。現場が疲弊しているようではちゃんと市民の命と財産を守る組織とは言えないと思いますので、しっかりと万全と働ける環境を整えてあげてください。よろしくお願いします。

ごめんなさい、ウとエは飛ばして、漁港管理についてお伺いします。池間漁港の周辺整備についてですが、あそこ琉球政府時代に周辺の埋立てが行われています。池間漁港のしゅんせつ工事に伴って土砂を今の湿原のところに埋め立てていって、どんどん変わってきていると。それに対して無地番地と、それから所有者不明地が広大な面積が生じているという市民からの訴えがありました。

それで、この市民は皆さんに対してお願いをしていますよね、この無地番地何とか、管理責任者誰なのか、誰に問合せをすれば借りれるのかというような問合せがありました。この法的整備を求める要望に対して皆さんどういう対応をされたのかご答弁ください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和6年1月に市民から、池間小中学校西側にあります所有者不明の土地の件につきまして、現在残土と不法投棄ごみのたまり場となっている件について、また無地番地の土地の管理、責任の所在について早急に定めるよう要望がありました。所有者不明地は国の管理となっており、不法投棄ごみの件については国で対応する必要があると考えております。

また、無地番地について調査した結果、復帰前の琉球政府時代に池間漁港の整備をした際、しゅんせつ工事で発生した土砂により埋め立てられた土地と認識しております。公有水面埋立法により、埋立申請した者が登記を行うこととなっておりますが、現在まで登記はされておられません。市としましては、関係機関に対し、令和6年2月21日付で土地を登記していただくよう要請書を送付しております。しかしながら、現在まで回答がありませんので、再度要請してまいります。

◎山下 誠君

これ以前、眞榮城徳彦元議員が大分議会の中でも取り上げている案件だったようで、市町村合併を機にこの議論が止まっていると思っているんですけども、その止まった要因、何で止まっちゃったのかな、この議論は。農林水産部長、多分前の話でお答えできるかどうか分からないけど、もし分かればお答えください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

この無地番地の所有者不明土地について議論が止まっているというのですが、平成16年、旧平良市議会におきまして眞榮城徳彦元議員がいろいろと質問をされております。それから、県の河川課や宮古財務出張所等いろいろと訪問した記録が残っております。そういう中でも、平成17年2月に関係する機関、宮古財務出張所、旧平良市企画室、旧平良市の道路建設課、当時の宮古支庁におきまして現地で調整を行っております。ただ、この埋立てされた土地には様々な種目の土地が交ざっていると。県道もございまして、臨港道路もございまして、これは漁港管理者……

（議員の声あり）

◎農林水産部長（石川博幸君）

いろんなところ、この測量をやって財務省に引き渡すということになっているのですが、その件すぐに執行できなかったということが原因だと思われます。その後の明確な記録がございませんので、なぜ止まっているかがちょっと不明です。

◎山下 誠君

何とか動かしてください。最後に、池間幼稚園の西側と云えばいいのかな、の無地番地、それから池間

幼稚園の今度北側か、池間大浦線挟んでの北側の広大な面積なんだけど、この無地番地の所有者不明地の面積どれくらいあるかお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

土地の面積でございます。無地番地が1万6,000平方メートル、所有者不明地が1万2,000平方メートルと26万平方メートル、合わせて28万8,000平方メートルでございます。

◎山下 誠君

せっかくの土地なんで、有効活用できるよう、国、それから県と調整を進めてください。よろしくお願いします。

最後に、教育行政についてお伺いします。西辺中学校の校舎改築事業について、市長、実は生徒たちから要望書を受け取ったんです。これ何て書いているかという、自筆で書いているんです。自筆で書いて、特別活動室から体育館までの渡り廊下を造ってほしいと。あそこにつながっていないんだけど、上履きでそのまま行けるように今回の校舎改築事業に併せてやってくれませんか。そうすると表玄関から入って、一回も靴を交換することなく体育館まで行けるんだと。だから、お願いしたいと。これ山里雅彦議員も一緒に2人お願いされました。その生徒たちに。だから、これは生徒のぜひ強い要望なので、実現していただきたいなと思います。まずこれから、教育委員会かな、お答えください。

◎教育部長（砂川 勤君）

ご質問の既存の校舎と体育館を結ぶ渡り廊下ということでございます。校舎と体育館の間は、現在給食搬入時の給食配送車が利用しております。また、裏門との車両の通路にもなっておりますので、学校側と調整、外構工事で整備が行われるかどうか検討してまいりたいと思います。

◎山下 誠君

ぜひよろしくお願いします。

それから、仮校舎撤去した後の運動場整備、あれ仮校舎できて、仮校舎を撤去するまでの間運動場が使えないんです。運動会ができない。使えるように何とか整備できないかというお願いです。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校施設については、公立学校施設整備事業長期計画に基づき、整備がなされております。運動場整備は今回の改築事業には含まれておりませんが、仮設校舎撤去後は原状回復を予定しております。また、プール解体跡地についても同様でございます。

◎山下 誠君

今度新校舎に冷水機と、それからカーテンは設置してくれませんか子供たちの強い要望があります。お答えください。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校側から要望ございましたカーテン及び冷水機については、校舎改築事業で設置する予定となっております。

◎山下 誠君

この質問に関しては先輩の山里雅彦議員につながりますけれども、ぜひとも、子供たちの要望書が出ますので、しっかりと検討の上、実現に向けて努力を重ねてください。よろしくお願いします。

それでは、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで山下誠君の質問は終了しました。

◎平良和彦君

一般質問 4 日目の 3 番になります。議員番号 10 番の平良和彦でございます。通告に従いまして一般質問を行いますので、答弁のほうは市民に分かりやすい説明と誠意あるご答弁をお願いしたいと思います。

質問に入る前に、ちょっと要望を述べたいと思います。一般市民の高齢者の方から相談がありました。全ての福祉サービスというわけではございませんけども、制度等が変わってくるかと思っています。それに伴って、これまで受けていたサービスが受けられなくなったということでございました。そこで、受けられないですって知らせを電話のほうであったと、一本で済まされたよということであったので、特に高齢者でございましたので、やはり文書または説明文を入れて通知してくれればなど、市民に対するサービス向上を要望したいと思います。よろしくをお願いしたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきます。市長の政治姿勢についてお伺いいたします。市長は就任してから 2 か月たっておりますが、改めて宮古島市のさらなる発展に向けてどのように考えているのかお伺いします。同僚の我如古三雄議員のほうからも質問あったかと思っています。私には市長の市民に約束した公約、その 9 つの政策の中で最も市長が一丁目一番地という政策を細かく説明してもらえればと思っておりますので、よろしくをお願いします。

◎市長（嘉数 登君）

私は、昨年 10 月末までの約 1 年半、副市長としての任に当たっていった際にも、ふるさとである宮古島市のさらなる発展に向けてとの思いで市政運営に携わってまいりました。今回市長選において市政を担う市長としての市民の負託を受けて、改めてその職責の重さを実感するとともに、この島を守り育てるため、新たな決意とより強い使命感を持って職責を全うする覚悟でございます。

宮古島市の未来をより豊かで明るいものとするため、政策の一丁目一番地として、少子高齢化対策、それから住居不足への対応、若者の定住促進など、これを直面する重要課題というふうに位置づけまして、先送りすることなく取り組んでまいりたいと考えております。あわせて、公約として掲げました市民の命と暮らしを守る、それから農畜水産業の持続的な発展、持続可能な観光振興と市民生活への還元、調和、産業の成長と市民所得の向上、未来をつくる教育、子供の貧困対策、障害者福祉の充実、生活や産業の基盤となる環境保全の強化、それから新しい時代に対応する行財政改革の 9 つの政策を着実に推進し、市民が真ん中の豊かで明るい宮古島市の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

◎平良和彦君

少子高齢化が一番大事なのかなと私も思っております。

そこで、2 番目の質問になりますけども、施政方針についてでございますけども、少子高齢化対策について、子育て応援宣言についてお伺いいたします。日本一子育てがしやすい島、子育て世代が住み続けたと思う島、すばらしい宣言だと私は思っております。そこで、子育て応援宣言の内容について、何名かの議員も聞いておりますが、私にもご説明をお願いしたいと思います。

◎市長（嘉数 登君）

本市は、これまでもこども医療費の中学生までの完全無償化や出産祝金の交付など、様々な子育て支援に関する事業を実施し、子育てしやすいまちづくりを推進してきましたが、近年深刻化している少子化や子供の貧困など、子育てにまつわる社会的課題を克服していくためには、家庭や地域、事業者、行政などが総力を挙げ、一体となって取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

今後もさらに子育て施策に力を入れ、子育て世代が安心して子供を産み育てる環境づくりを推進していくため、地域全体が力を合わせ、日本一子育てのしやすい島を目指すことを明言した、これは市長による恐らく県内41自治体の中では初の試みかと思っておりますけども、宮古島市子育て応援宣言を行い、市民の皆様が子育てに希望と喜びを感じ、宮古島市に住み続けたいと思っていただけるよう、子育て支援に関する事業の拡充を図ってまいりたいと考えております。

◎平良和彦君

総力を挙げて宮古島島民が全て子供に対して積極的に応援してもらえればなと思っております。

私がインターネットを見て調べたんですけども、千葉県にある南房総市というのがあるんですけども、そこも子育て応援宣言をしております。ただしているだけでなく、待つんでなくて、この市は東京都のほうには70分ぐらいかかるそうなんですけども、住民相談会等を開いて、言わば市に来て子育てしませんかという応募とか、そういったものも行っているというふうな展開をしているというのも調べたらありました。宮古島市は、そういったもう一つ踏み込んだ行動とか、そういったものはどう考えておられますか。よろしくお願いします。

◎市長（嘉数 登君）

日本一子育てのしやすい島ということを申し上げておりますので、この施策、事業にはもろもろあると思っております。子育て環境といいますと、当然ハードからソフト事業あるかと思っておりますけども、今平良和彦議員がおっしゃられた他の自治体での事例も踏まえて、千葉県の当該自治体にはない環境というものが本市にはあるかと思っておりますので、そういった宮古島市の特徴も生かしながら事業を推進していきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

よろしくお願いいたします。

続きまして、子育て支援条例についてでございますけども、子供を取り巻く現状が今核家族化、そしてまた3年以上にわたるコロナ禍の影響等で子育てに対する孤独感、また負担感が増加しているということかなというふうに私も考えております。そして、虐待、貧困、ヤングケアラーの問題など、複雑化、また深刻化していると思います。このような状況の中で、未来をつくる子供たちは一人の人間としてかけがえのない存在であり、また宮古島市のかけがえのない宝でもあります。未来への希望です。そこで、この条例の目的、基本理念、内容をお聞かせください。

◎市長（嘉数 登君）

先ほど答弁しました市長による子育て応援宣言を行うことで、全市民で子育て支援を推進していく機運の醸成を図りながら、令和7年度内において子育て世帯の負担軽減措置等を盛り込んだ子育て支援条例の制定を予定しております。

条例に盛り込む内容についてですけれども、子ども・子育て会議において議論していく予定であります。

けれども、子育て世帯の負担軽減措置等については、例えば市税等の課税相当額に対する補助を行う、あるいは各種事業の利用料の減免枠を拡大するといったことを想定しております。また、同条例の制定作業を行っていく中で新たにどういった施策が必要であるかの議論を深め、条例の中に取り組むべき施策の執行を裏づけることで従来取り組んできた施策も含めて必要な施策を体系的、それから強力に推し進めてまいりたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

市税の減免とか支援をより深く行くと、そういったものかなと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、福祉の森構想についてお伺ひいたします。施政方針のほうに、世代間交流を促進し、地域全体の活性化を図り、子供のための施設と高齢者介護施設等が一体となった養老介護施設等を民間事業者と協働して行うということですが、各地域で行われる事業かと思いますが、城辺地域のほうはどのようなことを考えているのかお聞かせください。

◎福祉部長（守武 大君）

福祉の森構想について、繰り返しになりますが、答弁させていただきます。

福祉の森構想は、地域の子供からお年寄りまで全ての世代が共に活動、交流できる環境を整備することで地域の活性化と持続可能な地域づくりを目指し、障害者支援も含めた包括的な地域福祉の向上と地域振興を目的としております。現在、伊良部佐良浜地区において旧佐良浜小学校敷地内に設置予定の児童館及び認定こども園に隣接する形で介護施設や障害児通所施設などの設置を目指しております。また、他の地域におきましても遊休市有地等を活用した養老複合施設等の設置のご意向がございましたら、地元事業者や関係機関との調整を図り、実現に向け、対応したいと思っております。城辺地域についても、そういうご意向があるようであれば調整してまいりたいと思っております。

◎平良和彦君

仲間誉人議員も言っております。これ大事な構想だなと私も思っております。ですけど、仲間誉人議員も言っていますように、やはり地域によってはいろいろ問題とか、状況違ってくると思っております。ですから、仲間誉人議員に言わせれば、地域と話をしていないんじゃないのかということ述べているので、そうするとやはり地域が納得しないとこの施設もうまく運営できないのかなと私は思っております。ですから、そういった面で地域を大事にしながら、行政が先導していくのも構わないと私は思いますけれども、やはりそこには地域が寄り添ってこないとうまくいかないと思っておりますので、ぜひとも地域をないがしろにしないで、しっかり話を聞いていただければなと思っております。それでよろしいですか。

（「はい、言うとおりです」の声あり）

◎平良和彦君

次の質問に移りたいと思っております。続きまして、子育て世代の住居不足解消についてお伺ひいたします。ちょくちょく出ますけれども、仲間誉人議員も質問していただきましたけれども、市有地の民間提案による有効活用に関するサウンディング型市場調査を行うとなっておりますが、どのような効果、先ほども答弁したかと思うんですが、もう一度お願ひしたいと思っております。そして、これにはもう実施要綱とかもありまして、4か所の上野地域の上野地区、伊良部の字前里添とか、伊良部の字長浜、城辺の字長間のほうにも

そういった市有地があるというふうに記載しております。先ほども申したように、こういったものを進める場合、やはり近くの近隣の住民にしっかり説明をしていただきたいと思いますので、まず最初に効果のほうを教えていただきたいと思います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

サウンディング型市場調査の効果ということですが、この調査の目的は効果的な施策の提案、利用可能な補助金の活用方法、子育て世帯向け住居条件の整備についての実現性、可能性を探ることです。

住民説明ということもありましたけども、お答えいたします。仲間誉人議員のご質問の中でも地域説明会を事前に開催する必要があったんじゃないかという指摘もありましたが、当然このような市有地の活用については地域住民の皆様との十分な意見交換が不可欠だと考えております。民間から具体的な提案があった場合は、そのメリットやデメリットについてもしっかり情報を共有し、周辺住民、地域住民の皆様との対話を通じて、共に跡地の最適な利用方法を描いていきたいと考えております。

◎平良和彦君

ぜひともしっかりと住民と話し合いをして行っていただきたいなと思っております。

先ほどから市長が言っていますように、やはり少子化問題はこういったものを利用しながら、集合住宅ですか、そういうのを建てることができれば、そこには若者が戻ってくるのかなと私は期待しておりますので、ぜひともしっかりと行っていただきたいをお願いします。

続きまして、農畜水産業についてでございますけれども、担い手の育成、確保についてお伺いいたします。農業、畜産業など、特に畜産業などは担い手がないということでやめていかれる畜産農家がございます。こういう状況に対してどのように取り組むのか、当局の見解をお伺いいたします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農畜産業の担い手育成確保についての事業の一つとして、次世代を担う新規就農者の農地、生活、技術面をサポートする新規就農者育成総合対策実施事業があります。この事業ですが、平成24年度から始まった農業次世代人材投資事業の後継事業として令和4年度より新たに創設された事業で、本市でも令和4年度から取り組んでおります。

内容は、ハード面の支援といたしまして、就農に必要なパイプハウス、ブルトラ等の機械、農業用施設の整備、これに経営発展支援事業とソフト面の経営初期段階の開始資金を交付する経営開始資金の2つに分類されます。ハード面の経営発展支援事業は上限1,000万円、2つ目の経営開始資金は就農準備段階や経営開始時の早期の経営確立を支援する資金として年間150万円を最長3年間交付するものでございます。

水産業においても、各漁業協同組合の組合員数の推移を見ましても平成23年度の1,079人から令和4年度では843人と減少を続けており、その中でも準組合員が正組合員の3倍となるなど、担い手の確保が課題となっております。こうした中、養殖業において新規従事者が令和4年度の58名から62名に増加しております。市としましても、この方たちが継続して従事できるように、また新たな従事者の増加につながるよう、既存の事業も踏まえ、新たな養殖品目の調査や実証に取り組んでまいります。

◎平良和彦君

実績等は上がっているというふうに聞きましたけれども、再質問として、例えば畜産とか、サトウキビ

とか、野菜とか、そういった分類するとどういう感じで割合的にはなっておりますかね。分かりますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

すみません、分類、各農業、畜産業、園芸の各分類の資料は持ち合わせていないんですけども、過去5年間で新規就農者総合対策事業で26件事業採択されまして、就農定着数が24件というふうになっております。

◎平良和彦君

26件中24件が従事しているということですので、すばらしいなと思っております。もう少し増えればなと思いますけども、ここではやはり若い方がこの事業を使って農業に携われればなと希望を申し上げたいと思っております。

狩俣勝成議員も申ししておりましたけども、3月期の肉用牛競りでは子牛1頭当たり64万9,885円と前回より6万7,280円高くなっていると。また、前々月もかなり高くなっていたので、そういうふうにならなくてくれば畜産業も少し活性化するのかなと期待をしたいなと思っております。

続きまして、スマート農業についてお伺いいたします。宮古島市の農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化による労働力の確保が重要な課題となっております。特に、宮古島市の基幹作物でありますサトウキビ、ハーベスターが導入されてから刈取りのほうは随分楽になったと思いますが、やはり植付けや除草、害虫駆除などの肥培管理に苦慮しているというのが考えられます。そこで、スマート農業が進めば効率的な農業経営や作業の省力化、また軽労化が期待できると思います。そこで、本市のスマート農業についてどのように考えているのか、当局の見解をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

農作業における省力化、効率化に資するスマート農業を推進するため、施政方針においても調査を実施する旨記載しているところでございます。本市の農業環境、高齢化、担い手不足に直面しておりますけども、地域の農業維持、活性化が課題となっております。これに加えて、農業用水の施設、これが昭和62年から国営かんがいが始まりまして、機器類、パイプラインの破損が多く発生している状況にあります。このような状況を改善するために、国の情報通信環境整備事業を導入してスマート農業の推進を計画しているところでございます。

事業の内容といたしましては、無線基地局等を設置し、GPSによる農業機械の自動制御を導入し、労働力不足の改善、農作業の効率化、省略化を図るとともに、また農業用水施設、パイプラインに水圧を遠隔操作で測定する機器を設置し、農業施設の維持管理費の抑制を図りたいというふうに考えています。本事業ですけども、令和7年度、令和8年度は、現地調査と基本設計を予定しております。国の100%補助となっております。

また、農政課のほうにおきましても令和6年度より農業支援サービス事業緊急拡大支援対策を活用し、4事業者でトラクターへの自動操舵システムの導入を行っております。畜産業におきましても、分娩監視装置、令和6年度まで牛温恵、分娩監視カメラなど79基の導入を行っており、分娩監視だけでなく、肉用牛の発情発見など飼養管理に関することにも対応できるようにして、肉用牛の死亡事故対策及び飼養管理の効率化を図っているところでございます。

◎平良和彦君

新聞等を見ました。循環型農業を視察ということで、坂本哲志大臣が宮古島に来て視察をしているのも出ておりましたけども、先ほどパイプラインの破損がただあるというふうな感じで言っていますけど、やはりこれは古いところからいくかなと思うんですけど、どちらの地区が多いんですか。そこを教えてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

地区といいますか、宮古島全体で以前昭和から平成にかけて実施されたかんがい排水において破損が多く見られているのが状況でございますので、そこを順次水圧等を監視しながら、水圧の低下で漏水等があればすぐ対応できるようにやっていきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

もう少し詳しく知りたいんですけども、このシステムは多分水が漏れると水圧が当然下がるということは、これ宮古島全体でいうと部分的なところで押さえておかないとどこが漏れているか分からないと思うんです。これを分かるにはどういった方法があるのか教えてください。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時18分）

再開します。

（再開＝午後 2 時18分）

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和 7 年度、令和 8 年度におきましては、まず狩俣地区、島尻地区をモデル地区として実施したいと思っております。狩俣地区、島尻地区を選定した理由といたしまして、当地区は農業生産法人がドローンを活用した農薬散布を実施しており、農作業の簡易化、効率化に力を入れているということもあります。また、パイプラインにつきましては、管に測定機器を取り付けましてパソコンで管理をモニタリングしていくというようなシステムをこの 2 年間で調査していくというふうになります。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 2 時19分）

再開します。

（再開＝午後 2 時20分）

◎平良和彦君

すばらしい事業だと思いますので、ぜひとも今後、水も本当に無駄にできませんので、しっかり管理していただければなと思っております。よろしくお願いします。

続きまして、おきなわ農林水産物の県外出荷促進事業についてお伺いいたします。地域特産物の出荷コストの負担軽減や稼ぐ力と物流ネットワークの構築とありますが、もう少し詳しく事業内容を教えてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

おきなわ農林水産物県外出荷促進事業についてでございます。この事業、前身が令和 4 年から今年度ま

で実施しております県の農林水産物条件不利性解消事業となります。令和7年度より国直轄事業の移行に伴い、名称がおきなわ農林水産物県外出荷促進事業というふうにして実施することになっております。

2つの課、農政課と水産課で実施しておりまして、農政関係では野菜関係、令和5年度から令和6年度まで地域コールドチェーン実証事業を活用し、宮古島鮮度保持技術導入事業実証を行ってまいりました。鮮度保持の保管実証では、芋、ゴーヤ、イチゴ、インゲン、マンゴー、パプリカ、メロンを実証し、品目によって7日から最大40日程度の鮮度が保持できることが実証できております。鮮度保持技術を活用した船舶輸送の実証では、枝豆、ゴーヤ、ピーマン、メロン、マンゴー、オクラなど、鮮度よく輸送し、神戸のスーパーで実際に販売しておりまして、高評価を得ることができております。

水産関係につきましては、漁船への冷却装置を導入する事業、そして鮮度保持冷凍施設の導入、リーファーコンテナを活用した輸送の3項目を実証しております。漁船に冷水冷却装置をつけたものにつきましては、島外における取引価格が約20%上昇しているほか、特にリーファーコンテナを活用したモズク輸送につきましては、令和5年度において実証前の輸送量800トンから1,200トンと約400トンの増加、取引額にして2億円増大するという成果を確認できております。残念ながら令和6年度においてはモズクの不漁がありまして、下がっております。今後は、次年度以降もコールドチェーンの実証について取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎平良和彦君

すばらしい実証実験だなと感じました。このコールドチェーンで運ぶ際に物流ネットワークの構築というのは、例えば船で運ぶではないですか。運んで、例えば神戸、直接行くと鹿児島に行くのかな、鹿児島に行って帰りがあがるではないですか。ここもやはり物を積まないと、空で来るとかなりの損失が出るかなと思うんですけど、その部分はというふうに考えておりますか。

◎農林水産部長（石川博幸君）

野菜関係に関しても水産物に関しても、同じようなやはり課題があります。荷物を積み込んで送って、空で来るとやはり輸送コストがかかってしまいますので、コンテナ輸送のための量の確保ということと、この輸送コストをどうやって解決していくかということで、次年度以降は島内の大型量販店と輸送コスト削減に向けて共同実証を行っていきたいということで今話し合いを進めているところでございます。

◎平良和彦君

この部分ですよね、やはりコスト削減が一番重要課題かなと思っておりますので、頑張ってくださいと思っています。

続きまして、環境保全についてでございますけれども、これも砂川和也議員とか、いろいろ聞いておりましたけれども、産業廃棄物等の中間処理施設についてお伺いいたします。砂川和也議員のほうに答弁しておりましたけれども、聞き間違えたら申し訳ないんですけど、除草剤用の容器とか、サトウキビの農家から大量に出る肥料のビニール袋とか、こういった処理もできるというふうな感じで答弁しておりましたけれども、これはもう少し詳しく、どういった流れで、例えば農家の皆さんがこれをどういった形で、ごみ処理施設までこれ持っていくのか、それとも各家庭でそのまま一般ごみみたいな感じでできるのか、そういう部分です。そこを教えてくださいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

伊良部リサイクルセンター跡地に計画しております産業廃棄物の中間処理施設で処理可能な産業廃棄物に関しましては、建設混合廃棄物の8品目、廃プラスチック類、木、紙、繊維、ゴム、金属、ガラス陶磁器、瓦礫類のくず等を受入れし、選別や圧縮梱包を行った後に海上輸送で県外に運び出す処理をする計画としているということです。

施設園芸農家や葉たばこ耕作農家などの廃ビニール、廃プラスチックの受入れにつきましては、実情を踏まえて受入れできるように検討を進めているということです。受入れの際には、この事業者を確認したところ、農家の皆さんが処分しやすいように、産業廃棄物に関しましては契約等の手続が非常に複雑なものになっておりますので、その契約のお手伝いは丁寧にさせていただきますという説明を受けております。

◎平良和彦君

手続等は手伝っていただけると、だけれどもビニールのほうは処理はできないということですかね。これ要するにかなり年寄りも多くて、これをまたごみ処理施設まで持っていくというのはかなり難しいかなと思っておりますので、その部分も。これはもう前からの懸案事項かなと思っておりますけど、これさえうまくいけば農家もかなり楽になるのかなと思っておりますので、何とかならないですかね。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島市のほう農業関係の関係機関が集まりまして、あと産業廃棄物業者も交えまして、農業用廃プラスチックの適正処理に係る協議会を昨年立ち上げたところでございます。その中で、各JAの資材店等であらゆる軽量なものから、農薬の空き容器とか、化学肥料のビニールとか肥料袋とか、そういったものから処理できないかというような話し合いを現在進めているところです。まず何か取り組んでみようということで今話を進めておりますので、もうしばらく時間は要するものと考えております。

◎平良和彦君

期待したいと思います。ぜひともよろしくお願いします。

続きまして、行政改革、行政経営課については何人かの同僚議員が質問しておりますので、これは割愛したいと思います。

続きまして、行政経営会議ですか、これは自治体経営の効率化を向上させるため、外部委員を中心とした行政経営の会議を新設するというので、内容と構成員、これ説明しましたっけ、していないですね。では、よろしくお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

行政経営会議の内容についてお答えいたします。

行政経営会議は、市長の諮問機関として設置をいたします。会議では、公共施設等総合管理計画を踏まえつつも市を取り巻く状況変化にも考慮しまして、施設別行政コスト計算書等に基づき、施設の長寿命化、統合、廃止、民間活用など資産リストラ等の推進に向けた審議を行い、市長へ答申をいただくことになっております。

構成員ということでございます。まず、構成は外部委員を予定しております。外部委員に関しましては、検討段階ではございますが、学識経験者、あと関係団体を代表する者、自治体の財産に関する学識経験者、あと不動産、建築に関する学識経験者、その他市長が必要と認める者などを8名ほど予定しております。

また、当局側からは、市関係部局の職員を4名ほど加えた計12名ほどの委員で構成する組織体を予定しております。

◎平良和彦君

分かりました。頑張ってください。

次の宮古島市未来戦略会議なんですけども、これまた大城仁議員のほうも質問しておりましたので、割愛させていただきたいと思います。

続きまして、特定利用空港・港湾についての市長の見解をお伺いいたします。これも多くの議員が質問しておりました。私のほうからは、平良港を特定利用港湾に指定するという、市長も同意するというふうな話をしておりますので、それまでの今後のスケジュールですか、これを教えていただければと思います。

◎市長（嘉数 登君）

これまでの答弁と繰り返しになる部分あるかと思いますが、特定利用空港・港湾の指定に向けた今後のスケジュールにつきましては、3月12日に国のほうから総合的な防衛体制の強化のための公共インフラ整備についてという確認依頼文書が発出をされております。市としましては、国とこれまでの調整の経緯、それから確認状況、当該取組に対しては様々な意見もございます。そういったことも踏まえて指定の可否について熟慮してきた結果、大規模災害における緊急輸送拠点の確立、それから防衛、安全保障上の重要性、平良港港湾整備における財政支援の確保の観点からも必要な対応と判断いたし、指定を受け入れる考え方でございます。

◎平良和彦君

これ受け入れる中では、何か手続とか、そういったものがあるかと思うんです。これ年度内に行うという話かと思うんですけど、どうなっていますか。

◎市長（嘉数 登君）

失礼いたしました。3月12日付で国からの文書が発出されておりますので、それに対して市からの回答、回答を受けて国のほうが指定をするという流れになろうかと思っていまして。今のところ年度内で行えるかどうかということについては明確な回答を得ておりませんが、3月中であれば恐らく年度内の指定というところで動いていくんだろうというふうに考えております。

◎平良和彦君

頑張ってくださいと思います。

これ石垣市のほうは、こういった文章等をホームページに載せております。特定港湾指定についてというのと、また石垣港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項等を載せておりますので、宮古島市のほうも市民に幅広く公表する意味でも掲載したらどうかということをお願いしたいと思います。

続きまして、地域行政についてでございます。城辺地域の各自治会公民館の安全性についてお伺いいたします。安全性を確認する規定についてお伺いしたいと思います。城辺地域には24の自治会がありまして、そこには当然公民館等があります。中には建設してから50年以上たっている公民館もあるかと思います。この公民館の安全性を確認する規定とか、そういったものはありますか、お伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

公共施設の安全性を確認する規定の質問がございました。まず、電気、空調、給水、排水設備などの運

転監視や非常通報装置、電気工作物、空調等の設備保守点検など、その施設を管理する部署においてそれぞれの法律に基づき管理されることになります。

◎平良和彦君

私が見る限り、新城公民館とか下南公民館は特に老朽化が進んでいるのかなと見受けられます。そこで、安全性の確認調査、これまで各公民館の安全性について確認調査を実施したのかお伺いいたします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

平良和彦議員ご指摘の公民館でございますが、公民館につきましては地域住民がふだんから多く利用しているものでございますので、その施設の管理者は利用者が安全に使用できるように適切に調査し、管理を行うべきものだというふうに考えております。

◎平良和彦君

ということは、自治会長が管理者となることなので、自治会長が行うべきということかなと思います。けれども、なかなか自治会長がここまでやるのかなというのが疑問に思いますけれども、これこういったものを各自治会の会長に通知したことはありますか。例えば自治会として避難場所になるのかな。何か災害とかがってなった場合に、この建物は本当に駆け込んでも大丈夫なのかとか、そういったものを考えての行政からの通知とか、そういったものはやったことありますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

今平良和彦議員ご指摘の新城公民館、下南公民館につきましては、両公民館は避難場所としての指定はされておられません。行政としてそういった通知とかしたことがあるかということですけど、あくまでも施設の管理はその管理者が行うべきというふうに考えておりますので、特に通知をしたことはございません。

◎平良和彦君

分かりました。各自治会でしっかりと管理するようということです。

続きまして、電子戦部隊の車両等への搬入に反対する住民らの抗議活動について当局の見解をお伺いしたいと思います。これについては、市民からの苦情の相談がありましたので、一般質問をしております。私は、電子戦部隊の配備に対する市民団体等に抗議活動をやめろとか、やらないでということでは言っておりません。というのは、新聞等によれば今年の2月26日に陸上自衛隊宮古島駐屯地への電子戦部隊配備に対して、陸揚げの際に漲水埠頭入り口で地元の方、また県外の方々が、メンバーが配備反対の意思を示すために阻止行動をしたというふうに新聞等で見ました。

そこで、数多くの警察も配備されて、物々しい状況だったと写真等で見受けられましたけれども、そこで監視している警察のほうで、こちら宮古島警察署からの警告ですと、通行妨害をやめて道路を開けてくださいと呼びかけたそうです。そして、地元紙、また県紙にも道路のほうに寝転んでいる写真等が載っておりました。そして、警察のほうからは警告20分後です。阻止行動を行っている方々を排除に乗り出したと。1人の方を抱えるのに2人から3人かかるそうなので、これで移動させたというふうに新聞に載っておりました。

そしてまた、宮古島駐屯地前でもこのような阻止行動が続きまして、一般車両が多く通る通称上野線でございますけれども、自衛隊の大型車両が入り口のほうで止まっておりますので、後続の一般車両の通行に影響が出たということも聞いております。そして、渋滞の中には、いらいらしたんでしょうか、ホーンを

鳴らす車もあったと聞いております。

そこで、今後もこのようなことがあるかと思われませんが、このことについて市の当局の見解をお伺いしたいと思います。ちなみに、石垣市の方からちょっと聞いたんですけど、隣の石垣市では市民による座り込みとか、道路で寝るといった行為はないというふうに聞いておりますので、宮古島だけ特殊なのかなと思っておりますが、そこは市のほうはどういうふうに考えているのか、対処法があればよろしく願います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

住民の抗議活動についてお答えします。

まず、平良港における市民団体による抗議活動に関しましては、市民の権利として尊重されるべき表現の自由であると考えています。一方で、その活動が他の市民の生活や安全に影響を及ぼすことがあってはならないと考えております。

また、自衛隊施設の入り口での抗議活動の件についてなんですけども、道路渋滞については市民生活に直接な影響を及ぼすものであります。抗議活動の方法については、他の住民の生活に影響を及ぼさないよう配慮していただきたいと考えております。

◎平良和彦君

数えたわけではないんですけども、写真等を見ますと、両方に警察がおりまして、13名ほどの方、両側でいくと26名ですか、倍なんです。そうすると、宮古島署にもそんなに多くの署員がいるとは、代わりばんこで休んだりとかしていると思いますので、多分休みとかを返上して出てきているのかなと思っております。万が一どこかに事件等が起きた場合、これで対処できるのかという心配もございますので、そういったところをしっかりと市民に迷惑かけないような行動を取ってもらいたいと、当局のほうからでも指導のほうできればなと思っております。警察と情報交換しながらやっていただければなと思っております。

続きまして、教育行政についてお伺いいたします。宮古島市らしさの学力向上についてお伺いいたします。第3次宮古島市教育ビジョン、教育振興基本計画なんですけども、これは令和4年度から令和8年まで行われる計画でございます。この中に、今の時代というんですか、読みますと、始めにというところがありまして、現在社会においては人工知能、AIですね、ビッグデータ、インターネット・オブ・シングス、ロボテック等の先端技術を高度化し、この技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れた、Society5.0時代が来たと。これは、超スマート社会というふうに言われているそうです。Society5.0は、サイバー空間、仮想空間ですね、とフィジカル空間、現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会と言われておりますと。すごい時代が来ているなと思います。

こういう時代に立ち向かうためには、今のお子さんっていうんですか、学生はいろんな方法で勉強しないといけないというふうに思います。ちょっと調べたんですけど、沖縄県の学力向上推進5か年プラン・プロジェクトⅡというのがあるんですけど、その中で学力向上推進の取組と現状から、全国学力・学習状況調査結果、全国平均正答率との差という推移が出ておりました。その中で考察がありまして、これを見ますと、これは令和2年度から令和6年度までですので、多分令和6年度がまとめになるのかなと思うんですけども、その中で小学校は国語、算数ともに下降傾向で全国の平均正答率を下回る結果となった。そして、中学校は国語、数学とも緩やかな改善傾向が継続しているが、全国の平均正答率との差が広がる結

果となったと。そしてまた、小中学校とも自分のやりたい意見をまとめ、記述して回答をする質問において無回答率が高かった。

沖縄県のほうではこのような結果になっていますが、本市の学力向上推進はどうなっているのか。第3次宮古島市教育ビジョンの確かな学力の向上の推進のほうでは、重要課題としては幼児教育と小学校教育の円滑な接続を挙げております。まず最初に、本市のこれまでの取組、こういったことをやっておりますという取組をお聞かせください。

◎教育部長（砂川 勤君）

第3次宮古島市教育ビジョンにおいて、宮古島市らしさの学力向上を目指し、これまで幾多の困難な時代を乗り越え、島を発展させた先人たちが残した教訓や精神性である命どう宝、アララガマ、ユイマール、博愛の心を子供たちに身につけてほしい4つの力として掲げ、教育活動を推進しております。

具体的な取組としまして、今年度は年2回の校長連絡会、年4回の小中学学力向上推進担当教諭研修会等の機会を利用して、4つの力の育成を目指した共通理解を図っております。その後、各学校において道徳教育や将来の夢、目標の実現に向けたキャリア教育などの取組の推進を通して4つの力の育成に向けて取り組んでいるところでございます。

◎平良和彦君

続きまして、学力向上施策の成果等が分かれば教えてください。

◎教育部長（砂川 勤君）

先ほど平良和彦議員も少し触れましたけども、宮古島市の全国学力・学習状況調査結果から、小学校6年生ではいずれも沖縄県、全国平均正答率を下回っております。文部科学省の分析から、正答問題数の差は全国と一、二問程度であり、平均正答率も全国平均正答率の前後10ポイント以内であるため、大きな差は見られないとされております。

中学3年生においては、沖縄県平均正答率と比べ同率もしくは上回っております。なお、同調査で実施されます中学生への質問において、地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますかという項目において、沖縄県、全国平均を上回る約81%となっております。地域や郷土を大切に思う生徒が育成されていることが分かっております。

また、小学生、中学生の質問に目を向けますと、博愛の心につながる項目、人が困っているときは進んで助けてあげていますか、ユイマールに関する項目、友達や周りの人の考えを大切に協力し合いながら課題の解決に取り組んでいますかなどにおいても沖縄県、全国平均を上回る肯定的回答となっております、本市の児童生徒においては宮古島らしい学力向上に関する項目で豊かな心が育まれていると感じております。

◎平良和彦君

分かりました。一つだけ残ったので……

◎議長（平良敏夫君）

時間です。

◎平良和彦君

今後の取組、展開については今度お聞かせください。

議員番号10番、平良和彦、一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで平良和彦君の質問は終了しました。

◎友利光徳君

質問をする前に、いつものように私見を述べさせてください。新型コロナウイルスが猛威を振るうさなか、しかも考え方が異なる市民大衆を持ち前の包容力と心優しさ、さらには強い愛情で温かく包み、激動する市政を4年間務め、任期満了した第5代宮古島市長、座喜味一幸市長に対し、心からお疲れさまと感謝の意を表したいと思っております。なお、この言動表現に対し不愉快な思いを感じる方々がいらっしやるとしたならば、心からおわびを申し上げます。

去る1月24日の座喜味一幸市長の退任式に参加しました。そのときの表情は、穏やかさと冷静さを保っているような感じがしました。会場からエレベーターまでの間、泣くかなと心配していたと伝え、泣きまねをしていました。心境を読み取ることは誰もがつかむことはできないが、しかしご本人の気持ちはいろいろと入り乱れていたと推測されます。なぜこんな結果になったのか、人として、人間として道理、道徳、義理人情、大義とは何なのか。これは、古い時代の言葉かなというふうな感じで立ち止まって考えていました。座喜味一幸前政権がまいた種は、完全に収穫される頃は県議選、市長選の頃です。健康に留意されまして関わることを期待します。政治家は、一生政治家です。

次は、過去に質問項目が多いと問題提起をされた経緯があります。言い訳かもしれないけども、議員個々には個性があると表現します。震える身を覚えながら一生懸命一般質問をする私に対して、質問をしなさい、質問をしなさいと連唱され、通告されているのに通告外と注意され、関連質問すると通告外と制止をされ、また通告されていないのに質問される場面、通告して質問したのに課題解決されない。答弁しないのにも課題解決にされる。いろいろあるような気がします。

それと、もう一つは、通告を締め切った後に宮古病院前の上屋と総合実業高校の前の上屋の件で話がありました。それから、最後ですけども、沖縄県立伊良部高等学校の跡地利用が決まったという情報があります。伊良部のために一生懸命頑張るようお願いします。

それでは、2024年11月に県、宮古島市の農業普及に大きく貢献された大先輩から、南岸リゾート東海岸開発に懸念を示し、その反面、北海岸に行政の手が離れているという提言を受け、感謝の意を表し、高野漁港から保良の泉までの21項目は通告したと思っておりますので、皆様方には誠意ある答弁をよろしくお願いします。

最初に、高野漁港を観光バスのコースに入れないかということに関係者から聞いて、今日確認をすると、質問をしなくてもいいけども、世の中に出ただけでもいいんじゃないかなという指導がありましたので、これは割愛します。

それで、2番目のNHKのラジオ体操についてですけども、これも何回も質問しているので、皆さん分かりますので、どうぞ20周年記念事業に当てるようお願いします。

それで、3番目の旧城辺町で検討されていたシンボルタウン構想事業について改めて再考する気はないのか、ないのかあるかだけで結構です。

◎企画政策部長（久貝順一君）

旧城辺町におけるシンボルタウン整備構想は、旧城辺町役場を核として地域の活性化と新たなまちづくりを目指すものとして策定されましたが、市町村合併後においてこの構想は継承されていませんので、検討はしておりません。

◎友利光徳君

次は、城辺総合公園内にある城辺球場の市町村合併から現在までの予算措置についての説明を求めます。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

城辺総合公園内の城辺球場についての予算措置でございます。合併直後から観光商工スポーツ部まで、令和4年度まで、引き継がれるまでの予算措置の状況が把握できませんでしたので、令和4年度から観光商工スポーツ部に移管された後の予算措置の状況についてご説明いたします。令和4年度435万円、令和5年度496万円、令和6年度505万円となっております。

◎友利光徳君

観光商工スポーツ部長、皆さんは老朽化がひどいということで離島甲子園から外していますよね。今後の対策はどうなっているのか。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

城辺球場は、オリックスが宮古島でキャンプしていた当時は社会人などキャンプの需要がございました。撤退後に市民球場に社会人のキャンプ地が移動したことなどとなっており、需要が減少しております。コロナ禍期間中はキャンプ需要がなく、伊良部球場が供用開始されたこともあり、数年間キャンプが実施されない期間がありました。

ただ、昨年度より韓国の高校生チームより合宿利用の希望がございまして、キャンプ受入れも再開しているところでございます。今後は、キャンプ利用の需要も踏まえた上で利活用を検討し、施設の維持管理に引き続き努めてまいります。

◎友利光徳君

②、未来創造センターの課題についてのほうに移ります。駐車場が不足ぎみであれば上水道側の向かいのほうに、現場で打合せしながら説明したんだけど、駐車場が不足していますよと言ったら、空いていますよという反論をしたので、あと10台ぐらい私は必要ではないかと思うんです。駐車場の確保はできないですか。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

未来創造センターの駐車場は、図書館正面に10台、西側駐車場に200台の駐車スペースがあり、図書館、公民館に来館された皆様にご利用いただいております。図書館正面にある駐車場スペースは、ループバスやチョイソコバスのバス停として、また未来創造センターを利用する子供たちやご高齢の方の送迎の場所として利用されておりますので、その正面に駐車場を増やすことは難しいと考えております。

◎友利光徳君

駐車場がなかなか空かないもんだから、バスのレーンが敷かれている西側のほうにも行くんです。西側から研修センターの南のほうへ上がるときの勾配がすごく強いんです。あれで検査が合格したのかなと思ったら不思議でたまらないです。勾配の修正はできないですか。私のように膝が痛んでいる人とか、障害のある人のために。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

令和6年3月定例会で上里樹議員より、当該箇所の手すり設置についてのご質問をいただきました。危険性を除去するため、次年度当初予算に手すり設置のための費用を計上しております。今後の対応としては、手すりの設置を進めることで対処してまいります。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時04分）

再開します。

（再開＝午後3時04分）

◎生涯学習部長（天久珠江君）

勾配の修正についてですが、先に手すり設置の予算を計上して設置を進めることで対処することになっておりますので、勾配の修正については予定はしておりません。

◎友利光徳君

5番は聞き取りのときに確認してありますので、6月定例会で進捗状況を確認しますので、頑張ってください。

次は、6番もそうです。何も進捗状況ありませんので、6月定例会で確認しますので、作業の流れをちゃんとしておってください。

それから、7番目の市長選挙があったことで職員の間で融和とかいろんな問題が、好ましくないんじゃないかなということを私は勝手に考えています。ということは、旧城辺町時代に元の町長と現職町長とが選挙を戦ったことがあるんです。そう仲がよいとは感じなかったんです。私は少し選挙に関わったものだから、よく知っているんだけど、庁舎内における職員の間はいいようにいっているのか、その辺を答弁してくれますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

市長選挙の結果にかかわらず、職員間での意思の疎通や連携は図られているものと考えております。

◎友利光徳君

例えば選挙があった場合に、昇任の問題とか、そういったのがあります。こういうことについての巡り合わせというのかな、そういったのは考えられますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

昇任も含めまして公正に行われているものというふうに考えております。

◎友利光徳君

それでは、嘉数登市長が以前に副市長に就任する際からの発言から今までの発言についての何か所か選んで話をしますけども、令和5年4月26日付の地元紙で、副市長就任は大変光栄であると、責任感の重さで引き締まると、このように。市長の公約実現に執行部と一丸となって頑張りますよと申し上げています。その言葉についてどのように今感じているのか。

◎市長（嘉数 登君）

令和5年4月25日に副市長同意案通していただきました際、そういう発言をいたしました。副市長はあ

くまでも市長の補佐役ですので、市長の公約を実現に向けて補佐していくと、そういったことを答弁とい
いますか、回答したものであるというふうに理解しております。

◎友利光徳君

市民が真ん中、私は初めて聞きました。この言葉の持つ意味というのを説明してください。

◎市長（嘉数 登君）

今回市長に就任するに当たって、基本的な姿勢として私は市民が真ん中と、それは基本的な姿勢として
おります。市民には様々な課題があるかと思っています。その課題を解決するために市民を真ん中に考
えていこうという、そういう姿勢を市民が真ん中ということで表しております。

◎友利光徳君

それと、出陣式だったと思うんだけど、市長がどこにいるか分からない状態という発言をしました。
というのは、これどのように私ら理解すればいいですか。

◎市長（嘉数 登君）

どこにいるか分からない市長という表現については、特定の人物を指しているものではございません。
私は、市長が市民の皆様のもとへ積極的に足を運び、直接市民の声を聞く姿勢を示させていただいたとい
うことでございます。市政運営を進める上においては、やはり市民の声に耳を傾けることが必要であると
いうふうに考えておりまして、様々な場所、場面へ足を運び、課題解決に資する市政運営に努めてまいり
たいというふうに考えております。

◎友利光徳君

いっぱいあるんだけど、時間の都合もありますので、次は2番目の職員の任用についてですけども、
これは3人ほどから相談を受けました。会計年度任用職員の任用基準はあるかどうか。もしあるとしたら、
どのようなところに重点を置くのか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

会計年度任用職員の採用に関しましては、まず資格、経験等が必要な職種については応募者が必要とさ
れる資格や経験を有しているか、募集する職務の内容に合わせて応募者が職務内容に適した能力や適性が
あるか、職場環境に適応し、他の職員と協働できる人物かどうかを書類審査や面接などを通して客観的に
評価し、総合的に判断した上で適任者を採用するよう努めているところでございます。

◎友利光徳君

次は、今年度新規に採用された職員数は何名ですか。これ部局ごとに説明をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和6年度中における新規で任用された会計年度任用職員の部局ごとの人数でございます。市長部局
71名、教育委員会73名、水道事業1名、農業委員会1名、選挙管理委員会1名、消防4名、市全体では151名
となっております。

◎友利光徳君

関連をしまして、令和7年度も内定していると思うんだけど、その内訳をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時13分)

再開します。

(再開＝午後 3 時13分)

◎総務部長（與那覇勝重君）

市長部局の今年度、令和 7 年度採用予定が351名となっておりますけども、部局ごとの数字今持っておりませんので、後で資料を提供したいと思います。

◎友利光徳君

応募したけども、任用されなかった。されないもんだから、また教育委員会に応募をした。そこでも任用されなかった。その理由をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

まず、任用した理由でございます。まず、応募者の中から、職務内容に適した能力や適性を有しているか、職場環境に適応し、他の職員と協働できる人物がどうかを総合的に判断した上で適任者を採用しているところでございます。

また、見送った理由でございますが、同様に応募者の中から職務内容に適した能力や適性を有しているかどうか、職場環境に適した他の職員と協働できる人物かどうかを総合的に判断した上で、他の応募者が適任であるというふうに判断したため、任用を見送っているということでございます。

◎友利光徳君

これまで、市町村合併してから今日まで、一番長く任用職員でいるのは何人いますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

市町村合併時の平成17年からでございます。平成17年から採用されている、採用といいますか、再度更新している職員は20年間がおりますが、今職員数手元にございませんで、これも後で提供したいと思います。

◎友利光徳君

それでは、関連をしまして、ハローワークに行って紹介状を取ってきますよね。最初に採用された職員で最初履歴書が皆さんの前に来たのはいつですかね。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時16分)

再開します。

(再開＝午後 3 時17分)

◎総務部長（與那覇勝重君）

最初に申し込んだのはいつかということでございますが、今確認中でございますので、これも後で答弁させていただきます。

◎友利光徳君

次は、これ意地悪な質問かしらんけど、会計年度任用職員を採用する場合に、今回市長が新しく替わったので、市長の意見を聞くというのはありましたか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

会計年度任用職員の任用につきまして、通常市長に意見を聞くことはございません。

◎友利光徳君

次は、教育委員の空白地域についてですけども、今旧城辺町にいないんですよね、旧城辺町出身が。これ地域の均衡ということを考えた場合、どうしてもやはり空白地域はあっちゃいけないと思うんです。その辺についての考えを簡単にお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

教育委員の選任に当たりましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項で、地方公共団体の長は、委員の任命に当たっては委員の年齢、性別、職業等に著しい隔たりが生じることのないように配慮するとともに、委員のうちに保護者である者が含まれるようにしなければならないというふうに定められております。それにのっとり、宮古島市全体を捉えて人選を行ってまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

ただいまの答弁を聞くと、これは合併協議会で各市町村から1人というふうな申合せ事項があったと思うんです。前の根間玄隆さんを任命するときに城辺からも2人応募者がいたんです。1人は、私も推薦しました。もう一人は、放送関係の方がいたんですけども、前の教育長はそのことについてどのように答弁したかと思いませんか。分かりますか。分からなかったら、分からないだけでいいです。

◎教育部長（砂川 勤君）

申し訳ございません、今手元にございませんで、分かりかねます。

◎友利光徳君

必ず答弁書をコピーしていただいて、お願いしたいと思っております。

3番目の特別職が市の工事を受注していると。マスコミも取り上げるし、私も現場を高野で見てきました。これ本当かうそか、どっちのほうですか。簡単に。

◎総務部長（與那覇勝重君）

教育委員会以外の発注工事を受注しております。

（議員の声あり）

◎総務部長（與那覇勝重君）

あります。

◎友利光徳君

令和5年5月17日現在で、本市にこの会社は入札参加できなかったような気がします。調べたところですか。入札参加願は出されていますか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

提出されております。

◎友利光徳君

本市には、土木は37社かな、39社かな、Dは。この企業もDランクだと思うんだけど、これまでの実績というのはありますか。実績があって、自社で工事しましたか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

登録業種は、土木D、舗装Bというふうになっております。指名が土木Dが8回、舗装Bが2回、落札件数は1件となっております。

◎友利光徳君

私が知っている限りは、自社で工事をするような会社ではないと私は思っているんです。これは、下請代金支払遅延等防止法に該当するような会社ではないかなというふうに勝手に思っているんだけど、これ自社で工事をしましたか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

その件に関しましては、当然その会社が入札しているわけですから、その会社のほうでされているとは思いますが。

◎友利光徳君

次は4番の消防体制ですけども、これは関係者が今回は質問を取り下げたほうがいいんじゃないかという連絡がありましたので、今回は、大変申し訳ありませんけども、質問を取り下げます。

次は、平和行政についてでありますけども、下地島空港における屋良覚書と西銘確認書について、これを令和4年12月定例会で前伊川秀樹副市長が私に答弁していますけども、2004年11月29日に下地島軍事利用に反対する郡民総決起大会で、下地島空港の使用に関して民間飛行場以外の目的に使用させないとの屋良覚書、西銘確認書を厳守すると答弁していますが、これに間違いはないですか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

下地島空港に関しましては、管理者である沖縄県において利活用が推進されております。今後も屋良覚書と西銘確認書に基づきまして、人命救助、緊急避難等特にやむを得ない場合を除き、民間空港機が使用する方針で管理運営されるものと考えております。

◎友利光徳君

次は、2番目の電子戦部隊の配備について意見書を出しましたよね。これについて嘉数登市長の考えを聞きたいなと思っております。これ意見書が出たというのは、議会として簡単に軽視をしてはいけないと思うんです。市長、その辺についてどう思いますか。

◎市長（嘉数 登君）

電子戦部隊についてお答えいたします。

電子戦部隊の配備に関し、令和5年9月定例会において、市民への丁寧な説明を求めて意見書が採択されているところです。市は、意見書採択を受け、令和6年12月6日、沖縄防衛局に対し、丁寧な説明を求める要望書を提出いたしております。新たな部隊配備など駐屯地機能の強化については不安を感じる住民もいることから、防衛省は丁寧な説明を行う必要があると考えており、その旨伝えております。

市としましても、今後も必要な情報提供に努めてまいりたいと考えております。

◎友利光徳君

市長、野党に説明しなかった、この気持ちについてどう思いますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後3時27分）

再開します。

(再開＝午後 3 時27分)

◎市長（嘉数 登君）

電子戦部隊の配備に関しましては、令和 5 年 8 月末に公表された防衛省の令和 6 年度概算要求を受けて、本市市議会においても複数の議員が一般質問等を行っているところでございます。今回の電子戦部隊の配備や車両の搬入、隊員の配置については、防衛省からは公表しないという説明がございました。

野党市議に対する説明が行われなかったことについては、野党市議の皆様の申入れのときに私からも配慮が足りなかった旨申し上げたところでございます。

◎友利光徳君

次は、3 号の特定利用空港・港湾の件についてですけども、これ今日の琉球新報が大きく報じております。今10分ぐらい前にもらってきましたけど、さっき防衛省の話をしましたよね、市長。私は、あなたがこの宮古島市に来るときに、あなたのよく知っている方から、防衛省との人脈が強いから気をつけなさいなという注意を受けたんです。ですから、私はよく知っているんですよ、その辺はどういう関わりしているかというのは。

3 の 1 の特定利用空港・港湾のことなんだけど、これ取り下げる考えはないですか、まずそれから。簡単でいい。

◎市長（嘉数 登君）

熟慮の結果の判断しておりますので、取り下げる考え方はございません。

それと、友利光徳議員がおっしゃってありました私と防衛省との関係については、これは私に確認された情報でありませんので、ぜひ訂正願いたいと思っております。

◎友利光徳君

那覇からの情報だったもんだからそう言いましたので、では訂正します。

この新聞にもあるように、読みました。選挙前と選挙後と変わっているよと。その辺についてはどのように考えていますか。

◎市長（嘉数 登君）

選挙に臨むに当たって、やるやらないという発言を私はしていないと思っております。今回改めて市長になって、防衛省あるいは内閣官房から改めて説明を受けていく中で、市が抱いておりました疑問点について改めて説明を受けましたので、それを踏まえて熟慮の結果、受入れを判断したというところでございます。

◎友利光徳君

特定利用港湾についてですけど、取り下げないということは、この確認書と覚書というのは交わされていますか。

◎市長（嘉数 登君）

これは先ほども答弁しましたが、3 月12日に国のほうから文書が発出されておまして、確認書のほう、これを今後両方で確認をしていくという流れになっております。

◎友利光徳君

ですから、市長、この確認書というのは締結されていますかということを聞いています。ということは、琉球政府時代の行政主席の屋良朝苗先生が、伊良部島の土地の問題で通商産業省と折衝している間に、当時の与党の立法院議員が確認書を取りなさいということを言っているんです。屋良朝苗主席は、確認書を取っています。これは、昭和45年の新聞にちゃんとあります。ただ、市長がおっしゃっているときだけが使うのではなくて、自衛隊とか米軍は使わないよという、その確認書を取れますか。ありますかということを言っているんです。それ今後取る予定ありますか。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後 3 時32分）

再開します。

（再開＝午後 3 時32分）

◎市長（嘉数 登君）

空港の話ではなくて、我々がやっているのは港湾の話ですので、平良港における港湾施設の円滑な利用に関する確認事項というものがございます。これはまだ締結しておりませんが、1つには、港湾管理者はというところで、平素において自衛隊、海上保安庁の運用や訓練等による港湾施設の円滑な利用について、港湾法、その他の関係法令等を踏まえ、適切に対応するということと、2点目として、自衛隊、海上保安庁と港湾管理者は、国民の生命、財産を守る上で緊急性が高い場合、または艦船の航行の安全を確保する上で緊急性が高い場合、これは武力攻撃事態ですとか、武力攻撃予測事態を除く場合であって、当該港湾施設を利用する合理的な理由があると認めるときには、民生利用に配慮しつつ、緊密に連携しながら自衛隊、海上保安庁が柔軟かつ迅速に施設を利用できるように努めるものとする、それから3点目として、上記の着実な実施に向けて、防衛省、沖縄防衛局、海上保安庁第十一管区海上保安本部と港湾管理者、つまり宮古島市との間において連絡調整体制を構築し、円滑な利用に関する具体的な運用のための意見交換を行う。内閣府沖縄総合事務局がこれに協力するというので、この確認事項の締結者は、内閣府沖縄総合事務局開発建設部長、それから海上保安庁第十一管区海上保安本部長、防衛省の沖縄防衛局長、宮古島市長ということになりまして、確認事項ができたからといってすぐということではなくて、その前提として連絡調整体制を構築し、そこで緊密に連絡をすると、意見交換をするということになっております。

◎友利光徳君

次は、防衛省から非公開で説明を受けますよね。市民は、特に市議会議員というのは知る権利があるものですよね。市民に説明する責任があります。この辺について市長はどのように考えているか。これから再考する考えはないのか、答弁を求めます。

◎企画政策部長（久貝順一君）

市長面談におきましては、防衛省に限らず面談の内容や目的に応じて公開または非公開を決定しております。公開、非公開につきましては、面談者の意向を尊重することを基本としているところです。防衛省のみ全ての面談を公開することはできないと考えております。

◎友利光徳君

戦後80年事業についてですけども、どうですか、市独自の計画というのはされていますか。簡単で、あるならある、ないならないで結構です。

◎生涯学習部長（天久珠江君）

教育委員会では、総合博物館で平和展「未来を創る君たちへ」の開催を予定しております。内容については、これまで島内で記録されてきた戦争体験談をパネルや映像、音声などで紹介する予定です。戦争を体験された方々が語った戦争がどのようなものだったのか、見て、聞いて、読んで、当時のことを知ることと改めて平和について考え、未来を語り合うきっかけにしたいと考えております。

そのほか、図書館では毎年慰霊の日を中心に沖縄戦関連資料の特集コーナーを設けておりますが、令和7年度は沖縄戦だけではなく、現在世界各地で起きている戦争について考えるための資料を紹介していく予定です。

◎企画政策部長（久貝順一君）

企画政策部関連の事業としまして、宮崎県小林市において市制20周年記念移動平和展「戦争と子どもたち～学童疎開～」を予定をしております。

◎友利光徳君

次は、ちょっと飛ばして地域振興について、これ答弁は求めませんけども、浦底港の新設工事についてですけど、これは旧城辺町の友利隆彪町長が隆彪構想というのを練っております。1970年ですけども、答弁は今日いいです。ということは、そういう構想があったということを世の中に出すだけでもいいんじゃないかなという感じでありますので、これは答弁は今日いいです。

その次の新城海岸についてですけども、県のほうは1年ぐらいはそのまましておきたいという話をしていました。また、皆さんもそういう考えであるみたいではあるけども、一番大事な問題は4月の末ぐらいから動くんじゃないかなと、業者が。業者が動くことは、あちらで20年ぐらい事業をやっている方と話をしたんだけど、自治会で、新城自治会に契約させて、その下請でもいいんじゃないかということ話をしていました。

今日聞きたいのは、指定管理ではなくて、聞かなくてもいいんだけど、ホテルができますよね、海のそばに。これを懸念しています、新城の方が。リゾートホテルが。これ答弁はいいですので、ただ話だけ聞いてください。

その次は、吉野海岸、保良泉を、地元の財産ですので、地元に貢献できるような、島にいる方を優先して、そして福嶺小学校の存続に貢献できるような業者を選ぶようにお願いします。

議長、ちょっと休憩をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

何か。

◎友利光徳君

特別職に関する同意案が今度同意案1号、2号で出ます。選挙と関わった方が教育長の候補として出ているような気もしないではないんですけども、市長、教育長の同意案について再考する考えはないですか。

◎市長（嘉数 登君）

教育長人事につきましては、人格や人柄、教育行政に関して識見を有していることやこれまでの実績等

を総合的に判断し、適任者として提案しているところでございます。見直す考え方はございません。(382頁に発言訂正あり)

◎友利光徳君

市長、何で今の時期ですか。

◎市長（嘉数 登君）

空席になっている副市長、教育長を早急に選任し、新年度からしっかりとした体制で市政の課題解決に取り組んでいきたいという思いから、追加提案をいたしました。

◎友利光徳君

教育長を推薦する主な理由は何ですか。

◎市長（嘉数 登君）

繰り返しになりますが、教育長人事につきましては、人格や人柄、教育行政に関して識見を有していること、それからこれまでの実績等を総合的に判断し、適任者として提案しているところでございます。(382頁に発言訂正あり)

◎友利光徳君

ということは、本人からの申出ではなくて、そして後援会でもなくて、市長のですよ、市長自らが推薦しているというふうに理解してよろしいですか。

◎市長（嘉数 登君）

もちろん最終的な判断は私がいたしますが、選任に当たってはいろんな方から話を聞きます。本人の実績に加えて、周りからも、それから教育関係者からも話を聞いた上で最終的に判断して提案をいたしております。

◎友利光徳君

教育というのは、私の持論なんですけども、人間形成の機関と思うんです。要するに人間をつくっていく。そうですね。大義名分という言葉がある。大義名分というのは、道理、道徳というふうにつないでくるよね。この宮古島市の教育委員というのは、道徳の充実というのを掲げています。私は、それとこれ、ちょっとかけ離れるんじゃないかなというふうに思うんだけど、ということは途中で投げ出しでいった人が、任務を。1月7日には皆さんのところで拳を上げています。1月18日には私と添道で本人が遭遇しました。1月19日には踊っていました。これ人間形成に少し欠けるんじゃないかなと私思うんだけど、市長どのように考えますか。

(何事か声あり)

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後3時44分)

再開します。

(再開＝午後3時46分)

◎友利光徳君

瑞福隧道について、これ比嘉のトンネルなんだけど、これ日本農業遺産に登録できないかなというの

を前の議会でも取り上げました。日本農業遺産というのは100年からが該当するらしいです。これは昭和8年ですので、92年ぐらいになります。砂川朗部長は私の前の質問に、地元から要請があればという言葉を使いました。これ地元というのは理解できません。昨日、多良間村の総務財政課の来間玄次さんに電話入れました。これ協議会を立ち上げるのが先らしいです。これは、答弁はいいです。ただ、提言しておきます。農業遺産登録協議会というのを立ち上げるというのを多良間村の来間玄次さんがおっしゃっていましたので、そのように準備をしてください。まだ8年ありますので。

次は、宮古空港の関連についてでありますけれども、関係者が職員の専属の駐車場がないと、そういう相談を受けまして質問しますけれども、平成18年9月定例会で当時の建設部長は403台スペースあるよと、最近また128台スペースを設けてあります。全体で524台駐車可能らしいです。しかし、職員とお客さんとの区別がされないもんだから、どこでも止めているような話があったんだけど、今まで高くその使用料を払ったのは幾らですか。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古空港有料駐車場において最も高額な支払い額は5万6,000円で、今年度発生しております。

◎友利光徳君

建設部長、これは5万6,000円というと1日は1,000円ですよ。これ何日ですか。

◎建設部長（川平陽一君）

最長駐車日数は、56日間でございます。56日です。

◎友利光徳君

次に職員は何名ですか、空港に勤める職員。分かるものであれば。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古空港には令和7年3月現在で400名の方が勤務されております。

◎友利光徳君

職員専用の駐車場というふうな確保というのかな、例えば皆さんに知らずような、例えば立て看板を立てたり、そういった方法というのは可能ですかね。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古空港において、現在のところ職員専用の駐車場は場所がなく、利用者と同じく有料駐車場を使用しております。

◎友利光徳君

港湾行政についてお尋ねします。1から3までは聞き取りで大体分かりますけれども、4の検討委員会の人数をお願いします。何人で始まって、何人で終わったかという。

◎建設部長（川平陽一君）

検討委員会の委員は8名です。

（議員の声あり）

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市みなとまちづくり基本計画に基づくウォーターフロント再整備事業選定委員会の委員は、当初は8名でしたが、令和6年10月に副市長が退職となったため、現在は7名でございます。

◎友利光徳君

やめた理由は何ですか。

◎建設部長（川平陽一君）

退職に伴います。

◎友利光徳君

この事業は、市長もこの事業に対しては喜んでいたような新年度の挨拶にあります。これ市長決裁はありましたか。あったとしたら、いつあったのかなというのを答弁。

◎建設部長（川平陽一君）

宮古島市事務決裁規程第6条、市長の決裁事項の規定に基づき、募集要項等の公表、審査結果の公表、事業者との覚書の締結については市長決裁により実施しております。

◎友利光徳君

それでは、副市長が副市長決裁、副市長の専決事項というのが第7条にあります。そのうちの5つ項目あるんだけど、副市長はその5つのうちどれを適用して決裁されましたか。

◎建設部長（川平陽一君）

本事業に係る副市長決裁は、本事業が施政方針及び総合計画に明記されている事業であることから、宮古島市事務決裁規程第7条第2項、市行政の基本方針に基づく重要な行政事務の執行に関することを適用しています。

◎友利光徳君

この周辺住民への事業説明というのはあるかというふうなことを聞いたら、公衆縦覧というのがあると、そういう話をしていました。これ事業を進める可能性はないですか、計画は。周辺の皆さんに。

◎建設部長（川平陽一君）

港湾法第51条の2第3項で、港湾管理者は、事業者から提出された港湾環境整備計画を認定する前に、公衆縦覧することが義務づけられております。この手続により、本計画に意見のある方は意見を述べる機会が用意されております。

◎友利光徳君

9番目の例えばクルーズ船がなかなか来なくなった。観光客が減になった。例えば社会現象でこれまでの新型コロナのような状況が発生した場合に、事業に関する低迷が続くと思うんです。30年で計画はあるんだけど、もしもの場合、原状回復しなければならないような状態が発生した場合に皆さんはどのように考えていますか。

◎建設部長（川平陽一君）

今回の制度では、市と事業者間で事業用定期借地契約を締結します。事業用定期借地契約は、通常借地契約と異なり、建物の買収請求権等が適用されないため、借主が必ず原状回復して土地を返還する義務を負います。契約終了後には原状回復がなされて返還されることとなります。

◎友利光徳君

この事業は非常に宮古島市にとって重要な事業かなと思いますので、次も質問します。
ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

友利光徳議員、市長から訂正があるそうです。

◎市長（嘉数 登君）

すみません、先ほど友利光徳議員から質問のありました教育長人事に関しまして、私はこれまでの実績等を総合的に判断し、適任者として提案しておりますというふうに答弁いたしました。正確には議案として送付をいたしまして、後日提案する予定でございます。

訂正し、おわび申し上げます。

◎総務部長（與那覇勝重君）

友利光徳議員から３点ほど、後で資料ということでございました。２点間に合いましたので、２点の答弁をしたいと思います。

令和７年度の新規の内定人数でございます。市長部局が４９人、教育委員会が２２人、消防本部が３人、水道部が３人の７７名となっております。

履歴書を一番早く出した、いつかという質問がございました。会計年度任用職員の募集につきましては、令和７年１月２３日から２月１０日締切りで公募しております。一番早い方で１月２３日当日に提出がございました。

それと、通算期間の２０年と申し上げました。何人いるかということに関しては時間中に調べておりますので、後で資料提供いたします。

◎議長（平良敏夫君）

これで友利光徳君の質問は終了しました。

休憩します。

（休憩＝午後３時５９分）

再開します。

（再開＝午後４時００分）

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議はこれにて延会します。

（延会＝午後４時００分）

令和 7 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 24 日 (月) 9 日目

(一 般 質 問)

令和 7 年第 3 回宮古島市議会定例会（3 月）議事日程第 9 号

令和 7 年 3 月 2 4 日（月）午前 1 0 時開議

日程第 1 一般質問

〃 第 2 同意案第 1 号 副市長の選任について (市長提出)

〃 第 3 〃 第 2 号 教育長の任命について (〃)

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和7年3月24日（月）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（散会＝午後6時15分）

議 長（8 番）	平 良 敏 夫 君	議 員（12番）	我如古 三 雄 君
副 議 長（22 〃）	長 崎 富 夫 〃	〃 （13 〃）	久 貝 美奈子 〃
議 員（1 〃）	大 城 仁 〃	〃 （14 〃）	下 地 茜 〃
〃 （2 〃）	砂 川 和 也 〃	〃 （15 〃）	池 城 健 〃
〃 （3 〃）	仲 間 誉 人 〃	〃 （16 〃）	山 下 誠 〃
〃 （4 〃）	富 浜 靖 雄 〃	〃 （17 〃）	粟 国 恒 広 〃
〃 （5 〃）	上 地 堅 司 〃	〃 （18 〃）	上 地 廣 敏 〃
〃 （6 〃）	狩 俣 勝 成 〃	〃 （19 〃）	西 里 芳 明 〃
〃 （7 〃）	下 地 信 男 〃	〃 （20 〃）	山 里 雅 彦 〃
〃 （9 〃）	狩 俣 政 作 〃	〃 （21 〃）	國 仲 昌 二 〃
〃 （10 〃）	平 良 和 彦 〃	〃 （23 〃）	友 利 光 徳 〃
〃 （11 〃）	下 地 信 広 〃	〃 （24 〃）	上 里 樹 〃

◎欠席議員（0名）

◎説 明 員

市 長	嘉 数 登 君	会 計 管 理 者	下 地 美 明 君
企 画 政 策 部 長	久 貝 順 一 〃	水 道 部 長	下 地 貴 之 〃
総 務 部 長	與那覇 勝 重 〃	消 防 長	上 地 一 史 〃
福 祉 部 長	守 武 大 〃	企 画 調 整 課 長	前 原 敦 〃
市 民 生 活 部 長	狩 俣 博 幸 〃	総 務 課 長	豊見山 徹 〃
農 林 水 産 部 長	石 川 博 幸 〃	財 政 課 長	国 仲 英 樹 〃
建 設 部 長	川 平 陽 一 〃	教 育 長 職 務 代 理 者	前 泊 直 子 〃
観 光 商 工 ス ポ ー ツ 部 長	砂 川 朗 〃	教 育 部 長	砂 川 勤 〃
産 業 振 興 局 長	下 里 盛 雄 〃	生 涯 学 習 部 長	天 久 珠 江 〃
こ だ も 家 庭 局 長	幸 地 幹 夫 〃	農 業 委 員 会 会 長	長 濱 国 博 〃
環 境 衛 生 局 長	下 地 睦 子 〃	農 業 委 員 会 事 務 局 長	上 地 明 弘 〃

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長	友 利 毅 彦 君	次 長 補 佐	与那嶺 彰 成 君
次 長	仲 間 清 人 〃	議 事 係 長	国 吉 たかよ 〃

令和 7 年第 3 回宮古島市議会定例会（3 月）諸般の報告書

令和 7 年 3 月 2 4 日（月）

3 月 2 1 日	一般質問終了後、全員協議会が開催され、当局による追加議案、「同意案第 1 号、副市長の選任について」及び、「同意案第 2 号、教育長の任命について」に対する事前説明がされたほか、議会運営委員会の報告を行った。 以上
-----------	---

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、議員全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第9号のとおりであります。

また、諸般の報告書を本日の議事日程フォルダーに配付してありますので、ご確認ください。

◎議長（平良敏夫君）

この際、日程第1、一般質問について、先日に引き続き質問を行います。

本日は、上里樹君からであります。

これより順次質問の発言を許します。

◎上里 樹君

日本共産党の上里樹です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問の前に、令和5年市議会12月定例会で中小企業振興条例について提案をさせていただきました。それが今定例会に条例制定案がされております。さらに、令和6年市議会3月定例会で宮古島市未来創造センターの急勾配の傾斜スロープに手すりの設置を提案しましたところ、その手すり設置の予算が新年度で計上されました。続いて、同年市議会9月定例会で宮古島市斎苑について、火葬炉と霊安室、待合室の増設を提案しましたところ、新年度で火葬炉の増設の予算が計上され、うれしく思います。ご尽力された関係職員と関係機関に対して、心からの敬意を申し上げまして、質問に移ります。

まず、パイナガマビーチについてです。遊歩道と駐車場の落差の解消についてです。長年埋もれたまま存在を忘れ去っていた遊歩道を、ボランティアでビーチの掃除をし続けている仲田憲仁さんの愛犬、ばんちきろうという名の犬ですけれども、を見つけました。市の担当課に許可を得て、遊歩道の上に積もった土砂や低木、雑草を除去して遊歩道を復元させました。私も現場を見て感動しました。

そこで伺います。整備された遊歩道が駐車場へと続きますが、70センチほどの段差になっており、階段を設置してほしいという声が寄せられました。見解を伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

担当課でも現場を確認しております。駐車場から遊歩道へ約80センチから1メートルの段差がありますので、階段の設置も含め、また近くに遊歩道がありますので、遊歩道につなぐ迂回路等の整備も検討しながら、早急に対応してまいります。

◎上里 樹君

よろしくお願いします。

次に、会計年度任用職員について、処遇の改善について伺います。毎年度の公募による任用についてですが、官製ワーキングプア、いわゆる低賃金で働かされる公務労働者ですけれども、それをなくすために、同一賃金同一労働の処遇改善を求め、継続して質問してまいりました。処遇改善の要求の声を上げ続け、忌引の獲得、時間休から月例給へ、期末手当の支給等、改善が進められてきました。しかし、まだ改善が求められます。市町村合併から20年、職員の定員適正化計画で正規職員が減る一方で、非正規職員がその肩代わりをしています。合併前から現在まで雇用継続をしている職員がおりますから、長い職員で30年を

超える職員もいるかと思います。それが退職金もなく毎年度解雇され、仕事が継続できるかどうか不安な思いをしています。経験もスキルも身につけ、仕事はやりがいもあり、誇らしいと言います。保育士、各種相談員など、恒常的な仕事に従事しながら、なぜ1年ごとの採用なのか疑問に思います。

総務省は、会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルを改訂し、会計年度任用職員の雇用について、国の継続期間3年規定を撤廃しました。これにより、地方自治体が機械的の公募を行う根拠はなくなり、地域の実情などに応じ、雇用継続ができることが明確になったと考えます。

そこで伺います。恒常的な業務に従事する会計年度任用職員については、公募によらない継続雇用にすべきと考えます。見解を伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

会計年度任用職員の採用につきましては、任期ごとに客観的な能力の実証を行うことが必要とされております。継続雇用に関しましては、特定の職員だけが毎年度自動的に継続雇用されることになると、他の応募者に対して不公平な取扱いとなる懸念もございます。平等取扱いの原則を踏まえまして、毎年度ハローワークにて広く公募を行うことで、全ての求職者に対して均等な雇用の機会を提供することが行政としての重要な役割だと考えております。また、職務の適性や業務遂行能力等を考慮した公正な選考を行うことにより、組織全体としての職員の資質の向上を図ることができると考えております。

現時点では、公募によらない継続雇用については、今のところ導入する考えはございませんが、今後も国の動向も踏まえて様々な検討をしていきたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

国の動向を見て、今後も改善の検討と受け止めましたけども、しかし公平、平等の原則に立って、質の向上も踏まえながら採用を進めていくという答弁なんですけども、30年となると正規職員同様ではありませんか。

それから、恒常的な必要な現場で、臨時的な現場じゃないんですよね、そういう場所で働いてきているわけですから、もう試験採用の年齢を超えている方もいらっしゃると思いますので、むしろ正規雇用にして、これまでのスキルを発揮してもらって、それが大切かと考えます。市民のためです。奉仕者のためです。だから、公平、公正と言いますが、そういう一般の市民が、働きたい人が働きたい、しかし1年働いた経験や技術を身につけても1年ごとに採用されなくなるというのは、いかがなものかと思うんです。再度見解を求めます。

◎総務部長（與那覇勝重君）

募集する職務の内容に合わせまして、応募者が職務内容に適した能力や適性があるか、職場環境に適応し、他の職員と共同でできる人物かどうか等を書類審査や面接を通して客観的に評価し、総合的に判断した上で、適任者を採用するように努めているところでございます。一昨年におきまして、会計年度任用職員につきましては、一定の基準を設けまして試験採用を実施して、9名の採用もしているところでございます。今後もうこういったことができるか、それも含めて様々な可能性を探っていきたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

試験採用も特別に実施して9名も採用したと、賢明な対応だと考えます。それと同じように、継続して

雇用されてきているというのは、その方は能力があるから、もうそれは前提条件として継続雇用がされていると思うんです。ですから、それを恣意的な解雇、これが発生しないようにぜひやっていくべきだと考えます。

もう一つの観点から見ますと、今ジェンダー平等が叫ばれています。会計年度任用職員の圧倒的多数は、女性なんです。ジェンダー平等を推進すべき宮古島市が、低賃金で不安定雇用に当たる女性を毎年当たり前のように雇い止めするジェンダー不平等をつくり出してよいのかが問われていると思います。改善を求めて、次の質問に移ります。

次に、国民健康保険税についてですが、国民健康保険税の引下げについて伺います。均等割の課税について、国保の均等割は国保に加入する全ての家族に定額の負担がかかる人頭税のような仕組みです。生まれたばかりの子供が課税されます。子供が多い世帯ほど保険料が高くなるという、ほかの保険制度にはない、国保だけにある仕組みです。1万7,000円が課税されます。その国民健康保険税の負担は、子供のいる世帯にとってとりわけ重いものとなっています。子供の均等割は、子供の貧困対策にも子育て支援にも逆行するものと考えます。

そこで伺います。18歳までの子供の均等割を廃止すべきです。見解を伺います。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

国保税課税の18歳まで子供の均等割を廃止すべきということですが、本市が独自に18歳未満の子供の均等割減免を実施した場合、約4,000万円の予算が必要となります。そのことから、財源の確保は非常に厳しく、現時点において本市独自で18歳未満の子供の均等割減免を行うことは難しいと考えております。

◎上里 樹君

4,000万円のお金がかかる、財源が必要ということで難しいと。これは、もう既に実施をしている自治体もあるんですよ。市長は、選挙の公約で市民の支出を減らすと、大変うれしく受け止めたけども、支出を減らしていくようにするというをおっしゃっていました。それで、私が取り上げたのは、子育て支援の観点から、支出を減らす観点からの質問です。均等割課税もその一つ、次に続く就学援助もそうです。そのほかにありますけども、本市は学校給食費、それから子供の医療費、これの無償化を進めています。それが国民健康保険税の独自の対策、子育て支援の立場からの負担軽減はありません。自治体によっては、国保税の均等割分、これを徴収して、今物価高騰で大変暮らしが厳しいですから、子供が多い世帯ほどそのあおりを受けるという状況にありますから、それを解消するために給付という形で対応するという、そういう自治体もあります。均等割を廃止すべきと私は考えますけども、そのようなやり方もありかと考えます。形を変えた給付、それも含めて見解を求めます。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

まず、国民健康保険法等の一部を改正する法律に基づいて、平成30年度から始まった国民健康保険制度の広域化がございます。これは、都道府県が財政運営の主体となり、市町村と一体となって国保財政を安定的に運営するということとなっております。沖縄県においても県と市町村が協議を行い、沖縄県国民健康保険運営方針を策定しております。令和6年3月に策定された第3期沖縄県国民健康保険運営方針において、被保険者の負担の公平性から、県内全地域どこに住んでいても世帯構成、所得水準に応じて、保険税の同一水準を目指すこととなっております。本市独自の減免制度を設けることは、沖縄県国民健康保険

運営方針の趣旨にそぐわないと考えております。さらに、別の給付がないかということでございますけれども、現時点では考えておりません。

◎上里 樹君

全県一元化、これが進められようとしていますけれども、この一元化についてはまだめどが立っていないんですよね。その間に各自治体では、全国的に見ますと市独自の、自治体独自の対応を認めています。国保財政に対する一般財源からの繰入れで、国保の引上げを行わないような対応、これも独自の取組です。さらに、均等割の導入もその一つの表れです。ですから、まだ一元化がされていない中で、自治体独自の取組、統一にしても、やっぱりそれが尊重されるべきだと考えます。私は、今の物価高騰で苦しむ、子育てで特に大変な思いをしている世帯ほど重い均等割が課税される、これは改善を図っていくべき、市、自治体独自の対応策を認めていくべきだと考えます。

次に、教育行政について伺います。これも支出を減らす取組として取り上げていますけれども、就学援助について。令和5年度市議会12月定例会での私の質問に対して答弁がありました。本市の認定基準は、県内自治体の中でも低い基準であることから、いわゆる1.0%です。保護基準に掛ける係数として。その見直しについて、積極的に引き続き検討してまいりたいと思いますという答弁でした。

そこで伺います。準要保護の就学援助の拡充について、就学援助算定基準を保護基準の1.3倍にすべきと考えます。見解を伺います。

◎教育部長（砂川 勤君）

上里樹議員からは、これまでも度々就学援助、準要保護の認定基準引上げについてのご質問をいただいております。教育委員会としても検討を行っているところです。特に生活保護基準は世帯構成等によって異なり、基準を引き上げた場合の対象世帯の抽出が難しく、財源が幾ら必要なのかといった試算が難しいことや、申請者の増加に伴い、当局や学校における事務作業の大幅な負担増も予想されます。引き続き検討させていただきたいと思います。

また、本市ではこれまで学校給食の無償化、修学旅行への補助、保護者負担の軽減に関する施策を行っておりますが、特に今年度から修学旅行や検定料に対する補助の拡充、社会見学や宿泊学習などの校外活動費に係るバス代の公費負担などにも取り組んでおります。さらに、次年度からは検定料の全額補助や選手派遣費について拡充を行うなど、就学援助対象者に限らず、保護者負担軽減の施策の充実に努めているところでございます。

準要保護の基準引上げについては、これらの施策の継続、拡充などと併せて検討していく必要があると考えております。

◎上里 樹君

引き続き検討ということで、積極的な検討ということだったんですけれども、もう1年、2年目に入りました。ぜひ賢明な対応を求めたいと思います。

この質問をするのは、いわゆる物価上昇率に見合わない低賃金が根底にあるからです。賃金が上がっても、物価がそれに乗じて上がっていく。結局上げたものがゼロに等しいと、効果がないという状況があって、これまでの生活保護を受給している世帯も、今いのちのとりで裁判が全国で闘われて、もう17か所、憲法違反だという判決が出ましたけれども、生活保護基準の切下げが、これが根底にあります。ですから、

本来だと生活保護基準、これも憲法違反という判断が既に下っている状況の下で、それに準ずる準要保護世帯に対する援助になりますが、これは保護が受けられない世帯なんですよ、生活保護が。ですから、物価高騰でより厳しい生活に追いやられているという状況があります。ですから、そこをぜひ拡充していく、その観点で全国ではトップを行く自治体は1.8倍、それを計上しているところもあります。県内は1.3倍が最高値だと思いますけども。

次に、就学援助の内容に修学旅行費を対象にすべきです。見解を伺いますと通告しましたが、さきの一般質問の狩俣政作議員のやり取りで、修学旅行費が全ての子供を対象に全額無償になると、先ほども教育部長答弁をなさいましたけども、そういうやり取りがありました。私の受け止めは、施政方針の表現で、修学旅行費への支援を行いますとうたっています。主要施策の事業一覧ナンバー27、28では、「継続」と明記されており、私の質問通告はこれまでの継続と受け止め、1人当たり4万円の支給で、自己負担が1万円という理解での質問でした。ですから、就学援助の世帯が1万円を負担しているということは、現に旅行に行けない子供が出ているのではないかという考えからです。

中学生と小学生を持つ親がいます。その親が中学生は修学旅行に行けたけども、小学生は行けなかったという事例を見まして、そういうことが影響しているのかと、これは就学援助を受けている準要保護世帯かどうかは確認されていませんけども、そういう事例もあつてのことです。ですから、その質問のやり取り、その確認からお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

さっきの答弁でも少し申し上げました。本市では、次年度より児童生徒の修学旅行に係る補助を拡充し、交通費、宿泊費の全額を補助しております。就学援助の対象であるか否かを問わず、補助を行っております。保護者負担の軽減に大きく寄与しているものと考えております。

◎上里 樹君

大変よい仕事だと思います。修学旅行に行けるか行けないかは、特に生活で苦しい、1日の食事が1食だけとか、場合によっては夜も眠れないとか、そういう環境で育っている子供たちにとっては、本当に貴重な経験の機会なのです。朝定刻に起きて、定時に寝る、1日3食をしっかりとれる、この体験というのは、本当に子供が成長していく過程で大変大切な機会だと思います。その機会が与えられていること、当局の賢明な対応、敬意を表します。

次に移ります。学校給食についてです。学校給食共同調理場の現場で、栄養価の高い給食提供にご尽力なさっている担当職員各位に敬意を表します。市民の声を拾うため、市内の事業所を訪ねました。たまたまそこに子供が腰かけていました。「大きいね。何歳」と尋ねると、小学校2年だと答えていました。学校が楽しくないのかと聞くと、「給食の量が少ない。おいしくない」と答えました。その子と給食の改善を約束しましたので、あえてその言葉どおりを通告しました。これまでは、学校給食がない日だから休むとか、学校給食が楽しみで学校に行くと、そういう話は耳にしましたが、今回はショックでした。

そこで伺います。学校給食の改善について聞くと、量が少ない、具体的に聞くとデザートが物足りない、行事ごとのスペシャルメニューがなくなった、リンゴやオレンジが4分の1カットになり、寂しい、お代わりしたいけど、量が少ない、そういう声が寄せられています。その改善に向けて、新年度予算計上されていますけども、改善を求めたいと思います。

◎教育部長（砂川 勤君）

学校給食は、給食提供数、賄材料費及び調理機器などの要件を踏まえて、調理場ごとに献立を作成し、子供たちの成長に支障がないよう、質と量を確保し、安全で安定した給食の提供を維持することを第一に考え、食育を大切にしたいおいしい給食の提供に努めているところでございます。

近年物価高騰等の影響が続いております。こうした中で、児童生徒たちに必要な栄養と食事の量について影響しないように、給食費を小中学校とも現行より月額で600円、日額で33円増額の改定し、令和7年4月から施行することと併せて、平良調理場と他調理場におけるおかずやデザートなどの副食材料費に係る賄材料費の平準化を図るため、必要な予算を措置して対応しております。

おいしい給食とは、子供たちの好きなものをメニュー化し、単に味がよいとか豪華な食材を使用するということではなく、学校給食を通じて生産者や調理員に感謝し、バランスよく食べることの重要性、栄養に関する基礎的な知識など、まさに食育を子供たちに学んでもらうなどの意味合いが含まれております。今後も子供たちの意見も聞きながら、必要な予算措置を図って、安心、安全でおいしい給食を提供していきたいと考えております。

◎上里 樹君

ぜひよろしくお願いします。

次に、子供の医療費無償化について伺います。子供の医療費無償化の拡充について。これも子育て支援の観点から、支出を減らす取組としての提案です。これまで繰り返し提案してまいりました。施政方針で沖縄県への制度拡充を求めるとし、独自での導入に向けても検討を進めますという表明を大変心強く、うれしく受け止めました。賃金が物価高騰に追いつかない中で、子育ては大変な負担になっています。今こそ子供の命と健康を守るために医療費無償化の拡充を図るべきです。

そこで伺います。沖縄県への制度拡充と併せて、これは国の制度としても確立すべきだと考えますので、国の制度としての実施を要求し、併せて市独自での導入に向け、早急な取組を進め、18歳までの医療費無償化を実施すべきです。制度導入に向けて、いつの実施を目指すのか見解を伺います。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

本市のこども医療費助成事業は、通院、入院ともに中学校卒業までを対象に、現物給付による無償化を実施しているところであります。子供の健康保持と子育て世代の経済的な負担軽減を図るため、18歳までに引き上げることについては、未来を創る子供たちの成長と子供の貧困対策の充実になると考えており、令和7年度を準備期間とし、令和8年度開始を目指す方向で進めていきたいと考えております。

◎上里 樹君

令和8年度を目指す、この令和7年度準備するということですが、本当に心から敬意を表したいと思います。

この取組は、病気にかかっている、本当にお金が必要になる、医者にかかれないという、また国保の制度としても全ての人が皆保険制度に基づいて医療の恩恵を受けるようにするという、そういう立場からの制度がそういうふうになっていますから、守られるべき児童というのは18歳までです。児童福祉法に基づく賢明な取組でもあると考えますので、ぜひ令和8年度実施を目指して頑張ってください。エールを送りたいと思います。

次に、宮古島市は病院窓口での支払いの心配のない現物給付制度を導入して、市民から喜ばれています。しかし、国は新年度から病院の窓口で支払いをした自治体に国庫補助の支援を行って、現物給付制度をやめさせていく方針です。宮古島市は、導入したばかりの現物給付制度を維持していくべきです。

そこで伺います。本市が窓口無料の現物給付を守り、維持したら、本市への影響はどうなりますか。

◎市民生活部長（狩俣博幸君）

現物給付のままだと、本市への影響はというご質問です。平成27年の国民健康保険法等の改正により、保険者、これは都道府県、市町村になります、における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、保険者の取組に応じて交付金を交付する保険者努力支援制度が創設され、平成30年度から本格実施されております。令和7年度分の保険者努力支援制度では、地方単独事業として実施している子どもの医療費助成制度について、外来で医療機関を受診する際、窓口での支払いが不要な制度、これは現物給付ですね、から窓口への支払いが必要な制度に令和6年度に変更した場合、加点される評価指数が新設されております。

上里樹議員がご指摘のとおり、現物給付を維持したままだと加点されないため、その分の交付金が交付されません。加点されない評価指数に基づく交付金は、約100万円程度になります。このことによって、本市に影響を与えることはないものと考えております。

◎上里 樹君

本市への影響はないと受け止めました。ぜひ現物給付制度拡充を図っていただきたいと。

次に移ります。陸上自衛隊の施設についてですが、陸上自衛隊宮古島駐屯地の増強についてです。電子戦部隊の配備についてですが、防衛省は宮古島市への陸上自衛隊配備の説明会で、基地の増強計画はない、増強するときは事前に説明会を開催すると答えていました。そして、これまで市民と市議会、前市長が沖縄防衛局に説明会の開催を求め続けてきました。その経緯をよくご存じのはずの市長は、なぜ説明なしの配備を認めたのでしょうか。説明会の実施を求めるべきだと考えますが、見解を伺います。

◎市長（嘉数 登君）

電子戦部隊については、防衛省の説明を受け、必要性については理解しているところでございます。一方、新たな部隊配備など、基地機能の強化については、これは不安に感じる住民もいることから、防衛省は丁寧な説明を行う必要があり、その旨私からも伝えております。市としても、今後も必要な情報提供に努めてまいります。

その上で、電子戦部隊の宮古島駐屯地への配備については、厳しさと複雑化を増す南西諸島の安全保障環境の中、必要な部隊と装備であると考えております。副市長在職中や選挙期間中において、これまで多くの市民と様々な課題について意見交換を行ってまいりました。電子戦部隊の配備への理解は進んでいるものと捉えております。市民の生命と財産を守る責任のある市長として、電子戦部隊の配備については容認せざるを得ないというふうに考えております。

◎上里 樹君

容認していると、市長は理解しているとお答えですが、市民の理解まで得られているという、その根拠は何でしょうか。

◎市長（嘉数 登君）

繰り返しの答弁になりますけども、副市長在職中や選挙期間中においても、これまで多くの市民と様々な課題について意見交換を行っておりまして、電子戦部隊についても意見交換させてもらうことがございました。そういった意味では、理解は進んできているというふうに考えております。

◎上里 樹君

残念ながら、選挙期間中はこの問題は論戦になっていません。それが市長の集会では説明をしたということだろうけども、全市民を対象にした説明会はまだ開かれていないんです。それを議会は、市民は、前市長は求め続けてきたんです。理解は得られていないと思います。説明会の実施は求めないのですか。

◎市長（嘉数 登君）

これまでも防衛省に対しては、丁寧な説明を求めているところでございます。説明の方法や時期については、防衛省が主体的に判断し、実施するものと考えております。

◎上里 樹君

私は、市長の態度が問われると思うんですね、これに対する。いわゆるもう説明会も開かれないまま容認と、自分だけは理解したと。議会だって、まだ説明を受けていない議員がいますよね。全会一致の議決なんです。これは、市長の立場としては、市民が主人公であれば、議会の議決を尊重して議会への説明、市民の説明会、それをきっぱりと開くように要請していくべきだと考えますけども、いかがですか。繰り返しの答弁でも。

◎市長（嘉数 登君）

当然不安に思う市民のためにということがあろうかと思っております。これまでも防衛省に対しては、丁寧な説明を求めているところでございますけども、説明の方法、時期については防衛省が主体的に判断し、実施するものと考えております。

◎上里 樹君

防衛省は、もう強引です。地方自治法すら尊重しません。ですから、そういう立場にある防衛省に対して、防衛省が主体的に判断する。辺野古の扱いを見れば一目瞭然です。市長がどういう立場を取る、態度を取るか、それが問われるんです。ぜひ市民の立場に立って、説明会の開催を強く要求することを要望します。

次に、陸上自衛隊宮古島駐屯地内の御嶽について伺います。さきの一般質問で、御嶽が買収されていることが分かりました。私は本当に驚きました。防衛省は、なぜ御嶽を買い取ったのでしょうか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

防衛省からは、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、南西地域における自衛隊配備の空白状況を早期に解消するため、ご指摘の御嶽が所在する土地を含めて、陸上自衛隊宮古島駐屯地の用地として取得をしておりますとの回答がございました。

防衛省が取得した用地の範囲に当該御嶽が含まれていることは、取得以前から地元の方々に丁寧に説明をしてきているとのことでもあります。地元の方々と調整をした上で、御嶽の保全も含め、適切に対応していくとのことでした。

◎上里 樹君

地元の方々に説明をして、理解をしてもらったということなんですけども、その地元の方々がどの程度

なのか。私が御嶽のすぐそばの民家を歩きますと、その事実を知らない人もいました。だから、十分な理解が得られているとは考えておりません。むしろ腹を立てています。なぜ私たちのよりどころとなる御嶽をそういう扱いをするのか、初めて知ったと。

次に移ります。御嶽の売買について見解を伺います。

◎企画政策部長（久貝順一君）

用地の売買につきましては、基本的には当事者間の契約であり、市として見解を申し上げる立場にはないと考えておりますが、防衛省は地域住民が安心して生活できるよう、信頼関係を構築する必要があると考えております。

防衛省の説明では、当該用地を取得する以前から地元住民に説明をしており、地元住民と宮古島駐屯地において参拝ルールを設けるなど、御嶽にゆかりのある方々の参拝に支障が生じないよう対応しているとのことであります。

◎上里 樹君

御嶽に出入りができるように配慮していると言うんですけども、自由にできるのが当たり前ですよ。旧陸軍が接収した空港の御嶽の写真もこの場で紹介しましたが、きちんと滑走路の近くに御嶽があるので、その滑走路の近くまできちんと毎日自由に出入りできるように確保がされています。そうあるべきだと考えるんです。住民の理解を得て囲い込んだんですか。これは、囲い込まれるとは誰も考えていたとは思いません。自由な参拝を認めるという説明だったかも知りません。この問題、次の機会にも議論したいと思いますので、次の質問に移ります。

御嶽に自由に出入りできるようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

◎企画政策部長（久貝順一君）

陸上自衛隊宮古島駐屯地内の御嶽の参拝については、その施設の性質上、安全管理やセキュリティーの観点から一定の手続きは必要であるということとなっております。そのため、参拝ルールを設けながら参拝をしていただいているという状況となっております。

◎上里 樹君

セキュリティーとおっしゃいますけども、囲い込んでいる問題があるんです。囲い込んで、セキュリティーはないと思うんですよね。ですから、御嶽は宮古島の精神文化です。そういった大切な歴史ある文化を買収し、囲い込む、これはあってはならないと思うんですよね。ですから、米軍基地も接収している土地ありますけども、ちゃんと出入りができることを保障しています。なぜ陸上自衛隊宮古島駐屯地は出入りができないのか。航空自衛隊宮古島分屯基地内にもそういった拝所もあるんですよね。それも米軍は囲い込んでいませんでした。自衛隊が入ってきて、フェンスを造ったんです。全く千代田も同じです。そういった意味では、空港のような旧陸軍が接収した土地においてもちゃんと出入りを保障している、その立場で対応していくべきだと考えますので、ぜひその立場で市は沖縄防衛局に要請を行っていただきたいと思います。

次に移ります。宮古島市総合体育館について。その建設の地下シェルターについてですが、これまでの計画では車両100台が駐車可能な地下駐車場を整備して、4,500人利用可能な一時避難所として活用するという説明でした。なぜ駐車スペースを狭め、80台になり、800人しか利用できない特定臨時避難施設、地下

シェルターとして建設するのですか、伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

新総合体育館は、基本設計時の中で想定外の規模の地震や災害を想定し、メインコートとサブコートを指定避難所として、また地下駐車場を指定緊急避難所として計画を進めてまいりましたが、現在は令和6年3月に国から通知された特定臨時避難施設技術ガイドラインに基づき、地下駐車場の設計を進めているところでございます。

◎上里 樹君

私は、従来のおりの整備でも十分だと思うんです。新たな予算を投入して、新たな負担を市がやって、一時避難できる場所を800名の人しか利用できないようなやり方に変えると、こういうやり方は必要ないと私は考えます。

次に移りますけども、特定臨時避難施設、いわゆる地下シェルターに800人が避難するということですけども、全住民を九州に避難させる、そういう計画がありますが、一体誰が入るのでしょうか。

◎総務部長（與那覇勝重君）

国が令和6年3月に発表しました武力攻撃を想定した避難施設の確保に係る基本的考えにおきまして、避難施設に避難する対象者は、避難誘導に従事する行政職員及び避難が遅れる住民等とされております。

◎上里 樹君

行政職員と避難ができない住民だということなんですけども、いわゆるネットを検索すると、官公庁という表現を使っていますけども、そういった行政誘導に当たるようなことが書かれていました。避難をする、しない、これはあくまでも当事者が決める判断だと思いますけども、それと関連しますから、次の国民保護計画について移ります。

避難計画についてです。台湾有事を念頭に置いて、宮古島、八重山住民約12万人も避難させるといいます。市民のこれまでとこれからが激変する大問題だと考えます。当事者の思いを聞くことも説明することもなく、避難の具体化が一方的に進められています。決めるのは、あくまでも市民だと思います。主人公は、あくまでも市民です。市民への説明会を開くべきだと考えますが、見解を求めます。

◎市長（嘉数 登君）

令和4年度から実施しております沖縄県国民保護意見交換会及び共同訓練に関するこれまでの取組内容については、県のホームページで公開されておまして、引き続き令和8年度まで様々な検討を重ねていくこととしております。

住民への説明会等については、可能な限り早い段階で実施してまいりたいというふうに考えております。

◎上里 樹君

ぜひ早期の実施を求めます。

次に移ります。空港、港湾についてですが、国の重要緊急拠点空港・港湾指定についてと通告しましたが、特定利用空港・港湾指定に改めて質問させていただきます。これまで宮古島市の対応は、住民の理解が必要という立場でした。ところが、急転直下、市長は同意したい考えでありますとして、3月10日開催の議会への説明会で表明され、驚きました。市民は、市長に白紙委任状を与えているわけではありません。市長の同意は撤回を求めます。特定利用空港・港湾指定は、平時、防衛省は平素という表現を使っていま

すけども、それから有事まで、宮古島市民の生活を一変させるもので、特定利用指定は国民保護にも役立つといいますが、逆に安全を損ない、危険を増大させるものだと考えます。

そこで伺います。本市では、下地島空港、宮古空港、平良港が指定候補に挙がっています。それは、第1に安保三文書に基づくアメリカの戦争に自衛隊が加担し、沖縄、南西諸島、日本が戦場化することも想定した切れ目のない軍事体制づくりの一環として、平素から必要な空港、港湾を円滑に利用できるよう、特定利用空港・港湾づくりが進められています。空港では、戦闘機や輸送機などを使用できるように滑走路の延伸、駐機場の整備、港湾では輸送艦や護衛艦が接岸できるように岸壁の整備や海底の掘り下げ、それが計画されています。

第2に、住民の避難移動拠点である空港、港湾が軍民共用になるということは、ジュネーブ条約の攻撃対象にしてはならない民間施設ではなくなります。攻撃の対象となって、安全な避難が保証されなくなります。

第3に、議会への説明も不十分で、議員は市民の代表といって市民への説明会も開催せず、県が指定に合意していない中、市民を危険にさらすことになる指定受入れ表明は、撤回すべきと考えます。市長の見解を伺います。

◎市長（嘉数 登君）

下地島空港、宮古空港、平良港が指定候補に挙がっていることに関する見解をとということでございますけども、特定利用港湾の指定受入れに当たっては、特に災害時の対応力強化という観点から大きな意義を持つものと認識しております。近年日本各地で大規模災害が頻発しており、本市においても地震、台風、津波などの自然災害への備えが極めて重要な課題となっております。そのため、平良港を防災、減災の観点から整備し、災害発生時には緊急物資輸送の拠点、被災者の避難、救護拠点、復旧活動の拠点としての役割が必要であると考えております。そのためにも、岸壁の耐震補強や水深の確保といった整備計画は必要であるものと認識しております。

また、沖縄、南西諸島、日本が戦場化することも想定した軍事体制づくりの一環というようなご指摘もございますけども、本取組はあくまでも平時からの民間利用を前提としたものであり、主目的は防災機能向上や経済活動の促進であると考えております。したがって、港湾の防災機能強化は、市民の生命や財産を守る観点から本市にとって極めて重要であり、指定受入れを撤回する考え等はございません。

◎上里 樹君

残念な答弁です。災害時を強調しますけども、目的は軍事体制づくりなんです。全国の空港、港湾が使えるようにしたいと。今能登半島、本当に置き去りにされ、福島もそうです。そういう中で、多額の税金を投入しての辺野古の基地の建設、それに邁進している、そんな国に国民を守れるはずがありません。

次に、3月10日、本会議終了後、全員協議会室で議会への説明会が非公開で行われました。説明会の表題は、総合的な防衛体制の強化に資する取組、公共インフラ整備に係る議会への説明開催についてというものでした。会の冒頭、市長方針、3月3日説明会において確認した内容、5点を示した文書を建設部長が読み上げました。その1点、国からはこれまでの港湾の運用と変わらず、円滑な利用に関する枠組みについては、自衛隊や海上保安庁の優先利用のためではないこと、関係法令に基づく管理者の権限や運用は変わらないということを確認しましたと言いますが、3月10日に配付されたその資料の表題は、総合的な

防衛体制の強化に資する取組という表現になっており、その１ページに、自衛隊、海上保安庁が平素から必要な空港、港湾を円滑に利用できるようとあり、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用、配備のため、有事の際の対応も見据えた空港、港湾の平素からの利活用としている点からも、これまでとは明快に違う利活用がうたわれていると考えます。国の説明では、これまでの港湾の運用と変わらないという説明ですが、ならばなぜ指定が必要なのでしょう。

◎建設部長（川平陽一君）

これまで自衛隊、海上保安庁が平良港を利用する場合は、岸壁の使用状況を確認しながら、その都度調整を行ってまいりましたが、あらかじめ利用調整の枠組みを設け、円滑に調整できるようにしておくことで、民間船舶にも影響を及ぼすことがなく、円滑な利用ができるものと考えております。

また、港湾整備事業につきましても、民生利用のニーズに自衛隊、海上保安庁のニーズが加味されることで、本市が取り組む防波堤整備事業などのインフラ整備が加速するものと期待しております。

◎上里 樹君

何を整備していくのか明快に示されていませんよね、耐震だとか、水深を深くするとか。水深をこれ以上深くする必要があるのかも疑問なんですけども。

次に移ります。国の特定利用空港・港湾指定について、宮古島市はこれまで市民の理解が必要との立場を表明してきました。議会への説明も不十分で、議員は市民の代表と言っていますが、市民への説明会を開催すべきと考えます。見解を伺います。

◎市長（嘉数 登君）

上里樹議員ご指摘の市民説明会の開催につきましては、３月１０日の議員説明会において、市が受けてきた説明の経緯、先行して指定された自治体の状況並びに現時点での市の考え方など、市民の代表である議員の皆様にお伝えしたところでございます。

また、３月１４日の記者発表におきましても、本市の考え方について広く市民の皆様へ情報発信されておりますので、特定利用港湾の指定受入れに当たっては、市としての説明はなされているものと考えております。

◎上里 樹君

多くの市民が知らないし、議会も理解していないと思います。議会での論戦も本当に不十分です。そういった意味では、説明会を開くべきだと考えます。地方自治の本旨にのっとり、命と暮らしを守るのは市長の責務です。市長が断れば、指定は取り消せるんですよ、今からでも。指定後も、８０年前、軍事優先で国民や県民が戦争に巻き込まれて、その反省として軍官民一体のそれを分離して、地方自治法が制定されました。空港、港湾も自治体の管理としています。戦争の反省からです。繰り返しますが、市長が断れば撤回できます。

次に移ります。敗戦から８０年。戦争をしない国として、この８０年間、誰一人殺し、殺されない、そういう日本が続いてきました。戦争のない日本です。それは、憲法第９条が大きな役割を發揮した結果だと考えます。２００３年には、アメリカがイラクへの先制攻撃を行い、日本に参戦を要求してきました。日本が初めて他国の領土に自衛隊を派遣する機会になりました。しかし、自衛隊は武力を行使できませんでした。憲法第９条の力だと考えます。

2014年11月、当時の安倍晋三首相は集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を強行しました。これは、日本が他国から攻撃を受けていなくても、同盟国アメリカを防衛するために武力を行使するという憲法の立憲主義に反する決定で、その具体化としての安保法制、2019年9月19日、強行成立させました。岸田前首相は、それに続いて12月16日、安保三文書を決定して、敵地攻撃能力の保有を目指すと言っています。時間もありませんから、私の見解を述べて終わりにしたいと思いますが、答弁は次の機会に伺いたいと思います。

それで、これまでの体育館の建設にも言えますけども、過去最大級の8兆7,005億円に膨れ上がった軍事費、それを含む新年度の予算案が自民党、公明党、日本維新の会の3党の合意で可決される見通しです。合意の中身は、医療費の総額を年間で最低4兆円削減するという、そういう中身です。安保三文書で、2027年度まで5年間43兆円、GDP比2%の軍事費、それを投入するとしています。それに基づく3年目を迎えた軍事費が前年度比で9.5%、ほかの予算は物価上昇率以下です。そういう中で、この軍事費を削れという声が国会の論戦で上がりません。日本共産党だけです。こういう中で、これを比較すると、戦時中の1931年の満州事変当時の実に1.6倍になるんです。これを2027年度まで拡充し続けると、どんな日本になるか。まさに国民総動員の戦時体制づくりが進んでいくと思います。

この突出した軍事費の中に、宮古島市が建設する総合体育館の地下シェルター、特定利用空港・港湾指定によるインフラ整備が入ります。そして、今定例会の答弁で、道路も利用指定を受けるということになって、それを積極的に受け入れることが表明されましたけども、こういった巨額の軍拡を許せば、市民、国民の暮らしに一層犠牲を強いることは明らかだと考えます。平和も暮らしも壊す大軍拡を中止して、憲法、平和、命、暮らしを守る政治への転換を市民と国民と力を合わせて、日本共産党全力で頑張っていきたいと思います。憲法の目指す平和の方向、ASEANにも学んで、ASEANは1年間に1,500回対話を続けると言います。それに倣って、排除しない、立場が違うからという排除をしない包摂的な立場に立って、丁寧な説明をして平和をつくっていく、そういう外交を求めて質問を終わります。ありがとうございます。

◎議長（平良敏夫君）

これで上里樹君の質問は終了しました。

◎山里雅彦君

質問の前に、私も少し私見を述べたいと思います。

嘉数登市長が誕生して、初めての定例会であります。今定例会は予算議会ということで、収入、支出のバランスを考え、歳入歳出を考えて提案しております。市長のカラーを出すには、ちょっと期間が短いのかなというふうに思っておりますが、普通市長が替わると、議会と当局の雰囲気さがらっと変わるのです。この人何者と思って、意外とそういう雰囲気があるんですが、今回嘉数登市長は副市長を経験されているということで、そういうことはありませんが、次回の定例会以降、この事業も半分ぐらい変わるということで、その辺は変わっていくのかなというふうに思っております、もう少しちょっと。

市長、多くの議員が取り上げておりますが、ひらりん公園、市長の施政方針の中でもありましたが、もう少し私見を述べたいと思います。再整備を進めているトゥリバー地区について、PPP制度を活用した公募型のプロポーザル方式によって、運営事業者の選定を行います。また、ひらりん公園については、優

先交渉権者と連携し、早期整備に向けて取り組みますということであります。トゥリバー、片方はこれから、平良港、ひらりん公園は優先交渉権者と連携、もう既に決まっているようなニュアンスであります、優先交渉権者ってなかなか聞き慣れないんですよ。市長が日頃使っている言葉とは思えないんですが、そんな気がするの私だけでしょうか。

今定例会においても多くの議員がひらりん公園について取り上げております。その内容、ちょっとメモしたので。参加資格への疑念、公募受付の期限の件もあります。また、申請時に法人化されていない件、要件を満たしていない件、それから検討委員会メンバー大丈夫かの件、私物化ではないか等々の件、その点について市長も総務部長も異口同音といいますか、口をそろえて、顧問弁護士によると大きな問題はないと、それぞれ手続上問題だという議員の問いにそう答えております。法的に問題がないからといって、何をやってもいいということではないと思っているんですよ、市長。今回の話。

いずれにしても、市長が施政方針の中で最初に直面する課題の責任ある対応ということでうたっております。私はそうだよねという共感を覚えましたが、嘉数登市政のスタートでは、あまり好ましくない思っているんですよ。そう思っております。

この辺にとどめて質問に入りたいと思いますが、ちょっと順番を変えます。1の5から行きます。1の5、宮古島大学駅伝について。この宮古島を発進、アピールする大会であり、本市としても受入れ環境整備等、支援が必要だと思いますが、この支援の対応状況をまず聞かせてください。

◎観光商工スポーツ部長（砂川 朗君）

宮古島大学駅伝の市の支援体制についての内容でございます。まず、宮古島大学駅伝の補助金、支援内容としまして、まず物的支援としまして、陸上競技場大会本部や大会に係る備品類をはじめ、コース上にテントを各中継地点に設置し、全部で12張り、エイドステーションを5キロごとに設置し、全部で16か所、テーブル32台と椅子48脚を貸し出し、設置及び撤去を行っております。また、選手を中継所に移送する際のマイクロバスの1台の貸出しと運転手を1名大会に協力させていただきました。

人的支援といたしまして、この大会は市長がスターターを務めておりますので、大会を全体的に支援を行っております。スポーツ振興課職員をはじめ走路員で、市役所職員36名、監督車両運転手で13名、連絡安全部で3名という形でやっております、また資金面では実行委員会に対して100万円の補助を行ったところでございます。

◎山里雅彦君

実行委員会の委員長、本村邦彦先生と少し意見交換する機会がありました。資料も頂きました。ちょっと紹介したいと思います。

この大会は、2015年に宮古島市における各種スポーツ合宿及び大会誘致活動等、スポーツ交流人口の拡大を図り、地域活性化に資する目的で設置された宮古島スポーツコンベンション推進協議会の組織の中で宮古島市陸上競技協会の取組として、2020年に立教大学と芝浦工業大学の2チームで第1回大会を開催したというのが始まりだそうであります。その中で、去年は7チームでしたが、今年15チームですか、参加したと。参加チームを紹介ちょっとしたいと思う。新春の風物詩と言われる箱根駅伝を制した青山学院大学、そして國學院大学、全日本大学駅伝と出雲駅伝の去年の暮れの2冠であります。早稲田大学、中央大学、城西大学、東京国際大学、帝京大学、順天堂大学、立教大学、神奈川大学、専修大学、大東文化大学、

東海大学、芝浦工業大学、そして沖縄選抜連合チームです。

大会要綱も資料を頂きましたので、紹介したいと思います。趣旨は、大学駅伝大会の質、量も強化に取り組んでいる大学駅伝チームの支援及び宮古島への合宿誘致活動の一環とする。主催、宮古島大学駅伝ワイドー・ズミ2025実行委員会、共催、宮古島市、主管、宮古島市陸上競技協会、運営等ですね。後援、宮古島市スポーツ協会、宮古島観光協会、宮古島商工会議所、宮古毎日新聞、宮古新報、宮古テレビ、エフエムみやこ、協賛として、東急グループ、スターツグループ、三菱地所、沖縄ファミリーマート、サンエー、沖縄セルラー、一般財団法人澄和等、多々ありますが、この宮古島の自然も含めて、それを通してワイドー・ズミ2025発信しているんですよね。この発信、どういう発信しているかという、これも頂きましたので、配信方法としてインターネットライブ配信、スポーツブルの中継、ケーブルライブ放送、宮古テレビ第1チャンネル、これも実況中継、そして地上波放送、琉球放送が1時間特番、全国ケーブル配信、日本デジタル配信、オリジナル特番と。

この大会が全日本トライアスロン宮古島大会に次ぐ宮古島をアピールする大会になると思っているんです。この委員会のメンバーは、箱根駅伝、出雲駅伝、全日本大学駅伝に次ぐ第4の大学駅伝を目指して今後でも取り組んでいくということでもありますので、しっかりとこれまで以上に。

初めて去年予算ついて、100万円があったということではありますが、今年も商工費の中に100万円ありますので、来年も期待しています。もう少しというか、スポンサーもいますから、そういった後方支援がなるべく市民を巻き込んでできるような形でできればいいかなというふうに思っていますので、この点、最後に少しだけいいですか。

◎市長（嘉数 登君）

補助金の増額についてというご質問の趣旨だと理解しておりますけども、宮古島大学駅伝補助金増額につきましては、これは参加した大学の監督からも多く要望いただいております。今後は、宮古島大学駅伝実行委員会と協議を行い、検討したいというふうに考えておまして、関係者もやはりメジャー3大学駅伝に続く第4の大会となるよう、満足度の高い大会をとということもございますので、協力して取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、農業振興について。農地整備事業についてであります。西原第4地区における整備状況について、まず現在の進捗状況を聞かせてください。よろしくお願ひします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

現在西原第4地区は、県営事業において圃場整備工事を実施しております。受益面積は57.3ヘクタール、事業費はハード事業のみで26億2,300万円、事業工期が令和3年度から令和9年度までとなっております。

現在の事業の進捗状況については、23.5ヘクタールを実施しております。面積ベースで41%、事業費ベースで46%の進捗となっております。

◎山里雅彦君

令和4年度と令和5年度でこの23.5ヘクタール、令和6年度1.1ヘクタールなんですよね。

次に、令和7年度事業計画についても説明をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

令和7年度の事業費ですけれども、1億1,300万円となっております。整備予定の面積として、令和7年3月に1.5ヘクタールの工事契約を締結済みとのことです。また、令和6年度繰越予算で1.42ヘクタールを4月以降に工事予定となっているとのことでございます。

◎山里雅彦君

資料、これが西原第4地区基盤整備事業の全体の平面図をちょっと見ていただきたいというふうに思っております。この色で示してあるように、我々にこれまで、今年の初めまで県が推進委員、地権者に説明して工事を進めてきたのは、薄いのですが、この黄色が令和4年度終わりました。紫は、令和5年度ほぼ予定どおり終わりました。今年、令和6年度なんです、問題は。令和6年度でこの青が終わる予定だったんです。令和7年度はこのオレンジ、令和8年度がグリーンなんですよね。これを5年度で、さっき言った57.10町歩終わる予定だったんです。しかしながら、今年初めからがわりと変わって、見てください、皆さん。令和3年度ですが、これは令和4年度で終わった黄色、令和5年度終わりました。今年、皆さん、令和6年度、これ見てくださいよ。見えますか。令和6年度、ここだけなんです。予定は10町歩ちょっとやる予定が、令和6年度ここだけなんです。市長、ここだけ。少し追加もあるということはあるんですが、そういうことなんですよね。

市長、本当に西原第4地区の計画性、このいいかげんな事業執行の在り方、この事業変更の計画の在り方、あっていいのかということで、説明を受けても農家は一人も納得していないんですよ。聞いただけなんです。まだ。説明会は3月4日にもありました。聞いただけなんです。これ、5年で基盤整備して、それから畑かん、二、三年で終わります。全部で8年ぐらいの予定でした。しかし、これを見ると、末が令和15年、1年ずつずれます。令和16年で、畑かんやるともう20年ぐらいになるんですよ。今70歳の人、農家の皆さんがこんなだったら、自分は同意しなかったという声が大きいです。理由は、80歳過ぎてからは厳しいのではないかと。頑張ると思いますが、そういう農家の人はたくさんいるんですよ。ですから、この事業に関して、この事業変更について、まず農林水産部長、聞かせてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

事業工期が大幅に延びている件といたしまして、市としましても地元の皆さんが事業の進捗に対して不満を持っていることや不安に思っていることを県に伝えるとともに、昨年6月と12月に農業関連予算の確保及び増額について県へ要望してきているところでございます。こうした中、事業期間が大幅に伸びる案が示されたことは、農家の高齢化、担い手不足の現状を踏まえすと、本事業から離脱する農家も出てくるのではないかとというふうに懸念しております。県に対しては、予算増額と早期の工事完了を要請していきたいと考えております。

◎山里雅彦君

市長、この件について、市長のほうからも一言意見聞けますか。

◎市長（嘉数 登君）

農林水産部長の答弁と重なる部分はあるかもしれませんが、農業予算の減少により、当初計画よりも7年間延長する計画案が示されていることについては、これも当該西原第4地区だけではなくて、今後本市で実施する全ての農業基盤整備事業へ影響が出てくるのではないかとというふうに憂慮しております。農家

の高齢化、担い手不足の状況においては、農地の集積や集約化を図り、機械化やスマート農業による省力化、効率化を推進する必要があるというふうに考えておりまして、市とししましても予算必要額の確保に向けまして、実際に県に出向いて直接要請したいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

農林水産部長が先ほど説明したように、令和4年と令和5年で23.5ヘクタール、41%進んでいるんですよ。これが今年に入って1.1町歩、これあるんですか、こういう事業の在り方というのは。農林水産部長は少し答弁がありましたが、昨年6月定例会でも本件については取り上げました。座喜味一幸前市長においては、県の宮古島関係農業予算、減少傾向にあることはチェックして取り組みたい、圃場整備、畑かん含めて、農業基盤整備の予算確保、もう一度しっかりと取り組んでいきますと答弁がありました。少しありましたが、その後の取組についてもう一度お願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

昨年12月定例会終了後の12月の下旬に県のほうに出向きまして、県の村づくり計画課長と農地農村整備課長のほうに西原第4地区、宮古地区全体の予算の状況を確認するとともに、増額の要請を行っているところでございます。

◎山里雅彦君

農林水産部長、やはり県の事業であっても我々の行政区域の事業ですから、これは県の事業だからといって、このまま放置したら駄目ですよ。この前の説明会でも、その前の説明会でも、推進員の皆さんも農家の皆さんも納得はしていません。納得していない。ただ聞きましたという。本当にこれを行う、この日程で、計画で行えると思っていないんです、誰一人。しかし、しっかりと説明しているんですよ、あたかも決まったかのように。決まっているんですよ、県の対応としては。国の予算もそうなんです、県の予算も過去最高の予算なんですよ、新年度。8,009億円ぐらいですか、ありますよね。県の農業関係予算も減ってはいないんです。減ってはいない中での宮古島市関係の5年前は50億円ありましたのが、19億円今年はありません。なぜかという、宮古島市に配分していた予算を沖縄本島と石垣市のほうにちょっとやっているという情報も少しありますので、この全体の沖縄県農業関係予算変わらないんですよ、市長。ですから、見てください。これ、どこかの刺身の盛り合わせみたいにぶつ切りにされていますよ、本当に。これでいいんですか、この事業の在り方。ですから、このことに関してはしっかりと市のほうでも県に負担金等も配分しておりますが、ぜひこの事業に関してはしっかりと対応していただきたいというふうに思っております。市長、トップセールスをお願いしたいんです。少しこの点聞かせてください。これで最後にします。

◎市長（嘉数 登君）

年々減少している農業基盤関係事業については、市としても深刻に受け止めておりまして、予算必要額の確保については直接県と意見交換し、確保に向けて取り組んでまいります。

◎山里雅彦君

事業がスムーズにいくように、県のほうが分かりました、やりましょうと言うまで、私も県議のほうにも少し問い合わせました。また、もしあれだったら国のほうにも予算確保に向けたお願いに行きまじょうかという段取りしております。よろしくお願いします。

次に、水産業振興について。池間漁業協同組合の加工、荷さばき施設の整備についてであります。漁村である池間地域活性化のためにも、池間漁業協同組合の果たす役割は大きなものがあるというふうに思っております。漁業者の安定的な育成のためにも、加工、荷さばき施設の整備は重要だと思いますが、現在の取組について聞かせてください。

◎農林水産部長（石川博幸君）

池間漁業協同組合が要望しております池間加工施設整備につきましてですが、令和4年度に池間地区海業支援施設基本計画を策定し、令和7年度の事業化に向け、池間漁業協同組合と話し合いを進めておりました。しかしながら、本計画において、漁業協同組合の計画では加工向け原材料の確保や採算性が見込めないとする課題が指摘されております。そのため、市としましては、加工施設の収支計画や事業に係る漁業協同組合側の負担分約3,700万円と試算しておりますが、それらの課題について明確にするよう求めておりましたが、明確な回答が得られませんでした。また、これらのことについて漁業協同組合の総会においても組合員に説明し、議決を経ていないことから事業化を見送っております。

今後は、こうした課題が明確にされるとともに、漁業協同組合総会で議決された後、事業化を判断していきたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

農林水産部長、やっぱり違うんですね、現場の組合長とかの声を聞いたりすると。令和4年度基本計画立てて、令和7年から事業を始めようとしたときに、採算の面で課題等があって、組合側が駄目だということになったという話、その辺の整合性、私が行くとそうは話していないんですね。この間も、先月ですか、3漁業協同組合の組合長とメンバーと意見交換する機会ありましたが、しっかりそこでもう加工施設についてはぜひお願いしますということで、ご協力お願いしますということであつたんですよ。自分としては、絶対にやらないとは言っていないということでもありますので、ここら辺を明確にして、農林水産部長、この加工施設については対応していただきたいというふうに思っておりますが、やはり仲間議員も尖閣等の話をしておりますが、私もこの日本の周辺海域といいますか、海洋資源を守り、そして漁業、環境面でも今後の池間漁業協同組合の果たす役割は大変大きなものがあるというふうに思っております。そういう面においても、早急な整備が必要と思うんです。これも、市長、最後に一言いきますか。お願いします。聞かせてください。

◎市長（嘉数 登君）

各漁業協同組合の施設整備等については、加工処理施設も含めて、荷さばきも含めて、必要性については市も認識しているところではあります。ただ一方、この原材料の確保という問題ですが、その採算性、これはしっかりと検討しておきませんと、整備後にこれをどうやって維持していくかというところもございまして、一番気にしているところは、やはり漁業協同組合側の負担分という問題については、各組合員ともしっかりと議論をして、計画に落とし込んでいく、この作業が一番必要だというふうに考えておりますので、その辺市としても協力といいますか、伴走支援といいますか、そういう形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

これまでも取り上げたことはあるんですが、やはりこの予算面の話もちよっと答弁があつたんですよね。

防衛関連予算といいますが、その予算が年に1回しか、宮古島市は1件しかという話をしておりましたが、沖縄防衛局とか、そういった総合事務局の関係職員の方とこの間ちょっと意見交換する機会ありましたが、上がってきたらいろんな調整して可能だという話をしております。今池間漁業協同組合、先ほども言いましたが、組合長もやる気であるので、その辺の調整等はしっかりして対応していただきたいというふうに思っております。

次に移ります。宮古島漁業協同組合荷さばき施設整備について。先ほどの池間漁業協同組合と同じく、漁業者の安定的な漁業経営のためにも、宮古島漁業協同組合の果たす役割は大きいものであるというふうに思っております。この漁業協同組合の荷さばき施設整備について、取組をお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

宮古島漁業協同組合の荷さばき施設の状況でございます。宮古島漁業協同組合の荷さばき施設については、令和5年度に基本設計策定に係る経費を市で予算化しました。令和6年度で繰越ししておりましたが、今月末に設計が完了する予定となっております。

今後についてですが、宮古島漁業協同組合より製氷施設も併せて整備したいとのことから、令和9年度に実施設計、令和10年度に工事着工を行いたいというふうに要望を受けております。実施に向けて、漁業協同組合や関係機関と補助事業の活用について協議を行ってまいります。

◎山里雅彦君

宮古島漁業協同組合の組合長とも少し意見交換しましたが、やはり現在の施設がもう老朽化しているということで、整備の話をしておりました。令和9年度設計して、令和10年度工事スタートしたいということとありますので、ちょっと遅いんじゃないか。まだ令和7年始まろうとしているのに、令和9年、令和10年はちょっとという思いがありますので、収入収支のバランスもあると思いますが、ぜひこれも、漁業者の皆さんのためにも早急な対応をお願いしたいというふうに思っております。伊良部漁業協同組合の組合長とも話がありましたが、その点については次に取り上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に移ります。次に、シラヒゲウニ・カキ養殖事業についてであります。カキ養殖事業については、今定例会で仲間誉人議員に答弁がありましたね、割愛しますが。

次、シラヒゲウニの本市の取組状況、現在について聞かせてください。よろしくお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

シラヒゲウニの養殖についてでございます。宮古島市海業センターでは、平成5年度から沖縄県栽培漁業センターよりシラヒゲウニの稚ウニを購入し、放流に適したサイズまで中間育成を行った後、宮古地区栽培推進協議会で要望のあった海域に放流を行っております。しかしながら、近年海洋環境の変化により、放流してもウニの生存率が限りなく低いこともあり、見直す方向で検討しているところでございます。

本市では、一部の漁業者がシラヒゲウニ養殖に関心を持っており、陸上養殖に取り組みたいということです。この件につきましても市として一緒になって取り組んでいけるか検討していきたいというふうに思っております。

◎山里雅彦君

先月でしたか、宮古島市海業センターに、シャコガイを養殖している養殖事業者の皆さんと何名かで視

察しましたが、そのときこのシラヒゲウニ、ちょうどペットボトルの蓋の大きさぐらいですけど、成長しておりました。先ほども農林水産部長が言っているように、このシラヒゲウニの養殖事業について、陸上養殖したいということでの漁業者の声もありましたので、これでっかい水槽にクビレオゴノリでしたか、それを与えていたところを見たんですよ。おいしそうにというか、食べていました。シャコガイと違って、ウニもカキも1年以内で収穫できるんですよ。シャコガイ5年やっていますが、やっぱりやらなかったりで大変だと、期間があり過ぎるということで、カキとウニもしたいという若い漁業者の皆さんもいます。そういう意味では、シラヒゲウニ、1年以内でできるのであれば、そういった環境整備は、特区の件もあると思いますが、それを含めて漁業者の皆さんに協力していただきたいというふうに思っておりますが、一言、その点についてよろしくお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

シラヒゲウニの陸上養殖の展開というふうなことでございますが、海業センターにおいて餌別飼育状況、海水温度、水槽の管理方法など、陸上養殖を行いたい漁業者へ技術的支援と、令和7年度にはウニの種苗生産を行い、陸上養殖ができるように現在準備を進めているところでございます。

◎山里雅彦君

農林水産部長、海では限りなく厳しいと。藻場というところもないし、厳しい話でありましたが、陸上養殖もちょっと厳しい面があるんですよ。夏場の温度といいますか、高温が、夏場の亜熱帯地方の件と、それから海水引くんですが、雨が降ると塩分濃度とか、いろんなそういった準備とか、マニュアルがないとできないというふうに思うんですよ。そういう意味では、しっかりと行政が先頭に立ってやっていただきたい。

カキ養殖については、経済工務委員会で視察に行って、東広島市でしたか、広島市でしたか、しっかりとカキについては、この広島市水産振興センターが協力してやっているということでありますので、我々の海業センターもそういったデータ資料等をしっかりと取って、漁業者の皆さんには対応していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

次に、道路行政について。下地島空港線整備についてであります。この件については、今定例会において下地信広議員、下地島空港から伊良部大橋に向けた県道整備について、道路の舗装と中央線（白線）の質問がありました。私も少し取り上げたいというふうに思っております。渡口の浜前の乗瀬橋から下地島空港に向け、サシバリリンクス伊良部を通して、未整備区間は県道だと思っておりますが、建設部長は宮古島市が維持管理しているということですが、この道路はかなり車の通日も多くなっております。観光振興面、地元の方々の生活路線としても今後利用が多くなるというふうに思いますが、この拡幅といいますか、歩道の整備はじめ、道路改良事業が私は必要だと思っておりますが、その点いかがでしょうか、聞かせてください。

◎建設部長（川平陽一君）

議員ご質問の路線は、県道平良下地島空港線です。現在沖縄県において道路整備事業を実施しています。整備のスケジュールにつきましては、事業主体である沖縄県宮古土木事務所に確認したところ、平良下地島空港線の整備につきましては、今後用地取得等があることから、現時点では明確にお示しできませんという回答をいただいております。

◎山里雅彦君

これは県道ですから、明確に整備については示し切れないということです。だから、我々が、市が取り組むんですよ。市がぜひ必要だということでヒアリングして、これからもっともっと下地島空港の利活用、利便性といいますか、必要になってきます。県道だから県がということでは、ちょっと違うんですよね。宮古島市の経済、観光振興にとってぜひ必要だということで、しっかりと計画を立てて、伊良部大橋から下地島空港までやる必要があると思うんですよ。道路の事業は、ずっと活性化のためにやっていかなければなりません。どこの路線をどうやって優先順位をつけてやるかは、狩俣政作議員も3路線、下地、上野、城辺線の話をしております。1つだけ抜けておりまして、4路線、狩俣線もありますから。そういったことも含めて、西里芳明議員、街路樹の剪定をよく話している、それも含めてやらないといかんじゃないかと、県道だと言いますね。本当に思っているんですよ。県に問い合わせたところではという答弁は要らないんです。県に問い合わせ、だったらこうですからやりましょうという形をもっと持っていかなければいけないものかと思うんですが、市長、少し見解聞かせてもらえますか。いいですか。

◎市長（嘉数 登君）

宮古島市において、人流、物流を支える重要なインフラということだと思いますけども、これについては新たに整備するということだけではなくて、一旦整備したものの、維持補修というのは当然重要だというふうに考えておりますので、先ほどの農業関係の予算ではないんですけども、道路関係予算も併せて要請をしてまいりたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

そういうことなんですよ。どこの予算も市長がトップセールスして、私は仕事を増やすというか、予算を取ってくるのが市長の仕事だと私は思っております。ぜひ道路関係、建設業の皆さんもしっかり要望もしておりますので、これについては、先ほども言いましたが、今後下地島空港の利活用増えます。伊良部大橋、結構歩いている観光客の方々、地元の方々多いんですよ。空港までそういった歩道等がしっかりと整備されれば、島の子供たちも休みのときには行こうかとなるんじゃないかと私は思っておりますが、それ以外にも市民の利活用も、下地島空港、伊良部在住の皆さんはもとより、市街地に住む皆さんも下地島空港を利用している方も増えているということを聞いておりますので、ぜひこの平良下地島空港線は対応していただきたいというふうに思っております。

次に移ります。教育行政について。西辺中学校校舎改築についてであります。校舎改築事業については始まっておりますが、請負契約等の件でちょっと遅れまして、債務負担行為を追加補正するなど、工事が始まりました。予定では、令和7年7月31日完成とのことでしたが、現在の進捗状況を聞かせてください。よろしくお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

西辺中学校校舎改築工事（建築）の進捗状況についてお答えします。

令和7年2月末で実施工程率53%となっております。7月31日の完成に向けて予定どおり進捗しております。夏休み期間に引っ越し作業を行い、2学期からの供用開始を予定してございます。

◎山里雅彦君

ぼちぼちですね。ぜひ予定どおりというか、遅れた予定どおりから、2学期から新校舎で子供たちが学

べるようにやっていただきたいというふうに思っております。

次に、校舎と体育館の連結についてであります。これは山下誠議員もこの子供たちから要請、丁寧に要請をいただきました。生徒会長からいただきましたが、この渡り廊下というのは、やはり雨の日も子供たちがスムーズに室内履きで移動できればいいなということがありますので、もう一度確認のために答弁をよろしくお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

以前にもお答えいたしましたけども、既設校舎と体育館を結ぶ渡り廊下についてでございます。校舎と体育館の間、給食搬入時に給食配送車が利用いたします。また、裏門との車両の通路にもなっておりますので、学校側と調整して、外構工事で整備を行えるかどうか、継続して意見交換してまいりたいと思います。

◎山里雅彦君

山下誠議員のときとあまり変わらない。継続して意見交換、また検討します。検討、あまりしなくてもいい。やるということで、外構とともにやるということでお願いしたい。

要請書を、通常はいろんな一般の方々から農業案件、水産案件、いっぱいいただきましたが、要望書です。要望書を中学生からもらったのは初めてなんです。山下誠議員も初めてだよな。

（「はい」の声あり）

◎山里雅彦君

ぜひ、これね、教育部長頼むよ。よろしくお願いします。

次に、もう一点でした。仮校舎撤去後の運動場整備についてであります。この運動場はこれまでも雨が降るたびに非常に水はけが悪い、使い勝手が悪いということで、西辺中学校の運動会、ほとんど雨が降るんですよ、前の日でも当日でも。保護者の皆さんは、朝から作業着、スコップとバケツといろんなもの持って、2トン車、4トン車に砂積んで、整備してからの運動会がほぼなんだよ。去年は、小学校中学校合同でやりましたが、雨は降りませんでした。ぜひしっかりとこの現場を確認して、仮設校舎撤去後の整備計画をしっかり立ててやっていただきたいと思いますが、見解を聞かせてください。よろしくお願いします。

◎教育部長（砂川 勤君）

西辺中学校運動場整備については、今回の改築事業については、学校施設について公立学校施設整備事業長期計画に基づき、整備が行われております。仮設校舎撤去後は、原状回復を予定しておりまして、またプール解体跡地についても同様でございます。

ご質問の水はけについて、現場を確認し、改善に向けて学校と意見交換を図ってまいりたいと思います。

◎山里雅彦君

この件については、保護者の皆さんからも声がありました。校長先生もありましたので、ぜひこの仮設校舎撤去後は、東側にプールがあったんですが、解体して今広く空いております。ちょっと使い勝手が悪いということで、東側にちょっと移動してはもらえないかという声もありますので、その辺もしっかり現場を確認して、対応をよろしくお願いしますというふうに思っております。

次に移ります。市長の政治姿勢について。施政方針の中から、①、少子化対策について、②、住居不足

の緩和・解消について、③、子育て世代の住居不足解消については、今定例会においても多くの議員の皆さんも取り上げておりますので、①から③までの個別の答弁は要りませんが、1点だけ少し確認させていただきたいというふうに思っております。

資料をちょっと紹介したいと思います。なぜこの3点質問したかというのは、やはり若者の定住人口を増やすことが少子化対策に私はつながると考えているから取り上げました。ちょっとマスコミ報道も紹介したいと。これ今月の初め、3月7日の新聞報道であります、少子化に歯止めかからず、2年連続400人割れということであります。5年前の2020年は、517名いるんですよ、これ見ると。その前も525名、2019年。そうすると、コロナ中といいますか、2022年度、2021年度が460人台です。468と464ですよ。去年が384、これを見ます。一昨年が382なんですよ。この5年間でもうこんな下がってきているんですよ。これ異常事態ですよ、市長。異常事態。減少した要因といいますか、市民課のほうがこう答えております。明確ではないんですが、家賃が高騰していることが考えられます。婚姻後も新居が借りられないため、同居ができないケースもある。アパート暮らしで子供が増えても、広い間取りに引っ越しできないことも子供たちが増えない理由になっているのではないかと思うということでもあります。

市としても、住宅費用や家賃、引っ越し費用等の補助、いろんな補助金使っても、なかなかそれはよくならないという下地信男議員の質問もありましたが、住宅不足解消については、仲間誉人議員にも答弁がありました。市有地を活用した住宅造成、宅地造成、家賃、集合住宅の整備、市場調査し、民間活力で検討しますと、やりますとしております。

そこで、市町村合併前に旧上野村と旧下地町で、ライフラインを整備して宅地造成があったんです。場所は、上野の平良新里線、千代田ハイツがあります。下地は川満分譲地、あの2か所は町村部でライフライン整備して、安価で、その当時は3万円ぐらいですか、合併前、だったという話を聞いております。やっぱり地価高騰によって、そういうことを今やらないと、昔は大体土地代はそんなにかからないので、建築だけでありましたが、今地価2倍ぐらいで、今ここのまちに若者世代が、子育て世代がおうちを建てるとなると、かなりの金額要するんですよ。昔は、多くても二、三千万円あれば一戸建ては建てられました。今は、それが土地の値段、地価の値段になっているところもあるんですよ、なろうとしているところもあるんですよ。だから、市有地の有効活用も含めて、市長、子供たちの定住促進こそが人口増加に、私は出生率の向上につながると思っておりますので、ああいった取組をぜひやっていただきたいというふうに思っておりますが、市長、それについて少し見解をよろしくお願いします。

◎市長（嘉数 登君）

本市における少子化対策は、もう待ったなしの課題であるというふうに考えております。この間、宮古島市の人口を見ていきますと約5万5,000人で、それほど変わっていないといいますか、減少していない、維持できている状況はございますけども、年齢構成的に見ていきますと、若年層の流出というのがかなり進んでいる。それに伴いまして、少子化も進んでいるという状況がありまして、今の状況が5年後、10年後続くとなりますと、社会を構成するいろんな職業、人手不足も叫ばれておりますけども、エッセンシャルワーカーの確保というところも非常に大きな問題が出てくるのではないのかなというふうに考えております。

今定例会でも、少子化対策についてはいろんな角度からの質問がございました。いろんな要因が組み合

わさって、子供を産まなくなっているという状況にあらうかと思っていますけども、やはりいろんな方、特に若者から聞いていきますと、住宅取得というところが非常に大きな課題になっているところでは、これはもう皆さんもお聞きになっているところだというふうに思っておりまして、この住宅取得については、もちろん分譲というところもございますし、賃貸物件をもっと整備していかないといけないというところもございますが、あいにく宮古島市、公営住宅については市営住宅で1,426戸、県営住宅で1,008戸ということで、県内同じぐらいの人口規模の自治体と比べても、かなり大規模な公営住宅を抱えておりまして、すぐ公営住宅を造りましょうという話にはなかなかならない。では、どういう資産を活用するかというところで、今議員もご指摘の市有地を活用して賃貸物件ですとか、エッセンシャルワーカー向けの賃貸物件が造れないかというようなところについて、サウンディングもやっているところでございます。

やはり家賃高騰と併せて、地価も相当上がってきておりますので、そこをどうにかして緩和といいますか、市としてお手伝いできるかという部分では、市有地の活用というところは非常に大事なところだというふうに思っておりますので、今後は議会のほうともいろいろ相談していかないといけないんですけども、例えば市有地について、定期借地権というようなものを設定をして、長期にわたって無償に近いような形で提供することによって、郊外部においても若い層が住んでいただけるような、そういう環境もつくっていききたいというふうに考えております。

いずれにしても、経済のポテンシャルが非常に高いということで、評価されている宮古島市ですけども、やはりそれを支えているのは人だというふうに思っておりまして、特にこれからは若い人をどう確保していくか、ここに住んでもらうかというところを官民連携して取り組んでいかなければいけないというふうに考えております。

◎山里雅彦君

市長が言っているように、細かいところはこれからやるとして、本当にいろんな分野で人口減少対策、子育て支援、大事だと思うんですよ、若者世代の定住促進も。集合住宅というか、アパート等は、ずっと入って、また高くなったらどこかへ行こうかということがありますが、一戸建て、戸建てをやると、なかなかできないんですよね。そういう施策等をしっかりと市が、民間活用でもいいですから、市が中心になってやる必要があると私は思っておりますので、ぜひこのことは今後も取り上げていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

時間がありません。次の公共施設の有効活用について（取組対策等について）少し聞かせてください。よろしくお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

公共施設の有効活用に関しましては、新年度より行政経営課を新設いたします。その中で、普通財産となっております遊休施設、閉園となっております幼稚園、閉校学校等の利活用、売却、譲渡、貸付け、解体など、有効活用の企画、推進に関する業務を行ってまいります。

◎山里雅彦君

公共施設の有効活用については、施設ごとの個別具体的な判断といいますか、その内容を精査して、早急に提示していただければと思っております。

時間がないので、次に移りますが、国民保護計画について。特定利用港湾についてであります。①も

②も聞きましたんで、これについては答弁要りませんが、ちょっと最後に1点だけ確認をお願いします。私は、各自治体の長には、この地域住民を守る責任があると思っているんですよ。先ほど質問されておりました上里樹議員の意見も、私は大事だと思う。政治姿勢といいますか、思想、信条の自由、憲法でもうたわれておりますが、そういう意見も酌みながら、市長はどう捉えて、どう対応するかは、責任があると思っているんですよ。上地廣敏議員からもありました。私も空港・港湾の円滑化のためにも国や県への要請等は適切な時期といいますか、市長が判断して、要請、働きかけが必要だと思います。その点について、最後に一言お願いします。

◎市長（嘉数 登君）

宮古空港については、現在国と県との間において協議が進められているという状況でございます。市としましては、空港の機能強化、これまでも活性化協議会等で議論しまして、経済活性化という観点からも要請してきております。関係自治体の長とも連携しながら、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎山里雅彦君

以上で質問を終わりますが、残りは次回以降やっていきたいと。

この議場においても、この定例会を最後に議場から離れる部長の皆さんがいらっしゃいます。今日は残念ながら挨拶がないということで、期待していたんですが、また退職されたり、異動の方もいますので、ぜひこれからも一緒になって、宮古島市の住みよいまちづくりのために一緒に頑張っていければというふうに思っております。

ということで、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで山里雅彦君の質問を終了しました。

午前の会議はこれにて休憩し、午後の会議は1時30分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午後零時02分）

再開します。

（再開＝午後1時30分）

午前に引き続き一般質問を行います。

◎山下 誠君

栗国恒広議員の一般質問の前に退席をさせていただきたいと思います。

理由は、私たち宮古島市議会令和6年3月、栗国恒広君に対する議員辞職を勧告しました。これを決議しております。その後も、栗国恒広議員が反省の色も見られないばかりか、今回農業委員会の質問で、また弁明に対して原状回復には応じられないという回答をしていると、全く反省が見られていない。また、今回新たに新しい農地違反転用事案も発生している。しかも、これは周辺の地権者を巻き込みかねない重大な事案だと感じております。

よって、今回この神聖なる議場で栗国恒広議員の一般質問を聞くことはできませんので、私は退席をさせていただきます。これは、栗国恒広議員に対する抗議の意思を示す退席と受け止めてもらっても構いま

せん。そういう意味で、私は栗国恒広議員が一般質問している間は、この議場から退席させていただきます。

(山下 誠君、退席)

◎池城 健君

私たちの会派も同様の理由で退席させていただきます。

(池城 健君、長崎富夫君、退席)

◎下地 茜君

市民ネット結も、同じ理由で市民からの疑問の声も多く届いています。私ども会派も意思を示したいと考えており、退席いたします。

(下地 茜君、久貝美奈子君、退席)

◎國仲昌二君

私も同様の理由で退席をさせていただきます。

(國仲昌二君、退席)

◎友利光徳君

私も同じように退席します。

(友利光徳君、退席)

◎上里 樹君

私も同じ理由で退席させていただきます。

議員の発言権に関わる問題でもありますけども……

◎議長（平良敏夫君）

マイク通してください。

◎上里 樹君

辞職勧告決議も出されている経緯もありまして、退場させていただきます。

(上里 樹君、退席)

◎平良和彦君

我々与党議員団は、退席させていただきたいと思います。

その理由としては、2024年3月の定例会におきまして、栗国恒広議員に対する議員辞職勧告決議案が賛成多数で可決されました。しかし、栗国恒広議員は自らの違法行為に対する反省の姿勢が見受けられず、市議会に対する市民の信頼失墜を招いております。そこで、政治的、道義的責任を明らかにするために、与党議員団として退席をさせていただきます。

(平良和彦君、上地廣敏君、我如古三雄君、下地信男君、
上地堅司君、狩俣政作君、富浜靖雄君、大城 仁君、
退席)

◎議長（平良敏夫君）

この際、注意させていただきます。

定足数を欠くおそれがありますので、退席しないようお願いします。

◎下地信広君

やはり我々の会派も、法律を守るべき立場にある人が明らかに今法律を犯しておりますし、また反省の色がないと、見えないということで、新宮古創成会も退席したいと思います。

(下地信広君、西里芳明君、山里雅彦君、狩俣勝成君、
仲間誉人君、砂川和也君、退席)

◎議長（平良敏夫君）

この際、注意させていただきます。

定足数を欠くおそれがありますので、退席しないようよろしくお願いします。

ただいま出席議員が定足数を欠きましたので、会議規則第12条第3項の規定により、しばらくの間休憩とします。

休憩します。

(休憩＝午後1時34分)

(上地廣敏君、西里芳明君、山里雅彦君、狩俣政作君、
平良和彦君、下地信広君、我如古三雄君、大城 仁君、
砂川和也君、仲間誉人君、富浜靖雄君、上地堅司君、
狩俣勝成君、下地信男君、着席)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午後3時41分)

本日の会議時間は、議事の都合によりこれを延長します。

午前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎栗国恒広君

議員の皆さんをはじめ、当局の皆さんに2時間余り空転したこと、心よりおわび申し上げます。

それでは、通告に従って一般質問を行いたいと思います。まず、市長の政治姿勢についてですが、施政方針の中から「子育て応援宣言」、「子育て支援条例」の制定を行いますという施政方針がありました。子育て応援宣言には、何名かの議員が質問して、答弁のほうは理解していますが、思い起こせば本市は平成27年、合併10周年に宮古島市子ども・子育て支援事業計画を策定して、10年間進めてきた経緯があります。その中で、市長は今回また合併20周年に当たり、同じような子育て応援宣言、そして子育て支援条例の策定というふうに出ています。今回の質問ですけれども、10年前のこの宣言、事業計画と条例という感じの違いがあるんですけど、そこら辺のご説明をお願いいたします。

◎市長（嘉数 登君）

さっきの答弁と重複する部分もあるかと思いますが、答弁をさせていただきます。

まず、子育て応援宣言についてですが、近年深刻化している少子化や子供の貧困ということで、今栗国恒広議員からもご指摘ありましたように、10年前に同様といいますか、似たような計画を立てたんですが、この間で宮古島市の子育て環境をめぐる状況は大きく変わってきていると思っております。経済的

なポテンシャルが高く評価される一方で、人口はそう変わっていないものの、若年者の流出が止まらない。直近の2年間で見ると、出生数は400人を切っているという状況で、かなり深刻化してきているというふうに考えております。

そこで、まずは市長による子育て応援宣言を行いまして、これは県内41市町村で初めての事例だと思っております。全市民が一丸となって日本一子育てのしやすい島を目指すことを明言することで、行政はもちろんのこと、各主体がより一層子育て支援について考える機運の醸成が図られるというふうに考えております。

それから、子育て環境の整備という部分では、後押しするのが条例かと思っております。この子育て応援宣言に続きまして、子育て支援条例というものの制定を考えております。子育てに希望と喜びを感じ、宮古島市に住み続けたいと思えるような、安心して子供を産み育てることができる環境づくりに向け、さらなる支援に取り組む必要があるとの思いがあり、その取組を条例で裏づけまして、様々な施策をより強力に実行していけるものであると考えております。

条例においては、概要を答弁しますと、子育て支援についての基本的な理念というものを定めまして、市の責務や市民、地域、それから学校等の役割など、子育て支援を総合的に推進していくための基本的事項を明らかにすることにより、安心して子供を産み育てることのできる環境を整え、取り組むべき施策の執行を裏づけ、必要な施策を体系的に強力に推し進めていくことで、繰り返しになりますが、日本一子育てのしやすい島の実現を目指して取り組んでまいります。

◎栗国恒広君

10年前のこの基本計画というか、事業計画とどこがどういうふうに具体的に変わるというのがちょっと私にはまだ感じられないというのが現状かなと思うんです。施政方針でうたっている以上、やはり市長は選挙公約でも若者の定住と、定住促進を筆頭にうたっていますので、ぜひそこら辺を具体的に4年間の任期でどういったことをやっていくんだということを条例制定の中では、次回までにしっかり、答弁できるんだったら今でもいいです。では、よろしくお願いします。

◎市長（嘉数 登君）

これまでの取組とこれからの取組、何が違うかということなんですけども、子育て環境といっても、それをどういうふうに解消していくかということでは、様々なアプローチが必要だというふうに思っております。先ほども少子化についての答弁をさせていただきましたけども、これの大きな原因の一つとなっているのが、やはり家賃の高騰、住宅不足というところが一番大きいのかなというふうに思っております。私公約の中でも市有地の活用ですとか空き家の活用、それから市営住宅の活用、そういったもの、それからこれは行政だけで進めていくという話ではなくて、当然民間の力も借りながら進めていかなきゃいけない、そういう意味で市民の総力を挙げてという取組になろうかと思っておりますので、その辺は10年前と同じような状況かと言われると、今宮古島市が置かれている状況はかなり変わってきているので、その置かれている状況に沿った対策を、条例に基づいて体系的に、強力に推進していきたいというふうに思っております。

◎栗国恒広君

答弁のとおり、10年前とは大分住居環境も違ってきているのかなと思っています。そういう意味で、し

っかり公約の実現に向けて頑張っしてほしいなと思っておりますので、ぜひ頑張ってください。

次に、重要課題である公共施設の有効活用について、スピード感を持って実行するための行政経営課の設置について伺う。この質問に関してもかなり同僚議員が質問していて、総務部長は正職員を4名、あと会計年度任用職員を1人、そして公共施設管理監として1人の採用を検討しているという答弁でした。この公共施設管理監というのは、具体的に例えば有識者か、あるいは学識経験者か、こういった方の配置を考えているのか、その辺をちょっとお答えください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

どういう方を採用するかということでございます。まず、考えているのが公共施設管理監の身分としまして、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職、もしくは宮古島市一般職の任期付職員の採用に関する条例第2条第1項に規定する一般職を想定しているところでございます。

公共施設管理監につきましては、施設別行政コスト計算書による分析、あとは行政経営会議の答申内容に基づき、各部局に対して指導、助言を行うなど、公共施設等の有効活用の促進を図る業務を担うことになります。

◎栗国恒広君

このきちっとした職員というか、管理監を置いて事業を進めるということではないかなと理解しております。

行政経営課という新しい編成部署の中で、真っ先に取り組みたい、宮古島市は行政財産というものの割合を見ると、100%のうち普通財産って4%ぐらいしかないんですよね。ほとんどが行政財産という感じで、今総務部長が言った幼稚園、学校等、そのことを先に進めるのではないかなと思うんですけど、この課を設置して真っ先に取り組みたい、その件がありましたら答弁をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

新設する行政経営課では、まず現在取り組んでおります旧平良庁舎の利活用事業を継続して行います。そのほかに、旧中央公民館についても今サウンディング型市場調査を進めておりますので、引き続きそれにも取り組みたい。そのほか遊休施設につきましても、公共施設等総合管理計画及び施設別行政コスト計算書等に基づき、早急に取り組んでまいりたいというふうに考えております。また、閉園幼稚園や閉校学校用地内に民有地があることから、その用地取得に向けた調査や法手続等に関する業務を早急に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

旧平良庁舎、そして旧中央公民館、大きな財産があると思うんです。やはりその辺をしっかりと市民に見えるような、こういった利用をしているというのをしっかりと整備してもらいたいなと思っていますので、ぜひ早急に取り組んでほしいと思います。

公共施設管理計画の改定が令和5年にされているんですけど、基本的にその改定にのっとって、やっぱりこの事業を進めていくのかなと思っているんですけど、例えば5年後、10年後、そういった年度計画はどのようになっているのか、そこら辺も新しい組織編成なので、初年度こういったことをやってというスケジュールがあれば、その辺の答弁をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

業務内容につきましては、多くの議員に説明してきたところでございますが、まず学校、閉園幼稚園等も取り組んでいくんですけど、まずほかの部局が所管しております公共施設等がございます。それにつきましても、当然施設方針の進捗、維持コスト、利用状況などを改めて調査するとともに、市長の諮問機関となります行政経営会議というものを設立しまして、そこで施設別の行政コスト計算書等を施設ごとにつくりまして、それに基づきまして施設の長寿命化、統合、廃止、民間活用などの資産リストラの推進に向けた審議をしていただきまして、答申内容を踏まえた取組を行ってまいりたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

分かりました。

次の質問、産業振興局の今後についてというのは、もう先に同僚議員の一般質問に対する答弁で理解していますので、割愛していききたいと思います。

4番目の令和7年度の予算についてですが、今回4億6,563万3,000円の増額が計上されていますけど、ほとんどが人事院の勧告による給料アップのものに伴う増額かなと思うんですけど、本市も2023年度から定年退職を61歳と改めて、2年ごとに1歳ずつ引き上げて、最終的には65歳までの定年になるという予定だと思います。今後の人件費についての推移があれば、ちょっとその辺をお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和7年度の人件費の増額に関してお答えいたします。

令和7年度当初予算の人件費は、令和6年度当初予算と比較して4億6,563万3,000円の増となっております。増額の要因として、人事院勧告に伴う給与改定及び令和6年度から始まった会計年度任用職員への賞与に追加された勤勉手当の支給が挙げられます。特に主な要因として、会計年度任用職員への勤勉手当の支給となります。

勤勉手当の支給につきましては、令和6年3月定例会で条例が可決されたため、令和6年度当初予算では予算措置されておらず、賞与の予算は令和6年度においては期末手当のみの2億2,108万2,000円で行っていました。令和7年度は、期末手当及び勤勉手当について4億1,614万3,000円となり、1億9,506万1,000円の増となっております。

職員の人件費に関しましても令和6年度は約43億円、令和7年度は約44億5,000万円ほどとなりまして、約1億3,000万円の増となっております。

◎栗国恒広君

人件費が増えていくということで、人件費はもう一般財源で行ってきているんですよね。そこら辺の今後財政負担の軽減を図るために、やはり会計年度任用職員の配置をしっかりと考えていかなきゃいけないのかなと思っております。先ほど総務部長が答弁したとおり、定年が延びるという感じで徐々に増えていく内容かなというふうに思っていますけど。

そこでお伺いしたいんですけど、令和7年度の新規採用者は、希望者は何名いて、何名の採用になるか、その辺は答弁できますか。

（「休憩」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

(休憩＝午後 3 時57分)

再開します。

(再開＝午後 3 時57分)

◎総務部長（與那覇勝重君）

申し訳ございません。今ちょっと資料がございませんので、後で答弁したいと思います。

◎栗国恒広君

どれくらいの採用があつてというのがちょっと知りたくて、聞き取り調査に入っているもんですから、すみません。では、行きます。

次に、増額する物件費の抑制について、今後どういうふうな感じで行っていくのか。そのことは、先ほど言ったように、行政経営課の管理でやっていくのかなと思うんですけど、やはり本市は合併20年たっても、まだ類似する施設がかなり多くある。その中で、物件費の抑制というのは、もう合併当初からずっと言われてきていることじゃないかなと私は思っています。そういう意味で、新たな嘉数登市政になって、しっかりこの抑制をどういう感じでやっていくのか、その件の見解があれば答弁をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

宮古島市は、旧市町村で整備を行った類似施設が数多くございます。維持管理費の物件費が多い状況となっております。物件費の抑制につきましては、新たに市長の諮問機関である行政経営会議を設立しまして、施設別行政コスト計算書等に基づき、施設の長寿命化、統合、廃止、民間活用などの資産リストラの推進に向けた審議、審議結果による答申内容を踏まえた取組を行い、維持管理コストの改善を行ってまいりたいというふうに考えております。

◎市長（嘉数 登君）

先ほど来、栗国恒広議員から、本市は多くの行政財産を抱えているという話がございました。私が行政経営課というものを立ち上げて、そういった資産のリストラという、ちょっと過激な言葉を使っておりますけども、まず現状をしっかりと我々は押さえておかないといけないと思っております。市営住宅は1,426戸、県営住宅が1,008戸、一般道は市道が約1,000キロ、農道が800キロですので、管理する道路延長は1,800キロ、それから公園、これは農村公園も含めて93か所もございます。そのほか、小学校、中学校、市町村合併しておりますので、かなり広域に広がっているということと、あとやっぱり港湾も抱えている。空港の管理も県から受託していると、権限移譲を受けているということで、多くの行政分野に人を割かなければいけないという部分と、多くの資産を、行政財産を有していて、それがフルスペックで使われているのであれば、それで構わないと思うんですけども、老朽化し使われなくなった、あるいは使用頻度が少なくなってきたというところがあつて、この辺はやはり整理していかないといけないと思っております。

一方で、公園の遊具等を含めて、整備充実を訴える声も市民の中にたくさんあります。今の数を抱えていて、そこに財源を割くということはなかなか厳しいと思われまますので、そこは行政コスト計算書に基づいてどのぐらい使われているのか、そのためにどれぐらいの維持管理費がかかっているかということを明らかにした上で、これは私も市民の一人として総論は賛成なんですけども、各論にいくとやっぱりいろんな意見があると思います。その際に、市民が判断しやすいような受益と負担というところも明らか

にしながら、しっかりと市民の意見にも耳を傾けて、これを進めていきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

やっぱり市町村合併20年、類似施設が多くなる。いろんな感じでスペースのほうもフルスペック使って、そういうふうな感じで分析等々をして、この財産管理はしっかりやってもらえればなと思います。物件費というのは、もう年々、年々右肩上がりです予算が上がっていく。そこを削減できるのはしっかり削減していくというのは、やっぱり本来の行政のあるべき姿かなと思いますので、今市長答弁したとおり、この行政運営をしっかりやってほしいなと思っています。

次に、特定利用空港・港湾指定受入れについてですが、この施設に関してもやはり同僚議員がもう質問しています。答弁はほとんど一緒かなと思うんですけど、あえて私この質問をしたというのは、今回港湾利用に関して、市長は民生利用という観点から、そこを市民に強く訴えるという感じで答弁しているなと私は感じております。民生利用に関して、真っ先にこの平良港、そこをどういうふうに整備していくのか、今市長が今月いっぱい国の方に受入れをしっかり表明しながら折衝していくと思うんですけど、市長が現在考えている港湾整備に関しては、どのようなことを真っ先に取り組んでいくかということを答弁できたら答弁をお願いします。

◎市長（嘉数 登君）

今ちょうど港湾計画の改定というところの作業にも入っておりますので、個々にどの部分を整備したいかということについては、この場でお答えすることはなかなか難しいんですけども、少なくとも民間の利用が主だということを言っているのでありますから、例えば海上保安庁の利用もかなり高まってきております。できれば民間と、そういった海上保安庁が使えるエリアというものが、可能であればこの港の中で分けるような整備ができないかというようなことを考えておりますので、そこは各関係者からの意見もしっかり聞きながら、平良港はそんなに広い港湾ではなく、むしろ狭隘な港湾ですので、どうすれば使い勝手がよくなるかという点も含めて、具体的に検討していきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

分かりました。平良港、やっぱり物流の拠点でもありますので、しっかり先ほど海上保安庁の宿舍も考えた整備も考えているという答弁かなと思っていますので、ぜひ取り組んでほしいなと思います。

あと、最近マスコミにも、新聞にも出たけど、港湾とのアクセス道路、道路に関しても、やっぱりこれから具体的に話が進んでいくと思いますので、その辺の具体的なものがあれば、常時議会のほうでご報告しながら整備を進めてもらいたいなと思っています。よろしく願いいたします。

続きまして、都市計画事業についてです。大原地区の都市計画事業についてですが、写真をちょっと出してもらえますか。

（「つないで」の声あり）

◎栗国恒広君

これ、大原地区の区画整理ですけど、大原地区、これ区画整理事業になってもう40年になるんですね。先ほどいろんな感じで、子育て世代の住居環境、これ接続道路ができないから家が建てられない、そういう感じになっています。これ黄色い部分は既存の道路です。今問題となっているのが私道路、市道の指定がない。この整備をどういうふうな感じで、この地域の皆さんと意見交換会をしていると思うんで、その

整備をどういうふうな感じで進めていくのか。最終年度はどういう感じで考えているのか。その辺の答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

大原地区は、昭和41年に都市計画決定がされ、平成10年に第1地区、約18ヘクタールが完了し、第2地区、3.5ヘクタールは未整備地区として残っております。建築制限を解除するには、区画整理事業を廃止する必要があるため、昨年度から今年度にかけて住民説明会を3度行い、アンケート調査を実施したところ、区画整理事業を廃止したほうがいいと答えた方が8割、反対及び現時点では分からないと答えた方が2割となり、廃止を望む声が多数となりました。そこで、廃止について沖縄県と協議を行ったところ、区画整理事業の代替案が必要との回答がありました。

◎栗国恒広君

建設部長、県から代替案が出てきたということは、これを今からまた地権者と意見交換をし、それから事業を進めていくという理解でいいですか。

◎建設部長（川平陽一君）

代替案につきましては、地権者の方に呼びかけしまして、道路整備、既存の里道とか私道がありますんで、その整備に向けて地権者の皆さんには説明しております。

◎栗国恒広君

要するに接続道路の整備をしていくという理解でいいですね。その接続道路に関しては、これは市が単費でやるんですか、それとも県の補助金等々を使ってやるんですか。その辺、要はこの地権者にそういった持ち出しがあるのか否かも含めて、その辺の答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

私道につきましては、地区内の既存道路を生かした計画となっており、令和7年度に実施設計、令和8年度から用地交渉、物件補償を行い、令和9年度中に道路整備の完了を目指しております。その後、令和10年度から建築制限の解除に係る手続きを行っていきますが、道路整備につきましては単独事業で行います。単独予算を活用して行います。

◎栗国恒広君

これ、単費でとなると結構また予算がかかるのかなというふうな感じで思っていますので、できれば県の補助等が該当するんであれば、県ともしっかり調整して、財政負担にならないような整備をしてほしいなと思っています。令和8年、令和7年。

（「8年度から」の声あり）

◎栗国恒広君

はい、分かりました。用地交渉、終了は、では令和10年、令和11年ですね。かなりかかりますね。ぜひ早急な整備をしてほしいなと思います。

なぜこういう質問するかというと、やはり家を建てたくても建てられないんですよ、なかなか。あの辺は確かに一等地です、今。土地高騰する中で家が建てられない、行政の整備事業が遅れて建てられない。そこにも、やっぱり市長が先ほどから言っている若者の定住促進、住宅確保というふうな問題も絡んでくるのかなと思いますので、行政で行われているこの整備、それしっかりやってもらいたいなと思っています。

す。

じゃ、次の質問に移らせてもらいます。現在空港の南側で計画進めているレンタカー事業者の行政手続、これは昨年ですか、令和5年第4回宮古島市議会定例会で地盛6号線の道路が廃止されたという関連から、ぜひ今現在行政が進めている進捗について答弁をお願いします。

◎建設部長（川平陽一君）

当該地区での計画においては、都市計画法第29条第1項の規定に基づき、開発行為申請及び景観法第16条第1項の規定に基づく景観計画区域内の行為届出が必要となります。現在計画に関する申請書及び届出の提出はありませんので、提出があり次第手続を進めてまいりたいと考えております。

（國仲昌二君、着席）

◎栗国恒広君

私はこの質問、この土地というのは、私の久松の共有地でございまして、賃借契約もみんな終わって、いつ着工して……今の空港のレンタカー事情を見ると、すぐ隣にこういったレンタカー事業所が置けると、送迎が簡素化されるのかなと。それ道を挟んだりすると、すぐ横ですので、この開発に当たって、事業者等もその道を挟んだところに渡り廊下、橋を架ければ、何も車で回らなくて、人間がキャリーケースを引っ張ってレンタカー事業所に行けるというような大きなメリットがあるんで、この計画に対してはしっかり行政も取り組んで、事業者と色々な案を出し合いながら開発してもらいたいなという観点からこの質問をしていましたので、ぜひ今後とも事業者としっかり協議をしながら、今後の宮古空港のレンタカー事業についても大分寄与する事業だと思いますので、しっかり取り組んでほしいなと思っています。

次の質問に移らせてもらいます。防災行政についてですが、もう防災行政についてはかなりの人が質問していますけど、本市の防災、災害備蓄食、今多分カママ嶺公園で備蓄されているのが何食かあるのかなという感じで思っているんですけど、これ本市が今災害時に備蓄食料としている食料の数が、例えば簡単でいいです、何万人で何日分の食料が備蓄されていますというような明確な答弁があれば、答弁をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

備蓄品につきましては、沖縄県が平成25年に作成しました津波被害想定に基づき、避難所に避難する人のうち、7割の1日3食3日分としまして、3日間合計9,173人分を備蓄しているところでございます。3日間合計で、備蓄食必要数としまして2万7,519食分を今備蓄をしております。

◎栗国恒広君

2万7,000食、9,100名余りですか。今よく言われるのが南海トラフ、ここ30年以内には必ず来るんじゃないかなと言われてます。そういう意味では、この3日間で、その備蓄量で本当に対応できるのか。防災危機というのは、やっぱりみんな市民がすごく関心を持っています。昨年4月3日ですか、台湾の震災あったときにも、カママ嶺公園は人がもう本当に避難場所ということで来ていました。あの数を見れば、もう本当にすごい数だなと。果たしてこの備蓄倉庫にどれぐらいのものがあって、どれぐらいのが、本当に災害のときに何日分あるのかなということでこの質問をしましたけど、やはり備蓄場所については、今後避難場所に指定する体育館、学校の体育館とか、そういうこともあったので、ぜひ備蓄場所の増設も含めながら、この学校の避難指定となっているところにも今後しっかり食料の備蓄という感じで検討しても

られればなと思っております。これは要望です。たしかこの質問に関しては、いろんな議員が話をして、学校長と共有してやっていくという答弁だと思っておりますので、しっかりその辺もやってもらいたいなと思っております。

次に、災害物資の確保、保管について。発電機、仮設トイレ、毛布等の保管状況についてはどのようになっているのか、答弁をお願いします。

◎総務部長（與那覇勝重君）

本市で備蓄している災害物資につきましては、発電機が13機、仮設トイレが33台、簡易トイレが10台、トイレ処理セットが1,600回セット、災害用毛布が1,790枚となっており、ほかにもおむつや生理用品などの非常用衛生用品も備蓄をしております。保管場所は、主にカママ嶺公園内の備蓄倉庫と盛加越公園内の備蓄倉庫に保管し、防災危機管理課にて管理をしております。

また、本市には7つの自主防災組織が設立され、災害時用資機材を整備しており、各自治会の公民館などで保管管理をしております。

◎栗国恒広君

ある程度の備蓄品は、物資の保管はできているという感じで今やっているのかなと思いますけれども、ただその前にちょっと質問を忘れたけど、この災害備蓄食、例えば賞味期限がありますよね。よく言われるのがローリングストックといって、期限が来るとそこを新しいものに替えるために、子ども食堂に食品を寄贈したり、そういったものが実施されていると思うんですけど、このローリングストックに関してはどういうふうな考えを持っているのか、その辺もちょっとお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

備蓄品、食料関係の管理としましては、備蓄品購入計画というのがございます。それに基づきまして、目標数を整備してございます。財政的な負担を考慮しまして、保存期間が長いものを複数年かけて購入しております。

また、賞味期限が1年未満となった食料や飲料水につきましては、防災勉強会や防災イベントで活用し、食品ロス削減の観点からフードバンクへ提供するなど、生活困窮者等への支援として有効活用に努めているところでございます。

◎栗国恒広君

分かりました。時間がないので、ちょっと先に進みます。

あと次に、防災危機管理部署への地域防災マネジャーを取得している退職自衛官採用について。この質問は、もうずっとしてきているんですけど、今回市長は施政方針の中で述べている災害対応への組織体制強化、市長の判断の補佐役となる危機管理監、防災マネジャーかなと思っているんですけど、やはり防災に対するノウハウ、知識を持っている方が、退職自衛官のほうがしっかり危機管理監として、今与那国町でも1人配備されている中で、施政方針で述べている市長判断の補佐役となる危機管理監に退職自衛官の地域防災マネジャーの採用についてはどう考えているのか、その辺の見解をお聞かせください。市長がこれ答えて。市長の補佐官です。

◎市長（嘉数 登君）

退職自衛官をということではございますけれども、今現在私はそののみをということではなくて、あり

とあらゆる可能性といいますか、防災行政に携わった者としては、もちろん退職自衛官もありますけども、消防とかいろいろな方もいらっしゃいますので、幅広い人材の中から宮古島市が求める人材を求めて登用したいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

宮古島市のことをしっかり考えてという市長の答弁も分かります。なぜ何度もこの質問をするかという、災害に対するというのは、しっかり経験を積んできた方々はやはり迅速な指示体系ができて、もういつ何ときでも命令が下されるという判断が大事なかなと思うんで、あえて退職自衛官の地域防災マネジャーということを行っていますので、ぜひ市長、この辺も検討してもらいたいなと思っております。

次に、福祉行政についてお伺いしたいと思います。今回保育所の入所者の審査が、今年は10月24日からスタートして11月22日まで約1か月間募集があつて、現在3月20日過ぎて、3次募集に来ても数名の方がまだ入所が決まっていないということを伺っていますので、その件に関して、最終的にこの3月いっぱい全員入所できるような方法を検討していると思うんですけど、例えばこの残された11名ですか、今私が資料を持っている、そういった方にどういった聞き取り調査をして、入所へ向けて取り組んでいるか、そのことについて見解をお伺いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

すみません。栗国恒広議員、私の資料は3月14日時点の資料となっておりますので、それでお答えさせていただきます。

3月14日時点、先日の狩俣勝成議員への答弁と重複いたしますけれども、認可保育施設の申込者数は515名、現時点、3月14日での内定者数は451名、保留となっている人数は20名となっております。入所に至らず保留となっている理由については、ほかに利用可能な施設を提案するものの、保護者が特定の園を希望していることなどが挙げられます。現在保留となっている20名については、認可保育施設受入れ可能枠667名に対し、内定者が451名となっており、216名の受入れ可能枠がありますので、今後も引き続き保護者と連絡調整を行ってまいります。

◎栗国恒広君

同じような質問を狩俣勝成議員もされていますけど、引き続き残りのこの入所者については調査していくと。ただ、入所できる決定、この内定通知を行う決定が3月20日を過ぎると、保護者の皆さんは仕事したいんだけど、保育所が決まらないというのがあるんですよね。ですから、この内定時期を早めることをいつも言っているんですけど、子供を産んでも預けて仕事ができる環境を、内定という、遅くとも1月末とか2月の初めにすれば、かなり保護者の皆さんも安心して保育所に預けて仕事できるのかなという、まだ十何名の方も、20名近くですか、いるということで、大変内定がいつ決まるのかなというのを危惧していますので、ぜひ早急に取り組んでほしいなと思っています。

続きまして、産後ケア。この産後ケアについても、臨時会のほうでシステム改修という感じで答弁がありました。今回宿泊型、通所型、訪問型を利用できる上限の数も見直しというんですけど、最初にうたっている上限の数については見直しができるのか否か、その辺の見解についてお伺いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

産後ケア事業は、出産後1年以内の母子に対して、心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安

心して子育てができる支援を目的に、宿泊型が6泊7日、通所型4回、訪問型4回の合計14回を上限に実施しております。利用件数は、令和6年度、これは令和7年2月末時点となりますけれども、483件となり、令和4年度の198件、令和5年度の237件と比較すると大幅に伸びております。理由としては、今年度より利用券の配付により予約が容易になったことと、課税世帯への2,500円の利用料減免クーポン券5回分の助成が大きな要因と考えております。

議員ご質問の上限回数の見直しについては、国の補助金実施要綱により宿泊型は上限6回と定められておりますが、支援の必要が高いため、利用が必要と判断した場合は、上限を超えた利用も可能ですので、ご相談いただけたらと思っております。

また、訪問型、通所型の上限回数の見直しについては、県内他市の状況や事業所の拡充等を勘案しながら検討させていただきたいと考えております。

◎栗国恒広君

回数については、ご相談くだされば回数の見直しもできるということですので、これ利用件数が結構増えてきているんですね。しっかり子供を預けてできるということがメリットではないかなと思うので、ぜひ相談にも乗ってもらって、子育てができる環境をよくしてくれたらなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に、保育所の一時預かり。この件に関しても砂川和也議員も何回もおっしゃったけど、これ保育士の環境改善とか事業者の補助金というよりも、助成金ですよ。補助金ではなくて助成金。各事業所とも、やっぱりぎりぎりの運営をされていると思うんですよ。ですから、市長が言っている子育て、そういう面ではいろんな財源を駆使して、この補助金の増額ができないのか、その辺の検討はあるのか、答弁をお願いします。

◎こども家庭局長（幸地幹夫君）

先日砂川和也議員にお答えした答弁内容と重複をいたします。今年度においては、事業者との意見交換会を2回実施しております。事業者との意見交換会で話のあった利用年齢区分の設定、利用料金の見直しについて、事業所からの提案を基に検討を行い、新年度より事業実施要綱を見直すこととしています。新たに利用年齢区分の設定等を行い、県内他市と同水準の利用料金を設定することで事業の安定化の一助になるものであると考えております。

次年度においては、事業者と利用保護者を交えた3者で意見交換会を5月中に実施することを予定しておりますし、本事業のよりよい在り方について、前向きな話し合いを行っていただければと考えております。

◎栗国恒広君

分かりました。事業実施要綱の見直し等も検討するということですので、これ補助金じゃなくて、助成金という感じで、事業者のほうとしっかり連絡してやってくれたらなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に行きます。環境行政について。「島内ごみゼロの日」広報PR活動予算についてですが、現段階でどれぐらいの予算がついているのかお答えください。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

島内ごみゼロ大作戦事業におきましては、広告料として635万3,000円の予算をお願いしております。

◎栗国恒広君

635万3,000円を広告料として、委員会でちょっと聞いたんですけど、時間がなくて聞けなかったんですけど、島内新聞広告というふうな感じで発言があったかなと思うんですけど、1日でこれ、宮古島には今2社の新聞社がいるんですけど、600万円って、単純に300万円、300万円で、広告料という理解でいいですか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

議員のおっしゃるとおりです。

◎栗国恒広君

私そのことを聞いて、すごくマスコミを通して、もちろん市民に周知するためには大事だと思うんですけど、しかし、ごみ、5月30日、ごみゼロの日の語呂に合わせてその活動をPRしていくんですけど、もちろん市民のPRもこれだけの予算使ってどれだけの効果があったかなというのは、今後しっかり検討していかなくちゃいけないと思うんです。できれば空港のスクリーン、ああいったところも利用して、島外から訪れる人たちも、宮古島市は5月30日にこういったPR活動をやっていますよと。私は、個人的にかなり高いPR予算じゃないかなと思っています。それにあわせて、それがしっかりPRすることに事業成果が上がってくればそれでいいことだと思うんですけど、ちょっと料金が気になったものですから、そこを質問してみました。ありがとうございます。しっかり別の方向ということも考えてもらえればと思います。

あわせて、ほっとけないプロジェクトという感じで、民間で海岸漂着物のものもやっていますよね。今後は4月5日ですか、それも予定されていると思うんで、抱き合わせでもいいですから、そういった感じのPRも、ごみに関するPRしてもらえたらなと思っています。

ちょっと急いで行きたいと思います。教育行政について。久松幼稚園の使用禁止とされている遊具について、今後どのような感じで修繕していくのか、それをちょっとお聞かせください。

◎教育部長（砂川 勤君）

久松幼稚園の複合遊具については、12月に金属の腐食等の破損が確認されたため、現在使用を停止しているところです。早期の使用再開へ向け、現在担当職員と業者による修繕方法及び修繕費用の調整を行っております。調整が済み次第、速やかに対応してまいります。

◎栗国恒広君

もちろん速やかに対処するのは存じています。しかし、新年度、入学式がもう4月に、来月に入ってきます。これ、気づいたのは昨年10月頃なんですよ。聞くとところによると、もう新年度ではちゃんとやってくれるのかなと思ったけど、なかなか進まない。やはり新しい幼稚園、学業のスタートでございます。しっかりこの遊具については予算を措置して、できるだけ早めに措置をしてもらいたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

次に、観光行政については、ちょっと時間がないので、飛ばしていきたいと思います。

農林水産行政について。まず、今回水産振興補助事業として、高野エビ養殖場の再開に向けて取り組んでいます。こういった感じで取り組んでいくのか、その辺のご説明をお願いします。

◎市長（嘉数 登君）

クルマエビ養殖事業は、平成31年には生産高が約25トン、生産額として1億円超となり、宮古島漁業協

同組合の黒字化の大部分を占めておりました。しかしながら、令和3年に発生したパブウイルスの影響により、現在まで休止状態となっております。以降、早期再開に向けては、市は県に協力を仰ぎ、パブウイルス耐性エビを用いた養殖試験の準備を進めており、令和7年度に実施する予定としております。また、市ではウイルスが確認された養殖場に隣接するため池の埋立工事を行うなど、再開に向け、ウイルス侵入防止の取組を行っております。

令和7年度においては、市はクルマエビ養殖事業に係る支援として原材料費や必要経費に対し、200万円を予算計上しており、県も同等の支援を行う予定だと聞いております。市としましても、令和7年度の結果を踏まえ、早期の事業再開に向けて継続して支援していきたいと考えております。

◎栗国恒広君

やはり漁業協同組合の屋台骨でもありますエビ養殖場、漁業協同組合の運営にも相当寄与してきている事業だと思います。パブウイルスで3年ぐらいですか、エビ養殖場が使えないということで、今回県の補助をもって再開に向けて取り組んでいるということですので、パブウイルスに強い稚エビを導入して、しっかりその事業を進めてもらいたいなと思っています。

あと、農業関係でもう一点だけ。狩俣地区で行われている地力増進事業、循環型農地実証事業、これはもう本当に単費で令和5年、令和6年で約5,000万円ぐら이의予算がついてやっているんですけど、最終的に攪拌を含めた圃場への散布というのはどういうふうに考えているか、簡単でいいですから、農林水産部長、答弁をお願いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

狩俣地区で行っている堆肥製造施設の散布に向けての取組でございます。現在狩俣自治会にて、事業を実施する組織の構築を進めております。今度4月6日の総会で、組織の報告に向けて取り組んでいるということでございます。組織の構築後は、令和7年度より酒かすや糖蜜での試験を重ね、圃場への散布を進めていきたいというふうに考えております。

◎栗国恒広君

狩俣自治会の総会には、私もちょっと出ました。しかし、事業者がまだ決まらないんですよね。散布といたって、やっぱりそういった設備を持っている事業者じゃないと、なかなか散布もできないと思っているんで、その辺の事業者に対する説明をしっかりとやって、せっかく運んだバガス、トラッシュですので、散布ができるようにお願いしたいと思います。

最後に、農地区分の見直しについて。農業委員会会長には、先ほど4枚ほど資料を渡してあります。その件について、ちょっと写真を見てもらえればと思うんですけど、この写真の中で、この地域が第1種農地なのか、あるいは第2種農地なのか、その農地の区分について答弁お願いしたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後4時40分）

再開します。

（再開＝午後4時41分）

◎農業委員会会長（長濱国博君）

種別は、第1種農地であります。例外規定で集落接続となります。住宅、その他申請にかかわらず、土地の周辺の地域において、居住する者の生活上必要な施設（道路）で、集落に接続して設置しているものと判断しております。

◎栗国恒広君

4か所ぐらいのものを質問していたんですけど、時間がないので、その件に関しては、農業委員会会長、また後で説明を受けたいと思うので、よろしくお願いしたいと思います。

時間となりました。先ほど冒頭にもお話ししたとおり、今定例会2時間余りの空白のご迷惑をおかけしたこと、改めておわび申し上げるとともに、退職される、この議場を後にする職員の皆さん、どうもお疲れさまでした。栗国恒広の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

栗国恒広議員、答弁漏れがあるそうですから、少し待ってください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和7年度の職員採用に関する質問がございました。9月に行政職と専門職の試験を実施しまして、受験者が90名、最終的な内定者が22名、それと今年2月に建築職の試験を行っております。応募者が5名、内定者が2名、合計で受験者が95名、採用内定者が24名となっております。

◎議長（平良敏夫君）

これで栗国恒広君の質問は終了しました。

（久貝美奈子君、下地 茜君、池城 健君、山下 誠君、
長崎富夫君、友利光徳君、上里 樹君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

しばらく休憩しましょうね。

（「休憩やらんでもいいよ」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

当局が2時間以上座っているもんだから、2時半から。どうですか、当局、大丈夫ですか。
10分休憩しますか。

（「5分いいよ」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

じゃ、5分休憩しましょうね。じゃ、16時50分から再開します。
休憩します。

（休憩＝午後4時44分）

再開します。

（再開＝午後4時50分）

休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問の発言を許します。

◎國仲昌二君

國仲昌二です。最初に、宮古島の方言、ミャークフツで挨拶したいと思います。シーナ ゴーカリ ウ

ランマ、皆さん、御機嫌いかがですか。ブガリーブガリ ウズパズヤースガ、大変お疲れだとは思いますが、バガ パナスマイ ツキフィーサマチョー、私の質問にもお付き合いください。よろしくお願いします。

去る1月19日の市議補欠選挙で、多くの市民の皆さんにご支援いただきまして、この場に立つことができました。この場では初めての一般質問です。また、今定例会最後の一般質問となります。皆さん、お疲れだとは思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、質問に入ります。1、市長の基本姿勢について。1、市長選挙における発言について。①、「市民が真ん中」という考え方についてです。この市民が真ん中という考え方につきましては、先日下地信男議員への答弁で、全ては市民のためにという思いで、信頼、情熱、行動力を持って、政策を推進していくことと答弁しています。この全て市民のためというのは、よく言われますけれども、市民が主人公であるということと同じ意味合いと理解してよろしいのか伺います。

◎市長（嘉数 登君）

私は、宮古島市を市民が豊かに安心して暮らし、あらゆる世代が幸せを感じながら未来に希望を持てる島とするため、全ては市民のためにという思いを持って、その思いを表したものが「市民が真ん中」という考え方であります。

市民がここで住み、働き、子育てがしたい、ここを誇りに思う、島を出てもまた戻りたいと実感できる島をつくるのが私の市長としての仕事だと考えており、市民のため、市民が暮らすこの島の未来のため、「市民が真ん中」を市政運営の基本姿勢として位置づけ、掲げた政策の着実な推進に取り組んでまいります。

◎國仲昌二君

私が質問したのは、「市民が真ん中」ということ、全ては市民のためにという思いでということですので、このことが市民が主人公であるという、よく言われる言葉ですけれども、それと同じ意味合いですかということを質問しています。

◎市長（嘉数 登君）

同じであるかということは、受け止め方の問題だというふうに思っておりますので、私が「市民が真ん中」というのは、様々な受け止めがあるかと思いますが、これからの市政運営においてお示しできるようなものになっていくというふうに考えております。

◎國仲昌二君

市民が主人公であるとか市民主権というのはよく言われますけれども、このことと「市民が真ん中」というのは、どういう意味合いがあるかということをお尋ねしたんですけれども、受け止め方がいろいろあるということなので、次に行きます。

「どこにいるか分からない市長」ということについて、先日の友利光徳議員への答弁で、特定の人物を指したものではないとして、市民の皆様の下へ足を運び、直接市民の声を聞く姿勢を示させていただいた。市政運営を進める上で、市民の声に耳を傾けることが必要であると考えている旨述べております。市民の下に直接足を運ぶ、声を直接聞くということは理解できますけれども、その前にわざわざ「どこにいるか分からない市長」と付け足した理由を伺います。

◎市長（嘉数 登君）

「どこにいるか分からない市長」については、去る市長選において使用した表現であると認識しております。市長が市民の皆様の下へ積極的に足を運び、直接市民の声を聞く姿勢を示させていただきました。市政運営を進める上においては、謙虚な姿勢で市民の声に耳を傾けることが必要であるとの考え方に基いております。様々な場所、場面へ足を運び、様々な課題を抱え、生活に不安をお持ちの市民と直接対話を行い、市民に寄り添った市政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

◎國仲昌二君

私は、この市民の下に足を運ぶ、あるいは声を直接聞くというのは理解できますよと。なぜその前にわざわざ「どこにいるか分からない市長」という言葉を発したのかということを疑問に思うわけです。市民の中には、座喜味一幸前市長は後継者と考えていた当時の嘉数登副市長をできるだけ表舞台に出そうと行動していたと、そのことを指しているのかと受け止める市民もいます。選挙中とはいえ、非常に残念な発言だという声が市民の中にあることを申し上げておきます。

次に行きます。次は、順番を変えて、2の宮古の自然、伝統、文化等についての3、地下水保全についてから質問をいたします。①については割愛して、②のほうから行きたいと思います。宮古島地下水研究会から提出された請願についてですけれども、2月に、請願と全く同じ内容ですけれども、要請を受けて、市長は、要望はしっかりと受け止め、対応したい旨コメントしています。どのような対応を考えているのか伺います。

◎水道部長（下地貴之君）

要請の内容は、袖山浄水場及び加治道浄水場に高度浄水処置施設の整備を求めるものでありました。水道部としましては、水道水の安全確保のため、これまで実施している水質調査を令和7年度におきましても年4回実施することとしております。測定結果の経年的な変化を注視しながら、必要に応じて実証実験や施設設置について適切に対処してまいります。

◎國仲昌二君

私は、要望をしっかりと受け止め、対応したいというコメントでしたので、もうちょっと踏み込んだ答弁がいただけるかと思いました。

次に、請願書によりますと、10年間で発達障害の子供たちが44倍増加、これは全国平均の20倍とされており、高度肥満児童数も国や県平均の3倍から4倍との数値を示して、汚染された地下水の影響の可能性を指摘しています。このことについて、市は請願者がエビデンスがないと言ったと言っておりますけれども、請願者は人体のエビデンスがないと言ったということです。もちろん人体実験をやるわけにはいかないので、人体によるエビデンスがないというのは当然です。逆に、因果関係が証明されることになれば、手後れになるのではないかというふうに考えます。予防原則にのっとって対応すべきと考えますが、いかがでしょうか、伺います。

◎水道部長（下地貴之君）

予防原則につきましては理解しておりますけれども、国が定める水質管理目標値を大きく下回っていることから、まずはモニタリング調査を継続し、測定結果の経年的な変化を注視してまいりたいと考えております。

◎國仲昌二君

発がん物質と言われるフィプロニルというのが東添道の水源地で87ナノグラム検出されたということです。この数値は、厚生労働省の健康局長通知という中で、水質管理上注意すべき項目だということです。また、フィプロニルという物質は発がんリスクがあるということで、中国でも、それからEUでも使用禁止になっているということです。やはり何らかの対応をすべきではないでしょうか、伺います。

◎水道部長（下地貴之君）

5月に87ナノグラム検出されておりますけれども、その後の推移は8月1ナノグラム、11月3ナノグラム、2月3ナノグラムとなっております。5月の検出については、原因が特定されておきませんが、8月以降は低い数値となっていることから、繰り返しの答弁になりますけれども、モニタリング調査を継続し、測定結果の経年的な変化を注意してまいりたいと考えております。

◎國仲昌二君

それでは、先ほども指摘しましたけれども、中国でもEUでも使用禁止になっているということについて、市としてはどういう受け止め方をしているのでしょうか。

◎水道部長（下地貴之君）

国が定める水質管理目標値は、500ナノグラム以下であります。先ほどの答弁と重複しますけれども、市としては引き続きモニタリング調査を実施していきたいと考えております。また、国や県から具体的な対策や方針が示された場合は、それに従い対応してまいります。

◎國仲昌二君

地下水研究会の皆さんは、この2年間で水道水のクロロアニジン、この平均濃度の倍増、これは常識的に見れば急激な増加であると、そして10年後には国の基準値を超える可能性があるのではないかというふうに危惧しております。高度浄水処理施設、これを早急に整備してほしいというのが地下水研究会の皆さんのご意見であります。地下水の保全については、今後ともこの議会で取り上げていきたいというふうに考えております。

次に行きます。次もちょっと順番を変えまして、5の環境行政についての1、し尿処理施設について伺います。よろしくお願いいたします。まず、旧施設と新施設の違いについてということで、脱水機の設置について、その台数、そしてその機能について伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

旧施設と新施設の大きな違いといたしましては、受け入れたし尿等及び浄化槽汚泥の処理方法です。既設の施設では、し尿等及び浄化槽汚泥を希釈汚泥のまま下水道施設へ投入することで、下水道施設の処理設備に負担が生じておりました。今回整備を行いました新し尿等処理施設では、受入れしたし尿等及び浄化槽汚泥を下水道施設に投入する前に脱水処理を行い、末端処理の負担を軽減できることが大きな違いとなっております。今回脱水機は、汚泥処理量1時間当たり10立米の機種が2台設置されております。

◎國仲昌二君

脱水機は2台設置ということですが、これ1台は予備としてという考えでよろしいのか伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

1台は予備というわけではございませんで、1時間当たりの処理能力から計算して、2台で1日当たり

の処理能力、これは1日当たりの処理能力が70キロとなっておりますが、その処理能力を満足するように計画を行っております。この計画を行ったのは、日本下水道事業団設計要領等では、リスク分散の観点から1台に集約するのではなく、2台に分散させることと記載されておまして、今回それにのっとった整備を行ったところです。

◎國仲昌二君

今の説明によると、1日当たりの処理量を考慮してということだと、1台当たり1日25キロリットルの処理ということでしょうか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

新施設の処理能力は、1日当たり70キロリットルの処理量となっておりますので、1台当たりは35キロリットルとなります。

◎國仲昌二君

それと、先ほどこの脱水機の機能について伺いましたが、もう一度確認しましょうね。汚泥とその離脱液を分離して、その処理水、いわゆる離脱液、それを希釈して下水道のOD槽へ投入するという、その役割が脱水機ということでしょうか。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

新施設に関しましては、まずし尿等受入れ口から沈砂槽に受入れを行いまして、受入れ層の中にし尿等が参ります。その後、破砕ポンプで夾雑物、これはごみなどですけれども、これを除去した後に中継槽で、その後脱水槽を通して分離液槽、希釈水槽に行くという流れとなっております。

◎國仲昌二君

それでは、希釈倍率についてお伺いしたいと思います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

新施設につきましては、希釈倍率は最大値が25倍となっております。希釈倍率は、搬入されたし尿や汚泥のSS値等、これは浮遊物質量によって希釈倍率が異なりまして、現況の施設では約20倍希釈で下水道施設に投入しております。新施設は、前処理を行い、下水道へ流入させる施設となっておりますので、現在の倍率以下の希釈倍率が想定されます。計算によりますと、新施設では5倍から8倍程度の希釈倍率になることを予測しているところです。

◎國仲昌二君

5倍から8倍程度ということですが、この25倍希釈という答弁といいますか、説明がどこかであったかと思うんですけども、この25倍希釈ということについての説明をお願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先ほども少しお答えいたしましたが、搬入されたし尿や汚泥の浮遊物質の量によって、希釈倍率は異なってきます。生し尿や油脂等、または不純物などが多く含まれる場合は、希釈倍率が上がります。その際、下水処理の機能を低下させる可能性がありますので、その際は先ほど答えましたとおり、し尿等のSS値の測定値を確認した上で、希釈倍率を上げるなどの対応を行います。それが希釈倍率が最大25倍まで上げられるような機能の施設となっているということになります。

◎國仲昌二君

先ほど今の施設は、脱水機なしで20倍希釈していると。今回脱水機を入れて、汚泥と離脱液を分けて投入するということでもありますけど、これが25倍になるという説明がよく分からないんですけども、もう一度お願いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

先ほどの答弁と少し重複いたしますが、これは投入されるし尿の性質、性状によって、油脂等、または不純物などが多く含まれる場合は、このし尿等の希釈倍率を上げて薄める必要がございます。これは、OD槽の状態が悪くなっている際に、汚水を薄めて投入することによって、OD槽への負担低減、状態回復等を考慮し、最大希釈倍率を25倍まで上げられる機能としているということです。

◎國仲昌二君

ちょっとよく分かんないんですけども、次の処理量については先ほど伺いましたので、飛ばしまして、次に行きますね。

夏場になると処理量が増えて、この1日当たりの処理量で処理できないということで、今使っている旧施設を使用すると、両方使用するということですが、まず処理量、どの程度に想定しているのかということです。ホテル、ヒルトンホテルも増設したり、あるいはローズウッドホテルも開業したりして、観光客大幅な増が見込まれると。今下水道のOD槽処理能力が8,400立方メートルということなんですけども、これを25倍希釈した場合に処理能力は大丈夫なんでしょうか、伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

新旧の施設を同時稼働時に、OD槽3基目の処理能力は大丈夫かというご質問かと理解しております。OD槽1基当たりの処理量が1日当たり2,800立米となっておりまして、3基の合計で8,400立米となります。それに対して、日平均流入下水量は現在下水で約3,500立米、旧し尿等処理施設が最大1,375立米、新し尿等処理施設1,750立米で、合計いたしますと6,625立米となります。そのため、十分に処理は可能と考えております。

また、今回のOD槽3基目建設に合わせまして、OD槽2基目の曝気装置を増強する機能強化も行っているため、当面は十分対応できるものと考えております。

◎國仲昌二君

この脱水機設置で希釈倍率は下がるはずなのに、何で逆に25倍に増加するかというような疑問を呈する市民の声もあります。また、最終的な下水道、OD槽の処理能力についても大丈夫かなという市民の声があることも申し上げておきます。

次に行きます。令和5年3月24日付の「下水汚泥資源の肥料利用に向けた活動推進について」という国が発出した文書についてですけれども、この文書はリン回収等、下水汚泥資源を肥料として最大限利用するよう求めています。まず、通知を受けた市の取組について伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

本市においては、例年1,600トンから1,700トンの下水汚泥が発生しておりまして、現在上野資源リサイクルセンターへ全量搬出されております。同センターにおいては、搬入された汚泥に破碎剪定枝、バガス等を混ぜ合わせ、発酵、熱処理を加え、40日から45日を経て下水汚泥肥料として製品化されていると聞いております。

令和5年3月24日付の農林水産省、国土交通省の2省合同により発出された「下水汚泥資源の肥料利用に向けた活動推進について」の通知においては、各関係者が主体的に下水汚泥、堆肥等の未利用資源の利用拡大に取り組み、肥料の国産化と安定的な供給、資源循環型社会の構築を目指すことと掲げているところでございます。その後、国土交通省より下水汚泥資源の肥料利用に関する検討手順書が示されておりまして、この中において、発生汚泥等の処理に関する基本的な考え方として、焼却処理は汚泥の軽量化の手段として有効であるが、コンポスト化や乾燥による肥料利用が困難な場合に限り選択することとし、焼却処理を行う場合であっても炭化汚泥の肥料利用、汚泥処理過程のリン回収等を検討することとされております。

本市の下水道汚泥は、コンポスト化により平成29年度から全て農地に還元されており、当該通知に沿った対応となります。

◎國仲昌二君

今肥料化といいますか、について、委託をしているという話がありましたけれども、この新しい施設の計画が出るときに、民間団体がリン回収、要するに肥料化までできるシステムというのを提案かな、報告書の中で提案したという話があります。これだと、約900万円ぐらい市に利益が出ると。ですけども、今はその肥料化を委託していると。逆に、市が委託料を出すことになっているという話があるんですけども、この提案の事業費のほぼ同額というふうに聞いておりますが、この提案を受け入れなかった、あるいはその提案に基づかなかった理由についてお伺いします。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

今回新施設の整備に関しましては、施設の機器採用に当たっては、総合的に比較検討をした結果となっております。今議員ご質問の施設委託費用について、新聞投稿の内容について、あとご提案いただいた内容については担当課でも確認しておりますが、内容としましては収入からランニングコストを差し引いても900万円の利益が出るとの試算とのことでございました。しかしながら、ご提案の内容には施設の運転管理費用が含まれているかというところが不明でございました。当該施設には、運転管理を行うために、管理要員としまして、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条に基づく有資格者1人以上が必要となっております。現在この施設の管理に必要な資格を有する地元事業者が運転管理を行っており、次年度以降も地元事業者に委託を行う予定となっております。ご提案いただいた内容には、その施設の運転管理業務が含まれていなかったのではないかと担当課としては考えております。

◎國仲昌二君

今の答弁を聞いて、提案した皆さん方を含めて、市ともっと意見交換がしたかったという声もあります。特に専門家、専門的な知識を有する職員がいらないというような委員会での答弁もありますので、ぜひこうした専門的なものについては、多くの市民の皆さんの意見を聞いていただきたいというふうに要望します。

次へ行きます。次は、6、南西諸島の軍備強化についてです。こうした質問をしますと、國仲昌二は革新だとか、あるいは自衛隊に反対しているとか、そういった声が必ず出てきます。しかし、私は革新とかにこだわっているわけでもないし、また自衛隊に反対と言ったこともありません。使命感を持って社会に貢献している自衛官には、敬意を表しています。私が反対するのは、国の政策、国が進める南西諸島の軍

備強化が宮古島市民のためにならないと考えるその1点であることを市民の皆さんにもご理解いただきたいということで質問いたします。

まず、特定利用空港・港湾の指定について。①、空港・港湾を整備する予算について伺いますということで、特定利用港湾に指定されると、新たな予算配分があるのかと伺いたかったんですが、先日の議員説明会で、整備事業は既存の制度に基づく、整備費も既存の制度に基づくという説明でした。加えて、自衛隊などの優先利用のものではない、管理者の権限は変わらない、自衛隊等専用の施設を整備するものではないという説明でした。既存制度と何も変わらない。何のために指定を受けるのか伺います。

◎建設部長（川平陽一君）

議員ご質問の特定利用空港・港湾を整備する予算については、港湾につきましては既存の制度に基づいてこれまでどおり国と港湾管理者がそれぞれ必要な費用を負担することとなっております。また、県管理空港であります宮古空港整備予算につきましては、空港設置者である沖縄県に問い合わせたところ、現在は国と特定利用指定について協議中であり、整備予算等の内容の協議には至っていないとのことでした。

◎國仲昌二君

既存の制度と何も変わらない、それでは何のために指定を受けるんですかということですよ。

（「休憩お願いします」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

休憩します。

（休憩＝午後5時25分）

再開します。

（再開＝午後5時25分）

◎建設部長（川平陽一君）

これまで自衛隊、海上保安庁が平良港を利用する場合は、岸壁の使用状況を確認しながら、その都度調整を行ってまいりましたが、あらかじめ利用調整の枠組みを設け、円滑に調整できるようにしておくことで、民間船舶にも影響を及ぼすことがなく、円滑な利用ができるものと考えております。

また、港湾整備事業におきましても、民生利用のニーズに自衛隊、海上保安庁のニーズが加味されることで、本市が取り組む防波堤整備事業などのインフラ整備が加速することが期待できます。

◎國仲昌二君

ですから、インフラ整備に期待ができるというんですが、民生利用を主とすると言いながら、指定を受けなければ整備促進、経済振興につながらないですよというのがそもそもおかしい話だということを指摘しておきます。

次に、市民への説明について伺います。市長は、国との話合いの後、住民の代表である議員と意見交換することで、住民に対しても情報提供していることになるコメントしました。また、国のホームページに公表されており、市民も知り得る状況にあるとのコメントもありました。市長は、議員に説明すれば事足りる、国のホームページに公表されれば市民へ説明する必要がないという認識なんですか、伺います。

◎市長（嘉数 登君）

議員ご指摘の市民説明会の開催についてですが、私は去る3月10日の議員説明会において、市が受

けてきた説明の経緯、先行して指定された自治体の状況並びに現時点での市の考え方など、市民の代表である議員の皆様にお伝えしたところでございます。加えて、3月14日の記者発表におきましても、本市の考え方について、広く市民の皆様へ情報発信されておりますので、特定利用港湾の指定受入れに当たっては、市としての説明がなされているものと考えております。

◎國仲昌二君

非常に残念な認識ですね。

次へ行きます。政府は、民生利用を主とすると強調します。あるいは、以前説明資料でデュアルユース、民間と軍事の両分野で利用可能を前提にとの文言、あるいは有事のみならず、平時においてもという文言が資料にありましたけれども、これから軍事とか有事とか、そういった文言を消すなど、軍事色、有事色を打ち消そうというふうに躍起になっています。しかし、特定利用港湾指定は、有事を想定したものであることは明白です。国は、指定の法的な位置づけについて、国家安全保障戦略に基づき進めると回答しています。つまり敵基地攻撃能力の保有などをうたった安保三文書に基づくということで、国家防衛戦略、防衛力整備計画でも、南西地域における既存の空港、港湾の利用可能範囲の拡大、整備強化、必要な措置を講じる旨うたっています。

また、市長も指定を受けることにより、有事の際の円滑な住民避難や平良港の整備促進、経済振興につながるものとして有事を想定しています。指定が有事を想定しているのは明らかです。民生利用を主とするとしながら、なぜ有事を想定した指定を受けるのか、市民の間にこうした疑問や不安が出てくるのは当然です。市民が真ん中、全てを市民のためにとというのが基本姿勢であるならば、こうした市民の声に応えて、市民に説明をして進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

◎市長（嘉数 登君）

私は、市民説明会の開催ということについては、議員への説明、それから記者会見においても、本市の考え方について、広く市民の皆様へ情報発信されておりますので、特定利用港湾の指定受入れに当たっては、市としての説明はなされているものと考えております。

◎國仲昌二君

市長は、今回の指定に際して、地元への丁寧な説明、あるいは地元への速やかな情報提供ということの内容とする4項目を要請するとしています。しかし、電子戦部隊配置に関して、議会での意見書採択を受けて宮古島市が国に提出した防衛省は丁寧な説明を行う必要がある旨の市からの要望書は守られていません。多分今回の要請も怪しいでしょう。これについても市民が疑問や不安を持っています。やはり市民と意見交換する必要があるのではないのでしょうか、いかがですか。

◎市長（嘉数 登君）

改めて答弁しますが、この件に関しまして、私は3月10日に議員説明会を行い、3月14日に記者発表を行っております。ですので、現時点において特定利用港湾の指定を受けるに当たっては、市としての説明はなされているものと考えております。

◎國仲昌二君

市長は、1月の市長選挙で、この指定に関して島全体で判断していくことが前提と述べていたことを質問されましたけれども、それに関していろんな受け止め方があると答弁していますが、どんな受け止め方

があるのでしょうか。市民からすると、島全体は島全体としか受け取れません。ですから、マスコミに公約の変遷と指摘されていますが、いかがでしょうか、伺います。

◎市長（嘉数 登君）

市長選において、特定利用空港・港湾について、特に外向けに私は発信した記憶はございません。公約にもこれは特に記載はしておりません。

◎國仲昌二君

ということは、マスコミの皆さんの報道がちょっとおかしいということなんですか。

次へ行きます。島全体で判断していくことについて、いろんな受け止め方があると答弁した後に、様々な指摘があるとして、これから各種政策、事業の実施、受入れについては、その都度説明会の開催の必要性について検討していきたいというような答弁しておりますけれども、市民が求めているのは今後ではなくて、今の特定利用港湾指定についての説明なんです。特定利用港湾指定について再度説明会を開催するかどうか伺います。

◎市長（嘉数 登君）

これは、繰り返しの答弁になりますけれども、特定利用空港・港湾の特に港湾の指定を受けるに当たっては、市としての説明はなされているものと考えております。今後市民向け意見交換、あるいは情報を発信する機会があるとすれば、ケース・バイ・ケースで判断していきたいというふうに考えております。

◎國仲昌二君

これからはケース・バイ・ケースで判断したいということですが、今の特定利用港湾について、市民の皆さんは多くの疑問、あるいは多くの不安を持っています。そうした皆さんに情報、意見交換なり説明会なりを開催するというのは大事なことでないかなと私は考えます。

次へ行きます。2、市民の島外避難について。①、沖縄本島は屋内退避ということですが、離島は島外避難となっておりますけれども、理由を教えてください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和4年度から実施しております沖縄県国民保護共同訓練における避難についての国の考え方としまして、先島諸島については沖縄本島や本土から遠距離にある離島であり、輸送手段の確保等、避難の困難性が高いと考えられることから、先島5市町村を県外避難としております。また、沖縄県としても、まずは先島諸島の避難について検討し、その成果を踏まえて沖縄本島を含む県全体の避難の在り方を検討していく必要があると認識しているという回答を得ております。

◎國仲昌二君

この沖縄本島が避難の対象外だということについて、例えば琉球新報は、避難計画に米軍基地を多く抱える沖縄本島は含まれない、本島住民はどこに逃げればいいのかというふうに言っています。京都新聞も、有事の際は基地が集中している沖縄本島が狙われるだろうとしております。これ、週刊誌の記事ですが、沖縄本島は米軍基地があるため、さすがに中国軍も攻めてこないだろうというのが政府の言い分というような記事も載っておりました。沖縄本島に住んでいる人たちは120万以上ですか、その人たちを避難する計画というのは、まずできないということで屋内退避になっていると思います。ただ、離島の宮古島、八重山12万程度であれば、どこかでそういった計画はつくれるだろうということでの計画だというふうに

思っております。ただ、いずれにせよ離島だけ島外避難というのは納得できません。これについて、市長の考えをお聞かせください。

◎総務部長（與那覇勝重君）

令和4年度から実施しております沖縄県国民保護共同訓練における避難についての国や県の考え方として、沖縄本島につきましては島外避難は必要なく、屋内避難で足りると結論づけたわけではなく、訓練上の検討事項として、まずは沖縄本島や本土から遠距離である離島から県域を越える広域避難について検討することとしているということでございます。

◎國仲昌二君

次へ行きます。

政府が今島外避難については、これは強制力を伴うものかどうかということについて伺います。

◎総務部長（與那覇勝重君）

国民保護法第54条第1項の避難の指示でございます。まず、逐条解説によりますと、避難の指示につきましては、当該指示を受けた住民に対して避難を行うべき法律上の義務は生じるが、強制力はないとされております。令和4年度から実施しています沖縄県国民保護意見交換会及び共同訓練では、全住民が島外避難を行うことを一つの想定として議論を深めているということでございます。

◎國仲昌二君

国民保護計画での避難というのは、もちろん強制力はありません。昨年6月に地方自治法が改正されました。その中に、国の指示権というものの発動というものが出てまいりまして、それが強制力を持つものではないかというふうに危惧されております。改正法、その指示権が発動される重大影響事態として、大規模な災害、感染症の蔓延、その他となっています。しかし、このその他となっている中には、この改正案が出る前の地方制度調査会というところの資料によりますと、武力攻撃というのが入っているんですね。要するに武力攻撃があった場合にも、その指示権が発動されるということになっています。それは、各大臣は指示権の発動が可能であって、事前の国会承認は不要だというふうな地方自治法改正が行われているということで、私も先日講演会を聞いて初めて知ってびっくりしたんですけども、こうした私たちが知らないところで国が強制力を持つ可能性がある法律に改正されていると、こういった状況になっていることについて、市長のお考えをお聞かせください。

◎市長（嘉数 登君）

地方自治法の改正に基づく指示権の内容についてだと理解しております。今回の改正による国の説明ですけれども、国民の生命などを守るため、国が果たすべき責任を明確化するもので、国と地方の間でしっかりコミュニケーションを取ることに十分留意する必要があるとしておりまして、これに対して全国知事会長からは、国による補充的な指示が現場の実情を適切に踏まえた措置になるよう、また地方自治の本旨に反して安易に行使されることのないよう強く求め、今後とも国民の生命などの保護のため、国と地方の連携が一層強化されることを期待するといったようなコメントを出しております。

宮古島市としましても、地方自治の本旨に留意しつつ、国としっかりコミュニケーションを取り、市民の生命などを守るため、連携を強化してまいりたいと考えております。

◎國仲昌二君

この指示権ですけれども、歯止めが利かない改正内容になっているということで非常に危惧されております。改正法の指示権によって、今市長の答弁にもありましたけれども、地方自治体に対する影響はかなり大きいと思います。その地方自治体の意向を無視して国に従わせるという強権的なやり方、そういったのが全国的に広がっていくおそれがあるんじゃないかということは指摘されているということを申し上げます。

ちょっと時間が迫ってきましたので、次に行きましょう。ちょっともう順番がばらばらですみません。農業行政についてです。ハーベスターの運用に関する市の関わり方ということですが、ハーベスターのオペレーターから運用に不公平感があるというような相談を受けまして、補助事業に関わっている市として、ハーベスターの運用について公平、公正に運用するよう指導することはできないかということをお伺いします。

◎農林水産部長（石川博幸君）

各地区の収穫作業ですが、各製糖工場から原料区内の各地区オペレーターへ伝票を配付し、収穫作業が進められており、市は関与しておりません。製糖工場に確認したところ、平等に各オペレーターへ刈取り量を分配していますが、オペレーターによっては1日の刈取り量に差があること、天候、小雨等によって、圃場へ入るオペレーターと入らないオペレーターがあり、最終的には刈取り量の差が生じているということです。一部のオペレーターからこのような話が出ていることについては、製糖工場にも伝えているところでございます。

◎國仲昌二君

次に、これは要望です。環境行政についての犬、猫の保護等についてですが、先日久貝美奈子議員が質問していましたので、割愛しますけれども、この問題というものの第一歩は、やはり市民への啓蒙だというふうに思います。私も市役所のロビーで展示している中で、野良犬や野良猫を厄介者として排除せずに、人と動物の共生を願うとか、犬にしても猫にしても死ぬまで飼い主と共に暮らすことが幸せだというふうなのを見て、ちょっと考えが変わったように思いますので、今後犬、猫の保護等について、市の取組をしっかりとまた期待したいと思います。

それから、これはちょっと質問です。産業廃棄物処理施設で、砂川和也議員に答弁していましたが、処理品目に廃タイヤが含まれていなかったようですけれども、廃タイヤについてはどのように考えているのか伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

廃タイヤの処理についてですが、現状といたしましては廃タイヤの処理は島内処理と島外処理の2種類がございますが、島内処理を行う事業者は機械の故障などもあり、安定していない状況となっております。そのため、廃タイヤの92%強は島外に搬出し、処理している状況です。昨年市内自動車整備工場を回り、ヒアリングを行ったところ、これは80者程度ございますうちの50者にヒアリングを行っております。全事業者とも廃タイヤの処理費用をいただいているとのことでした。適正に処理している事業者がいる反面、処理費用を徴収しても処理施設に野ざらしにしている事業者も幾つか見られたことから、今後引き続き廃タイヤの適正処理について、宮古保健所と連携し、協力を呼びかけてまいりたいと考えております。

◎國仲昌二君

次、同じ環境行政ですけれども、来間島における不法投棄等について、防止策として来間大橋に防犯カメラが設置できないかというふうなことが来間自治会から上がっていますけれども、この対応について伺います。

◎環境衛生局長（下地睦子君）

環境保全課では、市民の通報を受け、不法投棄が発見された現場へ可動式の監視カメラを設置しております。新たな不法投棄が行われないよう、抑止を目的として設置を行うものでございます。来間大橋への防犯カメラ設置についても、通報等を基に不法投棄場所への設置を進めてまいりたいと考えております。

◎國仲昌二君

もう時間がないので、ちょっと要望です。今の来間島の件についてですけども、やはり橋が開通してから島外から人の流入が増加して、不法投棄だけでないですね。事件、事故、それが増大しているので、ぜひ防止策を検討していただきたいと思います。

それから、地産地消の取組についても、宮古島だけではなくて、沖縄全体を視野に入れた学校給食の活用を、今宮古島産のカボチャの加工品を沖縄全県でやっているということなので、ぜひその品目をもっと増やしていただく取組もしていただきたいなというふうに思っております。

宮古馬についても天然記念物でもあって、みんなでしっかり大事にしていってもらいたいというふうに思います。

ほかのもの、もうできませんで、申し訳ないんですが、ちょっと最後にまとめます。先日、伊波洋一参議院議員の国政報告会がありました。伊波洋一参議院議員、9年前に参議院議員になって、すぐに宮古島で南西諸島の軍事化について講演しました。その頃は、南西諸島へのミサイル配備基地計画が6年計画で始まっており、当時の講演の内容は宮古島に駐屯地が造られるだけでなく、いずれミサイルが配備され、住民が危険にさらされるというものでした。ところが、現在の状況は安保三文書、それから5年間43兆円の防衛予算の閣議決定、敵基地攻撃用長射程ミサイル配備、電子戦部隊の配備、そして驚くことに全住民避難計画などが次々と打ち出されて、伊波洋一参議院議員の予想をはるかに超えるスピードで軍備強化されて進んでいると言えます。そして、国は沖縄本島以外の離島全住民を島外へ避難させ、島全体を攻撃基地として利用する計画を持っている、つまり宮古島の地域社会全体をなくしてしまうことまで役人は机の上で計画を立てているというものです。

そんなことはあり得ないと思いたいのですけれども、伊波洋一参議院議員が9年前に講演したときから、この宮古島の変わりよう、また先ほど触れましたけれども、昨年6月の地方自治法改正によって、国の指示権なるものが出てきて、住民避難について国が強制的に行う可能性があるというのも出てきております。辺野古新基地建設に見られるように、国の意向に従わない地方自治体を力づくで従わせようとする国の姿勢もあります。そんなことがあってはならない、させてはならない、市民と一緒に絶対に宮古島を戦場にしない、住民避難はしないと声を上げ続けることを決意して、私の一般質問を終わります。タンディガータンディ、ありがとうございました。

◎議長（平良敏夫君）

これで國仲昌二君の質問は終了しました。

これもちまして一般質問を終わります。

次に、日程第2、同意案第1号、副市長の選任についてを議題とします。

本案は、砂川朗観光商工スポーツ部長の一身上に関する事件であり、また同部長から本案の審議の際は退席したい旨の申出がありますので、これを認めます。

休憩します。

(休憩＝午後5時51分)

(観光商工スポーツ部長、退席)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午後5時53分)

これより日程第2、同意案第1号、副市長の選任についてを議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（嘉数 登君）

令和7年第3回宮古島市議会定例会に提出しました議案についてご説明申し上げます。

今回提出しました議案は、同意案2件でございます。

まずは、1件目の同意案についてご説明申し上げます。同意案第1号、副市長の選任について。宮古島市副市長を選任するには、地方自治法第162条の規定により議会の同意を得る必要があるため、本案を提出いたします。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎友利光徳君

副市長不在で、行政に影響を与えるというのはよく理解しておりますけども、人選に、要するに砂川朗観光商工スポーツ部長に至った経緯について、どのような経緯をたどってきたかということと、基本的にどの部分を評価して、どの部分を期待するのか、要するに比重といたら、どの部分を特に評価したかということです。どの部分に比重を置いたのか。まずは、期待している部分、そして評価をしている部分、なぜ今の時期なのかということを一応説明をお願いします。

◎市長（嘉数 登君）

経緯、期待値、なぜ今の時期かというような多岐にわたる質問ですけども、これは副市長を選任した理由というところに係ってくるかと思っております。副市長の職務は、普通地方公共団体の長を補佐し、長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担当事務を監督し、また別に定めるところにより長の職務を代理するとされております。自治体を取り巻く環境が複雑化する中、自治体経営を担うトップ層の経営力、組織マネジメント力は自治体のかじ取りを大きく左右することから、もちろん私もそうなんですけども、副市長の能力や資質は大変重要であるというふうに考えております。加えて、副市長は長の指揮監督の下、長の意向を踏まえた政策判断や企画を担当するものとして、まず行政実務経験

が豊富であること、それから地元、あるいは組織の内部の実情をよく理解しているため、円滑に行政運営の実現に適していることなどが求められる資質、技能であると認識しております。

提案している砂川朗氏ですけれども、行政経験が豊富、総務部といった管理部門だけではなくて、教育委員会、農林水産部、観光商工スポーツ部長を歴任しております。そういった経歴を有しており、関係者及び職員からの人望も非常に高い人物でございます。加えて、公務員としての期間を5年ほど残して、本人に勇気ある決断をしていただきました。これまでの行政実務経験を遺憾なく発揮していただき、私が掲げる公約の推進に一心同体で取り組んでいただける方として、信頼を持って提案したいというふうに考えております。

◎友利光徳君

行政経験については、私も約8年間お付き合いをさせていただいているんですけども、どのような人望があるかということと、今市長がおっしゃった5年間を残してそれを受諾するというのは、それ相当の覚悟がないとできないと思うんですね。その辺についての説明をお願いします。

◎市長（嘉数 登君）

まず、人望という部分ですけれども、地元からの人望、職員からの人望、それは非常に厚いと。要するに慕われている、組織をまとめる力がある、そういった人物であるというふうに考えております。

それから、本人の覚悟という部分ですけれども、公務員が一般的に60歳で定年を迎えるという中において、本人の人生設計もいろいろあったでしょう。5年を残して、職を辞して副市長というところにかける思いというのは、非常に大きな決断であったというふうに思っております。そこは、本人にもいろいろとお話をしましたけれども、本人はしっかりとそういうリスクというんですか、いろんな部分を理解しながら受けていただいたというふうに理解をしております。

◎友利光徳君

最後に、市長、砂川朗観光商工スポーツ部長は旧下地町の採用かなというふうに考えているのだけでも、この旧郡部に対する市長からの期待感、どのようなことを期待するのかというのを。

◎市長（嘉数 登君）

砂川氏が旧郡部出身だからということではありません。私は、あくまでも彼の職務遂行能力、それから人望といったものをもって、今回副市長として提案していることでございます。ただ、本人は旧郡部出身で、本人も農業を手がけている人物でもありますので、そういう宮古島市の第1次産業についても広く識見を有した人物であるというふうに期待しております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第2、同意案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

休憩します。

(休憩＝午後6時00分)

(観光商工スポーツ部長、着席)

◎議長(平良敏夫君)

再開します。

(再開＝午後6時00分)

次に、日程第3、同意案第2号、教育長の任命についてを議題とします。

本案は、大城仁君の母の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定によって、大城仁君の退席を求めます。

休憩します。

(休憩＝午後6時01分)

(大城 仁君、退席)

◎議長(平良敏夫君)

再開します。

(再開＝午後6時01分)

これより日程第3、同意案第2号、教育長の任命についてを議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長(嘉数 登君)

続きまして、2件目の同意案についてご説明を申し上げます。

同意案第2号、教育長の任命について。宮古島市教育長を任命するには、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を得る必要があるため、本案を提出いたします。

◎議長(平良敏夫君)

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎池城 健君

今回の人事案ですけれども、この大城裕子氏、前回任期途中で辞任をしております。その理由というのが、息子が選挙に出るので、母親としてそれを応援したいということだと伺っています。実際選挙戦の中でマイクを握って応援している姿がマスコミで報じられたり、市民の目に映っております。市民の中からも、学校現場からも、今年10月本選挙があるよと、そういう理由で辞めた人を再度提案すること、本当に大丈夫なのかという疑問の声が上がっています。市長の見解をお伺いします。

◎市長(嘉数 登君)

今回私が大城裕子氏を教育長として提案しているのは、もちろん任期を残して辞職しておりますけども、教育長としての経験、それから資質、人望など、私の市政運営に不可欠との考え方から、これも関係者及び職員等からの意見を踏まえつつ、就任をお願いして受けていただいたというところでございます。

池城健議員ご指摘の自ら辞職して、今年10月にはまた市議選挙があるんじゃないかということについては、今年10月に身内が市議選挙にかかるということと、教育長の除斥理由には当たらないというふうに考えておりますし、このことについては私が教育長をお願いする際にも、はっきりと教育長の身分としてのあなたと、仮に息子さんが10月にも出るのであれば、それはきっちりと分けて考えていただけるようお願いして、それは了解して受けていただいたところでございます。

◎池城 健君

今市長が分けていただくようにという話をしているんですけど、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条6項においても、教育委員の政治的行為の制限が記載されています。教育委員は、教育行政の政治的中立性を確保するため、政党その他の政治的団体の役員となったり、積極的に政治活動を行うことが禁止されています。これ、市長がどんなにそういうことを言われても、この経緯を見ている特に学校現場のほうから、かなり強く大丈夫か、宮古島市の教育行政大丈夫かという疑念の声があります。疑問の声があります。同じように、市民からも本当に政治的中立を守れるのかという疑問の声があります。こういう疑念、疑問を持たれるような人事案というのはどうなのかなと思いますけど、市長の見解を伺います。

◎市長（嘉数 登君）

政治的中立性を求められることについては、ご本人もしかり、私もしっかりと認識しているところでして、本人、選挙といえますか、応援するに当たっては、それがあって辞職しているもんだというふうに考えております。

それから、これに関して、現場、それから市民からも心配する向きの声もあるというところでございますけども、私のところには心配する声に加えまして、逆に期待する声も多数あります。やはり本人の教育行政に対する経験というんですか、この間宮古島市文化協会の会長もやっていますし、それから宮古島文学賞の運営委員、それから郷土史研究会、民生委員・児童委員、「しまくとうば」教育に関する検討委員会など、文化行政にも幅広く精通をしておるというようなところから、そういった大城裕子氏を応援したいという声も私のところには多数届いております。

◎池城 健君

大城裕子氏のそういう文化的な部分での活躍、私もそれは認めますけれども、教育行政でこういう疑問を持たれるような人事案は、私はやるべきじゃないと思います。これは、市民、学校現場を混乱させます。これだけをお伝えしておきます。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

◎下地 茜君

池城健議員から大体お聞きされていると、少し確認、かぶる部分はあるかもしれないんですが、私からも質疑したいと思います。

今年1月の市長選前に教育長を一度お辞めになられています。その辞めた理由、提案する市長として、

当然共有されていると思いますので、市長としての認識をお聞かせください。また、その理由を踏まえ、なお市長として再度教育長に任命する理由もお聞かせください。

◎市長（嘉数 登君）

昨年末に辞職した理由は、自分の息子を応援したいという一存から辞職したもんだと。やはりそれは政治的な中立性を教育長は保たなければいけないという思いから、辞職したもんだというふうに理解しております。そこは、私のほうとしても共有はされております。

自ら辞職した教育長を選任するということなんですけども、先ほども申し上げましたように、教育行政に対する経験が非常に豊富であるということと、それから教育長としての経験に加えまして、本人の資質、人望などが私が目指している市政運営に不可欠だというような考え方から、今回提案をしているところでございます。

◎下地 茜君

市長の説明の中では、選挙で教育長の立場のままでいると中立性を保てないので、辞めたという認識が市長の中にもあるということですね。さらにその上で、4月以降、次の政権の中で教育長になってほしいというふうに任命をする。重ねてになりますが、市長、この次の市議選挙について、教育長に中立を求める、つまり教育長の立場でありながら、ご自身のご家族の出る選挙に対しては政治活動をしない、中立を求めるということなのかというところをもう一度確認したい。一度そこを確認させてください。

◎市長（嘉数 登君）

政治的中立性については、ご本人の自覚もあると思いますし、私のほうからも特にこれは申し上げております。

◎下地 茜君

ご自身の市長選挙では、教育長職について中立を保つのは難しい、だから辞任という流れをある意味意図せず、認識していたかどうかは別としても、つくってきたご本人でもあるわけですね、市長ご本人が。一方で、市議選挙については、今度は中立を求めるということになるのでしょうか。任命する市長としての責任を問いたいと思います。こうした一貫性のない経緯を市民が納得できると思われていますか、お答えください。

◎市長（嘉数 登君）

私がつくってきたというのは、ちょっと言い過ぎかなというふうに思っております。今回大城裕子氏が12月末に辞職したのは、先ほど申し上げたように子息が選挙に出るということで、それは応援をしたい。そのためには、教育長のままでいるわけにはいかないという思いがあって、そういう対応になったのかなというふうに受け止めております。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに。

◎長崎富夫君

市長、1点だけお聞かせください。

前教育長が辞表を提出されたとき、座喜味一幸前市長は辞表預かりと私はしましたと、そして任期までは頑張っていたきたいという旨を話したそうです。これは、直接私は座喜味一幸前市長からお聞きしま

した。しかし、その後教育長から、息子の大城仁が市議会補欠選挙に出馬する。仁にとっては、私はたった一人の母親であり、息子のために全力で頑張りたい。これを聞いて、市長は辞表を認めたということで、私は座喜味一幸前市長からお聞きしました。結果的に3か月間も教育長不在であります。確かに早めに教育長は選出していただきたいなと思っております。

私は、前大城教育長については、これまで教育長として宮古島市の教育行政頑張ってこられたことは評価しておりましたが、息子の選挙のために途中でお辞めになられた。しかし、息子の選挙支援だけでなく、親子ですから、息子の選挙の支援については理解いたします。しかし、嘉数登市長の選挙応援をし、しかもある集会では、座喜味一幸市長もよかったが、嘉数登さんが市長になればもっと宮古島はよくなると公の前で挨拶、堂々と一線で選挙活動なされてきた。市民からは、このことからすれば、まさに選挙功労人事と言われても仕方ありませんという市民からの声であります。市長、どう思いますか。

◎市長（嘉数 登君）

今回の人選、選挙の論功行賞じゃないかというところでございますけども、あくまで私今回提案しているのは、本人の経験、資質、そういったものを総合的に判断して提案しているところでございます。

◎長崎富夫君

このことは、選挙功労人事ではありませんという理解でよろしいですか。はい、分かりました。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第3、同意案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、最終本会議において処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

休憩します。

（休憩＝午後6時14分）

（大城 仁君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午後6時15分）

これで本日の日程は全部終了しました。

よって、本日の会議はこれにて散会します。

（散会＝午後6時15分）

令和 7 年

第 3 回宮古島市議会 (定例会) 会議録

3 月 25 日 (火) 最終日

(委員長報告、質疑、討論、表決)

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）議事日程第10号

令和7年3月25日（火）午前10時開議

日程第 1	議案第33号	宮古島市職員の給与に関する条例等の一部改正について（委員長報告）	
〃 第 2	〃 第34号	宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部改正について（ 〃 ）	
〃 第 3	〃 第35号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について（ 〃 ）	
〃 第 4	〃 第36号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（ 〃 ）	
〃 第 5	〃 第37号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について（ 〃 ）	
〃 第 6	〃 第38号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について（ 〃 ）	
〃 第 7	〃 第39号	宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（ 〃 ）	
〃 第 8	〃 第40号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（ 〃 ）	
〃 第 9	〃 第41号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について（ 〃 ）	
〃 第10	〃 第42号	宮古島市税条例の一部改正について（ 〃 ）	
〃 第11	〃 第43号	宮古島市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について（ 〃 ）	
〃 第12	〃 第44号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について（ 〃 ）	
〃 第13	〃 第45号	宮古島市トゥリバー海浜公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について（ 〃 ）	
〃 第14	〃 第46号	宮古島市中小企業振興基本条例の制定について（ 〃 ）	
〃 第15	〃 第47号	宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止について（ 〃 ）	
〃 第16	〃 第48号	宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止について（ 〃 ）	
〃 第17	〃 第49号	宮古島市文化ホール条例の一部改正について（ 〃 ）	
〃 第18	〃 第50号	宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（ 〃 ）	
〃 第19	〃 第51号	宮古島市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について（ 〃 ）	
〃 第20	〃 第24号	令和7年度宮古島市一般会計予算（ 〃 ）	

日程第 2 1	議案第 6 0 号	令和 7 年度宮古島市一般会計補正予算（第 1 号）	（委員長報告）
〃 第 2 2	〃 第 2 5 号	令和 7 年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 2 3	〃 第 2 6 号	令和 7 年度宮古島市港湾事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 2 4	〃 第 2 7 号	令和 7 年度宮古島市介護保険特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 2 5	〃 第 2 8 号	令和 7 年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 2 6	〃 第 2 9 号	令和 7 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 2 7	〃 第 3 0 号	令和 7 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	（ 〃 ）
〃 第 2 8	〃 第 3 1 号	令和 7 年度宮古島市水道事業会計予算	（ 〃 ）
〃 第 2 9	〃 第 3 2 号	令和 7 年度宮古島市下水道事業会計予算	（ 〃 ）
〃 第 3 0	〃 第 5 2 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	（ 〃 ）
〃 第 3 1	〃 第 5 3 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	（ 〃 ）
〃 第 3 2	〃 第 5 4 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	（ 〃 ）
〃 第 3 3	〃 第 5 5 号	財産の取得の追認議決を求めることについて	（ 〃 ）
〃 第 3 4	〃 第 5 7 号	財産の取得について	（ 〃 ）
〃 第 3 5	〃 第 5 8 号	訴えの提起について	（ 〃 ）
〃 第 3 6	〃 第 5 9 号	訴えの提起について	（ 〃 ）
〃 第 3 7	陳情書第 3 号	訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見提出の陳情	（ 〃 ）
〃 第 3 8	〃 第 4 号	国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情	（ 〃 ）
〃 第 3 9	請願書第 3 号	「命の水」地下水・水道水農業複合汚染対策を求める請願書	（ 〃 ）
〃 第 4 0	陳情書第 1 号	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情	（ 〃 ）
〃 第 4 1	〃 第 5 号	宮古広域消防署組合出張所建替工事場所移動に関する要望書	（ 〃 ）
〃 第 4 2	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	（市長提出）
〃 第 4 3	同意案第 1 号	副市長の選任について	（ 〃 ）
〃 第 4 4	〃 第 2 号	教育長の任命について	（ 〃 ）
〃 第 4 5	意見書案第 1 号	訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書	（文教社会委員会提出）
〃 第 4 6	〃 第 2 号	国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書	（ 〃 ）

- | | | | |
|--------|----------|--------------------------------|-------------|
| 日程第 47 | 発議第 1 号 | 宮古島市議会会議規則の一部改正について | (議会運営委員会提出) |
| 〃 第 48 | 〃 第 2 号 | 宮古島市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について | (〃) |
| 〃 第 49 | 〃 第 3 号 | 宮古島市議会委員会条例の一部改正について | (〃) |
| 〃 第 50 | 〃 第 4 号 | 宮古島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について | (〃) |
| 〃 第 51 | 〃 第 5 号 | 宮古島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について | (〃) |
| 〃 第 52 | 決議案第 1 号 | 栗国恒広君に対する議員辞職勧告決議 | (議員提出) |

◎会議に付した事件

議事日程に同じ

令和 7 年 3 月 2 5 日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

総務財政委員会

委員長 下 地 茜

委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第 2 9 号	令和 7 年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算	原案可決
議案 第 3 3 号	宮古島市職員の給与に関する条例等の一部改正について	〃
議案 第 3 4 号	宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部改正について	〃
議案 第 3 5 号	宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について	〃
議案 第 3 6 号	宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃
議案 第 3 7 号	宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃
議案 第 3 8 号	宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	〃
議案 第 3 9 号	宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃
議案 第 4 0 号	宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	〃

議案番号	件名	結 果
議案 第 4 1 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について	原案可決
議案 第 4 2 号	宮古島市税条例の一部改正について	〃
議案 第 4 6 号	宮古島市中小企業振興基本条例の制定について	〃
議案 第 4 7 号	宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止について	〃
議案 第 4 8 号	宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止について	〃
議案 第 6 0 号	令和 7 年度宮古島市一般会計補正予算（第 1 号）	〃

令和7年3月25日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

文教社会委員会

委員長 池 城 健

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第25号	令和7年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案 第27号	令和7年度宮古島市介護保険特別会計予算	〃
議案 第28号	令和7年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案 第32号	令和7年度宮古島市下水道事業会計予算	〃
議案 第43号	宮古島市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について	〃
議案 第49号	宮古島市文化ホール条例の一部改正について	〃
議案 第52号	財産の取得の追認議決を求めることについて	〃
議案 第53号	財産の取得の追認議決を求めることについて	〃
議案 第54号	財産の取得の追認議決を求めることについて	〃
議案 第55号	財産の取得の追認議決を求めることについて	〃

議案番号	件名	結 果
議案 第 5 7 号	財産の取得について	原案可決
議案 第 5 9 号	訴えの提起について	〃

令和 7 年 3 月 2 5 日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

経済工務委員会

委員長 狩 俣 勝 成

委 員 会 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 1 0 9 条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第 2 6 号	令和 7 年度宮古島市港湾事業特別会計予算	原案可決
議案 第 3 0 号	令和 7 年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算	〃
議案 第 3 1 号	令和 7 年度宮古島市水道事業会計予算	〃
議案 第 4 4 号	宮古島市手数料徴収条例の一部改正について	〃
議案 第 4 5 号	宮古島市トゥリバー海浜公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	〃
議案 第 5 0 号	宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	〃
議案 第 5 1 号	宮古島市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について	〃
議案 第 5 8 号	訴えの提起について	〃

令和7年3月25日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

総務財政委員会

委員長 下 地 茜

閉会中、継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
陳情書 第 1 号	議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情
陳情書 第 5 号	宮古広域消防署組合出張所建替工事場所移動に関する要望書

2. 理 由

陳情書第1号については、「議員全体に関わることであり、引き続き継続した審査を行い、方向性について検討すべき」との理由により、陳情書第5号については、「総務財政委員会として、現地を視察し状況をしっかり確認した上で、陳情に対する判断をすべき」との理由により、閉会中も慎重審査を要する。

令和7年3月25日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

文教社会委員会

委員長 池 城 健

陳 情 書 審 査 結 果 報 告 書

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果	措 置
陳情書 第 3 号	訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見提出の陳情	採択すべき もの	
陳情書 第 4 号	国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情	採択すべき もの	

◎採択の理由

陳情書第3号、陳情書第4号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

令和7年3月25日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

経済工務委員会

委員長 狩 俣 勝 成

閉会中、再継続審査の申し出について

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

記

1. 件 名

議案番号	件 名
請願書 第 3 号	「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書

2. 理 由

請願書第3号については、閉会中も慎重審査を要する。

令和7年3月25日

宮古島市議会

議長 平 良 敏 夫 殿

予算決算委員会

委員長 下 地 茜

委員会審査結果報告書

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件 名	結 果
議案 第24号	令和7年度宮古島市一般会計予算	原案可決

◎議案第24号

議案第24号については、「新年度予算は市民の暮らしに関連する大事な予算であり、当然それらの予算には賛成の立場である。しかし、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、14節工事請負費の宮古島駐屯地等周辺特定臨時避難施設整備助成事業3億2,028万1,000円は、宮古島市が戦場になることを想定した国策に基づく地下シェルターの建設となっている。戦後80年の節目に当たり、今やるべきことは戦後日本の原点に立ち返って、戦争を回避するための外交努力である。地下シェルター建設は、戦争をしないと決めた憲法に反するもので納得できない。地下シェルターに避難できる人数も700人から800人と限られている。避難しても生き延びる保証はないと考える。90%の高率補助とはいえ、建設後の地下施設の維持管理費は、市民の重い負担となることが想定される。国民の暮らしが物価高騰で大変な中で、そのような税金の使い方は、市民、国民の暮らしをより圧迫する。そのような地下シェルターの建設はやめるべきである」との反対意見と、「宮古島市は市町村合併して20年を迎えて、いろんな課題を抱えているが、その課題解決のためにすばらしい予算だと思うので賛成する」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で原案可決された。

令和7年第3回宮古島市議会定例会（3月）会議録

令和7年3月25日（火）

（開議＝午前10時00分）

◎出席議員（24名）

（閉会＝午後零時12分）

議長（8番）	平良敏夫君	議員（12番）	我如古三雄君
副議長（22番）	長崎富夫君	〃（13番）	久貝美奈子君
議員（1番）	大城仁君	〃（14番）	下地茜君
〃（2番）	砂川和也君	〃（15番）	池城健君
〃（3番）	仲間誉人君	〃（16番）	山下誠君
〃（4番）	富浜靖雄君	〃（17番）	栗国恒広君
〃（5番）	上地堅司君	〃（18番）	上地廣敏君
〃（6番）	狩俣勝成君	〃（19番）	西里芳明君
〃（7番）	下地信男君	〃（20番）	山里雅彦君
〃（9番）	狩俣政作君	〃（21番）	國仲昌二君
〃（10番）	平良和彦君	〃（23番）	友利光徳君
〃（11番）	下地信広君	〃（24番）	上里樹君

◎欠席議員（0名）

◎説明員

市長	嘉数登君	水道部長	下地貴之君
企画政策部長	久貝順一君	消防長	上地一史君
総務部長	與那覇勝重君	企画調整課長	前原敦君
福祉部長	守武大君	総務課長	豊見山徹君
市民生活部長	狩俣博幸君	財政課長	国仲英樹君
農林水産部長	石川博幸君	教育長職務代理者	前泊直子君
建設部長	川平陽一君	教育部長	砂川勤君
観光商工スポーツ部長	砂川朗君	生涯学習部長	天久珠江君
こども家庭局長	幸地幹夫君	環境保全課長	与那覇弘樹君
会計管理者	下地美明君		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	与那嶺彰成君
次長	仲間清人君	議事係長	国吉たかよ君

◎議長（平良敏夫君）

これより本日の会議を開きます。

（開議＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、議事日程第10号のとおりであります。

この際、日程第1、議案第33号から日程第41、陳情書第5号までの計41件を一括議題とし、各所管委員長から審査結果報告を求めます。

◎総務財政委員会委員長（下地 茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第29号、令和7年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算、原案可決。

議案第33号、宮古島市職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案可決。

議案第34号、宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第35号、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正について、原案可決。

議案第36号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第37号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第38号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第39号、宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第40号、宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第41号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、原案可決。

議案第42号、宮古島市税条例の一部改正について、原案可決。

議案第46号、宮古島市中小企業振興基本条例の制定について、原案可決。

議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止について、原案可決。

議案第48号、宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止について、原案可決。

議案第60号、令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）、原案可決。

閉会中、継続審査の申し出について。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。総務財政委員会委員長、下地茜。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

陳情書第1号、議会の審議において、どの議員が、どの議案に「賛成」「反対」「棄権」したかが分かるような図をつくり、自治体のホームページで公開することに関する陳情。

陳情書第5号、宮古広域消防署組合出張所建替工事場所移動に関する要望書。

理由。陳情書第1号については、「議員全体に関わることであり、引き続き継続した審査を行い、方向性について検討すべき」との理由により、陳情書第5号については、「総務財政委員会として、現地を視察し状況をしっかり確認した上で、陳情に対する判断をすべき」との理由により、閉会中も慎重審査を要する。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第25号、令和7年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第27号、令和7年度宮古島市介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第28号、令和7年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第32号、令和7年度宮古島市下水道事業会計予算、原案可決。

議案第43号、宮古島市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第49号、宮古島市文化ホール条例の一部改正について、原案可決。

議案第52号、財産の取得の追認議決を求めることについて、原案可決。

議案第53号、財産の取得の追認議決を求めることについて、原案可決。

議案第54号、財産の取得の追認議決を求めることについて、原案可決。

議案第55号、財産の取得の追認議決を求めることについて、原案可決。

議案第57号、財産の取得について、原案可決。

議案第59号、訴えの提起について、原案可決。

陳情書審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

本委員会は、付託された陳情書を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第142条の規定により報告します。

陳情書第3号、訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見提出の陳情、採択すべきもの。

陳情書第4号、国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情、採択すべきもの。

採択の理由。陳情書第3号、陳情書第4号については、陳情書の趣旨を了とし、全員異議なく採択すべきものと決した。

◎経済工務委員会委員長（狩俣勝成君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第26号、令和7年度宮古島市港湾事業特別会計予算、原案可決。

議案第30号、令和7年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算、原案可決。

議案第31号、令和7年度宮古島市水道事業会計予算、原案可決。

議案第44号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正について、原案可決。

議案第45号、宮古島市トゥリバー海浜公園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第50号、宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第51号、宮古島市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第58号、訴えの提起について、原案可決。

閉会中、再継続審査の申し出について。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。経済工務委員会委員長、狩俣勝成。

本委員会は、下記の事件について、閉会中もなお審査を要するものと決定したので、会議規則第110条の規定により申し出ます。

請願書第3号、「命の水」地下水・水道水農薬複合汚染対策を求める請願書。

理由。請願書第3号については、閉会中も慎重審査を要する。

◎予算決算委員会委員長（下地 茜君）

委員会審査結果報告書。

宮古島市議会議長、平良敏夫殿。予算決算委員会委員長、下地茜。

本委員会は、付託された事件を審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

議案第24号、令和7年度宮古島市一般会計予算、原案可決。

議案第24号については、「新年度予算は市民の暮らしに関連する大事な予算であり、当然それらの予算には賛成の立場である。しかし、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、14節工事請負費の宮古島駐屯地等周辺特定臨時避難施設整備助成事業3億2,028万1,000円は、宮古島市が戦場になることを想定した国策に基づく地下シェルターの建設となっている。戦後80年の節目に当たり、今やるべきことは戦後日本の原点に立ち返って、戦争を回避するための外交努力である。地下シェルター建設は、戦争をしないと決めた憲法に反するもので納得できない。地下シェルターに避難できる人数も700人から800人と限られている。避難しても生き延びる保証はないと考える。90%の高率補助とはいえ、建設後の地下施設の維持管理費は、市民の重い負担となることが想定される。国民の暮らしが物価高騰で大変な中で、そのような税金の使い方は、市民、国民の暮らしをより圧迫する。そのような地下シェルターの建設はやめるべきである」との反対意見と、「宮古島市は市町村合併して20年を迎えて、いろんな課題を抱えているが、その課題解決のためにすばらしい予算だと思うので賛成する」との賛成意見があった。採決の結果、賛成多数で原案可決された。

◎議長（平良敏夫君）

これで委員長報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入りますが、議会運営に関する申合せ事項により、3月定例会での最終本会議における予算決算委員会委員長報告に対する質疑は行わないことになっておりますので、ご留意願います。

それでは、質疑があれば発言を許します。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、日程第1、議案第33号、宮古島市職員の給与に関する条例等の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は可決されました。

次に、日程第2、議案第34号、宮古島市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は可決されました。

次に、日程第3、議案第35号、宮古島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第35号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は可決されました。

次に、日程第4、議案第36号、宮古島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号は可決されました。

次に、日程第5、議案第37号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

議案第37号、宮古島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてに反対の立場から討論いたします。

改正は、宮古島市特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、市議会議員の報酬月額を改定するものです。改正の根拠となる宮古島市特別職報酬等審議会の答申理由は、市を取り巻く様々な環境の変化や複雑、高度化する市民ニーズに対応すること、若い世代や女性をはじめとした多様な背景を持つ人が議員として活動し、優秀な人材の確保を踏まえた判断としています。理由はともあれ、多くの市民が物価高騰に賃金が追いつかず、厳しい暮らしを余儀なくされている現状で、市議会議員の報酬を増額することは納得できないことから反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第37号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、日程第6、議案第38号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第38号、宮古島市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について反対の立場から討論いたします。

改正は、宮古島市特別職報酬等審議会の答申を踏まえて、市議会議員の報酬月額を改定するものです。改正の根拠となる宮古島市特別職報酬等審議会の答申理由は、社会経済状況などを勘案し、責務と職責にふさわしい、あるべき水準の額とするため、現行より増額すると判断したとしています。しかし、前市長は、報酬の引下げを議会に提案した経緯があります。さらに、1月に行われました市長選挙では、市長報酬の半額カットを公約に掲げた候補者がおりました。それを踏まえ、多くの市民が物価高騰に賃金が追いつかず、厳しい暮らしを余儀なくされている現状で、市長、副市長、教育長の報酬を増額することは納得できないことから反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第38号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、日程第7、議案第39号、宮古島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第39号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、日程第8、議案第40号、宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第40号、宮古島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について反対の立場から討論いたします。

本条例は、マイナンバーカードにひもづけできる情報を記載されていなかった国民健康保険、後期高齢者医療保険を追加するものです。しかし、これまでマイナンバー健康保険証の利用により8,208万件の様々な不都合が発覚し、現在、総点検の実施と確認と修正作業の途中です。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律については、法律改正、条例改正により、マイナンバーカードの利用範囲の拡大、つまり情報のひもづけの拡大、健康保険証との一体化、公金受け取り口座の登録促進、マイナンバーカードの情報連携の拡大などが行われてきました。健康保険証の廃止については、資格確認書が発行され、マイナンバーカードへのひもづけを解除する申請受付も同時に行われ、任意であることを国が認める結果となっている中で、現在もある不都合や個人情報の漏えいなど、医療機関や利用者にさらなる混乱を招くものと危惧します。このように情報漏えいや個人情報保護の観点からも、諸外国では類のないマイナンバーカードに多くの情報をひもづけするやり方は、国民の間でも受け入れられているとは言えません。何より今、マイナ保険証の確認、修正作業が終わらない中での本案には反対するものです。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第40号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、日程第9、議案第41号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第41号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第10、議案第42号、宮古島市税条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第42号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第11、議案第43号、宮古島市地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号は可決されました。

次に、日程第12、議案第44号、宮古島市手数料徴収条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号は可決されました。

次に、日程第13、議案第45号、宮古島市トゥリバー海浜公園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第45号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は可決されました。

次に、日程第14、議案第46号、宮古島市中小企業振興基本条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第46号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号は可決されました。

次に、日程第15、議案第47号、宮古島市体験滞在交流施設条例の廃止についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号は可決されました。

次に、日程第16、議案第48号、宮古島市民宿キャンプ村条例の廃止についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号は可決されました。

次に、日程第17、議案第49号、宮古島市文化ホール条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第49号は可決されました。

次に、日程第18、議案第50号、宮古島市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号は可決されました。

次に、日程第19、議案第51号、宮古島市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

これにて討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(平良敏夫君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は可決されました。

次に、日程第20、議案第24号、令和7年度宮古島市一般会計予算に対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの議案第24号、令和7年度宮古島市一般会計予算に反対の立場から討論いたします。

新年度予算は、市民の暮らしに関連する大事な予算であり、当然それらの予算には賛成の立場です。しかし、議案第24号、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、14節工事請負費、宮古島駐屯地等周辺特定臨時避難施設整備助成事業3億2,028万1,000円は、国策に基づき、武力攻撃から保護するという、宮古島市が戦場になることを前提にした地下シェルター建設工事です。避難できる人数も当初計画の緊急一時避難施設4,500名から、シェルターに変わり、700名から800名と大幅に減らされました。さきの戦争の教訓から、避難しても生き延びる保証はないと考えます。地下シェルター建設は、戦争をしないと決めた憲法に反するもので、納得できません。90%の高率補助とはいえ、建設後の地下施設の維持管理費は市民の重い負担となることが想定されます。今、市民、国民の暮らしが物価高騰で大変な中、そのような税金の使い方は、より一層市民、国民の暮らしを圧迫することになります。戦後80年の節目に当たり、今やるべきことは戦後日本の原点に立ち返り、憲法9条の立場で戦争を回避するための外交努力です。戦争を前提にした地下シェルター建設はやめるべきです。

◎議長(平良敏夫君)

ほかに討論はありませんか。

休憩します。

(休憩＝午前10時32分)

再開します。

(再開＝午前10時33分)

◎下地信男君

私は、賛成の立場で討論をさせていただきます。

宮古島市は、市町村合併して20年たちました。しかし、今なお合併によって積み残された課題がたくさんあります。また、市民生活に係る今日的な課題も山積している状況であります。令和7年度の新年度予算は、これら横たわる課題に的確に対処して、市民の命と暮らしを守ることを主眼に置いた予算編成だと私は評価しております。今後、市政発展のためにしっかりと執行してもらいたいという思いを強く持っております。

したがって、この議案に対して私は賛成をいたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

◎山里雅彦君

私も賛成の立場で討論します。

本予算は、各行政部局全ての事業に影響があります。挙げると、子供たちの給食費の無償化をはじめ、こども医療費助成事業、また各担当部局で始まる4月1日からの業者との契約事項、それも含めての事業であります。この新年度から始まる事業をストップすると、例えばこの4月1日から始まる業者との契約等々、また市民生活、それと宮古島全体の経済活動にも、市民の生活にも影響があると私は思っております。そういうことで、私は一般会計当初予算について賛成したいと思います。一つの事業がもし認められない場合を考えたら、その経費を削除して修正案を私は提案すべきだと思っておりますので、それには賛成します。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第24号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、議案第24号は可決されました。

次に、日程第21、議案第60号、令和7年度宮古島市一般会計補正予算（第1号）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第60号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は可決されました。

次に、日程第22、議案第25号、令和7年度宮古島市国民健康保険事業特別会計予算に対する討論の発言

を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は可決されました。

次に、日程第23、議案第26号、令和7年度宮古島市港湾事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第26号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は可決されました。

次に、日程第24、議案第27号、令和7年度宮古島市介護保険特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は可決されました。

次に、日程第25、議案第28号、令和7年度宮古島市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第28号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は可決されました。

次に、日程第26、議案第29号、令和7年度宮古島市再生可能エネルギー運営事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第29号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は可決されました。

次に、日程第27、議案第30号、令和7年度宮古島市土地区画整理事業特別会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第30号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は可決されました。

次に、日程第28、議案第31号、令和7年度宮古島市水道事業会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第31号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は可決されました。

次に、日程第29、議案第32号、令和7年度宮古島市下水道事業会計予算に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は可決されました。

次に、日程第30、議案第52号、財産の取得の追認議決を求めることについてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第31、議案第53号、財産の取得の追認議決を求めることについてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第53号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第32、議案第54号、財産の取得の追認議決を求めることについてに対する討論の発言を許し

ます。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第54号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第54号は可決されました。

次に、日程第33、議案第55号、財産の取得の追認議決を求めることについてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は可決されました。

次に、日程第34、議案第57号、財産の取得についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第57号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は可決されました。

次に、日程第35、議案第58号、訴えの提起についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第58号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第58号は可決されました。

次に、日程第36、議案第59号、訴えの提起についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第59号は可決されました。

次に、日程第37、陳情書第3号、訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを国に求める意見提出の陳情に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第3号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第3号は採択されました。

次に、日程第38、陳情書第4号、国の財源による給食費の無償化制度設立を求める意見提出の陳情、ならびに国による制度設立まで県と貴自治体が協力して無償化実現をめざす陳情に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより陳情書第4号を採決します。

本件に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、陳情書第4号は採択されました。

次に、日程第39、請願書第3号から日程第41、陳情書第5号までの計3件については、各所管委員長から会議規則第110条の規定により、申出書のとおり閉会中の再継続審査及び継続審査の申出がされております。

お諮りします。ただいまの計3件については、各委員長からの申出のとおり、閉会中の再継続審査及び継続審査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願書第3号は経済工務委員会に、陳情書第1号及び陳情書第5号の2件は総務財政委員会にそれぞれ閉会中の再継続審査及び継続審査に付することと決しました。

次に、日程第42、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とし、討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより諮問第1号を採決します。

本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任と決しました。

次に、日程第43、同意案第1号、副市長の選任についてを議題とします。

本案は、砂川朗観光商工スポーツ部長の一身上に関する事件であり、また同部長から本案の審議の際は退席したい旨の申出がありますので、これを認めます。

休憩します。

（休憩＝午前10時48分）

（観光商工スポーツ部長、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前10時48分）

◎上地廣敏君

与党議員団として意思の確認をしたいので、15分程度休憩をお願いいたします。

◎議長（平良敏夫君）

15分ですか。それでは、11時5分まで休憩します。

(休憩＝午前10時48分)

再開します。

(再開＝午前11時05分)

同意案第1号、副市長の選任についてを議題とし、討論の発言を許します。

◎友利光徳君

それでは、日程第43、同意案第1号、副市長の選任について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

副市長不在というのが行政に与える影響というのが大きいということは誰よりも一番理解をしております。しかしながら、昨日の24日の市長の説明なんだけれども、理解できる点と理解できない点があります。今日、その反対の理由を述べる最大の理由は、当事者の周辺環境、この言動に対し、理解をしている方もいらっしゃると思いますけれども、間接的に関係者が議場に複数いらっしゃるということ。定年を控える職員の後というのかな、関係者が昇任の内示を受けているということ、これも全て一つの環境なんです。ということは、この同意案というのは去る1月19日に行われた選挙における選挙功労的な同意案ではないかなと、このように理解されます。

したがって、反対します。

◎下地信広君

私は、賛成の立場で討論したいと思います。

これまでの仕事ぶりを見ても非常に優秀で逸材だと思っておりますし、また職員の融和、まとめ方も非常にうまいなと思っておりますので、これから一番大事な人材だと思っておりますので、賛成いたします。

◎我如古三雄君

私も賛成の立場から意見を述べたいと思います。

行政には多くの課題や難問が山積しており、一日たりとも行政の停滞があってはなりません。市民の生命、財産、そして希望が持てる社会をつくっていくことが行政の務めであります。市政及び行政の片肺飛行は大変危険であり、絶対に避けなければなりません。やみくもに市政の空白をつくることはいけないと考えます。

今回提案されている砂川朗氏は、これまで長年行政の中枢において活躍し、多くの重要施策を遂行され、実績を持った行政経験者であります。また、市民の共感と期待も大変大きなものがあります。行政の立場から市長を支えながら、共に市政の円滑な遂行と市民の福祉向上に十分に対応、寄与できるものと確信するものであります。また、嘉数登市長が唱える地元で活躍してきた人材であること、行政課題に精通していること、極端な思想、信条がなく中庸であること、職員及び市民からの信望が厚いことなどの観点からも合致するものであります。

よって、私は本案に賛成します。

◎議長（平良敏夫君）

反対討論はありますか。

(「討論なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第1号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、同意案第1号は同意されました。

休憩します。

(休憩＝午前11時09分)

(観光商工スポーツ部長、着席)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午前11時10分)

次に、日程第44、同意案第2号、教育長の任命についてを議題とします。

本案は、大城仁君の母の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定によって、大城仁君の退席を求めます。

休憩します。

(休憩＝午前11時10分)

(大城 仁君、退席)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午前11時11分)

同意案第2号、教育長の任命についてを議題とし、討論の発言を許します。

◎池城 健君

同意案第2号、教育長の任命についてに対して、反対の立場から討論します。

昨日も質疑の中で述べましたが、大城裕子氏は座喜味一幸前市長に任命されながら、任期途中の、しかも学校現場において最も忙しい年度末に任務を放り投げて自己都合で途中辞職しています。その理由が、母親として息子の市議補欠選挙の選挙運動をしたいとのことでした。実際に選挙運動でマイクを握り、息子や現市長を応援する姿が新聞報道されたり、市民に見られたりしています。今年の10月には市議選の本選挙が予定されていますが、教育長として大丈夫でしょうか。また、自分を任命した人に石を投げるような行動をしたこのような人物を教育長に任命していいのでしょうか。宮古島市の子供たちはどのように見るのでしょうか。この人事案が新聞報道された直後に、現職の教職員や市民の皆さんから、私に疑問の声が多く寄せられています。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第6項にも、教育長は教育行政の政治的中立を確保するため、政党その他の政治団体の役員になったり、積極的に政治活動を行うことは禁止されていま

す。昨日の質疑の中で、嘉数登市長は教育長として政治的中立を守ることが約束したと述べていますが、昨年の辞職の経緯を見ても信じられるものではありません。この同意案を通してしまうことは、宮古島市の今後の教育行政に疑念を残します。

また、この人事案に対しては、市民の中から同級生のお友達人事ではないのか、宮古島市の大切な子供たちの教育をつかさどる教育長人事がこのようなお友達人事でよいのかとの声が聞こえてきます。

以上、疑念のない教育行政を求める立場から、この同意案に反対します。

◎我如古三雄君

私は、賛成の立場から意見を述べます。

行政には多くの課題や難問が山積しております。一日たりとも行政の停滞があってはなりません。市民の生命、財産、そして希望が持てる社会をつくっていくことが行政の務めであります。このように児童生徒たちの希望が持てる学校教育の推進は大変重要であります。やみくもに教育行政の空白をつくることはいけないと考えます。

今回提案されている大城裕子氏は、これまで教育行政及び市政において多くの重要施策を遂行された実績を持った教育行政経験者であると同時に、市民の共感と期待も大変大きなものがあります。教育行政の立場から、市長と共に本市における教育行政の円滑な推進と今後の課題解決に向けても十分に対応、寄与できるものと確信するものであります。また、嘉数登市長が唱える地元で活躍してきた人材であること、行政課題に精通していること、極端な思想、信条がなく中庸であること、職員及び市民からの信望が厚いこと、男女を配置することなどの観点からも合致するものであります。

よって、私は本案に賛成します。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

◎下地 茜君

反対の立場で討論します。

昨日の質疑において、1月市長選の際に大城裕子前教育長が辞任された理由を、提案者である市長も身内を応援したいため、つまり中立を保つことが困難であるとの理由であったことを認識されています。しかしながら、再度教育長として提案するに当たり、市長として前回も中立も困難であるということを認めながら、次回は中立を求める任命責任を負う立場の市長の一貫性のなさについて市民が納得できる十分な理由があるのか質疑させていただきましたが、納得のできる答弁は得られませんでした。教育長同意案について賛成することは難しいと考えます。

◎下地信男君

私は、この同意案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

大城裕子氏は、これまでも1月に辞職するまで、教育長として教育現場に寄り添い、教育委員会の行政分野を幅広く理解をして、また教育委員会の果たすべき役割を十分に理解して本市教育の発展に私は尽くしてきたと理解しております。

また一方で、宮古島市の文化協会の会長を務めるなど、特に女性リーダーとしてのよき取りまとめ役であり、その人柄は多くの市民が認めているところであります。女性リーダーを取りまとめ、社会教育の発

展にも十分に尽力されていたと評価しております。その資質、人格ともに教育長にふさわしい人物であると私は評価しております。

したがって、この同意案に賛成いたします。

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第2号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案はこれを同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手少数であります。

よって、同意案第2号は不同意されました。

休憩します。

（休憩＝午前11時17分）

（大城 仁君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前11時18分）

これで市長提出の議案の審議は終了しましたので、当局の皆様は退席してください。

休憩します。

（休憩＝午前11時18分）

（当局退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午前11時19分）

次に、日程第45、意見書案第1号及び日程第46、意見書案第2号の計2件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎文教社会委員会委員長（池城 健君）

意見書案第1号、訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和7年3月25日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

意見書を読み上げて提案理由とします。

訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を

早急に行うことを求める意見書

2024年5月に介護報酬の改定が実施され、訪問介護の基本報酬が引き下げられました。

東京商工リサーチ社の調査では、2024年の介護事業所全体の倒産や休廃業・解散が過去最多の784件（同24.0%増）に達していることが明らかになりました。そのなかでも「訪問介護」は529社と前年427社から急増しています。同社は、「2024年は介護業界に嵐が吹き荒れた。コスト高が続くなかでは、倒産と休廃業は紙一重になっている。2025年も介護事業者の経営環境は厳しい状況が見込まれることから、早期に事業者への支援強化など寄り添った施策が求められる。」とコメントしています。

また、沖縄県内介護事業所で働く職員で結成する、沖縄県社会保障推進協議会介護部会が、2024年9月に県内の訪問介護事業所に向けて介護報酬引き下げの実態調査を行いました。（408事業所対象 回答96事業所）

回答では、基本報酬の引き下げに「納得できる1.0%、納得できない96.8%、わからない2.1%」、現状の経営状況について「安定している4.1%、やや厳しい39.5%、厳しい56.2%」、介護報酬改定による経営状況の変化は「改善した0%、変わらない28.1%、悪化した71.8%」となっています。

訪問介護は、要介護者及びその家族の生活を支える上で欠かせないサービスですが、人手不足は深刻です。ホームヘルパーの有効求人倍率は令和5年度で14.1倍と高水準です。政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算で補えるとしていますが、県内でも全国でも事業の存続そのものが危ぶまれる状況が広がっています。

介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年（2025年）3月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、厚生労働大臣。

続きまして、意見書案第2号、国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第2項の規定により本案を提出します。令和7年3月25日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。文教社会委員会委員長、池城健。

これも意見書を読み上げて理由とします。

国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書

自民党が2023年2月に「小中学校での給食費の無償化」を含む少子化対策をまとめたこととあわせて、政府は同年3月に「小中学校での給食費の無償化」の具体的な議論を開始しました。2024年の総選挙では、「給食費の保護者負担の軽減」（自民党）、「学校給食の（略）課題を整理し負担軽減など自治体のとりくみを後押し」（公明）を公約に掲げています。野党の立場でも立憲・維新・国民・共産も給食費の無償化を訴えています。

沖縄県内においても、デニー知事が給食無償化を目指しています。また市長会においても知事に対して完全無償化を要請しています。那覇市・沖縄市・うるま市・浦添市・宜野湾市・豊見城市など多くの議会が給食費無償化をもとめています。

2023年9月1日現在、自治体独自の無償化を実施していた自治体は、1,794自治体中722自治体にのぼります。うち547自治体が給食を実施するすべての小中学校の児童生徒を対象に無償化を実施、全自治体の約

30%にのぼります。722自治体中652自治体が給食無償化の目的として、子育て支援を掲げています。子どもの貧困に関する内閣府の調査では、沖縄県の相対的貧困率は29.9%、全国平均の2.2倍との結果が報告されています。1人あたりの県民所得は全国最下位となっています。

子どもたちの健やかな成長のためにも、国の財源による給食費の無償化制度を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年（2025年）3月25日

沖縄県宮古島市議会

宛先、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第45、意見書案第1号及び日程第46、意見書案第2号の計2件については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

まず、日程第45、意見書案第1号、訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は可決されました。

次に、日程第46、意見書案第2号、国の制度創設による小中学校給食費の無償化を求める意見書に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号は可決されました。

次に、日程第47、発議第1号から日程第51、発議第5号までの計5件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎議会運営委員会委員長（狩俣政作君）

発議第1号、宮古島市議会会議規則の一部改正について。みだしの議案を地方自治法第109条第6項及び宮古島市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。令和7年3月25日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。議会運営委員会委員長、狩俣政作。

提案理由。現在の社会情勢等に照らした規定の整備等を行うには、規則を改正する必要があるため、本案を提出する。

宮古島市議会会議規則の一部を改正する規則。宮古島市議会会議規則（平成17年宮古島市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

なお、改正箇所につきましては、議員各位でのご確認をお願いします。

発議第2号、宮古島市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について。みだしの議案を地方自治法第109条第6項及び宮古島市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。令和7年3月25日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。議会運営委員会委員長、狩俣政作。

提案理由。議長から議会運営委員会に「次の一般選挙から施行する議員の定数について」が諮問された。

同委員会では、議員の定数についての現状維持（24人）、23人、22人とする3つの意見があった。

その後、委員から、「22人とする意見が多いので、議員の定数は22人とするのがいいのではないか」との提案があり、次の一般選挙から施行する議員の定数については22人とするについて諮ったところ、異議なく、全会一致で可決された。

以上を踏まえて、次の一般選挙から施行する議員の定数を22人に改めるには、条例を改正する必要があるため、本案を提出する。

宮古島市議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例。宮古島市議会の議員の定数を定める条例（平成21年宮古島市条例第13号）の一部を次のように改正する。本則中「24人」を「22人」に改める。附則、この条例は、次の一般選挙から施行する。

発議第3号、宮古島市議会委員会条例の一部改正について。みだしの議案を地方自治法第109条第6項及び宮古島市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。令和7年3月25日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。議会運営委員会委員長、狩俣政作。

提案理由。議長から議会運営委員会に、「次の一般選挙から施行する議員の定数」を「24人」を「22人」に改めること等に伴う常任委員会（総務財政委員会、文教社会委員会、経済工務委員会、予算決算委員会）委員の定数及び議会運営委員会委員の定数について」が諮問された。

同委員会では、総務財政委員会委員の定数を8人、文教社会委員会委員の定数を7人、経済工務委員会

委員の定数を7人、議会運営委員会委員の定数を8人とする意見があり、異議なく全会一致で可決された。

予算決算委員会委員の定数については12人（12人の内訳は、総務財政委員会委員8人、文教社会委員会委員から2人、経済工務委員会委員から2人）とする意見と、全員（22名）とする意見があった。

予算決算委員会委員の定数については、12人とするについて諮ったところ、挙手多数で可決された。

以上を踏まえ、宮古島市議会の委員の定数を定めるとともに、文言の整理を行うには、条例を改正する必要があるため、本案を提出する。

宮古島市議会委員会条例の一部を改正する条例。宮古島市議会委員会条例（平成17年宮古島市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「文教社会委員会 8人」を「文教社会委員会 7人」に改め、同項第3号中「経済工務委員会 8人」を「経済工務委員会 7人」に改め、同項第4号中「予算決算委員会 24人」を「予算決算委員会 12人」に改める。

第4条第2項中「議会運営委員会の委員定数は、10人とする」を「議会運営委員会の委員の定数は、8人とする」に改める。

なお、以下の改正箇所につきましては、議員各位でのご確認をお願いします。

発議第4号、宮古島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について。みだしの議案を地方自治法第109条第6項及び宮古島市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。令和7年3月25日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。議会運営委員会委員長、狩俣政作。

提案理由、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が改正され、同法第2条に新たに第8項が新設されたことにより、以下の項番号が順次繰り下げられることに対応するとともに、所要の規定の整備等を行うには、条例を改正する必要があるため、本案を提出する。

宮古島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例。宮古島市議会の個人情報の保護に関する条例（令和6年宮古島市条例第15号）の一部を次のように改正する。

なお、改正箇所につきましては議員各位でのご確認をお願いします。

発議第5号、宮古島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について。みだしの議案を地方自治法第109条第6項及び宮古島市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。令和7年3月25日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。議会運営委員会委員長、狩俣政作。

提案理由。令和4年12月10日に成立した地方自治法の一部を改正する法律（令和4年法律第101号）により、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされることとなった（令和5年3月1日施行）。

同改正法の国会における審議過程で付けられた附帯決議では「請負禁止の規制緩和」にあたり、「議員の職務執行の公正、適正」を損なうこととならないよう、改正趣旨の周知徹底と併せて、議員個人の請負状況の透明性を確保するための対応について、政府において必要に応じ適切な助言を行うようにすることが求められた。

また、法改正について発せられた総務大臣通知（令和4年12月16日付け総行第351号）では、「議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれないことがないよう、例えば、条例等に定めるところにより、地方公共団体に対し請負をする者である議員が、当該請負の対価として各会計年度に支払を受けた金銭の総額や

請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組を併せて行うことが適当であること。」との助言がなされた。

以上を踏まえ、宮古島市議会における議員個人による請負の状況の透明性を確保するためには、条例を制定する必要があるため、本案を提出する。

宮古島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例。（目的）、第1条、この条例は、宮古島市議会議員（以下「議員」という。）が宮古島市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることが目的とする。

なお、以下の条文につきましては、議員各位でご確認をお願いします。

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの発議に対する質疑をさせていただきます。

議会運営委員会に入っていない関係で確認ですが、発議第2号、宮古島市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について伺います。この定数削減について、22人とするというふうに決まったという報告ですけれども、ほかにも意見があったわけですね。23人にするとか、そういう定数について、22人に至る議論の経緯を説明をお願いします。

◎議会運営委員会委員長（狩俣政作君）

23人、22人、もしくは現状維持の24人という意見がありました。その中でも22名というのが最多、多くて、その理由としては類似自治体、石垣市、糸満市、人口が一番近い自治体と比べると、その自治体も議員定数が22名、21名ということで、同調してやったほうがいいんじゃないかという意見が多かったです。

◎下地 茜君

提案されています宮古島市議会の発議第3号、宮古島市議会委員会条例の一部改正についてなんです、委員会をそれぞれ7人、7人、それから予算決算委員会を12人にするということです。文教社会委員会、経済工務委員会は7人に減らすというのは22人になる関係で理解はできるんですが、予算決算委員会を12人に減らすとした理由と、それから私の個人的な意見としては事前通告制というものが必須かなと思っているんですけども、その辺り、議論があったかという、この2点をお聞きしたいと思います。

◎議会運営委員会委員長（狩俣政作君）

様々な意見がございました。従来どおり全員で質疑をする体制、中には総務財政委員会だけでいいんじゃないかとか、そもそも他の自治体も総務財政委員会が行っているという例もあったんです。全員になった経緯が、実は改選前にそういう議員と話をして全員でやったほうが平等ではないかという話があってやった経緯があります。しかしながら、現状の予算決算委員会において、ちょっと過密過ぎると、人数的に

も。それと、予算の話をしているんですけども、大体関連が長くなって時間が延びてきているという傾向があるので、一度精査をしましょうということで、その中で総務財政委員会が8人、それに伴う他の委員会、文教社会委員会、経済工務委員会から代表として2人、合計の12名ということで落ち着きました。

◎下地 茜君

関連質疑が増え過ぎるのではというのは私も感じているところで、だからこそ通告制が必要ではないかなと感じていますので、その議論があったということと、それから他市町村の事例というのを鑑みて、踏まえての判断なのか、比較しての検討があったのかというところをお聞かせください。

◎議会運営委員会委員長（狩俣政作君）

久貝美奈子委員より通告制という話が出ました。ただ、ほかの委員からはそういう話は出ておりません。他の自治体の参考事例があったんです。それを配られて、それを鑑みて皆さんが決めたことです。

◎友利光徳君

発議第2号、宮古島市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてですけども、同等な市に準じてという表現だったかなと思うんだけど、これは2人減になるとやはり旧郡部のほうは市民の声を届けるのが難しいのではないかなと。要するに市民の福祉の向上に影響があるのではないかなというふうな考えを持っているんだけど、これ面積割でできなかったかというのをまず答弁をしてください。

◎議会運営委員会委員長（狩俣政作君）

面積割の話はなかったんですけども、私も委員長ですけども、現状維持という訴えはしました。やはり類似自治体といえども、宮古島市は抱える課題が多い。橋が3つあったり、港湾、漁港も多い。なおかつ予算が100億円近く多いんです。その部分では減らすべきではないと思っていたんですけども、他の委員が22名がいいという話が多かったのも、それが全会一致だったのも、そこで委員長として何ら助言することはやめました。

◎友利光徳君

旧郡部のほうは高齢化が進んで、非常に移動とか問題があっても、課題があっても誰に相談したらいいかなという声をよく聞きます。私も委員長と同じように現状維持のほうを支持しているんだけど、これって今後例えば22名になった場合に、市民の声をどのようにして行政に伝えるべきかなという課題があるのではないかなと思うんです。ですから、これ決定ではないよね。見直すということはできないのか、委員長のほうにお願いします。

（「これは答えられないです」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

友利光徳議員、委員長報告に対する質疑となっていないので、見直すかどうかというのは。これちょっと……

（議員の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま議題となっております日程第47、発議第1号から日程第51、発議第5号までの計5件については、委員会提出の案件でありますので、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理します。

これより討論に入ります。

まず、日程第47、発議第1号、宮古島市議会会議規則の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより発議第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号は可決されました。

次に、日程第48、発議第2号、宮古島市議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの発議第2号、宮古島市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

委員会で22名の定数に至る経緯をお聞きしましたが、なぜ22名かというその議論の経緯、この理由が非常に曖昧さを感じました。それと併せて、他市にはない、委員長がお答えになったとおり、3つの橋を抱え、空港を2つも持ち、港湾を持っている。面積も広い、そういった地域で、合併して20年を迎えましたけども、地域の声が届かなくなっている、そういう声も聞きます。ですから、私は市民の声を届ける、住民自治をしっかりと発揮させていくという点でも、議員定数の削減はそれにそぐわないと考えます。

よって、反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより発議第2号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、発議第2号は可決されました。

次に、日程第49、発議第3号、宮古島市議会委員会条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎下地 茜君

反対の立場ですが、意見を言わせていただきたいと思います。

議員の職務の最も大事な審議である予算決算委員会です。他市町村では分科会を設けるなどして丁寧に議論をしている状況を鑑みると、単に委員を12名に減らすということでもいいのか、本市議会において議論が尽くされていないと考えます。議員報酬を上げるわけですから、委員の負担を減らすというより、むしろ逆に事前通告制を取るなどして、もっと的確な質疑にして、委員が事前に制度を勉強して委員会に臨む、当局に負担をかけない委員の努力を求めるべきではないか、その上で12名にするのかどうかというところが検討されていくのが筋ではないかと考えます。

よって発議第3号について反対します。

◎議長（平良敏夫君）

賛成討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎上里 樹君

賛成討論がない中で反対討論をいたしますけれども、ただいまの日程第49、発議第3号、宮古島市議会委員会条例の一部改正について、反対の立場から討論いたします。

私は、そもそも議員定数削減に反対の立場から、それに伴う委員会の定数を定めるわけですから、議員定数削減の必要がないという立場から反対いたします。

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより発議第3号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、発議第3号は可決されました。

次に、日程第50、発議第4号、宮古島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてに対する討論の発言を許します。

◎上里 樹君

ただいまの発議第4号、宮古島市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、これもマイナンバーカードの関係でありますから、現段階で調査中、確認の中での改正、これには反対をしたいと思います。

います。

◎議長（平良敏夫君）

ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより発議第4号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

◎議長（平良敏夫君）

挙手多数であります。

よって、発議第4号は可決されました。

次に、日程第51、発議第5号、宮古島市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより発議第5号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第5号は可決されました。

休憩します。

（休憩＝午前11時54分）

再開します。

（再開＝午前11時54分）

次に、日程第52、決議案第1号、栗国恒広君に対する議員辞職勧告決議を議題とします。

本案は栗国恒広君の一身上に関する事件でありますので、地方自治法第117条の規定により、栗国恒広君の退席を求めます。

休憩します。

（休憩＝午前11時55分）

（栗国恒広君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午前11時55分)

日程第52、決議案第1号について提案者から提案理由の説明を求めます。

◎山下 誠君

それでは、提案させていただきます。決議案第1号、栗国恒広君に対する議員辞職勧告決議。みだしのことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので、会議規則第14条第1項の規定により本案を提出させていただきます。令和7年3月25日、宮古島市議会議長、平良敏夫殿。提出者議員、山下誠。賛成者議員、長崎富夫、友利光徳、上里樹、下地茜、久貝美奈子、國仲昌二、池城健。

それでは、読み上げて提案に代えさせていただきます。

栗国恒広君に対する議員辞職勧告決議

宮古島市議会は、令和6年3月27日の定例会において、宮古島市議会議員の栗国恒広君に対する議員辞職勧告を決議した。その理由は、栗国恒広君が平良松原において農地の違反転用を続けていることに加え、「原状回復はできない状況」と開き直って違反状態を継続する意思を示したことにあつた。法令遵守を真に向から否定するその姿勢は倫理観に欠け、議会議員としての資質を疑わざるを得ない状況だった。さらに、連日の公の報道によって議会全体に対する市民の信頼を失墜させた。こうしたことから、本市議会は、議員の資格はないと判断し、栗国恒広君に辞職を勧告した。

しかし、この勧告決議以降も栗国恒広君の農地行政に関する姿勢は何ら変わりがなく、反省もないと言わざるを得ない。今定例会において、農業委員会が求めた弁明に対し「原状回復に応じられない」との意思を示したことや、当該農地の周辺用地で新たな農地違反転用が判明したことがその証左だ。

従来から指摘されている重機ヤードの農地法違反については、もともと「伊良部の土地の使用が可能になるまでの間、原状回復、移転の猶予を配慮いただきたい」としていたにもかかわらず、令和3年7月14日の最終処分場跡地の廃止手続が完了した今も重機等の移転を行わないばかりか、今では移転する意向がない姿勢を示している。

従来の栗国恒広君の主張通り、伊良部処分場への移転が進めば、徐々に平良松原の農地違反転用問題は解消、改善に向かうはずだった。沖縄県に出した公の文書で伊良部処分場への移転を約束しておきながら、これを反故にする姿勢は言語道断であり、決して容認できるものではない。

今定例会で新たに発覚した農地違反転用問題に、栗国恒広君が関与していたことも重大な事案として受け止めている。重機ヤード周辺において、農地の転用許可を得ずにアスファルト舗装を行い、道路指定の手続きを進めているとしているが、いかなる理由であろうと、農地の転用許可を得ずに道路等の整備を行うことは農地法に触れることは論を待たない。

農地法は、わが国の農業の健全な発展と土地利用の適正を守るために極めて重要な法律だ。地方議員がその法を軽視し、何らの責任ある説明もなく議場で発言を続けることは議会全体の信頼を損ない、市民の政治に対する不信感を助長するものでしかない。

私たち議員は、市民の負託を受け、公正さと説明責任をもって職務にあたる義務がある。にもかかわらず、法令違反の疑念に真摯に向き合わない栗国恒広君の態度は到底看過できない。よって、本市議会は、栗国恒広君がその責任を自覚し、自らの政治的、道義的責任を明らかにするために、再び議員辞職することを勧告する。

以上、決議する。

令和7年（2025年）3月25日

沖縄県宮古島市議会

◎議長（平良敏夫君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて質疑を終結します。

ただいま除斥されています栗国恒広君から、地方自治法第117条ただし書の規定により、会議に出席して発言したいとの申出があります。

お諮りします。この申出に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、栗国恒広君の申出に同意することと決しました。

休憩します。

（休憩＝午後零時01分）

（栗国恒広君、着席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午後零時02分）

栗国恒広君の発言を許します。

◎栗国恒広君

今回、発言の場所を設けてもらってありがとうございます。今回の議員辞職案の決議によることですが、まずこの件に関してはちょっと2つに分けて皆さんに報告したいと思います。

1年前に同じような農地法の件で、同じ辞職勧告が決議されました。その件に関しては、現在一般質問でも出されたように、平良簡易裁判所では6月に調停不成立という判断を受けて、那覇地方裁判所沖縄支部のほうに改めて調停を申し立てております。その件に関して、私どもの弁護士のほうでしっかり義務違反がないと、原状回復義務はないというような主張を裁判所に訴え、それが受理され、証拠として先に伊良部の土地、そして近隣の今の土地の状況、双方考えて原状復帰はできないということを那覇地方裁判所沖縄支部に起こしております。うちの弁護士の聞き取り調査の中で、宮古島市の農業委員会の顧問弁護士である弁護士のほうは、またそれに対しての意見書がまず提出されていないということで、我々の主張が裁判所で今審議を、相手方の農業委員会の弁護士からの意見書が出ていないので、今これは審議が再開されていないということです。それに加え、なぜ審議が遅れているかということを探ねたところ、この件に

関してはすごく行政的なものが居座っていて、いろんな審議を注視することだというふうに私は弁護士のほうから連絡を受けました。

そして、今回の道路の違反という感じですけど、マスコミ報道で山下誠議員が公の報道等で知らせたという感じがありました。本来なら行動する前に私にも取材を起し、双方の意見を聞き、しっかり報道するべきではなかったかなと私は思っています。この接続道路に関しては、平成22年、久松北地区の松原圃場整備が行われていた中で、隣接する里道、あぜ道、そこは幅が1メートル80、恐らく2メートル弱の道路ということで、地権者を含めてこの道路の拡幅、大型車両の通行が必要だと、もしくは農耕道路として、作業に当たる道路としてこの道路が必要ということで、地権者4名の同意を得ながら道路の拡幅に至りました。それは農業委員会も農耕道路としては認めているのかなと私は個人的に思います。そして……

（「いやいや……」の声あり）

◎栗国恒広君

いや、私の意見の場所ですから。

そして、宮古農林水産振興センターにも確認しました。ここの道路に関しては、この道路を使用しなければ圃場整備は大型車両が通らなかったと、これは目視確認でしております。ということは、道路として見なされているという見解でした。そのことを踏まえ、私たちは今回マスコミで問われた違法だというのは、この道路はもともと農耕道路として既に使われていて、また宮古島市でも固定資産税の評価には公衆道路という感じで位置づけされています。その件で、今回違法転用だということに関して、私たちは道路としてしっかり近隣の方にも農耕道路として使用されていることから、地権者である那覇在住の方々が撤去、転用を違法だということではなくて、これは道路だということで通行妨害禁止等仮処分申立てを行っています。この件に関しては、しっかりこれから司法で審議され、道路としての位置づけと農耕を含めた道路としての位置づけが重要であるということをこれから審議していきますので、ぜひ皆さんご理解の上、今回マスコミで取り上げられたものは、前回のものは裁判で今進行中、今回のものはまた仮処分申立てという感じで、あくまでも道路ということで……

（「農地だよ、農地」の声あり）

◎栗国恒広君

農地ではなくて、農地でも道路です。

◎議長（平良敏夫君）

静かにしてください。

◎栗国恒広君

ここは決めるところで、そこはしっかり司法のほうで訴えて、その解決を進めていきたいと思います。

今回の農地に関しても何も進展がなく、私はむしろ我々本人から行政に対してどうすれば解決の糸口があるかということで、今専門家を交えて農地問題解決に向けては、我々もしっかり全身全霊を込めて解決に向けて取り組んでいるところです。山下誠議員がおっしゃっていた、開き直ったという言葉は、私は開き直っていません。ぜひ原状回復が無理だと、できないと。これは先ほど言いましたように……

（「言っていたよ、それを」の声あり）

◎議長（平良敏夫君）

静かにしてください。

◎栗国恒広君

近隣の状況を踏まえ、そして、これまでこの道路を農耕道路としては近隣農家の皆さんの意見も含めて、ここは地権者である方もそれを承知の上に分筆登記までしっかりサインをいたし、そして自分の土地が何に使われているかというのをしっかり認めて、それで登記にも同意をして分筆登記もされています。そこはもう裁判資料としてしっかり提示してありますので、今後の司法の判断に委ねたいと思っています。皆さんが農地法違反だ、違反だと騒ぎ立て、そしてマスコミが違反だ、違反だと騒ぎ立て、それも十分理解できますけど、その辺に関しては司法の場でしっかりどういう判断が下されるかを見守っていきたいと思います。

◎議長（平良敏夫君）

栗国恒広君の退席を求めます。

休憩します。

（休憩＝午後零時09分）

（栗国恒広君、退席）

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

（再開＝午後零時10分）

ただいま議題となっております日程第52、決議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

日程第52、決議案第1号、栗国恒広君に対する議員辞職勧告決議に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

これにて討論を終結します。

これより決議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は可決されました。

休憩します。

（休憩＝午後零時11分）

(栗国恒広君、着席)

◎議長（平良敏夫君）

再開します。

(再開＝午後零時11分)

これで今定例会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今定例会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長（平良敏夫君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして令和7年第3回宮古島市議会定例会を閉会します。

(閉会＝午後零時12分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和7年3月25日

宮古島市議会

議 長 平 良 敏 夫

議 員 下 地 信 男

〃 砂 川 和 也